【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成27年4月17日

【事業年度】 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 アフラック・インコーポレーテッド

(Aflac Incorporated)

【代表者の役職氏名】 会長兼最高経営責任者 ダニエル・P・エイモス

(Daniel P. Amos, Chairman and Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 31999 ジョージア州コロンバス

ウィントン・ロード1932

(1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 門田 正行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 3288 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田中 郁乃

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 3288 - 7000

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注1. 別段の記載がある場合を除き、本報告書中の「当社」とは、文脈に応じ、アフラック・インコーポレーテッド又はアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社を指し、「アフラック」とは、アフラック・インコーポレーテッドの完全子会社であるアメリカンファミリー生命保険会社(American Family Life Assurance Company of Columbus)を指す。
 - 2. 別段の記載がある場合を除き、本報告書に記載の「ドル」又は「\$」は米国ドルを指すものとする。本報告書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ドル=122.33円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2015年3月18日現在の対顧客電信売相場の値)により換算されている。当該換算は、ドルが当該換算率又はその他の換算率で日本円に換算されること、換算されたこと、又は換算され得たことの表明であると解釈されるべきではない。
 - 3. 本報告書中の計数で四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と一致しない場合がある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

アフラック・インコーポレーテッド(以下、「提出会社」又は「親会社」)及びその非保険事業子会社は、ジョージア州法に基づき設立されている。アメリカンファミリー生命保険会社(American Family Life Assurance Company of Columbus)(以下、「アフラック」、提出会社の完全子会社)は、2001年12月26日付で会社設立準拠法地をネブラスカ州に変更した。アメリカンファミリー生命保険会社ニューヨーク(American Family Life Assurance Company of New York)(アフラックの完全子会社)はニューヨーク州法により設立されている。コンチネンタル・アメリカン・インシュアランス・カンパニー(Continental American Insurance Company)(以下、「CAIC」、提出会社の完全子会社)はサウスカロライナ州法により設立されている。

ジョージア事業会社法(Georgia Business Corporation Code)(以下、「GBCC」)が、提出会社の内部運営を律する主たる法律である。さらに、アフラックは、米国及びその属領においてはアフラックが事業を営む州及び属領の保険局によって、また日本においては金融庁によって、規制を受けている。

提出会社はニューヨーク証券取引所及び株式会社東京証券取引所に発行済株式を上場せしめており、 当該上場によって、当社の事業と財務状況に関連する情報開示及び株主総会について、上記の取引所及 び米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)(以下、「SEC」)による規制に服して いる。

当社を規制するその他の政府機関及び法律(これらは米国で事業を営む全ての会社につき日常的なものとみなされるものであるが)には、雇用機会均等委員会、労働省、内国歳入庁(これらはすべて連邦の機関である。)及び一般的な事業の許可や動産、不動産税を規制する州や地方の機関がある。さらに当社の株式の譲渡については、米国内のさまざまな管轄地において有効な統一商事法典のいくつかの規定が適用される。

アフラックに対する保険業務規制

当社の主たる事業活動及び収益は、アフラックの保険事業である。アフラックはこの事業を1956年に開始し、米国内及び外国(主として日本)で営業を行っている。アフラックは、個人の補完保険及び生命保険をその事業の基幹とする点で特長のある保険会社である。

アフラック及び提出会社のその他の保険子会社は、すべての米国の保険会社と同様に、事業を行っている管轄地の規制と監督に従う。一般に、さまざまな管轄地の保険業法は、広汎な行政的権限、なかんずく、事業を行うライセンスの許諾及び取消、取引慣行の規制、代理人の許可、保険証券の様式及び保険料率の承認、支払い能力の基準ならびに特定の保険契約責任準備金及び最小損害率要件の維持、資本要件、株主への配当制限、投資の特質及び制限、保険契約者のための担保の預託、監督機関によって規定あるいは許可されている法定保険会計の慣行に従って作成された財務書類の提出、保険会社の市場活動、金融その他の業務の定期調査について広い行政権限を持つ監督機関を設定している。

アフラックは、かかる法律に基づき、事業を行っている州の監督機関に、詳細な年次報告書を提出することを求められている。すべての営業記録と会計書類は、いつでも当該機関の調査の対象となる。アフラックは全米保険監督官協会(National Association of Insurance Commissioners)(以下、「NAIC」)の規制に基づき、事業を行っている州を代理している1つ又は複数の監督機関によって、定期的に調査を受けている。規制は、株主のためというよりむしろ主に保険契約者のためになされている。

当社及びアフラックに対する会計上の要求

ニューヨーク証券取引所及びSECは、当社(アフラックを含む。)の連結財務書類が、財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board)(以下、「FASB」)が制定した、米国において公正妥当と一般的に認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles)(以下、「GAAP」)に従って作成されることを要求している。GAAPは、原価と収益の対応を規定し、また、なかんずく、新契約費用の資本組入れ(更新手数料を超える当初の手数料費用、保険証書発行費用、及び新保険証書の作成により異なりかつ作成に直接関連するその他の費用から成る。)及び関連する保険料収入が計上される期間におけるかかる費用の償却、ならびに専門知識経験に基づき将来起こり得る会社にとって不利な偏差に対する合理的な引当金を含む保険数理上の推定を用いた保険給付準備金の設定を求めている。

アフラックは、アフラックが事業を行っているさまざまな州及びその他の管轄地で、保険会社に適用される規制に基づく法定の会計慣行(statutory accounting principles)(以下、「SAP」)に従って、保険監督機関に財務書類を提出することを求められている。SAPにより、一般に、営業の費用を、それが起因する収益に対してではなく発生した時点で計上すること及び州の保険監督機関が定めた保険数理上の推定を使った修正準備金算定方法で、将来の保険金請求への法定の準備金を設定することが要求されている。また、早急に現金に転換できない一定の資産は直ちに費用処理され、一定の偶発投資資産損失に備えて準備金が計上される。SAPとGAAPとの間にはここで言及していないその他の差異がある。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(1) 会社制度の詳細 設立及び準拠証書

以下の情報は、提出会社であるジョージア州法人アフラック・インコーポレーテッドに適用されるものである。

(a) 設立

定款中に発効日を遅らせる旨明記されていなければ、会社はジョージア州の州務長官に定款を提出 することにより設立され、存在することになる。

(b) 定款

絶対的記載事項: 定款には、次の事項を規定しなければならない。すなわち、 GBCCの要件を満たす会社の商号、 会社が発行を授権されている株式の総数、 会社の最初の登録事務所の所在する郡・街区及びその事務所における最初の登録代理人の名称、 各発起人の氏名・住所ならびに 会社の最初の本店の郵便宛先。また定款には、株式の種類及び各種類について会社が発行を授権されている株式数を規定しなければならない。2種類以上の株式の発行が承認されている場合には、定款は各種類に固有の名称を規定し、その発行に先立ち当該種類株式の優先権、制限及び権利を規定しなければならない。定款は、全体で無制限の議決権を有する1種類又は2種類以上の種類株式、又は解散に際して全体で会社の純資産を受け取ることのできる1種類又は2種類以上の種類株式を授権しなくてはならない。

任意記載事項: 定款には、任意に、会社の最初の取締役となる個人の氏名及び住所を規定することができる。また定款には、会社が設立される目的に関し法に抵触しない範囲で下記の様な規定を設けることができる。すなわち、 会社の事業運営・業務管理に関する事項、 会社、取締役会及び株主の権能の定義、制限又は規制、 授権株式又は種類株式の額面価額、ならびに 特定限度・特定条件の下での会社の債務に対する株主への個人的責任の賦課。定款に含めることができるその他の事項は、付属定款に定めることを必要とし又は規定できるあらゆる条項及び注意義務その他の取締役としての義務違反に関する金銭的損害賠償に対し、会社の取締役又はその株主の個人的責任を免除又は制限する条項である。ただし、会社の事業機会を自己の職務に違背して私的に利用すること、意図的な違法行為もしくは悪意の法律違反による作為もしくは不作為、

違法な配当、分配、再購入もしくは償還に対する責任、又は取締役が不当な個人的利益を享受する取引に関し、取締役の責任を免除又は制限する条項は規定できない。

決議要件の加重: 定款に別段の定めがない限り、発行済社外株式1株は、株主総会の各議案につ いて1議決権を有する。発行済社外株式のみが議決権を有する。特別の状況下でなければ、A会社 の株式を、B会社という内国又は外国会社が直接又は間接に所有し、かつA会社がB会社の取締役の 過半数を選任するために充分なB会社株式を直接又は間接に所有している場合には、B会社が所有 するA会社株式には議決権がない。ただし、この制限は、自己株式を含め受託者の資格で会社が所 有する株式の議決権を行使する会社の権能を制約するものではない。償還可能株式は、償還通知 が株主へ郵送され、株式の引き渡しを条件に償還金額を所有者に支払うという取消不能の義務に 基づき株式を償還するに充分な金員が銀行、信託会社その他の金融機関に供託された後は、議決 権を持たない。定款には、取締役の選任にあたり、議決権のある株主は、自己の議決権を累積す る権利があるとの規定をすることができる。これは、株主が自己の所有する議決権の数と選任決 議の対象となる取締役の数との積として累積された議決権を単一の取締役候補者に又は複数の取 締役候補者間に適宜配分することができることを意味する。累積的議決権を有する株式は、総会 招集通知に累積投票が有効である旨の記載がされているか又は累積的議決権を有する株主が総会 の開催指定時刻の少なくとも48時間前にその旨の意思の通知をしない限り、累積投票をすること はできない。定款又は付属定款には、GBCCで要求されるよりも多数又は少数の定足数を定めるこ とができ(但し、議決権総数の3分の1以上とする。)、またGBCCで要求するよりも加重した株主 に対する決議要件を定めることができる。

会社の負債に対する株主の責任: 定款に別段の定めがない限り、株主は会社の負債の支払いにつき、個人的な責任を負わない。但し、株主自身の行為を理由に責任を負うことがあり得る。さらに、自社株式を会社から購入した者は、当該株式が発行を認められた際に定められた対価又は引受契約で定められた対価の支払いを除き、当該株式に関し会社又はその債務者に対しいかなる責任も負わない。

定款の改正: 定款に別段の定めがない限り、会社の取締役会は、株主による決議なしに定款の以下の改正を採択することができる。すなわち、 会社が法律によって一定の存続期間を設けることが要求されていた時に設立された場合に、その存続期間を延長すること、 最初の取締役の氏名及び住所を削除すること、 年次の登録が州務長官に提出されている場合に最初の登録代理人又は事務所の名称及び所在地を削除すること、 会社が特定の種類株式だけを発行している場合、その種類の各発行済株式又はその発行済株式及び未発行授権株式をより多数の数の株式に変更すること、 会社が特定の種類株式だけを発行している場合、その種類株式の各発行済及び未発行株式の額面を変更又は廃止すること、 商号を変更すること、 GBCCによって株主の決議によることなく行うことが明示的に認められているその他の変更を行うこと。その他の事項については、取締役会及び株主による適切な決議によって定款を改正することができる。定款を改正する会社は、ジョージア州州務長官に改正定款を提出しなければならない。

(c) 付属定款

会社の付属定款には、会社の経営及び管理の規則が含まれる。付属定款には、会社の事業、その業務の処理と会社の権利・権限又は株主、取締役、役員もしくは従業員の権利・権限につき、法あるいは定款に抵触しないあらゆる規定を含むことができる。

取締役会は、付属定款を変更し、改正し、無効にし、あるいは新しい付属定款を採択する権限を有する。但し、当該権限が定款又は従前に株主が採択した付属定款で株主の専権事項として留保されている場合を除く。当該権限が取締役に与えられたという事実によって、株主の付属定款を採択し、改正し、無効にする権利は否定されたことにはならない。株主は、株主が採択した付属定款は取締役会により変更、改正もしくは無効にされ得ないと定めることができる。取締役会の権限を制限し、又は取締役の期差選任を定めている付属定款は、株主によってのみ採択され、改正され又は無効とされる。

(2) 会社制度の詳細 株主に関する事項

以下はGBCCのある条項の一般的な要約である。特定の条項を、ある会社の定款もしくは付属定款に定めるにはより詳細な適用が問題になるが、以下はその様なGBCCの適用を検討し分析することを試みるものではない。

(a) 総会

年次総会: GBCCでは、各会社は付属定款で規定される時に年次株主総会を開くことが要求されている。年次総会は、付属定款に記載されているか又は付属定款に従って定められた場所で開催することができる。開催場所が付属定款に記載されておらずまた付属定款に従って定められていない場合は、年次総会は、会社の主たる事務所で開催される。会社の付属定款に記載された時又は付属定款に従って定められた時に年次総会が開催されなかったとしても、それは会社の決議の有効性にいかなる影響も及ぼさない。

会社が会社の会計年度の終了後6ヵ月又は最後の年次総会開催後15ヵ月のいずれかのうち遅い時期までに、年次総会を開催しないか又は開催を拒否する場合は、会社の登録事務所が存する郡の上級裁判所は、株主の申請に基づき総会を開催するよう略式命令を出すことができる。

特別総会: GBCCは、取締役会又は定款もしくは付属定款で定めたその他の者が特別株主総会又は年次株主総会に代る特別の総会を招集することを認めている。株主が100名以下の株主の会社の場合、25%(又は定款もしくは付属定款が規定しているそれ未満の数)の株主が書面による総会の開催要求に署名し、日付を入れ会社の秘書役に送達しなければならない。100名を超える株主を有する会社の場合は、定款又は付属定款で、書面による特別総会の開催要求は、株主の25%よりも多数又は少数でなされることを要件とすることができる。

(b) 議決権

一般: 定款又はGBCCに基づき認められた株主間契約に別段の定めがない限り、議決権のある発行済社外株式は、その種類に関わりなく、株主総会で、各議決事項につき1議決権を有する(当社の定款は別段の規定(株式をいつ取得しどれ位の期間保有しているかにより異なる議決権数を規定。)をしている点に留意されたい。本報告書第一部第1 1.(8)(a) 「議決権」を参照されたい。)。定款に別段の定めがない限り、取締役選任についての累積投票は認められない。委任状: 各株主は、指名の書式に署名することにより、本人のために議決権行使し又はその他の行為を行う代理人を指名することができるが、いかなる代理人も、委任状に別段の規定がない限り、その日付から11ヵ月経過後は議決権を行使できずまたその他の行為を行うことができない。GBCCに基づき認められた取消不能委任状を除き、いかなる委任状も、それを作成した者により随時取り消され得る。

取消不能となるために、委任状は、「取消不能委任状」と標記され、取消不能の旨の記述がなされ、かつ質権者又はその他当該株式に担保権を有する者によって所持されなければならない。所持人には当該株式を購入しもしくは購入に合意した者、委任状を対価として会社に信用を供与もしくは信用を継続している1人又は複数の債権者、雇用契約において委任を求めている会社の従業員、又は株主間契約で指名された者が含まれる。取消不能委任状は、それが関連する権益が消滅した時には取消可能となる。代理人を指名した株主が死亡又は無能力となっても、投票を集計する権限のある秘書役その他の会社の役員が死亡又は無能力の通知を受領しなければ、委任状の有効性を会社が承認する権利には影響を生じない。さらに、委任状に取消不能の規定があっても、当該株式を購入した時に取消不能の指定の存在が当該株式を表章する株券(又は株券のない株式についてはその説明書上)に明確に記載されていなかった場合には、当該委任状の存在を知らなかった購入者は委任状を取消すことができる。

1933年証券法に基づきSECに登録されている証券に関する委任状の勧誘は、1934年証券取引所法(以下、「証券取引所法」)の規則第14A条により規制されている。この規則は、なかでも、総会で検討されるべき事項を記述した委任状勧誘資料(proxy statement)を株主に送付することを要求している。勧誘が会社の経営陣のためになされ、かつ取締役が選任される年次株主総会に関するものである場合は、年次報告書が委任状勧誘資料に添付されるか、又は前もって送付されねばならず、委任状勧誘資料には会社の取締役及び一部の役員の報酬、ストックオプション、賞与及び退職給付金に関する情報ならびに会社とその取締役、主要な役員、当該総会で取締役として選任される予定の被指名者及び上記の者の関係者との間の取引又は取引の予定についての情報を開示しなければならない。

基準日: 付属定款では、株主総会の通知を受ける権利、特別総会を要求する権利、投票その他の行為を行う権利を有する株主を決定するため、1つ又は複数の投票グループについて基準日を特定するか又はその特定の方法を規定することができる。付属定款で基準日が定められておらずかつ特定の方法が規定されていない場合、会社の取締役会は、任意の将来の日を基準日として特定

することができる。いかなる場合にも、一定の例外はあるが、基準日は株主の確定を要する総会 又は決議の前70日を超えることはできない。基準日が設定されると、当初の総会のために定めら れた日より120日以内に再招集される延会のためにも同じ基準日を適用することができ、あるいは 取締役会が新しい基準日を定めることができる。延会が当初の総会のために定められた日から120 日以上経過後に行われる場合には、新しい基準日が定められなければならない。

議決権信託: GBCCは、信託を設定する書面による契約が会社の登録事務所に提出され、対象となる株式が会社の名簿上受託者に譲渡された場合には、受託者に議決権その他株式を代表する権利を与える議決権信託を、一定の条件に従い、10年を超えない期間設定することをすべての株主に対して認めている。当初設定されたか又は1回又は複数回延長された議決権信託の期間満了の前いつでも、1人又は複数の議決権信託の受益権者は、書面による契約で、同一の受託者又は代替の受託者を指名して議決権信託の期間をその延長契約の日から10年を超えない期間延長できる。

(c)総会に代る株主の承諾

定款に別段の定めがない限り、年次もしくは特別株主総会でとられるべき行為は、当該行為をしたことを記した書面での承諾が、当該議案につき議決権あるすべての株式を総会で投票する権利を有している者、又は定款で規定されている場合は、議決権のある株式がすべて出席し投票したと仮定した場合に当該行為を承認もしくは採択するに必要な最低の票数以上の議決権を有する株式を総会で投票できる者、のいずれかにより署名された場合、総会の開催、事前通知及び投票なしに、採択することができる。上記の手続きにより採択された行為は、採択された行為の内容が記載され、かかる行為を行う権利を持つ株主が署名し、かつ議事録に登載し又は会社の記録にファイルするために提出された1つ又は複数の書面による承諾書によって証されなければならない。株主が累積投票権を有する場合の取締役の選任については、全員一致の書面による承諾による以外行うことはできない。総会を開くことなしに全員一致ではない書面による承諾により当該行為を行った場合は、かかる書面による承諾をしなかった投票権ある株主に10日以内に書面で通知しなければならない。GBCCで別段の定めがない限り、総会を開くことなく行為をする権利のある株主を確定する基準日は、最初の株主が承諾書に署名した日である。

(d) 株主の承認を必要とする事項

次の事項は、株主の投票により下記に従い決定又は承認される必要がある。

欠員の補充を除く取締役の選任: 定款で別段の定めがない限り、定足数が出席する総会で選任 投票権のある株式の相対多数の賛成

定款の改正: 取締役会が定款を改正する権限を有しない場合、GBCC、定款又は取締役会が決議要件を加重し又は全投票グループの投票を定めていなければ、当該改正に議決権を有する各投票グループ別に当該改正への議決権総数の過半数の賛成

会社の吸収又は合併の計画(下記の「吸収、合併及び解散」に記載した例外を除く。): 会社の吸収又は合併の計画は、計画に関し議決権のある全株式による単一の投票グループとしての投票における全議決権の過半数による承認。及び、定款により当該計画に関し投票グループとして個別に決議をすることを認められた各投票グループにおける過半数の賛成

会社のすべて又は実質的にすべての資産の売却、賃貸又は交換(GBCCに特定された例を除

く。): 定款又は取締役会が加重した決議要件又は投票グループ別の投票を定める場合を除 き、当該取引について投票する権利のある全議決権の過半数の賛成

会社の解散もしくは清算又は解散の撤回決議: 当該提案について投票する権利のある全議決権 の過半数の賛成。但し、ある限定された状況においては単に取締役の承認のみが要求される。

存続期間の満了により解散したが、満了後も事業を継続している会社の復活: 満了日から10年 以内の随時

(e) 株主の閲覧権

会社は、次の記録の写しを保持するものとする。

現在有効な定款及び改正定款

現在有効な付属定款又は改正付属定款及びそれらの修正

取締役の員数の増減に関する株主又は取締役会による決議、取締役の組分けならびに全取締役会 構成員の氏名及び住所

当該決議に従って発行された株式が存続している場合は、その発行に関わる1つもしくは複数の株式の種類又はシリーズを設定しかつそれに関連する権利、優先権及び制限を定める取締役会による決議ならびにその他すべての取締役の決議

過去3年間のすべての株主総会の議事録、署名された総会開催通知にかかる権利放棄書及び総会を 開かずに行われたすべての株主決議を証する署名された承諾書

過去3年以内に株主に提供された財務書類を含むすべての書信

会社の現在の取締役及び役員の氏名及び業務の場所を示す一覧表

州務長官に提出された直近の会社の年次登録書

株主は、上記の記録の閲覧及び複写を希望する日の少なくとも5営業日前にその旨を書面で会社に対し要求した場合には、通常の営業時間内に会社の主たる事務所でそれらを閲覧し複写する権利を有する。株主が誠実にかつ妥当な目的で要求を行い、その目的及び閲覧を希望する記録を具体的に記し、その記録が直接その株主の目的に関連しかつその記録が記述された目的のためにのみ使用される場合は、株主は、下記の記録を会社が指定した合理的な場所で閲覧し、複写する権利を有する。

取締役会又は取締役会委員会の会議議事録及び株主総会議事録ならびに株主又は取締役会が会合 を開かずに行った決議の記録の抜粋

会社の会計記録

株主の記録

この閲覧権は会社の定款又は付属定款によって廃止又は制限することはできない。会社の主たる事務所以外の場所で閲覧する権利は、会社の定款又は付属定款により、発行済社外株式の2%又はそれ以下を所有する株主に制限することができる。

(f) 株主への報告

GBCCは、株主に対して財務報告を行うことを求めてはいない。しかし会社は、書面による要求があれば、直近の貸借対照表と損益計算書の写しを株主に提供しなければならない。原則として公開会社は、証券取引所法に従い制定された規則によって、独立の公認会計士により監査された財務書類を含む年次報告書を株主に配布しなければならない。既述のとおり、この報告書は取締役が選任される年次総会について、経営陣が委任状を勧誘する場合は、委任状勧誘資料と共に、あるいは事前に株主へ交付されなければならない。

(3) 会社制度の詳細

(a) 取締役会

各会社は、その会社が法定の閉鎖会社の資格がない場合は、取締役会を開かなければならない。 取締役の数、任期、定足数: 取締役会は、定款もしくは付属定款に規定された又はこれらに 従って定められた員数の1名又は複数名の個人から構成されなければならない。 定款又は付属定款 は、最多又は最少の員数の幅を定めることによって取締役会の規模に可変的な幅を持たせることができ、取締役会が取締役の員数を最多数から最少数の間で固定又は変更することができると規 定することができる。定款又は付属定款の改正を通じて、取締役の員数又は最少員数の減少が あっても、在任中の取締役の任期を短縮することにはならない。GBCC、定款又は付属定款で員数 を増員していなければ、取締役会の定足数は、会社が固定した数を取締役会の員数としている場合はその時に定められていなければ、取締役数の過半数、会社が変動する数を取締役会の員数としている場合はその時に定められている取締役の員数、員数がその時に定められていなければ、取締役は株主又 は州居住者である必要はない。期差選任条件により取締役が組分けされている場合を除き、取締役は選任された株主総会に続く次の年次株主総会までの任期を有し、任期の満了にかかわらず、その後任者が選任され資格を与えられる時まで、あるいは取締役の員数に減少がある時まで、その勤務を継続する。

権限: すべての会社の権限は取締役会により又は取締役会の授権に基づいて行使され、法律、定款、付属定款又は株主間契約に別段の定めがある場合を除き、会社の業務及び事務は取締役会によって管理・運営される。取締役の権限に課された制限は、定款、付属定款又は株主間契約のいずれに含まれていても、当該制限の存在を実際に知らない株主及び取締役以外の第三者に対し効力を生じない。定款、付属定款又はGBCCが要件を加重している場合を除き、定足数を満たす取締役が出席し、その過半数の投票があれば、取締役会の行為となる。

委員会: 定款又は付属定款に別段の定めがない限り、取締役会は、1又は複数の委員会を設け、取締役会のメンバーを委員会委員に任命することができる。取締役会の会議、通知及び通知の放棄、ならびに定足数及び議決要件を規制するGBCCの規定は、委員会及び委員にも同様に適用される。委員会は、取締役会又は定款もしくは付属定款で定められた限度で、取締役会の権限を行使することができるが、GBCCに基づき株主が承認すべき行為を承認しあるいは株主に提案することはできず、取締役会もしくはその委員会の欠員を補充することはできず、又は定款を改正することはできない。

取締役の組分け: 会社の取締役会は、定款又は当初の付属定款もしくは株主の投票で採択された付属定款によって、2乃至3の組に分けることができ、その場合各組はできるだけ同数に分けられ、ある一組に属する取締役のみの任期が各年次の改選時に満了することとなる。

同意書による決議: 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会又は委員会の会合における決議を必要とし又は当該決議により許容される行為は、取締役会又は委員会の全員によってなされた場合、会合を開くことなしに行うことができる。当該行為は、その行為を記述し、各取締役によって署名され、議事録に編綴し又は会社記録へ登載するため会社に提出される1つ又は複数の承諾書によって証されなければならない。

報酬: 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会は取締役の報酬を定める権限を有する。

会議電話による会合: 定款又は付属定款に別段の制約がない限り、取締役会又は委員会の構成 員は、会合の全参加者が相互に聞くことができる会議電話その他類似の手段により、取締役会又 は委員会の会合に参加することができる。

欠員: 定款に別段の定めがない限り、取締役の員数の増加に起因する欠員を含め取締役会に欠員が生じた場合、その欠員は株主又は取締役会によって補充され、その職にとどまる取締役が取締役会の定足数に足りない場合は残りの取締役の過半数の賛成で欠員が補充される。当該欠員が株主の投票グループによって選任された取締役によって占められていた場合は、(株主によって補充される時は)当該投票グループの株主のみが当該欠員を補充するための議決権を有する。将来の特定の日に生ずる欠員は、欠員が生ずる前に補充することができるが、新任取締役は欠員が生ずるまで就任することはできない。

取締役の利益相反取引: 相反する利益とは、 その取引が取締役会の決議に付されると否とにかかわらず、ある取締役の知る限りにおいて、当該取締役又はその関連する者が、取引の当事者であるか、又は当該取締役が当該取引について議決権の行使を求められた場合当人の判断に影響を及ぼすことが合理的に予見されるような取引に実質的な経済上の利益を有しているかもしくは非常に密接に関与している場合、又は、 その取引が取締役会の決議に付され、その取締役の知る限りにおいて、当該取締役がその取締役、ゼネラルパートナー、代理人もしくは従業員である組織体、又は上記の者を支配しもしくは上記の者によって支配されている組織体又は当該取締役のゼネラルパートナー、本人もしくは雇用主である個人が、取引の当事者になるか、又は当該取締役が当該取引について議決権の行使を求められた場合、当人の判断に影響を及ぼすことが合理的に予見できる取引に密接に関与した実質的な利益を有しかつその者にとって経済上の重要性のある場合に、当該取締役がかかる取引に関して有する利益をいう。

取締役の利益相反取引に該当しない取引は、取締役、又は取締役が個人的・経済的その他の関係を有する者が当該取引について有する利益を根拠として、株主もしくは会社の決議又は会社の権利行使により、禁止又は無効とされ、又は損害賠償その他の処罰の裁定を課されることはない。

取締役の利益相反取引は、当該取締役が取締役会に対し必要な開示を行っている場合、取締役又は、取締役が個人的、経済的その他の関係を有する者が当該取引について有する利益を根拠として、株主もしくは会社の決議又は会社の権利行使により、禁止又は無効とされ、又は損害賠償その他の処罰の裁定を課されることはない。また、取締役の利益相反が通告され、かつ取締役が秘書役に、投票権を所有又は支配する者の数と身元ならびに取締役又は取締役の関連する者によって実質的に所有されている全株式を通知した後に、議決権のある株主の過半数がかかる取引に賛成する旨の投票を行った場合も同様である。また、実行の際の状況から判断して、当該取引が会社にとって公正であると立証された場合も同様である。また、実行の際の状況から判断し

て、当該取引が会社にとって不公正であったと立証されない限り、1名又は複数の取締役の報酬又は費用の償還に関連する取引である場合も同様である。

取締役の責任: 取締役は、取締役及び委員会の委員として、誠意をもってかつ同じような任にある常識的な分別を持つ人が同様の状況下で払うであろう注意をもって、自らの義務を果たさなければならない。取締役は、提起された課題につき信頼に値し、適格であると合理的に信ずる会社の役員もしくは従業員が、あるいはその職業的専門的な適格性の範囲内であると合理的に信ずる事項につき法律顧問、公認会計士、投資銀行もしくはその他の者が、それぞれ提示又は作成した情報に依拠してその義務を遂行することができる。さらに、取締役は、自分がその一員でないある取締役会中の委員会が信頼に値すると合理的に信じた場合、当該委員会が作成し又は提示した情報に依拠することができる。上記の者又は委員会について信頼性がないことを知りながらそれに依拠している場合には、取締役は誠意をもって行動しているとはいえない。取締役は、自己の義務をGBCCに従って遂行している限り、取締役として行った行為もしくは行為しなかったことに対し責任を負わない。

補償: 取締役が会社の最大の利益になるかあるいは最大の利益に反しないと合理的に信じた方法で行動し、また刑事訴訟については自己の行為が違法であると信ずる合理的な理由を有していなかった場合、会社は、その者が取締役であるもしくは取締役であったという事実が原因で、民事上、刑事上、行政上もしくは調査手続き上の訴訟もしくは手続きの当事者となり又は当事者であった者あるいはそのおそれのある者に対し、その手続きから発生した債務を補償し又は自らに補償を義務づける権能を有する。判決、命令、和解、有罪による手続きの終了又は不抗争の答弁その他同種の手続きの終了があったとしてもそのこと自体が取締役が上記の行動基準に合致しているか否かを決定するものではない。会社は、取締役が会社に対し責任があると判断された会社による手続きもしくは会社の権利行使の手続きに関連し、又は取締役が不当に個人的便益を受領したことに基づいて取締役に責任があると判断されたその他の手続きに関連して、取締役に補償することはできない。補償の額は、当該手続きに関連して発生した合理的な費用に限定される。

(b) 役員

所要役員と選任: 会社の役員は、付属定款に記載され又は付属定款に従って取締役会が選任することができる。適正に選任された役員は、付属定款又は取締役会で授権されている場合、1名又は複数の役員又は役員補佐を選任することができる。付属定款又は取締役会のいずれかで、役員の1名に取締役会及び株主総会の議事録の作成ならびに会社の記録の認証の職務を委任する。役員は、同時に会社の複数の役職を兼務することができる。

役員の責任: 一任された権限を有する役員は、誠意をもって、かつ同じような任にある常識的な分別を有する人が同様の状況下で払うであろう注意をもって、自らの義務を遂行しなければならない。役員は、提起された課題につき信頼に値し、適格であると合理的に信ずる会社の他の役員もしくは従業員が、あるいは職業的専門的な適格性の範囲であると合理的に信ずる事項につき法律顧問、公認会計士、投資銀行もしくはその他の者が、それぞれ提示もしくは作成した情報に依拠してその義務を遂行することができる。上記の者について信頼性がないことを知りながらそれに依拠している場合には、役員は誠実に行動しているとは云えない。役員は、自己の義務をGBCCに従って遂行している限り、役員として行った行為もしくは行為しなかったことに対し責任を負わない。

補償: 定款に別段の定めがない限り、本人が会社の役員であるため又は役員であったために、取締役ではない役員が当事者となった手続きの防御、又はその手続きにおける主張、争点もしくは事実に関する防御において成功した限度で、会社は、それらの行為に関連して発生した合理的な費用を、当該役員に補償する。役員は、手続きが行われている裁判所又は管轄権のある他の裁判所に、費用の補償又は前払いの支払い命令を求めることができる。いずれの場合も、役員は取締役と同程度の補償を受ける権利を有する。また会社は、定款、付属定款、取締役会の一般的もしくは個別的な決議又は契約に規定されている限度で、取締役ではない役員、従業員又は代理人に対し、費用を補償し、前払いをすることができる。

(4) 会社制度の詳細 財務構造 株式及び配当金

(a) 株式の発行

定款には、会社が発行を授権されている株式の種類及び各種類の株式数を規定しなければならない。授権された株式の種類の数にかかわらず、定款では、全体で無制限の議決権を有する1つ又は複数

の種類の種類株式が授権されなければならない。また解散に当たり全体で会社の純資産を受け取る権利のある1種類以上の種類株式(議決権を持つ種類株式と同一でもよい。)の発行が授権されなければならない。定款は、GBCCに大要が説明されているその他の権利を有する1つ又は複数の種類の種類株式の発行を授権することができる。2種類以上の種類株式の発行が授権される場合、定款には、各種類について識別可能な呼称が規定されなければならない。1つの種類に属する株式はすべて、同じ種類の他の株式と同一の優先権、制限及び関連する権利を持たなければならない。但し、ある種類もしくはシリーズの株式又はその所有者の議決権、呼称、権利、資格、制限又は制約は、定款以外で確認される事実(その事実が機能する方法が明確にかつ明示的に定款又はその改正定款に規定されている場合)に基づいて定めることができる。ジョージア州の会社は、所有者、会社もしくはその他の者の選択により、又は定められた事由の発生により償還の対象となる、種類株式又はシリーズの株式を設けることができる。また、会社は端株を発行することもできる。

(b) 株式発行の合法的対価

取締役会又は株主は、定款で認められている場合、現金、約束手形、役務提供、役務提供契約又は会社の他の証券を含む有形資産もしくは無形資産又は会社への便益供与を対価とする株式の発行を授権することができる。会社は、将来の役務もしくは便益供与のための契約又は約束手形を対価として発行された株式について、当該役務が履行され、手形が支払われ又は便益が享受されるまで株式をエスクローで保持すること、又はかかる株式の譲渡を制約するその他の手段を講ずることができ、株式の購入価格について株式に関し生じた分配金を控除することができる。

(c) 株券

株式は、株券で表章することができるが、必ずしも表章する必要はない。GBCCに別段の規定がない限り、その株式が株券によって表章されているか否かによって株主の権利及び義務に差はない。各株券には、付属定款又は取締役会で指定された1名以上の役員が肉筆又は複写で署名を行わねばならず、さらに社印又はその複写を押捺してもよい。

(d) 株券のない株式

定款又は付属定款に別段の定めがない限り、取締役会は、一部又は全部の種類又はシリーズの株式の一部又は全部を株券なしで発行することを授権することができる。当該授権は、既に株券により表章されている株式には、それが会社に引き渡されるまでは、影響を及ぼさない。

株券のない株式の発行又は譲渡の後合理的な期間内に、会社は株主に対し株券に記載することを求められている情報を記載した説明書を送付する。

(e) 分配

定款による制限に従い、取締役会は株主への分配を承認でき、会社は分配を行うことができる。分配とは、その株式に関して行われる、株主に対するもしくは株主のための、会社による金員もしくはその他の資産(自己株式を除く。)の直接的もしくは間接的な移転又は負債の負担を意味する。分配を実施した場合、会社が通常の営業活動内で期限の到来する債務を支払うことができなくなるとき、又は会社の総資産の額が会社の負債の総額と、解散の際にかかる分配を受け取る株主に対し優先権を持つ株主の優先権を満足させるために必要な額との合計額より少なくなるときには、かかる分配を行うことはできない。取締役会は、その状況下で合理的である会計慣行及び会計原則に基づき作成された財務書類、又はその状況下で合理的であるその他の公正な評価もしくは方法に基づいて、ある分配が禁止されていないことを決定する根拠とすることができる。

(f) 株式配当

定款に別段の定めがない限り、会社の株主又は1つもしくは複数の種類もしくはシリーズの株主に対し、持分の割合に応じてかつ対価なしに株式を発行することができる。定款で授権されている場合、その種類もしくはシリーズの株式の議決権総数の過半数が当該発行を承認した場合、又は発行されるべき種類もしくはシリーズの発行済社外株式がない場合以外は、ある種類又はシリーズの株式を他の種類又はシリーズの株式に対する株式配当として発行することはできない。

(g) 会社の自己株式に関する投票、償還、買戻権

会社は、自己の株式を取得することができ、定款に別段の定めがない限り、取得された株式は、授権はされているが未発行の株式となる。定款が会社の取得した株式の再発行を禁じている場合は、授権株式数は、会社が取得した株式数だけ減少する。かかる授権株式数の減少は定款の改正をもって有効となる。

(h) 株式の譲渡

米国内における株式の譲渡は統一商事法典の規定で規制される。一般的に、株式の譲渡は、株券の 裏書きと交付により通常有効となる。また、裏書きの代りに、株式譲渡委任状の譲渡を証する別個の 書類が使われることもある。会社の株主名簿上の登録所有者名を変えるためには、譲渡人により適法 に裏書きされた株券を抹消のために提出し、新株が譲受人の名で発行され、新名義人が株主名簿に記 入されなければならない。一般に会社は、株券の抹消、発行を行う職務を持つ1人又は複数の名義書換 代理人を指名し、また、名義書換代理人の行為を確認し、会社の帳簿上に現在記載されている株主の 名簿を保持する職務を持つ1人又は複数の登録人を指名するのが普通である。

株式譲渡についての妥当な制限は、定款、付属定款、株券保有者間の契約あるいは、株券保有者と 発行会社間の契約によって付すことができる。ある制限を有効とし拘束力を持たせるためには、当該 株券にその制限を記載しなければならない。

(i) その他

ジョージア州法によれば、ジョージア州裁判所は、非居住者が非居住者を相手方とする訴訟又は訴訟手続きにおいて、非居住者がジョージア州と必要な最小限度の接触を有している場合には、この非居住者に対し裁判管轄権を行使することができる。

(5) 会社制度の詳細 合併、株式交換及び解散

(a) 合併及び株式交換

一般: GBCCによれば、ジョージア州の会社が、1つ又は複数の他のジョージア州の会社と、又は、他の州の法に基づいて存在する1つ又は複数の会社と合併することが認められている。GBCCではまた、ジョージア州の会社が米国の州のいずれか以外の管轄地の法に基づき存在している1つ又は複数の会社と合併することも認められている。

会社は、双方の取締役会が株式交換を採択しかつその株主が当該交換を承認する場合、他の会社の1つ又は複数の種類又はシリーズのすべての発行済社外株式を株式交換を通じて取得することができる。

一般手続き: 一般に、合併又は株式交換を実施するには、各当事会社は、合併又は株式交換の計画を採択しなければならない。かかる合併又は株式交換の計画は、承認を受けるために株主に提出されなければならない。合併又は株式交換の計画が承認されるために、取締役会は、まず合併又は株式交換の計画を株主に提案しなければならない。取締役会が利益相反その他の特別な事情を理由に合併又は株式交換の計画を提案しないことを選択した場合は、取締役会は、その選択の理由を株主に知らせなければならない。

株主の承認: 定款、付属定款又は取締役会による別段の定めがない限り、授権されるべき合併の計画は、当該計画に関し議決権のある全株式の単一のグループとしての投票における過半数の賛成、及び当該計画に関し個別に投票グループとして議決することを定款によって認められている各グループの全株式の過半数の賛成で承認されなければならない。合併計画が、もしその規定が定款の改正案にあったならば当該改正案につき個別の投票グループとして投票すべき株式の種類又はシリーズによる決議を要するという規定を含んでいる場合、それらの種類又はシリーズの株式は、合併計画について議決権を有する。株式交換の対象に含まれるかそうでなければ株式交換の計画に議決権を有しない種類又はシリーズの株式は、各種類又はシリーズで個別の投票グループとして議決権を有する。

存続会社の定款がその合併前の定款と異なっていない場合は、存続会社の株主による合併計画に関する決議を要しない。合併の発効日直前に存続会社の発行済社外株式を所有していた各株主は、かかる株式と同一の呼称、優先権、制限及び関連する権利を有する同数の株式を合併直後に所有し、合併直後の発行済社外株式の数及び種類は、合併直前の定款で授権されていた存続会社の株式の総数及び種類を超えないものとする。

親会社と子会社との吸収合併: 吸収合併当事会社のいずれの定款にも別段の定めがない限り、他の内国会社の各種類の発行済社外株式の少なくとも90%を所有する会社は、親会社又は子会社のいずれの株主の承認もなしに、当該子会社を吸収合併することができる。合併の結果の定款又は合併証書は、親会社の定款を改正する規定を含むことはできない。

異議申立権: 会社は、合併又は株式交換計画に関して議決権を有する各株主に、予定された株主総会を通知する。通知書には、総会の目的又は目的の1つは、合併又は株式交換の計画を検討することである旨が記載されなければならず、かつ計画の写し又は要約を記載するか同封しなければならない。

会社が当事者である合併計画が完了した場合、会社の登録株主は、株主の承認が当該合併について求められかつ当該株主が合併に関し議決権を有する場合、又は会社がその親会社に吸収される子会社である場合、異議を申し立てかつ自己の株式について公正価格での支払いを受ける権利がある。また登録株主は、当該株主が当該計画に関し議決権を有する場合、当該会社がその株式を取得される側の当事会社である株式交換計画の完了に異議を申し立てる権利がある。異議申立権を発生させる会社の決議案が株主総会に提出された場合、異議を主張したい登録株主は、決議案が有効となった場合当該株主の株式に対し支払いを求める意思を書面で会社に通知し、決議案に賛成票を投じてはならない。会社提案が決議された日又は支払い要求を受領した日のいずれか遅い日から10日以内に、会社は、GBCCに適った各異議申立者に対し、申立者の株式の公正価格であると会社が見積った額に経過利息を加算した額を支払う旨申し込む。この支払い申込みには、

会社の貸借対照表、当年度の損益計算書、当年度の株主持分変動表及び直近の中間財務書類、会社による株式の公正価格見積計算書、利息の計算方法についての説明、 異議申立者の支払い請求権の説明ならびに GBCC第13条の写し、が添付されなければならない。株主が会社の支払い申込みに不満の場合、異議を申し立てる株主は、申込み価格が株式の公正価格より低い、もしくは利息の計算が不正確である、又は提案決議が採択されなかった会社が株主の供託した株券を返戻しないと考える場合、株式の公正価格についての本人の見積り及び支払い請求を書面で会社に通知することができる。支払い請求が解決しない場合、会社は、支払い請求を受領後60日以内に法的手続きを開始し、株式の公正価格及び経過利息の決定を求める申立てを裁判所に行う。会社が60日の期間内に法的手続きを開始しない場合、会社は支払い請求が解決していない各異議申立人に請求額を支払う。

上記にかかわらず、国法証券取引所に上場されているか2,000名を超える登録株主によって所有されている種類又はシリーズの株式の所有者には異議申立権はない。ただし、かかる所有者が、合併又は株式交換計画に基づき、自己の株式に代えて国法証券取引所に上場されているか2,000名を超える登録株主によって所有されている存続会社又は他の公開会社の株式以外のものを受領する必要がある場合は、この限りではない。また、定款又は付属定款に別段の定めがある場合にも、異議申立権が認められる。

(b) 資産の売却、賃貸又は交換

株主の承認を得ない場合: 定款に別段の定めがない限り、会社は、会社が支払い不能となりかつ現金もしくは現金等価物での売却が会社の債務支払いのために望ましいと取締役会がみなした場合、又は会社が清算を目的として設立された場合、会社のすべての又は実質的にすべての財産を、株主の承認なしに、取締役会が定めた条件及び対価で、売却、賃貸、交換その他の処分をすることができる。また会社は下記の事項を行うことができる。すなわち、 かかる処分が通常又は正規の業務活動であるか否かにかかわらず、その財産の一部又はすべてを抵当、質入その他の担保に供すること、 会社がその全株式を所有している会社に財産の一部又はすべてを譲渡すること、 対象とする資産の価値が会社の全資産価値の半分を超えず、当該資産によって表示されもしくは生み出される収入が会社の総収入の半分を超えない場合、会社の財産の実質的にすべてに満たない当該資産を売却、賃貸、交換その他の処分をすること。

株主の承認を得る場合: 取締役会が当該取引を提案し、株主が当該取引を承認した場合、会社は、会社の取締役会が決定した条件及び対価で、その財産のすべて又は実質的にすべてを売却、賃貸、交換その他の処分をすることができる。取引が授権されるためには、取締役会が取引案を株主に提示し(利益相反その他特別の事情のために取締役会が株主への提示をしないことを選択し、この旨を株主に通知する場合を除く。)、議決権を有する株主が当該取引を承認しなければならない。取締役会は、当該取引案の株主決議への提出にいかなる条件をも付すことができる。

(c)解散及び清算

GBCCの下で、会社は次の方法で任意に解散することができる。すなわち、 株式を発行せず又は営業を開始していない会社にあっては、会社の発起人又は最初の取締役の過半数による州務長官に対する解散届出書の提出、及び 会社の取締役会の株主に対する解散提案の提出。取締役会が解散を提案し(取締役会が、利益相反その他特別な事情で解散を株主へ提案しないことを選択し、かかる選択を株主に通知する場合を除く。)、議決権を有する株主が解散提案を承認しなければならない。取締役会は、当該解散提案の提出に関しいかなる条件をも付すことができる。定款又は付属定款に別段の定めがない限り、解散提案は、当該解散についての議決権総数の過半数により承認されなければならない。

州歳入監査官(State Revenue Commissioner)が会社が必要な納税申告書を提出しなかったこと及び提出期限の日から1年が経過したことを証した場合、会社が年次登録書を提出期限後60日以内に州務長官に提出しなかった場合、会社が60日以上州内に登録代理人もしくは登録事務所を有しなかった場合、会社が60日以内に州務長官にその登録代理人もしくは登録事務所が変更したこともしくはその登録代理人が辞任したこともしくはその登録事務所が休止したことを通知しなかった場合、又は、公開を要する通知が公開されなかった場合、州務長官は行政上の措置として当該ジョージア州の会社を解散させることがある。

会社は、ジョージア州の法務長官による法的手続きにおいて、会社の定款が詐欺で取得されたこ と、又は法務長官による通知がなされた後もなお会社が公益又は会社の株主、債権者もしくは債務者 を害するような方法でGBCCに違反し続けることが立証された場合には、上級裁判所によって司法的に 解散させられることがある。また会社は以下の各場合には、株主が提起した法的手続きにおいて上級 裁判所により解散させられることがある。すなわち、 取締役が会社の業務運営に行詰まり、株主が 行詰まりを打開することができず、かつ会社が回復不能の損害を蒙るおそれがあるか、現在損害を 蒙っていることが立証された場合、 取締役又は会社の支配権を有する者が違法もしくは詐欺的な方 法で過去に行為を行うか現在行っておりもしくは将来行う場合に、会社の発行済社外株式の少なくと も20%以上を所有する者によって法的手続きが開始された場合、 株主の議決権行使に行詰まりがあ り、少なくとも連続する2回の年次総会日を含む期間、任期の満了した取締役の後任者を選任すること ができなかった場合、又は 会社資産が不当に使用されもしくは費消された場合。債権者の訴えに対 して判決が出され、判決の執行によっても債権が充足されずかつ会社が支払い不能であることが立証 された場合、又は会社が債権者の請求権の期限が到来しておりかつ会社が支払い不能であることを書 面で認めた場合、会社は、債権者が提起した法的手続きにおいて、上級裁判所により解散させられる ことがある。会社は、任意解散を裁判所の監督下で継続させるため、会社の提起した法的手続きにお いて上級裁判所によって解散させられることがある。

会社の任意解散の手続きは州務長官に解散の意思の通知を提出することにより開始される。これには、会社の解散意思の通知の公開要求がなされたことを証する会社の役員又は取締役が作成・署名した証明書が添付される。解散意思の通知を提出した後も会社は存続するが、事業及び業務を清算するために適切な業務を除きいかなる業務も行うことはできない。会社のすべての既知の負債、債務及び義務が支払われかつ弁済され又はそれらに対する適切な引当てがなされた時、会社は、ジョージア州の州務長官に解散届出書を提出して解散することができる。

(6) 会社制度の詳細 会社、取締役又は役員に対する訴訟

ジョージア州の会社の株主は、その異議申立ての対象となった取締役又は役員の作為又は不作為の時に会社の株主であったか、又はその株式がその後法の適用により当該株主に帰属し、かつ当該株主がかかる会社の権利を執行するに際し会社の利益を公正かつ妥当に代表する場合には、会社に対する忠実義務に違反したとされている取締役又は役員を含む一切の者に対し、会社を代表して、訴訟を提起できる。株主の手続きは、適切な行為を取るよう要求する書面が会社に対し提出され、90日が経過するまで開始することはできない。但し、かかる要求が会社によって拒絶されたことが株主に対しより早期に通知された場合又は90日の猶予期間を待つことにより会社にとって回復不能の損害が発生する場合は、この限りではない。

(7) 会社制度の詳細 短期取引による利得

証券取引所法の第16条(b)項は、いくつかの例外を除き、公開会社の役員もしくは取締役又はその発行するいずれかの種類の持分証券の10%超の実質的所有者は、6ヵ月以内になされた当該会社の持分証券の売却と購入もしくは購入と売却から得た利益を会社に返還する義務があると定めている。当該利益は、当該持分証券の発行会社が管轄裁判所に提訴することによって、又は当該発行会社が株主から請求を受けた後60日以内に訴訟を提起しないか提起することを拒んだ場合もしくはかかる訴訟を誠実に遂行しない場合は、当該発行会社を代表しその名義において当該発行会社の持分証券の保有者が提訴することにより、回収することができる。ただし、かかる利益の発生日から2年を経過した後は訴訟を提起することはできない。

(8) 提出会社の定款及び付属定款

以下は原則として、一般に適用されるGBCCの条項とは異なるか又はこれを補充する、提出会社の定款 及び付属定款の条項について述べたものである。

(a) 定款

会社の目的: 提出会社の定款第1条規定の提出会社の目的は次のとおりである。

「他の会社の株式を購入、所有及び保有すること、また他の会社の株式所有を通じてその会社の 業務を指揮すること。当州、その他の州もしくは地域、国あるいは政府の法律に基づいて設立さ れた、保険会社、保険代理店及び保険に関連したその他の事業を含み、これらに限らず、その他 の会社により発行された株式又は株式についての議決権信託証券又は債券、手形、証券又は負債 の証書、及び合衆国、その各州、地域、領土、属領又は領域、その地域もしくは地方自治体の債 券あるいは負債の証書の購入、引受け、取得、所有、保有、売却、交換、委譲、譲渡、担保の設 定、質入れ又はその他の方法により処分を行うこと。それらと交換に、当社の株式、債券、手形 又はその他の負債を発行すること、及びそれらの所有者として、所有する株式又は議決権信託証 券の議決権を含む、すべての所有者としての権利、権限及び特権を行使すること。当社により、 又は当社のために、債券、株式、議決権信託証券、その他の証券又は負債の証書が保有されてい る、あるいは当社が、それらにあるいはそれらの利益につき何らかの利害関係を有する、会社又 は組合を助成し、それらに対して融資をし、またそれらの配当、株式、債券、手形、負債の証 書、契約その他の債務を保証すること、及び他の合法的な方法で援助すること。当該債券、株 式、その他の証券、負債の証書あるいは当社の財産の価値を保護、保存、改善又は増加するため に、法律により許されたいかなる行為をも為すこと、及び一般的な持株会社の業務を行いまた持 株会社の役目を果すこと。」

「ここに列記された目的達成又は到達に必要、適切もしくは適当な、又はいつでも当社の保護も しくは利益を促進し又はこれに資すると認められるすべてのことを行うこと。」

「ジョージア州の法律により与えられた一般的権限及びここに記載された目的を制限するためではなく、それらを促進するために、ジョージア州事業会社法に基づいて設立された会社が現在又は将来合法的に行うことができる範囲まで、当社は、本人又は代理人として、単独で又は他の会社、商会、個人と共同して、ここに列挙された目的の達成又は到達に必要、適切、便利もしくは適当な、又はこれに関連もしくは付随する、あるいは当社の利益を促進し、又はその財産価値を増加するために直接・間接に計画された、一切の行為を行い、また一般的に、ジョージア州事業会社法に基づいて、又はそれを修正、補足あるいは代替する法律に基づいて、会社が現在又は将来行い又は行使することが許されるすべてのことを行い、またすべての権限、権利及び特権を行使する権限を有することを明示的に規定する。」

「本条の上記規定は、いずれも目的及び権限として、またそれぞれ独立した目的及び権限として解釈されるものとする。ここに列挙された特定の目的及び権限は、本条に別段の定めがある場合を除き、当社定款の本条又は他の条の規定への言及、又はそれらからの推論によって、決して制限又は制約されないものとする。」

資本株式: 提出会社が発行権限を有するすべての種類の資本株式総数は、19億株である。

議決権: 提出会社の定款に従って、1985年4月22日以前に取得された普通株式の所有者は、1株当たり10議決権があり、以下の場合を除き1985年4月22日より後に取得された株式は、48ヵ月を超えて継続して所有されるまでは、1株当たり1議決権であり、48ヵ月を超えてからは、1株当たり10議決権を有するようになる。1985年4月22日より後に取得された普通株式であっても、次の場合には、1株当たり10議決権を与えられる。すなわち、 譲渡人が1985年4月22日以前に当該株式を取得していた場合であって、譲受人が贈与、不動産遺贈、動産遺贈もしくはその他の相続に関する法により、不動産相続もしくは動産相続により受領した場合、又は、受益者のために信託で保有されていた株式が受益者に分配されたことによって譲受人が受領した場合、又は 1985年4月22日以前に付与されたオプションの行使によって当該株式が発行された場合、又は 1985年4月22日以前に取得された株式についての、株式分割、株式配当又はその他の株式に関する分配の直接の結果として当該株式が取得された場合。

証券業者名義又はノミニー名義で所有されている普通株式は、1985年4月22日より後に取得され 48ヵ月を下回る期間同一実質株主が所有しているものと推定され、この推定を、当社の取締役会 に満足すべき反証を提示して覆さない限り、1株当たり1議決権が与えられる。この推定を覆すことを希望する株主は、委任状に記載された宣誓供述書を完成し、かつ署名する必要がある。取締 役会は、宣誓供述書を裏付ける証拠を要求する権利を留保する。

SECは、国法証券取引所に上場されている持分証券の議決権に関して、1988年7月7日より有効な証券取引所法に基づく規則19C-4を採択した。規則19C-4は、各証券取引所に対し「普通株式又は持分証券の国内発行者が、同法の第12条に基づき登録された同人の発行済のある種類の普通株式の所有者の1株当たりの議決権を無効とし、制限し、又は全く減殺する結果となるように、ある種類の証券の発行又はその他の会社の行為を行う場合は、当該発行者の普通株式その他の持分証券の上場又は上場の継続」を取引所の規則もしくは通達方針、慣行又は解釈によって、認めないよう規定することを求めている。規則は、1988年7月7日現在存在する不平等な議決権には適用されない。したがって、採用された規則は、1985年4月22日に株主が採択した当社の不平等な議決権には影響を及ぼさない。ニューヨーク証券取引所はさらにきびしい規則を採択することもできるが、当社の経営陣は同取引所の従来の提案が既に不平等な議決権を採用している会社が変更手続きを採ることなく上場を継続することができるとするものであったことに鑑み、同取引所がSECの規則にならうものと考えている。

登記上の事務所及び代理人: 提出会社のジョージア州における登記上の事務所の所在地はマスコギー郡コロンバス市ウィントン・ロード1932である。上記所在地において登記された代理人の名称は、ジョーイ・M・ラウダーミルクである。当社は当社の営業上必要であると取締役会が決定する場所に、その他の事務所を持つことができる。

(b) 付属定款

株主

- (イ)総会: 年次株主総会は、毎年5月の第1月曜日、同日が法定休日であればその翌営業日又は取 締役会が指定する日に開催される。特別株主総会は、当社の主たる事務所又は当該総会の通知 に指定された米国内のその他の場所において、取締役会、取締役会会長又は最高経営責任者の 招集により開催される。また、当社の発行済社外株式の所有者が行使することのできる議決権 の25%以上を所有する株主の書面による請求があった場合、秘書役は、特別株主総会を招集し なければならない。かかる株主の請求には、(A)総会の特定の目的及びかかる特別総会におけ る決議を提案する事項を記載し、(B)請求に署名する各株主の署名した日を記載し、(C) (1)かかる請求に署名する各株主の当社の株主名簿上の氏名及び住所及び(2)かかる株主が 実質所有権を有する当社の発行済株式の数を記載し、かつ(3)かかる株主がかかる株式につい て、証券取引所法により要求されるものと合致する実質所有権を有するという事実及びその期 間を示す証拠を含み、 (D) かかる各株主に関して、各場合において証券取引所法に基づき、 (選挙を伴わない場合でも)選挙による取締役選出のための委任状の勧誘において開示しなけ ればならない、又はその他必要な全ての情報を記載し、(E)当該総会の特定の目的に関するか かる各株主の重大な利害について記載し、かつ (F) かかる株主が特別総会の請求を交付した日 において実質所有権を有する当社の発行済株式を、かかる株主が請求した総会の基準日より前 に処分した場合、当該処分はかかる株式に関するかかる請求の撤回に相当することについて の、各株主及び適正に授権された代理人の同意を含むものとする。さらに、当該株主は、当社 が適用法に基づく自らの義務を果たすために合理的に要求するその他の情報を、直ちに提供す るものとする。株主総会の招集通知は総会開催日の60日前以降かつ10日以上前になされなけれ ばならない。総会への株主の出席は、(a)総会の冒頭に株主が総会の開催又は総会における議 事の進行に異議を申立てた場合を除き、当該総会に関する招集通知の欠如又は欠陥のある通知 に対する異議申立権の放棄を構成し、また(b)通知に記載された目的以外の議題に関しては、 株主がその議題が提示された時に当該議題を審議することに反対した場合を除き、招集通知に 記載のないことに対する異議申立権の放棄を構成する。株主総会の基準日は、株主の特定を必 要とする特定の行為がなされる日の70日前以降かつ10日以上前に設定される。
- (ロ)定足数: 特定の事項に関する株主の決議について法による別段の定めがある場合を除き、いかなる株主総会においても、議決権のある発行済社外株式の過半数の所有者の本人又は代理人による出席が、すべての議事の処理についての定足数を構成する。ある総会の出席株主数が定足数を満たさないときは、出席株主は、別の時及び場所を定めて、当該総会を延会とすることができる。当該延会においては、当初通知された総会で処理される予定だった議題を審議することができる。延期の後、延会のために新しい基準日が決められる場合は、延会の開催通知は、当該延会で議決権を有する各登録株主に対しなされる。総会が120日を超えて延期される場合は、新しい基準日が設定されなければならない。

- (八)議決権: 法令又は当社定款若しくは当社付属定款に明示的な規定により別途の票数が要求される場合を除き、年次総会に適正に提案される問題を決定する一般的な基準は多数決とされる。この場合、「多数決」とは賛成票が反対票を上回ることを意味する。 取締役
- (イ)取締役の員数、選任及び任期: 取締役会を構成する取締役の員数は、在任取締役の過半数の決議で、3名以上25名以内の範囲内で、随時決定される。取締役の候補者は、賛成票が反対票を上回る場合に選任されるものとする。但し、()付属定款第3条第2項に定める株主による取締役候補者指名の事前通知の要件を遵守して株主が取締役候補者を指名する通知を当社の秘書役が受領し、()当社が株主に対して当該株主総会の通知を最初に郵送する日の14日前までに当該株主がかかる指名を撤回しない場合には、株主総会における相対多数の得票により取締役を選任するものとする。選任された各取締役は、同人の後任が選出され資格を与えられるまで、又は任期満了以前の辞任、解任もしくは死亡までその職にある。20才以下又は75才以上の者は、取締役として選任、再任、指名又は再指名される資格を有しない。また、取締役は、ジョージア州の住民であることも当社の株主であることも要件とはされない。12ヵ月内に定例の取締役会会議に3回以上欠席した取締役は、自動的に辞任したものとみなされる。ただし、この自動辞任は、当該辞任取締役の書面による同意を得て、残りの取締役の過半数の投票で採択された決議で取消すことができる。欠員は、株主又は取締役会によって充足される。取締役の解任には、議決権を有する株式の過半数の株主の賛成が必要である。
- (ロ)取締役会: 定例の取締役会会議は、ジョージア州内外の取締役会が決定する時と場所で、通知なしに開催することができる。取締役会の特別会議は、取締役会会長もしくは最高経営責任者又は2名の取締役によって、各取締役に正当になされた1日以上前の口頭、電信もしくは書面による直接の通知、又は米国第一種料金前払い郵便で3日以上前になされた書面による通知で招集される。
- (八)定足数及び投票: 取締役会の定足数は、取締役会の構成員の過半数とする。法、定款又は付属定款に別段の規定がない限り、定足数を満たす会議において出席取締役の過半数でなされた決議は、取締役会の決議となる。取締役会の定足数が満たない場合、出席取締役は、会議で告知することにより、定足数が満たされるまで、随時、会議を延会とすることができる。
- (二)補償: 当社は、当社の取締役、顧問取締役、役員、従業員もしくは代理人であるかもしくはあったこと、当社の要請により行為を行うかもしくは行ったこと、又は他の会社、パートナーシップ、合弁会社、信託その他の企業の取締役、役員、従業員もしくは代理人として業務を行ったという事実により、提起の可能性があるか、係争中又は完了した訴訟、裁判又は手続き(当社の権限に基づくすべての訴訟、裁判又は手続きを含むがこれらに限定されない。)の過去あるいは現在の当事者であるか、又はかかる当事者になるおそれのあるすべての者に対し、当該手続きが民事手続き、刑事手続き、行政手続き又は調査であるかにかかわらず、同人に対し補償を行い、GBCC(現在の規定及び将来における改正に従う。)の条項により許される最高限度まで、これらの手続きに関し発生した合理的な費用の前払いを行うものとする。
- (ホ)委員会: 取締役会は、その決議により、1名以上の取締役からなる1つ又は複数の委員会を指定することができる。執行委員会は、最高経営責任者、最高経営責任者代理、取締役会会長、取締役会副会長、社長及び取締役会が随時決定するその他の取締役会の取締役を含む最低5名の取締役からなる。委員会は、取締役会から与えられた権能を行使するものとするが、以下に関する権限は有さない。すなわち、 定款もしくは付属定款の改正、 当社の資産の全部もしくは実質的に全部の処分、 吸収合併もしくは新設合併計画の採択、又は 当社の任意解散もしくは解散の撤回。執行委員会は、取締役会の会議と会議の間の期間にあっては、合法的に委譲された取締役会のすべての権能を有し、行使することができる。執行委員会の会議は、執行委員会の委員長である最高経営責任者が決定する時と場所で開催される。

役員、任務及び権限: 役員は、最高経営責任者、最高経営責任者代理、取締役会会長、取締役会副会長、社長、執行副社長、秘書役、秘書役補佐、会計役及び会計役補佐からなる。この他に、取締役会は追加で特別に指名される複数の副社長、秘書役補佐及び会計役補佐を選任することができる。主要役員は、その後任が選任され資格を与えられるまで、又は本人の死亡、辞任もしくは解任まで勤務する。社長と秘書役を除き、同一人が複数の役職を兼務することができる。取締役会は、必要とみなすその他の役員及び代理人を選任することができる。取締役会は、任意の期間上記役職を欠員のままとすることができる。

- 有価証券報告書
- (イ)最高経営責任者: 最高経営責任者は、取締役会に対し完全な報告を行う義務があり、年次株主総会において当社の業務状況の説明を行う。最高経営責任者は、当社の他のすべての役員、代理人、独立した請負業者及び従業員に対し、彼らのそれぞれの義務が適切に履行されているかどうか観るために、全般的な指揮権と指示権を有する。最高経営責任者は、当社が保有する他社の全株式の議決権を、当社のために当社に代わって行使する。最高経営責任者は、当社の名前で、すべての授権された社債、手形、為替手形、小切手、引受手形又はその他の債務証書、再保険契約書その他の契約書に署名することができる。最高経営責任者は、取締役会の命令及び決議に従い、また当該命令及び決議によって明白に制限を受けていない時と場合には本人の裁量に従って、当社の事業及び業務を運営し、実施する。最高経営責任者はすべての裁判所で訴訟を提起し、提起された訴訟を受け、原告となり被告となる権能を有し、あらゆる司法、行政、仲裁、和解その他の訴訟又は手続きに参加しかつかかる手続きについて当社を拘束する権能を有する。自己の裁量で当社の最大の利益がそれによって達せられると考える時は、最高経営責任者はいつでも理由の有無を問わずすべての役員を解任することができる。
- (ロ)最高経営責任者代理: 最高経営責任者が不在、一時的な無能力もしくは行為不能、又は最高経営責任者がその旨明白に指示する場合、最高経営責任者代理が最高経営責任者の職務を履行し、その履行にあたり最高経営責任者のすべての権能を有し、かつそのすべての制約に従う。最高経営責任者の死亡、永久的な無能力又は辞任の場合、最高経営責任者代理が最高経営責任者となり当該制約に従い当該職務及び権能を継承する。副会長の職位が何らかの理由で欠員の場合は、最高経営責任者代理がその時の本人の職務の他に副会長となり、当該職位の職務と権能を継承する。最高経営責任者代理は、取締役会又は最高経営責任者が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (八) 取締役会会長: 取締役会会長はすべての取締役会及び株主総会の議長を務め、取締役会が委任するその他の職務を履行する。
- (二)取締役会副会長: 取締役会会長の不在の場合又は行為不能の場合、取締役会副会長は、取締役会会長の職務を履行し、その履行にあたり取締役会会長のすべての権能を有し、かつそのすべての制約に従う。取締役会会長の死亡、永久的な無能力又は辞任の際、副会長が取締役会会長となり、当該制約に従い当該職務と権能を継承する。取締役会副会長は、取締役会又は取締役会会長が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (ホ)社長: 社長は、取締役会に対し完全な報告を行う義務がある。また、当社の名前ですべての 授権された社債、契約書、手形、為替手形、小切手、引受手形その他の債務証書に署名し、秘 書役とともに当社の資本株式のすべての株券に署名することができる。社長は、取締役会又は 最高経営責任者が随時委任するその他の職務を行い、履行する。
- (へ)執行副社長: 社長不在の場合又は社長の行為不能もしくは行為拒否の場合、執行副社長(複数の執行副社長がいる場合は、指名順もしくは指名のない場合はその選任の順)は、社長の職務を履行し、その履行にあたり社長のすべての権能を有し、そのすべての制約に従う。執行副社長は、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能を有する。
- (ト)秘書役: 秘書役は、すべての取締役会会議及び株主総会に出席し、そのために備えられた帳簿に当社と取締役会の会議の全経緯を記録し、要求があれば常設の委員会で同様の職務を履行する。秘書役は、すべての株主総会及び取締役会の特別会議の通知を行い又は行わせ、取締役会又は最高経営責任者が定めるその他の職務をその監督の下で履行する。秘書役は、当社の社印を管守し、秘書役又は秘書役補佐は捺印を必要とする文書にかかる社印を押捺する権限を有し、押捺された場合には、秘書役の署名又は秘書役補佐の署名で認証される。取締役会は、当社の社印の押捺及び署名による捺印の認証を行う一般的権限を他の役員に与えることができる。
- (チ)秘書役補佐: 秘書役補佐(複数の場合は取締役会が定めた順、当該順序の定めのない場合は 選任の順)は、秘書役不在の場合又は秘書役の行為不能もしくは行為拒否の場合、秘書役の職 務を履行し、その権能を行使し、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能 を有する。
- (リ)会計役: 会計役は、会社の資金及び証券を保管し、完全かつ正確な受払い勘定を当社に属する帳簿に記帳し、当該支出に適切な証票を作成し、取締役会が指定する預託機関に当社の名義の貸方勘定にすべての金員その他の有価物件を預託し、定例の会議において又は取締役会が要

求した場合は、会計役としてすべての取引勘定及び当社の財務状況を提出する。取締役会が要求した場合、会計役は、同人の職務の誠実な履行に関し、及び同人の死亡、辞任、退任もしくは解任にあたり、同人が所有する又は同人の管理下にある当社に属するすべての帳簿、書類、証票、金員その他あらゆる種類の財産の当社への返還に関し、取締役会が満足する金額と担保を付して当社に保証(6年毎更新)を積む。

(ヌ)会計役補佐: 会計役補佐(複数の場合は、取締役会が定めた順もしくはその定めがない場合は選任の順)は、会計役の不在の場合又は会計役の行為不能もしくは行為拒否の場合は、会計役の職務を履行し、その権能を行使し、取締役会が随時定めるその他の職務を履行し、その他の権能を有する。

報酬: 取締役会、又は取締役会で指名された委員会もしくは役員が当社の全役員の報酬を決定する。連邦所得税法上当社の控除可能な経費であることが否認される役員への報酬支払いは、この否認の全額が、当該役員によって償還されるものとする。かかる否認額の返済を求める任務は取締役会にあるものとする。

株式及び株式の譲渡: 当社の株式の譲渡は、適切に裏書きされすべての税の支払いのなされた 株券を提出することにより、登録株主もしくはその正当に授権された代理人によって又は付属定 款に従って指定された名義書換担当者もしくは名義書換代理人を通じて、当社の名簿上に記載さ れる。

改正: 取締役会は、付属定款を改正、もしくは廃止し、又は新たな付属定款を採択する権限を有するが、取締役会が採択した付属定款は、株主によって変更され、改正もしくは廃止され、新しい付属定款が採択され得る。株主は、株主が採択した付属定款は、取締役会によって変更、改正もしくは廃止され得ないことを定めることができる。付属定款に関する株主の決議は、取締役選任に係る議決権のある全株式の過半数の賛成により、付属定款に関する取締役会の決議は、そのとき役職にあるすべての取締役の過半数の賛成により、それぞれ採択される。

2【外国為替管理制度】

米国においては、現在のところ、米国非居住者による国内会社の株式の取得、株式に対する配当及び当該株式に関する売却代金又は清算資産の分配にかかる配当金の支払いに対して、外国為替管理上の制限はない。しかしながら、米国の法は大統領に対して、米国の国家の安全に対する容赦のない脅威が存在すると判断される場合に投資を禁止し、又は取引が既に完了している場合にはその投資からの撤退を命じることができる自由な裁量を与えている。さらに、特定の国家(キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、及びシリア、ならびに米国財務省によって特定国籍業者(Specially Designated Nationals or Blocked Persons)として特定された個人又は企業を含む)の政府及び/又は国民による米国内の会社株式の取得もしくは処分、又は当該株式に対する配当金もしくはその他の支払いに関しては、米国財務省によって管理される一定の規制が適用される。

3【課税上の取扱い】

- (1) 米国での課税上の取扱い
 - (a)「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(以下、「2004年租税条約」)は、2004年3月30日に発効したが、この新条約のもとでは、原則として次のような課税がなされる:
 - (ア)日本の居住者(日本法人その他の団体を含む者であって2004年租税条約によって日本国の居住者とされる者をいう。)により所有されている当社普通株式について2004年7月1日以後に支払われる配当については次のように、米国連邦所得税が課税される。

即ち、この所得税は、通常配当総額に対して10%の税率で課され、配当の支払い総額から 控除され源泉徴収される。但し、当該株主が、配当の支払いを受ける者が特定される日現在 において当社の議決権ある株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、この連邦所得税の税率は当該配当の支払い総額の5%に軽減される。さらに、この税率は、配当の支払いを受ける者が特定される日を末日とする12ヵ月の期間を通じて当社の議決権ある 株式の50%を超える株式を所有していた実質株主については、配当を受領する当該法人が次のいずれかに該当することを条件として零とされる。:(1)トリーティー・ショッピング防止条項の中の「公開会社」基準(2004年租税条約第22条第1項(c)(特典制限))に基づい

て、2004年租税条約の特典を受ける権利を有する者とされること; (2)2004年租税条約第22条第1項(f)及び同条第2項(特典制限)に規定される「適格者」基準と「能動的事業活動」基準の双方を満たすこと;又は(3)税率を零とすることについて、2004年租税条約第22条第4項(特典制限)に基づく権限ある当局の認定(2004年租税条約第10条(配当)第3項(a)参照。)を受けたこと。なお、日本国の居住者が米国において恒久的施設を有する場合であって、当該居住者によって所有される当会社の普通株式が、当該恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合には、かかる日本国の居住者は、原則として、当該配当について米国市民又は米国法人と同様かつ同じ税率で米国連邦所得税を課される。また、日本国の居住者である年金基金が当会社の株式を所有する場合も、当該株式に係る配当が、当該年金基金が直接又は間接に事業を遂行することにより取得されたものでない限り、2004年租税条約に基づいて連邦所得税の税率は零とされる。

- (イ)当社の普通株式の所有者であり米国において非居住者とされる者が、当該株式の売却、交換又は償還によって2005年1月1日以後に開始する課税期間において得た譲渡益については、(1)当該株主が米国において恒久的施設を有していないか、又は恒久的施設を有していたとしても当社の普通株式が当該恒久的施設と実質的な関連を有していないこと、及び(2)当社の普通株式が、米国連邦所得課税目的上「米国不動産持分(United States real property interest)」に該当しないことの二点を条件として、米国連邦所得税を課されることはない。当社の普通株式は、(1)当社が、当該株主が当該普通株式を所有していた期間又は当該株主が売却、交換若しくは償還を行った日を末日とする5年間のいずれか短い方の期間中のいずれかの時点において米国連邦所得税法において定義されている米国不動産保有会社(United States real property holding corporation)であり、かつ(2)かかる期間中のいずれかの時点において、当該株主が当社の発行済普通株式の5%超を実際に所有していたか又は所有していたものと推定される場合を除き、米国不動産持分を構成することはない。
- (b) 米国居住者ではない当社の普通株式の所有者は、 米国内に恒久的施設を有し、かつ当該当社普通株式がかかる恒久的施設と実質的な関連を有する場合、及び 当該普通株式が米国連邦所得税法上の「米国不動産持分」に該当する場合を除き、かかる普通株式の売却、交換もしくは償還からの利益に関し連邦所得税法の適用を受けない。当社の普通株式は、(1)当社が、当該株主が当該普通株式を所有していた期間又は当該株主が売却、交換若しくは償還を行った日を末日とする5年間のいずれか短い方の期間中のいずれかの時点において米国連邦所得税法において定義されている米国不動産保有会社(United States real property holding corporation)であり、かつ(2)かかる期間中のいずれかの時点において、当該株主が当社の発行済普通株式の5%超を実際に所有していたか又は所有していたものと推定される場合を除き、米国不動産持分を構成することはない。
- (c) 連邦所得税法及び1955年遺産税条約の下では、死亡時に日本の居住者である個人が所有している当社の普通株式には、同個人が米国の居住者ではなく、また米国市民でもなかったにもかかわらず、米国連邦相続税が賦課される。かかる税は、当社の株式を含めて死亡者の米国内にある資産で60,000ドルを超えるものについて賦課され得る。個別の状況によっては、一定の控除が認められる。2010年減税、失業保険延長及び雇用創出法(Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization and Job Creation Act of 2010)の下、2010年から2012年の税率は18%から35%までの累進税率であり、その後は18%から40%である。しかし、2010年に死亡した個人の遺産については、遺言執行者は、遺産税を廃止し修正取得価額の引き継ぎルールを適用する2001年経済成長及び減税調整法(Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001)の適用を選択できる。日本の相続税もかかる資産に賦課される場合について、1955年遺産税条約は、米国で支払った税の控除を定めていた。

現在、米国の非居住者に対する当社の普通株式の配当金の支払いが米国の源泉徴収税の適用を受ける限度で、かかる配当金の支払いは、米国連邦所得税法上の追加的報告及び予備的源泉徴収の要件は適用されない。ブローカーを通した株式の売却に適用される報告義務は、原則として前述の追加的報告及び予備的源泉徴収の要件の適用を受けない。しかしながら、当該ブローカーが米国籍である場合、米国連邦所得税法上の「支配されている外国会社」である場合、又は一定期間の総収入の50%以上が米国の取引又は事業からの収入である外国人の場合、ブローカーによる支払いに報告義務は適用され得る。ブローカーの米国事務所に対する又は同事務所を通じての株式売買利益の支払いは、報告及び予備的源泉徴収義務の適用を受ける。ただし、株式所有者が米国に関する一定の

地位を有する者にあたらない旨の証明手続きが適切になされている場合、又は上記要件の例外が定められている場合は、適用されない。

追加雇用対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が2014年6月30日後になされる支払いに適用されるにあたり、外国金融機関(以下、「FFI」)(投資ファンドを含む。)及び非金融外国事業体(以下、「NFFE」)への支払いに関し追加的源泉徴収及び報告要件が課される。FFIへの源泉徴収の対象となる支払いには、30%の源泉徴収税が課される可能性がある(但し、当該FFI及び米国内国歳入庁との間で、中でも当該FFIが保有する米国人口座及び米国人株主(米国人がその一部又はすべてを所有する外国事業体を含む。)に関する情報を年に1度取得し、検証し、提供する合意が交わされている場合を除く。)。NFFEへの源泉徴収の対象となる支払いにも、当該NFFEが支払いの受益権所有者である場合、30%の源泉徴収税が課される可能性がある(但し、中でも次の場合を除く。すなわち、(1)NFFEが当社に対し、NFFEには、実質的米国人所有者がいないことを証明する場合、又は(2)当社が米国内国歳入庁に情報提供できるように、NFFEが当社に実質的米国人所有者に関する情報を提供する場合)。源泉徴収の対象となる支払いには、FFI及びNFFEへの、配当金の支払いが含まれ、2016年12月31日後は株式売却益(グロス)の支払いも含まれる。米国人口座を所有しない当社株主は、当該株式を非協力的なFFI又はNFFEに預託している場合に影響を受ける可能性がある。

(2) 日本の課税上の取扱い

日本国の居住者である個人又は法人に上記「(1)米国での課税上の取扱い」に述べた米国の税が課され、これを納付した場合、当該個人又は法人は、日本の所得税、法人税及び相続税に関する諸法令に定める限度で、かつ当該法令に従うことを条件として、日本で納付すべき税額から控除することができる。本報告書の「第8本邦における提出会社の株式事務等の概要 2.日本における実質株主の権利行使に関する手続き等 (4)日本における課税上の取扱い」を参照のこと。

(3) 税に関する追記事項

所得税又は遺産税条約に基づく米国課税の減額を求めるには、当該減額を主張する所定手続きに従うとともに、場合によっては、当社の普通株式を有する日本人株主は、米国国内税法及び当該租税条約に基づいて、日本人実質株主としての資格を有する旨を米国の税務当局に充分に証明する必要がある。

4【法律意見】

当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセルであり米国ジョージア州弁 護士であるオードリー・ブーン・ティルマン氏により、以下の趣旨の法律意見が提出されている。

- (1)提出会社は、ジョージア州法に準拠して適法に設立され、有効に存続し、資格を有する会社である。
- (2) 本報告書の対象となる当社の普通株式に関して、すべての普通株式は適法に授権され、有効に発行され、全額払込済であって、追加払込を要求されず、その株主は、当社が設立されその主たる事務所を有する管轄地たるアメリカ合衆国ジョージア州のいかなる現行法のもとでも、普通株式自体により個人的な債務を負うことはない。
- (3) 知り得た限り、またその信ずる限り、本報告書中第一部第1「本国における法制等の概要」に含まれる 米国法(連邦法及び各州の州法を含む。)の記載内容は、実質的に真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(単位:百万ドル/百万円、株数及び1株当たり数値を除く。)

	201	10年	20	11年	20	12年	<u>20</u>	13年	20	14年
	ドル	<u>円</u>	ドル	<u> </u>	ドル	<u>円</u>	ドル	<u>円</u>	ドル	<u>円</u>
収益合計	20,732	2,536,146	22,171	2,712,178	25,364	3,102,778	23,939	2,928,458	22,728	2,780,316
税引前当期純利益	3,561	435,617	2,950	360,874	4,302	526,264	4,816	589,141	4,491	549,384
当期純利益	2,328	284,784	1,937	236,953	2,866	350,598	3,158	386,318	2,951	360,996
包括(損)益合計	3,260	398,796	3,149	385,217	3,616	442,345	120	14,680	5,493	671,959
資本金	66	8,074	66	8,074	67	8,196	67	8,196	67	8,196
発行済社外普通株式総数 (千株)	469,661		466,310		467,786		459,413		442,445	
純資産額(株主持分)	10,540	1,289,358	12,946	1,583,684	15,978	1,954,589	14,620	1,788,465	18,347	2,244,389
資産合計	100,243	12,262,726	116,237	14,219,272	131,094	16,036,729	121,307	14,839,485	119,767	14,651,097
自己資本比率(%)	10.5		11.1		12.2		12.1		15.3	
普通株式1株当たり 純資産額 (ドル/円)	22.44	2,745	27.76	3,396	34.16	4,179	31.82	3,893	41.47	5,073
普通株式1株当たり配当 額 (ドル/円)	1.14	139	1.23	150	1.34	164	1.42	174	1.50	184
普通株式1株当たり当期 純利益 (基本) (ドル/円)	4.96	607	4.16	509	6.14	751	6.80	832	6.54	800
普通株式1株当たり当期 純利益(希薄化後) (ドル/円)	4.92	602	4.12	504	6.11	747	6.76	827	6.50	795
配当性向 (希薄化後ベース) (%)	23.2		29.9		21.9		21.0		23.1	
現金・預金及び現金等価 物	2,121	259,462	2,249	275,120	2,041	249,676	2,543	311,085	4,658	569,813
営業活動により調達した (使用した)純資金	6,989	854,964	10,842	1,326,302	14,952	1,829,078	10,547	1,290,215	6,550	801,262
投資活動により調達した (使用した)純資金	7,432	909,157	10,829	1,324,712	16,952	2,073,738	11,091	1,356,762	4,241	518,802
財務活動により調達した (使用した)純資金	161	19,695	64	7,829	1,945	237,932	1,136	138,967	147	17,983
常勤従業員数(名)	8,211		8,562		8,965		9,141		9,525	

²⁰¹¹年以前の金額には、2012年1月1日付で繰延新契約費に関連する会計ガイダンスを採用したことによる調整が行われている。

2 【沿革】

提出会社は一般の事業持株会社であり、経営管理業務の提供や資本の調達などにより子会社の事業を監督する経営管理会社として業務を行っている。提出会社の主力事業は、主として子会社であるアフラックを通して行っている、補完保険及び生命保険の販売及び管理である。アフラックは、米国においてアフラック米国社を運営し、日本においてはその支社としてアフラック日本社を運営している。アフラックの保険契約のほとんどは、独立代理店を通じて個別に引受、販売されている。加えて、アフラック米国社はCAIC(「アフラック・グループ・インシュアランス」という。)を通してグループの商品を販売及び管理している。アフラックは日本及び米国という当社保険事業の二大市場で事業を展開している。

アフラックは1955年にジョージア州法に準拠して生命保険会社として設立され、1956年に営業を開始した。アメリカン・ファミリー・コーポレーション(現アフラック・インコーポレーテッド)はジョージア州法に準拠して1973年に設立された。1974年10月には、アフラックは外国保険会社としては2番目に、日本人について円での保険を引き受け得る会社となった。アメリカン・ファミリー・コーポレーションは1991年に商号をアフラック・インコーポレーテッドに変更した。

1974年、当社の株式はニューヨーク証券取引所に上場された。1987年、当社の株式は東京証券取引所 (現株式会社東京証券取引所)に上場された。当社は1990年にはダウ・ジョーンズ株価指数の生命保険 会社グループの指数を算定する指標銘柄として組み入れられた。

提出会社は、1993年に4株に対して5株の株式分割を、1996年には2株に対して3株の株式分割、1998年には1株に対して2株の株式分割、2001年には1株に対して2株の株式分割を各々行った。

日本における活動

1974年、アフラックは日本における営業免許を取得し、日本の保険市場で直接営業を行う生命保険会社としては日本で2番目の外国生命保険会社となった。アフラックは同年11月に日本でがん保険の販売を開始した。1981年までは、アフラックは日本においてがん生命保険を販売する許認可を受けた唯一の会社であった。2001年1月、日本の保険市場で規制緩和の最終課題が達成され、当社の保険と競合する商品を販売する企業が増加した。

2005年に、日本郵政の民営化を目的とする法案が成立した。この民営化に関する法律に基づき、2007年10月より、日本郵政が四つの事業体に分割され、それぞれ事業を開始した。2007年に、このうちの一つの事業体が郵便局を通じて販売するがん保険の商品提供会社として日本社を選定したのを受けて、当社では、2008年に郵便局におけるがん保険の販売を開始した。郵便局は従来から保険商品を購入する場所として人気があった。2012年4月に、郵政改革法案が国会を通過し、2012年10月1日に日本郵政グループの二つの事業体(郵便局株式会社と郵便事業株式会社)が統合した。2013年7月、日本社は、日本郵政株式会社との間で、新たな契約を締結し、当初2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた。

2014年6月末、株式会社かんぽ生命保険(以下、「かんぽ生命」)は、同社が直接運営している全79の支店を通じて、日本社のがん保険を販売する代理店委託契約を日本社と締結することについて、金融庁から承認を得た。また日本社は、日本郵政及びかんぽ生命専用のがん保険商品を開発し、2014年10月1日に発売した。2014年第4四半期、当社のがん保険を販売する郵便局数は約1万局に拡大したが、日本郵政はアフラックのがん保険を提供する郵便局を2016年第1四半期末までの間にさらに2万局まで拡大する方針である。

当社は、1974年に日本に参入して以来、銀行の従業員に対して当社の商品を販売してきた。しかしながら、2007年12月に初めて銀行がその顧客に対して当社の種類の保険商品を販売することが許された。2014年末までに、当社と当社の商品の販売契約を結んでいる金融機関数は371で、日本の全金融機関数の約90%に上っている。

3【事業の内容】

提出会社は、完全所有保険関連会社を通じて、広汎な顧客層に補完保険及び生命保険を提供している。当社は、アフラック日本社及びアフラック米国社という2つの報告セグメントで保険事業を行っている。当社は、アフラック日本社及びアフラック米国社を通じて補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険契約のほとんどは、独立代理店を通じて個別に販売されている。加えて、アフラック米国社

はCAIC(「アフラック・グループ・インシュアランス」という。)を通してグループの商品を販売及び管理している。

アフラック米国社及びアフラック日本社は、代理店、認可された募集人及びブローカーを通じて補完保険及び生命保険を販売している。2014年12月31日現在、日本では約14,500の代理店及び121,100名以上の認可された募集人により、米国では70,800名以上の募集人及びブローカーにより販売が行われている。アフラックは、日本と米国で、所得や資産の喪失に備えて何重もの財政保護を提供する任意保険契約を提供している。当社は日本と米国の両国において、保険商品の品揃えを継続的に多様化している。アフラック日本社は、がん保険、一般医療保障保険、医療/疾病特約、介護保険、生前給付保険、普通生命保険及び年金保険を含む任意補完保険商品を販売している。アフラック米国社は、資産の減少から個人を保護するための保険商品(事故・重度障害保障保険、がん保険、重大疾病/重度障害保障、入院集中治療保険、入院保障保険、定額給付の歯科保険及び眼科保険)を含む任意補完保険商品及び所得保障保険商品(生命・短期所得保障保険)を販売している。

次の表は、当社の12月31日に終了した事業年度の利益を、上記のセグメント別に、事業セグメントの開示のための米国GAAPの会計基準に従って表示したものである。

(単位:百万ドル)

	2014年		2013年		2012年
税引前利益:					
アフラック日本社	3,458		3,628		3,904
アフラック米国社	1,073		1,038		997
その他事業セグメント	(2)		(1)		(3)
全事業セグメント税引前事業利益合計	4,529		4,665		4,898
支払利息 (非保険事業部門)	(198)		(198)		(184)
全社(日本社と米国社を除く。)経費 及び内部取引の消去	(78)		(68)		(56)
税引前事業利益	4,253	-	4,399	-	4,658
資産運用実現(損)益	171	(1)	389	(1)	(349)
その他の非事業(損)益	67		28		(7)
税引前利益合計	4,491		4,816		4,302

(1)セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2014年度の44百万ドル及び2013年度の10百万ドルは除外されている。

アフラック・インコーポレーテッドは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定 上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベース の数値に基づいて判断することとなる。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

提出会社に親会社はない。

(2) 子会社

提出会社の2014年12月31日現在の連結子会社は以下のとおりである。

名称	本店所在地	 設立された州 (国)	資本金の額	所有 割合 (%)	主な業務
アフラック・インターナショ ナル・インコーポレーテッド (Aflac International, Inc.) (1)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$1,000	100	経営管理会社
アフラック・インフォメー ション・テクノロジー・イン ク (Aflac Information Technology, Inc.)(1)	ジョージア州 コロンバス	米国ジョージア州	\$1,000	100	会社施設管理業務
アメリカンファミリー生命保 険会社 (American Family Life Assurance Company of Columbus) (アフラック) (1)	ジョージア州 コロンバス	米国ネプラスカ州	\$3,879,605	100	米国、日本及び香港 における健康保険補 完保険の引受
アメリカン・ファミリー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・オブ・ニューヨーク (American Family Life Assurance Company of New York) (2)	ニューヨーク州 アルバニー	米国 ニューヨーク州	\$2,000,000	100	生命保険及び健康保 険補完保険の引受
コミュニコープ・インコーポ レーテッド (Communicorp, Incorporated) (1)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$500	100	フルサービス印刷会 社
コンチネンタル・アメリカ ン・インシュアランス・カン パニー (Continental American Insurance Company) (CAIC) (1)	サウスカロライ ナ州 コロンビア	米国 サウスカロライ ナ州	\$2,500,000	100	米国における健康保 険補完保険の引受
コンチネンタル・アメリカ ン・グループ・エルエルシー (Continental American Group, LLC) (3)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$0	100	休眠会社
アフラック保険サービス株式 会社 (Aflac Insurance Services Company, Ltd.) (4)	日本国東京都	日本	1億円	100	アフラック向け保険 契約者関連業務及び 直接販売プログラム
アフラック収納サービス株式 会社 (Aflac Payment Services Company, Ltd.) (4)	日本国東京都	日本	1億円	100	保険料回収代理人
アフラック・テクノロジー・ サービス株式会社 (Aflac Technology Services Company, Ltd.) (4)	日本国東京都	日本	1,000万円	100	システム開発業務
アフラック・ハートフル・ サービス株式会社 (Aflac Heartful Services Company, Ltd.) (5)	日本国東京都	日本	1,000万円	100	名刺・社員証等の作 成、オフィスサービ スに関する事業
アフラック・ベネフィッツ・ アドバイザーズ・インク (Aflac Benefits Advisors, Inc.) (1)	ジョージア州 コロンバス	米国 ジョージア州	\$0	100	健康管理に関する取 引の管理運営

- (1) 提出会社の子会社
- (2) アフラックの子会社

- (3) CAICの子会社
- (4) アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッドの子会社
- (5) アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド (70%)、アフラック保険サービス株式会社 (10%)、アフラック収納サービス株式会社 (10%)、アフラック (10%) がそれぞれ出資している。
 - (3)関連会社 該当なし。
 - (4) その他の関連会社 該当なし。
 - (5) 2014年12月31日をもって終了した事業年度の主たる損益情報等 連結収益に対するアフラック日本社の収益比率及び連結収益に対するアフラック米国社の収益比率は 10%を超えている。

(百万ドル)			
アフラック日本社	収益	\$ 16,555	
アフラック米国社	収益	5,859	
アフラック日本社	税引前事業利益	\$ 3,458	_
アフラック米国社	税引前事業利益	1,073	
アフラック日本社	純資産	\$ 14,665	
アフラック米国社	純資産	6,719	
アフラック日本社	総資産	\$ 98,525	
アフラック米国社	総資産	18,383	

5【従業員の状況】

(1) 従業員数

2014年12月31日現在の当社(連結子会社を含む。)の事業セグメント別従業員数は以下のとおりである。

アフラック日本社	4,526名
アフラック米国社	4,709名
その他の事業	290名 (1)
合計	9,525名
(1) 提出会社の従業員112名を含む。	

(.) жшинокжи...пеп

(2) 労働組合

2014年12月31日現在、労働組合の加盟者はない。

当社は、当社の社史上、一度としてストライキ又は労働争議による業務停止を経験したことがなく、 労務関係及び雇用関係は極めて良好であると確信している。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析

予測情報について

1995年の私的証券訴訟改革法は、企業に対して、いわゆる「安全港」の規定を設けている。規定によれば、その記述が明らかに将来に向けたものであり、報告書に記載した内容と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した、有意義な警告を伴うならば、自社の見通しに関する情報を積極的に提供するよう奨励している。当社は、この条項を活用したいと考えている。本報告書には、将来の見通しと大きく異なる結果を引き起こす可能性がある重要な要素を記した警告を記載している。こうした将来の見通しは、本報告書の本章「当解説と分析」の中や、あるいはアナリストと当社役職員との議論、SECに提出された文書の記述に含まれている。将来の見通しについての記述は、過去の情報に基づくものではなく、将来の事業、戦略、財務業績及びその他の進展事項に関するものである。更に、予測情報は、さまざまな仮定や、リスク、不確定要素から影響を受ける。特に、「予想する」「予測する」「確信している」「目標」「目的」「可能性がある」「すべきである」「推定する」「意図する」「見積もる」「するつもりである」「仮定する」「潜在的」「対象」、あるいはその他の類似した言葉を含む記述、また将来の結果についての特定の予測は一般に見通しを述べる部類に入る。当社は、見通しに関するこうした記述について、最新情報を提供する義務までは負っていない。

当社が常に言及している事項のほかに、予測と大きく異なる結果を引き起こす可能性がある事項は以下のとおりである。

- ・世界資本市場及び経済の困難な状況
- ・金融市場の安定化を目指す政府の行動
- ・当社の投資先の債務不履行及び信用格付けの引き下げ
- ・重要な金融及び資本市場リスクに対するエクスポージャー
- ・為替相場の変動
- ・運用利回りの大幅な変動
- ・当社保有の永久証券に関連する信用及びその他のリスク
- ・運用資産の評価に適用される異なる判断
- ・運用資産に係る減損金額の決定における重要な評価判断
- ・当社の条件に合致する円建て有価証券の限られた入手可能性
- ・特定の単一の発行体又はセクターに対する運用資産の集中
- ・日本に対する事業の集中
- ・その他の金融機関の信用力の低下
- ・保険料率の設定や責任準備金の算定に用いる仮定と実績の乖離
- ・子会社がアフラック・インコーポレーテッドに配当金を支払う能力
- ・不十分なリスク管理方針及び手続
- ・法律及び政府当局による規制の変化
- ・優秀な募集人と社員を引きつけ、維持する能力
- ・当社の財務力と発行体格付けの引き下げ
- ・情報システムの改善・開発に係る能力
- ・電気通信、情報技術及びその他の業務システムにおける障害、あるいはそのようなシステムに収録されているセンシティブなデータに関する安全性、機密性又はプライバシーの維持の失敗
- ・米国及び(又は)日本の会計基準の変更
- ・患者の個人情報及び情報セキュリティーに関する規則の遵守の失敗
- ・訴訟の内容及び結果
- ・主要な経営陣メンバーの後継者を効果的に選出する能力

- ・伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波、テロ行為を含む大惨事及びそれに付随して起こる被害
- ・保険業界における継続的な変化
- ・当社の評判に悪影響を及ぼす出来事
- ・年金及びその他退職給付プランに係る費用の増加
- ・内部統制やコーポレート・ガバナンス・ポリシー及び手続の失敗

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」の概要

「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」(以下、「当解説と分析」)は、2012年から2014年までの3年間に、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の財政状態と経営成績に影響を及ぼした事柄について知らせるものである。以下の解説の閲読にあたっては、関連する連結財務諸表及び注記を参照されたい。

当解説と分析は、以下の6つの部分から構成されている。

第1部: 当社の事業

第2部:2014年の業績概要

第3部:重要な会計上の見積額

第4部:経営成績

第5部:財政状態の分析 第6部:資本及び流動性

第1部: 当社の事業

アフラック・インコーポレーテッド(以下、「親会社」)とその子会社(第3「事業の状況」において総称して「当社」)は、日米両国で主に補完保険及び生命保険を販売している。当社の保険事業は、アフラックによって運営されており、米国においてはアフラック米国本社(以下、「米国社」)、日本においてはその支社であるアフラック日本社(以下、「日本社」)が事業を展開している。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店により販売されている。米国社はまた、アフラック団体保険というブランド名で営業しているCAICを通じて団体保険を販売している。米国と日本は、当社保険事業の2大市場となっている。

第2部:2014年の業績概要

円建ての損益計算書の勘定は、期中の加重平均円 / ドル為替レートを、貸借対照表の勘定は、期末の直物の円 / ドル為替レートをそれぞれ用いてドルに換算されている。12月31日現在の直物の円 / ドル為替レートは、2013年が1ドル = 105.39円であったのに対し、2014年は12.6%円安ドル高の1ドル = 120.55円であった。年間の加重平均円 / ドル為替レートは、2013年が1ドル = 97.54円であったのに対し、2014年は7.5%円安ドル高の1ドル = 105.46円であった。

円安ドル高を反映して、2014年の収益合計は、2013年の239億ドルから5.1%減少し、227億ドルとなった。 2014年の当期純利益は、2013年の32億ドル(希薄化後1株当たり6.76ドル)から30億ドル(希薄化後1株当たり 6.50ドル)となった。

2013年の業績には、税引前資産運用実現益(純額)399百万ドル(税引後259百万ドル)が含まれていたのに対し、2014年の業績には、税引前資産運用実現益(純額)215百万ドル(税引後140百万ドル)が含まれていた。2014年の資産運用実現益(純額)は、一時的でない減損損失31百万ドル(税引後20百万ドル)、有価証券の売却及び償還から得た利益(純額)215百万ドル(税引後140百万ドル)及びデリバティブ評価による利益(純額)31百万ドル(税引後20百万ドル)で構成されていた。株主持分に含まれていた投資有価証券及びデリバティブに係る未実現益(純額)は、2013年12月31日現在が10億ドルであったのに対し、2014年12月31日現在は47億ドルであった。

2014年11月、親会社は米国において公募により、750百万ドルのシニア債を発行した。当社は、当社が発行したシニア債に係るドル建て元本及び利息を円建て債務に経済的に交換するために、クロス・カレンシー金利スワップ契約を締結した。2014年10月、親会社及びアフラックは、期間364日の双務的な信用供与枠(アンコミッテッド・ベース)を設定した。この信用供与枠の下では、1億ドルまでの借入れが可能である。これらの取引についての詳細は、連結財務諸表注記9及び当解説と分析の第6部「資本及び流動性」の項を参照されたい。

2013年、自己株式取得計画に基づき、当社は公開市場において、13.2百万株の自己株式を取得したが、2014年には19.7百万株(12億ドル相当)の自己株式を取得した。

第3部:重要な会計上の見積額

当社では、GAAPに沿って財務諸表を作成している。これらの原則は主にFASBにより制定されたもので、当解説と分析において言及されているFASBにより制定されたGAAPとは、FASBの会計基準編纂書(ASC)を指している。GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。当社の経営成績と財政状態を理解するうえで、当社が最も重要だと考えているのは運用資産及びデリバティブの評価額、繰延新契約費(DAC)、責任準備金、支払備金と法人税等に関する見積もりである。これらの見積額は、経営陣の分析や判断から導き出したさまざまな仮定をもとに算出したものである。それを適用することにより、2014年12月31日現在、財務諸表に計上する資産の93%及び負債の73%の価値が決定されるため、これらの見積額は当社の当期純利益や株主持分に直接影響を及ぼし、また、実際の経営成績や別の仮定をもとに算出した数字とは大きく異なる可能性がある。

運用資産及びデリバティブ

当社が投資し、運用している債券、永久証券と持分証券は、公募形式による有価証券と私募形式による有価証券の両方を含んでいる。当社は、公募形式による有価証券については、公開市場及び第三者の値付業者から容易に取得することのできる市場価格見積によって、公正価値を決定している。当社の投資ポートフォリオにおける私募形式による有価証券の大半について、第三者の値付業者がその公正価値を決定するためのモデルを開発した。私募形式による有価証券の残りの部分については、外部の証券仲介業者からの非拘束見積価格を用いている。また、当社では、公正価値が下落した運用資産を日常的に検証し、下落が一時的なものかどうかを判断している。問題のある運用資産の判別、市場で取引されない場合の公正価値の決定、公正価値の下落が一時的なものかどうかについての評価は、経営判断に負うところが大きい。

当社の経験豊富な専門家で編成された当社の信用調査チームは、当社が有価証券を保有している間に価値が 回復する可能性を判断するにあたり、重要な判断を加えなければならない。これに影響する要因は、発行体が 元利支払いを約定どおり継続的に行うことができるかどうかに関する当社の査定、全般的な金利水準、信用ス プレッド及びその他の要因である。このプロセスには、信用リスクのようにある程度コントロールが可能なリ スクと、金利リスクのようにコントロールが不可能なリスクについて考慮することが求められる。当社の経営 陣は、投資に対する経営陣としての評価を定期的に更新しており、その評価が見直される必要がある場合に は、損益計算書に減損損失を反映させる。

当社のデリバティブ活動には、連結変動持分事業体(以下、「VIE」)における通貨スワップ、金利スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップ、シニア債及び当社が発行した劣後債の一部に係る通貨スワップ、日本社のポートフォリオのドル建て有価証券に係る為替リスクのヘッジに用いられる為替先物取引及びオプション、金利リスクのヘッジに用いられる金利スワップに関するオプション(又は金利スワプション)、及び円建て予定キャッシュ・フローの一部のヘッジに用いられる為替先物取引とオプションを含んでいる。デリバティブの評価に用いられるインプットには、金利、信用スプレッド、先物及び直物為替レート、金利ボラティリティが含まれるが、これに限定されるものではない。当社のVIEに対する投資に係るデリバティブを除き、上記のデリバティブの公正価値は、デリバティブ契約を終了させるために当社が受け取る、あるいは支払う金額に基づいている。当社が主たる受益者となっているVIEに関連するデリバティブについては、第三者の値付業者からの評価を受け取っている。

詳細については、連結財務諸表注記1、3、4及び5を参照されたい。

繰延新契約費及び保険契約準備金

アフラックの保険商品は通常、長期の確定給付型損失補償タイプである。当社は、保険金給付金及び繰延新契約費の予想額と予定保険料が期間対応するように、当社事業の収益性に影響を及ぼす一定の要素については見積額を用いる。これらの要素には、継続率、罹患率、死亡率、運用利回りと事業費などが含まれる。実際の結果が保険契約準備金や新契約費の繰延償却の算定に用いた仮定と一致していれば、保険契約の有効期間にわたって利益が按分計上される。しかし、実際の結果はもちろん仮定とは異なるため、保険料収入に対する利益の比率は毎年変化する。

当社では毎年、保有契約に対して営業保険料方式による評価を実施し、責任準備金の水準が妥当かどうか、 繰延新契約費の回収が可能かどうかについて検証している。この評価の結果、当社の責任準備金は適切な水準 にあり、繰延新契約費も回収可能であると考えている。

繰延新契約費

新契約の獲得に係る特定の費用は、保険料払込期間にわたり、予想保険料収入額に比例して、繰り延べられ、償却される。将来の繰延新契約費償却額は、一般的に保険契約時に設定した継続率、予定利率及び将来の保険料収入に関する当社の見積額の影響を受ける。しかし、繰延新契約費未償却残高は、現在までの実際の継続率を反映する。過去2年間の繰延新契約費の詳細については連結財務諸表注記6を参照されたい。

保険契約準備金

12月31日現在における事業セグメント別及び全体の保険契約準備金の内訳を次の表にまとめた。

保険契約準備金

- PININA MININA	·	
(単位:百万ドル)	2014年	2013年
日本社:		
責任準備金	\$ 57,916	\$ 61,780
支払備金	2,120	2,342
その他の保険契約準備金	14,539	16,180
日本社保険契約準備金合計	\$ 74,575	\$ 80,302
米国社:		
責任準備金	\$ 7,728	\$ 7,354
支払備金	1,511	1,421
その他の保険契約準備金	117	323
米国社保険契約準備金合計	\$ 9,356	\$ 9,098
責任準備金	\$ 65,646	\$ 69,136
支払備金	3,630	3,763
その他の保険契約準備金	14,657	16,503
連結保険契約準備金合計	\$ 83,933	\$ 89,402

GAAPの規定に基づく関連会計基準及び数理実務基準に準拠して決定される保険契約準備金には、分析と判断を含む二つの要素、すなわち責任準備金及び支払備金が含まれ、2014年12月31日現在、それぞれ保険契約準備金合計の78%及び4%を占めていた。

責任準備金は、将来発生する保険金給付金請求に備えて積み立てられ、通常は、予想支払保険金給付金の現在価値から予想純保険料の現在価値を差し引いて算出される。当社は一般的に保険契約時に設定した罹患率、死亡率、継続率及び予定利率に基づいて責任準備金を算出している。算出に用いられる仮定は、契約の営業保険料設定に用いた仮定と密接に関係している。また、GAAPの規定に従い、当社は実際の結果において不利な影響を受けないよう不利な予測差異に係る引当も考慮している。

支払備金には、すでに発生した保険金給付金請求で支払手続き途中のものや、すでに発生したがまだ当社に報告されていない保険金給付金請求の見積額が含まれる。当社は過去の保険金給付金支払実績をベースにし、最近の動向と条件の変化を反映させるよう調整した統計分析を用いて、支払備金を割引前ベースで算出している。支払備金見積もりの根拠となる仮定は、過去の実績や当社の未払債務に関するその他のデータをもとに定期的に見直されている。

当社の保険契約は請求事由ごとの給付金額が確定しているため、医療費上昇の影響は受けない。また、当社事業は米国と日本の両国で展開されており、この地理的な分散と給付金の特性により、大規模な疫病の流行や大災害などによる予想を超える給付金支払いの急増リスクが軽減される。当社の保険契約において、請求及び保険金給付金の支払いは通常比較的短期間で発生する。支払備金は、予想発生率、特に保険金給付金発生金額と発生頻度に影響される。発生金額とは最終的にある保険契約に対して支払う金額の規模を指し、また発生頻度とは発生した保険金給付金請求の回数を指している。当社の保険金給付金支払いは主に被保険者の人口構成に影響される。

従来から当社で実施してきた財務報告、会計処理及び内部統制の一環として、当社は継続的に保険契約準備金に対して保険数理手法を用いて検証を行い、かつGAAPの規定に従い、検証の結果を当社の経営成績と財政状態に反映させている。

当社の2013年及び2014年の検証により、日本社については、日本における保険契約に関する準備金を強化する必要はないことが判明した。2012年の検証により、低い運用利回りの影響を主因に、日本における介護保険契約の一部及び日本において売り止めにした痴呆介護保険契約の一部に関連したものを中心として責任準備金を積み増す必要があることが判明した。この結果、当社は2012年に責任準備金を81百万ドル積み増した。

当社の2014年の検証により、米国社については、米国における保険契約に関する準備金を強化する必要はないことが判明した。当社の2012年及び2013年の検証により、主に長期介護に係る米国における準備金を強化する必要があることが判明した。当社はこの検証に基づき、2012年及び2013年に、20百万ドルの準備金積み増しを行った。

次の表は12月31日に終了した各事業年度の責任準備金の増加を示している。

責任準備金

(単位:百万ドル/十億円)	2014年	2013年	2012年
米国社	\$ 7,728	\$ 7,354	\$ 6,931
増加率	5.1 %	6.1 %	6.9 %
日本社	\$ 57,916	\$ 61,780	\$ 69,530
増加率	(6.3) %	(11.1) %	(4.5) %
連結	\$ 65,646	\$ 69,136	\$ 76,463
増加率	(5.0) %	(9.6) %	(3.6) %

円/ドル為替レート(期末時)	120.55	105.39	86.58
日本社(円)	/ 6,982	/ 6,511	/ 6,020
増加率	7.2 %	8.2 %	6.4 %

2014年12月31日現在のドルベースでの連結の責任準備金合計の減少は、主として円 / ドル為替レートが2013年12月31日に比べて円安ドル高だったことによる。日本社の円ベースの責任準備金及び米国社のドルベースの責任準備金の増加は、保有契約の長期化と新契約の増加によるものである。

当社は、支払備金の見積額を算出するにあたって、保険契約の保障内容、保険金給付金が支払われる予定の保険契約の件数、被保険者の人口構成、支払事由発生日の分布及び現行の保険金支払業務などの社内要素を含む多くの要素を考慮に入れている。当社はこれらの要素を綿密に検証し、実績が判明するにつれて調整を行っている。通常、保険金給付金支払額のレベルは安定しているが、変動する可能性もある。支払備金の算定にあたり、当社は見積額の範囲を算定しない。次の表は、保険金給付金発生金額と発生頻度の変動により、2014年12月31日現在の支払備金に与える影響の予測値を示している。

专払	備金	に与え	る影響	の予測値

(単位:百万ドル)			発生金額合計		
発生度合計	2%の減少	1%の減少	変化なし	1%の増加	2%の増加
2%の増加	\$ 0	\$ 23	\$ 47	\$ 70	\$ 94
1%の増加	(23)	0	23	47	70
変化なし	(46)	(23)	0	23	47
1%の減少	(68)	(46)	(23)	0	23
2%の減少	(91)	(68)	(46)	(23)	0

その他の保険契約準備金は、2014年12月31日現在で保険契約準備金全体の18%を占めており、主として一部の日本社商品の全期前納割引保険料による預り金である。これらの前納保険料は、収納時に繰り延べられ、保険料の支払期間にわたって保険料収入として認識される。前納保険料がその他の保険契約準備金に占めていた割合は、2013年12月31日現在が53%、2014年12月31日現在が47%であった。詳細については、当解説と分析の第4部「経営成績」の「日本社」の項を参照されたい。

法人税等

法人税等は財務諸表上の税引前当期純利益に基づいて計算されており、その利益は当社の法人税申告上の利益とは異なる。繰延法人税等は、会計上と税務申告上の金額の間に発生する資産及び負債の一時差異を、その差異が解消すると予想される会計期間に適用される税法や法定税率に基づいて認識される。GAAPでは、税金ポジションの評価に二つのステップを採用している。最初のステップでは、企業が、税務当局の調査を受けた場合、税金ポジションが維持できない可能性より維持できる可能性が高いかどうかを決定する。次のステップでは、維持できる可能性が高いという認識の基準を満たす税金ポジションを測定し、財務諸表で認識する税効果の金額を決定する。税金ポジションを実現できない可能性が実現できる可能性より高い場合は、繰延税金資産に対して評価引当金が設定される。繰延税金資産に係る評価引当金の決定に関しては、一定の経営判断と前提を要する。

繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、当社の経営陣は、繰戻年限における課税所得、直近の複数年度における累積損失の有無、利益予想、一時差異及び繰延の戻入れを除いた将来の課税所得、将来における課税一時差異の戻入れ、及び保守的かつ実現可能な税務戦略を含む、可能な限りの証拠を検討する。繰延税金資産の一部あるいは全部を当社が実現することの可能性が、実現しない可能性より低いと当社が判断した場合、評価引当金は、その判断がなされた期の当期利益に計上される。同様に、繰延税金資産が実現する可能性が実現しない可能性より高いと後に決定された場合は、従前計上されていた評価引当金は繰戻される。金利の

上昇と信用スプレッドの拡大を含む、将来の経済状況と市場のボラティリティは、当社の税務戦略、特に、従前認識されていた資本損失に係る税務上の恩典を当社が有効に使えるかどうかに対して、不利に影響する可能性がある。当社の将来の業績及び特定の業界や運用市場の状態を予想することに係る固有の不確実性の下で、当社の判断や前提は変わり得る。

日米における金利と信用スプレッドは、当社の未実現損益及び繰延税金資産に係る評価引当金の必要性評価に影響するばかりでなく、その双方に直接的かつ重大な影響を及ぼす。評価引当金の必要性の評価に関する上記の手法に基づき、当社は、繰延税金資産が将来実現する可能性が実現しない可能性より高いと判断したため、2014年12月31日においては評価引当金を計上しなかった。

詳細については、連結財務諸表注記10を参照されたい。

新会計基準

過去3年間において、様々な会計基準設定団体が、意見の微求、声明、解説及び公開草案の表明を活発に行っている。新会計基準及び当社の財政状態と経営成績に与える影響の詳細については、連結財務諸表注記1を参照されたい。

第4部:経営成績

以下の解説は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下、「GAAP」)に基づかない当社の業績の評価方式、事業利益及び希薄化後1株当たり事業利益について言及したものである。事業利益は、当社が事業セグメントの業績を評価し、資源を配分するために用いるセグメント損益の評価方式である。事業利益は、セグメント業績報告に関するGAAPの会計指針に一致し、当社のセグメントの業績の評価方式となっている。当社は、当社事業に収益をもたらす諸要素及び当社の保険事業の傾向について理解するために、事業利益の分析が極めて重要であると考えている。さらに、当社の事業全体に占める日本社の割合が非常に大きいため、日本円から米ドルへの換算が与える影響を理解することも同様に重要であると考えている。

当社は事業利益(米国会計基準GAAP外の指標)を、当社事業から得られる利益と定義している。事業利益には、社債等に関連する支払利息を含み、予想不可能あるいは経営陣の力が及ばない要素、例えば、有価証券取引、減損、ならびにデリバティブ及びヘッジ活動から生じた資産運用実現損益、非経常的損益ならびにその他の非事業損益を当期純利益から除外する。アフラックのデリバティブ活動は、主として当社の投資ポートフォリオに関する為替及び金利リスクのヘッジならびに当社が発行する一部の社債に関する為替リスク及び円建ての予定キャッシュ・フローを管理するために用いられる。有価証券取引、減損、及びデリバティブ及びヘッジ活動から生じる実現損益ならびにその他及び非経常的損益は、全般的な経済情勢など外部環境が大きく影響すること、あるいは当社の保険事業に直接関係しない数少ない取引に関連するものであることから、アフラックの保険事業の基盤や傾向を必ずしも正確に反映していない可能性があるため、当社の経営陣はアフラックの保険事業の財務業績の評価にあたり、事業利益を使用している。

次の表は、12月31日に終了した各事業年度において当社の事業利益及び当期純利益、希薄化後1株当たり事業 利益及び当期純利益に影響を与えた調整項目を示している。

	i	単位:百万ドル			希薄化後1株当たり金額			
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年		
事業利益	\$ 2,797	\$ 2,887	\$ 3,097	\$ 6.16	\$ 6.18	\$ 6.60		
調整項目(税引後):								
資産運用実現(損)益:								
有価証券取引及び減損	119	41	(326)	0.26	0.09	(0.69)		

デリバティブ及びヘッジ活動の影響:

その他及び非経常的(損)益	43	18	(5)	0.10	0.04	(0.01)
その他のデリバティブ及びヘッジ活 動	16 ⁽¹⁾	229 ⁽¹⁾	105	0.03	0.49	0.22
外貨建投資に関連するヘッジ費用	(24)	(17)	(5)	(0.05)	(0.04)	(0.01)

⁽¹⁾ セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2014年及び2013年の税引後利益28百万ドル及び6百万ドルは除外されている。

資産運用実現損益

当社の投資戦略は、会社の成長と収益性増加に重要な役割を果たす投資収益を安定的に確保するため、確定利付証券に投資することである。この投資戦略には、当社の負債構造に由来するニーズに対して、ポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを一致させるための資産と負債のマッチング(ALM)が含まれている。当社は、キャピタル・ゲイン又はロスを発生させる目的で有価証券を購入しないが、金融市場全般の状況及び特定の発行体の信用状況の変化、税務戦略ならびに(又は)全般的なポートフォリオの管理及びリバランスによって資産運用実現損益は発生する。また、資産運用実現損益は、当社の主な収益源である保険事業とは関係なく発生する。

有価証券取引及び減損

2014年、当社は、有価証券の売却及び償還により、税引前で215百万ドル(税引後で140百万ドル)の資産運用実現益(損失とのネット)を計上した。これらの利益(純額)は、日本国債及び米国国債の売却益、社外で運営されているドル建てのバンク・ローンに係る為替差益及び様々なその他の債券の売却及び償還益が主たるものである。また当社は、一部の有価証券に対して一時的でない減損損失を認識した結果、31百万ドル(税引後で20百万ドル)の資産運用実現損を計上した。

2013年、当社は、有価証券の売却及び償還により、税引前で262百万ドル(税引後で170百万ドル)の資産運用実現益(損失とのネット)を計上した。これらの利益(純額)は、ポートフォリオ再調整の一環として実行された日本国債の売却益が主たるものである。その他にも、いくつかの投資についての買戻し請求に応じたことで、少額の利益を計上している。また当社は、一部の有価証券に対して一時的でない減損損失を認識した結果、199百万ドル(税引後で129百万ドル)の資産運用実現損を計上した。

2012年、当社は、有価証券の売却及び償還により、税引前で474百万ドル(税引後で309百万ドル)の資産運用実現益(損失とのネット)を計上した。これらのネットの利益は、主として2012年第3四半期における債券入れ替え計画による日本国債の売却及び当社の投資ポートフォリオにおけるリスク・エクスポージャーを削減する計画の実行に起因する有価証券の売却によるものである。また当社は、一部の有価証券に対して一時的でない減損損失を認識した結果、税引前で977百万ドル(税引後で635百万ドル)の資産運用実現損を計上した。

これらの投資活動の詳細については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

12月31日に終了した各事業年度において運用資産種類別に見た税引前減損損失の詳細は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
永久証券	\$ 0	\$ 70	\$ 243
社債	31	102	345
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	0	0	3
外国政府及び国際機関債	0	26	386

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated (E05776) 有価証券報告書

 持分証券
 0
 1
 0

 一時的でない実現減損合計⁽¹⁾
 \$ 31
 \$ 199
 \$ 977

(1) 2013年及び2012年12月31日に終了した事業年度における信用関連の減損45百万ドル及び597百万ドル、2013年及び2012年12月31日に終了した事業年度における公正価値減少の程度とデュレーションによる減損26百万ドル及び27百万ドル、2014年、2013年及び2012年12月31日に終了した事業年度における有価証券を売却する意図の変更に伴う31百万ドル、128百万ドル及び353百万ドルを含む。

デリバティブ及びヘッジ活動による影響

当社のデリバティブ活動には、連結VIEにおける通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ及び金利スワップや、一部の期限付証券に対する為替先物取引及びオプション、金利スワプション及びフューチャー、円建ての予定キャッシュ・フローの一部をヘッジする為替先物取引とオプション、ならびにシニア債及び当社が発行した劣後債の一部に関連する通貨スワップが含まれている。当社は、これらのデリバティブを、ヘッジ会計の効果を除いて評価した結果、2012年、2013年及び2014年において、それぞれ税引前で、154百万ドル(税引後で100百万ドル)、336百万ドル(税引後で218百万ドル)及び31百万ドル(税引後で20百万ドル)の資産運用実現益(損失とのネット)を計上した。「デリバティブ及びヘッジ活動の影響」に含まれる可能性のあるその他の項目については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項及び連結財務諸表注記4を参照されたい。

当社の資産運用実現損益の詳細については、連結財務諸表注記3及び4を参照されたい。

外貨換算表示

日本社は保険料の全額と投資収益の大半を円で受け取っている。また、保険金給付金と事業費は円で支払い、円建ての保険契約準備金に対応する円建て資産を保有している。これら及びその他の円建ての財務諸表勘定科目は、財務諸表を作成する際、ドルに換算される。当社は日本社の損益計算書の作成にあたっては当該期間の平均為替レートを、また日本社の貸借対照表の作成にあたっては期末の為替レートをそれぞれ使用している。

円を機能通貨とする日本社がアフラック全体に占める割合が大きいため、為替レートの変動が財務諸表上のドル表示の数値に大きな影響を及ぼすことがある。円安が進めば、財務諸表のドル表示の数値が結果的に小さくなる。逆に、円高が進んだ場合、財務諸表のドル表示の数値は結果的に大きくなる。すなわち、円安が進むと、当期の実績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高が進むと、前年同期と比較した場合の当期の実績が大きく膨らむ。従って、当社は、外貨の換算はアフラックにとって財務諸表作成の目的にのみ利用するもので、当社や当社の株主にとって実際に経済的な意味を持つものではないと考えている。為替変動によって当社事業の成長率が歪められてしまうため、経営陣は外貨換算の影響を除外したうえで当社の財務業績を評価している。

法人税等

日米を合算した当社の税引前利益に係る法人税の実効税率は、2012年が33.4%、2013年が34.4%、2014年が34.3%であった。2012年の実効税率の低下は、2008年度及び2009年度における通常の税務調査で有利な結果が出たことにより法人税費用が29.5百万ドル減少したことを反映している。法人税合計は、2012年が14億ドル、2013年が17億ドル、2014年が15億ドルであった。当社の連結法人税の大半を占めているのは、日本社の所得に対して課せられた日本の法人税である。詳細については、連結財務諸表注記10を参照されたい。

利益ガイダンス

当社の2014年の当初目標は、希薄化後1株当たり事業利益を対2013年比2%から5%増加させることであり、同年中に、外貨換算の影響を除いて3%から4%増へと目標の修正を行った。当社が報告した2014年の希薄化後1株当たり当期純利益は6.50ドルであった。税引後資産運用実現益(希薄化後1株当たり0.24ドル)、その他の非事

業利益(希薄化後1株当たり0.10ドル)及び外貨換算による損失(希薄化後1株当たり0.26ドル)との調整の結果、当社は2014年の希薄化後1株当たり事業利益の修正後の成長目標の上限値である3.9%増を達成した。

2014年の利益成長は、2015年における前年比較を困難なものとする。当社の2015年の目標は、外貨換算による影響を除いた希薄化後1株当たり事業利益を対2014年比2%から7%増加させることである。日米両国において金利が歴史的な低水準にあり、また2015年は、投資に向うキャッシュ・フローもそれ以前の年よりも低水準となる。さらに、2014年においては当社にとって有利な方向にあった日米の保険金給付金比率の動向も、当社の業績に大きな影響を及ぼす可能性がある。当社が2015年の目標を達成した場合、為替変動の影響を含めた希薄化後1株当たり事業利益が為替レートの水準によってどのように変動するかを次の表にまとめた。

2015年希薄化後1株当たり事業利益予想 (1)

加重平均円/ドル為替レート	事業利益	対2014年増加率	為替の影響
100	\$ 6 6 6 . 47 - 6 . 77	5.0 - 9.9 %	\$ 0.18
105.46 (2)	6.29 - 6.59	2.1 - 7.0	0.00
115	6.01 - 6.31	(2.4) - 2.4	(0.28)
125	5.77 - 6.07	(6.3) - (1.5)	(0.52)
135	5.56 - 5.86	(9.7) - (4.9)	(0.73)

^{(1) 2015}年及び2014年における資産運用実現損益(有価証券取引、減損、デリバティブ及びヘッジ活動の影響)、非経常的損益、ならびにその他の非事業(損)益を除く。

保険事業

アフラックの保険事業は、日本社と米国社の二つの事業セグメントから構成されている。日本社は、アフラックの支社として、当社の連結利益に最も大きく貢献している。GAAPは、各企業に対し、年間及び各中間期の財務諸表で事業セグメントについてその財務状況及び具体的な内容を報告するよう求めている。また、事業セグメント別の損益、特定の収益と費用及び事業セグメント別の資産の評価方法についても報告するよう求めている。

当社では、新契約年換算保険料という指標で新規販売成績を評価している。新契約年換算保険料には、新規に販売した保険契約の保険料及び転換した保険契約の保険料増額分が含まれており、それらの契約が向こう12ヶ月有効に継続した場合に当社に納入される保険料を表している。日本社の新契約年換算保険料は当該期間に提出された契約申込書分の金額で集計されるが、米国社については、その期間に発行した保険証券分の金額で集計される。一方、保険料収入又は経過保険料は財務業績を測る指標で、当該期間において有効に継続した契約について、期間比例で発生し、当社が収納した、もしくは収納予定の保険料を指している。

日本社

日本社の税引前事業利益

日本社の税引前事業利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。12月31日に終了した各事業年度における日本社の経営成績要約を次の表にまとめた。

日本社経営成績要約

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
保険料収入(純額)	\$ 13,861	\$ 14,982	\$ 17,151

⁽²⁾ 実際の2014年の年間加重平均為替レート

1,429	1,497	1,902
1,233	1,154	943
2,662	2,651	2,845
32	55	57
16,555	17,688	20,053
10,084	10,924	12,496
649	641	716
845	944	1,174
1,519	1,551	1,763
3,013	3,136	3,653
13,097	14,060	16,149
\$ 3,458	\$ 3,628	\$ 3,904
105.46	97.54	79.81
	1,233 2,662 32 16,555 10,084 649 845 1,519 3,013 13,097 \$ 3,458	1,233 1,154 2,662 2,651 32 55 16,555 17,688 10,084 10,924 649 641 845 944 1,519 1,551 3,013 3,136 13,097 14,060 \$ 3,458 \$ 3,628

	ドルベース			円ベース			
前年同期比增(減)率:	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	
保険料収入(純額)	(7.5) %	(12.7) %	9.8 %	0.1 %	6.8 %	9.9 %	
投資収益 (純額)	0.4	(6.8)	5.8	8.8	13.9	6.1	
事業収益合計	(6.4)	(11.8)	9.3	1.3	7.8	9.4	
税引前事業利益 ⁽¹⁾	(4.7)	(7.1)	2.0	3.1	13.6	2.0	

⁽¹⁾ 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2013年の再保険取引及び2014年の出再に加え、2013年及び2014年の第一分野商品の販売が低調であったことの影響を受け、円ベースの2014年の保険料収入は、比較的小さな変化に止まった。12月31日現在の保有契約年換算保険料は、2012年が1兆4,900億円、2013年が1兆5,700億円であったのに対し、2014年は1兆5,900億円であった。円ベースでの保有契約年換算保険料の対前年伸び率は、2012年が11.1%、2013年が5.0%、2014年は1.7%となっているが、これは日本社における継続率の高さと新規販売の実績を反映している。保有契約年換算保険料をそれぞれの年末為替レートでドルに換算した金額は、2012年が172億ドル、2013年が149億ドル、2014年が132億ドルであった。

日本社の投資ポートフォリオには、ドル建て有価証券やリバース・デュアル・カレンシー債(以下、「RDC証券」。元本償還が円、利払いがドルで行われる。)が含まれている。これらの資産からのドル建て投資収益が日本社投資収益全体に占める割合は、2012年が33%、2013年が44%であったのに対し、2014年においては約46%であった。2013年及び2014年におけるこの割合の増加は、ドル建ての投資により多くを割り当てたことによるものである。ドルに対して円高が進んだ年に日本社のドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益(純額)、事業収益合計と税引前事業利益の成長率が押し下げられる。一方、円安が進んだ年に日本社のドル建て投資収益を円に換算すると、円ベースでの投資収益(純額)、事業収益合計と税引前事業利益の成長率は押し上げられる。前年からの為替変動の影響を除いた場合、日本社の投資収益全体に占めるドル建て投資収益の割合は、2012年が33%、2013年が39%、2014年が約44%であった。

次の表は、前年からの円 / ドル為替レートの変動の影響を含めた場合と除いた場合を比較して、ドル建て投資収益及びその他関連項目が日本社の円ベースでの業績増加率に与えた影響を示している。

日本社経営成績対前年比増(減)率

(円ベース)

	為替	為替変動を含めた場合		為替変動を除いた場合 ⁽²⁾		
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
投資収益 (純額)	8.8 %	13.9 %	6.1 %	4.8 %	4.7 %	5.9 %
事業収益合計	1.3	7.8	9.4	0.7	6.4	9.3
税引前事業利益 ⁽¹⁾	3.1	13.6	2.0	0.3	7.0	1.7

⁽¹⁾ 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

12月31日に終了した各事業年度における円ベースの日本社の各種事業指標を次の表にまとめた。

事業収益合計に対する比率:	2014年	2013年	2012年	
保険金給付金(純額)	60.9 %	61.7 %	62.3 %	
事業費:				
繰延新契約費償却	3.9	3.6	3.6	
保険販売手数料	5.1	5.3	5.9	
保険事業費他	9.2	8.9	8.7	
事業費合計	18.2	17.8	18.2	
税引前事業利益 ⁽¹⁾	20.9	20.5	19.5	

⁽¹⁾ 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2014年は、給付金の支払い水準が低位であったため、これが第一分野商品へのシフトによる影響を相殺することとなり、2013年に比べて保険金給付金比率が低下した。加えて、2013年第3四半期末及び2014年第4四半期初に締結した再保険契約により、2014年は保険金給付金比率が約50ベーシス・ポイント低下している。保険金給付金比率はまた、低い運用利回りの影響も受けている。これは、運用利回りと責任準備金の予定利率との利ざやを縮小させ、利益率に影響を及ぼす(当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金利リスク」の項を参照されたい。)。2014年は、主として新規販売における商品構成の変化により、事業費率は上昇した。これらの結果、2014年は2013年に比べて税引前事業利益率が改善した。2015年については、税引前事業利益率は2013年及び2014年とほぼ同水準になるものと当社は見ている。

日本社の販売

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における日本社新契約年換算保険料の推移を示している。

	ドルベース			円ペース		
(単位:百万ドル / 十億円)	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
新契約年換算保険料	\$ 1,080	\$ 1,539	\$ 2,641	114.5	149.3	210.6
前年同期比増(減)率	(29.8) %	(41.7) %	30.3 %	(23.3) %	(29.1) %	30.8 %

次の表は、12月31日に終了した各事業年度において、日本社新契約年換算保険料に占める割合を主要商品別で示している。

⁽²⁾ ドル建て項目に係る為替変動を除いた場合の増(減)率は、各年度においてそれぞれ前年度と同一の円/ドル為替レートを用いて算出している。

合計 	100.0 %	100.0 %	100.0 %	
その他	5.4	5.6	4.4	
その他生命保険	8.3	10.3	8.5	
WAYS	14.0	27.5	44.9	
学資保険	10.2	11.7	11.6	
普通生命保険:				
がん保険	30.3	17.0	13.1	
医療保険	31.8 %	27.9 %	17.5 %	
				<u> </u>

日本社の商品ラインの基礎となっているのは、今までも、これからもがん保険と医療保険の第三分野商品である。2014年の第三分野商品の販売額は、2013年と比べて6.1%増加し、当社の販売目標の2%から7%の上限値を達成した。2013年4月の当社第一分野商品の料率改定以降、当社はがん保険及び医療保険商品の販売促進に一層力を入れている。2014年9月、日本社は、通院保障及び複数回の診断給付金を含む保障内容を拡充した新商品「新生きるためのがん保険 Days」を発売した。同時に、この商品の保険料率は、旧商品比大半の年齢層において引き下げられた。2014年第4四半期、がん保険の販売は前年同期比176%増となったが、これはがん保険新商品に対する良好な反応と販売促進のための広告宣伝効果を反映している。日本の医療制度の費用負担圧力が依然として高まるなか、第三分野保険商品へのニーズは将来も引き続き上昇すると当社は予想しており、日本社の医療保険及びがん保険商品は、今後も当社の商品ラインの重要な部分を占めるものと確信している。

2014年、日本社の第一分野保険商品の販売は2013年に比べて47.3%減少した。当社は、金利感応度がより低い第三分野商品に注力を続けることから、2015年の第一分野商品の販売は、2014年に比べて引き続き減少するものと見ている。

2014年12月31日現在、日本社と販売契約を結んでいる金融機関数は371で、日本の全金融機関数の90%以上に上っている。当社は日本において営業している他のどの保険会社よりも多くの金融機関と補完医療保険の販売提携をしていると確信している。予想通り、2014年は第一分野商品であるWAYSの販売が大幅に減少し、金融機関チャネルの販売は2013年比47.3%の減少となった。金融機関チャネルでの販売は、日本社の2014年の新契約年換算保険料全体の21.5%を占めていたが、2013年は31.3%であった。

当社は、従来からの販売チャネルを通じた販売にも引き続き力を入れている。このチャネルは、企業系列法人代理店、独立法人代理店及び個人代理店で構成されており、2014年の日本社の新契約年換算保険料合計の76.1%を占めている。2014年において、当社は900店以上の新規代理店を開拓した。2014年12月31日現在、日本社の代理店数は約14,500店で、それら代理店に雇用されている当社商品の販売資格を持った登録募集人の数は121,100名以上であった。

日本社及び日本郵政株式会社は、2013年7月、新たな提携契約を締結し、2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた(「日本の規制環境」の項を参照されたい。)。2014年6月末、株式会社かんぽ生命保険(以下、「かんぽ生命」)は、同社が直接運営している全79の支店を通じて、日本社のがん保険を販売する代理店委託契約を締結することについて、金融庁から承認を得た。また日本社は、日本郵政及びかんぽ生命専用のがん保険商品を開発し、2014年10月1日に発売した。2014年第4四半期、当社のがん保険を販売する郵便局数は約1万局に拡大したが、日本郵政はアフラックのがん保険を提供する郵便局を2016年第1四半期末までの間にさらに2万局まで拡大する方針である。当社は、日本郵政とのこの提携が、当社のがん保険の販売に一層の恩恵をもたらすものと確信している。

当社は、依然として日本において当社商品に対する継続的なニーズがあると確信している。2015年の当社の販売目標及び重点施策は、引き続き、がん保険、医療保険を含む日本社の第三分野商品の販売が中心となる。従来からの販売チャネルは販売の減少を経験しているが、当社は、これまでも、また、これからも、このチャネルが当社の成功の鍵となるものと確信している。当社は新たな販売チャネルとのパートナーシップを構築しているが、これは従来からの販売チャネルの販売減少を相殺し、全体の販売を増加させることに資するもので

ある。これらの販売チャネルには日本郵政を含んでおり、郵便局を通じた販売は着実に進展している。2015年、第三分野商品の販売については、最初の9ヶ月は平均で15%増となるものと確信している。しかしながら2015年第4四半期については、厳しい前年との比較に直面するため、前年同期比については減少となり得るものと確信している。

日本経済

日本銀行は、2015年1月の「金融経済月報」において、日本経済について次のような見解を述べている。日本の経済活動は、引き続き緩やかな回復を続けている。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっており、消費税増税を受けて住宅投資は減少を続けてきたが足もとでは下げ止まりつつある。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、底堅く推移している。同報告書は、日本経済は緩やかに回復するものと予測し、消費税率引上げによる需要の減退などによる影響も収束していくものと見ている。輸出は、海外経済の回復に伴い、緩やかに増加することが期待されている。国内需要については、公共投資は高水準で横ばい圏内の動きの後、緩やかな減少傾向に転じていくものと見ている。個人消費は雇用・所得環境の着実な改善が続くもとで、引き続き底堅く推移し、消費税率引上げによる需要の減退の影響は次第に収束していくとみている。住宅投資も、次第に底堅さを取り戻していくと予想されている。

日本の規制環境

2005年に、日本郵政の民営化を目的とする法案が成立した。この民営化に関する法律に基づき、2007年10月より、日本郵政が四つの事業体に分割され、それぞれ事業を開始した。2007年に、このうちの一つの事業体が郵便局を通じて販売するがん保険の商品提供会社として日本社を選定したのを受けて、当社では、2008年に郵便局におけるがん保険の販売を開始した。郵便局は従来から保険商品を購入する場所として人気があった。2012年4月に、郵政改革法案が国会を通過し、2012年10月1日に日本郵政グループの二つの事業体(郵便局株式会社と郵便事業株式会社)が統合した。2013年7月、日本社及び日本郵政株式会社は、新たな提携契約を締結し、2008年に確立されたパートナーシップをさらに拡大させた(「日本社の販売」の項を参照されたい。)。

2014年1月16日、日本の金融庁は保険業法により、日本社を含む日本の全ての保険会社に対して、「保険代理店使用人の適正化等について」と題する報告命令を発出した。各社に対し、販売代理店に関する条件の確認を求めるとともに、再委託の慣行(非従業員の契約募集人に販売代理店の立場で保険販売を行わせる場合)の中止を促進し、2015年4月30日までに報告するように命じている。当社の現在の販売チャネルの構成に照らせば、非従業員の契約募集人の利用は、日本社においては主力のチャネルではない。

2013年6月、金融商品取引法が改正され、金融機関の破綻による金融危機の発生を避止するため、業界の事後負担による金融機関の秩序ある処理の枠組みが確立された。この枠組みは、2014年3月に発効したが、日本における当社の業務に重要な影響を与えることはないと考えられる。

日本社の資産運用

円ベースの投資収益の水準は、営業活動から得られるキャッシュ・フロー、そのキャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用利回り、ドル建て投資収益に対する為替レートの変動及びその他の要因によって影響を受ける。日本社は、歴史的には主として、日本国債や私募証券に投資してきた。私募証券の利回りは、一般的に、日本国債及び市場で取引されているその他の債券の利回りよりも高い。当社が購入した私募証券は、全て購入時点において投資適格級であった。これらの証券は、一般的に条件面を相対で交渉したか、あるいは標準的なミディアム・ターム・ノート・プログラムと同等のドキュメンテーションを用いて発行された。これらの投資の多くは、それぞれの投資に適合した保護条項を有している。これらの条項の中には、借入人による一定の行為の禁止や、一定の財務指標の維持、及び当社の投資に関する元利払いに影響を与える特定の条件が含まれている。

日本の低金利環境下で投資を行うという課題に取り組み、当社のポートフォリオ全体における私募証券の割合を低下させるため、当社は利回りのより高い米ドル建ての市場で取引されている投資適格級の期限付社債へ

の投資を実行し、これらの米ドル建て有価証券の公正価値に係る為替リスクをヘッジするため、為替先物取引及びオプション契約を締結した。当社はこのプログラムを、当社の投資ポートフォリオの配分に係る戦略的な見直しの一環として開始し、これを継続的なポートフォリオ配分の一環として維持しており、市況、全体的なポートフォリオ構成、代替投資対象、業務上の必要性、及びその他の複数からなる要因に基づき、ニュー・マネーをこのプログラムに配分している。

投資の原資には、営業キャッシュ・フロー、投資収益、満期、償還、有価証券貸付取引及びその他の有価証券取引から発生する資金が含まれる。有価証券貸付取引はまた、投資のための手元資金を随時調達するためにも用いられる。日本社は、2012年に2.7兆円(約344億ドル)、2013年に2.5兆円(約254億ドル)、2014年に約1.0兆円(約100億ドル)の取得費用で債券を購入した。

12月31日に終了した事業年度における日本社のセクター別債券購入金額の割合は次の表のとおりであった。

May (Bel) 42 C / 7 MJ/J IP					
	2014年	2013年	2012年		
債券購入(原価):					
銀行及び金融機関債	0.4 %	0.4 %	2.3 %		
国債及び政府機関債	74.1	76.2	73.8		
地方債	1.0	0.0	0.0		
公益事業債	2.6	3.3	3.4		
外国政府債及び国際機関債	0.0	0.0	0.1		
その他の企業	21.9	20.1	20.4		

100.0 %

100.0 %

100.0 %

購入債券のセクター別分布

米国の金利環境のボラティリティにより、日本社は2013年下半期には、上記のプログラムの一環として、米ドル建て期限付証券の追加購入を行わなかった。しかし、2014年には投資適格級の米ドル建て証券の購入を再開した。米ドル建て投資は、一般的に日本国債を上回る利回りとなるが、その再開にも拘らず、2013年に比べて2014年のニュー・マネー利回りの全体的な低下を見ることとなった。米ドル建て投資に一部の資金を充当したものの、この期間における当社の投資可能なキャッシュ・フローの非常に大きな部分は日本国債の購入に配分されており、また、米ドル建て証券への配分においては、多額の米国国債の購入に配分された(同米国国債は2014年第4四半期に売却された)。

合計

当社は、現在及び将来の運用資産の信用状況を一定の基準に基づいて判断している。また、格付けデータや 社内の信用分析を含むいくつかの方法で、この基準を検証している。以下の二つの表で引用されている格付け は、主要な格付け会社であるムーディーズ・インベスターズ・サービス(ムーディーズ)、スタンダード・ア ンド・プアーズ(S&P)及びフィッチ・レーティングス(フィッチ)によるものであるが、これらによる格付け が付与されていない場合は、当社の信用分析により付与したものである。投資適格級の有価証券で主要な格付 け会社による格付けが等しくない場合は、2番目に低い格付けを用いることとしている。格付け不一致証券(評価が投資適格級と非投資適格級に分かれている有価証券)に対して当社が採用している格付け方法について は、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「非投資適格級証券及び格付け不 一致証券」の項を参照されたい。

12月31日に終了した各事業年度において、日本社が購入した債券の信用格付け別分布は、取得費用ベースで次の表のとおりであった。

購入債券の信用格付け別分布

2014年	2013年	2012年
-------	-------	-------

有価証券報告書

AAA	7.7 %	0.3 %	0.3 %
AA	78.6	77.7	74.9
A	5.4	10.9	8.5
BBB	6.6	9.4	15.1
BB又はそれ以下	1.7	1.7	1.2
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

当社は、有価証券の購入を、信用リスク、有価証券の相対的な価格設定及び潜在的なリターン、商品の流動性、発行体の事業全般及びポートフォリオの構成及びその他市場に基づく要因と会社固有の要因を含む複数の要因の評価を通じて決定している。2014年におけるAAAの格付けを受けている有価証券の購入の大幅な増加は、米ドル建て証券への配分について、投資適格級の社債の購入に加えて、その一部を米国国債に購入充当するとの当社の判断によるものである。2012年よりも2013年及び2014年におけるAA格の格付けを受けている有価証券の購入が増加したのは、主として日本国債の追加的な購入によるものである。2013年にAの格付けを受けている有価証券の購入が増加したこと、及び2012年にBBBの格付けを受けている有価証券の購入が増加したのは、前述のとおり、主として日本社のポートフォリオのために市場で取引されている米ドル建ての確定利付社債の購入に関連していた。2012年、2013年及び2014年に行ったBB又はそれ以下の格付けを受けている有価証券の購入は、大半が非投資適格級である米国及びカナダの企業向け優先担保付バンク・ローンへの投資を目的として2011年に開始したプログラムに関連するものであった。このプログラムについての詳細については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「信用リスク」の項を参照されたい。

次の表は、12月31日に終了した各事業年度の日本社の運用利回りを示している。

	2014年 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2012年 ⁽¹⁾
ニュー・マネー利回り	2.16 %	2.48 %	2.40 %
運用資産平均残高に対する利回り(運用費用差引後)	2.80	2.86	2.89
	2.83	2.80	2.87

(1) 利回りは、市場で取引されている米ドル建て社債の為替リスクをヘッジする為替先物取引の費用差し引き前で報告されている。

日本社におけるニュー・マネー利回りの低下は、主として2014年における、相対的に利回りの低い日本国債への配分と米国社債から米国国債への配分移動によるものであり、アフラックの当時の債券投資に関する相対価値の見方に基づくものである。

12月31日現在において、日本社のセクター毎の運用資産(償却原価)及び現金・預金合計の構成比(総額については、2013年は936億ドル、2014年は851億ドル)は、次の表のとおりであった。

ポートフォリオのセクター別分布

	2014年	2013年
債券及び永久証券(償却原価):		
銀行及び金融機関債 ⁽¹⁾	13.2 %	14.3 %
国債及び政府機関債	43.9	45.3
地方債	0.8	0.7
公共事業債	9.3	9.7
外国政府債及び国際機関債	4.1	4.4
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	0.5	0.7

その他の企業 ⁽²⁾	26.0	24.1
債券及び永久証券の合計	97.8	99.2
持分証券とその他	0.2	0.2
現金・預金及び現金等価物	2.0	0.6
運用資産及び現金・預金合計	100.0 %	100.0 %

^{(1) 2014}年及び2013年の12月31日現在の2.6%及び2.9%の永久証券を含む。

当社の投資が最も集中しているセクターは、国債及び政府機関債であり、日本国債が中心となっている。 投資の集中するセクターに関する詳細については、連結財務諸表注記3及び当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」における「信用リスク」の項を参照されたい。

円建て債券及び永久証券は、2013年12月31日現在の償却原価で日本社の債券及び永久証券全体の78.3%、2014年12月31日現在の償却原価で75.7%を占めていた。

12月31日において日本社が保有していた債券及び永久証券の信用格付け別分布は、次の表のとおりである。

はなけれていたので、 のかに ないかい						
	201	2014年		2013年		
		公正価値	償却原価	公正価値		
AAA	1.3 %	1.2 %	1.4 %	1.4 %		
AA	5.3	5.4	51.3	52.2		
A	66.4	67.4	20.7	20.9		
BBB	23.0	22.0	22.5	21.6		
BB又はそれ以下	4.0	4.0	4.1	3.9		
 合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %		

信用格付け別保有証券分布

AA格からA格への非常に大きな異動があるのは、2014年第4四半期における日本国債のAAからAへの格下げによるものである。

日本社信用状況の全般的なクオリティーは引き続き高い水準を維持しており、2014年12月31日現在、償却原価で債券及び永久証券の96.0%が投資適格級であった。

当社の投資及びヘッジ戦略の詳細については、連結財務諸表注記3及び5、ならびに当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

米国社

米国社の税引前事業利益

米国社の税引前事業利益と利益率は主に罹患率、死亡率、事業費、継続率及び運用利回りの状況によって影響を受ける。12月31日に終了した各事業年度における米国社の経営成績要約を次の表にまとめた。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
保険料収入	\$ 5,211	\$ 5,153	\$ 4,996

⁽²⁾²⁰¹⁴年及び2013年の12月31日現在の0.2%の永久証券を含む。

			mi ci
投資収益(純額)	645	632	613
その他の収益	3	6	19
事業収益合計	5,859	5,791	5,628
保険金給付金	2,853	2,889	2,834
事業費:			
繰延新契約費償却	459	433	400
保険販売手数料	590	583	570
保険事業費他	884	848	827
事業費合計	1,933	1,864	1,797
保険金給付金及び事業費合計	4,786	4,753	4,631
——————————— 税引前事業利益 ⁽¹⁾	\$ 1,073	\$ 1,038	\$ 997
前期比增(減)率:			
保険料収入	1.1 %	3.1 %	5.4 %
投資収益 (純額)	2.1	3.2	4.2
事業収益合計	1.2	2.9	5.4
税引前事業利益 ⁽¹⁾	3.3	4.1	10.3

⁽¹⁾ 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

保有契約の年換算保険料は対前年比で、2012年が5.1%、2013年が2.2%、2014年が1.8%それぞれ増加した。 12月31日現在における各事業年度の保有契約年換算保険料は、2012年が55億ドル、2013年が56億ドル、2014年 が57億ドルであった。

12月31日に終了した各事業年度における米国社の各種事業指標を次の表にまとめた。

事業収益合計に対する比率:	2014年	2013年	2012年
保険金給付金	48.7	% 49.9	% 50.3 %
事業費:			
繰延新契約費償却	7.8	7.5	7.1
保険販売手数料	10.1	10.1	10.1
保険事業費他	15.1	14.6	14.8
事業費合計	33.0	32.2	32.0
税引前事業利益(1)	18.3	17.9	17.7

⁽¹⁾ 当社の事業利益の定義については前掲「保険事業」の項を参照されたい。

2014年、保険金給付金比率は2013年に比べて低下したが、これは新たな商品設計による責任準備金の増加の 水準が低かったことを反映している。2014年、事業比率は2013年に比べて上昇したが、これは主として米国社 の販売体制の改編に伴う費用の増加と、事業構成の変化に伴う繰延新契約費の償却の増加によるものである。 これらの変動の結果、2014年は税引前事業利益率が2013年に比べて全体的に改善した。2015年の保険金給付金 比率及び事業費率は2014年と比較して、安定的な数値になると当社は予測している。

米国社の販売

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における米国社の新契約年換算保険料の推移を示したものである。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
新契約年換算保険料	\$ 1,433	\$ 1,424	\$ 1,488
前年同期比増(減)率	0.7 %	(4.3) %	0.8 %

次の表は、12月31日に終了した各事業年度において、米国社の新契約年換算保険料に占める割合を主要商品 別で示している。

	2014年	2013年	2012年
将来の収入に備える保険:			
短期所得保障保険	22.4 %	21.2 %	20.3 %
普通生命保険	5.8	5.3	5.4
大きな出費に備える保険:			
事故・重度障害保障保険	28.1	27.3	29.5
重大疾病保険 ⁽¹⁾	21.4	20.8	23.1
日々の医療を支援する保険:			
入院保障保険	16.4	16.9	15.3
歯科/眼科医療保険	5.9	6.2	6.1
その他	0.0	2.3	0.3
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

⁽¹⁾ がん保険、重大疾病保険及び入院集中治療保険を含む。

2014年の新契約年換算保険料は、対前年比で、米国社の主力商品である事故・重度障害保障保険が3.7%増加、短期所得保障保険が6.0%増加、重大疾病保険(がん保険を含む。)が3.9%増加、入院保障保険が2.0%減少した。

2014年、当社の従来からの販売部隊は、週次で活発な挙績のある米国登録募集人9,300名以上を含んでいた。当社は、平均的に週次で挙績のある登録募集人を計測することは、当社の販売責任者が進捗状況やニーズを適時かつ能動的に把握することを可能にするものと確信している。当社は、従来の販売部隊の規模及び能力を拡大させるだけでなく、引き続き、主として大口市場を扱う保険ブローカーとの関係を構築し、発展させている。

団体保険商品を加えたことで、当社の販売網が広がり、より大きな企業、ブローカー、及び当社の従来からの募集人との間で販売の機会が増加している。団体保険商品が訴求することにより、引き続きより大きな企業とその従業員にアクセスできる機会が増加すると当社は期待している。当社の団体及び個人保険の商品ポートフォリオは、企業に対して、その従業員がより価値が高く包括的な保障内容を選択する機会を与えている。

2014年第3四半期に始まり、同年第4四半期も継続実施されているが、米国社は、販売の組織階層に対するより競争力のある報酬の提供や、販売戦略を全米にわたってより効率的かつ一貫性を持って実行するよう当社を位置づけることを軸とする、戦略的な取り組みを展開している。これらの取り組みは販売統括の成功とアフラックの成功がより密接にリンクするよう策定されている。例えば、主としてアフラックの商品の販売と新たな募集人の教育に責任を持つ、当社の販売統括の第一階層に属する地区のセールス・コーディネーターについては、インセンティブ・ボーナスを通じて報酬の改善を図った。さらに、歩合制の州のセールス・コーディネーターを廃止し、州の業務をよりよく運営するため、2014年10月1日付でマーケット・ディレクターのポジションを新たに導入した。マーケット・ディレクターには、固定給のほか、販売実績に応じてボーナスを得ることのできる制度が適用された。当社は、このポジションの変更により業績管理が向上し、報酬を新しい営業

成績によりよく連携させることを期待している。2014年第4四半期における14.1%の販売増を達成し、2014年通年の米国社の販売が直近の当社の販売予想を上回る0.7%増となったことについては、これらの変更が米国社の販売体制に対して与えた影響が重要な要因であったと当社は確信している。

変化を続けるビジネス市場と、米国の医療制度改革の結果としてもたらされるであろう保障の標準化により、当社は、アフラックの任意加入保険がこれまで以上に求められる商品になるものと確信している。当社の商品は、増加する医療費に係る自己負担分や家計費、あるいは収入や資産の毀損に備え、それらの一助となるよう現金給付を行うものである。より大口の企業への販売を拡大しようとしている当社にとって、団体保険及び大口市場を扱う保険ブローカーとの関係は販売促進に有効である。最も適切で費用対効果が大きな商品を顧客に提供する機会を特定するために、当社は常に市場を評価している。当社商品に対するニーズは依然として大変強いものと確信しており、全ての規模の企業にアクセスできるよう当社の販売力の向上に引き続き努めている。その中には、当社の販売部隊とブローカーの業界双方の利益となるような施策が含まれている。同時に当社は、変化を続ける医療環境の中で、当社のブランドカと魅力的な商品ポートフォリオを活用するための機会を追求している。米国社の2015年の目標は、新契約年換算保険料を対前年比3%から7%増加させることであり、5%増をターゲットとしている。

米国経済

米国経済において事業を展開することは、依然として困難である。医療制度改革の実行について不確実な状況が長引いていることから、多くの企業や消費者が、医療保障に関する決定を先延ばしにしているが、当社は、当社商品に対するニーズは依然として強く、米国は引き続き当社商品にとって広大で魅力的な市場であると確信している。

米国の規制環境

医療費負担適正化法は、あらゆる年齢と所得水準の米国国民が包括的な高額医療費保険に加入することを目指すものである。この法律の主な部分は、2014年1月1日に有効となった。この法律の主要な対象は、高額医療費保険であるため、当社の保険商品の設計への大きな影響はない。しかし、これらの法律及び規制の間接的な影響は、実行に関する短期的な不確実性を含め、当社の販売モデル、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある試練及び(又は)機会を当社にもたらす可能性がある。日本における国民皆保険制度での当社の経験に基づき、当社は、今後数年のうちに、当社商品に対するニーズは大きくなっていくと確信している。

ドッド・フランク法がもたらしたものの中に、「金融安定化及び監督評議会」(以下、「評議会」)の創設 がある。2012年4月、評議会は、連邦準備制度理事会(以下、「理事会」)の監督対象となるノンバンクの金融 会社に指定するかどうかの決定に関する一般的なプロセスについて、その最終規則を公表した。一定の保険会 社あるいは保険持株会社を含むノンバンクの金融会社が米国の金融安定化に対して脅威となり得るかどうか は、評議会における三分の二の議決をもって決定できることとなった。もし脅威となり得ると議決された場合 は、理事会の厳しい規制下に置かれる。2013年4月3日、理事会はノンバンクの金融会社が「専ら金融業務に従 事している」と決定するための要件、すなわち、評議会による指定の必要条件を定める最終的な規則を公表し た。理事会の厳しい規制には、必要自己資本の管理、レバレッジの制限、流動性の確保と検査が含まれる。理 事会は、当該会社の合併、買収及びその他の事業統合取引を行う能力を制限し、金融商品の提供を制限し、一 つあるいは複数の事業を終結させ、または事業の運営方法に関する条件を課すことができる。2013年、評議会 は、保険会社二社をシステム上重要な金融機関に指定し、2014年には追加でさらに保険会社一社を指定した。 2014年12月18日、オバマ大統領は保険資本基準明確化法に署名し法律として成立させた。この法律は、連邦政 府の監督対象となる保険会社に係る保険自己資本基準の適用についての理事会の権限を明確化するものであ る。アフラックは、ドッド・フランク法による定義では、専ら金融業務に従事しているノンバンクの金融会社 であるが、アフラックが米国の金融安定化に対して脅威となり得る会社と見なされることはないと、当社は確 信している。

ドッド・フランク法第7章及びそれに基づく規制は、日本社のために行われているものを含む、アフラックの デリバティブ活動に影響し得る。一定の種類のデリバティブについて、集中決済と担保を求める規則や規則案

与価証券報告書

は、特に影響を与え得る。五つの米国の銀行規制当局及び米国商品先物取引委員会(CFTC)は、最近、未決済のスワップに関する担保についての規則を再び公衆からのコメントに付した。この提案通りとなった場合、これらの規則により、アフラックによる担保の差し入れ増が必要となるか又は当社が差し入れることが認められる担保の種類に制限が課される可能性がある。

またドッド・フランク法は、財務省内に「連邦保険事務所」(以下、「FIO」)を設立し、保険業界を包括的に監督すると同時に、特定の医療保険、特定の長期介護保険及び農作物保険以外の保険事業を監督する。米国の保険会社は、伝統的には、主に各州の保険局による規制を受けてきた。2013年12月、FIOは、「米国における保険の規制システムをいかに現代化し改善するか」と題するレポートを公表した。このレポートは、ドッド・フランク法により求められたもので、近い将来に改革すべき状態について、18の推奨領域を挙げている。その中には、適正自己資本、安全性/健全性、保険会社の意思決定慣行の改革、市場規制の改革が含まれている。このレポートは保険規制に関して連邦政府が直接関与すべき九つの推奨領域についても取り上げている。2013年12月に公開されたFIOのレポートで概要が示されていた推奨の一部は既に実行に移されている。アフラックが適用対象となる、連邦政府が直接関与する保険規制の九つの推奨領域のうち、オバマ大統領は2015年1月、全米登録エージェント・ブローカー協会改革法に署名し法律として成立させた。これによりエージェント及びブローカーの州際的な免許取得手続きが簡略化された。FIOはまた、国内大手及び国際的に業務を展開する保険会社についての財務の安定性の監視及び規制のギャップを特定するため、監督カレッジとも連携している。

2013年12月10日、五つの米国金融規制当局が、ドッド・フランク法第619条により創設された「ボルカー・ルール」の実行に関する最終規則を適用した。ボルカー・ルールは、一般的に「銀行業を営む主体」の自己勘定取引を禁じており、その他にも、「プライベート・エクイティ・ファンド及びヘッジ・ファンド」との投資活動や、その他の特定の活動を禁じている。最終規則は2014年4月1日に有効となったが、規制当局がボルカー・ルールの最終版を公表した時点で、連邦準備制度は、銀行業を営む全ての主体に適合させる期間を2015年7月21日まで延長することについて公表した。ボルカー・ルールの最終版に対する業界からの質問に対して、通貨監督庁、連邦準備制度、連邦預金保険公社、証券取引委員会、及び米国商品先物取引委員会を含む五つの米国金融規制当局は、2014年1月14日、質問に明確に答える形で中間的な最終規則を発表した。これによると、信託優先証券を裏付けとする債務担保証券(CDO)が一定の基準を満たしている場合、銀行業を営む主体は、同証券に対する持分を有することができる。

2014年12月18日、連邦準備制度はボルカー・ルールへの適合期間について、二度目の延長を公表した。これにより、銀行業を営む主体に対して、2013年12月31日以前に存在していた規制対象ファンド及び外国ファンド (従前対象ファンド)に対する投資及び関与に係る適合期間を2016年7月21日まで延長した。連邦準備制度はまた、銀行業を営む主体に対して、これらの従前対象ファンドに対する持分及び関与についての適合期間を将来さらに1年延長し、2017年7月21日までとする用意があることについても公表した。連邦準備制度は、自己勘定取引に関する適合期間の延長を行わなかった。

預金保険の対象となる業務を行う企業と関係がない、あるいは、「銀行業を営む主体」との定義に該当しない、アフラックのようなノンバンクの金融会社は、一般的にはボルカー・ルールにおける禁止事項の対象とはならない。しかしながら、適合期間の終了が近づくと、一部の市場の流動性の低下や銀行業を営む主体によるポジションの終了等を通じて、ボルカー・ルールにおける禁止事項が全般的な金融市場に影響を及ぼすことはあり得る。

ドッド・フランク法は、広範囲にわたるルール作りとその他の将来にわたる規制を求めており、その一部は、数年の時間をかけて、実施に移される予定である。現時点において、ドッド・フランク法による当社の米国事業、当社の財政状態及び経営成績への影響について、いかなるレベルの確実性をもってしても予測できない。

米国社の資産運用

投資収益の水準は、営業キャッシュ・フロー、キャッシュ・フローの投資タイミング、新規運用資産の運用 利回り及びその他の要因によって影響を受ける。米国社は主として投資適格級の社債に投資している。 投資の原資には、営業キャッシュ・フロー、投資収益、満期、償還及びその他有価証券取引から発生する資金が含まれる。米国社が債券取得に使用した資金は、総計でおよそ、2012年が15億ドル、2013年が14億ドルであったのに対して、2014年は11億ドルであった。12月31日に終了した事業年度における米国社のセクター別債券購入額の割合は次の表のとおりであった。

購入債券のセクター別分布

	2014年	2013年	2012年
債券購入(原価):			
銀行及び金融機関債	3.3 %	4.8 %	8.5 %
国債及び政府機関債	1.0	0.1	4.7
地方債	0.1	0.0	0.8
公共事業債	14.8	11.9	23.5
外国政府債及び国際機関債	0.2	0.0	0.9
モーゲージ・バック証券及びアセッ ト・バック証券	5.0	4.5	0.0
その他の企業	75.6	78.7	61.6
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

当社は、現在及び将来の運用資産の信用状況を一定の基準に基づいて判断している。また、格付けデータや 社内の信用分析を含むいくつかの方法で、この基準を検証している。以下の二つの表で引用されている格付け は、主要な格付け会社(ムーディーズ、S&P及びフィッチ)によるものであるが、これらによる格付けが付与さ れていない場合は、当社の信用分析により付与したものである。投資適格級の有価証券で主要な格付け会社に よる格付けが等しくない場合は、2番目に低い格付けを用いることとしている。格付け不一致証券(評価が投資 適格級と非投資適格級に分かれている有価証券)に対して当社が採用している格付け方法については、当解説 と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「非投資適格級証券及び格付け不一致証券」 の項を参照されたい。

12月31日に終了した各事業年度において、米国社が購入した債券の信用格付け別の分布は、取得費用ベースで次の表のとおりであった。

購入債券の信用格付け別分布

	2014年	2013年	2012年
AAA	0.0 %	0.6 %	4.3 %
AA	8.0	5.1	9.1
A	50.8	46.2	51.4
BBB	41.2	48.1	35.2
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

当社は、有価証券の購入を、信用リスク、有価証券の相対的な価格設定及び潜在的なリターン、商品の流動性、発行体の事業全般及びポートフォリオの構成及びその他市場に基づく要因と会社固有の要因を含む複数の要因の評価を通じて決定している。

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における米国社の運用利回りを示している。

	2014年	2013年	2012年
ニュー・マネー利回り	4.32 %	4.06 %	3.96 %
運用資産平均残高に対する利回り(運用費用差引後)	5.46	5.70	6.25
期末ポートフォリオ簿価利回り	5.89	6.01	6.28

2014年における米国社のニュー・マネー利回りの上昇は、主として中期債とそれより長い満期の債券との間の金利格差が年間の大半を通じてあったこと及び年の後半に信用スプレッドが拡大したことよるものである。

12月31日現在において、米国社のセクター別の投資(償却原価)及び現金・預金全体(総額については、2013年は120億ドル、2014年は127億ドル)の割合は、次の表のとおりであった。

ポートフォリオのセクター別分布

	2014年	2013年
債券及び永久証券(償却原価):		
銀行及び金融機関 ⁽¹⁾	12.0 %	14.2 %
国債及び政府機関債	0.7	0.7
地方債	5.6	5.9
公共事業債	17.0	16.7
外国政府及び国際機関	1.6	1.8
モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券	0.3	0.3
その他の企業	52.5	53.6
債券及び永久証券の合計	89.7	93.2
持分証券とその他	0.1	0.0
現金・預金及び現金等価物	10.2	6.8
運用資産及び現金・預金合計	100.0 %	100.0 %

⁽¹⁾²⁰¹⁴年及び2013年の12月31日現在の0.4%及び0.9%の永久証券を含む。

投資セクターの集中に関する詳細は、連結財務諸表注記3及び当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「信用リスク」の項を参照されたい。

12月31日において米国社が保有していた債券及び永久証券の格付け別分布は、次の表のとおりである。

信用格付け別保有証券分布

	201	2014年		2013年	
		公正価値	償却原価	公正価値	
AAA	1.0 %	0.9 %	1.0 %	1.0 %	
AA	8.1	8.4	8.4	8.9	
A	47.8	48.8	45.9	46.4	
BBB	39.8	38.7	40.7	39.9	
BB又はそれ以下	3.3	3.2	4.0	3.8	
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	

米国社ポートフォリオの全般的な信用状況は引き続き高い水準を維持しており、2014年12月31日現在、償却原価で見た場合、米国社の債券及び永久証券の96.7%が投資適格級であった。当社の資産運用の詳細については、連結財務諸表注記3及び5、または当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照されたい。

その他の事業

その他の事業に係る事業費は主として、給与、各種手当、施設関連費用である。投資収益を除く事業費は、2012年が76百万ドル、2013年が79百万ドル、2014年が91百万ドルであった。財務諸表上の事業費に含まれた投資収益は、2012年が20百万ドル、2013年が11百万ドル、2014年が13百万ドルであった。

第5部:財政状態の分析

機能通貨における当社の財政状態は好調に推移している。財務諸表の作成にあたり、円建ての貸借対照表の各項目は、各期の期末日現在の円/ドル為替レートを用いてドルに換算されている。

貸借対照表の一部項目について、2014年12月31日現在の円 / ドル為替レートで実際に報告された数値と、仮に2013年12月31日現在と為替レートが変わらなかった場合に想定した報告数値の比較及び為替変動による影響は以下の表のとおりである。

貸借対照表の一部項目に対する為替の影響

(単位:百万ドル)	報告された金額	為替の影響	為替の影響を除いた金額
円 / ドル為替レート ⁽¹⁾	120.55		105.39
運用資産及び現金・預金	\$ 107,341	\$ (9,567)	\$ 116,908
繰延新契約費	8,273	(750)	9,023
資産合計	119,767	(10,706)	130,473
保険契約準備金	83,933	(10,727)	94,660
負債合計	101,420	(12,024)	113,444

^{(1) 2014}年12月31日現在の円 / ドル為替レートは1ドル = 120.55円で、2013年12月31日現在の円 / ドル為替レート 1ドル = 105.39円に比べ 12.6%の円安ドル高であった。

金融商品の市場リスク

当社の資産運用方針は、現在及び将来において、保険契約者に対する当社の契約義務が果たせるよう、堅実な方法で資産を運用するという受託者としての責務を全うすることである。それは同時に、一定のリスク許容量や制限を守り、適切な流動性を保ちつつ、長期的な株主価値を最大化させるという目標に則り、資産運用によってもたらされる長期的な財務収益を最大化させることでもある。

次の表は、12月31日現在における各事業年度の事業セグメント別の保有有価証券の内訳を示している。

事業セグメント別保有有価証券

	日本社		米国社		
- (単位:百万ドル)	2014年	2013年	2014年	2013年	
売却可能有価証券(公正価値):					
期限付証券	\$ 52,196	\$ 46,448	\$ 12,940 (1)	\$ 11,290 (1)	
永久証券	2,609	2,839	60	108	
持分証券	23	21	5	0	

売却可能有価証券合計	54,828	49,308	13,005	11,398
満期保有有価証券(償却原価):				
期限付証券	34,242	44,415	0	0
満期保有有価証券合計	34,242	44,415	0	0
保有有価証券合計	\$ 89,070	\$ 93,723	\$ 13,005	\$ 11,398

⁽¹⁾ 親会社が保有していた投資適格級売却可能期限付証券(2014年は437百万ドル、2013年は332百万ドル)を除く。

当社が確定利付証券に投資しているため、当社保有の金融商品は主に為替、金利及び信用の3種類の市場リスクを負っている。

為替リスク

日本社の保険事業の機能通貨は円である。日本社の保険料、保険金給付金及び保険販売手数料は全て円で受け取るか、または支払う。その他の事業費の大半も同様である。日本社の現金・預金及び負債は大部分が円建てである。2014年12月31日現在、日本社の運用資産は、主として、償却原価で631億ドルの円建て有価証券である。一方、日本社は2014年12月31日現在、償却原価で132億ドルのドル建ての有価証券を保有しており、これに関する公正価値の為替リスクはヘッジされている。また2014年12月31日現在、この他に、償却原価で70億ドルの有価証券を保有しているが、為替リスクはヘッジされていない。こうした運用資産の配分により、2014年の日本社の投資収益の54%は円建てで、残りは米ドル建てであった。これに加えて、親会社は円建て社債を発行している。

当社では、円資金を実際にドルに換金する際にのみ経済事象としての為替リスクに晒される。これは、日本社から米国社への円建ての利益送金の際に発生する。送金時点の為替レートは、円建ての利益を実現した時点の為替レートと異なるためである。送金された円資金の一部は円のまま親会社の円建て社債の利息支払いに充てられ、残額は実際にドルに換金される。2014年7月及び12月の日本社からの円建て利益送金の一部に係る為替リスクをヘッジするために、当社はそれぞれ525億円、500億円相当分について、ヘッジ戦略の一環として、為替先物取引契約及び通貨オプション契約を有していた。2014年12月31日現在、当社は日本社からの将来の利益送金1,575億円についての為替リスクをヘッジするため、為替先物取引契約を有していた。

利益送金に加えて、日本社の一部の投資活動において、円がドルに換金された場合に、当社は経済的な為替リスクに晒される。上述のとおり、当社は一部の円建てキャッシュ・フローをドル建て資産に投資している。この場合、当社は投資を実行する前に、円建てキャッシュ・フローを米ドルに転換する必要がある。前述のとおり、当社は一部のドル建て有価証券の公正価値にかかる為替リスクをヘッジするために、為替先物取引契約及びオプション契約を締結する。これらの投資で得たドル建てクーポンの支払いは、ヘッジされておらず、為替変動の影響を受け、かかる為替変動の影響は当期純利益に計上される。また、日本社は、リバース・デュアル債(RDC証券。元本償還が円、利払いがドルで行われる。)に投資しているため、為替リスクに晒されている。ドル建てクーポンに対する為替変動の影響が当期純利益に計上される一方で、円建て有価証券に関する為替変動の影響は、売却可能有価証券に係る未実現損益の一部としてその他の包括利益累計額に計上される。RDC証券は、購入時点では当社の投資基準を堅持しており、購入時点で日本国債又は他の社債よりも高い利回りを確保していた。円がドルに対して、1ドル = 約28円の円高になってはじめて、これらのRDC証券の利回りが比較可能な日本国債の利回りと同等のレベルになる。

上記の活動を除いて、当社では通常、円貨をドル貨に実際に換金しないが、財務諸表の作成にあたり、円をドルに換算する。従って、財務諸表上の数値は為替レートの変動の影響を受ける。外貨換算未実現損益はその他の包括利益累計額に計上されている。為替レートが円安ドル高で推移した期間に円をドルに換算すると、財務諸表上の換算額は小さくなる。逆に、為替レートが円高ドル安で推移した期間に円からドルに換算すると、財務諸表上の換算額は大きくなる。一般的に、円安ドル高は、円建ての運用資産をドルに換算した場合に、その価値にマイナスの影響を与える。当社は、株主持分に与える為替変動の影響を最小限に抑えるように努力している。その方法として、日本社は投資ポートフォリオの一部をドル建て有価証券で保有し、一方、親会社は

円建て社債を発行している(詳細については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。)。このため、当社の純資産に及ぼす為替変動の影響は軽減されている。

次の表は、12月31日現在、当社の円建て資産・負債及び連結円建て純資産のドル表示額に与える為替変動の 影響を示している。

為替変動による円建て資産及び負債のドル表示額への影響

(単位:百万ドル)		2014年		2013年		
円/ドル為替レート	105.55	120.55 ⁽¹⁾	135.55	90.39	105.39 ⁽¹⁾	120.39
円建て金融商品:						
資産:						
売却可能有価証券:						
期限付証券 ⁽²⁾	\$ 32,178	\$ 28,174	\$ 25,056	\$ 27,893	\$ 23,923	\$ 20,942
期限付証券 連結VIE ⁽³⁾	1,273	1,114	992	2,419	2,075	1,816
永久証券	2,458	2,153	1,914	2,734	2,345	2,053
永久証券 連結VIE ⁽³⁾	390	341	304	443	380	333
持分証券	19	17	15	20	17	15
満期保有有価証券:						
期限付証券	39,013	34,159	30,379	51,509	44,178	38,673
期限付証券 連結VIE ⁽³⁾	95	83	74	277	237	208
現金・預金及び現金等価物	370	324	288	479	411	360
デリバティブ	596	802	1,266	1,467	488	737
その他金融資産	159	139	124	166	143	125
小計	76,551	67,306	60,412	87,407	74,197	65,262
 負債:						
社債等	372	325	290	814	699	611
デリバティブ	992	2,423	3,881	489	837	2,504
小計	1,364	2,748	4,171	1,303	1,536	3,115
円建て純金融資産	75,187	64,558	56,241	86,104	72,661	62,147
その他円建て資産	8,212	7,190	6,394	9,327	8,000	7,003
その他円建て負債	92,902	81,342	72,341	104,704	89,801	78,613
為替変動の影響を受ける円建て 連結純資産(負債) ⁽²⁾ (1) 実際の期末為替レート	\$ (9,503)	\$ (9,594)	\$ (9,706)	\$ (9,273)	\$ (9,140)	\$ (9,463)

⁽¹⁾ 実際の期末為替レート

当社は一部のVIEの連結を求められている。キャッシュ・フローの変動を最小限に抑える目的で、外貨建てキャッシュ・フローを日本社の機能通貨である円に転換するために、日本社のポートフォリオにおける連結VIEのいくつかに対して通貨スワップを設定している。通貨スワップは、二つの通貨の元本金額を交換し、合意による為替レートで将来の決められた期日に再度通貨を交換するものである。また、合意による為替レート及び名目元本に基づいて、一定の間隔で定期的に支払の交換を行うこともある。連結前、これらのVIEに対する当社の受益持分は売却可能債券に区分される円建ての期限付証券であった。連結にあたり、当初のこの円建ての投

^{(2) 「}日本社の資産運用」の項で述べた、当社がそのために為替先物取引契約を締結した米ドル建て社債は含まれていない。

⁽³⁾ 連結VIEにおいて対応する通貨スワップを有する米ドル建て債券は含まれていない。

有価証券報告書

資について認識が中止される一方、裏付けとなる期限付証券又は永久証券及び通貨スワップが認識された。ドル建て投資と通貨スワップの組み合わせにより経済的に円建て投資が組成され、当社の純投資ヘッジのポジションに影響を与えない。

同様に、当解説と分析の「日本社の資産運用」の項で述べた、米国社債と当社が締結した為替先物取引契約 及びオプション契約の組み合わせは、経済的に円建て投資を組成することとなる。この投資は、純投資ヘッジ の目的で、日本社に対する当社の投資の一部に含められることの適格性を有している。

当社の日本社の純投資ヘッジの詳細については、当解説と分析の「ヘッジ活動」の項を参照されたい。

金利リスク

当社の主な金利リスクは金利の変動が債券及び永久証券の公正価値に及ぼす影響である。当社は、四半期毎に全ての評価手法を用いて投資ポートフォリオをモニターしており、金利変動に伴う債券及び永久証券の公正価値の価格変動及び金利感応度を計測している。例えば、デュレーション10年の債券又は永久証券の場合、その他の全ての要因に変動がないと仮定すると、市場金利が100ベーシス・ポイント下がれば、公正価値は約10%上昇する。同様に、市場金利が100ベーシス・ポイント上がれば、公正価値は約10%下落する。

各事業年度の12月31日現在において、金利の上昇が当社の保有する債券及び永久証券、クレジット・デフォルト・スワップを除くデリバティブ及び当社が発行する社債等に及ぼす予測影響額を次の表にまとめた。

金融商品公正価値の金利感応度

		2014年			2013年			
			+ 100/	ベーシス			+ 100/	 ベーシス
(単位:百万ドル)	公	正価値	・ポ	イント	公	:正価値	・ポ	イント
資産:								
債券及び永久証券:								
期限付証券:								
円建て	\$	67,785	\$	58,596	\$	71,844	\$	62,708
ドル建て		36,285		32,865		32,072		29,061
永久証券:								
円建て		2,494		2,304		2,725		2,524
ドル建て		175		168		222		212
 債券及び永久証券合計	\$	106,739	\$	93,933	\$	106,863	\$	94,505
デリバティブ	\$	802	\$	692	\$	487	\$	809
負債:								
社債等 ⁽¹⁾	\$	5,835	\$	5,450	\$	5,241	\$	4,908
デリバティブ		2,423		2,101		833		800

⁽¹⁾ キャピタル・リース債務を除く。

当社の債券及び永久証券の公正価値に影響を与える要素は多様である。その一つは金利環境の変化である。 金利環境の変化によって、ある期間にそれらの債券及び永久証券に発生する未実現損益がそれより前の期間に 比べて増減する。一般的に、市場金利の低下が債券及び永久証券に未実現益をもたらし、また市場金利の上昇 が未実現損を発生させるが、当社は概してそれらの有価証券を価値の回復、場合によっては満期まで保有する 意図及び能力があるため、未実現損益の大部分については実現する予定はない。債券及び永久証券の未実現損 失に関する詳細については、連結財務諸表注記3を参照されたい。 当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるように努めている。次の表は、各事業年度の12月31日現在において、日本社の円建て資産と負債及び保有契約の保険料収入のおよそのデュレーションを示している。

(単位:年)	2014年	2013年
ー 円建て債券及び永久証券	13	13
将来支払われる保険金給付金及び関連費用	14	14
将来保有契約から受け取る保険料	10	10

次の表は、各事業年度の12月31日現在において、米国社のドル建て資産と負債及び保有契約の保険料収入のおよそのデュレーションを示している。

(単位:年)	2014年	2013年
ドル建て債券及び永久証券	11	10
将来支払われる保険金給付金及び関連費用	8	8
将来保有契約から受け取る保険料	6	6

12月31日に終了した各事業年度における責任準備金の平均予定利率と償却原価に基づく運用利回りの比較は以下のとおりであった。

責任準備金の予定利率と運用利回りの比較(資産運用費用差引後)

	2014年		20	13年	2012年	
	米国社	日本社	米国社	日本社	米国社	日本社 (1)
当年に発行された保険契約:						
責任準備金の予定利率	3.65 %	1.87 % ⁽¹⁾	3.65 %	2.00 %(1)	3.75 %	2.00 %
運用資産ニュー・マネー利回り	4.16	2.09	3.93	2.40	3.90	2.24
年末現在の保有契約:						
責任準備金の予定利率	5.69	3.76 (1)	5.84	3.91 (1)	5.95	4.00
期末ポートフォリオ簿価利回り	5.73	2.76	5.88	2.72	6.22	2.83

⁽¹⁾ 保険契約債務を支える日本社の運用資産を表示しているため、日本社の年金商品及びドル建て投資ポートフォリオからの投資収益は除いている。

当社では、米国と日本において、ニュー・マネー利回りと新契約の予定利率の差を引き続きモニタリングし、必要に応じて、予定利率を見直していく予定である。今後2年間で、日本社の現在の運用利回り(純額)2.09%を上回る簿価利回りを有する円建ての有価証券数銘柄が満期となる。これらの有価証券は、償却原価で12億ドル分であり、平均簿価利回りは4.16%である。現状では、債券及び永久証券の満期償還金を再投資する際、その利回りは相当以前に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社の既存の契約にさまざまな特約を付加することで、これらの保険契約の逆ざやの回避に努めている。このため、全般的に、商品構成が変化したことや、死亡率、罹患率及び事業費率がいずれも順調に推移していることから、日本社の事業全体としては十分な利益率を確保している。

当社は2011年7月に発行し2014年7月に償還した55億円の変動利付サムライ債について、金利スワップ契約を有していた。この契約により、債券の変動金利を実質的に固定金利に変え、金利リスクを回避していた。また、いくつかの連結VIEに関連する金利スワップも設定している。これらの金利スワップは、主に変動金利期限付証券の受取金利を固定金利に転換するものである。

金利スワプションは、金利スワップに関するオプションである。当社は、日本社で保有している一部のドル建て売却可能有価証券をヘッジするために、二つのスワプション・ポジションの組み合わせである金利カラー取引を行った。当社は、カラー取引を、金利変動に伴うドル建て売却可能有価証券の公正価値の著しい変動からこれを保護する目的で利用している。コストを最小限に抑えるため、「キャップの買い」による支払オプション料が「フロアの売り」によって受取るオプション料により相殺される水準で各カラーに行使価格を設定する。

全般的な経済情勢に応じ、当社は金利リスクをヘッジするために一定期間他のデリバティブ取引を行う可能性がある。

当社の金利デリバティブの詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

信用リスク

当社の投資ポートフォリオの大部分は確定利付証券又は永久証券で構成されており、当社はこれらに内在する発行体に対する信用リスクに晒されている。当社は、新規投資については個別に注意深くこのリスクを評価し、既存の投資ポートフォリオの信用リスクについては、綿密にモニタリングする。当社は、ポートフォリオにおけるそれぞれの投資に関する信用リスクを受容することの是非に加え、当社商品及び負債からのニーズ、全体的な事業要件ならびにその他の要因を考慮している。

当社の信用ポートフォリオに内在するリスクの評価には、発行体の事業活動、資産、製品、市場ポジション、財政状況及び将来の見通しに対する評価など、いくつもの要素が含まれている。当社はまた、特定の投資に対する信用格付の付与にあたっては、全米公認格付機関(以下、「NRSRO」)の評価を取り入れなければならない。当社が保有する全てのポートフォリオ及び見込みのある投資先に対する信用リスクの社内評価を大規模に行うために、経験豊富な信用投資のプロフェッショナルで構成されたチームを設けている。

以下の二つの表で引用されている当社が保有する有価証券の格付けは、主要なNRSRO(ムーディーズ、S&P及びフィッチ)によるものであるが、格付けが付与されていない場合は、当社の分析により付与された格付けに基づき、決定されたものである。投資適格級の有価証券で主要な格付け会社による格付けが等しくない場合は、2番目に低い格付けを用いることとしている。評価が投資適格級と非投資適格級に分かれている有価証券に対して当社が採用している格付け方法については、当解説と分析の「金融商品の市場リスク」の「非投資適格級証券及び格付け不一致証券」の項を参照されたい。

12月31日に終了した各事業年度に当社が購入した債券の格付けは取得原価で以下のような分布になっている。

		41.0 1.5 129.50 J.B.	
	2014年	2013年	2012年
AAA	7.6 %	0.6 %	0.5 %
AA	74.5	74.2	72.1
A	8.0	12.6	10.3
BBB	8.3	11.0	15.9
BB又はそれ以下	1.6	1.6	1.2
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

購入有価証券の信用格付け別分布

当社は、当社の運用指針を遵守しながら、適切なポートフォリオの分散、潜在的な投資案件の相対的価値、 投資機会のアベイラビリティー、流動性、信用力及びその他のリスク要因を含む様々な検討対象に基づき、各 期の有価証券の購入を決定している。上記の表に示される期間において、当社は永久証券を購入していない。 2014年におけるAAAの格付けを受けている有価証券の購入の増加は、日本社の投資ポートフォリオとして米国国 債を購入したことによるものである。2013年及び2014年にAA格の有価証券の購入が増加しているのは、主として日本国債の購入によるものである。2013年におけるA格の有価証券の購入及び2012年におけるBBB格の有価証券の購入が相対的に多いのは、当解説と分析の第4部「経営成績」の「日本社」の項で解説したとおり、主として、日本社のポートフォリオのための市場で取引されている米ドル建ての確定利付社債の購入に関連するものである。2012年、2013年及び2014年に行ったBB格以下の有価証券の購入は、大半が非投資適格級である米国及びカナダの法人向け優先担保付バンク・ローンへの投資を目的としてプログラムによるものである。このプログラムは、当社ではなく、この資産クラスに特化した第三者企業によって社外で運営されており、その委託条件として、最低平均信用度はBB-又はBa3であること、ローンはB又はB2以上であること、及び個々の信用エクスポージャーはプログラムの資産の3%を超えないことを要求している。このプログラムの目的は、投資資産の利回りを高めること、信用リスクを更に分散させること、及び変動金利資産の取得によって金利上昇リスクを軽減すること等である。

各事業年度の12月31日現在における信用格付け別に見た当社保有債券及び永久証券の償却原価と公正価値の 割合は以下のとおりであった。

信用格付け別保有証券分布

	201	4年	201:	 3年
	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
AAA	1.3 %	1.3 %	1.4 %	1.4 %
AA	5.7	5.8	46.7	47.5
A	64.1	65.1	23.4	23.7
BBB	25.0	23.9	24.4	23.6
BB又はそれ以下	3.9	3.9	4.1	3.8
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

AA格からA格への非常に大きな異動があるのは、2014年第4四半期における日本社が投資する日本国債のAAからAへの格下げによるものである。2014年12月31日現在、当社投資ポートフォリオにある第三者による保証を受けている証券への直接的及び間接的なエクスポージャーは、個別銘柄で見ても、全体で見ても、重要なものはなかった。

劣後の状況

2013年12月31日と2014年12月31日現在の当社の債券及び永久証券の大半はシニア債であった。当社はまた劣後金融商品にも投資している。これらの投資は主に、債務返済順位の高いほうから、Lower Tier 、Upper Tier とTier 証券で構成されている。Lower Tier (以下、「LT 」)証券は期限付債券であるが、当社保有のUpper Tier (以下、「UT 」)とTier 証券は期限付債券と永久証券の2種類で構成されている。永久証券は、決められた満期ではなく、経済的な満期がある。

次の表は、各事業年度の12月31日現在における当社の債券及び永久証券の劣後の状況を示している。

債券及び永久証券の劣後の状況

	20	014年	2013年			
(単位:百万ドル)	償却原価	全体に占める割合	償却原価	全体に占める割合		
シニア債	\$ 89,308	93.9 %	\$ 97,165	93.5 %		

劣後証券:

3.1

0.1

0.3

0.1

0.0

期限付証券(契約に満期日が設 定されている): Lower Tier 2,751 2.9 3,156 Tier ⁽¹⁾ 131 0.1 139 サープラス・ノート 301 0.3 330 トラスト型優先証券 (ノンバンク) 85 0.1 85 その他劣後証券(ノンバン 51 0.1 51

期限付証券合計	3,319	3.5	3,761	3.6
永久証券(経済的な満期日があ				
る):				
Upper Tier	1,554	1.6	1,920	1.9
Tier	703	0.8	858	0.8
その他劣後証券(ノンバンク)	183	0.2	209	0.2
永久証券合計	2,440	2.6	2,987	2.9
債券及び永久証券の合計	\$ 95,067	100.0 %	\$ 103,913	100.0 %

⁽¹⁾ トラスト型優先証券を含む。

ポートフォリオの構成

ク)

当社保有の債券及び永久証券の償却原価、持分証券の取得原価及びこれらの証券の公正価値の詳細について は、連結財務諸表注記3を参照されたい。

運用資産の集中

2014年12月31日現在、当社の投資が最も集中していたセクターの一つは銀行及び金融機関であった。償却原価ベースで2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在の銀行及び金融機関セクターに対する投資が、債券及び永久証券の全体のポートフォリオに占めた割合は、それぞれ、約15%と約14%であった。当社が投資先として承認した国において、それぞれの国の経済にとって戦略的な重要性を持つ金融機関に主に投資する。銀行及び金融機関セクターは、当局による規制が強く、また世界経済にとって戦略的な役割を果たしている。2014年12月31日現在、このセクターにおいて、投資先を国又は地域別で見ると、信用リスクは、償却原価で、英国を除く欧州が29%、米国が27%、オーストラリアが8%、日本が8%、英国が9%、その他が19%となっている。

2014年12月31日現在、当社の投資金額が大きな証券発行体上位20社は以下のとおりであった。

投資金額上位発行体									
					格付け				
(単位:百万ドル)	償	却原価	全体に 占める割合	債務返済 順位	ムーディーズ	S&P	フィッチ		
日本国 ⁽¹⁾	\$	37,021	38.94 %	Senior	A1	AA-	A+		
南アフリカ共和国		498	0.52	Senior	Baa2	BBB-	BBB		
パンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ		377	0.40						
バンク・オブ・アメリカ		207	0.22	Senior	Baa2	A-	Α		
バンク・オブ・アメリカ		166	0.18	LT	Baa3	BBB+	BBB+		

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	4	0.00	Senior	A2	Α	Α
三菱東京UFJ銀行	373	0.39	•••••			
BTMU キュラソー・ホールディングス NV	373	0.39	LT	A2	_	A-
インベストコープ	357	0.38				
インベストコープ・キャピタル	357	0.38	Senior	Ba2	_	ВВ
JP モルガン・チェース	336	0.35				
JP モルガン・チェース (ベア・スターン ズ・カンパニーズを含む)	295	0.31	Senior	A3	Α	A+
JP モルガン・チェース (バンク・ワン)	17	0.02	LT	Baa1	Α-	Α
JP モルガン・チェース (FNBC)	13	0.01	Senior	Aa1	A+	_
JP モルガン・チェース (NBD銀行)	11	0.01	LT	A2	Α	Α
ドイツ銀行	332	0.35				
ドイツポスト銀行	199	0.21	LT	Ba1	-	Α-
ドイツ銀行キャピタル・トラスト	120	0.13	Tier I	Ba3	BB	BBB-
ドイツ銀行 CAP FDG キャピタル・トラスト I	13	0.01	Tier I	Ва3	BB	BBB-
三井住友フィナンシャルグループ	332	0.35				
三井住友銀行(SMBC インターナショナル・ ファイナンスを含む)	207	0.22	UT	A3	BBB+	-
三井住友銀行	83	0.09	LT	A2	Α	_
三井住友銀行	42	0.04	UT	А3	BBB+	-
ナショナル・グリッド	332	0.35				
ナショナル・グリッド・ガス	166	0.18	Senior	А3	A-	Α
ナショナル・グリッド・エレクトリシ ティー・トランスミッション	166	0.17	Senior	А3	Α-	A
テレコム・イタリア	332	0.35				
テレコム・イタリア・ファイナンス	166	0.18	Senior	Ba1	BB+	BBB-
オリベッティ・ファイナンス	166	0.17	Senior	Ba1	BB+	BBB-
シティグループ	311	0.33				
シティグループ (シティグループ・グローバ ル・マーケッツ・ホールディングスを含 む)	249	0.26	Senior	Baa2	A-	Α
シティグループ(シティコープ)	61	0.07	Senior	Baa2	Α-	Α
シティグループ(シティコープ)	1	0.00	LT	Baa3	BBB+	Α-
パノプラス	307	0.32	Senior	А3	BBB+	BBB+
ペトロレオス・メキシカノス (ペメックス)	300	0.32				
ペメックス・Proj・FDG・マスター・TR	249	0.26	Senior	А3	BBB+	BBB+
ペメックス・ファイナンス	51	0.06	Senior	А3	Α-	A+
オマーン国	290	0.31	Senior	A1	Α	_
コーニンクレッカ・アホールド	288	0.30				
コーニンクレッカ・アホールド	274	0.28	Senior	Baa3	BBB	BBB
アホールド・USA・リース	14	0.02	Senior	Baa3	BBB	-

\$ 95,067	100.00 %				
\$ 43,167	45.40 %				
21	0.02	Senioi	Daai	+000	דטטע
					BBB+
		Senior	Baa1	BBB+	BBB+
270	0.28				
51	0.05	CC FNB	A3	BBB	BBB
224	0.24	UT	А3	BBB	BBB
275	0.29				
278	0.29	Senior	Ba3	BB	BB
71	0.07	Senior	Aaa	AAA	AAA
207	0.22	LT	Aaa	AAA	AAA
278	0.29				
1	0.00	Senior	Aa3	AA-	AA-
66	0.07	UT	Baa2	-	-
213	0.22	Tier I	Baa3	BBB	BBB+
280	0.29				
•	213 66 1 278 207 71 278 275 224 51 270 249 21	213 0.22 66 0.07 1 0.00 278 0.29 207 0.22 71 0.07 278 0.29 275 0.29 224 0.24 51 0.05 270 0.28 249 0.26 21 0.02	213 0.22 Tier I 66 0.07 UT 1 0.00 Senior 278 0.29 207 0.22 LT 71 0.07 Senior 278 0.29 Senior 278 0.29 Senior 275 0.29 224 0.24 UT 51 0.05 CC FNB 270 0.28 249 0.26 Senior 21 0.02 Senior	213 0.22 Tier I Baa3 66 0.07 UT Baa2 1 0.00 Senior Aa3 278 0.29 207 0.22 LT Aaa 71 0.07 Senior Aaa 278 0.29 Senior Ba3 275 0.29 224 0.24 UT A3 51 0.05 CC FNB A3 270 0.28 249 0.26 Senior Baa1 21 0.02 Senior Baa1 \$ 43,167 45.40 %	213 0.22 Tier I Baa3 BBB 66 0.07 UT Baa2 — 1 0.00 Senior Aa3 AA- 278 0.29 207 0.22 LT Aaa AAA 71 0.07 Senior Aaa AAA 278 0.29 Senior Ba3 BB 275 0.29 224 0.24 UT A3 BBB 51 0.05 CC FNB A3 BBB 270 0.28 249 0.26 Senior Baa1 BBB+ 21 0.02 Senior Baa1 BBB+ 21 0.02 Senior Baa1 BBB+

⁽¹⁾ 日本国債又は日本国債を裏づけとした有価証券

バークシャー・ハサウェイ関連会社についての当社のエクスポージャーを合計すると上位20社に入る規模となる。しかし、当社はバークシャー・ハサウェイ・エナジー・カンパニーとバーリントン・ノーザン・サンタフェをその親会社とは区別しており、それぞれを区別して報告することが適切な方法であると考えている。

前述のとおり、当社は、デュレーションの長い保険契約債務に備えて、デュレーションの長い債券を保有している。投資金額が大きな上記発行体の一部は何年も前に投資したものであり、発行体間の合併・統合により、規模が大きくなっている。さらに、金額が上位の投資の多くが円建てであるため、円高ドル安になるとドル建ての投資金額が増加し、逆に円安ドル高になると、ドル建ての投資金額が減少する。当社のグローバル投資ガイドラインは、当社の投資ポートフォリオの集中に関する上限を設定している。

地域別エクスポージャー

次の表は、12月31日現在の投資ポートフォリオの地域別エクスポージャーを示している。

		2014	年	2013年			
	償却原		全体に占める割合	 償却原価		全体に占める割合	
(単位:百万ドル)							
日本	\$	39,804	41.9 %	\$	45,224	43.5 %	
米国及びカナダ		28,884	30.4		28,167	27.1	
英国		3,121	3.3		3,385	3.3	
ドイツ		2,657	2.8		3,070	2.9	
フランス		1,747	1.8		2,085	2.0	
ユーロ圏周辺		2,925	3.1		3,365	3.2	
ポルトガル		200	0.2		230	0.2	
イタリア		1,674	1.8		1,914	1.8	
アイルランド		332	0.3		410	0.4	
スペイン		719	0.8		811	0.8	

債券及び永久証券の合計	\$ 95,067	100.0 %	\$ 103,913	100.0 %
その他	440	0.5	493	0.5
オーストラリア	2,262	2.4	2,594	2.5
ラテン・アメリカ	2,622	2.8	2,911	2.8
アフリカ及び中東	2,121	2.2	2,579	2.5
日本を除くアジア	3,575	3.8	4,163	4.0
ポーランド	166	0.2	196	0.2
ベルギー	224	0.2	254	0.2
オーストリア	184	0.2	315	0.3
チェコ	415	0.4	474	0.5
スイス	225	0.2	236	0.2
オランダ	1,497	1.6	1,838	1.8
その他の欧州	2,711	2.8	3,313	3.2
フィンランド	380	0.4	434	0.4
デンマーク	332	0.3	380	0.4
ノルウェー	513	0.5	641	0.6
スウェーデン	973	1.0	1,109	1.1
北欧地方	2,198	2.2	2,564	2.5

欧州の国々への投資

2008年以降、欧州の多くの国、特にギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル及びスペイン(総称して、「ユーロ圏周辺国」)が債務危機を経験している。欧州中央銀行(ECB)、国際通貨基金(IMF)、欧州理事会及びそれぞれの加盟国の政府を含む複数の関連団体による共同の活動により、債務危機に関する市場の認識が改善された。個々の国の格下げから欧州連合全体の崩壊につながるリスクは大幅に低減し、昨今の経済指標には一定の改善の兆しがあるように見受けられるが、全般的な経済活動は地域全体を通して依然として不振である。ユーロ圏の多くの経済が、近年の地域の国家財政及び金融危機を受けて、持続可能な経済成長に向けた模索を続ける中、ECBは量的緩和による景気刺激策を発動した。これらの危機を通じて、当社はユーロ圏周辺国を含む欧州全体の運用資産の一部を売却し、ポートフォリオの信用状況を改善するための手順を踏んで来た。

投資エクスポージャーが所在する場所を決定するにあたり、考慮すべき第一の要素は発行体の法定住所である。しかし、親会社(保証人)の所在地、その会社の本社の所在地あるいは大半の事業を運営している地域 (大半の資産を保有している地域を含む)、主要な市場がある地域(収益をあげている地域を含む)及び格付け会社によって一般に認識されている特定の国の信用リスクなどの他の要素が、リスクの所在国(あるいは地域)の決定に影響を与えうる。発行体が特別目的会社あるいは世界的企業の支店又は子会社である場合、カントリーリスクを適切に決定するにあたり、最終親会社による発行体への保証及び(又は)最終親会社と発行体の法律上の関係、規制上の関係及び企業間関係を考慮する。

欧州ソブリン債危機 エクスポージャーのモニタリング及び軽減

2011年は、ほぼ年間を通して欧州ソブリン危機が継続し、かつ高まった。2011年及び2012年の危機の間、当社はリスク低減プログラムを遂行し、当社の投資ポートフォリオの著しい集中を低減させたが、特に金融機関が発行した永久証券とその他のユーロ圏周辺国の発行体の金融商品について、特に集中の低減は顕著であった。当社は、引き続き投資ポートフォリオのモニタリングを厳格に行い、ポートフォリオのリスクを管理する機会を引き続き評価していく。

経験豊富な信用調査の専門家で構成された当社内部のチームが、引き続き当社の個々の投資の全般的な信用状況に対する危機の影響をモニタリングしている。当社の分析には、発行体の資産、業務、財務諸表及び当社が保有している金融商品をプラス評価する可能性のある信用調査情報の基礎評価を超える要因も含まれている。特に、欧州の銀行及び金融機関への投資については、当社は現地の金融システムに対する発行体の重要性、政府支援の可能性、発行体の資本構成における当社の投資の位置付けをモニタリングする。欧州の公益事業への投資については、当社は、現地経済において必要なインフラの提供者としての役割をモニタリングし、発行体が保有する基礎となる資産の価値もモニタリングする。欧州の企業、事業会社、その他の営利企業への投資については、当社は発行体の一般的な信用状況、顧客の地理的分布(国内あるいは海外など)、資産の地理的構成(国内あるいは海外など)、発行体が保有する基礎となる資産の価値、発行体の資本構成、ならびに発行体の全般的な収益性及びキャッシュ・フローの創出能力をモニタリングする。当社は市況全般に加え、当社の投資エクスポージャーに対するNRSROの動向をモニタリングする。これらの分析によって、当社は投資先の発行体が元利を適時に支払うことが可能か判断する。

当社が保有するユーロ圏周辺国向けの確定利付債券の一部は、発行体に対するリスクを軽減することができると当社が考える契約条項を含んでいる。これらの条項には、発行体が格付会社によって非投資適格級に格下げされた場合に、あらかじめ決められた金額(通常は額面価額)で債券を償還せしめることができるプット・オプションと、追加の負債の計上、資産売却、または負債に対する新たな担保の提供への制限事項が含まれ得る。2014年12月31日現在、当社の投資に係るユーロ圏周辺国の全ての発行体は、当社に対する債務を履行しており、当社としては、それらの発行体が当社に対する債務を履行する能力があるものと確信している。

ユーロ圏周辺国のソブリン債への直接的な投資計262百万ドルとは別に、2014年12月31日現在の当社の欧州ソブリン債務危機に関連する他のエクスポージャーとしては、全て償却原価で、ユーロ圏周辺国の銀行及び金融機関への投資が491百万ドル、同ノンバンク(政府関係を除く)への投資が22億ドル、主要なユーロ圏¹の銀行及び金融機関への投資が20億ドル、同ノンバンク(政府関係を除く)への投資が42億ドル、同ソブリン債への投資が486百万ドル及びユーロ圏以外の欧州²への投資が57億ドルであった。測定不可能な欧州ソブリン債危機から発生したその他の投資リスクには、欧州全体の経済活動の減速の影響、世界経済成長の影響、流動性の枯渇、投資家の懸念の高まりと信頼の喪失による価値の減耗を含む市場崩壊が含まれる。

- 」 主要なユーロ圏は、ドイツ、フランス、オランダ、オーストリア、ベルギー及びフィンランドを含む。
- ² ユーロ圏以外の欧州は、英国、スイス、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、チェコ及びポーランドを含む。

欧州における危機の指標の大半が安定し、改善の兆しを見せているが、当社は状況を緊密にモニタリングしている。特に注意が必要と考えられる領域には、政治・金融・財政・経済力の各面の間で高まる相互関係、内在する構造改革の進捗速度、ソブリン及びその他の事業体への持続的な悪影響の可能性、域内全域の銀行システムへの更なるストレス、ならびにユーロ圏全体に内在する経済基盤への影響が含まれる。

発行形式別有価証券

当社は、公募形式による有価証券及び私募形式による有価証券の双方に投資している。当社がいずれかの発行形式による有価証券を売却することができるのは、とりわけ、特定の発行体又は銘柄の残高、銘柄又は発行体の過去の取引実績、市況全般ならびに特定の銘柄及び発行体に影響する特異な事象によって影響を受ける市場全体の流動性によるものである。

次の表は、各事業年度の12月31日現在における当社保有有価証券の発行形式別内訳を示している。

発行形式別保有有価証券

2014年

有価証券報告書

(単位:百万ドル)	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値
公募有価証券:				
期限付証券	\$ 65,830	\$ 74,190	\$ 69,934	\$ 72,179
永久証券	107	154	117	150
持分証券	12	19	9	14
公募有価証券合計	65,949	74,363	70,060	72,343
私募有価証券:				
期限付証券	26,797	29,880	30,992	31,737
永久証券	2,333	2,515	2,870	2,797
持分証券	7	9	8	7
私募有価証券合計	29,137	32,404	33,870	34,541
保有有価証券合計	\$ 95,086	\$ 106,767	\$ 103,930	\$ 106,884

次の表は、各事業年度の12月31日現在における当社保有の私募証券の詳細を示している。

私募証券

(償却原価、単位:百万ドル)	2014年	2013年
債券及び永久証券合計に占める私募証券の割合	30.6 %	32.6 %
日本社が保有する私募証券	\$ 26,468	\$ 31,040
債券及び永久証券合計に占める日本社が保有する私募証券の割合	27.8 %	29.9 %

リバース・デュアル・カレンシー証券 (RDC) ⁽¹⁾

(償却原価、単位:百万ドル)	2014年	2013年
私募RDC	\$ 6,196	\$ 7,087
RDCの形をとる公募担保証券	1,470	2,348
RDC合計	\$ 7,666	\$ 9,435
債券及び永久証券合計に占めるRDCの割合	8.1 %	9.1 %

⁽¹⁾ 元本償還は円、利息はドルで支払われる。

日本社では、私募証券に投資して、保険債務の特性により合致させ、かつ日本国債及び他の社債よりも高い利回りを確保している。日本社の円建て私募証券は主として日本以外の発行体によるものであり、償還期限がより長期なので、当社の資産・負債のデュレーションを近づけ、投資収益全体を改善するのに貢献する。当社が投資している私募証券の大部分は、内部の信用分析により更なる債権保全及び(又は)突発リスクの財務制限条項が必要となった場合以外は、それぞれの発行体の格付けに応じた標準的条項によるミディアム・ターム・ノート・プログラムの形式で発行された。

非投資適格級証券及び格付け不一致証券

当社は、既存及び将来の投資の信用力を判断するための固有の区分を用いている。次の表にある格付けは、大手格付け機関(ムーディーズ、S&P及びフィッチ)により提供されている格付けに基づき、決定さあり、これらによる格付けが付与されていない場合は、当社の分析により付与された格付けに基づき、決定されたものである。格付け機関により異なる格付けが付与されている場合は、これらの三つの格付け会社から付与された格付けの数に拘わらず、2番目に低い格付けを用いる。格付け不一致証券は、複数の格付けが一致しておらず、かつ、一つ以上の投資適格級の格付けが付与され、同時に一つ以上の非投資適格級の格付けが付与さ

れているものである。これらの格付け不一致証券について、もし二つの格付け機関しか格付けを付与していない場合は、低いほうの非投資適格級の格付けを用いる。もし三つの格付け機関が格付けを付与しており、うち二つが非投資適格級である場合は、当社はこの有価証券を非投資適格級と見なす。もし三つの格付け機関が格付けを付与しており、うち二つが投資適格級である場合は、当社はこの有価証券を投資適格級と見なすが、二つの格付け機関が投資適格級の格付けを付与している場合でも、当社による評価及び査定が非投資適格級が妥当であるとした場合は、非投資適格級と見なす。

次の表に示された、12月31日現在のこれらの非投資適格級証券は、上記の手法によれば、購入時には投資適格であったが、その後格下げされたものである。

非投資適格級の証券⁽¹⁾

		201	 4年		2013年			
- (単位:百万ドル) 	額面金額	償 却 原価	公正価値	未実現 (損)益	額面金額	償却原価	公正価値	未実現 (損)益
ドイツ銀行 ^{<i>(2)</i>}	\$ 378	\$ 332	\$ 354	\$ 22	\$*	\$*	\$*	\$*
インベストコープ・キャ								
ピタル	357	357	332	(25)	401	401	327	(74)
テレコム・イタリア	332	332	352	20	380	380	328	(52)
コメルツ銀行(ドレス		040			000	044	000	
ナー銀行を含む)	332	213	327	114	380	244	336	92
チュニジア共和国	307	185	219	34	446	275	284	9
ナビエント	278	278	178	(100)	314	314	227	(87)
UPMキュンメネ	257	257	251	(6)	294	294	233	(61)
KLMオランダ航空 ⁽²⁾	249	183	231	48	285	209	209	0
バークレイズ銀行 ⁽²⁾	228	148	225	77	64	47	62	15
アイルランド銀行	166	166	125	(41)	190	190	134	(56)
カタールーニャ自治政府	149	55	129	74	171	63	113	50
ポルトガル電力公社								
(EDP)	118	116	124	8	137	135	142	7
コミュナルクレジット・	400	0.4				*	*	*
オーストリア	108	84	88	4	*			
IKB ドイツ産業銀行	108	46	70	24	123	55	55	0
ソシエテ・ジェネラル ⁽²⁾	83	61	67	6	237	212	198	(14)
アルコア	76	77	102	25	*	*	*	*
東京電力	25	25	26	1	163	164	166	2
イスラエル電力公社	*	*	*	*	417	316	316	0
ヘジス・エネルジェティ								
カス・ナシオナイス	*	*	*	*	05	05	90	(6)
(REN)					95	95	89	(6)
スペアバンク ⁽²⁾	0	0	0	0	60	60	52	(8)
その他の発行体(額面金								
額50百万ドル未満) ⁽³⁾	336	353	368	15	367	359	354	(5)
合計 * 当該銀生ロにおいてけ投資道	\$ 3,887	\$ 3,268	\$ 3,568	\$ 300	\$ 4,524	\$ 3,813	\$ 3,625	\$ (188)

^{*} 当該報告日においては投資適格級証券であった。

- (1) 社外で運営されている最初の購入時に非投資適格級であった優先担保付バンク・ローンのポートフォリオは除外している。
- (2) 永久証券を含む。
- (3) 2014年は17、2013年は15の発行体を含む。

次の表は格付け不一致証券のうち、残高の大きい10銘柄を示したものである。表の中には、上記の手法に基づく、投資適格級あるいは非投資適格級の区分も含まれている。

格付け不一致

(単位:百万ドル)	償却原価	投資適格ステータス
ドイツ銀行 ⁽¹⁾	\$ 332	非投資適格級
テレコム・イタリア	332	非投資適格級
コメルツ銀行 (ドレスナー銀行を含む)	213	非投資適格級
サンタンデールUK(アビー・ナショナル) ⁽¹⁾	207	投資適格級
アイルランド銀行	166	非投資適格級
ポルトガル電力公社 (EDP)	116	非投資適格級
ゴールドマン・サックス・キャピタルI	105	投資適格級
バークレイズ銀行 ⁽¹⁾	102	非投資適格級
コミュナルクレジット・オーストリア	84	非投資適格級
BNPパリバ・フォルティス ⁽¹⁾	83	投資適格級

⁽¹⁾ 永久証券を含む。

当社は大半が非投資適格級である米国及びカナダの法人向け優先担保付バンク・ローンへの投資を行っている。このプログラムは、当社ではなく、この資産クラスに特化した第三者企業によって社外で運営されており、その委託条件として、最低平均信用度はBB-又はBa3であること、ローンはB又はB2以上であること、及び個々の信用エクスポージャーはプログラムの資産の3%を超えないことを要求している。このプログラムの目的は、投資資産の利回りを高めること、信用リスクを更に分散させること、及び変動金利資産の取得により金利上昇リスクを軽減すること等である。このプログラムへの当社の投資の合計は償却原価で、2013年12月31日現在が451百万ドルであったのに対し、2014年12月31日現在は501百万ドルであった。

購入当初、非投資適格級であった上記の優先担保付バンク・ローンを除いた、2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在における非投資適格級の債券及び永久証券が、債券及び永久証券合計に占める割合は、償却原価でそれぞれ3.7%及び3.4%であった。2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在において、非投資適格級に分類されている債券及び永久証券は、概ね売却可能有価証券として報告され、公正価値で計上されていた。

上記の優先担保付バンク・ローンを除いた、格付け不一致証券の総額は、2013年12月31日現在が27億ドル、2014年12月31日現在が22億ドルで、償却原価で債券及び永久証券全体に占める割合は、2013年12月31日現在が2.6%、2014年12月31日現在が2.3%であった。

当社が主たる受益者となっているVIEに対する投資に関連する金利スワップ、通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、当社がこれらの契約の直接の当事者ではなくとも、カウンターパーティーの債務不履行による為替、金利及び(又は)信用力による損失のリスクを負っている。当社は、当社が発行しているシニア債及び劣後債の一部に係る通貨スワップ、為替先物取引、通貨オプションならびに金利スワプションの当事者である。そのため、当社はこれらの契約のカウンターパーティーの債務不履行による信用リスクに晒されている。当社のVIEのスワップ、シニア債及び劣後債のスワップ、為替先物取引及びオプション、及びスワプションのカウンターパーティーの債務不履行に関するリスクは、カウンターパーティーが満たさなければならない担保差入条項によって軽減される。もし、担保差入合意がない場合は、為替先物取引及び通貨オプションに関連するカウンターパーティーリスクは、契約満了時に、カウンターパーティーが同意した金額及び期日に円建てでその額を支払うことができないリスクである。そのため、当社は、日本社の投資ポートフォリオにおいて米ドルに対する更なる非ヘッジのエクスポージャーに晒されている。詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

一時的でない減損

当社の減損方針に関する説明については、連結財務諸表注記3を参照されたい。

資産運用未実現損益

次の表は、2014年12月31日現在において当社が保有する債券及び永久証券の投資適格級別償却原価、公正価値及び未実現損益の詳細を示している。

			公正価値合計に		
(単位:百万ドル)	償却原価合計	公正価値合計	占める割合	未実現利益合計	未実現損失合計
売却可能有価証券:					
投資適格級	\$ 57,080	\$ 64,125	60.0 %	\$ 7,517	\$ 472
非投資適格級	3,745	4,117	3.9	610	238
満期保有有価証券:					
投資適格級	34,242	38,497	36.1	4,379	124
合計	\$ 95,067	\$ 106,739	100.0 %	\$ 12,506	\$ 834

2014年12月31日現在における当社保有の債券及び永久証券の未実現損失発生継続期間別の分布は以下のとおりであった。

未実現損失発生継続期間

			6ヶ月	未満	6ヶ月以上	12ヶ月未満	125	月以上
(単位:百万ドル)	償却 原価 合計	未実現 損失 合計	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失
売却可能有価証券:								
投資適格級	\$ 11,136	\$ 472	\$ 2,356	\$ 73	\$26	\$ 0	\$ 8,754	\$ 399
非投資適格級	1,339	238	59	6	3	0	1,277	232
満期保有有価証券:								
投資適格級	2,638	124	390	4	0	0	2,248	120
合計	\$ 15,113	\$ 834	\$ 2,805	\$ 83	\$29	\$ 0	\$ 12,279	\$ 751

2014年12月31日現在における当社保有の債券及び永久証券の償却原価からの価格下落率分布は以下のとおりであった。

償却原価からの価格下落率

			20%:	未満	20%か	S50%	50%	6超
原	償 却 原価 合計	- 未実現 損失 合計	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現 損失	償却原価	未実現損失
売却可能有価証券:								
投資適格級	\$ 11,136	\$ 472	\$ 11,005	\$ 438	\$ 131	\$ 34	\$ 0	\$ 0
非投資適格級	1,339	238	903	92	436	146	0	0

満期保有有価証券:

投資適格級	2,638	124	2,472	86	166	38	0	0
合計	\$ 15,113	\$ 834	\$ 14,380	\$ 616	\$ 733	\$ 218	\$ 0	\$ 0

2014年12月31日現在、当社のポートフォリオにおいて、未実現損失が最も多く発生している有価証券発行体上位10社を次の表にまとめた。

(単位:百万ドル)	信用格付け	償却原価	公正価値	未実現損失
ナビエント	BB	\$ 278	\$ 178	\$ (100)
アイルランド銀行	BB	166	125	(41)
デプファ銀行	BBB	166	128	(38)
インベストコープ・キャピタル	BB	357	332	(25)
ダイヤモンド・オフショア・ドリリング	А	144	122	(22)
アクサ ⁽¹⁾	BBB	275	253	(22)
コミュナル・ランデスペンションカッセ ⁽¹⁾	BBB	203	183	(20)
バンク・オブ・アメリカ	А	377	359	(18)
イタリア共和国	BBB	207	194	(13)
ベーカー・ヒューズ	A	118	108	(10)

⁽¹⁾ 永久証券を含む。

上記の有価証券の公正価値の下落は金利の変動、円/ドル為替レートの動き及び(又は)発行体に内在する信用状況による信用スプレッドの変化によるものであった。当社は、これらの発行体が期限における元利弁済を引き続き履行する能力を有しているものと確信していることから、これらの公正価値の変動は一時的であると認識し、これらの有価証券について減損として損失を計上する必要はないと考えている。永久証券を含む金融機関及びその他の企業への投資に関連する未実現損失に対する解説については、連結財務諸表注記3の「資産運用未実現損益」の項を参照されたい。

運用資産の評価及び現金・預金

当社では、有価証券の公正価値を毎月見積もっている。当社は、カストディアン、値付業者及び価格情報仲介業者から得た見積公正価値の一貫性を月単位で検証し、その時点の市場環境も考慮に入れる。当社はまた、定期的にカストディアン、価格情報仲介業者及び値付業者とその価格算定技法について意見を交換することで、その一貫性についてモニタリングしている。同時に、提供された価格に応じて決められた評価レベルの妥当性についても検証している。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンス指標と比較することもある。この分析の結果は、当社の「評価・分類サブコミッティー」(以下、「VCS」)に提出される。VCSに提出された分析内容に基づいて、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積もりがより妥当だという証拠がある場合には修正される可能性もある。当社は全ての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値を妥当に見積もっていることを確認している。

現金・預金及び現金等価物は、2013年12月31日現在が25億ドル(運用資産及び現金・預金全体の2.3%)であったのに対し、2014年12月31日現在は47億ドル(運用資産及び現金・預金全体の4.3%)であった。現金・預金残高に影響を及ぼす要因については、当解説と分析の「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の各項を参照されたい。

当社運用資産の詳細については、連結財務諸表注記3、4及び5を参照されたい。

繰延新契約費

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における繰延新契約費を事業セグメント別に示している。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	増(減)率
日本社	\$ 5,211	\$ 5,819	(10.4) % ⁽¹⁾
米国社	3,062	2,979	2.8
合計	\$ 8,273	\$ 8,798	(6.0) %

⁽¹⁾²⁰¹⁴年12月31日に終了した1年間において日本社の繰延新契約費は円ベースで2.4%増加した。

2012年1月1日付で発効した繰延新契約費に関する会計基準の変更については、連結財務諸表注記1を参照されたい。

保険契約準備金

次の表は、12月31日に終了した各事業年度における保険契約準備金を事業セグメント別に示している。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	増(減)率
日本社	\$74,575	\$ 80,302	(7.1) % ⁽¹⁾
米国社	9,356	9,098	2.8
その他	2	2	0.0
合計	\$ 83,933	\$ 89,402	(6.1) %

⁽¹⁾²⁰¹⁴年12月31日に終了した一年間において日本社の保険契約準備金は円ベースで6.2%増加した。

当社の保険契約準備金の詳細については、連結財務諸表注記7を参照されたい。

社債等

社債等の総額は、2013年12月31日現在が49億ドルであったのに対し、2014年12月31日現在では53億ドルであった。2014年11月、親会社は総額750百万ドルのシニア債を、米国において公募により発行した。当社はこのシニア債のドル建ての元本及び利息を経済的に円建てに交換するため、クロス・カレンシー金利スワップ契約を締結した。当社はこの発行により調達した資金を、必要があれば子会社への資本注入を含む一般事業資金に充当する予定である。2014年7月、287億円の固定金利サムライ債、55億円の変動金利サムライ債が満期を迎え、これらを償還した(償還日時点の為替レートで合計約335百万ドル相当)。社債等の詳細については、連結財務諸表注記9を参照されたい。

福利厚生制度

米国社と日本社はさまざまな福利厚生制度を設けている。米国と日本の制度の詳細については、連結財務諸 表注記14を参照されたい。

生命保険契約者保護

日本には、日本の保険業界において破綻保険会社の契約者を保護するための資金を拠出する生命保険契約者 保護制度がある。生命保険契約者保護機構の枠組みに関して成立した法案には、同機構への支援を行うための 日本政府の財政措置が含まれていた。2011年12月27日、日本の金融庁は、同機構への財政支援を2017年3月まで 延長することによって、その安定性を強化する計画を発表した。これに伴い、金融庁は、2012年1月27日、通常

有価証券報告書

国会において、財務支援の枠組みを延長させる法案を提出し、その法案は2012年3月30日に可決された。2014年4月より、同機構からの生命保険業界に対する年間の積立額は400億円から330億円に引き下げられた。

ヘッジ活動

純投資ヘッジ

ヘッジの対象となっているのは、主に、円/ドル為替レートの影響を受ける当社の日本社に対する投資である。そのエクスポージャーを低減するため、当社では次のような対策を取っている。まず、日本社は一部の未ヘッジのドル建て証券を保有し、これらの証券は日本社に対する投資の一部の経済的通貨ヘッジとしての役割を果たしている。次に、当社は親会社の円建て負債の大半(サムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金)を、当社の日本社への純投資に対する非デリバティブ・ヘッジとして指定し、一部の為替先物取引とオプションをデリバティブ・ヘッジとして指定している。毎四半期の初めに、当社は純投資へのヘッジの指定を実施する。もし指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブ・ヘッジの想定元本の総額が、日本社への純投資額と同額もしくはそれを下回る場合は、このヘッジは有効であるとみなされ、外貨換算による円建て負債及びデリバティブの見積公正価値の変動への影響は、その他の包括利益の中の外貨換算未実現損益として計上される。指定された純投資に対するヘッジのポジションが、日本社への純投資額を100億円上回った場合、期末において円がドルに対して1%円安になれば、約1百万ドルの外貨換算利益が、逆に1%円高になれば、約1百万ドルの外貨換算損失がそれぞれ計上されると予想している。また、2012年、2013年及び2014年12月31日に終了した事業年度において当社の純投資ヘッジはそれぞれ有効であった。

へッジを目的として計算した円建て純資産の計数は、当解説と分析の「為替リスク」の項で述べている円建て純資産の計数と異なっている。「為替リスク」の項で開示しているように、一部VIEの裏づけ資産の連結にあたり、当社は、VIEへの円建て投資を除外する一方、裏づけとなる期限付証券又は永久証券及び通貨スワップを認識するよう求められる。これらのドル建て投資により為替の変動が生じるが、ドル建て投資及び通貨スワップの組み合わせにより、経済的に円建て投資が組成される。この投資は日本社に対する当社の投資の一部としての要件を満たしている。同様に、当解説と分析の「日本社の資産運用」の項で述べた、米国社債と当社が締結した為替先物取引契約の組み合わせは、経済的に円建ての投資を組成する。この投資は、日本社に対する当社の純投資の一部としての要件を満たしている。

12月31日に終了した各事業年度における、当社の上記の純投資ヘッジの目的で保有している経済的に円建ての投資を含む円建ての純資産のドルベースの価値(それぞれの期末円/ドル為替レートで換算)は次のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年
日本社の純資産	\$ 14,665	\$ 12,315
日本社の未ヘッジのドル建て純資産	(8,672)	(7,621)
円建て連結純資産(負債)	\$ 5,993	\$ 4,694

日本社への純投資をヘッジするために、当社は一部の親会社の円建て負債、一部の未ヘッジのドル建ての投資及び為替先物取引及びオプションを日本社への純投資ヘッジとして指定している。当社の連結の円建ての純資産ポジションは、部分的にヘッジされており、その金額は、2013年12月31日現在が11億ドル、2014年12月31日現在が16億ドルであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は、連結貸借対照表上のその他の資産及びその他の負債に公正価値で報告されている当社の連結VIEに対する投資に関連する単品のデリバティブ商品を保有していた。2014年12月31日現在、為替変動に起因するリスクを回避するためVIEで利用されている二つの単品のスワップはヘッジ会計に有効であった。

当社は2011年7月に発行し、2014年7月に償還した55億円の変動利付サムライ債について、金利スワップ契約を締結していた。この契約により、当社はサムライ債の変動金利を1.475%の固定金利と交換した。当社は、この金利スワップをそれぞれの変動利付サムライ債に関連する支払利息の変動に対するヘッジとして指定していた。このヘッジは2012年12月31日、2013年12月31日及び2014年12月31日に終了した事業年度においてそれぞれ有効であった。

公正価値ヘッジ

当社は、日本社の円建て負債に対応する米ドル建て期限付証券への新規投資に関連する為替変動リスクを軽減するために為替先物取引及びオプション取引契約を締結した。

当社は、日本社の円建て負債に対応する米ドル建て期限付証券に係る金利リスクを緩和するため、当社は金利スワプション契約を締結した。

ヘッジ活動の詳細については、連結財務諸表注記4を参照されたい。

貸借対照表に計上されない項目

2014年12月31日現在、信用状、スタンドバイ信用状、保証又はスタンドバイ買戻義務に関しては重要なものはなかった。貸借対照表に計上されていない重要な無条件購入債務については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

第6部:資本及び流動性

アフラックは、配当金及び経営管理報酬の支払いを通じて、親会社に対して主要な流動資金源を提供している。12月31日に終了した事業年度において、アフラックが親会社に提供した流動性の詳細は以下のとおりであった。

アフラッ	クから	親会社に扱	見供された	流動性
,,,,	/ IJ '	' ON AS IT IC D	モレヘーコッと	//1638// 1—

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
宣言された又は支払われた配当	\$ 1,473	\$ 962	\$ 0
経営管理報酬	267	292	249

親会社における資金の主な使途は配当金の支払い、自己株式取得及び社債の利息支払いである。また、親会社にとって資金の収入及び支出は合理的に見積もることができ、将来においても大きく変動することは想定していない。詳細については、当解説と分析の「財務活動」の項を参照されたい。

親会社は債券市場で資金調達を行っている。当社は2012年5月にSECに発行登録書を提出し、2015年5月までの間に、金額無制限のシニア債及び劣後債を随時1本以上発行することが許可されている。2014年3月、当社は日本の規制当局に対して、2016年3月までの間、総額1,000億円を上限とするサムライ債の発行登録書を提出した。これに基づき発行されるサムライ債は、米国国籍の主体が取得することはできない。必要に応じて、社債及び自己資本を外部から追加調達することは引き続き可能であると当社は確信している。詳細については、連結財務諸表注記9を参照されたい。

当社の保険事業の主な資金源は、保険料収入と投資収益である。当社の保険事業の主な資金使途は、投資、保険金給付金、保険販売手数料、事業費、法人税等、親会社への経営管理報酬と配当金の支払いである。こうした資金の収入と支出は合理的に見積もることができる。

投資する際に当社が最初に考慮に入れているのは投資商品のニーズである。当社の投資目標は、投資適格級の有価証券を購入することで流動性を維持することである。また、資産・負債のデュレーションを一致させることも投資目標に含まれている。当社商品が長期契約であるという特性を持っているため、当社は変化するキャッシュ・フローのニーズに対応するための十分な時間がある。

保険契約者の加齢が進む結果、保険期間にわたって保険金給付金の支払いが徐々に増えることが予想される。従って、保険契約の初期において責任準備金の積立が行われ、将来の保険金給付金支払いの増加に備えるようにしている。当社では、将来においても、保険料収入及び投資ポートフォリオからもたらされる当社のキャッシュ・フローは保険金給付金支払い及び事業費に使うキャッシュ・フローを十分確保できると予想している。

2014年10月、親会社とアフラックは期間364日の双務的な信用供与枠(アンコミッテッド・ベース)1億ドルを設定した。借入れは、銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係るファシリティ・フィー、アップ・フロントの経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事業資金として使用することができる。2014年12月31日現在、この1億ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。信用供与枠による最終借入可能日は2015年10月15日であり、ここから起算して3ヶ月を超えることなく借入期限が到来する。

親会社及びアフラックは、金融機関のシンジケート団と、総額500億円シニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を有している。この契約により、日本円での借入れ又は日本円と同等の米ドルでの借入れを極度取引として行うことができる。借入は、LIBORに1.125%の適用マージンを加えた金利で実行される。更に、親会社とアフラックは信用供与枠に対して年0.125%の信用枠供与手数料を支払うことを求められている。本与信契約における借入れは、日本社における事業のための資本に関するコンティンジェンシー・プランなど全般的な事業目的のために使用することができ、契約終了日に満期となる。本契約は、四半期ベースで一定の財務制限条項を順守することを要求している。この契約は、2018年3月29日、又は契約で定義されている債務不履行事由が発生した場合の契約の終了日のいずれか早い日に満了する。2014年12月31日現在、この500億円のリボルビング・クレジット契約による当社の借入残高はなかった。

当社の財務諸表は、当該報告期間における資金調達の情報を開示している。当該報告期間中、当社は、もし取引を行っていても貸借対照表には記載されない重要な期中短期資金調達を行っていない。2014年12月31日現在、当社は社債及び信用枠に関する契約条項を全て満たしている。当社は、会計基準上は売却とされる取引において買い戻し義務を負う金融資産の移転取引(有価証券貸付を含む。)を行っていない。当社の有価証券貸付及びデリバティブ活動の詳細については、連結財務諸表注記1、3及び4を参照されたい。なお、これらの注記で開示されたものを除き、当社の流動性の大幅な増減を合理的に生じさせる傾向、要求、確約、事象、又は不確定要素は認識されていない。当社の現金・預金及び現金等価物には、制限の無い手許現金、短期金融資産、及び購入時点で満期日が90日以内であるその他の債券が含まれているが、これらが負っている市場リスク、決済リスク、又はその他のリスク・エクスポージャーは軽微である。

次の表に、2014年12月31日現在における当社の主な契約債務を支払期限別にまとめた。2014年12月31日現在 の為替レートで円建て債務をドルに換算している。ただし、ドルベースで表記する将来の実際の支払金額は為 替レートの変動により上下する。

返済額期間別分布

		支払予想額		1年以上	4年以上	
(単位:百万ドル)	負債合計 ⁽¹⁾	合計	1年未満	4年未満	5年未満	5年以上
責任準備金 (注記7を参照) ⁽²⁾	\$ 65,646	\$ 237,568	\$ 7,765	\$ 15,202	\$ 15,204	\$ 199,397
支払備金 (注記7を参照) ⁽³⁾	3,630	3,630	2,685	583	214	148
その他契約者資金(注記7を参照) ^{<i>(3)</i>}	6,031	9,568	327	335	377	8,529

						有価証券報告	書
長期債務(元本)(注記9を参照)	5,268	5,271	424	847	850	3,150	
長期債務(金利)(注記9を参照)	47	3,422	253	468	402	2,299	
貸付有価証券の現金担保 (注記3を参照)	2,193	2,193	2,193	0	0	0	
委託業務費(注記15を参照)	N/A ⁽⁴⁾	177	126	51	0	0	
オペレーティング・リース債務(注記15を参照) N/A ⁽⁴⁾	129	55	48	18	8	
キャピタル・リース債務(注記9を参照)	14	14	4	7	3	0	
契約債務合計	\$ 82,829	\$ 261,972	\$ 13,832	\$ 17,541	\$ 17,068	\$ 213,531	

15百万ドルの未認識税軽減効果に係る負債があるが、現金による支払時期を合理的に見積もることができないため、上の表には含まれていない。

- (1) 負債金額は2014年12月31日現在の連結貸借対照表に報告されている金額である。
- (2) 支払時期ごとの支払予想額には、保険契約者及びその他に対して支払う給付金の現金支払予想額を反映している。これらの現金の流出予想額は、将来の契約の継続率、死亡率、罹患率に関する仮定及びその他当社の経験を通じて得た仮定に基づいており、現在の保有契約に係る将来の保険料の受取金額を考慮し、市場の成長及び繰延新契約費の償却に使用される金利の仮定と同様の金利の仮定を用いている。これらの現金の支払いには将来の支払分に対する割引率の適用がないため、上表における支払予想額合計の237,568百万ドルは、対応する負債合計の65,646百万ドルを上回っている。当社は、保険契約に内在する将来の現金の流出予想額を決定するために、相当数の仮定を用いている。使用された仮定の重要性により、実際の現金の流出の総額及び時期は、これらの予想から著しく変わる可能性がある。
- (3) 契約者がそれぞれの時期の前に給付請求をすることもあるとの仮定及びそれらの給付金の総額についての仮定を含む。実際の支払備金として計上されている資金の支払総額と時期は、上記の予想から著しく変わる可能性がある。
- (4) 該当なし

当社の主な契約債務の詳細については、上の表の項目横に記載された連結財務諸表注記の項を参照されたい。

連結キャッシュ・フロー

日本社の円建てキャッシュ・フローの各項目は、期中の加重平均為替レートを使ってドルに換算している。 円安が進めば、財務諸表を円ベースからドルベースにすると、ドル表示の数値は小さくなる。逆に、円高になると、ドル表示の数値が大きくなる。

次の表に、12月31日に終了した各事業年度の連結キャッシュ・フローを活動別にまとめた。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
営業活動	\$ 6,550	\$ 10,547	\$ 14,952
投資活動	(4,241)	(11,091)	(16,952)
財務活動	(147)	1,136	1,945
現金・預金及び現金等価物に対する為替変動の影響額	(47)	(90)	(153)
現金・預金及び現金等価物純変動額	\$ 2,115	\$ 502	\$ (208)

営業活動

2014年の営業活動による連結ベースのキャッシュ・フローは、前年比で37.9%減少した。次の表に、12月31日に終了した各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローをまとめた。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
日本社	\$ 5,711	\$ 9,410	\$ 13,949
米国社及びその他事業セグメント	839	1,137	1,003
合計	\$ 6,550	\$ 10,547	\$ 14,952

2013年及び2014年の日本社の営業活動によるキャッシュ・フローの減少は、主としてWAYSの販売減によるものであり、契約者からの割引を伴う前納保険料が減少したことによるものである。

投資活動

営業活動によるキャッシュ・フローは、将来の保険契約債務に備えるため、主に債券に投資している。次の表に、12月31日に終了した各事業年度における投資活動に使用したキャッシュ・フローをまとめた。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
日本社 米国社及びその他事業セグメント	\$ (4,129) (112)	\$ (10,293) (798)	\$ (15,823) (1,129)
合計	\$ (4,241)	\$ (11,091)	\$ (16,952)

堅実な資産運用方針に基づき、当社は、資産と負債のデュレーションを一致させるよう努めている。現状では、期限付証券及び永久証券の満期償還金を再投資する際、その運用利回りが過年度に販売された保険契約の責任準備金の予定利率を下回る場合がある。しかし、当社商品が長期契約であること及び当社の潤沢なキャッシュ・フローにより、各種資産適正分析で指摘されたデュレーションの不一致及び(又は)利回りの乖離による影響を最小限に抑えることができる。当社にとっての必要が生じた時あるいは有利な状況が市場に生じた場合、当社は、資産と負債のデュレーションのマッチングを改善させるため、将来の運用利回りを高めるため及び(又は)ポートフォリオのリバランスを実施するために、売却可能有価証券に分類される期限付証券及び永久証券を選別して売却する。このため、償還期限前の売却取引は毎年大きく変動することがある。償還期限前売却が売却可能有価証券に分類される期限付証券及び永久証券の投資ポートフォリオの年間平均残高に占める割合は、2012年が15%、2013年が16%、2014年が約6%であった。2014年10月、当社は日本社のために同年購入した米国国債計14億ドルを売却した。2014年12月には、日本社が保有するドル建て資産を追加で10億ドル分売却した。売却代金は、通常のポートフォリオ管理及び資産配分と一貫して、その他資産への再投資に充当する。

財務活動

2012年、2013年において、財務活動により提供された連結ベースのキャッシュはそれぞれ19億ドル、及び11億ドルであったのに対し、2014年は財務活動に用いられたキャッシュは147百万ドルであった。

2014年11月、親会社は総額750百万ドルのシニア債を、米国において公募により発行した。当社はこの発行により調達した資金を、必要があれば子会社への資本注入を含む一般事業資金に充当する予定である。2014年7月、287億円の固定金利サムライ債、55億円の変動金利サムライ債が満期を迎え、これらを償還した(償還日時点の為替レートで合計約335百万ドル相当)。

2013年6月、親会社は米国において、公募により700百万ドルのシニア債を発行した。当社はこの発行により調達した資金の一部を2014年の社債の償還に使用した。調査した資金の残額は、2015年8月満期の親会社のシニア債300百万ドルの全部又は一部の返済、償還あるいは買い戻し及び必要があれば子会社への資本注入を含む一般事業資金に充当される予定である。

2012年2月、親会社は米国において、公募により750百万ドルのシニア債を発行した。2012年6月、当社はこの債券発行により得た資金を用いて、266億円のサムライ債を償還するため337百万ドルを支払った。2012年7月、親会社は米国において、公募により250百万ドルのシニア債を発行した。2012年9月、親会社は米国において、公募により450百万ドルの劣後債を発行した。また、2012年10月、本劣後債の引受人は、引受契約に則り、彼らのオプションを行使して、劣後債の追加発行分として元本50百万ドル相当を新規に引き受けた。

上述の債券発行に関する詳細は、連結財務諸表注記9を参照されたい。

2012年、2013年及び2014年において、当社が配当及び自己株式取得により株主へ返還したキャッシュはそれぞれ721百万ドル、14億ドル及び19億ドルであった。

2013年3月に親会社及びアフラックにより締結された500億円の期間5年のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティー契約及び2014年10月に親会社とアフラックにより締結された期間364日の双務的な信用供与枠(アンコミッテッド・ベース)1億ドルについては、当解説と分析の第6部「資本及び流動性」を参照されたい。2014年12月31日現在、当社の500億円のリボルビング・クレジット契約あるいは1億ドルの双務的な信用供与枠(アンコミッテッド・ベース)による借入残高はなかった。

2014年12月31日現在、当社は当社社債及び信用枠の全ての条項を遵守していた。

次の二つの表は、12月31日に終了した各事業年度における自己株式に関する活動の概要を示している。

自己株式取得明細

(単位:百万ドル / 千株)	2014年	2013年	2012年
自己株式の取得	\$ 1,210	\$ 813	\$ 118
取得株式数:			
公開市場	19,660	13,212	1,948
その他	157	222	360
取得株式数合計	19,817	13,434	2,308

自己株式発行明細

(単位:百万ドル/千株)	2014年	2013年	2012年
自己株式からの発行:			
現金による調達	\$ 33	\$ 88	\$ 32
現金以外による調達	65	65	63
自己株式からの発行合計	\$ 98	\$ 153	\$ 95
発行株式数	1,763	3,254	2,184

取締役会による自己株式取得承認枠に基づき、当社は2014年、19.7百万株の普通株式を公開市場で取得した。2012年の取得株数は1.9百万株、2013年の取得株数は13.2百万株であった。2014年12月31日現在、取締役会によって承認された取得可能枠の残枠は29.6百万株であった。当社は現時点で、2015年に13億ドル相当の普通株式を取得する予定である。詳細は連結財務諸表注記11を参照されたい。

2014年に株主に対して支払われた現金配当は1株当たり1.50ドルで、2013年に比べて5.6%増加した。2013年に支払われた現金配当は1株当たり1.42ドルで、2012年に比べて6.0%増であった。次の表は12月31日に終了した各事業年度における株主配当金の内訳を示している。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
現金により支払われた配当	\$ 654	\$ 635	\$ 603
自己株式発行による配当	26	25	24
株主に対する配当合計	\$ 680	\$ 660	\$ 627

2015年2月に、取締役会は2015年第1四半期の現金配当を1株当たり0.39ドルと決定した。この配当は2015年2月17日営業終了時点の登録株主に対して、2015年3月2日に支払われる。

行政上の規制

アフラックは会社設立準拠法地をネブラスカ州においており、ネブラスカ州の規制に準拠している。アフラックから親会社への配当金、経営管理報酬、貸付金、立替金の支払いには、ネブラスカ州保険局による制限や規制が課せられている。ネブラスカ州の保険法によれば、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益(資産運用実現益を除く。)、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額を超えて配当を実施する場合には、事前承認が必要になる。加えて、企業グループ内のサービス提供や取引については、ネブラスカ州保険局による承認が義務づけられている。ただし、こうした規制がアフラックから親会社への経営管理報酬や配当金の支払いに影響を及ぼすことはないと考えている。生命保険会社の法定資本及び剰余金は、基本的にはNAICの規定に準拠して計算されているが、生命保険会社の会社設立準拠法地の州当局によって修正されることもある。こうした法定会計原則はGAAPとは異なり、保険契約者の保護と保険会社の支払余力を重視している。同様の法律がニューヨーク州及びサウスカロライナ州において、親会社のその他の保険子会社であるアフラックニューヨーク及びCAICの設立準拠法地の管轄権として適用される。

当社の事業が長期的に成長を続けていくには、保険事業における法定資本及び剰余金の強化が必要になるこ とも考えられる。アフラックの保険事業では、事業自体が生み出す利益や、親会社が社債や株式の発行で調達 した資金からの資本拠出など、さまざまな資金源を通じて法定資本の拡充を図ることができる。保険監督当局 はNAICのリスクベースの自己資本算定法を用いて、自己資本比率の不十分な保険会社を把握している。この算 定法では、各社の保険事業に固有のリスクの種類と内容を勘案して、保険引受、経営、資産、金利の各リスク を測定する。2014年12月31日現在、アフラックの会社行動レベル・リスクベース自己資本比率は945%で、当社 は高い水準のリスクベース自己資本比率と法定資本及び剰余金を確保している。2014年12月31日現在における 当社の調整後資本合計112億ドルは、会社行動レベル・リスクベース自己資本及び剰余金である12億ドルを100 億ドル上回る水準であった。ネブラスカ州保険局からの事前の承認を得ることなくアフラックから親会社に対 して配当が可能な最大の金額は、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純収益(資産運用実 現益(純額)を除く。)、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額である。 2015年にアフラックが決定する配当が24億ドルを超える場合には、このような事前承認が必要となる。ネブラ スカ州保険局から認可された一部会計処理による当社の法定資本及び剰余金への影響については、連結財務諸 表注記13を参照されたい。NAICは米国保険会社の支払能力規制の枠組みの改定に関するソルベンシー規制現代 化策(以下、「SMI」)のプロセスは進行中であると考えている。SMIは、必要資本、企業統治ならびにリスク 管理、グループへの監督、再保険、法定会計及び財務報告などの重要な問題に焦点をあてている。これらの重 要な問題の多くは最終化されたか最終化が間近となっているが、NAICにおいては、SMIに関連する作業を現在も 進めているものがある。その中には、グループにおける必要資本及びグループにおける監督に関する国際的な モニタリングが含まれる。

米国の保険監督当局による制限や規制とは別に、日本の金融庁が保険契約者を保護するのに十分な財務内容 を維持できないと判断すれば、日本社からの利益送金を許可しないこともある。金融庁はソルベンシー・マー ジン比率という独自の基準を設定している。日本社のソルベンシー・マージン比率は、金利及び為替レートの 変動に対して感応度が高く、当社は、金利の変動及び為替変動に対するソルベンシー・マージン比率の金利感 応度を低減させるための代替案を引き続き評価していく。金利が急激に変化した際の、資本に関する非常時対 応策として、当社は500億円のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティーを設定している。当社 はすでに日本社のソルベンシー・マージン比率(SMR)の感応度を緩和する様々な手段を講じている。例えば、 当社は責任準備金対応債券の投資区分を採用している。責任準備金対応債券は、日本独自の区分であり、対応 する保険債務との関係により、償却原価で計上されることから、ソルベンシー・マージン比率への金利感応度 を低減できる。米国会計基準(GAAP)においては、責任準備金対応債券は売却可能債券として分類される。当 社は他にも、米国金利の上昇やこれに関連する日本社の保有する売却可能債券に分類される投資ポートフォリ オへの影響を軽減するために、金利スワプションを採用している。2014年第4四半期、日本社は追加の比例再保 険契約を締結し、売り止めとなった既契約商品の入院保障の一部を出再した。この共同再保険の形態をとる再 保険により、日本社は約550億円の責任準備金を減少させた。(当社の資産運用戦略、ヘッジ活動、再保険の詳 細については、それぞれ連結財務諸表注記3、4及び8を参照されたい。)日本社のソルベンシー・マージン比率 は、2014年12月31日現在、857%と、2013年12月31日現在の777%から上昇した。

アフラックはまた、NAICの「リスクとソルベンシーの自己評価」(以下、「ORSA」)の対象となっており、2015年1月1日から適用が始まる。ORSAが求めるところに応じ、アフラックは、少なくとも毎年1回の間隔で定期的にORSAを実行し、リスク管理体制の適正性及び現在ならびに予想される将来のソルベンシーのポジションを査定し、その査定のプロセスと結果を文書化の上、高いレベルの機密報告書(ORSA 要約報告書)を毎年州の長官に提出することになる。このORSAは、保険グループの一員である保険会社全てが対象となる。アフラックは、2015年末までにORSA要約報告書を規制当局宛に提出できるよう、主要な決定事項、活動内容、及び改善すべき事項に関するロードマップを策定した。

日本社は親会社に対して経営管理報酬を支払い、米国社に対しては配賦経費及び利益を送金している。12月 31日に終了した各事業年度の日本社による送金の詳細は以下のとおりであった。

日本社の送金

(単位:百万ドル/十億円)	2014年	2013年	2012年
親会社に対して支払われた日本社の経営管理報酬	\$ 39	\$ 37	\$ 30
日本社に対する配賦経費	71	74	58
日本社から米国本社へのドルベースの利益送金	1,704	771	442 ⁽¹⁾
日本社から米国本社への円ベース利益送金	181.4	76.8	33.1 ⁽¹⁾

⁽¹⁾ 送金日現在、償却原価が209百万ドルで、4百万ドルの未収利息(合計で約168億円)があった米ドル建て有価証券を含む。

2014年第4四半期、キャッシュ・フローをより良く管理するため、当社は、日本から米国に対する資本移動の 頻度の増加を開始した。この資本移動については、2014年12月31日現在の日本社のソルベンシー・マージン比 率に反映されている。

当社は、2014年7月に受領した利益送金525億円及び2014年12月に受領した利益送金500億円についての為替リスクの経済的なヘッジの一環として、為替先物取引契約及びオプション契約を締結した。その結果、実際に円貨がドル貨に換金された際、それぞれ7百万ドル、45百万ドルの追加的な資金を得ることとなった。

株主配当、利益送金及びその他資金移動に関する行政上の規制の詳細については、連結財務諸表注記13を参照されたい。

その他

契約債務及び偶発債務の詳細については、連結財務諸表注記15を参照されたい。

- 2【生産、受注及び販売の状況】 「業績等の概要」を参照されたい。
- 3【対処すべき課題】 該当なし。

4【事業等のリスク】

当社はさまざまなリスクに直面しており、事業の継続的な成功は、そういったリスク要因を見極め、対応する優先順位を決め、かつ適切に対応する当社の能力にかかっている。本報告書の読者は以下に述べる個々のリスク及び本報告書に含まれるその他の情報について慎重に考慮すべきである。これらのリスク及びその他の要因は、本報告書及び当社の業績発表のネット中継、投資家とのミーティングにおけるプレゼンテーション又はプレスリリースなど当社がさまざまな場面で提供している予測情報に影響を与えることがある。また、ここで述べているリスク及び不確実要素は当社が直面するすべてのものを表しているわけではない。現時点で当社にとって未知の、又は現時点で当社が重要ではないと確信しているリスクや不確実要素も当社事業に不利な影響を与える可能性がある。以下に述べるリスク及び不確実要素のどれか一つだけでも現実になった場合、当社が重大な影響を受けることがある。

世界資本市場及び経済における困難な状況が当社の資産運用、資本基盤、収益、収益性、流動性に重要で不利な影響を与え、事業全般に悪影響を及ぼすことがある。

当社の経営成績は、世界資本市場及び当社が主として事業を展開する日米の二つの中核市場を含むグローバルな経済全般の状況に大きく影響される。グローバルな金融市場が弱くなると、当社の既存の投資ポートフォリオの価値と新たな投資機会に影響を与え、一般的に、弱い経済基盤の要因となり、当社の事業活動に不利な影響を及ぼす可能性がある。

過去数年間、グローバル資本市場はいくつかの大きな事象により、厳しい影響を受け続けてきた。2008年後半から始まった金融危機は、投資価値を激減させ、グローバルな金融システムが尋常ならざるプレッシャーにさらされると経済は弱体化した。2009年後半から2010年にかけて、米国市場は回復を始めたが、欧州は、非常に脆弱な銀行システムと国家債務の水準への投資家の懸念の下で、苦闘を続けた。米国連邦準備制度及び欧州中央銀行(ECB)を含む、政府及び中央銀行による過去に例のない介入の時期を経て、金融情勢は、グローバル金融危機の切迫した状況、グローバルな景気後退、及び欧州債務危機から回復に向かった。世界経済の成長、ECBの追加介入、一連の政策変更の只中での日本の持続的な景気回復を取り巻く不確実性及び原油価格を含む世界的な商品市況の大幅な下落などに対する市場の見方の変化を含む様々な懸念から、グローバル市場は近時、ボラティリティの高まりを経験した。

当社は、期限付及び永久証券を大量に保有しており、かつその相当部分は銀行などの金融機関、政府及び欧米のその他の企業を含む、世界の多くの地域に本拠を置く借入人によるものであるため、当社の財務業績はグローバルな金融市場から直接の影響を受ける。最近の全般的な資本市場の健全性の回復の規模縮小は、当社の資本基盤及び全体的な収益性を含む当社の財務状況に悪影響を与える可能性がある。市場のボラティリティ及び不況の圧力は、金利あるいは信用スプレッドの上昇に伴う価格の著しい下落による非常に大きな実現あるいは未実現損失の計上、元利払いの不履行及び信用格付けの引き下げにつながる可能性がある。

2012年12月の安倍晋三氏の首相就任を受け、新政権は日本経済に刺激を与える一連の新たな金融政策を打ち出した。2014年12月の解散総選挙は、自民党が地滑り的な勝利をおさめ、安倍首相が経済改革を実行し、主要な政策課題に取り組む能力をさらに強化することとなった。日本の金融市場は、より低い日本国債金利、大幅な株高及び円安ドル高という反応を示した。この状況は現在もほぼ変わっていない。

日本は当社商品の最大の市場であり、また当社は、非常に多額の日本国債を保有している。経済を刺激しようとする政府の動向は、既存の保有国債の価値、新たな国債ならびにその他の円建て資産に再投資する際の利回り及び一群の当社商品に対する消費者行動に影響する。財政刺激策に伴う追加的な政府債務は、日本のソブ

リン信用力を低め得るし、それが格付け機関によるさらなる格下げにつながる可能性もある。そのような事象は、日本の資本市場及び通貨市場における追加的なボラティリティをもたらす可能性がある。

当社の投資ポートフォリオは、日本国外の多くの地理的な地域おける信用残高を有している。その中には、中東、中南米、アジア及びその他の新興市場が含まれる。それらに内在する経済情勢、国家の信用力あるいは金融市場の状況の悪化は、当社の財務ポジションに不利な影響を及ぼし得る。当社はまた、商品市況に対するエクスポージャーに帰結する信用出資も行っている。このエクスポージャーには、石油、天然ガス、金及びその他の金属が含まれている。近時のこれらの商品の著しい価格下落は、当社の運用資産の信用劣化及び債券評価額の著しい下落による非常に大きな貸倒損失の計上、元利払いの不履行あるいは信用格付けの引き下げにつながる可能性がある。

当社の投資ポートフォリオの大半は、一定水準の収益を生み出す債券である。当社の投資の多くは、ここ数年の相対的に低い金利の環境でなされたものである。本「事業等のリスク」の別項で述べた通り、金利の上昇に伴い当社の運用資産に係る市場利回りが上昇すれば、当社のポートフォリオに対して著しく大きな未実現損失をもたらす可能性がある。

事業費、普通株式の配当、社債の利息及びその他の債務を支払うためには、当社には流動性が必要である。まもなく満期を迎える社債を含めた当社の流動性需要に関する詳細については、本報告書にある「経営陣による財政状態及び経営成績の解説と分析」(以下、「当解説と分析」)の第6部「資本及び流動性」を参照されたい。現在ある資金等では流動性需要を満たせない場合には、追加的な資金調達を実施することも必要になる可能性がある。追加的な資金調達の方法は、市場の状況、金融サービス業界に対する信用供与の全体的な規模、当社の格付けなどの様々な要因に左右される。当社は資本に関する非常時対応策として、金融機関のシンジケート団との間で総額500億円の信用供与枠を有している。この与信契約は、極度取引での日本円での借入れ又は日本円と等価の米ドルでの借入れを提供するものであり、2018年3月29日、または契約で定義されている債務不履行事由が発生した場合の契約の終了日のいずれか早い日に満了する。投資家が、日本国債への集中を含む当社の運用資産の内容に懸念を持った場合、市場における資金調達先への当社のアクセスに対して悪影響を及ぼす可能性がある。当社が多額の投資損失を計上した場合、また、市場環境の悪化により当社の事業が後退した場合、あるいは、特に米国若しくは日本又は先進国市場全般において景気が更に悪化した場合、レンダー又は社債の投資家が当社に対してネガティブなイメージを持つ可能性がある。同様に、規制当局又は格付会社が当社に対してネガティブな行動を取った場合においても、当社の資金調達力が損なわれる可能性がある。

生活者の消費支出、事業者の投資、政府支出、資本市場のボラティリティ及び力強さ、更にインフレなどの 広範囲な経済的な要因はすべて事業及び経済の環境に影響を与える。それらがまた間接的に当社事業の規模と 収益性に影響する。失業者の増加、家計所得の減少、企業利益の減少、事業投資の減少、消費支出の減少など に代表されるような景気後退局面では、金融及び保険商品に対する需要が後退することも考えられる。当社のように、補完的かつ自らの裁量で購入を決める保険商品を主に職場で販売している会社にとっては、景気後退 により企業の新規採用及び総従業員数が減少した場合、この不利な影響は特に大きくなる。景気後退時には、当社顧客による補完保険の購入意欲の減退、あるいは現在保有している保険の解約や見直しが進む可能性がある。これらは、当社の保険料収入、経営成績及び財政状態に不利な影響を与えることもあり得る。グローバルな金融市場の現在の回復の道筋や、これらの市場の混乱の再発、継続期間あるいは深刻さの程度について、当社では予測することはできない。

金融市場の安定化を目指す政府の行動による金融市場全般、なかんずく当社への影響については、現時点では、判断するのが困難である。

グローバルな金融危機の重大性に対処するため、規制当局及び政府が数多くの行動を取り、銀行システムの 脆弱性、資本市場のボラティリティ及びグローバル経済の刺激に対処した。米国では、これらには、連邦準備 制度理事会が積極的に取り組み、更に拡大させている金融政策すなわち、FF金利をゼロ近くまで下げるという ような従来の手法に加え、数次にわたる量的金融緩和の実施など、従来あまり取られなかった手法が含まれて いた。連邦準備制度理事会の政策により、米国債のイールドカーブ及びその他の関連した市場金利によって評 価された金利は、経済刺激のために延長された期間において非常に低い水準に保たれていた。 米国経済の継続的な回復に伴い、連邦準備制度理事会は金融刺激策の量を減らした。連邦準備制度理事会が従前実行した景気刺激策及びその金額の大きさは、これまでに例を見ないものであった。このように、金融面からの刺激策として供給された流動性の量とこれから撤退することについては、かなり大きなリスクが存在する。これらのリスクには、高まるインフレ、金利ボラティリティの上昇、金利の大幅な上昇及び投資有価証券の公正価値における全体的なボラティリティの増大が含まれる。当社の既存の投資ポートフォリオの価値の低下、市場ボラティリティの上昇による新規の投資の機会への制約、当社の信用ポートフォリオにおける債券評価額の大幅な下落あるいは債務不履行リスクの上昇、及び金融刺激政策の撤回による景気への悪影響を受けることによる当社商品に対する需要の低下により、これらの要因が当社の事業にマイナスの影響を与える可能性がある。

金融危機はまた、ドッド・フランク金融規制改革法を含む、政府による新たな規制をもたらした。この非常に重要な法律は、さらなる危機発生のリスクを減少させること目的にしており、この中のいくつかの規定は、規則が最終化され実行に移されると、当社の事業に影響を及ぼし得る。この法律は、銀行及びその他の金融機関に対する当社の多額の投資の価値及び金融市場及び資本市場における取引に係る当社の能力に影響を及ぼし、さらに米国の金融サービス業界の一般的な競争力に影響する可能性がある。

金融危機の影響が長引くにつれ、世界中の他の中央銀行が連邦準備制度の動きに倣い、前例のないアクションをとっている。ECBの場合、欧州のソブリン及び金融危機による影響を緩和するため複数のアクションをとっており、ユーロ圏全土にわたって景気刺激策を実行している。日本銀行は、日本経済を刺激するよう計画された金融政策を実行に移している。これらの政府の介入は、長期にわたって超低金利の環境を提供することに貢献している。政府によるこれらの行動又は将来における他の行動、またはこれらの政府の行動の中断が金融市場全般、当社が事業を展開する経済環境、当社の競争上のポジションあるいは当社の経営成績と財政状態に対していかなる効果があるかについては、なんら保証はない。

当社の投資ポートフォリオにある期限付及び永久証券の価値の毀損をきたすような債務不履行、格付け引き下げ、信用スプレッドの拡大及びその他の事象により、当社の利益が減少する可能性がある。

当社は、当社保有の期限付及び永久証券の発行体、保証人及び(又は)カウンターパーティーが、当社に対して負う元本、利息及びその他の支払いの債務の不履行に陥るリスクに晒されている。当社のポートフォリオの大部分は、発行体の無担保債務であり、これには発行体の資本構成における他の負債に対して劣後しているものを含んでいる。これらの場合、多くの要因が発行体の全体的な信用状況、究極的には当社に対する債務の返済能力に影響する。これらの要因には、世界経済の変化、発行体の資産、戦略あるいは経営陣、競合している業界のダイナミクスの変化、追加の資金調達の方法、信用市場の全体的な健全性が含まれる。財務制限条項など契約上の保全措置あるいは発行体の資本構造における相対的ポジションなど、当社保有の有価証券に固有の要因も、その価値に影響を与える。

当社が保有する有価証券の大半は、公認信用格付機関(以下、「NRSRO」又は「格付機関」)によって1つ以上の格付けを受けている。格付機関の信用査定及び見解の表明に係わる手法の変化は当社ポートフォリオの公正価値にマイナスの影響を与える可能性がある。当社は、当社ポートフォリオの発行体の信用力をモニタリングするため、信用アナリストを登用している。当社がその性質上、一時的でないと考える、信用状況に関連した当社ポートフォリオの公正価値の低下は、減損及びその他の信用関連の損失により、当社の純利益にマイナスの影響を与える。

当社はまた、当社のポジションの信用力を高めている担保資産の劣化というリスクにも晒されている。このリスクが関係する投資には、第一順位抵当権付シニアローンならびに債務担保証券(以下、「CDO」)及びモーゲージ・バック証券(MBS)などのローン・バック証券が含まれ得るが、内在する担保証券の元利あるいはその他の支払いが不履行となることで、当社の投資ポートフォリオのポジションにとってキャッシュ・フローが不利に変化する可能性がある。

当社のポートフォリオには、永久証券が含まれている。これらの大半は、グローバルな銀行及び金融機関によって発行されたものである。金融危機を受け、格付機関は金融機関に対する格付け基準の検証を行い、多くの場合、金融機関の格付け基準を修正した。この動きは、多くの銀行及び金融機関の複数の格下げにつながったが、永久証券は、発行体の資本構造におけるポジションが低いため、相対的なリスクが高いことから、発行体のその他のより上位の債券に比べてより大きな不利な影響を受けている。当社が保有する有価証券の発行体の追加的な格下げあるいは債務不履行は、当社のポートフォリオにマイナスの影響を与え、当社の利益を減少させる可能性がある。

当社は、その信用力の一部が政府の内在的な力に依存している銀行及びその他の金融機関、加えて政府及び政府機関によって直接発行された債券によるソブリン信用リスクに晒されている。米国と日本に加え、多くの政府、特に欧州の政府は、財政及び予算の修正と構造改革の必要性、経済活動の低下及び銀行あるいはその他の国家システムにとって重要な事業体の支援に必要な投資により、格下げの対象となっている。追加的な格下げあるいは当社が投資するソブリン発行体の債務不履行は、当社のポートフォリオにマイナスの影響を与え、当社の利益を減少させる可能性がある。

期限付証券及び永久証券の様々な発行体に係わる信用力に関するエクスポージャーに加え、当社はまた、信用スプレッド、主としてそれが投資の市場価格の設定及び将来のキャッシュ・フローの変動性に関係する信用スプレッドに対するエクスポージャーに晒されている。信用スプレッドの拡大が当社の既存のポートフォリオの価値を低下させ、当社の投資ポートフォリオに未実現損をもたらす可能性がある。しかし、それは一方で新規の信用投資に係わる純投資収益を増加させる可能性がある。反対に、信用スプレッドの縮小は、当社の既存のポートフォリオの価値を上昇させ、当社の投資ポートフォリオに未実現益をもたらす可能性がある。一方、これには、当社が得ることのできる新規の信用投資に係わる純投資収益を減少させる可能性がある。市場ボラティリティの上昇はまた、当社の一部の投資に関する評価を困難にする。(本報告書の当解説と分析の第3部「重要な会計上の見積額」の項を参照のこと。)

信用リスクの詳細については、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「信用リスク」の項を参照されたい。

当社は重大な金利リスクに晒されている。このリスクは、当社の経営成績、財政状態及び流動性に不利な影響を与えることがある。

当社は、保険契約準備金を支えるための巨額の投資ポートフォリオを保有している。過去数年において特に日本と米国で、また世界中で全般的に経験したような低金利により、当社が受け取る投資収益は低く抑えられてきた。低金利環境が長く続けば、当社の投資収益の全体的な水準はマイナスの影響を受ける。当社は、当社の負債のキャッシュ・フローとデュレーションの特性に対応するための分散された確定利付投資のポートフォリオの構築に取り組んでいるが、負債に対応する資産の金利リスクを完全に無くすことができない可能性がある。当社にとっての金利リスクは主に、当社商品の価格決定及び責任準備金の計算に際して使用された予定利率に対応できるだけの運用利回りで将来のキャッシュ・フローを運用できるかどうかという当社の能力に関連するものである。金利が上昇すれば、当社が再投資する資金の運用利回りも高くなる可能性がある。反対に、金利が低下すれば、保険契約の販売及び引き受け時に想定された運用利益と責任準備金積立水準を満たすような運用利回りを獲得する当社の能力が損なわれる可能性がある。低金利の影響により、当社が期待するリターンを稼得することができるかどうかも、当社が価格上魅力的な新商品開発する能力及び当社の全般的な販売水準に影響を及ぼし得る。

当社は更に、保険契約準備金に備えて運用している巨額の投資ポートフォリオの価値に関連する金利リスクに晒されている。金利の変動は、当社の投資ポートフォリオにおける確定利付債券の公正価値に直接影響する。しかしながら、金利の変動は資産に対応する負債についての評価については直接の影響を及ぼさない。近年経験しているように、低金利の期間が長引くと、当社の投資ポートフォリオにおいて投資ポートフォリオ全体に組み込まれている簿価ベースの利回りより低い利回りの投資の割合が増えるため、将来の金利上昇がもたらすリスクが高まる。金利の上昇は、当社の債券と永久証券にかかる未実現純損失の増加につながる可能性がある。アフラックは、日米において解約返戻金付きの保険商品を販売している。金利の上昇は、保険証券の著

しい失効をもたらす契機となる可能性があり、その場合、当社の投資資産を売却し、未実現損失を実現することが求められることがあり得る。この状況は、一般的には中途解約リスクと呼ばれるものである。反対に、金利の低下は、当社の債券と永久証券にかかる未実現純損失の減少につながる可能性がある。当社は一般的に、保険債務のデュレーションとキャッシュ・フローの特性にあわせて投資するので、これらの未実現損益の大半を実現することを想定していないが、政府の金融政策に伴う金利の変動、国内及び世界的な経済と政治の状況ならびに当社のコントロールが及ばないその他の要素など予測不可能な事象や経済環境により、この戦略の有効性が低下し、当社が証券の満期まで待たずに、その一部もしくは全部を処分するか、またはこれらの証券の発行体が債務不履行に陥るリスクあるいは減損を余儀なくされるリスクが高まり、そのため、当社がこれらの証券にかかる未実現損益を実現する結果を招く可能性がある。

金利の上昇はまた、売却可能有価証券への投資ポートフォリオにかかる未実現損失がその計算に含まれることから、ソルベンシー・マージン比率にも不利な影響を与える。当社はソルベンシー・マージン比率を緊密にモニタリングし、日本社が保有する売却可能有価証券ポートフォリオの金利感応度を低下させるための手段を講じているものの、これらの手段が実際に、特に金利の急激な上昇において有効である保証はない。

金利の大幅な変動による、資産運用実現損失、減損、未実現損益の変動及び流動性への影響が、当社の連結の経営成績、財政状態あるいはキャッシュ・フローに、重要かつ不利な影響を及ぼす可能性がある。

金利リスクに関する詳細は、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「金利リスク」の項を参照されたい。

永久証券に対する投資の結果、当社は特定のリスクに晒されている。

2014年12月31日現在、当社は償却原価で、債券及び永久証券全体の2.6%にあたる24億ドルの永久証券を保有していた。永久証券は、債券と持分証券の特性を併せ持っており、決められた満期はないが、一般的には発行時に決められた固定クーポンを有し、その後事前に決められた日付で変動利付証券に変わる。大半の永久証券は、発行体の額面金額による償還能力を含め、変動利付証券への変更時点で繰り上げ償還を行うことができる条項を有している。一般的に、変動金利への転換の仕組みは、発行時において、借入人が永久証券を償還することの動機づけとなっており、予定された経済的な満期日を設定する効果がある。当社は、当社が保有する永久証券の発行体の多くは、支払い体系が変わった時点で債券を繰上げ償還すると確信しているが、発行体が必ずそうするという保証はない。当社は最近、一部の永久証券について、その経済的満期日における繰上げ償還を経験しているが、残りの発行体に、将来、残存元本総額を返済する能力があるという保証はない。

永久証券は、借入人が利息の支払いを一時繰り延べすることができる条項を備えていることがある。いくつかの場合、当社は、当社の便益を目的として、繰り延べられた利息を累積して将来支払いを受ける契約条項を有している。発行体が利払いの繰り延べを選択しない、あるいは累積した繰延利息の支払いを実行する能力があることの保証はない。

更に、これらの永久証券に関する会計基準が変更され、その結果、当社の永久証券の会計報告方法に不利な影響を及ぼすリスクもある。年次報告書(Form 10-K)の提出日現在においては、SECは、永久証券の信用状況が著しく悪化していない限り、減損の認識に際して、債券減損モデルの適用には反対しないと表明している。債券減損モデルでは、債券保有者は、契約条項に基づき元利の回収ができるかどうか、また、価値の回復まで永久証券を保有する意図と能力があるかどうか、などの要素を考慮することができる。反対に、持分証券減損モデルでは、価値の回復まで債券保有者が保有する意図と能力を考慮せず、ある証券の公正価値がその簿価を下回った期間の長さとどの程度下回ったかに注目し、減損すべきかどうかを決めることになる。米国財務会計基準審議会(以下、「FASB」)及び国際会計基準審議会(以下、「IASB」)はまた、分類及び評価、減損ならびにヘッジに対応する金融商品プロジェクトに従事している。FASBのプロジェクトの成果及び成果の出る時期は不確定であるが、永久証券に対する現行の会計モデルに変更を与え得る。

当社運用資産及びデリバティブの評価に際して使われる、評価方法、見積もりや予測値は異なる解釈に左右され、異なる評価の結果をもたらすことがある。これにより、当社の経営成績と財政状態が不利な影響を受けることがある。

当社の金融商品の大半はGAAPの公正価値分類規定により分類されている。GAAPは、売却可能証券として分類されている投資ポートフォリオに関連して、その価値の評価に用いるインプットが観察可能か否かによって評価技法のヒエラルキーを指定している。2014年12月31日現在、当社の現金・預金及び運用資産全体の64%にあたる683億ドル分が売却可能証券であり、当社全体のデリバティブ・ポートフォリオは802百万ドルのデリバティブ資産と24億ドルのデリバティブ負債から構成されていた。GAAPに基づき、当社では、それぞれの評価技法に用いるインプットの優先順位により、これらの証券及びデリバティブを3つのヒエラルキーに分類している。公正価値のヒエラルキーにおいて最も優先順位が高いのは、活発な市場において同一の資産又は負債に付された市場価格(レベル1)である。次に優先順位が高いのは、活発でない市場における市場価格、又は直接的もしくは間接的に観察可能なインプット(レベル2)である。レベル2には、類似の資産又は負債に付された市場価格及び主に資産又は負債の殆どの期間に対応する観察可能な市場データから導き出された、もしくは検証されたその他のインプットが含まれる。優先順位が最も低いのは、活動がごくわずかか全くない市場における観察不可能なインプット(レベル3)である。これには、市場参加者が資産もしくは負債の価格を評価する際に使う予測値に関する当該財務報告事業体の理解が反映されている。公正価値の評価ヒエラルキーにおけるある資産又は負債の分類は、その評価に用いる重要なインプットのうちの最も低いレベルのものに基づいている。

2014年12月31日現在、当社の保有する売却可能証券全体のうち、レベル1、レベル2とレベル3に分類されていた証券は、それぞれ約27%、72%と1%を占めていた。また、当社の保有するデリバティブ全体のうち、レベル2とレベル3に分類されていたデリバティブは、それぞれ約87%と13%を占めていた。市場の混乱や流動性の低下局面では、金融商品はレベル1及びレベル2からレベル3に変更され得る。

このように、価格の評価要素には、観察可能な程度が高くない予測値もしくはインプット、あるいは、より洗練された評価方法及びより多くの見積もりを必要とする予測値もしくはインプットが含まれる。これにより、これらの証券が最終的に売却される際の価格と異なる価格の評価が生まれる。当社の連結財務諸表で報告されている証券の価格に対して、急速に変化し、かつ前例のない信用及び株式市場環境が重要な影響を与えることがある。また、報告期間ごとに価格が大きく変動する可能性もある。

当社のデリバティブに対する評価は、金利や為替レートといった市場に内在する変数によって変動する。政治的な不安定性、経済的な不確実性、政府による介入あるいはその他の要因により市場が混乱している期間においては、当社は保有するデリバティブの評価に係るボラティリティの著しい変化を経験することがある。極端な市場動向は、取引水準とカウンターパーティーへの評価に激変をもたらすような商品の流動性にも影響を及ぼす。デリバティブの評価における重要性と方向性によっては、当社はカウンターパーティーに対する追加担保の差し入れに直面する。要求された担保の額が短期間に増大することによっても、当社に対する流動性は逼迫し得る。反対に、当社がそのカウンターパーティーから担保を引き揚げれば、当社は短期間にそのカウンターパーティーの信用リスクの増加にさらされることになり得る。

運用資産及びデリバティブの評価に関する詳細については、本報告書連結財務諸表注記1、3、4及び5を参照されたい。

当社運用資産にかかる減損金額の決定は重要な評価判断に基づくもので、当社の経営成績と財政状態に重要な影響を与えることがある。

当社は、当社の投資の大半については、債券減損モデルを用いて一時的でない減損の評価を行っている。当社の債券減損モデルは、当社の投資からのキャッシュ・フローの最終的な回収に焦点を当てている。このモデルにおいて、減損金額は、広く知られているリスク及びそれぞれの証券に特有のリスクについて定期的に実施している評価と査定の結果に基づいて決定されている。状況の変化及び新しい情報の入手に伴い、評価と査定は修正される。

ある期限付証券もしくは永久証券の公正価値がその簿価を下回っている場合は、その証券の価値は損なわれているということになる。当社は、投資ポートフォリオ全体について日常的にその価値の下落状況を監視している。売却可能というカテゴリーに分類されている期限付証券及び永久証券については、当社は、財務諸表においてその公正価値を報告し、すべての資産価値の未実現損益をその他の包括利益累計額に含めている。満期保有有価証券については、当社は償却原価で報告する。価値の減損が一時的なものであるかどうかについては、主に発行体の信用力の評価で決定される。当社の経験豊富な信用調査の専門家は、当社が有価証券を保有している間にその価値が回復する可能性を決定する際には重要な判断を加えることが必要となる。これに影響する可能性のある要因には、定められた期日の元利払いを発行体が継続できるかどうかの当社の判断、全般的な金利水準、信用スプレッド及びその他の要因が含まれる。有価証券を処分する前に当社の投資の価値が簿価まで回復する可能性が低いと判断した場合、当社は当該有価証券の簿価を公正価値まで下げ、連結損益計算書において関連するすべての減損損失を認識する。

非投資適格級と格付けされている当社の永久証券への投資は、当社の持分証券減損モデルを用いて一時的でない減損が発生しているかどうかを判断する。当社の持分証券減損モデルは、有価証券の公正価値が償却原価を下回っている期間、発行体の財政状態及び近い将来の見通しとともに、有価証券の公正価値の下落の重大性に焦点を当てている。

当社の経営陣は、状況の変化及び新しい情報の入手に伴い、定期的に評価の結果を更新し、必要と考えられた場合は、減損として損益計算書に反映させるようにしている。また、将来において更なる減損が発生することも考えられる。過去にあった減損の傾向は必ずしも将来の減損の予測指標にはならない。

求められる円建て運用資産の供給量不足が、当社の経営成績、財務状況あるいは流動性に不利な影響を与えることがある。

当社は、資産と負債のデュレーション及び通貨の双方を一致させるように努めているが、長期の円建て確定利付き商品がほとんどないため、これを実現するのは日本社にとっては非常に困難である。2008年の金融危機以前は、当社はキャッシュ・フローを比較的利回りの低い日本国債に集中的に投資し、あわせて利回りの向上、投資ポートフォリオのデュレーションの延長及び円建てのエクスポージャーの維持を目的に、私募証券及び永久証券を活用していた。私募証券及び永久証券への投資は、流動性に関連するリスクの増大につながった。

2012年から日本社は、円にヘッジすることが可能な米ドル建て有価証券を投資対象に含める投資戦略を強化した。2014年10月及び同年12月に、日本社は、約14億ドルの米国国債及び10億ドルの投資適格級のドル建の会社の有価証券を売却したが、これは、その売却代金をその他の資産クラスの投資に充当すること企図するものであった。これらの売却にも拘らず、2014年12月31日現在、日本社は償却原価で約202億ドルの米ドル建ての確定利付証券を保有し、この元本に関連する為替リスクのヘッジを目的とした為替先物取引及びオプションにおける約131億ドルの想定元本を有していた。これらの戦略は、運用資産の分散、利回り及び流動性の改善を企図するものである。

しかしながら、これらの戦略は米国の金利と信用スプレッドに対する当社のエクスポージャーを増加させ、 デリバティブに係るリスクを増加させた。ヘッジの対象となっている米国の会社の有価証券の償還期限よりも 対応する為替先物取引の期間が短いため、為替先物取引の更新に伴う経済的なリスク(ヘッジ費用の増大リス ク)をもたらすことになった。これらのリスクは、当社の連結の経営成績、財政状態及び流動性に大きな影響 を与える可能性がある。

特定の単一の発行体又は経済のセクターに対する当社投資ポートフォリオの集中が当社の財政状態及び経営成績に不利な影響を与えることがある。

特定の単一の発行体、業界、その関連業界又は地域に不利な影響を与える事象及び展開は、特定の保有資産あるいは一連の保有資産に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、こうしたリスクを極小化するために、適切な水準で多様化を維持しようとしている。当社の投資ポートフォリオにおけるこれまでの集中の範囲内で、そ

の集中が当社の投資ポートフォリオ、ひいては当社の経営成績及び財政状態に不利な影響を与えることがある。当社のグローバル投資ガイドラインは当社の投資ポートフォリオにおける集中の制限を設けている。

2014年12月31日現在、償却原価ベースで、当社保有の債券及び永久証券の総額951億ドルの約39.4%は、政府及び国際機関のセクターに対するもので、このうちの370億ドル、あるいは38.9%は日本国債である。2014年第4四半期、更に一社の格付会社が日本国債をAAからAに格下げした。また、2014年12月31日現在、当社保有の債券及び永久証券全体の14%が銀行及び金融機関セクターに対する投資であった。当社の投資ポートフォリオの集中についての詳細は、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の項を参照のこと。

日本における事業の集中が当社の事業運営にリスクをもたらす。

日本社の資産運用実現損益を含む日本における当社の事業は、収益合計で見ると、2012年は当社全体の77%、2013年は当社全体の74%、2014年は当社全体の72%を占めていた。また、資産合計で見ると、日本社の当社全体に占める割合は、2013年12月31日現在で85%、2014年12月31日現在で82%であった。2015年1月の「金融経済月報」において、日本銀行は、日本経済について次の見解を述べている。日本の経済活動は、引き続き緩やかな回復を続けている。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっており、消費税増税を受けて住宅投資は減少を続けてきたが足もとでは下げ止まりつつある。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、底堅く推移している。同報告書は、日本経済は緩やかに回復するものと予測し、消費税率引上げによる需要の減退などによる影響も収束していくものと見ている。輸出は、海外経済の回復に伴い、緩やかに増加することが期待されている。国内需要については、公共投資は高水準で横ばい圏内の動きの後、緩やかな減少傾向に転じていくものと見ている。個人消費は雇用・所得環境の着実な改善が続くもとで、引き続き底堅く推移し、消費税率引上げによる需要の減退の影響は次第に収束していくとみている。住宅投資も、次第に底堅さを取り戻していくと予想されている。

更に、当社の事業が日本に集中していること、また当社は長期の円建て資産が必要であることから、当社の投資ポートフォリオにおいては、日本国債に対する投資に著しく集中している。このように、当社は日本の経済、地政学的情勢、政治体制、及び一般的に国の信用状況を決定するその他の要素に対して重要なエクスポージャーを有している。当社の投資ポートフォリオ全体の大きな部分を占める日本国債に対して、NRSROが監視を強めていることは特筆される。NAICも投資リスクに係る要素の変化に意を用いつつある。これらの分野におけるNRSROあるいはNAICによる否定的な見方の進展は、当社の資本増強への圧力となる可能性がある。

当社は、投資に係る為替リスク及び金利リスクを当社の円建て負債に対応させるように努めている。円建て 有価証券に係る低水準の金利は当社の純投資収益全体にマイナスの影響を与えている。毎年、再投資に充当す ることができる現金の大部分は円建て商品に使用され、低水準の円金利の影響を受ける。

日本の信用力、市場アクセス、全般的な経済、あるいは市場ボラティリティを阻害する潜在的な可能性は、アフラックの事業全般、特に日本社の事業ならびに関連する当社の経営成績及び財政状態に不利な影響を与えることがある。

円を機能通貨とする日本社がアフラック全体に占める割合が大きいため、円ドルの為替レートの変動が財務諸表で報告される財政状態と経営成績に大きな影響を及ぼすことがある。日本社は保険料と投資収益の大半を円で受け取っている。また、保険金給付金と事業費は円で支払い、保険契約準備金を円で積み立てるために、主に円建て資産及び円にヘッジされたドル建て資産を購入している。これら及びその他の円建ての財務諸表項目は、財務諸表を作成する際に、ドルに換算されるため、円ドル為替レートの変動が当社の財政状態と経営成績に重要な影響を与えることがある。円安が進めば、財務諸表のドル表示の数値が小さくなる。逆に、円高が進んだ場合、財務諸表のドル表示の数値は大きくなる。外貨換算未実現損益の調整額はその他の包括利益累計額に計上される。その結果、円安が進むと、当年の実績を前年同期と比較した場合の成長率は抑えられてしまうが、逆に円高が進むと、前年同期と比較した場合の当年実績が大きく膨らむ。その他に、ドルに対して円安が進めば、一般的に、円建て運用資産のドル表示額が不利な影響を受ける。また、米国の法定会計基準の財務報告においては、アフラック米国社の支店であるアフラック日本社は連結対象となっており、それにより、為替変動は当社のリスクベース自己資本比率の計算にも影響する。当社の資産と負債に対するリスク要因を加味

して計算される当社の必要資本は、当社の調整後資本合計よりも、為替変動の影響をその分だけ受けやすくなっている。その結果、円高ドル安が進めば、当社のリスクベース自己資本比率の数値が押し下げられる。日本社への当社の投資に対する為替変動の影響を軽減するため、当社は一定の為替へッジ活動に参加している。これらのヘッジ活動の規模は限定されており、その活動が有効であるという保証はない。

当社は更に、円資金が実際にドルに換金される際の経済的な為替リスクに晒されている。その結果、為替損益が実現すれば、当社の利益も増減することがある。これは、主として日本社から米国社への利益送金の際に発生するが、(上述のように)ドル建て資産への投資に際して円がドルに換金される時にも影響を与えている。送金時点の為替レートは、円建ての利益を実現した時点の為替レートと異なる可能性があるためである。当社は、この外国為替リスクへのエクスポージャーを緩和するため、為替に関するヘッジ活動を行っている。

為替リスクについての詳細は、当解説と分析の第5部「財政状態の分析」の「金融商品の市場リスク」の「為替リスク」の項を参照のこと。

他の金融機関の信用力の低下が当社に悪影響を及ぼし得る。

当社は金融業界におけるカウンターパーティーに対するエクスポージャーを有し、それらと日常的に取引を 行っている。カウンターパーティーには、証券会社、デリバティブのカウンターパーティー、商業銀行及びそ の他の機関が含まれる。

当社は、当社の投資ポートフォリオ、当社が発行する社債及び利益送金に関連する様々なリスクを軽減するためにデリバティブ商品を活用している。当社は、為替先物取引、通貨オプション、通貨及び金利スワップ及び金利スワップに対するオプション(金利スワプション)を含む多様な取引において様々な契約を締結している。全般的な通貨リスクを管理しながら、ポートフォリオ全体の利回りを改善するための選択肢を増やすために、当社は2012年から、日本社が生み出す投資可能なキャッシュ・フローのかなりの部分を米ドル建て投資適格級の公募債券に投資し、為替先物取引契約及びオプション契約を締結することで、これらの債券を円に対してヘッジしている。このデリバティブ先物取引契約及びオプション契約は、ヘッジされた債券よりも早く期限を迎えるため、ヘッジプログラムにおいてはロールオーバーに関するリスクを発生させる。また、市場環境の変化によって、ヘッジが無効になり、対応するヘッジ会計処理を失うリスクがある。2014年12月31日現在、当社は、上記の日本社の米ドル建て投資に関して想定元本約131億ドルの為替先物取引及びオプション取引を、一部の投資に関して想定元本約25億ドルの金利スワプションを、当社が発行した社債に関して想定元本27億ドルの通貨スワップを、利益送金のヘッジに関して想定元本約13億ドルの為替先物取引を有していた。過去数年の当社のデリバティブ利用額の増加は、デリバティブのカウンターパーティーに対する当社の財務リスクを増加させた。当社のカウンターパーティーがこれらのデリバティブ商品にかかる債務が履行できない、あるいは履行を拒絶した場合は、当社のリスクヘッジは無効となる。

当社は、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接デリバティブ取引を行っている。当社が締結するISDA契約書の多くはまた、クレジット・サポート・アネックス(CSA)条項を含んでいる。CSA条項は、一般的に、あるケースではエクスポージャーが発生した場合、別のケースでは様々なレーティングや閾値に該当した場合の相互の担保提供に関する取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求し、または特定の事象が発生した場合に追加担保徴求することに加え、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを極小化しようとする。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の長期債務格付けが引き下げられた場合の当社からの担保提供や、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。このような、格下げ時に当社がカウンターパーティーに対して提供すべき担保の価額や当社に求められうる支払総額は、市況や当該取引の公正価値、あるいは格下げ時又はそれ以降のその他の要因により変化する。もし、当社がデリバティブ契約のために担保を求められた場合、及び(又は)満期日に資金決済を求められた場合、当社の流動性は制約を受け得る。

さらに、当社は当社の保険商品の販売に関して、様々な金融機関と販売契約を締結している。例えば、当社は日本でのアフラック商品の販売について、2014年12月31日現在、371の金融機関と契約している。これらの銀

行による販売は、日本社の2014年の新契約年換算保険料全体の21.5%を占めていた。これらの、あるいはその他の金融機関に対して重大な悪影響があった場合は、当社の販売に悪影響を及ぼす可能性がある。

これらのリスクすべては、連結の経営成績及び財政状態に不利な影響を与える可能性がある。

将来の保険金給付金支払額又は事業費が保険料及び責任準備金の計算に用いられた予測値を超えた場合、当社の財務業績が不利な影響を受けることがある。

当社は、将来の保険金給付金支払いに必要な金額の見積もりに基づいて負債として保険契約責任準備金を積み立てている。これらの準備金の計算に際して、当社はさまざまな予測値や見積もりを用いている。それには、保険契約の予想継続期間に当社が受ける保険料の金額、保険契約が保障する支払事由発生のタイミング、支払いの頻度と金額、営業活動による純キャッシュ・フローの一部を使って購入する資産の投資収益などが含まれる。これらの予測値や見積もりはその性格上不確定的なものであるため、当社は、最終的に当社が支払う金額、支払いのタイミング及び支払事由の発生までに契約債務を支える資産が当社の予想レベルに達しているかどうかについては、確実に決定することができない。もし、当社の実際の経験が予測値や見積もりと相違するなら、当社の準備金の積立が不足しているという可能性がある。その結果、そのような不足額が発生したと当社が判断した会計期間については、利益の中から費用を一部計上することがある。これは、当社の事業、経営成績と財政状態に重要で不利な影響を与えることがある。

持株会社として、親会社は、社債の償還などの債務返済及び普通株式の配当支払いのための資金面で子会社の 送金能力に依存している。

親会社は持株会社で、直接的な事業を行っておらず、また子会社の株式以外に重要な資産も保有していない。当社は、当社の事業子会社を通じて事業を行っているため、社債の償還などの債務返済及び普通株式の配当支払いのために必要な資金をそれらの子会社からの株主配当金とその他の支払いに依存している。アフラックは会社設立準拠法地をネブラスカ州においており、ネブラスカ州の保険規制に服しており、これによって、アフラックから親会社への配当金、経営管理報酬、貸付金、立替金の支払いには、一定の制限や規制が課せられている。ネブラスカ州の保険法によれば、法定会計原則に基づいて算出された前年度の事業による純利益(資産運用実現利益を除く。)、又は前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額を超えて配当を実施する場合には、事前承認が必要になる。加えて、関連企業グループ内のサービス提供や取引については、ネブラスカ州保険局による承認が義務づけられている。また、日本の金融庁が保険契約者を保護するのに十分な財務内容を維持できないと判断すれば、日本社からの利益送金及びその他の資金移動を許可しないこともある。

親会社に対する配当支払い及びその他の支払い能力は、独立した格付機関から付与された保険財務力格付けへの当社の依存からも制約を受ける可能性がある。これらの格付機関から付与される当社の格付けは相当程度においてアフラックの資本レベルに左右される。親会社に対してアフラックが配当及びその他の支払いをすることができなくなると、当社の経営成績と財政状態が重要で不利な影響を受けることがある。当社の事業子会社からの利益又はその他の利用可能な資産が当社の事業運営を可能にするための配当を行うために十分であるという保証はない。

当社のリスク管理ポリシー及びその手続きが十分に機能しないことが判明し、当社が未確認のあるいは予期しないリスクに晒され続け、当社の事業に悪影響を及ぼし、あるいは損失の発生につながることがある。

当社は、当社に対するリスク及び損失を減少させるため、事業全体にわたるリスク管理の枠組みを構築した。当社は、当社が晒されている諸リスクの特定、評価、監視、報告及び分析を目的としたポリシー、手続き及び管理体制を維持している。

しかしながら、当社が適切に予期あるいは特定できなかったリスクが存在する、あるいは将来発生することがあり得るため、リスク管理戦略については当社固有の限界がある。仮に当社のリスク管理の枠組みが不十分であることが判明した場合、当社は予期しない損失を被り、重大な悪影響を受ける可能性がある。当社の事業

が変化し、当社が事業を展開する市場が進化する中で、当社のリスク管理の枠組みがこうした変化に歩調を合わせることができない可能性がある。その結果として、適切に特定されず、監視あるいは管理が行われていないリスクが、新商品や新たな事業戦略によって生じる可能性がある。予想を上回る罹患率、死亡率、長寿化あるいは継続率に由来する、市場の緊張、予期せぬ市場動向あるいは想定外の保険金給付金請求という局面においては、当社のリスク管理戦略には限界があり、当社に損失をもたらす可能性がある。さらに、困難で流動性の低い市場環境においては、当社のリスク管理戦略は有効でない可能性がある。なぜなら、他の市場参加者も同様の困難な市場環境の下でリスクを管理するにあたって、当社と同一あるいは同様のリスク管理戦略を実行する可能性があるからである。このような状況において、他の市場参加者の活動に由来するリスクを緩和することは、当社にとって困難あるいはより大きな費用が必要になる可能性がある。

当社のリスク管理戦略あるいはその手法の多くは、過去の顧客及び市場動向に依拠したものであり、すべての戦略及び手法は、ある程度経営陣の主観的な判断に依存している。内在する前提条件や戦略を含めて、当社のリスク管理の枠組みについて、それが正確で有効なものであると当社が保証することはできない。

業務、法務及び規制に関するリスク管理は、他の事項とともに、ポリシー、手続き及び管理体制を通じて、数多くの取引及び事象を的確に記録し確認するよう求めているが、それらのポリシー、手続き及び管理体制が必ずしも完全に有効なものであるとは限らない。当社の営業及び管理両部門において、主として商品の値付け、準備金の計算及び資産の評価に基づく将来のキャッシュ・フロー予測とともに、リスクの評価及び必要自己資本の決定を含む目的のために、一定のモデルが利用されている。これらのモデルは、適正に運用されない可能性があり、またその性質上、不確実な前提及び予測に依拠している。当社の事業が成長し進化を遂げる中で、当社が使用するモデルの数とその複雑性は増加しており、モデルの設計、導入又は入力データと前提条件を含む運用に係るエラーの発生に対する当社のエクスポージャーは増大する。

過去又は将来の当社従業員又は当社取引先の従業員による不正行為は、当社による法令違反、規制上の制裁及び(又は)深刻な風評あるいは財務上の被害につながり、予防措置が全ての場合において、その不正行為を探知、抑止することができない可能性がある。当社役職員の業務上の判断を監視し、当社が過剰あるいは不適切なリスクを負うことがないよう設計され、当社が利用する管理手法及び手続が有効であるとの保証はない。当社はリスク管理プログラム全般の一環として、当社の報酬ポリシー及びその運用を点検するが、当社の報酬ポリシー及びその運用が、意図せずに役職員に過剰又は不適切なリスクをとらせる誘因を与える可能性がある。当社の役職員が過剰又は不適切なリスクをとった場合、これらのリスクが当社の風評を傷つけ、経営成績及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

多岐にわたる規制及び法律の変更が収益性と成長率に影響を与えることがある。

アフラックの保険子会社は複雑な法律等による規制を受けている。これらの法律等は、州保険規制当局、SEC、NAIC、日本の金融庁と財務省、米国司法省、米国における州の司法長官、米国商品先物取引委員会、連邦保険事務所(以下、「FIO」)及び米国内国歳入庁を含む米国財務省等の多数の行政機関により施行され執行されている。これらの政府機関のいずれも法律等に関して広い解釈権限を持っている。さらに、グローバルな保険規制についての提案がなされ、議論が進んでいる。従って、当社は、法律もしくは規制案件に対するある特定の規制当局又は法律執行当局の解釈への遵守が、同じ法律もしくは規制案件に対する別の規制当局又は法律執行当局の解釈への遵守にならないこともあり得るというリスクに直面している。特に、遵守状況への判定が事後的に行われる場合にそうなる可能性がより高くなる。また、法律もしくは規制案件に対する特定の規制当局又は法律執行当局の解釈が時間の経過とともに当社にとって不利に変更するリスクもある。更に、仮に法律もしくは規制案件に対する特定の規制当局又は法律執行当局の解釈が変わることがなくても、全般的な法的もしくは規制環境の変化に鑑み、当社は、法律及び規制面におけるリスク管理の観点から当社が取るべき行動について見直すことがある。これに伴い、当社事業の運営方法を変更することが必要になり、また、これらの変更により、事業を成長させる当社の能力が制限されたり、又は当社事業の収益性が損なわれたりするケースも想定される。

保険会社に対する規制当局の監督の主な目的は、投資家よりも保険契約者の保護にある。規制の内容は各々異なるが、一般的には、米国では各州の州法、日本では金融庁と財務省に統治されている。これらの監督・規制システムには、例えば次の内容が含まれる。

- ・保険料率の設定及びその認可の基準
- ・リスクベース自己資本比率を含む最小資本要件及びソルベンシー・マージンの基準
- ・管理報酬などを含む当社の保険子会社とその関連会社間の特定の取引に対する制限、限度及び必要な認可
- ・運用資産の性質、クオリティー及び集中度に対する制限
- ・当社が保険事業で販売する保険契約の内容・約款条件などに盛り込める内容に対する制限
- ・保険子会社が支払える配当金及び本国に送金できる海外利益に対する制限
- ・新規契約の販売もしくは既存契約の更新を行っていない保険会社の存在及び販売ライセンスの現状
- ・要求されている特定の会計方法
- ・未経過保険料、損失及びその他を目的とする準備金
- ・残余市場事業の譲渡及び、経営状態が悪化、あるいは支払い不能、破綻状態にある保険会社が販売した特 定の保険契約に対する支払債務の完済に必要な資金の潜在的な査定
- ・管理方法に関する要件
- ・罰金及び他の制裁に処されること

規制当局は、保険会社及びその商品に適用される既存の法令を定期的に再検証している。これらの法律や規制条項の変更、又はそれに対する解釈の変更は、当社の財政状態と経営成績に重要で不利な影響を与えることがある。

一部の分野における連邦の立法及び行政政策が保険会社に重要で不利な影響を及ぼすことがある。これらの分野は、医療改革に関する法制、金融サービス業界改革に関する法制、証券業界への規制、年金制度への規制、個人情報及び不法行為への規制、更に税制などである。保険会社に対する連邦政府の様々な監督及び規制がすでに米国議会で承認され、大統領の署名を経て法制化されている。例えば、医療費負担適正化法(以下、「ACA」)(連邦医療改革法)は、連邦政府に対して医療保険事業に関する直接の監督権を与えている。この改革は、米国の医療保険市場に大きな変化をもたらしている。改革法によるその他の変化としては、個人の医療保険加入を義務付け、適切な保障を提供できない特定の雇用主には懲罰が加えられることとなった。また、医療保険取引所が創設され、医療損害率に加えて、医療保険への加入と除外についての取り組みも行われることとなった。加えて、法律には、個人及び雇用主に対する政府による医療費の払い戻しと税還付及び医療保険会社に対する連邦及び州の規制の変更が含まれている。アフラックが提供していない高額医療保障保険に向けられたこれらの変更は、すでに進められており、今後も、数年にわたって段階的に行われる予定である。この法律の主な部分は、2014年1月1日に有効となった。当社は、ACAの施行が、当社の保険商品の設計に重要な影響を与えることはないと確信している。しかし、これらの法律及び規制の間接的な影響は、当社の販売モデル、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性のある試練及び(又は)機会を当社にもたらす可能性がある。

2010年、オバマ大統領はドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法に署名し法律として成立させた。一般にはドッド・フランク法と呼ばれるこの法律に基づき、「金融安定化及び監督評議会」(以下、「評議会」)が設立された。2012年4月、評議会は、連邦準備制度理事会(以下、「理事会」)の監督対象となるノンバンクの金融会社に指定するかどうかの決定に関する一般的なプロセスについて、その最終規則を公表した。一定の保険会社あるいは保険持株会社を含むノンバンクの金融会社が米国の金融安定化に対して脅威となり得るかどうかは、評議会における三分の二の議決をもって決定できることとなった。もし脅威となり得ると議決された場合は、理事会の厳しい規制下に置かれる。2013年4月3日、理事会はノンバンクの金融会社が「専ら金融業務に従事している」と決定するための要件、すなわち、評議会による指定の必要条件を定める最終的な規則を公表した。理事会の厳しい規制には、必要自己資本の管理、レバレッジの制限、流動性の確保と検査が含まれる。理事会は、当該会社の合併、買収及びその他の事業統合取引を行う能力を制限し、金融商品の提供を制限し、一つあるいは複数の事業を終結させ、または事業の運営方法に関する条件を課すことができる。2013年、評議会は、保険会社二社を理事会の監督対象に指定し、2014年には追加でさらに保険会社一社を監督対象に指定した。2014年12月18日、オバマ大統領は保険資本基準明確化法に署名し法律として成立させた。この法律は、連邦政府の監督対象となる保険会社に係る保険自己資本基準の適用についての理事会の権限

を明確化するものである。アフラックは、ドッド・フランク法による定義では、専ら金融業務に従事している ノンバンクの金融会社であるが、アフラックが米国の金融安定化に対して脅威となり得る会社と見なされることはないと、当社は確信している。

ドッド・フランク法第7章及びそれに基づく規制は、日本社のために行われているものを含む、アフラックのデリバティブ活動に影響し得る。一定の種類のデリバティブについて、集中決済と担保を求める規則や規則案は、特に影響を与え得る。五つの米国の銀行規制当局及び米国商品先物取引委員会(CFTC)は、最近、未決済のスワップに関する担保についての規則を再び公衆からのコメントに付した。この提案通りとなった場合、これらの規則により、アフラックによる担保の差し入れ増が必要となるか又は当社が差し入れることが認められる担保の種類に制限が課される可能性がある。

またドッド・フランク法は、財務省内にFI0を設立し、保険業界を包括的に監督すると同時に、特定の医療保険、特定の長期介護保険及び農作物保険以外の保険事業を監督する。米国の保険会社は、伝統的には、主に各州の保険局による規制を受けてきた。2013年12月、FI0は、「米国における保険の規制システムをいかに現代化し改善するか」と題するレポートを公表した。このレポートは、ドッド・フランク法により求められたもので、近い将来に改革すべき状態について、18の推奨領域を挙げている。その中には、適正自己資本、安全性/健全性、保険会社の意思決定慣行の改革、市場規制の改革が含まれている。このレポートは保険規制に関して連邦政府が直接関与すべき九つの推奨領域についても取り上げている。2013年12月に公開されたFI0のレポートで概要が示されていた推奨の一部は既に実行に移されている。アフラックが適用対象となる、連邦政府が直接関与する保険規制の九つの推奨領域のうち、オバマ大統領は2015年1月、全米登録エージェント・ブローカー協会改革法に署名し法律として成立させた。これによりエージェント及びブローカーの州際的な免許取得手続きが簡略化された。FI0はまた、国内大手及び国際的に業務を展開する保険会社についての財務の安定性の監視及び規制のギャップを特定するため、監督カレッジとも連携している。

2013年12月10日、五つの米国金融規制当局が、ドッド・フランク法第619条により創設された「ボルカー・ルール」の実行に関する最終規則を適用した。ボルカー・ルールは、一般的に「銀行業を営む主体」の自己勘定取引を禁じており、その他にも、「プライベート・エクイティ・ファンド及びヘッジ・ファンド」との投資活動や、その他の特定の活動を禁じている。最終規則は2014年4月1日に有効となったが、規制当局がボルカー・ルールの最終版を公表した時点で、理事会は、銀行業を営む全ての主体に適合させる期間を2015年7月21日まで延長することについて公表した。ボルカー・ルールの最終版に対する業界からの質問に対して、通貨監督庁、連邦準備制度、連邦預金保険公社、証券取引委員会、及び米国商品先物取引委員会を含む五つの米国金融規制当局は、2014年1月14日、質問に明確に答える形で中間的な最終規則を発表した。これによると、信託優先証券を裏付けとするCDOが一定の基準を満たしている場合、銀行業を営む主体は、同CDOに対する持分を有することができる。

2014年12月18日、連邦準備制度はボルカー・ルールへの適合期間について、二度目の延長を公表した。これにより、銀行業を営む主体に対して、2013年12月31日以前に存在していた規制対象ファンド及び外国ファンド (従前対象ファンド)に対する投資及び関与に係る適合期間を2016年7月21日まで延長した。連邦準備制度はまた、銀行業を営む主体に対して、これらの従前対象ファンドに対する持分及び関与についての適合期間を将来さらに1年延長し、2017年7月21日までとする用意があることについても公表した。連邦準備制度は、自己勘定取引に関する適合期間の延長を行わなかった。

預金保険の対象となる業務を行う企業と関係がない、あるいは、「銀行業を営む主体」との定義に該当しない、アフラックのようなノンバンクの金融会社は、一般的にはボルカー・ルールにおける禁止事項の対象とはならない。しかしながら、適合期間の終了が近づくと、一部の市場の流動性の低下や銀行業を営む主体によるポジションの終了等を通じて、ボルカー・ルールにおける禁止事項が全般的な金融市場に影響を及ぼすことはあり得る。

ドッド・フランク法は、広範囲にわたるルール作りとその他の将来にわたる規制を求めており、その一部は、数年の時間をかけて、実施に移される予定である。しかし、現時点において、ドッド・フランク法による

当社の米国事業、当社の財政状態及び経営成績への影響について、いかなるレベルの確実性をもってしても予測できない。

国内あるいは外国の税法あるいは当該法律の解釈に関する変更は、当社の法人税率を上昇させ、利益を減少させ得る。さらに世界的な財政赤字は、追加的な収入確保を求める政府の動きを通じて、当社にとっての実効税率引き上げとなる増税法案に結びつく可能性がある。しかしながら、将来の税法改正が米国及び外国の法制の下で当社の損益に与える影響とその発生時期を予想することは、引き続き困難である。

関連法律及び規制条項の遵守には、時間がかかるうえ、多くの労力を必要とする。関連法律及び規制条項の変更により、直接・間接を問わず、コンプライアンス遵守のための費用及びその他の事業費が著しく増加する可能性がある。これにより、当社の財政状態と経営成績が重要で不利な影響を受けることがある。

当社商品の販売とサービスは優秀な募集人網を開発・維持・支援する当社の能力にかかっている。

当社の販売網が衰退した場合、もしくは当社が既存の販売網に十分で適切な支援・訓練及び教育を提供しない場合、当社の販売は不利な影響を受けることがある。能力ある募集人をめぐっては、獲得競争が起きている。当社は、主に自らの商品、販売報酬、支援サービス及び格付けなどの面で他の保険会社及び金融機関と競争している。優秀な募集人を開発・維持する能力の不足は、販売及び経営成績と財政状態に著しく不利な影響を与えることがある。当社の募集人は独立した契約業者で、当社の競合他社の商品を販売することもある。もし、当社の競合他社が当社よりもより魅力的な商品、より高い販売手数料を提示する場合は、これらの募集人が当社よりも競合他社の商品の販売により注力する可能性も考えられる。

当社の財務力格付け及び社債格付けの引き下げが当社の競争上のポジションに不利な影響を与えることがある。

保険会社の競争上のポジションの決定に際して、財務力格付けは重要な要素であり、かつ、一般的に保険会社の事業に影響を及ぼす。NRSROは継続的に保険会社の財務業績や財政状態を査定し、さまざまな要因により、特定の保険会社の格付けを引き下げたり、又は将来の見通しを変えたりする。それらの要因には、例えば、保険会社の法定資本の変動、ある特定の格付けの維持に必要なリスク調整後資本の金額に対する信用格付機関の決定の変更、保険会社の投資ポートフォリオに対する顕在化しているリスクの増大、保険会社の経営陣に対する信頼の低下及びその保険会社のコントロールが及ぶもしくは及ばないその他の要素などが含まれる。財務力に対する格付けとは別に、一部NRSROは当社社債の格付けも公表している。社債格付けは、遅滞なく債務を返済する債券発行体の能力を測る指標で、債券市場及びその他の可能な資金調達先において流動性を確保するための重要な指標である。当社の信用格付けの引き下げは、当社のデリバティブ取引のカウンターパーティーに対して、デリバティブ取引の早期解消や追加担保請求の機会を与え、その結果、当社の流動性に不利な影響を与え得る。

保険会社を含む多くの金融機関がここ数年に経験した困難な状況に鑑み、NRSROはこれらの金融機関に適用されるモニタリングのレベルを引き上げ、かかる金融機関に対する査定の頻度を増やし、範囲を広げた。また、NRSROが格付けを行う会社に対して運用資産の評価方法を含む追加情報の提供を求めると同時に、一部のケースにおいて特定の格付けの維持に必要な計算モデルで使用される資本その他の要件のレベルを引き上げた。

これらの格付けのどれか一つでも引き下げられれば、募集人の新規開発と維持、販売、競争力及び商品の市場性に著しく不利な影響を与え、そのことが当社の流動性、経営成績及び財政状態に不利な影響を与えることがある。また、格付けに対する銀行の注目度が高いため、日本における銀行窓販による販売も不利な影響を受けることがある。

格付機関が取る行動及びそれに対応して当社が取る行動はいずれも当社の事業に不利な影響を与える可能性があるが、これらについて当社は予測できない。金融サービス業界の他の会社と同様、当社の格付けも、NRSROによりいつでも、また事前の予告なしに引き下げられる可能性がある。

当社事業の成功は一部には効果的なITシステムと継続的にシステムの開発及び改善を図ることに依存している。

雇用主、契約者、募集人及びブローカーとの間における情報伝達など当社の事業のかなりの部分はITシステムに依存している。また、当社の事業戦略は顧客のニーズに応えて使いやすい商品を提供し、それらのニーズをサポートする技術を必ず従業員に身につけさせることである。当社のITシステム及びソフトウェアの一部が旧式のもので、効率的ではなくなりつつあるため、事業の継続的な運営への適切な対応も含めて、大量の経営資源を継続的に投入して現在の水準にITシステムを維持もしくはアップグレードする必要がある。当社は、継続的に事業用システムの改善と増強に取り組んでいるが、複雑な要素が絡み合う環境において、常に変化に伴う課題に直面している。当社事業の成功は、既存システムの有効性を維持もしくは改善し、コスト効率の良い方法で業務プロセスをサポートする情報システムを継続的に開発・改善していくことに大きくかかっている。

電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システムの障害、あるいはそうしたシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティー、機密性あるいはプライバシーの維持の失敗が当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は、電気通信、情報テクノロジー及びその他の業務システム、更に当社の業務運営及び顧客サービスに使用するデータの整合性及び適時性に大きく依存している。これらのシステムが正常に機能しなくなる、あるいは当社の力が一部あるいは全く及ばない事象及び状況が発生した結果、システムが停止する可能性がある。多様なセキュリティー対策を実行しているにもかかわらず、当社の情報テクノロジー及びその他のシステムへの物理的あるいは電子的な侵入、不正な改ざん、セキュリティーの侵害あるいはその他のサイバー攻撃により、顧客の個人情報を含むセンシティブデータのセキュリティー、機密性あるいはプライバシーの維持ができなくなる、あるいは当社の知的財産又は当社固有の情報が不正利用される可能性がある。これまで当社が経験してきたセキュリティーの侵害は、当社の事業に対して甚大な影響を与えなかったが、電気通信、情報テクノロジー、その他の業務システムの障害、又はそのようなシステムに登録されたセンシティブデータのセキュリティー、機密性あるいはプライバシーの維持の失敗が、それが当社によるものであっても、あるいはその他の者によるものであっても、当社が事業を展開し、及び顧客サービスを提供する能力を鈍らせる、あるいは喪失させる可能性があり、また、当社の評判を傷つける、当局からの制裁及びその他の申し立てを受ける、顧客及び収益を失う、又は当社の事業に不利な影響を与える可能性がある。

FASB又は他の会計基準策定機関が公表する会計基準の変更が当社の財務諸表に不利な影響を与えることがある。

当社の財務諸表は、米国及び日本において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠している。これらの会計基準は定期的に見直され、及び(又は)拡大している。従って、FASBを含む権威ある会計基準策定機関が公表した新しい、もしくは改訂した会計基準の適用を求められている。このように、当社が将来適用するよう求められる会計基準に従い、現在当社が連結財務諸表に適用している会計処理方法を変える可能性があり、それがひいては、当社の経営成績と財政状態に重大で不利な影響を与えることがある。

FASBとIASBは単一で質の高いグローバルな会計基準を策定することを表明した。2010年、SECは、その計画遂行により、米国の企業によるIFRSの採用が米国の証券市場に与える影響をSECが評価することに役立つワーク・プランを発表した。このワーク・プランには、IFRSが現在の形態で導入された場合と、米国及び国際会計基準策定機関による現在進行中のさまざまなコンバージェンス・プロジェクトが完了した場合のIFRSに対する考察が含まれている。2012年、SECは、IFRSを採用することで解決すべき課題が発生するであろうこと、米国の資本市場の参加者の大半がIFRSの採用を支持しなかったことを明記した最終報告書を発表した。しかし、同時に本報告書は、関係当事者の承認を得て、IFRSを米国GAAPに組み入れるという方法には大きな支持があったと明記している。FASBとIASBは、従前公表された保険契約プロジェクトに係る提案について再審議を進めている。これにより、保険債務の決定、報告に関する方法が変更される。2014年2月、FASBは現在の米国GAAPの改善目標の策定に注力することを決定した。こうしたことから、FASBとIASBが保険契約に関する収束した基準を打ち出す可能性は低いと見られる。2014年7月、IASBは分類及び評価ならびに減損モデルに係る修正を含む、IFRS第9号「金融商品」への修正ガイダンスを公表した。2012年12月、FASBは分類及び評価ならびに減損モデルに係る

様の修正を公開した。最近の審議に基づけば、FASBとIASBが金融商品の分類、計測及び減損についての収束した基準を打ち出す可能性は低いと見られる。IFRSの採用を含む、最終的な結論とそれが出されるタイミングは現時点では不確定である。IFRSの導入及び(又は)会計基準の変更の影響は、当社の財務諸表上の財政状態及び経営成績の表示を大幅に変える可能性がある。

最近の会計基準の変更及び適用が検討されている会計基準については、本報告書の連結財務諸表注記1を参照 されたい。

入手したセンシティブな患者情報の機密保持を保証するために当社が事業提携者に対して取った措置も含めて、もし、当社が患者の個人情報保護に関する規定の遵守に失敗すれば、当社の評判及び事業は著しく不利な 影響を受けることがある。

当社の事業における識別可能な個人情報の収集、管理、使用、開示及び処分は、海外、連邦及び州レベルでそれぞれ規制を受けている。これらの法律とルールは、立法、行政及び司法の解釈の変化による影響を受ける。複数の州法では、識別可能な個人医療情報の使用及び開示は、1999年の連邦Gramm-Leach-Bliley法及び1996年のHealth Insurance Portability and Accountability法の条項に含まれる個人情報保護規定の対象となる情報よりも厳重に管理すべきである、と規定されている。Health Insurance Portability and Accountability法は、当社の事業提携者(business associate)(同法の規定により定義される。)に対しても、個人情報保護の規定を課すよう求めている。契約者、被保険者及びその他から得られた個人情報については、日本社は、個人情報保護法、及び金融庁及びその他の政府当局により発出されている指針により、規制を受けている。

当社は、事業提携者との契約を通じて、適切な個人情報保護を求めているが、彼らの行動と仕事の慣行に対しては、限定的な影響力しか持っていない。また、関連する法律とルールへの遵守を保証する一連の措置が取られているにもかかわらず、当社及び当社業務を担当する第三者の施設やITシステムがさまざまなリスクに晒されている。例えば、情報管理における違反行為、破壊行動と盗難の発生、コンピューターウイルスの感染、データの置き忘れや紛失、プログラミングのエラーと人的エラーの発生及びその他の類似したリスクなどである。米国議会と多くの州は、当社の事業に適用される新しい個人情報保護のルールを検討している。新しい個人情報保護に関する法律、要件及び規制の遵守は、必要なシステム変更、当社のビジネスモデルに対する制約、新しい管理プロセスの構築、及び事業提携者がそれらを遵守しない潜在的なリスクに伴うコストの増加につながる。また、これにより、当社の個別及び複数の契約管理データベースに蓄積されている識別可能な患者個人情報の収集、開示及び使用に対して更なる制限が加わる可能性もある。当社によるものであれ、当社業務を担当する業者によるものであれ、個人情報保護の法律に対する遵守の失敗、また、センシティブ又は機密の個人情報の不正使用、紛失、承認されていない開示などの情報管理における違反行為はいずれも、当社の事業、評判及び経営成績に重要で不利な影響を与えることがある。これらの影響には、巨額な罰金と懲罰、補償金の賦課、特別な、懲罰的な及び制定法による損害の発生、当社の個人情報保護慣行に関する同意審決、当社の事業ライセンスに対する不利益な措置及び差止命令による救済などが含まれる。

さらに、個人情報保護法を含む日本の法令及び規制の下で、日本社あるいはその事業提携者により、個人情報に係る情報漏洩や紛失があった場合、日本社は、関連する個人情報の量及びその他の二次的被害の可能性等の要素に応じて、金融庁に対して届出をし、そのような事案を公開して説明しなければならない可能性がある。場合によっては、金融庁による業務改善命令の対象となることもあり、当社に風評リスクをもたらすことがあり得る。

当社は訴訟に関連するリスクを抱えている。

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものがあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大で不利な影響を及ぼすことはないと考えている。しかし、これら

の訴訟に係る弁護費用、和解費用、当社に不利な判決及び判決の結果に伴う事業運営方法の変更などにより、 訴訟は当社に不利な影響を及ぼすこともある。

主要経営陣の後継人事が当社の成功にとって重要である。

当社の主要な経営陣の後継人事について適切に計画し推進しなければ、当社が不利な影響を受けることがある。当社は、主要な経営陣について後継人事計画を作成し、かつ特定の経営幹部とも雇用契約を結んでいるが、これらは、対象となる経営幹部が必ず当社に勤務するという保証にはならない。彼らが当社における勤務を中止すれば、当社の事業運営が不利な影響を受けることがある。

大きな災害や惨事が、当社の財政状態及び経営成績に不利な影響を与えることがある。

当社の保険事業は、伝染病、パンデミック、竜巻、ハリケーン、地震、津波及びテロなどによる大災害、大惨事のリスクに晒されている。これらによる損失の規模は、その影響を受けた地域の保険金の総額及びその出来事の重大性による。地震、津波、ハリケーン及び人災といった特定の事象は、広範囲にわたる地域で深刻な損害や人命の喪失をもたらす可能性があるが、それは特に人口の密集した地域において顕著である。自然災害又は人災によって発生した保険金給付金の支払請求が、いかなる四半期及び年度においても当社の財務業績を大きく変動させ、当社の収益性を大きく低下させる、あるいは当社の財政状態に悪影響を与えるだけでなく、当社の新規販売に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は継続的な変化に影響される業界で事業を展開している。

当社は、競争の激しい環境で事業を展開している。当社が事業を展開している業界は、顧客の需要、法律の 改正、マーケティング慣行及び医療保障ならびに医療保険の提供方法の変更によってもたらされる市場からの 圧力による継続的な変化に影響される。これらの要素により、当社は、市場トレンドを予測し、それに対応し て当社の商品やサービスを他社のものと差別化することを求められている。当社はまた、米国と日本におい て、補完保険市場にすでに参入している会社及びこの市場について活発な業務展開をしてこなかった新たな会 社との競争の可能性にも直面している。市場トレンドの予測及び(又は)商品やサービスの差別化に失敗した 場合、利益を生み出す事業の維持もしくは成長を図る当社の能力が影響を受けることがある。

当社事業の範囲を超えたものも含めて、ある事象により当社の評判が損なわれる可能性がある。

保険商品は無形の商品であるため、当社は当社事業に対する生活者の信頼に大きく依存している。当社の財務力に対する疑念が保険契約者に対する当社の債務履行能力に対する疑念につながる。責任ある企業市民であるという良好なイメージを維持することが当社のユニークな企業ブランドの維持につながり、また、そうすることが当社の良い評判の維持にとっても重要である。それができない、あるいは、できていないと生活者が認識している場合、当社が不利な影響を受けることがある。

当社の年金制度及びその他の退職給付について、当社が使用する割引率、予想収益率、平均余命、医療費及び給付上昇の予想の前提の変更は、費用の増加につながり、当社の利益を減少させ得る。

当社は年金及びその他の退職給付に係る費用を、予想割引率、年金資産の予想収益率、加入者の平均余命及 び給付水準の上昇予想と医療費の傾向に基づいて決定している。低金利環境の持続の影響を含むこれらの前提 の変更は、費用の増加と利益の減少につながり得る。

上記以外に、当社は、当社の事業、経営成績及び財政状態に不利な影響を与える可能性がある次のリスクに直面している。

- ・会計方針の不適切な適用により、財務諸表の修正再表示を求められること
- ・当社の財務諸表に対して重要なインプットを提供する、諸モデルへのコントロールを適正に維持できない こと

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated (E05776) 有価証券報告書

- ・財務報告に関する内部統制の重要な機能不全
- ・社内規程及び規制当局の要求に対する従業員の遵守に関する予防・統制システムの機能不全
- ・企業統治規程及び手続きの機能不全

将来に関するすべての事項は、2014年12月31日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

- 5【経営上の重要な契約等】 該当なし。
- 6【研究開発活動】 該当なし。
- 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 「業績等の概要」を参照されたい。

将来に関するすべての事項は、2014年12月31日現在における経営陣の判断に基づいている。当社は、これらの事項について最新情報を提供する義務を負っていない。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】 該当なし。

2【主要な設備の状況】

アフラックが有する土地及び建物は、米国ジョージア州コロンバスにあり、主な2つの施設群を構成している。これらの施設群は本社ビル及び当社米国事業の管理支援部門及びインフォメーション・テクノロジー部門のビルを含む。また、アフラックは、サウスカロライナ州コロンビアに、CAICの子会社用の土地建物を所有している。アフラックは、グローバル・インベストメント部門用にニューヨーク州で事務所スペースを賃借している。アフラックは、その他、ワシントンD.C.及びプエルトリコに加えジョージア州、サウスカロライナ州、ニューヨーク州、ネブラスカ州及びその他米国の36の州で管理事務所を賃借している。

アフラックは、東京都内に2つの主な施設群を有している。1つは、カスタマー・コール・センター、インフォメーション・テクノロジー部門及びトレーニング施設として利用されているアフラック所有の建物ならびに当社のポリシー管理及びカスタマー・サービス部門として使用する賃貸物件を含むものである。もう1つは賃借スペースであり、日本社の本店ならびに日本社の管理及び投資支援部門として利用されている。また、アフラックは、東京都内で事務所スペースを賃借しているほか、国内各所の地域事務所を賃借している。

3【設備の新設、除却等の計画】 該当なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】(2014年12月31日現在)

【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数	
1,900,000千株	668,132千株(注1)	1,231,868千株(注2)	

- (注1) 2014年12月31日現在の発行済株式総数668,132千株には、自己株式225,687千株が含まれている。
- (注2) 未発行普通株式数1,231,868千株には、新株予約権(ストックオプション)の行使により 発行される予定の普通株式9,307千株が含まれている。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面0.10ドル)	普通株式	668,132千株	ニューヨーク証券取引所 株式会社東京証券取引所	(注)

(注)()普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、その取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

()優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。 議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の選択肢を与えるものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

定款上の優先株式の定めは以下のとおりである。

(a) 発行する場合、ここで授権された当社の優先株式は、同一日(以下、「発行日」) に、同一シリーズとしてのみ発行することができる。そのシリーズの株式は、タイトルに発行の年を挿入して、「議決権のない累積優先株式、1980シリーズ」(以下、「優先株式」)と表示する。発行日後は、優先株式の追加株式は発行されない。

- (b) 優先株式の所有者は、当社の取締役会が宣言した場合またその場合にのみ、現金配 当の支払いが法的に可能な当社の利益及びその他の原資及び資産から、最初の5年間 は1株当たり0.90ドル、6年目は1株当たり2.20ドル、7年目は1株当たり2.60ドル、8 年目は1株当たり3.69ドル、9年目は1株当たり4.36ドル、10年目以降は1株当たり 5.18ドルの年率で、現金配当を受領する権利を有する。上述の配当率が適用される 年度は優先株式の発行日及び各年のその応当日に開始する。配当は、(3月、6月、9 月及び12月のそれぞれ最後の日で終わる)各四半期につき、当該四半期中の3月、6 月、9月及び12月の初日(あるいは当日ニューヨーク証券取引所の取引が行われてい ない場合には、その翌取引日)に、前月15日の終了時における優先株式の登録株主 に対し支払われる。但し、最初の配当は、発行日以降に開始する最初の四半期内の 支払日に支払われ、発行日からその第1四半期の末日までの期間に最初の年率0.90ド ルを適用して定められた額とする。優先株式の現金配当は発行日から発生し、累積 される。優先株式が流通に置かれている限り、最後の四半期支払日に支払われる配 当を含み、発行済の全ての優先株式につき全ての現金配当が支払われるか、あるい はその額の配当が宣言されその支払いのための十分な原資が準備されるのでなけれ ば、当社の額面0.10ドルの普通株式(以下、「普通株式」)もしくは、配当の支払 いにつき、優先株式に劣後する当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言さ れ、支払われあるいは準備されてはならない。また、いかなる普通株式、配当の支 払いにつき、優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式も、当社 もしくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる 資金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるい はかかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され、又は利用されてはならな い。但し、上記の制限にかかわらず、準備金の条件に従って積み立てられた資金 (積み立て時に上記制限に違反してはならない。)は、準備金の条件に従い、株式 の買取もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普 通株式にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。本(b)項のため に、優先株式が当社によって所有され、又は当社の勘定による時は、優先株式は発 行されているとは看做されない。但し、当社の子会社が所有し、又は子会社の勘定 になっている場合は発行されていると看做す。優先株式の累積配当金には金利を付 さない。
- (c) 当社は、発行日から5年経過後は、発行日から5年経過後の一定日(以下、「償還日」)に効力を生じるものとして随時発行済優先株式の全部もしくは一部を償還することができる。当該償還は、取締役会の決議により行うものとし、優先株式の全部が償還されない場合は、償還対象となる株式は、取締役会の決議により定められる方法に従い優先株式の所有者に対しその持株数に比例又は実質的に比例するように割当てられるものとする。但し、当社は当社の取締役会の決議により定める限度で、当社もしくは当社の子会社が所有するか、それらの勘定になっている優先株式の一部もしくは全部を償還の対象から除外することができる。償還、償還されるべき株式の変更もしくは所有者間の割当に関する書面による通知は、料金前払いの第一級郵便で、償還日に先立つ30日以上90日以内に、優先株式の各登録所有者に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所に宛ててなされる。上記に従い郵送された通知は、実際の受領の有無にかかわらず、正当になされたものと看做される。

償還価額は、1株当たり14.00ドル、各場合に償還日の前に支払い可能であるが未宣 言又は未払いとなっている配当金の合計額及び(3月、6月、9月もしくは12月の最後 の日で終わる)最後の四半期の最終日から償還日までの期間について、償還日現在 で支払い可能となっていないが、発生している優先株式についての配当額(月は30 日、年は360日で計算)があれば、これらを合算する。償還日として償還通知に記載 された日以降、当該株式を償還するに足る資金が、取消不能な形で積み立てられた 場合、償還されるべき優先株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、 ここに規定する金利の付されない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。 又は、当社が選択すれば、償還日もしくはその前であっても、発行日から5年以降の 日でかつ()上記に従い優先株式の所有者に書面による償還通知が郵送された日及 び()償還日に支払うべき額として(償還日現在で上記に従い決定された)償還価 額全額に足る資金が、取締役会の決議により当社の支払代理人として正当に指定さ れた合衆国の商業銀行に預託された日(但し、償還通知には支払代理人の名称、住 所、その支払代理人に償還日以前に原資を預託する旨の当社の決定及びその預託の 事実を記載しなければならない。)のいずれか遅い日以後は、償還されるべき優先 株式の所有者が当社の株主として有する全ての権利は、ここに規定する金利の付さ れない償還価額を受領する権利を除き消滅し終了する。取締役会の決議により、当 社が定める償還日より1年を超える期間満了時までに、償還の対象となった優先株式 の所有者によって請求されなかった支払代理人への預託金は、支払代理人により当 社に支払われる。その後は償還の対象となった優先株式の所有者は、その金利の付 されない支払いを、当社に対してのみ請求できる。償還日として通知に記載された 日以後、優先株式の登録株主は、当社もしくは正当に指定された支払代理人に対 し、償還されるべき株式の株券(当社が要求した場合は白地裏書もしくは白地の移 転・譲渡証書を付すものとする。)を現に提示することにより金利の付されない償 還価額を受領することができる。当社が(支払代理人への預託その他の方法で)取 消不能な形式で、償還日以前に、償還対象となる優先株式の償還の支払いをするに 足る資金を積み立てず又は償還の支払いを怠った場合、かかる不履行又は遅滞が、 (支払代理人への預託その他による)取消不能の準備金の積み立てもしくは償還の 対象となる優先株式の未払いの全ての所有者に対する償還価額(その価額は、不履 行もしくは遅滞の場合、支払い可能であるが未宣言又は未払いの配当、もしくは当 該不履行もしくは遅滞を治癒する取消不能の準備金の積み立て、支払いもしくは支 払いの提供の日までに発生した配当の額を含む。)の支払いもしくは支払いの提供 によって治癒されるまで、普通株式もしくは配当の支払いにつき優先株式に劣後す る当社のその他の株式に対し、いかなる配当も宣言され、支払われあるいは積み立 てられてはならない。また、いかなる普通株式、優先株式もしくは配当の支払いに つき、当該優先株式と同位もしくはこれに劣後する当社のその他の株式は、当社も しくは当社の子会社により償還もしくは買取られてはならない。また、いかなる資 金も、かかる株式の償還もしくは買取のための準備金として積み立てられあるいは かかる償還もしくは買取にその他の方法で充当され又は利用されてはならない。但 し、上記の制限にかかわらず、ある準備金の条件に従って積み立てられた資金(積 み立て時に上記制限に違反してはならない。)は、準備金の条件に従い株式の買取 もしくは償還に充当することができる。また、上記の制限にかかわらず、普通株式 にのみ支払われるべき配当は普通株式に支払うことができる。優先株式の所有者 は、優先株式の償還を当社に請求することはできない。

- (d) 任意もしくは非任意の当社の清算、解散もしくは整理の場合、その時点で流通に置 かれている優先株式の所有者は、株式所有者への分配が可能な当社の資産(資本 金、剰余金もしくはいかなる種類の利益であるとを問わず)から、普通株式もしく は清算の際の分配につき、優先株式に劣後するその他の当社の株式の所有者に支払 いがなされる前に、1株当たり12.75ドル及び各場合に支払い可能であるが未宣言又 は未払いとなっている配当金の合計額及び(3月、6月、9月、もしくは12月の最後の 日で終わる)最後の四半期の最終日から支払日までの期間について、支払日現在 で、支払い可能となっていないが発生している優先株式についての配当額(月は30 日、年は360日で計算)があれば、これらを合算した額を受領することができる。当 社の清算、解散もしくは整理時の分配可能な当社資産が、優先株式及び清算時の分 配につき優先株式と同位の当社のその他の株式の所有者がかかる場合において権利 を有する総額を支払うに不充分である場合は、当該所有者に対し分配可能な資産を その所有比率に応じて分配する。優先株式の所有者は当社の清算、解散もしくは整 理に際し、その資産の分配に更に配当加入することはできない。本(d)項に定める当 社の任意もしくは非任意の清算、解散もしくは整理、分配額が支払われる支払日と 場所の通知は、料金前払いの第一級郵便で、記載の支払日に先立つ30日以上90日以 内に、優先株式の各登録株主に対し、当社の株主名簿に記載された所有者の住所宛 になされる。上記に従い郵送された通知は実際の受領の有無にかかわらず、正当に なされたものと看做される。当社の資産の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡 もしくは交換、又は他の会社との(への)当社の合併(吸収)、当社の清算及び当 社の株式所有者に対する他の会社の株式の分配を伴う株式の交換による当社の資産 の全てもしくは実質的に全ての売却、譲渡もしくは交換はいずれも本(d)項にいう当 社の清算、解散もしくは整理とは看做されない。
- (e) ジョージア州法で要求されている場合及び(h)項所定の場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有さない。
- (f) 優先株式の所有者は、それらの優先株式を普通株式もしくは当社のその他の株式も しくはその他の証券に転換するいかなる権利も有さない。
- (g) 当社により償還・購入もしくはその他の方法で取得された優先株式は、再発行もしくはその他の方法で処分されない。上記は、当社の子会社が購入もしくはその他の方法で取得した優先株式には適用されない。当社は、随時当社が償還・購入もしくはその他の方法で取得した優先株式の一部もしくは全部を法律の規定に従い消却することができる。
- (h) 流通に置かれる優先株式の種類別投票で過半数の所有者が承認した当社の改正定款に定める場合を除き、普通株式もしくは当社のその他の普通もしくは優先株式は、(b)項及び(d)項に定めるとおり配当及び当社の清算、解散もしくは整理時の分配額について、優先株式に劣後する。また、優先株式の所有者は、全ての配当の支払い(累積配当の未払分を含む。)もしくは、優先株式に関連する清算時の全ての分配額を、当社のその他の株式についての支払いに先立ち優先して受領することができる。優先株式は、消却もしくは準備金の対象とならない。優先株式はここに規定する以外に他の株式に対し相対的な、又は参加的もしくは選択的な権利、その他の特別の権利及び権限を有するものではない。(b)、(c)及び(g)項において「子会社」とは、当社が直接的もしくは間接的に50%以上を所有する会社を言う。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】該当なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

	発行済株式約	総数(千株)		資本金	
年月日	増減数	残高	増減額 (百万ドル)	残高 (百万ドル)	残高 (百万円)
2009年12月31日現在		661,209		66	8,074
2010年度中の増加(注)	1,451		0		
2010年12月31日現在		662,660		66	8,074
2011年度中の増加(注)	979		0		
2011年12月31日現在		663,639		66	8,074
2012年度中の増加(注)	1,600		1		
2012年12月31日現在		665,239		67	8,196
2013年度中の増加(注)	1,807		0		
2013年12月31日現在		667,046		67	8,196
2014年度中の増加(注)	1,086		0		
2014年12月31日現在		668,132		67	8,196

(注)発行済株式総数の増加は、新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式及び制限付株式の発行によるものである。

当社が発行した未行使の新株予約権(ストックオプション)の2014年12月31日現在における状況は以下のとおりである。

残高	行使により発行する株式の発行価格 (1株当たりの加重平均行使価格)	資本組入額
9,307 千株	48.84 ドル	931千ドル (注)

(注)新株予約権(ストックオプション)が行使された場合に受け取る発行価格合計約454,554,000ドル(1株当たりの加重平均行使価格に基づく。)のうち、931,000ドルが資本に組み入れられる。

(4)【所有者別状況】(2014年12月31日現在)

	所有者数 (名)	総所有者数に占める割合(%)	所有株式数 (株)	発行済社外株式総数に 占める割合(%)
個人	75,813	87.2	29,841,470	6.7
信託、遺産及び後見人	9,411	10.8	6,666,638	1.5
ノミニー	4	0.0	405,209,742	91.6
法人、ブローカー及び会社	1,762	2.0	727,028	0.2
合計	86,990	100.0	442,444,878	100.0

(5)【大株主の状況】

当社の知る限り、当社の発行済社外株式を所有する大株主の名称及び住所(2014年12月31日現在)は下記のとおりである。

		所有株式数	発行済社外株式 総数に占める割 合
名称	住所	(千株)*	(%)*
バンガード・グループ・インコーポレーテッド	ペンシルヴァニア州 マルヴァーン	26,571	6.0
ステート・ストリート・コーポレーション	マサチューセッツ州ボストン	23,559	5.3
ノルウェー中央銀行	ノルウェー、オスロ	22,671	5.1
ブラックロック・インク	ニューヨーク州ニューヨーク	22,446	5.1
ハリス・アソシエイツ・エル・ピー	イリノイ州シカゴ	9,804	2.2
ノルディア・インベストメント・マネジメン ト・エービー	スウェーデン、ストックホルム	8,887	2.0
フィデリティ・マネジメント&リサーチ・エル エルシー	マサチューセッツ州ボストン	8,228	1.9
ダニエル・P・エイモス	ジョージア州コロンバス アフラック・インコーポレー テッド気付	8,188	1.9
ウェルス・ファーゴ	カリフォルニア州サンフランシ スコ	7,683	1.7
ユービーエス・エージー	スイス、チューリッヒ	7,428	1.7
슴 計		145,465	32.9

(*) 60日以内に行使可能な株式購入オプション並びに受給権未確定の制限付株式及び財団又は信託名義で保有する株式を含む。

当社の知る限り、当社の発行済社外株式に係る議決権数に基づく大株主の名称及び住所(2014年12月31日現在)は下記のとおりである。

		CC /- ÷ * > + + C * + + C * +	行使可能議決権
名称	住所	所有議決権数 (千)*	総数に占める割合 (%)*
ダニエル・P・エイモス	ジョージア州コロンバス アフラック・インコーポレーテッド気付	73,218	9.8
吉田 卓郎	日本国東京都 みずほ信託銀行株式会社気付	33,768**	4.5
バンガード・グループ・ インコーポレーテッド	 ペンシルヴァニア州マルヴァーン 	26,571	3.5
ポール・S・エイモス二世	ジョージア州コロンバス アフラック・インコーポレーテッド気付	23,570	3.1
ステート・ストリート・ コーポレーション	マサチューセッツ州ボストン	23,559	3.1
ノルウェー中央銀行	ノルウェー、オスロ	22,671	3.0
ブラックロック・インク	ニューヨーク州ニューヨーク	22,446	3.0

			1316
ハリス・アソシエイツ・エル・ ピー	イリノイ州シカゴ	9,804	1.3
ノルディア・インベストメン ト・マネジメント・エービー	 スウェーデン、ストックホルム 	8,887	1.2
フィデリティ・マネジメント& リサーチ・エルエルシー	マサチューセッツ州ボストン	8,228	1.1
合 計		252,722	33.6

- (*) 60日以内に行使可能な株式購入オプション及び行使可能議決権並びに受給権未確定の制限付株式及び財団又は信託名義で保有する株式を含む。
- (**) 吉田卓郎氏が議決権を共有しているみずほ信託銀行株式会社が所有する株式の議決権から成る。

2【配当政策】

配当額は、提出会社の取締役会が四半期毎に決定する。配当金の支払いは、当社の利益、資金需要、財政状態及びその他の要因を考慮して、四半期毎に行われる。2014年第1四半期の配当は2014年2月4日に決定され、2014年3月3日に総額170百万ドルの支払いを行った。2014年第2四半期の配当は2014年4月29日に決定され、2014年6月2日に総額168百万ドルの支払いを行った。2014年第3四半期の配当は2014年7月29日に決定され、2014年9月2日に総額167百万ドルの支払いを行った。2014年第4四半期の配当は2014年10月28日に決定され、2014年12月1日に総額175百万ドルの支払いを行った。12月31日に終了した事業年度中に支払われた1株当たり配当金は次のとおりである。

	2014年	2013年
第4四半期	0.39ドル	0.37ドル
第3四半期	0.37 ドル	0.35ドル
第2四半期	0.37 ドル	0.35ドル
第1四半期	0.37ドル	0.35ドル

2015年第1四半期の配当(1株当たり0.39ドル)は2015年2月3日に決定され、2015年3月2日に総額 171百万ドルの支払いを行った。

3【株価の推移】

(1) 東京証券取引所

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
最高(円)	5,300	4,910	4,670	7,070	7,480
最低(円)	3,730	2,400	2,982	4,420	5,930

(b) 当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

月	2014年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	6,600	6,400	6,480	6,680	7,150	7,480
最低(円)	6,260	5,940	6,300	5,930	6,700	6,700

(2) ニューヨーク証券取引所

(a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

事業年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	
------	-------	-------	-------	-------	-------	--

						1315
最高	ドル	58.31	59.54	54.93	67.62	66.69
取同	円	7,133	7,284	6,720	8,272	8,158
旦瓜	ドル	39.91	31.25	38.14	48.17	54.99
最低	円	4,882	3,823	4,666	5,893	6,727

(b) 当該事業年度中最近6ヶ月間の月別最高・最低株価

	月	2014年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高	ドル	64.20	61.64	61.76	61.02	60.30	62.46
取同	円	7,854	7,540	7,555	7,465	7,376	7,641
最低	ドル	59.64	58.50	57.70	54.99	58.43	57.05
がは	円	7,296	7,156	7,058	6,727	7,148	6,979

4【役員の状況】

(1) 取締役及び業務執行役員の役職及び所有株式数等 取締役

実質的に 最初に 発行済社外 所有する 行使可能議 取締役に 株式総数に 議決権数 決権総数に 普通株式数 氏名及び 選任され (2015年2月25 占める割合 (2015年2月25日 占める割合 た年 生年月日 日現在)(2) 主な役職(1) (%) 現在) (%) ダニエル・P・ 5,832,192 当社及びアフラック(**)会 1983 1.3 53,748,723 6.9 エイモス 長兼最高経営責任者(以下、 「CEO」)。2011年までシノ 1951年 バス・フィナンシャル・コー 8月13日 プ取締役。 ポール・S・ アフラック社長。2013年まで 2007 0.5 2,187,049 20,892,843 2.8 アフラック米国オペレーショ エイモス二世 ンズ担当最高執行責任者(以 1975年 下、「000」)。 7月19日 W・ポール・ 2011年からジョージア・パ 2013 10,243 15,123 ワー・カンパニーCEO兼社 バウワース 長。サウザン・カンパニーの 1956年 エグゼクティブ・ヴァイス・ 12月3日 プレジデント。2008年から 2010年までサウザン・カンパ ニーのチーフ・フィナンシャ ル・オフィサー。サウザン・ パワー・カンパニー取締役。 ジョージア・パワー・カンパ ニー取締役。ニュークリア・ エレクトリック・インシュア ランス・リミテッド取締役。 クリス・クロ 当社社長。当社及びアフラッ 2001 993,780 0.2 6,729,871 0.9 ニンジャー三 ク最高財務責任者(以下、 「CFO」)。当社財務役。ア 世 フラックのエグゼクティブ・ 1947年 ヴァイス・プレジデント。 10月21日 タッパーウェア・ブランズ・ コーポレーション取締役。 トータル・システム・サービ シズ・インク取締役。 エリザベス・ 2014年からナショナル・ジオ 1990 93,548 779,843 0.1 J・ハドソン グラフィック協会(ワシント ンD.C.) 最高コミュニケー 1949年 ション責任者。2000年から 7月16日 2014年までナショナル・ジオ グラフィック協会(ワシント ンD.C.) エグゼクティブ・ ヴァイス・プレジデント (コ ミュニケーション担当)。

						有個
ダグラス・W・ ジョンソン 1941年 5月19日	アーンスト・アンド・ヤング (ジョージア州アトランタ) 元監査パートナー。	2004	49,174	*	383,968	0.1
ロバート・B・ ジョンソン 1944年 7月14日	ポーター・ノヴェリPR社シニア・アドバイザー。元合衆国大統領補佐官。	2002	36,387	*	176,174	*
トーマス・J・ ケニー 1963年 3月27日	2011年より全米学校教員保険年金協会/大学退職年金基金(TIAA-CREF)の受託者。TIAA-CREF基金投資委員会及び資金運用委員会の委員長。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント社のグローバル・フィクスト・インカムの元パートナー兼共同代表	2015	0	*	0	*
チャールズ・ B・ナップ 1946年 8月13日	ジョージア大学名誉学長。 2013年から2014年までジョージア大学テリー・ビジネス・カレッジ学部長代行。2011年までCFファウンデーション・インク教育開発担当取締役。	1990	84,984	*	767,346	0.1
バーバラ・K・ ライマー 1949年 1月14日	ノースカロライナ大学ギリングス・グローバル公衆衛生学校(ノースカロライナ州チャペルヒル)学部長。ノースカロライナ大学ギリングス・グローバル公衆衛生学校(ノースカロライナ州チャペルヒル)卒業生特別教授。2012年からデューク大学大統領府癌諮問委員会委員長。	1995	44,219	*	359,696	*

	·		,			有価
メルヴィン・ T・スティス 1946年 8月11日	2013年から、 キウン・ステンク フィッマク長ま・ウィン・ステンク ラー・スン・ストーのでは、 フィッマク長ま・ウオーのでは、 フィッマク長ま・ウン・ルズコーのでは、 フィッマク長ま・ウン・ルズコーのでは、 フィッマク長ま・クシコンク・ルースがライン・ルースが、 フィッショーのでは、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッマク長ま・クショーが、 フィッロリンラックで、 フィッロリンラックで、 フィッロリンラックで、 フィッロリンラックで、 フィッロリン・アファッロリン・ フィッロリン フィッロ	2012	16,213	*	16,213	*
デイビッド・ ゲイリー・ トンプソン 1946年 10月11日	ジョージア・バンキング、ワコビア銀行元CEO、ワコビア・コーポレーション元エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント。ジョージア・パワー・カンパニー(サウザン・カンパニー子会社)(ジョージア州アトランタ)取締役。	2005	47,727	*	223,344	*
吉田 卓郎 1953年 1月24日	2014年から日本土地建物株式 会社会長。2010年から2014年 まで同社社長。	2010	3,343,967	0.8	30,483,584	4.0

- (注) 1934年証券取引所法第16条による最近の報告書に基づくものである。
- (*) 0.1%未満の場合は記入されていない。
- (**) アフラックは当社の完全子会社である。
- (1) 特に記載がなければ、各取締役は少なくとも5年間は上記の職に就いている。
- (2) 以下に記載する個数の60日以内に行使可能なストックオプションが含まれている。

ダニエル・P・エイモス	2,490,206
ポール・S・エイモス二世	211,632
クリス・クロニンジャー三世	509,419
エリザベス・J・ハドソン	31,647
ダグラス・₩・ジョンソン	33,923
ロバート・B・ジョンソン	12,513
チャールズ・B・ナップ	36,679
バーバラ・K・ライマー	36,679

デイビッド・ゲイリー・トンプソン 19,513 吉田卓郎 24,679

また、2013年、2014年及び2015年にかけて2004年長期インセンティブ報酬制度に基づいて付与された制限付株式数が、ダニエル・P・エイモス氏については288,562株、ポール・S・エイモス二世氏については68,709株、クリス・クロニンジャー三世氏については149,289株含まれている。各氏はこれらの株式について議決権を有しているが、当該株式の受給権はその付与日から3年後に、当社が一定の業績目標を達成した場合に確定することとなっており、それまで当該株式を譲渡することはできない。更に、2004年長期インセンティブ報酬制度に基づいて2011年、2012年、2013年及び2014年に付与された制限付株式が、ロバート・B・ジョンソン氏については8,861株、デイビッド・ゲイリー・トンプソン氏については8,861株、2012年、2013年及び2014年の付与によりエリザベス・J・ハドソン氏については6,336株及びメルヴィン・T・スティス氏については7,674株、2012年の付与によりダグラス・W・ジョンソン氏については2,211株、並びに2013年及び2014年の付与によりW・ポール・パウワース氏については4,787株含まれている。各氏はこれらの株式について議決権を有しているが、当該株式の受給権がその付与日から4年後に確定するまでは当該株式を譲渡することはできない。ポール・S・エイモス二世氏及びクリス・クロニンジャー三世氏により担保として差し入れられている株式が、それぞれ350,010株及び12,906株含まれている。

更に、以下の株式も含まれている。

ダニエル・P・エイモス氏の株式のうち、2,264株は同氏の配偶者が所有し、438,271株は同氏がパートナーである複数のパートナーシップが所有し、15,841株はエイモス・ファミリー・エルエルシーが所有し、1,448,604株は同氏を受託者とする信託が所有し、535,545株はソーマ・ファウンデーション・インクが所有し、228,866株はダニエル・P・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有し、28,124株は同氏の配偶者を受託者とする信託が所有し、24,591株は同氏の配偶者の子らが所有し、また112,444株はポール・S・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有している。

ポール・S・エイモス二世氏の株式のうち、93,596株は同氏の配偶者が所有し、50,482株は同氏の子らが所有し、166,387株は同氏の配偶者を受託者とする信託が所有し、837,983株は同氏又はその子らを受益者とする信託が所有し、15,000株は同氏がパートナーであるパートナーシップが所有し、32,101株はポール・アンド・コートニー・エイモス・ファウンデーションが所有し、8,000株はダン・エイモス・ダイナスティー・トラストが所有し、228,866株はダニエル・P・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有し、また112,444株はポール・S・エイモス・ファミリー・ファウンデーション・インクが所有している。

クリス・クロニンジャー三世氏の株式のうち、31,808株は同氏の配偶者が所有し、56株は同氏の配偶者の子らが所有し、108,970株は同氏がパートナーである複数のパートナーシップが所有し、43,651株は同氏を受託者とする信託が所有している。

エリザベス・J・ハドソン氏の株式のうち、2,400株は同氏の子らが所有している。

チャールズ・B・ナップ氏の株式のうち、21,000株は同氏の配偶者が所有している。

吉田卓郎氏の株式のうち、3,319,288株はみずほ信託銀行株式会社が所有している。同氏はかかる株式の議決権を共有している。

取締役の任期は通常、再指名及び再選され、又はその後任者が選ばれて資格を取得する次回の年次株主総会までの1年間である。

業務執行役員(取締役を除く。)

氏名及び生年月日	主な役職(1)	実質的に 所有する 普通株式数 (2015年2月 25日現在)(2)	発行済社外株 式総数に占め る割合 (%)	議決権数 (2015年2月25 日現在)	行使可能議決 権総数に占め る割合 (%)
有吉 浩二 1953年8月29日	2012年からアフラック日本社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ディレクター(営業・マーケティング部門担当)。2010年から2011年までアフラック日本社のファースト・シニア・ヴァイス・プレジデント兼ディレクター(営業・マーケティング部門担当)。	82,167	*	342,393	*
スーザン・R・ ブランク 1966年9月13日	2012年からアフラック日本社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント。2011年からアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼コーポレート・アクチュアリー。2008年から2012年までアフラック日本社のファースト・シニア・ヴァイス・プレジデント。2004年から2011年までアフラックのシニア・ヴァイス・プレジデント兼コーポレート・アクチュアリー。	161,012	*	1,025,203	0.1
ジューン・ ハワード 1966年3月17日	2010年から当社及びアフラックの最高会計責任者。2011年からアフラック財務役。2010年から当社及びアフラックのシニア・ヴァイス・プレジデント(財務サービス担当)。2009年から2010年までアフラックのヴァイス・プレジデント(財務サービス担当)。	52,020	*	194,220	*
ケネス・S・ ジャンキ 1958年4月20日	2010年から当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼CFO代理。 2013年から2014年までアフラック米国 社社長。1993年から2010年まで当社のシニア・ヴァイス・プレジデント(インベスター・リレーションズ担当)。	316,565	0.1	2,337,217	0.3
エリック・M・ カーシュ 1960年6月7日	2012年からアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼グローバル最高投資責任者。2011年から2012年までアフラックのファースト・シニア・ヴァイス・プレジデント兼グローバル最高投資責任者。2007年から2011年までゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント社のマネージング・ディレクター兼保険資産運用のグローバル責任者。	126,028	*	126,028	*
チャールズ・D・ レイク二世 1962年1月8日	2014年からアフラック・インターナショナル社長。2008年からアフラック日本社の会長。	119,856	*	747,930	0.1
オードリー・ブー ン・ティルマン 1964年4月13日	2014年から当社及びアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセル。2008年から2014年まで当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント(コーポレート・サービス担当)。	105,320	*	620,237	0.1

テレサ・L・ ホワイト 1966年10月31日	2014年からアフラック米国社社長。 2013年から2014年までアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼COO。2012年から2013年までアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高サービス責任者。 2008年から2013年までアフラックのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高サービス責任者、	90,050	*	437,777	0.1
ロビン・Y・ ウィルキー 1958年3月31日	2010年から当社のシニア・ヴァイス・プレジデント(投資家及び格付機関対応部門担当)。2003年から2010年まで当社のヴァイス・プレジデント(投資家対応部門担当)。		*	470,071	0.1
山内 裕司 1952年1月29日	2015年からアフラック日本社の社長兼 C00。2012年から2014年までアフラッ ク日本社の専務執行役員。2002年から 2011年までアフラック日本社の上席常 務執行役員。	162,481	*	599,431	0.1

- (注) 1934年証券取引所法第16条による最近の報告書に基づくものである。
- (*) 0.1%未満の場合は記入されていない。
- (1) 特に記載がなければ、各役員は少なくとも5年間は上記の職に就いている。
- (2) 以下に記載する個数の60日以内に行使可能なストックオプションが含まれている。

有吉浩二	32,650
スーザン・R・ブランク	85,330
ジューン・ハワード	21,700
ケネス・S・ジャンキ	76,182
チャールズ・D・レイク二世	54,150
オードリー・ブーン・ティルマン	45,668
テレサ・L・ホワイト	33,756
ロビン・Y・ウィルキー	45,202
山内裕司	54,100

また、2012年、2013年及び2014年にかけて2004年長期インセンティブ報酬制度に基づいて付与された制限付株式数が、有吉浩二氏については23,582株、スーザン・R・ブランク氏については22,253株、ジューン・ハワード氏については19,842株、ケネス・S・ジャンキ氏については45,540株、エリック・M・カーシュ氏については58,526株、チャールズ・D・レイク二世氏については26,149株、オードリー・ブーン・ティルマン氏については24,659株、テレサ・L・ホワイト氏については30,517株、ロビン・Y・ウィルキー氏については16,200株及び山内裕司氏については27,620株含まれている。各氏はこれらの株式について議決権を有しているが、当該株式の受給権はその付与日から3年後に、当社が一定の業績目標を達成した場合に確定することとなっており、それまで当該株式を譲渡することはできない。

取締役会の決議により別途規定される場合を除き、主要役員は、その後任者が選ばれて資格を取得するか、 本人の死亡、辞職又は解任のときまで在任するものとする。

ダニエル・P・エイモスは、ポール・S・エイモス二世の父である。他の業務執行役員及び取締役の間には親族・姻戚関係はない。

- (2) 報酬、親族関係及びその他の事項
 - (a) 取締役及び業務執行役員の報酬

取締役及び役員に対する個別報酬の開示については、「第5 提出会社の状況 5 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1)コーポレート・ガバナンスの状況 (b)取締役及び役員の報酬の内容」を参照されたい。

(b) 特定の取引及び親族関係

当社は、当社と取締役又は執行役員との間の取引が、潜在的な又は実際の利益相反を生じ得ること、 及び当社の決定が当社及びその株主にとって最善の利益ではない考慮に基づいて行われたように見える ことがあり得ると認識している。従って、当社は、当社の業務・倫理規範に沿って、一般的な事項とし てかかる取引を回避することを選択している。しかしながら、当社はかかる取引が当社及びその株主の 最善の利益となるか、又はそれに反しない場合があると認識している。そこで当社は、当社の監査委員 会がかかる取引を検討し、適切であればこれを承認し又は追認することを要する文書による方針を採用 した。かかる方針により、監査委員会は、当社が現在その当事者であり又は将来その当事者となり、か つある事業年度中に関連する金額が120,000ドルを超過し、また(i)当社の取締役、(ii)当社の執行役 員、(iii)当社の発行済社外株式の5%超を保有する者、(iv) これらの者の近親者 又は(v) これらの者 が雇用され又は無限責任社員若しくは社長若しくは同様の地位にあるか、かかる者が5%以上の受益権を 有する会社、法人若しくはその他の事業体が、直接若しくは間接を問わず、重要な利益を過去に有し、 現在有し又は将来有する全ての取引を検討する。当該検討において監査委員会は、関係者取引が自ら適 切とみなす多数の要因(当該利害関係者間の取引の条件が、当社にとって、無関係の者との独立当事者間 取引において合理的に期待される条件より不利でないかを含む。)を考慮に入れる。監査委員会は、その 誠実に判断するところにより、当社及びその株主の最善の利益となり又はそれに反しない取引のみを承 認し又は追認する。

現在継続中の以下の各取引は、監査委員会の検討と追認を受けた。

ジョーイ・M・ラウダーミルクは当社のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセルであったが、2014年12月31日付で当社を退社した。同氏の息子であるJ・マシュー・ラウダーミルクは2001年から2012年まで、その兄弟であるグレッグ・S・ラウダーミルクは2006年からアフラックに雇用されている。2013年から、J・マシュー・ラウダーミルクは当社及びアフラックのヴァイス・プレジデント兼会社秘書役を務めており、2014年度の報酬総額(給与、賞与、株式報奨及びその他の給付を含む。)は、271,381ドルであった。グレッグ・S・ラウダーミルクはアフラックのシニア・マネージャー兼セールス・チーフ・オブ・スタッフであり、2014年度の報酬総額(給与、賞与、株式報奨及びその他の給付を含む。)は、181,583ドルであった。J・マシュー・ラウダーミルク及びグレッグ・S・ラウダーミルクに対する報酬は、同等の職位の従業員と同一の基準に基づくものである。

トーマス・J・ケニーは2015年2月10日、取締役会の欠員補充のために取締役に任命された。当社は2012年4月19日にケニー氏とコンサルティング契約を締結し、ケニー氏は同契約に基づいて取締役会の投資・投資リスク委員会に一定のコンサルティング業務を提供していたが、当社は2015年2月9日付で同契約を解除した。2014年4月19日まで、ケニー氏はコンサルティング業務に対して年間150,000ドルの報酬を受け取っていたが、同日以降、コンサルティング業務の追加提供と引き換えに、同氏の報酬は年間240,000ドルまで引き上げられた。

- 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】
- (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】
 - (a) コーポレート・ガバナンスの体制

取締役会

アフラックにおける取締役会の役割は、株主の利益のために当社の指揮を執ることである。取締役は、当社の長期戦略の策定に助言、参加し、当社の財務目標を検討、承認し、当社の倫理的事業環境の維持及び法令順守を確保する。

本報告書提出日現在、当社には10名の非従業員取締役及び3名の従業員取締役がいる。従業員取締役は 当社の特定業務執行役員でもある。2014年中、取締役会の会議は5回開催され、全ての取締役が取締役会 会議の100%及び各自が所属する取締役会委員会会議の少なくとも75%に出席した。

リーダーシップの構造

ダニエル・P・エイモスは2001年から取締役会会長、1990年からCEOを務めている。取締役会は、CEOが取締役会長を務め、同時に後述の主席非経営取締役を任命するという構造が、当社のリーダーシップ構造として現時点において最も効果的なものであると確信している。この構造は長年にわたって当社に貢献してきた。会長職とCEO職との組み合わせにより、当社は決断力と効率性を備えたリーダーシップを実現している。エイモス氏は、当社の経営に関する深く長年にわたる見識及びその発展へのビジョンをもっており、当社の会長職とCEO職を兼務するのに最も適した人物であると取締役会は信じている。CEOは日々の会社運営や戦略実行に関する最終的な責任者であり、また業績は取締役会にとって必須の審議対象の一つであるため、取締役会は同氏が最も会長職にふさわしい取締役であると確信している。しかしながら、取締役会は、状況により必要であれば、全株主の利益を最大限にするために、この構造を修正する権限を留保している。

取締役会はまた、現在のコーポレート・ガバナンスの実務が独立した監督や経営説明責任を実現していると信じている。これらの統治実務は、当社の重要なコーポレート・ガバナンス問題に関するガイドラインや委員会憲章に反映されており、以下を含む。

- ・取締役会の実質的過半数は独立取締役である。
- ・監査、報酬、及びコーポレート・ガバナンス委員会は全て独立取締役で組織される。
- ・後述の職務を担う主席非経営取締役が在任する。
- ・非従業員取締役は、経営者が出席せず非従業員取締役のみで定期的に開催される会議に参加する。

主席非経営取締役

監査、報酬、及びコーポレート・ガバナンスの各委員会の委員長は持ち回りで主席非経営取締役の地位に就く。現在はバーバラ・K・ライマーが主席非経営取締役を務めている。主席非経営取締役の職務には次のものが含まれる。

- ・取締役会会長や秘書役と相談して各取締役会の議題を考案すること、
- ・非従業員取締役のみが出席する全ての会議に関して、議題を準備し、議事を進行すること、
- ・適当な場合に、当該会議で話し合われた事案を取締役会会長と検討すること、
- ・取締役会の会議外での非従業員取締役の討議を適宜促進させること、
- ・非従業員取締役と取締役会会長の連絡役を務めること、
- ・経営陣と取締役会の連絡役を務めること、及び
- ・年に1度取締役会が自己評価を行う取締役会会議の議長を務めること。

また、主席非経営取締役は独立取締役の会議を招集することができる。

取締役指名のプロセス

コーポレート・ガバナンス委員会は、株主から推薦された取締役候補者について検討を行う。株主推薦の候補者について検討する際、同委員会は取締役会における必要性及び候補者の適格性を考慮する。また、推薦人が保有する株式の数及び保有期間についても考慮することがある。候補者が同委員会の検討を受けるためには、株主が推薦状を提出する必要があり、当該推薦状には、()株主の氏名及び当社の普通株式を保有していることを示す証拠(保有する株式の数及び保有期間を含む。)、並びに()候補者の氏名、候補者の履歴、又は当社取締役としての適格性に関する説明、及び同委員会の選出及び取

締役会の指名を受けた場合に取締役候補者となることに対する本人の同意が含まれていなければならない。20歳以下又は75歳以上の者については、取締役会のメンバーとして選出又は任命される資格はない。

株主の推薦状及び上述の情報は、当社秘書役(宛先: Aflac Incorporated, 1932 Wynnton Road, Columbus, Georgia 31999)に送付され、前年の年次株主総会開催日から1年後の応当日の120日前から90日前までの間に当社秘書役により受領されなければならない。但し、年次株主総会が当該応当日から25日以上前又は25日以上後に招集された場合は、年次株主総会の開催日に関する通知書の発送日又は公示日のうちいずれか早い方の日から10日後の営業終了時より前に、株主による通知が受領されなければならない。

コーポレート・ガバナンス委員会は、候補者が自身の業務分野で大きな業績を上げており、当社の事業及び業務の監視について取締役会に有意義な貢献をする能力があることを実証できること、並びに候補者が職業及び個人的な活動の双方において誠実、かつ倫理的であることにつき申し分のない実績と評判を持っていることが、当社取締役としての最低要件であると考えている。更に同委員会は、候補者の具体的な経験及び能力、候補者が有するその他の責務との兼合いで、取締役としての業務にどの程度の時間を割けるか、潜在的な利益相反、並びに経営陣及び当社からの独立性についても考慮する。同委員会はまた、取締役会が集団として優れた知識を有し、会計や財務、経営やリーダーシップ、展望や戦略、事業運営、経営判断、業界知識、コーポレート・ガバナンス、及び世界市場に関して、多様な経歴、技能及び経験を有するものとなることを追求している。当社の重要なコーポレート・ガバナンス問題に関するガイドラインに基づき、同委員会が取締役を指名するに当たっては、ダイバーシティ(多様性)が一つの要因とされる。取締役会及び委員会のメンバーの多様性(ジェンダー、民族性、人種、肌の色及び国籍を含む。)は、取締役会が毎年自己評価を行う際に考慮する具体的な基準の一つである。

コーポレート・ガバナンス委員会は、現任の取締役及び業務執行役員に対して、上記基準を満たし、かつ当社取締役となり得るような状況の変化があった者(例えば公開会社のCEOやCFOを退任した者や、政府や軍役を辞した者など)を知っている場合には、同委員会へ知らせるように求めて、潜在的な候補者を特定している。また同委員会は随時、取締役候補者の特定を専門とする会社を利用することがある。上述したように、同委員会は、株主の推薦による候補者についても検討を行う。

コーポレート・ガバナンス委員会は、潜在的候補者を特定すると、当該潜在的候補者について公的に入手可能な情報を収集、審査し、更に検討を続けるか否かを判断する。同委員会が当該候補者について更に検討が必要と判断した場合には、委員長又はその他の委員が当該候補者に接触する。通常、当人が取締役として検討されること及び取締役となることに対して意欲を示した場合、同委員会は同候補者に情報を求め、同委員会が検討するその他の候補者と比較して、同候補者の業績や適格性を考査し、候補者と1回以上の面接を行う。同委員会メンバーは、場合によっては、候補者が情報を提供した1箇所以上の照会先に連絡を取ったり、業界のその他の人間又は候補者の業績についてより多くの直接的な情報を知るその他の者に接触したりすることがある。候補者が株主推薦によるか否かによって同委員会の評価プロセスが異なることはないが、上述したように、取締役会は、候補者を推薦した株主が保有する株式の数や保有期間を考慮に入れることがある。

取締役の独立性

取締役会は毎年、各取締役候補者の独立性を評価する。取締役会は、W・ポール・バウワース、エリザベス・J・ハドソン、ダグラス・W・ジョンソン、ロバート・B・ジョンソン、チャールズ・B・ナップ、バーバラ・K・ライマー、メルヴィン・T・スティス及び吉田卓郎の各氏について、()いずれの者もNYSE上場基準に基づく独立取締役であることを妨げられないこと、及び()いずれの者も当社との間に(直接又は当社と関係を有する組織の出資人、株主若しくは役員として)重要な関係がないこと、従って各人がNYSE上場基準における「独立取締役」とみなされることを確認した。取締役会は、年次株主総会における再選候補者となっていないデイビッド・ゲイリー・トンプソンについても、同人が取締役であった期間中、NYSE上場基準における「独立取締役」であったことを確認した。取締役会は、全取締役が提出した、当社との関係に関する情報及び経営陣が行った調査に基づいて、このことを確認した。

当社全体のリスクの監督

取締役会は、戦略的目標を含む組織全体の目標達成をサポートする目的で策定された、当社全体のリスク管理への取組みを監督することで、組織の長期的業績を改善し、株主の価値を高めている。リスク

管理の基本は、会社の直面するリスクとそれらに対する経営陣の対処方法を理解することだけでなく、会社にとって妥当なリスクの水準を理解することである。経営陣のリスク選好度を評価したり、当社にとって妥当なリスクの水準を決定したりするには、取締役会メンバー全員が事業戦略の決定に関与することが重要である。

リスク管理の最終監督責任は取締役会にあるが、取締役会の各委員会も同様にリスク管理について責任を負っている。監査委員会憲章は、コンプライアンスの監視を監査委員会の責務の一つとしている。 監査委員会憲章の定めに基づき、監査委員会は、上級経営陣や当社の関連部署が当社の負うリスクを評価・管理するプロセスの基準となるガイドラインや方針について討議し、また当社の主要な財務リスクや、経営陣がそれらのリスクを監視・管理するために採った手段について討議する。

投資・投資リスク委員会は、投資の政策、戦略、取引及び実績の検討と承認を通して当社及び子会社の投資プロセスと投資リスク管理を監督することによって、取締役会を補佐する。「投資プロセス」とは、当社及び子会社の投資可能な全てのキャッシュフローが投資されるプロセス、及び安全性、流動性、リターン、税務上の考慮事項、適用法規及び各社のニーズへの適合性を重視するように投資が管理されるプロセスを指す。「投資リスク」には、流動性リスク、市場リスク及び信用リスクが含まれるが、これらに限られない。「流動性リスク」は、損失を回避又は最小化できるほど十分に早く売買できない投資の市場性の欠如から生じるリスクである。「市場リスク」は、市場の動きによって、会社の資産の価値、負債の額又は資産からの収益が変動するリスクである。「信用リスク」は、取引相手が契約上の債務の不履行に陥った場合(期日通りに履行できない場合を含む。)に、会社が損失を被るリスクである。

また、報酬委員会は、報酬の設定に当たり、当該報酬が、当社の事業戦略に合致する水準のリスク・テーキングを奨励するインセンティブとなるように努めている。当社経営陣のインセンティブ報酬制度の実績目標は、過度なリスクをとることを奨励しない、現実的に獲得可能なものとなるように決定、確立されている。

当社には、当社全体の上級管理職からなるグローバルな開示委員会があり、開示統制及び手続が有効であること、及び一般投資家への開示が義務付けられた情報を蓄積し、開示に関する決定をタイムリーに行えるような形で同委員会に伝達することが、開示統制及び手続によって、可能な限りの最高水準の確実性をもって行われることを、確保している。

取締役会は年に1度の自己評価の機会にその実績と監督責任を討議する。この討議において、取締役会は監査委員会から報告のあった当社のリスク管理やコーポレート・コンプライアンス・プログラムに関する情報の質を評価する。

委員会

買収委員会

取締役会の買収委員会は、当社の経営陣とともに買収戦略を検討し、当社のために買収候補を調査し、取締役会に買収戦略と買収候補を適宜推奨する。買収委員会は、チャールズ・B・ナップ(委員長)、エリザベス・J・ハドソン及び吉田卓郎で構成されている。

監査委員会

監査委員会は、米国1934年証券取引所法第3条(a)(58)(A)に従って設置され、別個に指定された常任の監査委員会である。監査委員会の主要な任務及び責任は次の通りである。すなわち、()財務報告手続並びに財務・会計・法務の各事項に関する当社及び子会社の内部統制システムの信頼性と統合性維持について、経営陣を監督すること、()以下に記載する監査委員会報告書を年1回発行すること、()当社の独立登録会計事務所を選定、監督、評価し、同事務所に対する資金拠出を決定し、適切な場合には同事務所を更迭又は解任し、その独立性を監視すること、()当社の社内監査部の業績を監督すること、()法律及び規制要件の順守に関する取締役会の監督業務を支援すること、()独立登録会計事務所、経営陣、社内監査部、及び取締役会の間に開かれたコミュニケーションの場を提供すること、及び()当社の企業リスク管理活動の妥当性を審査し監視することである。さらに、監査委員会憲章の定めに基づき、監査委員会は、上級経営陣や当社の関連部署が当社の負うリスクを評価・管理するプロセスの基準となるガイドラインや方針について討議し、また当社の主要な財務リスクや、経営陣がそれらのリスクを監視・管理するために採った手段について討議する。

監査委員会はまた、当社の独立登録会計事務所が行う監査業務及び非監査業務の事前承認及び当社の年次の議決権代理行使指図書参考書類に開示することが求められる全ての関係者取引の事前承認又は追認を行う。以上に加えて、独立登録会計事務所を選択、監督、評価し、同事務所に対する資金拠出を決定し、しかるべき場合には同事務所を更迭又は解任することも監査委員会の責務である。監査委員会は、少なくとも年1回、独立登録会計事務所の遂行した業務及び同事務所によって請求された費用の検討を行う。

独立登録会計事務所は監査委員会と直接連絡を取り、当該事務所による監査、内部統制の維持、及び 当社の財務問題に関するその他の事項に関して発生するあらゆる問題を討議することができる。監査委 員会は、監査委員会が適当とみなす問題について調査する権限を独立登録会計事務所に与えることがで き、またその勧告及び結論を取締役会に提出することができる。

監査委員会はダグラス・W・ジョンソン(委員長及び財務専門家)、W・ポール・バウワース(財務専門家)、チャールズ・B・ナップ及びメルヴィン・T・スティスで構成されている。監査委員会の委員は全員、1986年内国歳入法(改正を含む。以下、「IRC」)の第162条(m)(以下、「第162条(m)」)によって定義される「社外」取締役、証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」、及びNYSE上場基準に基づく独立取締役としての資格を有している。監査委員会は、取締役会が採択した書面による憲章に基づき業務を行う。監査委員会の会議は、2014年は13回開催された。

コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンス委員会の主要な任務及び責任は次の通りである。すなわち、()当社取締役として適格で、取締役会の選任候補者として指名される者を選出すること(上記「 取締役会」の「取締役指名のプロセス」において説明する通り)、()取締役会委員会のメンバーとなる取締役を取締役会に推薦すること、()取締役会の構成及び手続に関する事項について取締役会に助言すること、()当社に適用する一連のコーポレート・ガバナンス原則を整備し、取締役会に提言すること、()当社の政治参加プログラムの順守状況を監視すること、及び()取締役会の評価並びに当社の経営及び後継人事計画を監督することである。取締役会のコーポレート・ガバナンス委員会は、バーバラ・K・ライマー(委員長)、ロバート・B・ジョンソン及びメルヴィン・T・スティスで構成されている。コーポレート・ガバナンス委員会の委員は全員、第162条(m)によって定義される「社外」取締役、証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」、及びNYSE上場基準に基づく独立取締役としての資格を有している。コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会が採択した書面による憲章に基づき業務を行う。コーポレート・ガバナンス委員会の会議は、2014年は3回開催された。

報酬委員会

報酬委員会の責任には、()少なくとも年に1度、当社の役員報酬制度の目標及び目的を見直すこと、()年に1度、当該目標及び目的に関するCEOの業績を評価すること、()この評価に基づきCEOの報酬レベルを決定すること、()年に1度、当該目標及び目的に照らして、当社の他の業務執行役員の業績を評価し、この評価及び当社CEOの推奨に基づき当該業務執行役員の報酬レベルを設定すること、()当社のインセンティブ報酬制度を見直して、それが過度のリスク・テーキングを奨励するものか判断し、またかかるリスクを軽減する報酬政策と実務を評価すること、及び()当社の全般的な報酬・給付制度の目標及び目的を見直すことが含まれる。報酬委員会は、当社のマネージメント・インセンティブ報酬制度(以下、「MIP」)に基づき、全ての業務執行役員(取締役を兼務する者を含む。)について、報酬レベル、株式関連型インセンティブ報酬及び年次インセンティブ報奨(非株式インセンティブ報酬ともいう。)を審査し、承認する。

非従業員取締役の報酬については、報酬委員会は、取締役会に対して非従業員取締役の報酬に関する 方針を提言し、また、取締役会に対し、当該方針に従った非従業員取締役の報酬を提言している。取締 役会は、非従業員取締役の報酬に関する最終決定を行う。

報酬委員会は、全米で認められた報酬コンサルタントであるマーサーLLC(以下、「コンサルタント」)を雇い、役員報酬に関する報酬委員会の審議を補佐、助言させている。コンサルタントは、給与水準の競争力、設計上の問題、市場動向、及びその他技術的考察を含む、役員報酬実務の見直しにおいて、報酬委員会に協力している。

コンサルタントは通常、以下の分野において支援を行っている。

・CEOの報酬を決定するため、会社の業績の比較情報を提供する。

- ・当社の役員報酬及び福利厚生制度の競争力についての評価を行う。
- ・制度設計の見直しを行い、可能な改善の機会を提言する。
- ・報酬委員会に市場の傾向と動向について知らせる。
- ・役員の報酬と業績との関係性を評価する。
- ・インセンティブ報酬制度の業績目標及び範囲の提案を評価する。
- ・業務執行役員の報酬を決定するため、会社の比較データを提供する。
- ・報酬委員会向けの報酬制度研修会を開催する。
- ・非従業員取締役の報酬を決定する。

2014年に、役員報酬に関するコンサルティング・サービスの対価として合計246,926ドルがコンサルタントに支払われた。経営陣は2014年に役員報酬に関連のない追加サービスを受けるためにコンサルタントの関係会社を雇い、そのサービスの対価として合計5,223,957ドルの支払いを行うことを承認した。これらの支払いは主に当該関係会社による保険販売のブローカー手数料であった。報酬委員会はSEC規則に基づくコンサルタントの独立性を評価し、コンサルタントが独立して報酬委員会を代理することを阻むような利益相反は存在しないとの結論に至った。

報酬委員会の現在の委員は、ロバート・B・ジョンソン(委員長)、デイビッド・ゲイリー・トンプソン、及びダグラス・W・ジョンソンである。報酬委員会の委員は全員、第162条(m)によって定義される「社外」取締役であり、証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」であり、かつ適用あるNYSE上場基準に基づく独立取締役である。報酬委員会は、取締役会が採択した書面による憲章に基づき業務を行う。報酬委員会の会議は、2014年は6回開催された。

執行委員会

当社付属定款に基づき、取締役会の執行委員会は、最高経営責任者、取締役会会長、社長及び取締役会が随時決定する数のその他の取締役を含む最低5名の取締役で構成されなければならない。最高経営責任者(又は最高経営責任者が選ぶ執行委員会の他の1名のメンバー)は、執行委員会の委員長となる。執行委員会は、取締役会の会議と会議の間の期間にあっては、ジョージア州法に基づいて委譲された取締役会の全ての権能を有し、行使することができる。

執行委員会の委員には、監査、報酬及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長、従って主席非経 営取締役も含まれる。

執行委員会はダニエル・P・エイモス(委員長)、ポール・S・エイモス二世、クリス・クロニンジャー、ダグラス・W・ジョンソン、ロバート・B・ジョンソン及びバーバラ・K・ライマーで構成されており、2014年は7回会議を行った。

投資・投資リスク委員会

投資・投資リスク委員会は、投資の政策、戦略、取引及び実績の検討と承認を通して当社及び子会社の投資プロセスと投資リスク管理を監督することによって、取締役会を補佐する。「投資プロセス」とは、当社及び子会社の投資可能な全てのキャッシュフローが投資されるプロセス、及び安全性、流動性、リターン、税務上の考慮事項、適用法規及び当社及び子会社のニーズへの適合性を重視するように投資が管理されるプロセスを指す。「投資リスク」には、流動性リスク、市場リスク及び信用リスクが含まれるが、これらに限られない。

投資・投資リスク委員会は、その憲章に基づいて、以下の主要な任務と責任を負っている。すなわち、()当社及び子会社の投資プロセス及び投資リスク管理(政策、戦略、プログラム関連)を監督すること、()当社及び子会社のグローバル投資政策の妥当性を定期的に検討、再評価し、その変更、追加又は削除を承認すること、()当社及び子会社を代理して行われた投資取引を検討、承認すること、()当社及び子会社の投資ポートフォリオのパフォーマンスを検討すること、及び()投資・投資リスク委員会による責任の履行に関連するその他の事項について、また投資・投資リスク委員会が適切とみなす推奨について、取締役会に定期的に報告することである。

当社取締役会の投資・投資リスク委員会は、チャールズ・B・ナップ(委員長)、ポール・S・エイモス二世、エリザベス・J・ハドソン及びデイビッド・ゲイリー・トンプソンで構成されている。投資・投資リスク委員会は、取締役会が採択した書面による憲章に基づき業務を行う。投資・投資リスク委員会は、2014年は8回会議を行った。

持続可能性委員会

取締役会の持続可能性委員会の主要な任務と責任は次の通りである。すなわち、()当社及び子会社の米国事業の持続可能な成長に関する方針と実務に関して、取締役会が株主に対する責任を果たせるよう支援すること、()当社の持続可能な発展のための計画及び実務(社内の方針と手続及び対外的な会社方針を含む。)を監督すること、及び()当社の環境活動及び環境に及ぼす影響について検討し、経営陣と話し合うことである。持続可能性委員会は、経営陣の戦略決定、目標設定、及び当社の米国事業の日常業務への持続可能性の統合(当社が、環境管理、エネルギー使用、リサイクル及び炭酸ガス放出の分野における世論や政府の規制の変化に対処でき、当社の米国事業の持続可能な成長を育成するような、方針、手続及び実務の構築と実施を含む。)を補佐する。「持続可能な成長」とは、将来世代のニーズを考慮に入れながら、当社の株主及び顧客のニーズを満たしていく能力を意味する。「持続可能な成長」はまた、当社の財務・環境・社会資本の長期的な保護及び強化を意味するものである。

持続可能性委員会は、エリザベス・J・ハドソン(委員長)、W・ポール・バウワース及びバーバラ・K・ライマーで構成されている。持続可能性委員会の委員は全員、第162条(m)によって定義される「社外」取締役であり、証券取引所法規則第16条b-3の意味における「非従業員取締役」であり、かつ適用あるNYSE上場基準に基づく独立取締役である。持続可能性委員会は、取締役会が採択した書面による憲章に基づき業務を行う。持続可能性委員会の会議は、2014年は2回開催された。

(b) 取締役及び役員の報酬の内容

取締役及び役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象員数

2014年12月31日に終了した事業年度にかかる取締役及び役員の区分ごとの報酬の総額及び種類別の額は次の通りである。

取締役及 び 役員の区 分	給与 (ドル)	賞与 (ドル)	現金で獲得 され又は支 払われた報 酬 (ドル)	株式 報奨 (ドル)	オプ ション 報奨 (ドル)	非株式イン センティブ 報酬制度に 基づく報酬 (ドル)	年金価値 及び非適格 繰延報酬に 基づく獲得 額の増減 (ドル)	その他全 ての報酬 (ドル)	報酬総額 (ドル)	対象 である 取締役 及び 役員数 (1)
非従業員 取締役	0	0	1,291,250	625,040	572,628	0	138,012	4,071,706	6,698,636	11
従業員 取締役	3,084,000	0	0	6,441,586	995,107	8,258,267	10,455,698	1,329,433	30,564,091	3
業務執行 役員(従 業員取締 役を除 く)	1,213,674	0	0	2,340,000	585,014	2,665,964	30,759	194,170	7,029,581	2

(1) 非従業員取締役の総数には、2014年5月に取締役を退任したE・スティーブン・パードム及び2014年10月に退任したジョン・シェルビー・エイモス二世が含まれている。ジョン・シェルビー・エイモス二世は現在アフラックの従業員として勤務している。

取締役及び役員に対する連結報酬等の総額等

2014年度について非従業員取締役に支払われた報酬の各項目は次の通りである。

2014年度 取締役報酬

						1月1111
氏名 (1)(6)	現金で獲得 され又は 支払われた 報酬 (ドル)	株式報奨 (2) (ドル)	オプション 報奨 (3) (ドル)	年金価値 及び非適格 繰延報酬 獲得額の増減(4) (ドル)	その他全 ての報酬 (5) (ドル)	合計 (ドル)
ジョン・シェルビー・エイモス二世 (*)	86,250	-	-	42,117	4,055,346	4,183,713
W・ポール・バウワース	121,667	125,008	_	-	_	246,675
エリザベス・J・ハドソン	130,000	125,008	_	36,047	_	291,055
ダグラス・₩・ジョンソン	150,000	_	143,157	_	_	293,157
ロバート・B・ジョンソン	135,000	125,008	_	_	_	260,008
チャールズ・B・ナップ	145,000	-	143,157	40,852	_	329,009
E・スティープン・パードム MD(*)	38,333	_	_	_	_	38,333
バーバラ・K・ライマー	130,000	-	143,157	18,996	_	292,153
メルヴィン・T・スティス	125,000	125,008	-	_	16,360	266,368
デイビッド・ゲイリー・トンプソン	115,000	125,008	-	_	_	240,008
吉田卓郎	115,000	_	143,157	_	_	258,157

- * E・スティーブン・パードムは2014年5月4日、ジョン・シェルビー・エイモス二世は2014年10月1日に取締役を退任した。ジョン・シェルビー・エイモス二世は現在アフラックの従業員として勤務している。
- (1) ダニエル・P・エイモス(会長、CEO)、ポール・S・エイモス二世(アフラック社長)、クリス・クロニンジャー三世(社長、CFO、財務役)は、従業員であるため上記の表には記載されておらず、取締役としての報酬は受領していない。ダニエル・P・エイモス、ポール・S・エイモス及びクロニンジャーが従業員として受領した報酬は、後掲の「2014年度 要約報酬表」に記載されている。
- (2) この欄の数値は、2014年に付与された制限付株式の公正価値について、2014事業年度に関する財務書類上、会計基準編纂書第718号(以下、「ASC第718号」)に従って認識された金額(ドル表示)を表している。2014年に付与された報奨の公正価値は、付与日の1株当たり株価終値(W・ポール・バウワース、エリザベス・J・ハドソン、ロバート・B・ジョンソン、メルヴィン・T・スティス及びデイビッド・ゲイリー・トンプソンについては59.33ドル)を使用して計算された。各非従業員取締役は、年間ストックオプション付与の全部又は一部について、その付与の前年に、取締役会が承認する転換方式に基づいて制限付株式への転換を選択することができる。2014年12月31日現在、各非従業員取締役が保有していた制限付株式報奨の数は、以下の通りであった。W・ポール・バウワース:4,787、エリザベス・J・ハドソン:6,336、ダグラス・W・ジョンソン:2,211、ロバート・B・ジョンソン:8,861、メルヴィン・T・スティス:7,674、デイビッド・ゲイリー・トンプソン:8,861。
- (3) SECの報告要件に従い、この欄の数値は、2014年度のストックオプション付与について、財務書類上、ASC第718号に従って認識された金額(ドル表示)を表している。評価額の算出に用いた仮定については、SECに提出した、2014年12月31日に終了した年度に係る当社の年次Form 10-Kの連結財務諸表注記12「株式に基づく報酬」に記載されている。非従業員取締役に付与されたオプション数は、125,000ドルを13.73ドル(2013年から2015年までの3年間についてコンサルタントが決定したブラック・ショールズ・マートンのストックオプション価額)で割って決定した(最も近い株式数まで四捨五入)。非従業員取締役に付与されたストックオプションは、4年間の受給権確定期間中、毎年25%ずつ受給権が確定する。2014年12月31日現在、各非従業員取締役は、以下の数の普通株式を対象とするストックオプションを保有していた。エリザベス・J・ハドソン:33,026、ダグラス・W・ジョンソン:51,236、ロバート・B・ジョンソン:12,513、チャールズ・B・ナップ:56,749、バーバラ・K・ライマー:56,749、デイビッド・ゲイリー・トンプソン:19,513、吉田卓郎:44,749。

- (4) 年金価値の増減額を表す。W・ポール・バウワース、ダグラス・W・ジョンソン、ロバート・B・ジョンソン、メルヴィン・T・スティス、デイビッド・ゲイリー・トンプソン及び吉田卓郎は、取締役のための退職給付制度に加入していない。これは、2002年に同制度への新規加入が中止された後に初めて取締役となったためである。E・スティーブン・パードムの累積給付債務の保険数理上の現在価値の変動の合計額は、24,885ドルの減少であった。
- (5) この金額は、10,000ドルを超える場合に開示されている。2014年1月1日から2014年9月29日までアラバマ/フロリダ州西部販売コーディネーターを務めたジョン・シェルビー・エイモス二世の「その他全ての報酬」欄には、更新・初年度手数料(経費差引前)3,811,546ドルが含まれている。ジョン・シェルビー・エイモス二世氏との報酬協定は、締結時において他の州販売コーディネーターとの協定より有利なものではなかった。ジョン・シェルビー・エイモス二世は2014年9月30日に販売責任者として当社に雇用された。2014年度中に従業員として獲得した報酬は、合計で給与82,943ドル、賞与75,000ドル及び雇用主繰延報酬拠出金78,750ドル(これらは「その他全ての報酬」に含まれている。)であった。メルヴィン・T・スティスの「その他全ての報酬」には、イベント入場券及びアフラックの毎年の営業会議に出席するための配偶者旅費が含まれている。
- (6) 非従業員取締役は、当社(アフラック・インコーポレーテッド)から報酬を受領する。

次の表は、当社のCEO、CFO及び2014年度末時点で業務執行役員を務めていたその他最も報酬の高かった3名の業務執行役員(「特定業務執行役員(NEO)」)が獲得し又はこれらの者に支払われた報酬総額に関する情報を記したものである。

2014年度 要約報酬表

氏名及び主な役職	給与 (2) (ドル)	賞 与 (ドル)	株式報奨 (3) (ドル)	オプ ション 報奨 (3) (ドル)	非株式イン センティプ 報酬制度に 基づく報酬 (4) (ドル)	年金価値及 び非適格繰 延報酬獲得 額の増減(5) (ドル)	その他 全ての 報酬 (ドル)	合計 (6)(7) (ドル)
ダニエル・P・ エイモス 会長、 CEO	1,441,100	0	2,141,162	0	4,829,415	6,835,154	230,517	15,477,348
クリス・クロニン ジャー三世 社 長、CFO、財務役	975,000	0	2,644,624	661,159	2,190,304	2,329,649	116,359	8,917,095
ポール・S・ エイモス二世 アフラック社長	667,900	0	1,655,800	333,948	1,238,548	1,290,895	982,557	6,169,648
エリック・M・ カーシュ アフ ラックのエグゼク ティブ・ヴァイ ス・プレジデン ト、グローバル最 高投資責任者	585,000	0	1,170,000	292,507	1,898,061	30,759	11,395	3,987,722
外池 徹 (1) アフラック日本社 社長、COO	628,674	0	1,170,000	292,507	767,903	0	182,775	3,041,859

- (1) 外池氏に対して円で支払われた給与、非株式インセンティブ報酬制度に基づく報酬及び諸手当の 支払いが含まれている。実際の円建て支払総額は、当該支払額を年間加重平均為替レートで割っ てドルに換算されている。2014年の加重平均為替レートは1ドル=105.46円であった。
- (2) ダニエル・P・エイモス氏が繰り延べた441,100ドルが含まれている。
- (3) SECの報告要件に従い、当社は株式に基づく全ての報酬を、ASC 第718号に則って付与日現在の公正価値全額で報告している。当社が評価額の算出に用いた仮定は、SECに提出した、2014年12月31日に終了した年度に係る当社の年次報告書(Form 10-K)の連結財務諸表注記12「株式に基づく報酬」に記載されている。
- (4) 外池氏について本欄で報告されている金額は、二つの要素から成っている。外池氏が獲得した賞与のうち半分は現金で支払われ、もう半分は10%増額されて雇用終了日まで繰り延べられる。上記の「2014年度 要約報酬表」にはこの合計額が含まれている。
- (5) 本欄の金額は、市場を上回る繰延報酬獲得額に由来するものではない。年金価値の増減は、主として保険計理士協会が2014年10月に発表した最新の生命表(RP-14)を採用したことによるものである。この生命表では男女両方の平均余命が延長された。
- (6) ダニエル・P・エイモス氏及びクロニンジャー氏は当社(アフラック・インコーポレーテッド)から報酬を受領している。ポール・S・エイモス二世、外池及びカーシュの各氏は当社の主要保険子会社であるアフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)から報酬を受領している。
- (7) 特定業務執行役員(NEO)の報酬総額の大部分は、現金及び株式による業績報酬に基づいており、通常、基本給は特定業務執行役員(NEO)の報酬総額のうち最も小さい要素となっている。ダニエル・P・エイモス、クロニンジャー、ポール・S・エイモス二世、カーシュ及び外池の各氏の基本給(繰延額を含む。)が2014年度の報酬総額に占める割合は、それぞれ約9%、11%、11%、15%、21%であった。

取締役及び役員に対する報酬等の額の決定方針

取締役

当社又は子会社の従業員を兼務している取締役には、取締役としての報酬を得る権利はない。その他全ての取締役(以下、「非従業員取締役」)に関しては、報酬委員会は、少なくとも1年おきに報酬総額に関する方針の見直しを行い、当該方針に合致する非従業員取締役の報酬について取締役会に推奨する。当該方針は2014年に見直され、修正された。現在の方針に基づき、非従業員取締役は、非従業員取締役としての役務に対し、年間115,000ドルを受領する。監査委員会に所属する非従業員取締役は更に年間10,000ドルを受領する。以上に加えて、報酬委員会委員長は年間20,000ドル、監査委員会委員長は年間25,000ドル、コーポレート・ガバナンス委員会委員長は年間15,000ドル、投資・投資リスク委員会委員長は年間20,000ドル、持続可能性委員会委員長は年間15,000ドルを追加で受領する。取締役会は随時、非従業員取締役からなる特定目的委員会を創設することができる。これらの委員会での役務に対する報酬は、報酬委員会によって決定される。

非従業員取締役が初めて取締役となった時には、取締役会が定める価額の非適格ストックオプション、株式評価益権、制限付株式又はこれらを組み合わせた報奨の付与を受ける。但し、取締役会が定める当該価額は、普通株式10,000株を対象とする非適格ストックオプションの価額を超えないものとする。非従業員取締役は、翌暦年及びその後毎年、取締役会の裁量で、(ストックオプション及び株式評価益権の場合は)報酬委員会の独立報酬コンサルタントであるマーサーLLC(以下「コンサルタント」)が決定した、オプション株式に関する最新のブラック・ショールズ・マートンの3年間の株価評価に基づく125,000ドルに近似する非適格ストックオプション、株式評価益権、制限付株式又はこれらを組み合わせた報奨を受領することができる。取締役会がストックオプションを付与する場合は、非従業員取締役に対し、代わりに制限付株式を受領する選択肢を与えることができる。2014年には、10名のうち5名の非従業員取締役が普通株式9,105株を対象とする非適格ストックオプションを受領し、残り5名は全ての制限付株式を受領することを選択した。当該ストックオプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の市場終値である。非従業員取締役それぞれに付与されたオプションは、付与日に取締役会が決定した条件に基づいて行使可能となる。非従業員取締役に対して2014年に付与されたオプションは、付与日から4年後の応当日まで、毎年4分の1ずつ行使可能となり、2014年に発行された制限付株式報奨は付与日から4年後の応当日に受給権が確定するが、各場合において、当該非従業員取締役がかかる該当日まで取締役

として勤続している場合に限る。但し、退職を理由に勤続が中断された場合は、その時点で失効していない全ての未行使オプション及び株式報奨は、受給権確定期間が少なくとも1年経過している場合に限り、全て、直ちに受給権が確定する。非従業員取締役に付与されたオプション報奨及び株式報奨は、死亡、就業不能又は支配の変更により勤務が停止した時点で100%受給権が確定する。

非従業員取締役は、退職資格があり又は1年以内にその資格を得る者を除き、取締役としての年次顧問料の全部又は一部を、取締役会の決定に従い、直ちに権利が確定する非適格ストックオプション、4年間の勤務後に受給権が確定する制限付株式又はその組み合わせにより受領することができる。2014年に上記の方法で受領した非従業員取締役はいなかった。

当社には、非従業員取締役のうち、55歳に達し、かつ非従業員取締役として少なくとも5年間勤務した者のための退職給付制度がある。2002年以降、新たに就任した非従業員取締役には本制度の加入資格はない。年間退職給付のドル価額と支払期間は2010年5月3日付けで凍結された。非従業員取締役は、非適格繰延報酬制度に加入していない。

<u>役員</u>

概観

当社は、業績と直接連動する成果主義報酬の支払いを報酬理念としている。当社は、これが株主価値の創出にとって最も効果的な方法であり、また当社を業界のリーダーに押し上げるのに重要な役割を果たしてきたと信じている。重要なことは、当社の報酬制度のうち業績に基づく要素が、業務執行役員だけでなく、全職位の経営陣に適用されることである。実際、成果主義報酬は当社のあらゆる職位の従業員に浸透しており、その結果、成長するグローバル企業を日々、また将来を見据えて経営していくために必要な技量を備えた有能な人材を確保し、定着させ、意欲を起こさせ、またこれに報いることが可能となっている。

当社の役員報酬制度は、以下の指針を通じて株主価値を高めることを目的としている。

- ・役員による富の蓄積の可能性を、当社の年次及び長期の戦略・業績目標に直接連動させる、成果主義報酬の理念
- ・当社の事業計画の実行を指揮する優れた人材を引き付け、維持する助けとなる報酬要素
- ・株式所有ガイドライン、クローバック条項、支配変更時の消費税のグロスアップの禁止といった、 コーポレート・ガバナンス政策上の最良慣行

強固なコーポレート・ガバナンス政策とトップレベルの最良慣行

当社はこれまでコーポレート・ガバナンスについてトップレベルの最良慣行を維持してきた。当社の 役員報酬制度には、以下のような強固で長期的なガバナンスの指針が反映されている。

実施事項

- ・報酬について意見を述べる(Say-on-Pay)投票の機会を株主に提供した米国初の公開企業となり(当該投票が義務づけられる3年前の2008年から行っている自発的行為)、開始以来2013年までで平均96%を超える「賛成」票を得ている。
- ・CEOの報酬について厳格な成果主義報酬の算出方式を過去17年間にわたって採用しているため、CEO の直接報酬総額はピアグループと比べた当社の業績に基づいて決定されており、また報酬委員会によって定期的に評価されている。
- ・2014年に、報酬について意見を述べる投票に対する株主の支持が過去6年間に比べて低下したため、 当社はCEOの成果主義報酬の評価プロセスを修正し、2014年のCEO報酬と当社の2014年の相対的財務 実績及び株主総利回りの結び付きを強めて、制度の下での時間差を解消した。
- ・独立した報酬委員会が制度を監督している。
- ・独立した報酬コンサルタントであるマーサー・エルエルシー(以下「コンサルタント」)が報酬委員会に雇用され、同委員会に報告している。
- ・CEOの報酬と業績の連動について、コンサルタントが取締役全会に毎年報告を行っている。
- ・1998年から業務執行役員及び取締役向け株式所有ガイドラインを採用している。
- ・クローバック方針を2007年から採用している。
- ・2014年の新規加入者については、補完役員退職給付制度を凍結した。

禁止事項

- ・CEOに対して支配変更後の「ゴールデン・パラシュート」報酬の支払いを行わない。
- ・報酬委員会が承認した場合を除き、役員又は取締役は10b5-1制度に加入しない。
- ・役員又は取締役は当社株式のヘッジ又は空売りをしない。
- ・2013年2月以降、業務執行役員又は取締役は、当社株式を担保として差し入れない。
- ・既得権により担保として提供されている当社株式は株式所有ガイドラインに算入されない。
- ・買取価格が市場価格より高くなったストックオプションの価格を改定しない。
- ・支配変更時の消費税のグロスアップを行わない。

役員報酬制度の概要

当社は保険業界のリーダーとして、経営陣に対する適切な報酬制度を設けることが、その企業を雇用 主として選ばせる要因の一つであると認識している。当社は、当社の業績に直接連動する形で支払いを 行うことを報酬理念としている。

当社は、下記に示すこのような四つの報酬要素のうち、年次及び長期インセンティブの形式をとった報酬を、最も重要なものと考えている。それは、そのような報酬が役員報酬総額中最大の部分を占め、したがって当社の業績と株主価値の創出を最も強く結び付け、それと同時に成長するグローバル企業を日々、また将来を見据えて経営していくために必要な技量を備えた有能な人材を確保し、定着させ、意欲を起こさせ、またこれに報いることを可能とするものだからである。

役員報酬制度の主な構成要素

報酬要素	目標	目的
基本給	・人材を誘致、維持する・株主価値の創出との連動	・市場競争力があり、かつ個人の能力や組織内の地位に 応じた年次現金報酬を提供する ・主要な人材に動機付けを与え、維持する
マネージメント・インセン ティブ報酬制度(「MIP」)	・成果主義報酬 ・株主価値の創出を促進する 業績成長評価指標との連動	・役員に動機付けを与え、主要な年間事業・戦略目標に 関する業績の達成に報いる ・当社事業の主要な短期的価値推進力に焦点を当てる ・主要な人材に動機付けを与え、維持する
長期インセンティブ(「LTI」) 報酬	・成果主義報酬 ・株主価値の創出との連動	・役員に動機付けを与え、主要な長期事業・戦略目標に 関する業績の達成に報いる ・当社事業の主要な長期的価値推進力に焦点を当てる ・主要な人材に動機付けを与え、維持する
退職給付・福利厚生	・人材の維持 ・節税効果のある報酬 ・保障	・人材を維持するため、市場競争力ある退職給付(年金、 401(k)等々)を提供する ・従業員の健康・福祉上のニーズを満たす

ピアグループ

報酬委員会は毎年、当社の役員報酬制度及び財務実績のベンチマークとなるピアグループの構成を見直す。ピアグループ会社の毎年の見直しにおいて報酬委員会が考慮する重要な要因には、事業の特性、収益規模、資産規模、収益性、時価総額、及び従業員総数が含まれる。毎年の見直しに基づき、当社と同種の事業を行い、当社と同じような規模をもち、人材を求めて当社と競争している企業の中から、ピアグループが選定される。2013年度と同じ以下の17社が、2014年度のピアグループ会社に選定された。

エトナ・インク
ザ・オールステート・コーポレーション
アシュラント・インク
ザ・チャブ・コーポレーション
CIGNA コーポレーション
CNO ファイナンシャル・グループ・インク

ジェンワース・ファイナンシャル・インク

ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービス・グループ・インク

ヒュマーナ・インク

リンカーン・ナショナル・コーポレーション

マニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーション

メットライフ・インク

プリンシパル・ファイナンシャル・グループ・インク

ザ・プログレッシブ・コーポレーション

プルデンシャル・ファイナンシャル・インク

ザ・トラベラーズ・カンパニーズ・インク

ユーナム・グループ

全体として、当社の収益はピアグループの中央値に近く、総資産は中央値を上回った。また当社の時価総額はピアグループの中央値を上回った。次のデータは、ピアグループの見直し時点における関連する測定基準を示したものである。

(単位:百万ドル)

	収益 ⁽¹⁾	総資産 ⁽²⁾	時価総額 ⁽³⁾
アフラック・インコーポレーテッド	24,668 ⁽⁴⁾	137,112 (4)	27,526
ピアグループの中央値	24,337	104,522	22,024

- (1) 2014年9月30日に終了する12ヶ月間
- (2) 2014年9月30日現在
- (3) 2014年12月31日 (報酬委員会による業績見直しのためのデータ収集日)現在
- (4) 為替の影響を除いた純額

役員報酬制度の構成要素

基本給

当社の役員報酬制度における基本給の主な目的は、責任レベル、能力及び長期的な貢献度に応じて受給者に一定の所得を提供することである。コンサルタントは毎年、競争市場の給与データを収集し、これを使用して、()報酬委員会はCEOの給与の見直しと決定を行い、()CEOは社長/CFO及びその他全ての業務執行役員の給与に関して推奨を行う。

当社の全ての業務執行役員に支払われる基本給の総額は、ピアグループ会社の同じ職位に関する調査結果の中で、パーセンタイル順位の50位に近くなっている。当社の特定業務執行役員(NEO)を含む実質的に全ての業務執行役員は、その職位の中央値からプラスマイナス20%の範囲の給与を受領している。クロニンジャー氏の給与だけはこの範囲を上回っているが、同氏の在職期間を考慮し、また社長兼CFOとしての役割が、ピアグループ企業で第二位の報酬を受けている役員の多くに比べて広範囲にわたっているため、当社は適切と考えている。原則として新任の業務執行役員の給与は中央値を下回る可能性が高く、職位に止まる期間が長くなれば中央値を上回る可能性が高くなる。

年次インセンティブ報酬制度(マネージメント・インセンティブ報酬制度)

業務執行役員は全員、当社が出資する年次非株式インセンティブ報酬制度に加入する資格がある。これはMIPと呼称される報酬制度で、2012年に株主総会に提出され、その承認を受けている(改正・改訂 2013年マネージメント・インセンティブ報酬制度)。

当社のMIPは、業務執行役員及びその他全ての売上非関連型役員に対して非株式年間インセンティブ報酬を提供するために、会社レベルと事業セグメントレベル(後に説明する)の両方において、具体的な業績目標を使用している。当該報酬制度については業績目標が毎年設定され、経営幹部に対して実際の業績に基づいて現金が支払われる。

当社は、セグメント別の評価指標が、会社レベルの目標とともに、株主価値を創出し、かつ経営陣の利益や報酬を当社株主の利益や報酬と一致させるという点で、事業に対する主要なインセンティブ要因の一部であると考えている。

CEO及び社長/CFOは、報酬委員会に対し、具体的な業績目標及びその幅について推奨を行った。CEO及び社長/CFOは、報酬委員会に対して当該インセンティブ業績目標の推奨を行うに当たり、過去の実績及び複雑な財務モデルにより予測した当社の財務見通しのシナリオ・テスト結果を考慮に入れている。当該モデルは、新契約年換算保険料総額、投資リターン、予定事業費、死亡率及び継続率の変化が様々な財務指標に及ぼす影響を予測するものである。この方法により、当社はほとんどの業績目標について一定の幅を設定することが可能となっている。

報酬委員会は、様々な評価指標について、達成の確率を検討することがある。通常、業績目標値の達成率は当該期間において50%から60%、最低水準の達成率は当該期間において最低75%、最高水準の達成率は当該期間において25%以下と期待されている。報酬委員会は、毎年2月の見直しにおいて、その年度の年間インセンティブ目標の見直し、承認又は(適切とみなされれば)修正を行う。

MIPの目標値と比較した実績は年度の終了後に決定され、報酬委員会の2015年2月の会議に、審議、承認のために提出された。業務執行役員に対する非株式インセンティブ報酬制度上の実際の支払額は前掲の「2014年度 要約報酬表」の「非株式報酬制度に基づく報酬」の欄に記載されている。

長期株式インセンティブ報酬

2014年度の長期インセンティブ報酬は、業績に基づく制限付株式(以下、「PBRS」)(全ての特定業務執行役員(NEO)を含む経営幹部向け)及びストックオプション(CEOを除く全ての役員向け)の形で提供された。2014年度のCEOの長期インセンティブ報酬は全てPBRSで付与された。

PBRS報奨は、経営陣が適切なリスクベース自己資本比率を維持することができなければ、減額され又は取り消される。更に、その場合、経営幹部が保有する既存の報奨及びその他の株式の価値は下落する可能性が高くなるので、資本とリスクを管理する強い経済的動機付けとなる。オプションは、当社の株価が上がり、オプションの権利が確定して初めて価値を生み出す。

2014年に付与されたPBRSの業績期間は2014年1月1日から2016年12月31日までである。これらの報奨の 受給権確定のための業績評価指標は、以下の特定の比率の達成に基づくものとなっている。

- ・各暦年末において米国の法定の会計基準に基づいて決定されるリスクベース自己資本(RBC)。当社が この業績評価指標を選択したのは、自己資本の充実が、金融市場の重大な関心事であり、株主の信 頼につながると考えているためである。
- ・日本の金融庁に対する規制上の報告に関連するソルベンシー・マージン比率(SMR)が、2014年の業績評価指標として加えられた。当社は、強固な資本基盤の維持を重要な優先事項とみなしている。企業の観点から見て、SMRはリスクベース自己資本(RBC)と同等に重要な資本の測定基準である。SMRを測定基準に加えることにより、日米両方の規制上の資本測定基準が業績目標として採り入れられた。
- ・為替の影響を除いた自己資本事業利益率(OROE)は、2013年にもシニア・ヴァイス・プレジデント以上の役員に関するMIPの業績測定基準として加えられたが、当社はこれを財務管理プロセスの一環として使用している。この利益率測定基準は、株主に報告された資本に対する利益の比率を測定するものだからである。この測定基準の使用により、当社株主は、他の組織と比較した当社の財務上の達成度を、当社が資本をいかに効率的に使用して利益を創出しているかという観点から、評価することが可能となる。この測定基準は、株主が当社に置く価値に重大な影響を与えると当社は信じている。

(c) 株式の保有状況

提出会社及びその連結子会社の中で、投資株式の最大保有会社であるアメリカンファミリー生命保険会社の株式の保有状況は以下の通りである。提出会社及びその他の連結子会社は投資株式を保有していない。

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 (2014年12月31日現在)

銘柄数 74銘柄

貸借対照表計上額の合計額 16百万ドル(公正価値)

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び 保有目的

前事業年度 (2013年12月31日現在) 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千ドル) (公正価値)	保有目的
(株)東京都民銀行	106,700	1,105	取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	100,000	978	取引関係の維持・強化
(株)福井銀行	421,000	975	取引関係の維持・強化
(株)アドバンスクリエイト	76,000	847	取引関係の維持・強化
トモニホールディングス(株)	176,800	713	取引関係の維持・強化
(株)滋賀銀行	112,000	587	取引関係の維持・強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	279,000	556	取引関係の維持・強化
(株)西日本シティ銀行	195,000	524	取引関係の維持・強化
(株)じもとホールディングス	250,000	508	取引関係の維持・強化
(株)武蔵野銀行	12,000	401	取引関係の維持・強化
(株)第三銀行	233,000	394	取引関係の維持・強化
(株)十六銀行	104,000	381	取引関係の維持・強化
福山通運(株)	60,000	329	取引関係の維持・強化
(株)池田泉州ホールディングス	70,566	328	取引関係の維持・強化
(株)宮崎太陽銀行	180,000	328	取引関係の維持・強化
セイノーホールディングス(株)	30,000	314	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	91,000	307	取引関係の維持・強化
(株)佐賀銀行	135,000	289	取引関係の維持・強化
(株)大垣共立銀行	100,000	274	取引関係の維持・強化
(株)清水銀行	10,000	268	取引関係の維持・強化
(株)トマト銀行	145,000	244	取引関係の維持・強化
(株)百十四銀行	70,000	243	取引関係の維持・強化
(株)北日本銀行	9,200	232	取引関係の維持・強化
(株)紀陽銀行	17,400	232	取引関係の維持・強化
(株)愛媛銀行	105,000	220	取引関係の維持・強化
ホウライ(株)	97,000	215	取引関係の維持・強化
(株)高知銀行	132,000	209	取引関係の維持・強化
(株)みちのく銀行	100,000	195	取引関係の維持・強化
(株)富山銀行	120,000	187	取引関係の維持・強化
(株)山口フィナンシャルグループ	20,060	185	取引関係の維持・強化

みなし保有株式 該当なし。

当事業年度(2014年12月31日現在) 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千ドル) (公正価値)	保有目的
(株)東京TYフィナンシャルグループ	39,479	1,096	取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	100,000	1,088	取引関係の維持・強化
(株)福井銀行	421,000	939	取引関係の維持・強化
(株)アドバンスクリエイト	76,000	769	取引関係の維持・強化
トモニホールディングス(株)	176,800	763	取引関係の維持・強化
(株)滋賀銀行	112,000	599	取引関係の維持・強化
(株)西日本シティ銀行	195,000	566	取引関係の維持・強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	279,000	565	取引関係の維持・強化
(株)じもとホールディングス	250,000	477	取引関係の維持・強化
(株)武蔵野銀行	12,000	402	取引関係の維持・強化
(株)第三銀行	233,000	389	取引関係の維持・強化
(株)十六銀行	104,000	369	取引関係の維持・強化
(株)名古屋銀行	91,000	339	取引関係の維持・強化
福山通運(株)	60,000	324	取引関係の維持・強化
(株)池田泉州ホールディングス	70,566	321	取引関係の維持・強化
(株)佐賀銀行	135,000	308	取引関係の維持・強化
セイノーホールディングス(株)	30,000	303	取引関係の維持・強化
(株)大垣共立銀行	100,000	302	取引関係の維持・強化
(株)宮崎太陽銀行	180,000	281	取引関係の維持・強化
(株)富山銀行	120,000	248	取引関係の維持・強化
(株)清水銀行	10,000	246	取引関係の維持・強化
(株)百十四銀行	70,000	230	取引関係の維持・強化
(株)北日本銀行	9,200	225	取引関係の維持・強化
(株)紀陽銀行	17,400	222	取引関係の維持・強化
(株)愛媛銀行	105,000	221	取引関係の維持・強化
(株)トマト銀行	145,000	213	取引関係の維持・強化
(株)山口フィナンシャルグループ	20,060	207	取引関係の維持・強化
(株)京葉銀行	36,464	205	取引関係の維持・強化
ホウライ(株)	97,000	200	取引関係の維持・強化
(株)みちのく銀行	100,000	186	取引関係の維持・強化

みなし保有株式 該当なし。 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額がに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

(単位: 千ドル)

	前事業年度 (2013年12月31日現在)	当事業年度 (2014年12月31日現在)			
	貸借対照表 計上額の合計額 (公正価値)	貸借対照表 計上額の合計額 (公正価値)	受取配当金 の合計額	売却(損)益 の合計額	評価(損)益 の合計額
非上場株式	3,700	5,936	450	0	0
非上場株式 以外の株式	0	5,292	18	10	0

当事業年度中に保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式

該当なし。

当事業年度中に保有目的を純投資以外の目的から純投資目的に変更した投資株式

該当なし。

(d) 独立登録会計事務所

2014年2月、監査委員会が当社の2014年度連結財務書類の年次監査を行う独立登録会計事務所として KPMG LLPを任命し、2014年5月5日開催の2014年年次株主総会で承認された。

取締役会の監査委員会は、監査以外の専門家サービスの提供がKPMG LLPの独立性の維持に矛盾しないか否かについて考察を行い、矛盾しないとの結論に達した。監査委員会はまた、KPMG LLPによって提供された全ての監査及び監査以外のサービスを事前に承認している。

KPMGアトランタのダン・エルドリッジ氏が当社の監査を監督する。過去5年以上にわたり、エルドリッジ氏はKPMGのパートナーとして当社の監査関連業務を担当していない。当社の世界全体の2014年度監査業務には、公認会計士及びその他の専門家を含む25名を超える者が関与した。

(e) 株式に係る議決権

普通株式

当社の定款上、普通株式の株主は原則として各決議事項につき1株当たり1議決権を有し、取得時期及び保有期間に応じて、1株当たり10議決権を有する。詳細については、「第1 本国における法制等の概要 1 会社制度等の概要 (2) 提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

なお、1株当たり10議決権を定めているのは、当社の株式を当初購入した個人株主に報い、株主との長期の関係を維持するため、また、当社の株式を購入した金融機関に対して当社の株式の短期売買ではなく保有を奨励するためである。

優先株式

当社の定款には、当社が、普通株式の他に、1株の額面金額12.75ドルの議決権のない累積優先株式を、2,300,000株を限度として発行する権限を有することが定められている。ジョージア州法で要求されている場合及び定款に定める場合を除き、優先株式の所有者は当社の諸事項に関し、いかなる議決権も有しない。議決権のない累積優先株式は、当社に柔軟な資金調達の選択肢を与えるものである。現在、優先株式を発行する計画はない。

(2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

12月31日に終了した各年度にKPMG LLPが当社に提供した専門家サービスに対して、総額で以下の報酬が支払われた。

(単位:ドル)

	前連結会	計年度	当連結会計年度			
区分	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬	監査証明業務 に基づく報酬	非監査業務 に基づく報酬		
当社	5,235,091	1,832	4,916,939	270,175		
⇒社	(640,408,682円)	(224,109円)	(601,489,148円)	(33,050,508円)		
連供フム 対	637,385	ı	605,586	-		
連結子会社	(77,971,307円)	-	(74,081,335円)	-		
÷⊥	5,872,476	1,832	5,522,525	270,175		
計	(718,379,989円)	(224,109円)	(675,570,483円)	(33,050,508円)		

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

2013年に生じた非監査業務に対する報酬は税務サービスに対する報酬であった。2014年に生じた非監査業務に対する報酬は、税務サービス並びに変革イニシアチブ及び保険金支払プロセスに関する非監査業務に対する報酬であった。

【監査報酬の決定方針】

監査委員会は、当社の独立登録会計事務所であるKPMG LLPによって提供された全ての監査及び非監査業務にかかる報酬を事前に承認している。

第6 【経理の状況】

アフラック・インコーポレーテッド(以下「当社」という)は、本国において、1934年証券取引法の規定に基づき、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則及びレギュレーション S-Xに準拠して英文連結財務 諸表及び附属明細表を作成し、年次報告書様式10-Kを米国証券取引委員会(The Securities and Exchange Commission,以下「SEC」という)に提出している。当社は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定に基づき、これらの財務計算に関する書類を財務書類として提出することを認められている。

上述の英文連結財務諸表及び附属明細表は、外国監査法人等であるKPMG LLPから金融商品取引法第193条の2 第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けており、別紙のとおり監査報告書及 び監査人の同意書を受領している。

この有価証券報告書に記載されている英文連結財務諸表及び附属明細表は、当社が SECに提出した2014年度 の年次報告書様式 10-Kに含められたものの写しである。英文の監査報告書及び監査人の同意書は、この有価証券報告書に含めるために作成されたものである。また、邦文で記載された連結財務諸表、附属明細表、監査報告書及び監査人の同意書は、それぞれの原文を翻訳したものである。

当社の英文連結財務諸表及び附属明細表は、米ドルで記載されている。邦文翻訳を作成するにあたって、主要な計数についての円換算額は、2015年3月18日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場である1米ドル=122.33円の換算レートで換算したものである。換算上、端数は四捨五入したため、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

「3 その他」及び「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異」に関する記載は、英文連結財務諸表には含まれておらず、したがってKPMG LLPの監査報告書の対象に含まれていない。

1 【財務書類】

1 連結財務書類

(1)連結損益計算書

12月31日	に終了	した事業年度
		ひに事来十尺

			27301日に終了した事業十及			
	201	4年	2013年		2012年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
収益:						
保険料収入(主として補完保険)	19,072	2,333,078	20,135	2,463,115	22,148	2,709,365
投資収益 (純額)	3,319	406,013	3,293	402,833	3,473	424,852
資産運用実現(損)益:						
一時的でない減損による実現損失	(31)	(3,792)	(199)	(24,344)	(977)	(119,516)
売却及び償還	215	26,301	262	32,050	474	57,984
デリバティブ及びその他の(損)益	31	3,792	336	41,103	154	18,839
資産運用実現(損)益合計	215	26,301	399	48,810	(349)	(42,693)
その他の収益	122	14,924	112	13,701	92	11,254
収益合計	22,728	2,780,316	23,939	2,928,458	25,364	3,102,778
(2)除今4人(4)今九元《古兴典。						
保険金給付金及び事業費: 保険金給付金(純額)	12 027	1,582,583	12 012	1,689,744	15,330	1,875,319
新契約費及び事業費:	12,937	1,302,303	13,813	1,009,744	15,550	1,075,519
繰延新契約費償却	1,108	135,542	1,074	131,382	1,117	136,643
保険販売手数料	1,436	175,666	1,528	186,920	1,744	213,344
保険事業費	2,261	276,588	2,222	271,817	2,415	295,427
支払利息	317	38,779	293	35,843	261	31,928
その他の事業費	178	21,775	193	23,610	195	23,854
新契約費及び事業費合計	5,300	648,349	5,310	649,572	5,732	701,196
保険金給付金及び事業費合計	18,237	2,230,932	19,123	2,339,317	21,062	2,576,514
税引前当期純利益	4,491	549,384	4,816	589,141	4,302	526,264
1100 AUT - 0.011 C 0.01	1,101	010,001				020,201
法人税等:						
当期分	1,079	131,994	1,236	151,200	816	99,821
繰延分	461	56,394	422	51,623	620	75,845
法人税等合計	1,540	188,388	1,658	202,823	1,436	175,666
当期純利益	2,951	360,996	3,158	386,318	2,866	350,598
1株当たり当期純利益(単位:ドル、円) :						
基本	6.54	800	6.80	832	6.14	751
希薄化後	6.50	795	6.76	827	6.11	747

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated (E05776) 有価証券報告書

1株当たり当期純利益計算に用いた 加重平均発行済普通株式数(単位:千株)

:

基本451,204464,502466,868希薄化後454,000467,408469,287

(2) 連結包括(損)益計算書

12月31日に終了した事業年度

	201	4年	201	13年	2012	2年
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
当期純利益	2,951	360,996	3,158	386,318	2,866	350,598
その他の包括(損)益 (法人税等控除前):						
当期外貨換算未実現(損)益	(1,455)	(177,990)	(1,588)	(194,260)	(287)	(35,109)
保有有価証券未実現(損)益:						
当期保有有価証券未実現(損)益	5,947	727,497	(2,362)	(288,943)	1,660	203,068
当期純利益に含まれる保有有価証						
実現(損)益の組替修正額	(54)	(6,606)	(56)	(6,850)	497	60,798
当期デリバティブ未実現(損)益	(17)	(2,080)	(10)	(1,223)	(22)	(2,691)
年金債務当期調整額	(76)	(9,297)	157	19,206	(20)	(2,447)
その他の包括(損)益合計 (法人税等控除前)	4,345	531,524	(3,859)	(472,071)	1,828	223,619
その他の包括(損)益項目に係る 法人税費用(軽減効果)	1,803	220,561	(581)	(71,074)	1,078	131,872
その他の包括(損)益 (法人税等控除後)	2,542	310,963	(3,278)	(400,998)	750	91,748
包括(損)益合計	5,493	671,959	(120)	(14,680)	3,616	442,345

(3)連結貸借対照表

_	12月31日現在				
	201	4年	20	13年	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
資産:					
運用資産及び現金・預金:					
売却可能有価証券(公正価値):					
期限付証券(償却原価:2014年は55,365百万ドル、 2013年は52,402百万ドル)	61,407	7,511,918	53,227	6,511,259	
期限付証券 - 連結変動持分事業体(償却原価:2014年は 3,020百万ドル、2013年は4,109百万ドル)	4,166	509,627	4,843	592,444	
永久証券(償却原価:2014年は2,035百万ドル、2013年 は2,524百万ドル)	2,240	274,019	2,479	303,256	
永久証券 - 連結変動持分事業体(償却原価:2014年は 405百万ドル、2013年は463百万ドル)	429	52,480	468	57,250	
持分証券(取得原価:2014年は19百万ドル、2013年は 17百万ドル)	28	3,425	21	2,569	
満期保有有価証券(償却原価):					
期限付証券(公正価値:2014年は38,413百万ドル、 2013年は45,610百万ドル)	34,159	4,178,670	44,178	5,404,295	
期限付証券 - 連結変動持分事業体(公正価値:2014年は 84百万ドル、2013年は236百万ドル)	83	10,153	237	28,992	
その他運用資産	171	20,918	463	56,639	
現金・預金及び現金等価物	4,658	569,813	2,543	311,085	
運用資産及び現金・預金合計	107,341	13,131,025	108,459	13,267,789	
未収金	842	103,002	1,165	142,514	
未収投資収益	762	93,215	798	97,619	
繰延新契約費	8,273	1,012,036	8,798	1,076,259	
有形固定資産(減価償却累計額控除後原価)	429	52,480	481	58,841	
その他の資産 ⁽¹⁾	2,120	259,340	1,606	196,462	
次立人亡	119,767	14,651,097	121,307	14,839,485	
資産合計 =	110,101				

⁽¹⁾ 2014年、2013年共に106百万ドルの連結変動持分事業体からのデリバティブを含む。

12月31	日現在
-------	-----

_	12月31日現任						
	2014	4年	2013年				
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円			
負債及び株主持分:							
負債:							
保険契約準備金:							
責任準備金	65,646	8,030,475	69,136	8,457,407			
支払備金	3,630	444,058	3,763	460,328			
未経過保険料	8,626	1,055,219	10,642	1,301,836			
その他保険契約準備金	6,031	737,772	5,861	716,976			
保険契約準備金合計	83,933	10,267,524	89,402	10,936,547			
法人税等	5,293	647,493	3,718	454,823			
貸付有価証券の現金担保返却義務	2,193	268,270	5,820	711,961			
社債等	5,282	646,147	4,897	599,050			
その他の負債 ⁽²⁾	4,719	577,275	2,850	348,641			
契約債務及び偶発債務(注記15を参照)							
負債合計	101,420	12,406,709	106,687	13,051,021			
++ →++/\.							
株主持分:							
普通株式、額面0.10ドル;授権株式数: 2014年と2013年ともに1,900,000千株;発							
行済株式数:2014年は668,132千株、2013							
年は667,046千株	67	8,196	67	8,196			
株式払込剰余金	1,711	209,307	1,644	201,111			
利益剰余金	22,156	2,710,343	19,885	2,432,532			
その他の包括(損)益累計額:							
外貨換算未実現(損)益	(2,541)	(310,841)	(1,505)	(184,107)			
保有有価証券未実現(損)益	4,672	571,526	1,035	126,612			
デリバティブに係る未実現(損)益	(26)	(3,181)	(12)	(1,468)			
年金債務当期調整額	(126)	(15,414)	(81)	(9,909)			
自己株式(平均取得原価)	(7,566)	(925,549)	(6,413)	(784,502)			
株主持分合計	18,347	2,244,389	14,620	1,788,465			
負債及び株主持分合計	119,767	14,651,097	121,307	14,839,485			

 $^{^{(2)}}$ 連結変動持分事業体からのデリバティブ2014年は318百万ドル、2013年は207百万ドルを含む。

(4)連結株主持分計算書

	12月31日に終了した事業年度					
			2013年		201	 2年
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
#* \ Z th −1;						
普通株式: 期首残高	67	8,196	67	8,196	66	8,074
ストックオプションの行使	-	-	-	· -	1	122
期末残高	67	8,196	67	8,196	67	8,196
株式払込剰余金:						
期首残高	1,644	201,111	1,505	184,107	1,408	172,241
ストック・オプションの行使	29	3,548	50	6,117	31	3,792
株式に基づく報酬	(3)	(367)	32	3,915	34	4,159
自己株式再発行に係る(損)益	41	5,016	57	6,973	32	3,915
期末残高	1,711	209,307	1,644	201,111	1,505	184,107
利益剰余金:						
期首残高	19,885	2,432,532	17,387	2,126,952	15,148	1,853,055
当期純利益	2,951	360,996	3,158	386,318	2,866	350,598
株主への配当 (1株当たり2014年は1.50ドル、 2013年は1.42ドル、2012年1.34ド ル)	(680)	(83,184)	(660)	(80,738)	(627)	(76,701)
期末残高	22,156	2,710,343	19,885	2,432,532	17,387	2,126,952
その他の包括(損)益累計額:						
期首残高	(563)	(68,872)	2,715	332,126	1,965	240,378
外貨換算未実現(損)益の 当期増減(法人税等控除後)	(1,036)	(126,734)	(1,838)	(224,843)	(651)	(79,637)
保有有価証券未実現(損)益の当期 増減(法人税等控除及び組替修正 後)	3,637	444,914	(1,535)	(187,777)	1,427	174,565
デリバティブに係る未実現(損)益の 当期増減(法人税等控除後)	(14)	(1,713)	(7)	(856)	(14)	(1,713)
年金債務当期調整額 (法人税等控除後)	(45)	(5,505)	102	12,478	(12)	(1,468)
期末残高	1,979	(242,091)	(563)	(68,872)	2,715	332,126
自己株式:						
期首残高	(6,413)	(784,502)	(5,696)	(696,792)	(5,641)	(690,064)
自己株式の取得	(1,210)	(148,019)	(813)	(99,454)	(118)	(14,435)
発行自己株式の原価	57	6,973	96	11,744	63	7,707

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated(E05776)

有価証券報告書

期末残高	(7,566)	(925,549)	(6,413)	(784,502)	(5,696)	(696,792)
株主持分合計	18,347	2,244,389	14,620	1,788,465	15,978	1,954,589

(5)連結キャッシュ・フロー計算書

12月31日に終了し	」た事業年 暦	隻
------------	----------------	---

-	201	———— 4年	2013年			
-	 百万ドル	` ' 百万円	百万ドル 百万円		百万ドル 百万円	
- 営業活動によるキャッシュ・フ						
当期純利益	2,951	360,996	3,158	386,318	2,866	350,598
当期純利益と営業活動により調達 した純キャッシュ・フロー額の 調整:						
未収及び前払保険料の増減	(7)	(856)	(8)	(979)	(199)	(24,344)
繰延新契約費の増加	(225)	(27,524)	(404)	(49,421)	(643)	(78,658)
保険契約準備金の増加	3,614	442,101	6,806	832,578	12,005	1,468,572
法人税等負債の増減	123	15,047	993	121,474	712	87,099
資産運用実現損(益)	(215)	(26,301)	(399)	(48,810)	349	42,693
その他(純額)	309	37,800	401	49,054	(138)	(16,882)
営業活動により調達した 純資金 -	6,550	801,262	10,547	1,290,215	14,952	1,829,078
投資活動によるキャッシュ・フ ロー:						
運用資産の売却又は償還:						
売却可能有価証券:						
期限付証券の売却	4,178	511,095	9,631	1,178,160	7,385	903,407
期限付証券の満期償還及び 期限前償還	1,001	122,452	2,907	355,613	1,959	239,644
永久証券の売却	-	-	264	32,295	1,599	195,606
永久証券の満期償還及び 期限前償還	203	24,833	256	31,316	376	45,996
満期保有有価証券:						
期限付証券の満期償還及び 期限前償還	8,475	1,036,747	6,515	796,980	1,859	227,411
運用資産の取得原価:						
売却可能有価証券:						
期限付証券の売却	(10,978)	(1,342,939)	(22,967)	(2,809,553)	(19,533)	(2,389,472)
売却可能持分証券の取得	(5)	(612)	-	-	-	-
満期保有期限付証券の取得	(3,564)	(435,984)	(6,756)	(826,461)	(16,550)	(2,024,562)
その他運用資産(純額)	272	33,274	(319)	(39,023)	(6)	(734)
デリバティブ決済(純額)	(636)	(77,802)	(1,624)	(198,664)	-	-
(差入、もしくは返却による) 受入れ現金担保(純額)	(3,217)	(393,536)	1,037	126,856	5,439	665,353
その他(純額)	30	3,670	(35)	(4,282)	520	63,612
- 投資活動に使用した純資金 -	(4,241)	(518,802)	(11,091)	(1,356,762)	(16,952)	(2,073,738)

財務活動によるキャッシュ・フ

	によるイヤックユーク:						
自	己株式の取得	(1,210)	(148,019)	(813)	(99,454)	(118)	(14,435)
新	規借入	750	91,748	700	85,631	1,506	184,229
債	務返済額	(335)	(40,981)	-	-	(341)	(41,715)
株	主への支払配当金	(654)	(80,004)	(635)	(77,680)	(603)	(73,765)
投	資契約の増減(純額)	1,253	153,279	1,790	218,971	1,457	178,235
自	己株式再発行	33	4,037	88	10,765	32	3,915
そ	の他(純額)	16	1,957	6	734	12	1,468
財	務活動により調達した純資金	(147)	(17,983)	1,136	138,967	1,945	237,932
	・預金及び現金等価物に対す 為替変動の影響額	(47)	(5,750)	(90)	(11,010)	(153)	(18,716)
現動額	金・預金及び現金等価物純変	2,115	258,728	502	61,410	(208)	(25,445)
現金 高	・預金及び現金等価物期首残	2,543	311,085	2,041	249,676	2,249	275,120
現金 高	・預金及び現金等価物期末残	4,658	569,813	2,543	311,085	2,041	249,676
キャ	ッシュ・フローに関する補足情	報:					
法	人税支払額	1,416	173,219	754	92,237	788	96,396
利	息支払額	241	29,482	210	25,689	178	21,775
非	·現金利息 ⁽¹⁾	76	9,297	82	10,031	83	10,153
	産運用実現損失に含まれる減 損による損失	31	3,792	199	24,344	977	119,516
	!金の動きを伴わない財務活 動:						
	キャピタル・リース債務	9	1,101	-	-	4	489
	下記制度のために発行された 自己株式:						
	募集人向け株式ボーナス制						
度		35	4,282	36	4,404	35	4,282
	株主配当金再投資	26	3,181	25	3,058	24	2,936

⁽¹⁾主として前納未経過保険料で増加した利息から成る。

添付の連結財務諸表注記を参照のこと。

株式に基づく報酬付与

489

489

489

(6)連結財務諸表注記

1. 重要な会計方針の要約

事業内容:

アフラック・インコーポレーテッド(以下「親会社」)とその子会社(以下総称して「当社」)は主として補完保険及び生命保険を米国と日本で販売している。当社の保険事業は、American Family Life Assurance Company of Columbus (以下「アフラック」)によって運営されており、米国においてはアフラック米国本社(以下「米国社」)が、日本においてはアフラック日本社(以下「日本社」)が支社として、また、American Family Life Assurance Company of New York(以下「ニューヨーク社」)が完全子会社として、それぞれ事業を展開している。アフラックの保険契約の多くは個人保険で、独立代理店もしくは募集人により販売される。更に、米国社は、現在、「アフラック団体保険」のブランド名で営業しているContinental American Insurance Company(以下「CAIC」)を通じて団体保険を販売している。米国と日本は当社保険事業の2大市場である。資産運用実現損益を含む当社の収益合計に占める日本社の割合は、2012年が77%、2013年が74%であったのに対し、2014年は72%であった。また、総資産に占める日本社の割合は、2013年12月31日現在が85%であったのに対し、2014年12月31日現在は82%であった。

表示の基準:

当社の財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「GAAP」)に準拠して作成されている。この原則は主として米国財務会計基準審議会(以下「FASB」)により策定されたものである。以下の連結財務諸表注記において言及されているFASBにより制定されたGAAPとは、FASBの会計基準編纂書(以下「ASC」)を指している。GAAPに従って財務諸表を作成するため、経営陣は事業運営により生じる取引を記録するにあたり、最新の入手可能な情報に基づいて見積もりを行うことを求められている。会計上の見積もり及び保険数理上の決定を相当程度含む貸借対照表の最も重要な項目のうち、将来的に変動する可能性があるものとしては、運用資産の評価額、繰延新契約費、責任準備金、支払備金及び法人税等がある。会計上の見積もり及び保険数理上の決定は、市場環境、資産運用利回り、死亡率、罹患率、保険販売手数料とその他の新契約費及び保険契約者の解約によって影響を受ける。最新の追加情報を入手した場合、あるいは実際の金額を確定できた場合には、財務諸表に計上した見積もりは修正され、経営成績に反映される。この種の見積もりには、ある程度の変動は避けられないが、経営陣はその見積額を妥当なものと考えている。

当社の連結財務諸表には、親会社とその子会社及び関連会計基準に基づき連結すべき他の事業体の財務諸表が含まれており、重要な連結会社間取引についてはすべて消去されている。

重要な会計方針:

外貨の換算:日本社による保険事業の機能通貨は円であり、当社は円建て財務諸表上の勘定科目については、以下の方法で米ドルに換算している。資産及び負債は期末現在の為替レートで換算される。有価証券取引による実現損益は個々の取引日の為替レートにより換算される。その他の収益、費用及びキャッシュ・フローは期中平均為替レートで換算される。外貨換算調整額はその他の包括利益累計額に計上され、外貨換算実現損益は当期純利益に含めている。

2013年10月1日より前は、日本社は、米国社に代わって、当社の日本社への投資の一部に対する経済的な為替へッジとしての機能を果たすドル建て有価証券の投資ポートフォリオを保有していた。これらの投資に関する機能通貨は米ドルであり、これに関連する投資収益及び実現/未実現損益も米ドル建てであった。この投資ポートフォリオの機能通貨は米ドルであったため、円/ドル為替レートの変動があっても、これらの投資においてその他の包括利益に計上が必要な外貨換算調整額は発生しなかった。当ポートフォリオに関連する為替差損益は、有価証券が満期を迎えるか売却された場合は、日米両国において引き続き

課税対象である。為替差損益に関連する繰延税金費用又は繰延税軽減効果は、満期及び売却までその他の包括利益の法人税費用において認識される。2013年10月1日、これらの投資は日本社の投資ポートフォリオに移管された。これらの投資については、2013年第4四半期から、その他の包括利益において、再測定及び外貨換算調整による影響を認識している。

日本社への投資について、当社では、親会社のサムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金の大半を非デリバティブ・ヘッジとして、また、為替先物取引と通貨オプションをデリバティブ・ヘッジとして指定している。これらの親会社の負債に係る元本残高及び関連する未収・未払利息並びにこれらのデリバティブの公正価値は、期末現在の為替レートによりドルに換算されている。外貨換算調整額及びこれらのデリバティブの公正価値の変動は、その他の包括利益における外貨換算未実現(損)益として計上され、その他の包括利益累計額に含まれている。

保険事業の収益及び費用の認識:当社が販売する補完保険及び生命保険は長期契約に分類されている。 通常、保険契約の約款は契約期間中に変更又は取消できないが、米国で販売された補完保険契約の保険料 は、州保険監督当局の承認を得て、所定の指針の範囲内で調整することができる。

当社の補完保険及び生命保険の大半の保険料は、保険料払込期間にわたって稼得した収益として定率で認識される。収益を計上する際には、それに対応する保険金給付金及び費用を同時に計上し、保険が有効でありつづけると見込まれる期間にわたり、保険料収入に応じて、一定比率の利益が認識されるようにしている。更に、毎年責任準備金を追加し、新契約費を繰り延べ、後にその償却を行うことにより、正しく期間損益が認識できることになる。

当社の短期払商品からの保険料は、保険金給付金が支払われる期間よりも著しく短い期間で回収される。これらの商品の保険料は、保険料払込の予定期間にわたって定率で認識される。一部の商品では、保険契約者が割引を伴う保険料の前納払いを選択できる。前納保険料は繰り延べられ、保険料払込の予定期間にわたって定率で認識される。当社の短期払商品において、営業保険料のうち純保険料を超える部分は、保険料払込の予定期間にわたって繰り延べられ、有効な保険契約との関係に基づいて利益として認識される。保険金給付金は、発生時に費用として計上される。責任準備金は、純保険料方式を使用して保険料が認識された際に計上される。

繰延新契約費と責任準備金の計算には、保険数理上の適正な評価手法に基づいた見積もりの使用が必要である。新契約については、直近の保険給付発生実績と実際の新契約費をより正確に反映するよう、保険数理上の仮定と繰延新契約費を毎年見直し、必要に応じて修正する。保有契約については、繰延新契約費が将来の保険料収入により回収されるかどうかを主要商品グループ別に評価し、回収不能と判断された金額は、全て当期純利益に賦課される。本有価証券報告書に記載されている事業年度のいずれにおいても、繰延新契約費のうち回収不能と判断され当期純利益に計上された金額に重要性はなかった。

広告宣伝費は、発生の都度、連結損益計算書の保険事業費に計上される。

現金・預金及び現金等価物:現金・預金及び現金等価物に含まれるのは、手許現金のほか、短期金融商品や購入時に満期日が90日以内のその他の債券などである。

運用資産:当社が保有する債券には期限付証券が含まれており、これらは満期保有有価証券又は売却可能有価証券のいずれかに分類される。満期保有有価証券とは、当社が満期もしくは償還まで保有する能力と意図がある有価証券を指し、償却原価で計上される。その他の期限付証券、永久証券及び持分証券は売却可能有価証券に分類され、公正価値で計上される。債券及び永久証券の公正価値が償却原価よりも高い場合、あるいは持分証券の公正価値が取得原価よりも高い場合には、その超過額は未実現利益となり、逆に低い場合には未実現損失となる。売却可能有価証券の正味未実現損益に満期保有有価証券へ変更した債券に係る未償却の未実現損益を加算した金額から繰延法人税等を控除した額がその他の包括利益として計上され、その他の包括利益累計額に計上されている。

債券及び永久証券の償却原価は、取得価格に基づき、ディスカウント又はプレミアムの償却、及び該当する場合には、減損損失の認識を反映して調整したものである。ディスカウント又はプレミアムで購入した債券及び永久証券の償却原価は満期時に、あるいは繰上償還する場合は償還日に、額面と等しくなる。利息は稼得した時点で収益として計上され、プレミアムもしくはディスカウントの償却を反映して調整されている。

当社は変動持分事業体(以下「VIE」)に投資している。VIEの連結の評価基準は、VIEの経済的なパフォー マンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権、及びVIEによる損失を吸収する義務又はVIEによる 利益を受け取る権利を持っている企業の特定に焦点を当てている。当社は一部のVIEの主たる受益者であ る。一般的に、VIEは決められた計画の範囲内で運営されているが、一部の権利については当社が保持して おり、これらは、当社が主たる受益者であるという結論を出す際に重要な権利であると考えられている。 VIEの構造によりそれぞれ異なるが、これらの権利には、一般的に、裏付けとなる担保資産を選定する権 利、また、債務担保証券(以下「CDO」)の場合は、VIEに含める参照企業を選定する権利、債務不履行の場 合の裏付け担保資産を取得する権利及びVIEの主たる関係者を選任し、又は解任する権利が含まれる。特 に、VIEのパフォーマンスに最も重要な影響を与えることから、裏付け担保資産に関する当社の権利は最も 重要な権利である。当社が主たる受益者であるいずれのVIEに対しても、当社は継続的に財政支援を提供す る義務を負っていない。当社の最大の損失は当初の投資金額に限定されている。債務不履行が発生しない 限り、当社及び当社の債権者は裏付け担保資産を取得することができず、また、当社はVIEに含まれる金融 商品に対して支配権を持っていない。当社が主たる受益者である事業体については、連結された資産は期 限付債券、永久証券及びデリバティブ商品である。担保資産は、当社の連結貸借対照表において、「期限 付証券 - 連結変動持分事業体」及び「永久証券 - 連結変動持分事業体」の項目として個別に報告されてい る。

期限付証券のうち、モーゲージ担保債務証書(以下「CMO」)に関しては、予想される期限前返済や証券の予想残存期間に基づく一定の実効利回りを使って収益を認識している。期限前返済の見積額が変更されると、既に返済された額や将来の予想返済額を反映させるように、実効利回りを再計算する。CMOに対する純投資額は、再計算後の新実効利回りを証券の取得時から適用していたと仮定した場合に残存していたであろう金額に修正され、その結果が投資収益(ネット)に反映される。

当社では、個別法を用いて有価証券取引により発生する損益を算定し、その実現損益を連結損益計算書 に計上している。有価証券取引は、取引日の価額に基づき計上されている。

期限付証券及び永久証券への投資は、その公正価値が帳簿価額を下回った場合に減損が生じているとみなされる。当社では、公正価値の下落がないかどうか、定期的に当社の投資ポートフォリオ全体を確認している。当社では、大半の投資について、債券減損モデルを用いて一時的でない減損かどうかを評価している。債券減損モデルが注目しているのは、投資からのキャッシュ・フローを最終的に回収できるかどうかである。このモデルにおいて、減損額は、それぞれの有価証券に関連する既知かつ固有のリスクの定期的な評価及び査定を基に決定される。このような評価及び査定は、状況の変化及び新たな情報の入手に伴って見直される。

減損が一時的でないかどうかの判断は、基本的に発行体の信用状態の評価に基づいて行われる。当社の経験豊富な信用調査のプロフェッショナルで編成されたチームは、有価証券の保有期間中に公正価値が回復する可能性を決定するにあたり、数多くの見地から検討する必要がある。この決定に影響する要因には、全体的な金利水準、信用スプレッド、裏付け資産の発行体の信用状態及びその他の要因がある。このプロセスでは、信用リスクのようなある程度コントロールが可能なリスクに加えて、金利リスクのようなコントロールが不可能なリスクについても考慮することが求められる。

監視及び分析の結果、経営陣がある証券の処分前にその公正価値が償却原価まで回復しないと判断した場合には、当該有価証券について一時的でない減損を認識する。ある証券について一時的でない減損が生じたと判断された場合、減損損失は、その証券の信用状況に係る部分と信用状況以外の要素に係る部分に分けられる。前者については、当社では、自動的に損益計算書に損失として計上するが、後者について

は、公正価値が償却原価まで回復する前に当社が売却する意図がある、あるいは、当社が売却を迫られる可能性が高い場合には、損益計算書に損失として計上するが、そうでなければ、その他の包括利益に一時的でない減損として計上する。

非投資適格級の当社保有永久証券については、持分証券減損モデルを用いて一時的でない減損かどうかを判定している。持分証券減損モデルが特に注目しているのは、有価証券の公正価値下落の程度と当該証券の公正価値が償却原価を下回った期間の長さ、発行体の財務状況及び近い将来の見通しである。

当社では短期有価証券貸付として期限付証券を金融機関に貸出している。対象となった有価証券は、売却扱いではなく、貸付期間中も当社の運用資産として貸借対照表に計上されている。また、当該貸付に対しては担保として現金もしくはそれ以外の有価証券を受け入れている。担保権に一切の制約を伴わない現金担保貸付の場合、当該担保は資産勘定に計上され、同時に対応する担保返却義務として負債勘定に計上される。

その他運用資産は、契約者貸付及び取得日から満期日までが90日超1年以内のその他の短期運用資産を含み、見積公正価値と近似するため償却原価で計上されている。

デリバティブ及びヘッジ活動:単品のデリバティブは、連結貸借対照表に公正価値でその他の資産又はその他の負債として計上され、公正価値の変動は損益及び(又は)その他包括利益として計上される。これらの単品デリバティブは、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」)、為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップに関するオプション(あるいは金利スワップション)である。金利スワップと通貨スワップはVIEに係る金利リスク及び為替リスクをヘッジするために利用されるが、CDSは利回りを高めると同時に、ポートフォリオの分散化を促進するために利用される。為替先物取引及び通貨オプションは、日本社のポートフォリオにおける米ドル建て有価証券への投資に係る為替リスクのヘッジに使用される。為替先物取引と通貨オプションは、円建ての予定キャッシュ・フローの一部をヘッジするために用いられる。金利スワップは、変動利付債の金利キャッシュ・フローの一部をヘッジするために利用され、通貨スワップとも称されるクロス・カレンシー金利スワップは、当社が発行している特定のドル建て社債を、経済的に円建ての元本及び利息に転換するために使用される。金利スワップションは、一部のドル建て売却可能債券の金利リスクをヘッジするために用いられる。当社は、トレーディングを目的としたデリバティブ取引も、レバレッジ効果のあるデリバティブ取引も行っていない。

当社は、組込デリバティブを内包する特定の資産を購入することがあり、組込デリバティブがそのホスト契約となっている資産と明確かつ緊密に関連しているかどうかを評価している。もし、組込デリバティブの条件がホスト契約と明確かつ緊密に関連しておらず、また、同様の条件の別の金融商品がデリバティブに該当すると当社が考えた場合、このデリバティブはその契約から分離され、公正価値で評価され、その公正価値の変動は当期純利益に計上され、連結貸借対照表においてはホスト契約と同じ科目で表示される。当社が公正価値オプションを選択した場合、組込デリバティブは分離せず、当該投資の全体が公正価値で計上され、公正価値の変動は当期純利益に計上される。

ヘッジ会計を適用するヘッジ関係については、当社では正式にすべてのヘッジ手段とヘッジ対象項目の関係並びに各種のヘッジ取引のリスク管理上の目的及び戦略を文書化している。このプロセスには、貸借対照表上の特定の資産又は負債に対して、ヘッジとして指定されたデリバティブ及び非デリバティブを関連づけることも含まれる。また当社では、取引開始時及び継続期間中において、ヘッジ活動に使われるデリバティブ及び非デリバティブがヘッジ対象項目の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するのに高い有効性を有しているかどうかを査定している。ヘッジの有効性の査定結果により、資金的に影響のない公正価値の変動に対する会計処理方法を決定している。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され適格であるデリバティブの公正価値の変動は、それらが有効である限り、その他の包括利益に計上される。ヘッジの非有効部分は直ちにデリバティブ及びその他の

(損)益として当期純利益に計上される。デリバティブの定期的なネットの金利決済額は、連結損益計算書において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが計上される科目と同じ科目に計上される。

非有効と判断された金額を含む、公正価値ヘッジとして指定され、適格であるデリバティブ商品に係る 見積公正価値の変動、及びヘッジ対象の資産・負債の見積公正価値の変動のうちヘッジしたリスクに関連 する部分は、デリバティブ及びその他の(損)益として当期純利益に計上される。

当社は、親会社の円建て負債(サムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金)の大半を、日本社への当社の投資に係る為替リスクに対する非デリバティブ・ヘッジとして指定している。当社は、毎四半期初に純投資ヘッジの指定を実施している。親会社において指定している、非デリバティブ・ヘッジ及びデリバティブ・ヘッジの想定元本が、日本社に対する当社の純投資と同額もしくはそれを下回った場合は、このヘッジは有効であるとみなされ、円建て負債に係る外貨換算による影響は、その他の包括利益に外貨換算未実現(損)益として計上される。一方、これらの指定された純資産ヘッジのポジションが日本社に対する当社の純投資を上回った場合、その超過部分に係る外貨換算による影響は当期純利益(デリバティブ及びその他の損益)に計上される。

ヘッジとして指定していないデリバティブは、公正価値で計上され、その変動はデリバティブ及びその他の(損)益として当期純利益に計上される。独立したデリバティブの公正価値は、連結貸借対照表のその他の資産又はその他の負債に含まれる。

未決済のデリバティブの債権債務に関して、当社は、現金あるいはその他の有価証券を担保として受け入れ又は差し入れる。当社が担保として受け入れた現金は、資産として計上され、同時にこれに対応する当社からの現金担保の返還に係る負債を計上する。当社が担保として差し入れた現金は、現金の減少として計上され、同時にこれに対応する当社への現金担保返還に係る未収金を計上する。当社は一般的に、当社によって占有されている担保についての転担保あるいは転売を認められているが、通常それを実行することはない。担保として受け入れた有価証券は、当社が当該有価証券を売却する権利を行使するか、相手方の債務不履行に際して担保権を保全するまでは認識されない。当社が担保として差し入れた有価証券は、当社の貸借対照表において、差し入れ後も継続して運用資産として計上される。

繰延新契約費:特定の新契約獲得の直接増分費用は、保険料払込期間にわたり、利息分も勘案して繰り延べ、予定保険料収入総額に対する年間保険料収入の比率に応じて償却されている。予定保険料収入は、責任準備金を算出する根拠となる死亡率と継続率及び金利の予測値を用いて計算されている。これにより収益と新契約に関する費用を期間対応させている。繰り延べられる費用は、当年度保険販売手数料のうち次年度以降の最終的な手数料を超過する部分、ならびに保険証券の発行、保険引受及び販売などに関する一部の直接費用の増分を含んでおり、これらすべての増分費用は新契約獲得の成功に直接関連するものである。

一部の商品については、契約者には、新たな契約への転換、契約の修正、契約の裏書、特約の付加、又は契約内容の選別などの方法で、商品の保障内容、特徴や契約者としての権利を変更する選択肢が与えられている。これは内部転換と呼ばれている。内部転換を実施した場合、もし、転換後契約の内容が実質的に不変であれば、転換後の新契約は旧契約の継続として処理し、旧契約に係る未償却繰延新契約費は予想される新契約の継続期間にわたって引き続き償却され、契約転換に係る費用は、契約保全費用として発生の都度費用に計上される。一方、転換後の新契約の内容が実質的に不変といえないのなら、旧契約の消滅と新契約の成立として処理する。この場合、旧契約に係る未償却繰延新契約費は直ちに費用として計上され、新契約の取得費用は、当社の繰延新契約費の会計方針に沿って、資産に計上され、償却されていくこととなる。

当社は繰延新契約費の回収可能性及び保険契約準備金の適切性を、毎年、当社の保有契約の営業保険料全体を評価することにより、測定している。その結果によれば、当社の繰延新契約費は回収可能であり、保険契約準備金は適正である。(詳細については、以下の「保険契約準備金」の項を参照のこと。)

保険契約準備金:責任準備金は、将来発生すると予想される保険請求に対応する部分で、予定利率、継続率及び当社の経験値を反映して修正した罹患率及び死亡率に基づき、不利な予測差異に係る引当を考慮したうえで、平準純保険料方式によって計算されている。これらの計算基礎率は一般的に保険引受時に決定される。

支払備金は、過去の保険金給付金支払実績をもとに、最近の動向と条件の変化を反映させるよう調整した統計分析を用いて計算した、割引前の見積額である。最終的な負債額がこうした見積もりと大きく乖離することもあり得る。また、新しい給付実績データに基づき、これらの見積もりに定期的に修正を加え、修正を行った年度の経営成績に反映させている。

その他の保険契約準備金は、主として、一部の日本社の短期払商品の購入に伴って契約者から払い込まれる、割引を伴う前納保険料から構成されている。これらの前納保険料は、払込時に繰り延べられ、契約上の保険料払込期間にわたって保険料収入として認識される。

転換後契約の内容が実質的に不変とはいえないと判定された内部転換については、転換前旧契約に係る保険契約準備金は直ちに取り崩され、その代わり、新契約に係る保険契約準備金が積み立てられることになる。

再保険:当社は、通常の事業の一環として、他社と再保険契約を締結する。個々の再保険契約について、適用のある会計基準に準拠して、当社に対して保険リスクに関する損失又は債務についての補償がなされるか判断する。授受した再保険料及び再保険金は、元受保険契約の会計処理の基礎及び再保険契約の条項と整合的に計上される。保険料、保険金、繰延新契約費は出再保険控除後で計上されている。詳細については連結財務諸表注記8を参照のこと。

法人税等:法人税等は財務諸表上の税引前当期純利益に基づいて計算されており、その利益は当社の法人税申告上の利益とは異なる。繰延法人税等は、会計上と税務申告上の金額の間に発生する資産及び負債の一時差異を、その差異が解消すると予想される会計期間に適用される税法や法定税率に基づいて認識される。繰延税金資産は、当局による税務調査にあたり税務上のポジションを維持できる可能性が高いかどうかの当社の評価に基づいて計上される。評価引当金は、繰延税金資産が実現しない可能性が実現する可能性よりも高い場合に設定される。

上記「外貨の換算」の項で述べたとおり、日本社は、2013年10月1日より前には、その他の包括利益において外貨換算調整額が計上されないドル建ての投資を保有していた。しかしながら、その他の包括利益には外貨換算の影響がない一方で、これらの投資に係る為替差損益に関連する繰延法人税費用あるいは繰延法人税軽減効果は、有価証券の満期及び売却まではその他の包括(損)益において認識される。これらのドル建て投資に係るその他の包括(損)益項目に係る法人税費用(軽減効果)合計については、2012年には492百万ドルの費用が、2013年には614百万ドルの費用が含まれていた。その他の包括利益に係る税額合計からこれらの金額を除くと、税引前その他の包括(損)益に係る実効税率は、2012年が32%、2013年が31%であった。

生命保険契約者保護機構及び州保証協会賦課金:日本政府は、生命保険業界に対して生命保険契約者保護機構への負担金の拠出を求めている。当社は、生命保険業界全体の負担額に対する当社負担分の見積計算ができる状況になった時点で、これを費用計上している。更に、保護機構への見積拠出債務を毎年見直し、修正した場合はその差額を日本社の費用として計上している。

米国では州ごとに、その州で営業する保険会社のうち支払不能に陥った会社を支援する保証協会が組織されている。今までのところ、州保証協会に対する当社の賦課額は重要ではなかった。

自己株式:自己株式は株主持分の減少として取得原価で計上される。再発行する自己株式の原価の算定にあたっては、取得価格の加重平均値を用いている。実現損益はすべて自己株式再発行時に株式払込剰余金に含めている。

株式報酬:株式報酬取引に係る報酬費用は、付与日の公正価値で測定される。そして、これらの費用は 従業員が報奨と引き換えに労働サービスを提供する権利確定期間にわたって財務諸表に認識される。

1株当たり当期純利益:基本1株当たり当期純利益(EPS)は、発行済制限なし株式の期中加重平均数で当期純利益を除して算出し、また、希薄化後1株当たり当期純利益は、期中加重平均発行済株式数に希薄化効果を持つ株式による報酬にかかわる発行予定株式数を加えた合計株式数で当期純利益を除して算出している。

表示の組替:当年度の本報告書の表示と整合させるため、過年度の金額に組替調整を行っている。連結財務諸表注記10に記載のとおり、従前は繰延税金資産負債の各項目に含まれていた繰延外国為替差損益を独立表示するように組替えを行った。この表示の組替は、当期純利益又は株主持分合計に影響を与えなかった。

新会計基準

最近適用された会計基準

繰越事業損失(純額)、これに類似した繰越税務損失あるいは繰越税額控除が存在する場合の未認識の **法人税軽減効果の表示:**2013年7月、FASBは、繰越事業損失(純額)、これに類似した繰越税務損失あるい は繰越税額控除が存在する場合の財務諸表表示を改定するガイダンスを発表した。この新しいガイダンス は、基本的に、未認識の法人税軽減効果、あるいは未認識の法人税軽減効果の一部を、繰越事業損失(純 額)、これに類似した繰越税務損失あるいは繰越税額控除に係る繰延税金資産から減額して財務諸表に表 示することを求めるものである。しかし、適用される税法の下で、税務ポジションが認められないことに より生じる追加的な法人税の相殺に使用することができる、繰越事業損失(純額)、これに類似した繰越 税務損失あるいは繰越税額控除が財務報告日において存在しない場合、又は適用される税法が、上述の目 的のための繰延税金資産の使用を要求しておらず、当該事業体もこの目的で繰延税金資産を用いる意思が ない場合、未認識の法人税軽減効果は、財務諸表において負債として表示しなければならず、繰延税金資 産と相殺してはならない、としている。この会計基準は、財務報告日において、繰越事業損失(純額)、 これに類似した繰越税務損失あるいは繰越税額控除が存在し、未認識の法人税軽減効果を有する全ての事 業体に対して適用される。このガイダンスは、2013年12月16日以降に開始する財務報告年度及びそれらの 報告年度における中間報告から有効となり、表示される全ての比較年度において、適用日以降に存在する 未認識の法人税軽減効果に対してこれを適用して表示することが求められている。当社は2014年1月1日付 でこのガイダンスを適用した。このガイダンスの適用は、当社の財務諸表に重要な影響を与えるものでは なかった。

デリバティブ及びヘッジ:2013年7月、米国財務会計基準審議会(FASB)はオーバーナイト・インデックス・スワップ・レート(OIS)とも呼ばれるフェデラル・ファンド実効スワップ・レートをヘッジ会計におけるベンチマーク金利として採用することを認めるガイダンスを公表した。従前は、米国財務省証券金利とロンドン銀行間取引金利(LIBOR)のスワップ・レートのみがGAAPに基づくヘッジ会計のベンチマーク金利として認められていた。この変更は、市場におけるヘッジ実務の進展を反映しており、金利リスクのヘッジにより柔軟性を持たせることを意図したものである。当社は2013年7月17日以降の新規の又は再指定したヘッジ関係に対して、この指針を2013年第3四半期から将来に向かって適用した。このガイダンスの適用は当社の財務状況又は経営成績に影響を与えなかった。

その他の包括(損)益から組み替えられた金額の表示:2013年2月、FASBは、その他の包括(損)益累計額から純利益に組み替えられた項目の組替調整額を、純利益及びその他の包括(損)益が表示される計算書又は財務諸表注記に表示することを要求するガイダンスを公表した。更に、この改定は、その他の組替項目について現在要求されているその他の開示情報と相互参照することを求めている。当社は、2013年1月1日付でこのガイダンスを適用した。このガイダンスの適用は、当社の財務諸表の開示に影響を与えたものの、当社の財政状態又は経営成績に影響を与えなかった。

資産及び負債の相殺に係る情報開示:2011年12月、FASBは、資産及び負債の相殺に係る開示を改定するガイダンスを公表した。この新しいガイダンスは、基本的には、従来の相殺情報開示の適用に関するFASBの意図を明確にするものである。企業は、貸借対照表上での相殺表示要件を満たす金融商品及び取引並びにその活動がマスター・ネッティング契約に類する契約の対象となる金融商品及び取引の双方について、グロス及びネットの金額を開示することを求められている。本ガイダンスの適用範囲が2013年1月に修正され、デリバティブ、買戻し条件付き売却、売戻し条件付き購入及び有価証券の貸借契約に対して適用されると明記された。この開示は、米国会計基準と国際会計基準の一貫性を目指す動きによるものである。当社はガイダンスを、2013年1月1日付で適用した。このガイダンスの適用は、当社の財務諸表の開示に影響を与えたが、当社の財政状態又は経営成績には影響を与えなかった。

医療保険事業者から連邦政府に対して支払われる手数料:2011年7月、FASBは医療保険制度改革法(以下「改革法」)によって、医療保険会社が強制的に負担を求められている手数料の会計処理についてのガイダンスを公表した。改革法は、2014年1月1日以降毎暦年、医療保険会社に対して年次手数料を負担するよう求めている。医療保険会社が負担すべき手数料は、その会社が米国において、医療費用に関するなんらかのリスクに対する保険を提供した年の9月末に支払期日が到来する。医療保険業界に対する手数料負担は、その会社が前年に米国において医療リスクの保障として提供した保険契約に係る同年の純保険料収入に対する割合に基づき、個々の保険会社に配賦される。この会計ガイドラインは、通年(暦年)の支払手数料に係る負債を見積もり、その全額をその年に計上することを求めており、他により適切な配分方法がない限り、これに対応する繰延費用を定額法で通年にわたり償却することを求めている。当社は2014年1月1日付でこのガイダンスを適用した。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではなかった。

包括利益の表示: 2011年6月、FASBは包括利益の表示を改定する内容の指針を公表した。その改定は、株主持分における全ての非所有者持分の変動を示すために、包括利益計算書に継続的に記載するか、あるいは別に計算書を作成して包括利益計算書の次に添付することを要求している。当社は、2012年1月1日付でこの指針を適用し、別に計算書を作成して包括利益計算書の次に添付する方法を選択した。この指針の適用は、当社の財政状態及び経営成績に影響を与えなかった。

公正価値の測定及び情報開示:2011年5月、FASBは公正価値の測定及び開示要求を改定する内容の指針を公表した。修正の大部分は、現在の公正価値の測定及び開示要求の適用についてFASBの意図を明確にするものである。その他の改定としては、公正価値の測定又は公正価値測定に関する情報開示に対する特定の原則又は要件を変更している。新しい公正価値の測定開示には、観察不可能なインプットの変化に対する公正価値の定性的な感応度解析、及び公正価値のみが開示されている項目に対する公正価値ヒエラルキーのレベル別分類など、レベル3の測定に対する追加的な定量的及び定性的な開示が含まれている。当社はこの指針を2012年1月1日付で適用した。この指針の適用は、当社の財務諸表の開示に影響を与えたものの、当社の財政状態又は経営成績には影響を与えなかった。

保険契約の獲得又は更新に係る費用の会計処理:2010年10月、FASBは保険契約の獲得又は更新に係る費用の会計処理に関する改定後の指針を公表した。従前の指針では、契約の獲得に連動し、本質的に契約の獲得に関連する費用は繰り延べることができた。改定された指針では、成約に至った新契約又は更新契約の獲得に係る直接増分費用のみ資産に計上することができ、一定の基準を満たせば、直接回答広告費の資産計上も可能である。この指針は、2011年12月16日以降に開始する期中及び年間の報告期間に将来に向かって又は遡及的に適用される。当社は、2012年1月1日付でこの指針を遡及適用した。本指針が適用された期における開始残高の日付である2009年12月31日現在、この基準の遡及適用による利益剰余金の税引後累積減少額は391百万ドル、その他の包括利益累計額における未実現為替換算差益の税引後累積減少額は67百万ドルとなり、その結果、株主持分の減少額は合計で458百万ドルとなった。この新基準の適用による、2011年及び過年度の純利益への影響は重要なものではなかった。

適用を予定している会計基準

デリバティブとヘッジ - 持分証券の形式で発行されたハイブリッド型金融商品に関する主契約部分が 負債と資本のいずれにより近いかの判断: 2014年11月、FASBは、持分証券の形式で発行されたハイブリッ ド型金融商品の主契約部分の経済的な性格及びリスクについて、どのように評価するかを明確にするガイ ダンスを発表した。このガイダンスはまた、事業体が当該条件及び特徴のウエイトづけを行う際に、その 実体を評価すべきであることを明確にした。この改定は、2015年12月16日以降に開始する会計年度及びこ れに含まれる中間期より有効となる。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

財務諸表の表示 - 継続企業の前提:継続企業の前提を維持するための事業体の能力に関わる不確実性の開示: 2014年8月、FASBは、会社が継続企業の前提を維持する能力について重大な疑義が存在するか否かの評価及びこれに関連する注記についての経営陣の責任に関する、米国会計基準のガイダンスの改定を公表した。各決算期において、財務諸表の公表日から1年以内に継続企業の前提に重大な疑義を生じさせる状況や事象が存在するかどうかについて、経営陣は評価することが求められる。この改定は、2016年12月16日以降に終了する会計年度及び2016年12月16日以降に開始する会計年度に含まれる中間期より有効となる。また、財務諸表が未公表の会計年度又は中間期の決算期について、本件改定を早期適用することが認められている。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

債権 - 債権者による不良債権のリストラクチャリング:特定の政府保証付き住宅担保貸付の担保権行使 時の分類: 2014年8月、FASBは、連邦住宅局(FHA)及び退役軍人局(VA)を含む政府保証付き住宅担保貸付を保有する債権者に影響を及ぼす、不良債権のリストラクチャリングに関する改定ガイダンスを公表した。このガイダンスは、特定の条件が充足された際の担保権の行使時において、当該住宅担保貸付の認識を中止し、別個の債権として認識するよう求めている。このガイダンスは、2014年12月16日以降に開始する会計年度及び中間期より有効となる。このガイダンスの適用が当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

報酬 - 株式報酬 - 報酬の条件として必要勤務期間後に達成される可能性がある業績目標を定めた株式に基づく報酬の会計処理: 2014年6月、FASBは、特定の業績目標が報酬の受給権に影響し、業績目標が必要勤務期間の終了後に達成される可能性のある特定の株式に基づく報酬の支払いについて、当該業績目標を業績条件として取り扱うものとする改定ガイダンスを公表した。報告を行う事業体は、受給権に影響する業績条件が付された報酬について、既存のガイダンスを適用しなければならない。業績目標は、その報酬の付与日における公正価値の評価に反映させてはならない。報酬費用は、業績目標が達成される可能性が高くなった期間に計上し、必要勤務期間終了後の、一つのあるいは複数の期間に帰属する費用として計上されなければならない。必要勤務期間終了前に業績目標が達成される可能性が高くなった場合、残存する未認識の報酬費用は、必要勤務期間終了までの残余期間にわたって計上されなければならない。必要勤務期間中及びその終了後における報酬費用の総額は、受給権付与が予想される報酬金額を反映し、最終的に受給権付与がなされる報酬を反映するように調整されなければならない。従業員が役務の提供を終了可能、かつ業績目標が達成されれば引き続き受給資格がある場合、必要勤務期間は終了する。このガイダンスは、2015年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。また、このガイダンスを早期適用することは認められている。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

譲渡及びサービシング - 譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引、買戻契約による資金調達及び開示: 2014年6月、FASBは買戻契約と有価証券貸付取引に関する改定ガイダンスを公表し、他の買戻契約と整合性を保つため、満期日を期限とするレポ契約と買戻契約による資金調達を、担保付借入金として計上する旨の変更を行った。この改定により、透明性向上のため、買戻契約における差入担保の種類や担保付借入金として計上される同様の取引についての新たな情報開示を要求している。この新しいガイダンスは、2014年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

顧客との契約からの収益:2014年5月、FASBは、財又はサービスの提供のために顧客と契約を締結する事業体、あるいは非金融資産の移転のために顧客と契約を締結する事業体(保険契約やリース契約等その他

の基準に該当しない場合のみ)に影響を与えるガイダンスを改定した。このガイダンスの中核的な原則は、顧客への財又はサービスの移転を描写するように、財又はサービスと交換に事業体が権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しなければならないとしている。この改定は、2016年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。改定ガイダンスを早期適用することは認められていない。このガイダンスの適用は、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

債権 - 債権者による不良債権のリストラクチャリング- 個人向け住宅担保貸付の担保権行使時における 住宅用不動産の再分類: 2014年1月、FASBは不良債権のリストラクチャリングに関する改定ガイダンスを公 表し、実質的な担保差押え又は担保権の行使が発生した場合、及び債権者が個人向け住宅担保貸付の担保 となっている居住用不動産を物理的に占有したとみなされる場合の会計処理を明示した。この新しいガイ ダンスは、2014年12月16日以降に開始する会計年度及びこれに含まれる中間期より有効となる。このガイ ダンスの適用が当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるものではない。

最近公表されたその他の新会計基準は、当社の事業は適用対象ではないか、もしくは当社の事業に重要な影響がなかった、あるいは重要な影響があるとは見込まれない。

2. 事業セグメント情報

当社は、日本社と米国社という2つの保険事業セグメントから構成されており、日本社と米国社を通じて個人補完保険及び生命保険を販売している。個別のセグメントとして報告すべきほどの規模ではない事業セグメント及び、日本社及び米国社に含まれない事業活動は、「その他事業セグメント」に包括している。

当社では、日本社と米国社を除く全社の間接経費は事業セグメントごとに配賦していない。また、当社は、事業セグメントごとの業績を税引前事業利益と呼ばれる指標に基づいて評価している。当社の事業利益は、社債等に係る支払金利を含む当期純利益から、税引後で、資産運用実現損益(有価証券取引、減損、デリバティブ及びヘッジ活動の影響)、非経常的損益及びその他の非事業損益を除外した数値である。そこから事業に係る法人税を除いたものが税引前事業利益である。12月31日に終了した各事業年度におけるセグメント別の経営成績は下表のとおりであった。

収益:	
日本社:	
保険料収入(純額):	
がん保険 \$ 5,596 \$ 6,123 \$ 7,537	7
医療保険 3,770 4,282 5,244	1
生命保険 4,495 4,577 4,370)
投資収益(純額) 2,662 2,651 2,845	5
その他の収益 32 55 57	7
日本社収益合計 16,555 17,688 20,053	3
米国社:	
保険料収入:	
事故・重度障害保障保険 2,303 2,284 2,213	3
がん保険 1,279 1,283 1,282	2
その他医療保険 1,371 1,334 1,259	}

					디
生命保険	258		252		242
投資収益(純額)	645		632		613
その他の収益	3		6		19
米国社収益合計	 5,859		5,791		5,628
その他事業セグメント	 43	-	49	_	46
全事業セグメント合計	 22,457	-	23,528	_	25,727
資産運用実現(損)益	171 ⁽¹⁾	-	389 ⁽¹⁾		(349)
全社(日本社と米国社を除く)収益	281		302		269
内部取引の消去	(248)		(308)		(276)
その他の非事業(損)益	 67		28	_	(7)
収益合計	\$ 22,728	\$	23,939	\$	25,364

⁽¹⁾セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2014年度の44百万ドル及び2013年度の10百万ドルは除外されている。

(単位 : 百万ドル)		2014年		2013年		2012年
税引前利益:			_		_	
日本社	\$	3,458	\$	3,628	\$	3,904
米国社		1,073		1,038		997
その他事業セグメント		(2)		(1)		(3)
全事業セグメント合計		4,529	_	4,665	_	4,898
支払利息(非保険事業部門)		(198)		(184)		
全社(日本社と米国社を除く)経費 及び内部取引の消去		(78)		(68)		(56)
税引前事業利益		4,253	-	4,399	_	4,658
資産運用実現(損)益		171 ⁽¹⁾		389 ⁽¹⁾		(349)
その他の非事業(損)益		67		28		(7)
税引前利益合計	\$	4,491	\$	4,816	\$	4,302
税引前事業利益に対応する法人税等	\$	1,456	\$	1,512	\$	1,561
事業利益に対する為替変動の影響	_	(117)	=	(357)	=	8

⁽¹⁾ セグメント別業績を分析する際には、社債等に係る通貨スワップの公正価値変動のうち金利部分は営業利益として区分されるが、ここでは当該金利部分に関連した、2014年度の44百万ドル及び2013年度の10百万ドルは除外されている。

12月31日現在における資産は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	 2014年	 2013年		2012年
資産:			_	
日本社	\$ 98,525	\$ 102,973	\$	113,678
米国社	18,383	16,112		16,122
その他事業セグメント	 128	 155		154

		 	 有価	証券報告書
全事業セグメント合計	117,036	119,240	129,954	
全社(日本社と米国社を除く)	24,636	19,909	20,318	
内部取引の消去	(21,905)	(17,842)	(19,178)	
資産合計	\$ 119,767	\$ 121,307	\$ 131,094	

円貨の換算による影響:下表は、12月31日に終了した各事業年度に用いられた円 / ドル為替レートを示している。為替レートによる影響は、それぞれの年度において前の年度と同一の為替レートを用いて計算されている。

	2014年	2013年	2012年
損益計算書:			
期中加重平均円/ドル為替レート	105.46	97.54	79.81
対前年比円高(安)進行度	(7.5)%	(18.2)%	(0.1)%
税引前事業利益に対する影響額 (単位:百万ドル)	\$\$	(534)	\$11
	2014年		2013年
貸借対照表:			
期末円/ドル為替レート	120.55		105.39
対前年比円高(安)進行度	(12.6)%		(17.8)%
資産合計に対する影響額 (単位:百万ドル) \$	(10,706)	\$	(17,836)
負債合計に対する影響額 (単位:百万ドル)	(12,025)		(19,806)

日本社からの資金移動:日本社は親会社に対しては経営管理報酬を、米国社に対しては配賦経費と利益を送金している。12月31日に終了した各事業年度の資金移動は以下のとおりであった。日本社からの資金移動に対する規制については、注記13を参照のこと。

(単位 : 百万ドル)		2014年 2013年			2012年		
経営管理報酬	\$	39	\$	37	\$	30	
配賦経費		71		74		58	
利益送金	-	1,704	_	771	_	422	
日本社からの送金合計	\$	1,814	\$_	882	\$_	510	

有形固定資産:建物ならびに器具及び設備の原価は、その予想耐用年数(建物は最長で50年、器具及び設備は最長で20年)にわたって、主に定額法で減価償却される。維持・修理に係る支出は発生の都度費用として計上される一方、改良に係る支出は資産として計上され、その後減価償却される。12月31日現在における有形固定資産の内訳は以下のとおりであった。

 (単位: 百万ドル)
 2014年

 2013年

有形固定資産:

481

429

未収金:未収金は、主として個人契約者又は給与天引の場合はその雇用主からの月払い保険料から構成され、引当金控除後で計上されている。12月31日現在、日本社の事業における未収金は、2013年が731百万ドル(未収金総額の82.9%)、2014年が386百万ドル(同45.8%)であった。

3. 運用資産

投資収益(ネット)

有形固定資産(純額)合計

12月31日に終了した事業年度の投資収益(ネット)は下表のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	 2014年 2013年			2012年		
期限付証券	\$ 3,249	\$	3,210	\$	3,248	
永久証券	141		153		253	
持分証券及びその他	7		7		17	
短期運用資産及び現金等価物	 2		1		2	
投資収益合計	3,399		3,371		3,520	
差引資産運用費用	 80		78		47	
投資収益 (純額)	\$ 3,319	\$	3,293	\$	3,473	

運用資産

12月31日現在における当社の債券と永久証券の償却原価、持分証券の取得原価及びこれらの運用資産の公正価値は以下のとおりであった。

	2014年							
(単位 : 百万ドル)	取得原価 又は 償却原価		未実現利益 合計		未実現損失 合計		公正価値	
売却可能有価証券(公正価値で計上): 期限付証券:								
円建て:								
日本国債及び政府機関債 \$	17,341	\$	1,740	\$	-	\$	19,081	
地方債	88		9		-		97	

				7
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	351	35	_	386
公益事業債	1,691	226	5	1,912
外国政府及び国際機関	799	163	-	962
銀行及び金融機関	2,752	325	189	2,888
その他の企業	3,479	531	48	3,962
円建て期限付証券合計	26,501	3,029	242	29,288
ドル建て:				
米国国債及び政府機関債	100	17	_	117
地方債	961	201	2	1,160
モーゲージ・バック証券及び				
アセット・バック証券	185	31	-	216
公益事業債	5,061	960	36	5,985
外国政府及び国際機関	343	111	-	454
銀行及び金融機関	2,943	775	8	3,710
その他の企業	22,291	2,682	330	24,643
ドル建て期限付証券合計	31,884	4,777	376	36,285
期限付証券合計	58,385	7,806	618	65,573
永久証券:				
円建て:				
銀行及び金融機関	2,132	223	92	2,263
その他の企業	183	48	-	231
ドル建て:				
銀行及び金融機関	125	50	<u>-</u>	175
永久証券合計	2,440	321	92	2,669
持分証券	19	9	-	28
売却可能有価証券合計	\$ 60,844 <u>\$</u>		710 \$	68,270

	2014年							
(単位 : 百万ドル)	_	取得原価 又は 償却原価		未実現利益		未実現損失 合計		公正価値
(単位 : 日の : ル) 満期保有有価証券(償却原価で計上):	_		-		-		-	
期限付証券:								
円建て:								
日本国債及び政府機関債	\$	20,023	\$	3,195	\$	-	\$	23,218
地方債		346		71		-		417
モーゲージ・バック証券及び								
アセット・バック証券		43		3		-		46
公益事業債		3,342		281		20		3,603
外国政府及び国際機関		2,556		272		14		2,814
銀行及び金融機関		4,932		231		78		5,085
		149/331						

その他の企業		3,000		326		12		3,314
円建て期限付証券合計	-	34,242		4,379		124		38,497
満期保有有価証券合計	\$	34,242	\$	4,379	\$	124	\$	38,497
	=						=	
	_			201	3年			
(単位 : 百万ドル)	_	取得原価 又は 償却原価	-	未実現利益	_	未実現損失	_	公正価値
売却可能有価証券(公正価値で計上):								
期限付証券:								
円建て:								
日本国債及び政府機関債	\$	14,936	\$	431	\$	33	\$	15,334
モーゲージ・バック証券及び		,	·		·			,
アセット・バック証券		558		29		-		587
公益事業債		2,261		100		18		2,343
外国政府及び国際機関		978		85		28		1,035
銀行及び金融機関		2,799		220		242		2,777
その他の企業		3,956		151		185		3,922
円建て期限付証券合計	•	25,488		1,016	_	506		25,998
ドル建て:								
米国国債及び政府機関債		92		10		4		98
地方債		992		71		12		1,051
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券		163		21		_		184
公益事業債		4,931		471		183		5,219
外国政府及び国際機関		404		85		1		488
銀行及び金融機関		3,318		447		33		3,732
その他の企業		21,123		1,347		1,170		21,300
ドル建て期限付証券合計	-	31,023		2,452	_	1,403	•	32,072
期限付証券合計	•	56,511		3,468		1,909		58,070
永久証券:	-	·		<u> </u>	_	<u> </u>	•	<u> </u>
円建て:								
銀行及び金融機関		2,582		151		217		2,516
その他の企業		209		_		_		209
ドル建て:								
銀行及び金融機関		196		35		9		222
永久証券合計	•	2,987		186		226		2,947
持分証券	-	17		5	_	1	•	21
売却可能有価証券合計	\$	59,515	\$	3,659	\$ _	2,136	\$	61,038

2013年								
	取得原価 又は 償却原価	-	未実現利益 合計	_	未実現損失 合計		公正価値	
\$	27,362	\$	1,347	\$	1	\$	28,708	
	399		41		-		440	
	58		3		-		61	
	3,900		150		122		3,928	
	2,941		171		72		3,040	
	6,310		146		328		6,128	
_	3,445		183		87	_	3,541	
_	44,415		2,041		610	_	45,846	
\$	44,415	\$	2,041	\$	610	\$_	45,846	
	_	又は 償却原価 \$ 27,362 399 58 3,900 2,941 6,310 3,445 44,415	又は 償却原価 \$ 27,362 \$ 399 58 3,900 2,941 6,310 3,445 44,415	取得原価 又は 未実現利益 償却原価	取得原価 又は 未実現利益 償却原価 合計 \$ 27,362 \$ 1,347 \$ 399 41 58 3 3,900 150 2,941 171 6,310 146 3,445 183 44,415 2,041	取得原価 又は 償却原価 未実現利益 合計 未実現損失 合計 \$ 27,362 \$ 1,347 \$ 1 399 41 - 58 3 - 3,900 150 122 2,941 171 72 6,310 146 328 3,445 183 87 44,415 2,041 610	取得原価 又は 未実現利益 未実現損失 償却原価 名計 名計 名計 399 41 - 58 3 - 58 3 - 3,900 150 122 2,941 171 72 6,310 146 328 3,445 183 87 44,415 2,041 610	

当社における期限付証券、永久証券及び持分証券の公正価値の決定方法は、注記5に記載されている。

2014年、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことを受け、当社は、3銘柄の投資を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。この区分変更時の、これらの証券の償却原価の総計は424百万ドルで、未実現損失の総計は54百万ドルであった。2013年、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことを受け、当社は2銘柄の投資を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。これらの銘柄の区分変更時の償却原価は、492百万ドルで、未実現損失は153百万ドルであった。2012年、発行体の信用状況が非投資適格級に格下げされたことを受け、当社は、7銘柄の投資を満期保有有価証券から売却可能有価証券に区分変更した。この区分変更時の、これらの証券の償却原価の総計は12億ドルで、未実現損失の総計は290百万ドルであった。

契約上の満期と経済的な満期

2014年12月31日現在において当社が保有している期限付証券の契約上の満期は以下のとおりであった。

	_	日	<u> </u>	米国社				
(単位 : 百万ドル)	_	償却原価	公正価値		_	償却原価	_	公正価値
売却可能期限付証券:								
1年以内	\$	369	\$	390	\$	65	\$	69
1年超~5年以下		1,519		1,771		628		724
5年超~10年以下		10,351		10,979		1,472		1,561
10年超		34,018		38,595		9,103		10,540
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-	405		461		36		46

売却可能期限付証券合計	\$ 46,662	\$52,196	\$11,304	\$12,940
満期保有期限付証券:				
1年超~5年以下	1,520	1,631	-	-
5年超~10年以下	1,937	2,130	-	-
10年超	30,742	34,690	-	-
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	43	46		
満期保有期限付証券合計	\$34,242	\$38,497	\$	\$

上記の表には、親会社が2014年12月31日現在保有している売却可能期限付証券(償却原価で419百万ドル、公正価値で437百万ドル)が含まれていない。

発行体によっては違約金の有無を問わず、期限前償還を実施する権利を有している場合もあるため、予想される償還期日は契約上の満期日と異なることもある。

当社が保有する大半の永久証券の返済優先順位は、同発行体の他の債券に比べて低いものの、同発行体の持分証券よりは高くなっている。永久証券は債券と持分証券の両方の特性を併せ持っており、特有の構造により、経済的な満期日が設けられている。永久証券には契約上の満期日はないが、発行時に明記された固定クーポンが一定期間の後に短期変動金利に変わる。永久証券は、一般的に、固定クーポンが新たな変動金利に変更される時点で、発行体による期限前償還が可能となる。この変動金利は、特定の市場金利のインデックスに一定の上乗せ金利を加えて決定される。その結果として、経済的な満期日が形成される。2014年12月31日現在においてすべて売却可能有価証券として分類された当社保有の永久証券の経済的な満期は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	日	本社	米国社			
	置却原価	公正価値		償却原価	_	公正価値
1年以内 \$	306	\$ 300	\$	5	\$	5
1年超~5年以下	624	674		-		-
10年超	1,466	1,635		39		55
売却可能永久証券合計 \$	2,396	\$2,609	\$	44	\$	60

運用資産の集中

当社の投資決定プロセスは、発行体の基本的な信用状況を個々に確認することから始まる。当社は、所定の契約条項の下における発行体の支払能力に影響を及ぼすと考えられる要素を個々に評価する。これには、発行体の本国(政治的、法律的及び財政的なもの)、発行体が属する産業(産業構造、エンド・マーケットの動向及び規制の分析も行う)、企業に固有の問題(経営陣、資産、利益、キャッシュの創出力及び資本の必要性など)、運用資産の契約条項(財務制限条項及び資本構造の状況など)を含む多様な分析項目が含まれる。当社は、広範な事業及び資産/負債のニーズ、ポートフォリオの多様化及び予測される収益を含むポートフォリオの管理目標を考慮しながら、当社の投資を更に評価していく。

12月31日現在、単独で株主持分の10%を超える運用銘柄は以下のとおりであった。

2014年 2013年

(単位:百万ドル)	信用格付け	償却原価		公正価値	信用格付け		償却原価		公正価値
日本国債 ⁽¹⁾	A	\$ 37,021	\$	41,878	AA	\$	41,924	\$	43,619

⁽¹⁾ 日本国債又は日本国債担保債権

銀行及び金融機関

2014年12月31日現在、当社の投資が集中している投資セクターの一つは、銀行及び金融機関であった。当社が投資先として承認した国において、それぞれの国の経済にとって戦略的な重要性を持つ金融機関に主に投資する。銀行及び金融機関セクターは、当局による規制が強く、また世界経済にとって戦略的な役割を果たしている。

12月31日現在、銀行及び金融機関セクターへの当社の投資総額(永久証券を含む)は以下のとおりであった。

	2014	年		2013年
	銀行及び金融 機関セクターに		銀行及び金融 機関セクターに	
	対する	投資ポート	対する	投資ポート
	投資合計	フォリオ全体に	投資合計	フォリオ全体に
	(単位:百万ドル)	占める割合	(単位:百万ドル) 占める割合
期限付証券:				
償却原価	\$ 10,627	11 %	\$ 12,	427 12 %
公正価値	11,683	11	12,	637 12
永久証券:				
Upper Tier :				
償却原価	\$ 1,554	2 %	\$ 1,	920 2 %
公正価値	1,645	1	1,	913 2
Tier :				
償却原価	703	1		858 1
公正価値	793	1		825 1
合計:				
償却原価	\$ 12,884	14 %	\$ 15,	205 15 %
公正価値	14,121	13	15,	375 15
			•	

資産運用実現損益

12月31日に終了した事業年度における資産運用に係る税引前実現損益の詳細は以下のとおりであった。

(単位: 百万ドル) 2014年 2013年 2012年

有価証券実現(損)益:

期限付証券:

						有価
売却可能有価証券:						
売却利益合計	\$	192	\$	316	\$	427
売却損失合計		(12)		(87)		(48)
償還による純(損)益		34		34		2
一時的でない減損による損失		(31)		(128)		(734)
満期保有有価証券:						
償還による純(損)益		1		-		4
期限付証券合計		184	_	135	_	(349)
永久証券:						
売却可能有価証券:						
売却利益合計		-		-		127
売却損失合計		-		(1)		(98)
償還による純(損)益		-		-		60
一時的でない減損による損失		-		(70)		(243)
永久証券合計		-		(71)		(154)
持分証券:						
一時的でない減損による損失		-		(1)		-
持分証券合計	_	-		(1)		-
デリバティブ及びその他:						
デリバティブ(損)益		31		326		151
その他		-		10		3
デリバティブ及びその他合計		31		336		154
資産運用実現(損)益合計	\$	215	\$	399	\$	(349)

一時的でない減損損失

世界金融市場における金利、為替レート及び信用スプレッドの変動に伴い、当社の債券及び永久証券の公正価値も変動する。公正価値はまた、発行体の資産価値及び債務不履行、破綻あるいはその他の財務再構築において予想される最大の回収可能価額によって大きな影響を受ける。信用スプレッドに影響を与えるのは主に信用状況を取り巻く全般的な環境及び世界市場の流動性である。金利は、需要と供給、政府の金融政策、インフレ期待及び経済成長予測を含む多くの要因に左右される。信用スプレッドの水準、又は金利の一般的な変動に伴う当社運用資産の公正価値の変動は、これらの投資の発行体の本質的な信用力、及び最終的な回収可能性とは関連性が殆どないと認識している。一般的に、ある投資に1年以上未実現損失が発生している場合であっても、当社は、公正価値のこうした下落は一時的なものであると考えている。

しかし、信用状況を査定するプロセスにおいて、世界的な信用スプレッド及び金利の変動とは別に、個別の発行体の個別事情により当社の投資が回収できない可能性が高いと判定するケースもある。このようなケースでは、この発行体に対する投資について、その原価もしくは償却原価よりも下回った部分の公正価値の下落を一時的でない減損として認識し、その時の公正価値までその投資の簿価を引き下げる。

債券投資に係る通常の運用リスクに加えて、当社の永久証券投資は、概して発行体の国家の金融市場にとって不可分な銀行が発行したものである。国家経済における発行体の位置づけによっては、発行体が属する国家の政府による資本注入に伴う発行体の国有化リスクに晒される更なる可能性がある。政府による資本注入が発行体のあらゆるレベルの資本ストラクチャーにあまねく行き渡るという保証はない。また、一部の政府もしくは規制当局は、現金の保持及び発行体の資本の充実を目的に、ハイブリッド証券の発行体に対して、金利及び元本の支払い制限を課すことを検討する可能性もある。当社の投資に対する元利払いの更なる繰り延べによるキャッシュ・フローへの影響にとどまらず、これらの繰り延べにより、影響を受けた証券の格付けが引き下げられることも考えられる。格付けが下がれば、当該証券の公正価値が下落し、規制当局が当社に対して求める資本の要件が高まる可能性もある。信用状況査定プロセスにおいて、当社はこれらの要素を考慮している。

公正価値が償却原価まで回復する前に有価証券を売却するかどうかを決定するにあたり、当社は、将来のキャッシュ・フローのニーズ、有価証券ポートフォリオの構成を変更する判断、個別銘柄投資のリスク評価などの事実や状況等を評価する。当社では、保険負債のキャッシュ・フロー・テスト、社債の満期、予想される配当支払額及び他のキャッシュ・フローと流動性に関する当社のニーズなどを含めて、継続的に当社の流動性について分析を実施している。キャッシュ・フロー・テストには、詳細な運用資産と保険負債のデュレーション分析を含む。当社の分析に基づき、当社が下した結論は、当社には、満期前に投資を一切売却しなくても、流動性のニーズを満たす十分な余剰キャッシュ・フローがある、ということである。

12月31日に終了した各事業年度における運用資産種類別に見た当社の税引前減損損失の詳細は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年		2012年
永久証券	\$ -	\$	70	\$ 243
社債	31		102	345
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-		-	3
外国政府及び国際機関	-		26	386
持分証券	-		1	-
一時的でない実現減損合計 ⁽¹⁾	\$ 31	\$	199	\$ 977

^{(1) 2013}年及び2012年12月31日に終了した事業年度における信用関連の減損45百万ドル及び597百万ドル、2013年及び2012年12月31日に終了した事業年度における公正価値下落の程度及び期間による減損26百万ドル、27百万ドル、2014年、2013年及び2012年12月31日に終了した事業年度における有価証券を売却する意図の変更に伴う31百万ドル、128百万ドル及び353百万ドルを含む。

資産運用未実現損益

12月31日に終了した各事業年度における資産運用に係る未実現損益の変動は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年		2012年
未実現(損)益の変動:				
期限付証券:				
売却可能有価証券	\$ 5,629	\$	(2,281)	\$ 1,624
満期保有有価証券への区分変更	(10)		(9)	(14)
永久証券:				

			有価証券	報告書
売却可能有価証券	269	(129)	547	
持分証券	5	1	-	
未実現(損)益変動額合計	\$ 5,893	\$ (2,418)	\$ 2,157	

株主持分への影響

12月31日現在において、運用有価証券による未実現損益が株主持分に与えた影響(純額)は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年			2013年		
売却可能有価証券未実現(損)益	\$	7,426	\$	1,523		
満期保有有価証券に区分変更した有価証券の 未実現利益未償却額		-		11		
繰延法人税額		(2,754)		(499)		
株主持分に計上される保有有価証券未実現(損)益	\$	4,672	\$	1,035		

未実現損失の発生期間

下表は、12月31日現在における未実現損失が発生している当社の売却可能有価証券と満期保有有価証券の公正価値と未実現損失額を運用資産種類別と未実現損失が継続的に発生している期間の長さ別に集計したものである。

	2014年									
	合		12ヶ月	未満	12ヶ月以上					
(単位:百万ドル)	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失				
期限付証券:										
地方債:										
ドル建て	75	2	53	1	22	1				
公益事業債:										
ドル建て	1,001	36	164	7	837	29				
円建て	805	25	98	1	707	24				
外国政府及び国際機関:										
円建て	359	14	-	-	359	14				
銀行及び金融機関:										
ドル建て	205	8	53	5	152	3				
円建て	1,828	267	166	-	1,662	267				
その他の企業:										
ドル建て	8,072	330	1,901	62	6,171	268				
円建て	1,151	60	122	2	1,029	58				
期限付証券合計	13,496	742	2,557	78	10,939	664				

永久証券:

円建て	783	92	194	5	589	87
永久証券合計	783	92	194	5	589	87
合計	\$14,279	\$ 834	\$2,751	\$ 83	\$ 11,528	\$ 751

	2013年										
	合	 	12ヶ月]未満	12ヶ)	 月以上					
(単位:百万ドル)	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失	公正価値	未実現損失					
期限付証券:											
日本国債及び政府機関債:											
円建て	\$ 8,869	\$ 34	\$ 8,869	\$ 34	\$ -	\$ -					
地方債:											
ドル建て	177	12	145	8	32	4					
公益事業債:											
ドル建て	2,023	183	1,740	143	283	40					
円建て	2,519	140	1,816	54	703	86					
外国政府及び国際機関:											
ドル建て	12	1	12	1	-	-					
円建て	1,152	100	791	34	361	66					
銀行及び金融機関:											
ドル建て	547	33	454	23	93	10					
円建て	4,533	570	2,322	107	2,211	463					
その他の企業:											
ドル建て	11,588	1,170	8,504	733	3,084	437					
円建て	3,372	272	2,296	152	1,076	120					
米国国債及び政府機関債											
ドル建て	36	4	36	4	-	-					
期限付証券合計	34,828	2,519	26,985	1,293	7,843	1,226					
永久証券:											
ドル建て	59	9	52	8	7	1					
円建て	1,322	217	748	74	574	143					
永久証券合計	1,381	226	800	82	581	144					
持分証券	5	1	5	1	-	-					
合計	\$36,214	\$ 2,746	\$27,790	\$ 1,376	\$ 8,424	\$ 1,370					
			-								

未実現損失が発生している証券の分析

当社の運用資産に係る未実現損失の発生は、発行体の元利払い能力に関する固有の懸念よりも、主に金利、為替レートの変動、及び(又は)信用スプレッドの拡大といった一般的な市場の変化によるものであった。

公正価値の大幅な下落があった場合、当社は関連する発行体の信用状況についてより綿密な検証を行う。企業の発行体については、当社は、資産内容、及び業界のダイナミクス、競争力、財務諸表、並びにその他の入手可能な財務データを含む事業プロフィールから当該発行体の格付けを評価する。企業でない発行体に関しては、発行体特有の要因を含む信用補完についての全ての情報源を分析する。当社は一般に公開された情報を活用するとともに、一部の私募債の発行体については、当該発行体に対する直接の照会による情報を活用している。また、「全国的に認知されている統計的格付け機関(NRSRO)」の格付けや、

発行体の資本構成における優先劣後関係、財務制限条項、もしくはその他の関連事項を含む、当社の保有する有価証券の特性も考慮している。これらの調査を通じて、当社は、当該発行体が、継続的に当社に対する元利払い能力を保持しているかを評価する。

下表は、12月31日現在の当社の未実現損失に関する更なる情報である。

		2014年		2013年						
(単位:百万ドル) 期限付証券:	未実現損失 が発生して いる運用資 産合計に対 する割合	未実現損失 合計に対す る割合	投資適格債 に対する 未実現損失 合計割合	未実現損失 が発生して いる運用資 産合計に対 する割合	未実現損失 合計に対す る割合	投資適格債 に対する 未実現損失 合計割合				
粉似的脏力.										
日本国債及び政府機関債	-%	-%	-%	25%	1%	100%				
公益事業債	13	7	100	13	12	98				
外国政府及び国際機関	3	2	100	3	4	100				
銀行及び金融機関	14	33	31	14	22	64				
その他の企業	65	47	88	41	53	91				
期限付証券合計	95%	89%		96%	92%					
永久証券:	5	11	100	4	8	90				
合計	100%	100%		100%	100%					

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、運用資産の満期が近づくにつれて、未実現損益は減少すると予想される。当社の信用分析の結果、表中のセクターにおける当社の投資の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると考えている。

永久証券

Upper Tier

合計

当社が保有するUpper Tier 及びTier 永久証券の大半は高い格付けを受けている世界的な金融機関が発行したものである。Upper Tier の永久証券は、Tier 証券より債券に近い特性を持っており、返済順位ではTier 証券、優先株式及び普通株式に優先する。反対に、Tier 証券は株式としての特性がより強いが、返済順位では普通株式に優先しており、個別の証券、発行体の資本構造及び発行体が属する国の規制状況によっては、優先株式に優先する場合もある。

永久証券

91

1,920

1,913

(7)

12月31日現在、当社が保有する永久証券の詳細は以下のとおりであった。

1,554

2014年 2013年 償却 公正 未実現 償却 公正 未実現 (単位:百万ドル) 信用格付け 原価 価値 (損)益 原価 価値 (損)益 Upper Tier \$ 38 Α 61 \$ 87 \$ 26 145 \$ 183 BBB 1,330 1,532 1,333 3 1,563 (31)BB又はそれ以下 163 225 62 212 198 (14)

1,645

Tier :

	BBB BB又はそれ以下	519 184	556 237	37 53	746 112	706 119	(40) 7
Tier 合計		703	793	90	858	825	(33)
その他劣後証券 (銀行以外)							
	BB又はそれ以下	183	231	48	209	209	-
合計		\$ 2,440	\$ 2,669	\$ 229	\$ 2,987	\$ 2,947	\$ (40)

信用状況に関連する要素に変化がないと仮定すると、投資が満期に近づくにつれ、未実現損益は減少するものと見込まれる。当社の信用分析の結果、当社のこれらのセクターにおける投資の発行体は、当社への債務返済能力を保持していると確信している。

変動持分事業体(VIE)

VIEへの関与又は投資の条件として、当社は、VIEへの投資もしくは当社の受益持分の信用状態を変化させる可能性のあるVIEの構造の変更を防ぐ特定の保護的権利及び制限条項を取得する。

当社が投資するすべてのVIEに関わる当社の関与はその性質から受動的であり、また、当社はこれらの事業体の組成に関わっていない。当社の資産運用の通常の意思決定プロセスにおけるこれらのVIEの仕組みに関する検証と評価を除けば、当社はこれらの事業体の組成に関わっていない。また、当社は、これまでにこれらのVIEが将来発行する証券の購入を求められたことはなく、今後も求められることはない。

これらのVIEに対する当社の所有持分は、VIEが発行した債務を保有することに限定されている。当社が 投資しているすべてのVIEは、資金調達という点については固定的である。最初の資金調達以外に継続的な 資金調達の方式を持っていない。当社には、これらのVIEの限定された活動に対する資金を提供する直接的 又は偶発義務はない。また、これらのVIEの限定された活動に対する直接もしくは間接的な財務上の保証を 提供していない。当社はこれらのVIEのいずれに対しても、援助やその他の形式の資金支援を提供したこと がなく、今後もそうする意図はない。該当する場合においては、当社の保有する債券の加重平均期間はVIE が保有する担保のものと近似している。

これらのVIEへの持分に関連する当社の損失リスクは、これらのVIEが発行する債券に投資した金額に限定されている。

連結VIE

下表は、12月31日現在の連結VIEの資産及び負債の償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

連結変動持分事業体への投資

	2014年		2013年						
(単位:百万ドル)	償却原価	公正価値	償却原価	公正価値					
資産:									
売却可能期限付証券	\$ 3,020	\$ 4,166	\$ 4,109	\$ 4,843					
売却可能永久証券	405	429	463	468					
満期保有期限付証券	83	84	237	236					

				imi er
その他の資産	106	106	106	106
連結変動持分事業体の 資産合計	\$ 3,614	\$ 4,785	\$ 4,915	\$ 5,653
負債:				
その他の負債	\$ 318	\$ 318	\$ 207	\$ 207
連結変動持分事業体の 負債合計	\$ 318	\$ 318	\$ 207	\$ 207

上の表にある連結VIEについては、当社は実質的に唯一の投資家である。唯一の投資家として、これら VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動に対して指揮権を持っているため、当 社はこれらの連結VIEの主たる受益者とみなされている。当社はまた、これらのVIEによる変動性のほとん どすべてに参加する。これらVIEの活動は、債券及び永久証券、又は該当する場合は、金利スワップ、通貨スワップ及び(又は)クレジット・デフォルト・スワップを保有することと、これらの証券からの収入を当社の投資に対する元利返済金として支払うことに限定されている。債務不履行あるいはその他特別な事情が発生しない限り、当社及び当社の債権者はVIEの裏付け担保資産を取得することができない。また、スワップを含むこれらのVIEについて、当社はスワップ契約の直接的な当事者ではなく、それに対する支配権も持っていない。これらのVIEへの投資リスクは当初投資した金額に限定されている。これらのVIEは、担保債券とスワップ契約以外には、その活動を支えるための外部からの、もしくは継続的な資金調達に依存しているわけではない。ユニット・トラスト構造を持つ優先担保付バンク・ローンへの投資を除き、これらのVIEの担保資産及び資金調達はその性質から一般的に固定的であり、発行時点では、担保債券及びクレジット・デフォルト・スワップ契約でカバーされているすべての企業は投資適格級であった。

当社は、連結CDOに生じる信用損失のリスクに晒されており、投資元本を毀損する可能性がある。当社は、裏付けとなるクレジット・デフォルト・スワップから生じる期待損失の過半を、VIEの中の劣後トランシェが吸収するようなVIEのストラクチャーによって、信用損失のリスクを軽減している。当社は現在、シニア、メザニンのCDOトランシェのみを保有している。当社の統計モデル及び当社が保有するCDOの現時点における劣後水準では、各VIEは、クレジット・デフォルト・スワップにおける参照企業の中に合理的な数の債務不履行が生じた場合でも、当社のCDO投資に損失を与えることなく耐えることが可能である。

非連結VIE

下表は、12月31日現在の非連結VIEの償却原価、公正価値及び貸借対照表上の項目を示している。

非連結変動持分事業体への投資

		2014年	F		2013年						
(単位:百万ドル)	償却原	価	公正	価値	償却原	京価	公正	公正価値			
資産:											
売却可能期限付証券	\$	6,104	\$	6,937	\$	6,724	\$	6,916			
売却可能永久証券		324		330		370		378			
満期保有期限付証券		2,564		2,829		2,949		3,039			
非連結変動持分事業体 の資産合計	\$	8,992	\$	10,096	\$	10,043	\$	10,333			

連結する必要がないその他のVIEは、それぞれの親会社及びスポンサーから取消不能かつ無条件の保証が付されているVIEの負債形式の投資である。これらのVIEは、それぞれの企業スポンサーが国際資本市場において資金を調達するために使われている。これらのVIEの変動持分は、VIEが発行した負債商品の主要

な、かつまた唯一の結果である。当社は、これらのVIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与える活動に対する指揮権を有しておらず、また(1)VIEによる損失を吸収する義務又は(2)VIEによる利益を受け取る権利を持っていない。したがって、当社はこれらのVIEの主たる受益者ではなく、連結する必要もない。これらのVIEへの投資は、平均してBBB格の信用格付けを有する191の別個の発行体が発行した有価証券により形成されている。

有価証券貸付及び預託証券

当社は、短期有価証券貸付取引を通じて、金融機関に対して期限付証券を貸し付けている。この短期有価証券貸付により、当社は最小限のリスクで投資収益を高めている。当社の有価証券貸付基準では、担保が有価証券又は制限なしの現金のいずれの場合でも、その有価証券の公正価値又は担保としての現金が貸付有価証券の公正価値の102%以上であることが必要である。12月31日現在の有価証券貸付残高及びそれに対する担保の詳細は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年
貸付有価証券(公正価値)	\$ 2,149	\$ 5,656
貸付有価証券に係る現金担保	2,193	5,820

一部のデリバティブ取引の担保として、一部の期限付証券が担保に供されている。担保に供されている有価証券に関する追加的な情報については、注記4を参照のこと。

2014年12月31日現在、当社は公正価値で13百万ドルの債券を米国(米国圏を含む)と日本の規制当局に預託している。当社はこれら預託有価証券のすべての所有権を留保し、投資収益を受け取っている。

当社の投資に係る会計方針に関する一般的な情報については、注記1を参照のこと。

4. デリバティブ金融商品

当社の独立したデリバティブ取引は、(1)当社が主たる受益者であるVIEを含む特別目的事業体に対する投資に関連する通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ及び金利スワップ、(2)日本社のポートフォリオにおける米ドル建て有価証券に係る為替リスクのヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(3)円建ての予定キャッシュ・フローの一部のヘッジに使用される為替先物取引及び通貨オプション、(4)当社が発行する円建て変動金利社債に関する金利スワップ並びに一部の優先社債及び劣後債に関連した、クロス・カレンシー金利スワップ、いわゆる通貨スワップ、及び(5)一部の売却可能債券の金利リスクのヘッジに使用される金利スワップに関するオプション(又は金利スワップション)及び金利先物取引で構成されている。当社はデリバティブ金融商品をトレーディング目的に使用せず、また、レバレッジ型のデリバティブ取引も行っていない。当社のデリバティブ取引の中には、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジあるいは純投資ヘッジとして指定されているものがあるが、その他のデリバティブ取引は、ヘッジ会計としては適格でない。当社は、日本社への純投資に起因する為替エクスポージャーを軽減するために純投資ヘッジを使用している。デリバティブをヘッジ手段に指定することに加え、当社は、当社が発行した円建てサムライ債及びユーロ円債並びに円建て借入金の大半を、本純投資ヘッジ用の非デリバティブ・ヘッジ手段として指定している。

デリバティブの種類

通貨スワップにおいては、2つの通貨間で当初の元本金額を交換し、将来の日において合意された為替レートで通貨を再交換することになる。また、事前に合意された金利及び想定元本に基づいて計算された金額を、定められた間隔で、定期的に当事者間で交換することもある。通貨スワップは主に、日本社ポー

有価証券報告書

トフォリオ内の連結VIEに対して使用されており、その目的は、外貨建てキャッシュ・フローを日本社の機能通貨である円に転換することで、キャッシュ・フローの変動を最小限に抑えることである。また、当社が発行したドル建ての優先社債及び劣後社債に係る元本及び利息支払いの一部を経済的に円建て債務に転換する通貨スワップも利用している。

短期の為替先物取引及び通貨オプションは、日本社において、一部の期限付ドル建て有価証券の公正価値に関する通貨リスクをヘッジすることを目的として実行される。為替先物取引においては、日本社は、カウンターパーティーとの間で、一定額の円を購入し、それに対応する額の米ドルを、将来の指定された日に売却することを約定する。日本社はまた、カラー戦略の通貨オプション取引を行っている。この取引において、日本社はカウンターパーティーとの間で、一定額の米ドルのプットオプションを購入し、同時に同額の米ドルのコールオプションを売却する契約を締結する。これら2つのオプション取引によって、支払プレミアムの純額がゼロ(費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー)となる。為替先物取引及び通貨オプションは、円建て債務の引当てとなるドル建て資産に関連した為替リスクを軽減するための公正価値へッジにおいて使用される。

為替先物取引及び通貨オプションは、日本社に対する純投資に係る為替リスクのヘッジ手段としても利用される。これらの為替先物取引においては、当社はカウンターパーティーとの間で、将来の指定された日に一定額のドルを購入し、これに対応する円を売却することを約定する。通貨オプションにおいては、当社は、予測される将来キャッシュ・フローの価値を維持するために、円のプットオプション(円安への備えとなるオプション)の購入と同時に、円のコールオプション(円高の影響を抑制するオプション)を売却するという通貨オプションの組み合わせを利用している。これら2つのオプション取引によって、支払プレミアムの純額がゼロ(費用のかからない、すなわちゼロコスト・カラー)のヘッジ手段となる。当社はまた、円を売却し、将来の指定された日に約定価額のドルを購入する権利を与える通貨オプションを締結しているが、その実行は当社にとっての義務ではない。

クレジット・デフォルト・スワップ (CDS) は、個別の有価証券、又は取引指数に関連する信用リスクを引き受けるために利用される。当社が唯一保有するCDSのデリバティブは、VIEにおける当社の運用資産の一部の構成要素である。CDS契約を締結することにより、連結VIEは定期的に手数料を受け取る一方、参照対象となる証券発行体に契約で定義された信用事象が発生した場合には、デリバティブの相手方に補償を提供する義務を負う。

金利スワップにおいては、事前に合意された金利又はその他の金融変数及び想定元本金額を用いて計算されるキャッシュ・フローを、定められた間隔で、定期的にその他の当事者と交換することになる。一般的に、スワップ契約が締結された時点では、当事者間で交換されるキャッシュ・フローの価値は等価である。また、契約が始まる際には、現金又は元本の交換は行われない。金利スワップは主に、変動利付期限付証券の受取金利を固定金利に変換することを目的に使用される。これらのデリバティブは、大多数のケースにおいて、債務の履行に必要な現金支出と、そのために保有する資産から受け取る現金収入をよりよくマッチングさせるために使用される。

金利スワップションは、金利スワップに関するオプションである。金利カラーは、2つのスワップションのポジションの組み合わせであり、日本社で保有している一部のドル建て売却可能債券をヘッジするために用いられている。当社は、金利変動に伴うドル建て売却可能債券の公正価値の著しい変動を抑制する目的でカラー取引を利用する。当社は、コストを最小限に抑え、かつ、カラー取引の実効性を最大化するため、「キャップの買い」の支払オプション料が「フロアの売り」の受取オプション料により相殺されるようにカラー取引の権利行使価格を設定している。

全般的な経済情勢に応じて、当社はその他のデリバティブ取引を一定期間利用することがある。

デリバティブを通じて引き受けた信用リスク

当社が主たる受益者であるVIE投資に関連する金利スワップ、通貨スワップ及びクレジット・デフォルト・スワップについては、たとえ当社がこれらの契約の直接的な当事者でなくとも、当社は相手方の債務不履行による為替又は金利の損失リスクを負っている。当社は、当社が発行する優先社債、劣後社債及びサムライ債に関して取引を行った金利スワップ及び通貨スワップ、為替先物取引、通貨オプション並びに金利スワップションに関する直接的な当事者である。したがって、当社はこれらの契約において、相手方の債務不履行という信用リスクに晒されている。VIEに係るスワップ、通貨スワップ、一定の為替先物取引、通貨オプション、並びに金利スワップションに関わる取引の相手方の債務不履行リスクは、相手方がこれらの取引に関して充足しなければならない担保差入条件により軽減されている。2014年12月31日現在、当社のデリバティブ契約のカウンターパーティーの数は16であり、そのうちの5つのカウンターパーティーで想定元本総計の80%を占めていた。これらのデリバティブのカウンターパーティーは以下の信用格付けを有する金融機関である。

		2014年12月	31日現	在		2013年12月31日現在						
(単位:百万ド ル)	リバティ)想定元 本	資産デ ティブ(価値	D公正		`リバティ 公正価値		バティブ ^{艮定元本}	資産デ [「] ティブの 価値	公正	負債デリ ブの公		
カウンターパー ティーの信用 格付け												
AA	\$ 1,098	\$	39	\$	(36)	\$	161	\$	1	\$	(7)	
Α	22,564		763		(2,387)		22,314		487		(830)	
合計	\$ 23,662	\$	802	\$	(2,423)	\$	22,475	\$	488	\$	(837)	

当社は、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)契約書やその他の契約文書に基づき、資本関係のない第三者と直接デリバティブ取引を行っている。ISDA契約書のほとんどは、クレジット・サポート・アネックス(CSA)条項を含んでいる。CSA条項は、あるケースではエクスポージャーが発生した場合、別のケースでは様々なレーティングや閾値に該当した場合の相互の担保提供に関する取り決めである。当社は、一般的に、取引開始時に担保徴求し、又は特定の事象が発生した場合に追加担保徴求することに加え、カウンターパーティーの信用状況や担保価値をモニタリングすることで、契約で合意した義務が履行されないリスクを軽減する。なお、デリバティブ取引の大部分において、当社の長期債務格付けが引き下げられた場合の当社からの担保提供や、当社の財務力格付けが引き下げられた場合の取引停止に関わる権利をカウンターパーティーに与えることが取り決められている。このような、格下げ時に当社がカウンターパーティーに対して提供すべき担保の価額や当社に求められうる支払総額は、主に市況や当該取引の公正価値、あるいは格下げ時又はそれ以降のその他の要因により変化する。

2013年12月31日現在、当社が第三者に提供したデリバティブ取引に関わる担保は8百万ドルであり、うち7百万ドルが有価証券、1百万ドルが現金であった。これに対し、2014年12月31日現在では、当社が第三者に提供したデリバティブ取引に関わる担保は16億ドルであり、全てが有価証券であった。これらの担保は一般的に、カウンターパーティーから転担保、又は転売され得る。信用リスク関連の条項が付されており、カウンターパーティーが純負債ポジションにある全てのデリバティブ商品の公正価値の総計は、2013年12月31日現在が18百万ドルであったのに対し、2014年12月31日現在は21億ドルであった。2014年12月31日に仮にこれらのデリバティブ契約の信用リスク関連条項にあてはまる事態が発生していた場合、当社は最大で482百万ドルの担保をデリバティブのカウンターパーティーに追加差し入れしなければならなかったと見積もっている。デリバティブ取引に関し、第三者から当社に差入れられた担保は2013年12月31日現在が295百万ドルであったのに対し、2014年12月31日現在は619百万ドルであった。通常実行することはないが、当社に差し入れられた担保については転担保や転売することが可能である。

当社の連結VIEの一部は、資産プールから生じる信用リスクの引き受けを要求されるクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結している。これらの連結VIEは、事前に合意された率と想定元本金額に基づき定期的に支払いを受けるが、信用事象が発生する時のみ、高い格付けを持つアセット・バック証券で構成される担保を引き渡すことにより支払いを実施する。信用事象に伴う支払い金額は基本的に、スワップ契約の想定元本から参照債務の価値を差し引いた金額と同額である。信用事象とは、参照企業が契約で義務づけられた金利又は元本を支払うことができないこと、もしくは倒産を指す。セクターごとの集中度に関して設けられた制限の範囲内で分散化された発行体ポートフォリオが構築されている。

下表は、12月31日現在の連結VIEにおける最大潜在リスク、公正価値、満期までの加重平均年数及びクレジット・デフォルト・スワップに係る裏付け参照資産の種類を示している。

						2014年12)	月31日現在	E			
(単位:百万	ドル)	1年末	=満	1年以上3	3年未満_	3年以上	5年未満_	5年以上	10年未満		it
	信用 格付け	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	最大 潜在 リスク	見積公正価値
インデック ス・エク スポー ジャー: 社債:											
	Α	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$(83)	\$ -	\$ -	\$ -	\$(83)	\$ -
合計		\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$(83)	\$ -	\$ -	\$ -	\$(83)	\$ -
						2013年12月	月31日現在	Ē			
(単位:百万	ドル)	1年未	₹満	1年以上3	年未満	3年以上5	年未満	5年以上1	0年未満	合語	 i†
	信用 格付け	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	最大 潜在 リスク	見積 公正 価値	 最大 潜在 リスク	 見積 公正 価値	 最大 潜在 リスク	 見積 公正 価値	 最大 潜在 リスク	見積 公正 価値
インデック ス・エク											
スポー スポー ジャー: 社債:											
スポー ジャー:	A	\$ -	\$ -	\$ (112)	\$ 1	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$(112)	\$ 1
スポー ジャー:	A BBB	\$ -	\$ - -	\$(112) -	\$ 1 -	\$ - -		\$ - (95)		\$(112) (95)	\$ 1 (4)
スポー ジャー:		\$ - - - \$ -	\$ - - - \$ -	\$(112) - \$(112)	\$ 1 - - \$ 1	\$ - 			\$ -		

デリバティブ金融商品に関する会計

独立したデリバティブは、当社の連結貸借対照表に、その他の資産に資産として、あるいはその他の負債に負債として、見積公正価値で計上される。当社のデリバティブの公正価値の決定方法については、注記5を参照のこと。デリバティブに関連して発生した未収・未払の残高は、連結貸借対照表の未収投資収益又はその他の負債に計上される。

有価証券報告書

デリバティブが、ヘッジ手段として指定されていない、あるいは、リスク管理においてその使用がヘッジ会計に適合しない場合、当該デリバティブの見積公正価値の変動は、一般的に、資産運用実現(損)益の構成要素である、デリバティブ及びその他の損益に計上される。ヘッジ手段に指定されていないデリバティブの見積公正価値の変動は、当期純利益の変動要因となる。

ヘッジの文書化及び有効性テスト

ヘッジ会計の要件を満たすためには、デリバティブは、指定されたヘッジ対象項目のリスクの変動を低減させるために高い有効性を有していなければならない。ヘッジ関係の開始にあたり、当社ではすべてのヘッジ手段とヘッジ対象項目の関係並びに個々のヘッジ取引のリスク管理上の目的と戦略を正式に文書化している。当社は、それぞれのヘッジを(i)認識された資産又は負債、あるいは予定取引に関連して受け払いされるキャッシュ・フローの変動性に対するヘッジ(キャッシュ・フロー・ヘッジ)、(ii)認識された資産又は負債の公正価値に対するヘッジ(公正価値ヘッジ)、(iii)国外事業に対する純投資のヘッジのいずれかに指定して文書化している。この文書化プロセスには、貸借対照表上の特定の資産又は資産もしくは負債グループ、あるいは特定の予定取引に対するヘッジとして指定されたデリバティブ及び非デリバティブを関連づけることと、使用する有効性及び非有効性テストの方法を定義することが含まれる。また当社では、取引開始時及び継続期間中四半期ごとに、ヘッジ取引に使われるデリバティブがヘッジ対象項目の指定されたリスクを相殺するのに高い有効性を有していたか、また今後も引き続き高い有効性が期待されるかどうかを正式に評価している。ヘッジの有効性は、定性的方法と定量的方法を用いて評価される。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ有効性の評価にあたり、定性的方法には、デリバティブの重要な契約条項とヘッジ対象項目の比較が含まれ、定量的方法には、ヘッジ関係に関連するキャッシュ・フローの変動に対する回帰分析又はその他の統計的な分析が含まれることがある。ヘッジの非有効性については、報告期間ごとに、「仮想デリバティブ法」を用いて測定している。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ要件を満たしているデリバティブについては、デリバティブに係る損益の有効部分はその他の包括損益の一部として計上され、ヘッジ取引が純利益に影響を及ぼす会計期間と同じ会計期間において純利益に振り替えられる。ヘッジの非有効部分に関連するデリバティブに係る損益は、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に認識される。個々のデリバティブに係るすべての損益がヘッジの有効性に対する評価に含まれる。

当社は、公正価値へッジに関するヘッジの有効性の評価にあたり、指定されたリスクを相殺するためにヘッジが高い有効性を有しているかを確認するため、ヘッジ対象項目及びヘッジ手段の内容を定性的な手法を用いて検証しており、また、リスクヘッジに係るヘッジ手段やヘッジ対象項目の変化を分析するにあたっては、回帰分析その他の統計的手法を用いた定量的な手法を利用している。ヘッジ関係におけるヘッジの非有効性は、ドル・オフセット法を利用して、各報告期間において測定される。公正価値ヘッジとして指定され、要件を満たしたデリバティブ商品については、非有効と測定された金額を含め、当該デリバティブの見積公正価値の変動額及びヘッジの対象として指定されたリスクに関連するヘッジ対象項目の見積公正価値の変動額は、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に計上される。

日本社への純投資のヘッジについて、当社は、親会社の円建て負債を非デリバティブ・ヘッジとして指定し、一部の為替先物取引及び通貨オプションをデリバティブ・ヘッジ手段として指定している。当社は、毎四半期初に純投資ヘッジの指定を実施している。純投資ヘッジの有効性の評価において、ヘッジとして指定された親会社の非デリバティブ及びデリバティブの想定元本の総額が、当社の日本社への純投資と同額か、あるいはそれを下回っている場合、ヘッジは有効とみなされる。これらのヘッジが有効である場合、関連する円建て負債に係る為替の影響は、その他包括利益の外貨換算未実現損益において報告される。純投資ヘッジとして指定されたデリバティブについては、当社はフォワード・レートの手法に従っている。この手法によると、為替先物取引契約におけるフォワード・レートの部分に関連した公正価値の変動及び通貨オプションの時間的価値の変動を含む全ての公正価値の変動は、その他の包括利益の外貨換算未実現損益に計上される。逆に、純投資ヘッジとして指定されたヘッジのポジションが当社の日本社への

純投資を上回る場合には、その上回る部分に係る為替の影響は、当期純利益中のデリバティブ及びその他 損益として認識される。

ヘッジ会計の中止

(1)あるデリバティブがヘッジ対象項目のキャッシュ・フローの変動を相殺するのに高い有効性がなくなったと判定された場合、(2)デリバティブがヘッジとしての指定を解除された場合、(3)デリバティブが満期を迎えた、売却された、解約されたもしくは行使された場合は、当社は将来に向かってヘッジ会計を中止する。

キャッシュ・フロー・ヘッジあるいは公正価値ヘッジについてのヘッジ会計処理が中止された場合、デリバティブは、当該期間に認識された見積公正価値の変動を損益に計上したうえで、見積公正価値で連結貸借対照表に計上される。デリバティブの売却、解約もしくは行使を含めてキャッシュ・フロー・ヘッジが中止された場合、過去にその他の包括損益の一部として繰り延べられた金額は、ヘッジ対象項目のキャッシュ・フローの変動が利益に影響を及ぼす会計期間に純利益に振り替えられる。

貸借対照表におけるデリバティブの区分

下表は、12月31日現在の貸借対照表における当社のデリバティブの区分ごとの公正価値と資産・負債の グロスの公正価値を表示したものである。表示されている公正価値には、未収収益が含まれていない。デ リバティブの想定元本は、支払う、もしくは受け取る金額の計算の基礎となる金額を表している。想定元 本は信用リスクを反映しているわけではない。

	_	2014年12月31日現在									
(単位:百万ドル)		デリバテ	<u>-</u> √ .	ブ(純額)		資産 デリバティブ		負債 デリバティブ		
ヘッジ指定 / デリバティブの 種類	_	想定元本		_	公正価値		公正価値		公正価値		
キャッシュ・フロー・ ヘッジ:											
通貨スワップ	\$	75	\$;	(15)	\$		\$	(15)		
キャッシュ・フロー・ヘッジ 合計		75			(15)	-	-		(15)		
公正価値ヘッジ:											
為替先物取引		12,388			(1,791)		-		(1,791)		
通貨オプション		697			(32)		-		(32)		
金利スワップション		2,502			(159)	_			(159)		
公正価値ヘッジ合計:		15,587			(1,982)		-		(1,982)		
純投資ヘッジ:	_					•		-			
為替先物取引		1,307			54		56		(2)		
純投資ヘッジ合計:		1,307			54		56		(2)		
非適格戦略:	_					-		-			
通貨スワップ		5,765			443		746		(303)		
CDS		83			-		-		-		
為替先物取引		784			(119)		-		(119)		

								1月1四)
通貨オプション		53		(1)		-		(1)
金利スワップション		8		(1)		-		(1)
非適格戦略合計		6,693		322		746		(424)
デリバティブ合計	\$	23,662	\$	(1,621)	\$	802	\$	(2,423)
貸借対照表上における区分	_		_		•		•	
その他の資産	\$	6,531	\$	802	\$	802	\$	-
その他の負債		17,131		(2,423)		-		(2,423)
デリバティブ合計	\$	23,662	\$_	(1,621)	\$	802	\$	(2,423)
				2013年12	月3 [·]	1日現在		
	_			ii		資産		——————— 負債
(単位:百万ドル)	_	デリバテ	・ィブ	(純額)		デリバティブ		デリバティブ
ヘッジ指定 / デリバティブの 種類		想定元本		公正価値		公正価値		公正価値
キャッシュ・フロー・ ヘッジ:	_	- JUNE 98 1	-	es are limite				
通貨スワップ	\$	75	\$	3	\$	3	\$	-
金利スワップ		52		-		-		-
キャッシュ・フロー・ヘッジ 合計	_	127	_	3	-	3	-	
公正価値ヘッジ:	_		_		-		-	
為替先物取引		11,249		(582)		-		(582)
金利スワップション		4,500		(12)		20		(32)
公正価値ヘッジ合計:		15,749	_	(594)	•	20	-	(614)
純投資ヘッジ:			_		•		-	
為替先物取引		356		17		17		-
通貨オプション		95		3		4		(1)
純投資ヘッジ合計:	_	451	_	20	•	21	•	(1)
非適格戦略:			_		-		-	
通貨スワップ		5,829		224		442		(218)
CDS		207		(3)		1		(4)
金利スワップ	_	112	_	1	_	1	_	
非適格戦略合計		6,148		222	-	444	-	(222)
デリバティブ合計	\$	22,475	\$	(349)	\$	488	\$	(837)
貸借対照表上における区分	_		_		•		-	
その他の資産	\$	5,308	\$	488	\$	488	\$	-
その他の負債		17,167		(837)		-		(837)
デリバティブ合計	\$_	22,475	\$_	(349)	\$	488	\$	(837)

一部の連結VIEは、ヘッジ会計の要件を満たす通貨スワップを有している。ヘッジ会計要件を満たしたものについては、当社は、予想される取引のキャッシュ・フローの変動、又は認識資産に関連して受け取る、もしくは支払う金額の変動に対するヘッジとして、これらのデリバティブを指定した(以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」)。当社では、このヘッジ活動を加重平均で約11年間続けると予想している。一方、当社の連結VIEにおいてヘッジ会計の要件を満たしていないその他のデリバティブについては、その他の投資目的のためのものとして指定されている(以下「非適格戦略」)。

当社は、2011年7月に発行した55億円の変動利付サムライ債について、金利スワップ契約を締結していたが、このサムライ債は2014年7月に償還された(注記9を参照のこと。)。これにより、当社は変動金利を1.475%の固定金利と交換した。当社は、これらの金利スワップを変動利付サムライ債に関連する金利キャッシュ・フローの変動に対するヘッジとして指定していた。

公正価値へッジ

当社は、一部の為替先物取引及び通貨オプションについて、それらがヘッジ会計の要件を満たす場合にヘッジ手段として指定し、公正価値ヘッジとして会計処理を行っている。これらの為替先物取引及び通貨オプションは、日本社の投資ポートフォリオに含まれる一部のドル建ての期限付証券に係る為替リスクをヘッジしている。当社は、これらのデリバティブ及び関連するヘッジ対象項目についての損益を、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益に認識している。スポットレート・先物価格間の差異の変動に関連する先物為替取引の公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としない。通貨オプションの時間的価値に関連する公正価値の変動は、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

当社は、ヘッジ会計の要件を満たした場合、金利スワップションを公正価値ヘッジとして指定し、会計処理している。これらの金利スワップションにより、日本社の投資ポートフォリオに含まれる一部のドル建て期限付証券に関わる金利リスクをヘッジしている。当社は、これらのデリバティブ及び関連するヘッジ対象項目についての損益を、デリバティブ及びその他の損益として当期純利益におけるデリバティブその他の損益として認識している。金利スワップションの公正価値の変動のうちオプションの時間的価値に関連する部分については、ヘッジの有効性評価の対象としていない。

下表は、12月31日に終了した各事業年度におけるデリバティブ及びそれに関連した公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象項目に係る損益を表示している。

公正価値に係るデリバティブ 2014年12月31日に終了した12ヶ月間

(単位:百万	万ドル)			ヘッジ手段	ヘッジ対象					
- >					有効性テスト		-		•	公正価値ヘッジにおいて認
ヘッジ・					から除外され	有効性テストに				識された
デリバティブ	ヘッジ項目		(損)益合計		た(損)益	含まれた(損)益		(損)益		非有効性
為替先物取引	期限付証券	\$	(1,835)	\$	(38)	\$ (1,797)	\$	1,819	\$	22
通貨オプション	期限付証券		(41)		(4)	(37)		38		1
金利スワップ										
ション	期限付証券	_	(318)		(36)	 (282)		316		34

公正価値に係るデリバティブ

2013年12月31日に終了した12ヶ月間

(単位:百万ドル) ヘッジ手段 ヘッジ対象 ヘッジ・

							_			有価証券報	,
ヘッジ・ デリバティブ	ヘッジ項目		(損)益合計	有効性テスト から除外され た(損)益		有効性テストに 含まれた(損)益			(損)益	公正価値ヘッ ジにおいて認 識された 非有効性	
為替先物取引	期限付証券	\$	(1,735)	\$ (25)	\$	(1,710)	9	<u> </u>	1,700	\$ (10)	
金利スワップ											
ション	期限付証券		17	17		-			-		
		-		公ī	正征	面値に係るデリバテ	- - - 1	・ブ			

公正価値に係るデリバティブ	

				2012年	12ケ	月間			
(単位:百	万ドル)			ヘッジ手段			ヘッジ対象		
								-	公正価値へッ
				有効性テスト					ジにおいて認
ヘッジ・				から除外され	有効性テストに				識された
デリバティブ	ヘッジ項目	(1	損)益合計	た(損)益	含まれた(損)益	7	為替差(損)益		非有効性
 為替先物取引	 期限付証券	\$	(535)	\$ (8)	\$ (527)	\$	528	\$	1

純投資ヘッジ

当社において主たるヘッジ対象であるエクスポージャーは日本社への純投資である。この投資は、円/ ドル為替レートの変動リスクに晒されている。このリスクを軽減するために、当社は親会社の円建て負債 (サムライ債、ユーロ円債及び円建て借入金。注記9を参照のこと)の大半を、非デリバティブ・ヘッジとし て指定しており、為替先物取引及び通貨オプションを、日本社への純投資に係る為替変動のエクスポー ジャーに対するデリバティブ・ヘッジに指定している。

当社は、2014年7月に実行した日本社からの利益送金525億円及び同年12月に実行した日本社からの利益 送金500億円に係る為替リスクを経済的にヘッジする手段として、為替先物取引及び通貨オプションを利用 した。2014年12月31日現在、将来実行予定の利益送金1,575億円の経済的なヘッジの一部として、当社は為 替先物取引を締結していた。

2012年、2013年及び2014年において、当社の純投資ヘッジは有効であった。

非適格戦略

連結VIEに付された、ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブに関する公正価値の変動は、デリバ ティブ及びその他の損益として当期純利益に計上される。当期純利益で認識した当社のVIEに係る損益の金 額は、それらの投資に含まれているデリバティブによるものである。スワップの公正価値の変動は当期の 純利益に計上されるが、それらのスワップが付された売却可能確定利付証券もしくは永久証券の公正価値 の変動はその他の包括利益に計上される。

当社は当社が発行した、2024年11月に満期を迎える750百万ドルの優先社債、2023年6月に満期を迎える 700百万ドルの優先社債、2017年2月に満期を迎える400百万ドルの優先社債、2022年2月に満期を迎える350 百万ドルの優先社債及び2052年9月に満期を迎える劣後社債500百万ドルに関してクロス・カレンシー金利 スワップを締結している。これらのスワップの公正価値変動は、当期純利益を通じて計上される。これら のスワップに関する追加の情報については、注記9を参照のこと。

デリバティブ及びヘッジ手段の影響

下表は、12月31日現在に終了した事業年度における、全てのデリバティブ及びヘッジ手段から発生した資産運用実現(損)益及びその他の包括(損)益に対する影響を要約したものである。

	201	 4年	201		2012年				
(単位:百万ドル)	資産運用実現 (損)益	その他の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用実現 (損)益	その他の包括 (損)益 ⁽¹⁾	資産運用実 現(損)益	その他の包括 (損)益 ⁽¹⁾			
適格ヘッジ:									
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ:									
通貨スワップ	\$ (2)	\$ (17)	\$ (2)	\$ (10)	\$ (3)	\$ (22)			
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ合 計	(2)	(17)	(2)	(10)	(3)	(22)			
公正価値ヘッジ:									
為替先物取引 ⁽²⁾	(16)	-	(35)	-	(7)	-			
通貨オプション ⁽²⁾	(3)	-	-	-	-	-			
金利スワップショ	ン ⁽²⁾ (2)		17						
公正価値ヘッジ合 計	(21)	-	(18)	-	(7)	-			
非デリバティ ブ・ヘッジ手 段	-	39	-	155	-	96			
通貨スワップ	-	-	-	(104)	-	-			
為替先物取引	-	89	-	24	-	-			
通貨オプション	-	(3)		4	-				
純投資ヘッジ合計	-	125	-	79	-	96			
非適格戦略:									
通貨スワップ	151	-	346	-	111	-			
為替先物取引	(11)	-	-	-	-	-			
通貨オプション	-	-	11	-	-	-			
CDS	3	-	31	-	64	-			
金利スワップ	(1)	-	(8)	-	(14)	-			
金利スワップ ション	1	-	(29)	-	-	-			
先物取引	(89)		(5)						
非適格戦略合計	54		346	-	161				
合計	\$ 31	\$ 108	\$ 326	\$ 69	\$ 151	\$ 74			

⁽¹⁾ 連結包括(損)益計算書において、キャッシュ・フロー・ヘッジ項目は、デリバティブに係る未実現(損)益として、 純投資ヘッジ項目は外貨換算未実現(損)益として計上されている。

12月31日に終了した2012年、2013年及び2014年の各年において、指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジに関連してその他の包括(損)益累計額から当期純利益に再分類された損益はなかった。2014年12月31日現在、向こう12ヶ月で当期純利益に再分類することが予想されるその他の包括利益累計額に計上されたデリバティブに係る繰延損益は重要な額ではなかった。

金融商品及びデリバティブの相殺

⁽²⁾ 影響額は、ヘッジ対象における影響額をネットで表示している(詳細は注記4の「公正価値ヘッジ」の項を参照のこと。)

当社のデリバティブ商品の一部について、債務不履行あるいは契約終了事由が発生した場合は、全てのデリバティブ契約についてネット決済を強制できるマスター・ネッティング契約が当社とカウンターパーティーとの間で締結されている。マスター・ネッティング契約の一部に係る担保差入契約は、最低基準値又は一定の格付け水準に達した場合に、当社が金融担保を受け入れ又は差し入れるものである。

当社は、当社が保有する期限付有価証券を相手方が利用することと引き換えに、当社に対して担保を差し入れる有価証券貸付契約を、外部の金融機関との間で締結している(注記3を参照のこと。)。同一のカウンターパーティーとの間で有価証券貸付契約を締結し、カウンターパーティーによる債務不履行が発生した場合は、一般的にネット決済となる。カウンターパーティーが、当社から借り受けた有価証券を契約どおりに返還できない場合、当社はこの相殺の権利によって、受け入れ担保を占有し、処分することができる。当社の有価証券貸付取引に関する会計方針についての更なる情報については、注記1を参照のこと。

下表は、12月31日現在の当社のデリバティブ及び有価証券貸付取引を要約したものである。本表に反映されているとおり、当社は、GAAPに従い、連結貸借対照表において、これらの金融商品の相殺を行わない方針である。

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

					2	2014年1	 2月31日現	在					
								照表上		}されて ()			
(単位:百万ドル)	認識された 資産額 (総額)		貸借対照表 上の相殺額 (総額)		貸借対照表 上の資産額 (純額)		金融商品の 貸借対照表 価額		受け入れ 担保			合i (純i	
デリバティブ資産:					-								
通貨スワップ	\$	746	\$	-	\$	746	\$	-	\$	(568)		\$	178
為替先物取引		56		-		56		-		(51)			5
マスターネッティン グ契約又は相殺契 約対象のデリバ											_		
ティブ資産合計		802				802				(619)	(1)		183
有価証券貸付契約等		2,149				2,149				(2,149)			
合計	\$	2,951	\$		\$ 2	2,951	\$		\$	(2,768)		\$	183

⁽¹⁾ 担保として差し入れた153百万ドル分の有価証券と466百万ドルの現金からなる。

金融資産及びデリバティブ資産の相殺

	2013年12月31日現在												
				貸借対照表上で相殺されて いない額(総額) 									
(単位:百万ドル)	資產	認識された 資産額 (総額)		資産額 上の相殺額		貸借対照表 上の資産額 (純額) 		金融商貸借対 価額	照表	受け入れ 担保 担保		合 (純	計 額)
デリバティブ資産:													
通貨スワップ	\$	445	\$	-	\$	445	\$	-	\$	(276)	\$	169	
為替先物取引		17		-		17		-		(16)		1	
通貨オプション		4		-		4		-		(3)		1	
CDS		1		-		1		-		-		1	
金利スワップ		1		-		1		-		-		1	

					imi e.
20		20		-	20
488		488		(295) (1)	193
5,656	-	5,656	-	(5,656)	-
\$ 6,144	\$ -	\$ 6,144	\$ -	\$ (5,951)	\$ 193
	488	488 - 5,656 -	488 - 488 5,656 - 5,656	488 - 488 - 5,656 - 5,656 -	488 - 488 - (295) (1) 5,656 - 5,656 - (5,656)

⁽¹⁾ 現金担保のみ

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

		2014年12月31日現在												
								照表上でない額(られてい				
(単位:百万ドル)			上の相談	貸借対照表貸借対照表の相殺額しの負債額し、に、(純額)(純額)		負債額	金融商品資借対象	照表		 J入れ 担保		合計 純額)		
デリバティブ負債:			(140.11)				- ты на			<u> </u>		MUHA /		
通貨スワップ	\$	(318)	\$	-	\$	(318)	\$	-	\$	-	\$	(318)		
為替先物取引		(1,912)		-		(1,912)		-		1,439		(473)		
通貨オプション		(33)		-		(33)		-		24		(9)		
金利スワップション		(160)		-		(160)		-		158		(2)		
マスター・ネッティ ング契約又は相殺 契約に係るデリバ														
ティブ負債合計		(2,423)		-		(2,423)		-		1,621 (1)		(802)		
有価証券貸付契約等		(2,193)		-		(2,193)	2	,149		-		(44)		
合計	\$	(4,616)	\$	-	\$	(4,616)	2,149	\$	\$	1,621	\$	6 (846)		

金融負債及びデリバティブ負債の相殺

	2013年12月31日現在													
									で相殺されて 総額)	CLI				
(単位:百万ドル)	認識された 負債額 (総額)		貸借対照表 上の相殺額 (総額)		貸借対照表 上の負債額 (純額)		金融商品の 貸借対照表 価額		差し入れ 担保		(合計 〔純額〕		
デリバティブ負債:														
通貨スワップ	\$	(218)	\$	-	\$	(218)	\$	-	\$	1	\$	(217)		
為替先物取引		(582)		-		(582)		-		-		(582)		
通貨オプション		(1)		-		(1)		-		-		(1)		
CDS		(4)		-		(4)		-		-		(4)		
金利スワップション		(32)				(32)				7		(25)		

=	価訂	* *	7年	=

						<u> </u>
マスター・ネッティ						
ング契約又は相殺						
契約に係るデリバ						
ティブ負債合計	(837)		(837)		 8 (1)	(829)
有価証券貸付契約等	(5,820)	-	(5,820)	5,656	-	(164)
合計	\$ (6,657)	\$ _	\$ (6,657)	\$	\$ 8	\$ (993)
				5,656		

金融商品についての更なる情報については、注記1、3及び5を参照のこと。

<u>次へ</u>

5. 公正価値の測定

公正価値ヒエラルキー

GAAPは、公正価値の見積もりに用いられる評価技法のインプットが観察可能か否かによって公正価値評価技法のヒエラルキーを指定している。この2種類のインプットが、3つのレベルの評価のヒエラルキーを構成している。レベル1の評価は、活発な市場において同一の資産もしくは負債に対して付された市場価格を用いるものである。レベル2の評価は、活発な市場において類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、活発でない市場において同一あるいは類似の資産もしくは負債に対して付された市場価格、又はすべての重要なインプットが活発な市場における観察可能なものである評価モデルから導き出される評価額を用いるものである。レベル3の評価は、1つもしくはそれ以上の重要なインプットが活発な市場において観察できない評価額を用いるものである。

12月31日現在、経常的に公正価値で測定・計上されている当社の資産及び負債の公正価値のレベル別内 訳は以下のとおりであった。

		2014	ŧ _.	
(単位:百万ドル)	活発な市場にお いて、同一の資 産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要 なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要 なインプット (レベル 3)	公正価値合計
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債	\$ 18,683	\$ 515	\$ -	\$ 19,198
地方債	-	1,257	-	1,257
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-	379	223	602
公益事業債	-	7,897	-	7,897
外国政府及び国際機関	-	1,416	-	1,416
銀行及び金融機関	-	6,572	26	6,598
その他の企業		28,605		28,605
期限付証券合計	18,683	46,641	249	65,573
永久証券:				
銀行及び金融機関	-	2,289	149	2,438
その他の企業		231	-	231
永久証券合計		2,520	149	2,669
持分証券	19	6	3	28
その他資産:				
通貨スワップ	-	640	106	746
為替先物取引		56		56
その他資産合計		696	106	802
その他運用資産	171	-	-	171

	4.050			有価
現金・預金及び現金等価物	4,658			4,658
資産合計 	\$ 23,531	\$ 49,863	\$ 507	\$ 73,901
負債:				
通貨スワップ	\$ -	\$ -	\$ 318	\$ 318
為替先物取引	-	1,912	-	1,912
通貨オプション	-	33	-	33
金利スワップション -	-	160		160
負債合計	\$ -	\$ 2,105	\$ 318	\$ 2,423
		2013:	年 _.	
(単位:百万ドル)	活発な市場にお いて、同一の資 産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1)	観察可能な重要 なインプット (レベル 2)	観察不可能な重要 なインプット (レベル 3)	公正価値合計
	(((2 1,70 0)	
売却可能有価証券 (公正価値で計上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債	\$ 14,928	\$ 504	\$ -	\$ 15,432
地方債	-	1,051	-	1,051
モーゲージ・バック証券及び アセット・バック証券	-	402	369	771
公益事業債	-	7,562	-	7,562
外国政府及び国際機関	-	1,523	-	1,523
銀行及び金融機関	-	6,486	23	6,509
その他の企業	-	25,222	-	25,222
期限付証券合計	14,928	42,750	392	58,070
永久証券:				
銀行及び金融機関	-	2,686	52	2,738
その他の企業	-	209		209
永久証券合計	-	2,895	52	2,947
持分証券	14	4	3	21
その他資産:				
通貨スワップ	-	341	104	445
為替先物取引	-	17	-	17
通貨オプション	-	4	-	4
CDS	-	-	1	1
金利スワップ	-	-	1	1
金利スワップション	-			20
その他資産合計	-	382	106	488
その他運用資産	463	-	-	463
現金・預金及び現金等価物	2,543			2,543

				i i i i i i i i i i i i i i i i i i i
資産合計	\$ 17,948	\$ 46,031	\$ 553	\$ 64,532
負債:				
通貨スワップ	\$ -	\$ 15	\$ 203	\$ 218
為替先物取引	-	582	-	582
通貨オプション	-	1	-	1
CDS	-	-	4	4
金利スワップション		32		32
負債合計	\$ -	\$ 630	\$ 207	\$ 837

下表は、当社の保有する金融商品のうち、12月31日現在において公正価値で計上されていないものについて、その商品の簿価及び公正価値を、公正価値を測定するにあたって用いられた公正価値ヒエラルキー・レベル別に分類し表示したものである。

					2014年				
(単位:百万ドル)			活発な市場で、同一の対して付き)資産に れた見	なイン	プット	要な	不可能な重インプット	
-	貸借:	対照表価額	積価格(レ/	ベル 1)	(レベ	1 (2)	([ノベル 3)	公正価値合計
資産:									
満期保有有価証券 (償却原価で計上):									
期限付証券:									
国債及び政府機関債	\$	20,023	\$ 23	,218	\$	-	\$	-	\$ 23,218
地方債		346		-		417		-	417
モーゲージ・バック証 券及びアセット・									
バック証券		43		-		15		31	46
公益事業債		3,342		-	3	,603		-	3,603
外国政府及び国際機関		2,556		-	2	,814		-	2,814
銀行及び金融機関		4,932		-	5	,085		-	5,085
その他の企業		3,000		-	3	,314		-	3,314
資産合計	\$	34,242	\$ 23	,218	\$ 15	,248	\$	31	\$ 38,497
負債:									
その他保険契約準備金	\$	6,031	\$	-	\$	-	\$	5,905	\$ 5,905
社債等(キャピタル リースを除く)		5,268		-		_		5,835	5,835
· 負債合計	\$	11,299	\$	-	\$	-	\$	11,740	\$ 11,740
•									
					2013年				
(単位:百万ドル)	1 ~≥1++	ᆉᇚᆂᄺᆇ	対して付る)資産に された見	なイン	プット	要な	不可能な重インプット	小工体结合包
-	貞信	対照表価額	積価格(レ	\JV 1)	(レベ	IV 2)	(1	ノベル 3)	公正価値合計

資産:

満期保有有価証券

(償却原価で計上):

期限付証券:

•									
	国債及び政府機関債	\$ 27,362	\$ 28	3,708	\$	-	\$ -	\$:	28,708
	地方債	399		-		440	-		440
	モーゲージ・バック証 券及びアセット・								
	バック証券	58		-		20	41		61
	公益事業債	3,900		-	3	,928	-		3,928
	外国政府及び国際機関	2,941		-	3	,040	-		3,040
	銀行及び金融機関	6,310		-	6	,128	-		6,128
	その他の企業	3,445		-	3	,541	 -		3,541
	資産合計	\$ 44,415	\$ 28	3,708	\$ 17	,097	\$ 41	\$	45,846
負債:									
	その他保険契約準備金	\$ 5,861	\$	-	\$	-	\$ 5,715	\$	5,715
	社債等(キャピタル リースを除く)	4,891		-		-	5,241		5,241
	負債合計	\$ 10,752	\$	-	\$	-	\$ 10,956	\$	10,956

金融商品の公正価値

GAAPは、公正価値で計上されていない金融商品を含む、一部の金融商品の公正価値の開示を要求している。現金・預金及び現金等価物、その他運用資産、未収金、未収投資収益、未払金、現金担保及び有価証券取引未払金の貸借対照表価額は短期的な性質のものであるため、公正価値とほぼ等しくなっている。責任準備金と支払備金は、GAAPでは金融商品としてみなされていない。

期限付証券、永久証券及び持分証券

当社では、第三者である値付業者による価格の見積り及び評価(公開取引市場において容易に入手可能な公表市場価格を含む)及び外部仲介業者から入手する価格データというアプローチ又は技法を用いて、 当社の期限付証券、永久証券及び私募持分証券の公正価値を決定する。

第三者である一つの値付業者は、私募形式で発行された有価証券に対して、持続的な経済環境と変化を続ける規制の枠組みの影響を反映した形で評価を決定するための評価手法を開発した。この手法はDCF法であるが、関連する市場、特にCDS市場の情報を用いて予定キャッシュ・フローを評価している。これらのモデルは、その有価証券に固有の特性を考慮に入れ、発行体に固有の損失調整後の信用カーブを得るための様々な調整を行っている。この信用カーブは、予定キャッシュ・フローを算出するための適正な回収率、及び必要に応じて、流動性の調整を含む追加的な特性のモデリングとともに用いられ、これらの損失調整後のキャッシュ・フローを割り引くことにより、当該有価証券の値付けをするものである。有価証券固有の特性から信用カーブを算出できない場合は、評価手法はその他の観察可能な市場インプットを考慮に入れる。それらは、1)同一の発行体における最も適切な比較可能な証券、2)発行体固有のCDSスプレッド、3)格付け、地域、業種・セクター等の面で類似した性格を有する、比較可能な発行体の債券あるいはCDSスプレッド、あるいは4)格付け、業種、残存期間及び地域において比較可能な債券指数である。

第三者である値付業者を含む、外部の情報源から入手した価格データ及び市場価格は、社内でその妥当性が検証される。公正価値が妥当でないように見える場合には、それらのインプットを再検討し、値付業

者から入手した価格データの妥当性を評価する。更に、入手したデータを関連する市場インデックス及びその他のパフォーマンスデータと比較することもある。分析の結果は、当社の「評価・分類サブコミッティー」(以下「VCS」)に提出される。VCSに提出された分析内容に基づいて、評価は確定されるが、入手可能な市場データによる公正価値の見積りがより妥当であるという証拠がある場合には修正される可能性もある。当社は、すべての価格算定モデルで使用されるインプット及び計算の検証を行い、評価結果が公正価値の妥当な見積りであることを確認している。

レベル3に分類された期限付証券は、観察可能なインプットが限られているか全くない有価証券によって構成されている。投資適格級のレベル3の有価証券については、当社はこれらの有価証券の公正価値の評価を、限られた数の仲介業者からの拘束力のない見積もりを得て行う。これらの仲介業者は、現在の価格決定環境や市況に基づき得られた知見を総合して、見積もりを提示する。当社はこうしたインプットは観察不可能と考えている。非投資適格級のレベル3の有価証券については、評価のプロセスにおいて、先物為替レート、円スワップ・レート、ドルスワップ・レート、金利ボラティリティー、特定の発行体についての信用スプレッド、想定される債務不履行の確率及び債務不履行時の回収率、その他の確率的な前提を含む、様々な重要な評価インプットを考慮する。これらの評価インプットの入手に際して、当社では、外部価格情報源が使用する一部の価格決定上の前提やデータを、市場からの情報により証明する、もしくは検討することが困難になってきたとの認識に至った。それらは、市場に裏付けられたものというより、むしる外部価格情報源を用いて社内で開発されたものと、当社は認識している。これらの観察不可能な評価インプットを使用することは、有価証券の評価プロセスをより主観的なものにする。

過去において、値付業者及び仲介業者から提示された価格を調整したことはない。

下表は、12月31日現在の、期限付証券、永久証券及び持分証券の公正価値に対する価格情報源を表示している。

		2014	年 _.	
(単位:百万ドル)	活発な市場にお いて、同一の資			
	産に対して付さ	観察可能な重要	観察不可能な重要	
	れた見積価格	なインプット	なインプット	
_	(レベル 1)	(レベル 2)	(レベル 3)	公正価値合計
売却可能有価証券(公正価値で計				
上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債:				
第三者值付業者	\$ 18,683	\$ 515	\$ -	\$ 19,198
国債及び政府機関債合計	18,683	515		19,198
地方債:				
第三者値付業者	-	1,257		1,257
地方債合計	-	1,257		1,257
モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券:				
第三者値付業者	-	379	-	379
仲介業者 / その他	-	<u> </u>	223	223
モーゲージ・バック証券及びア				
セット・バック証券合計	-	379	223	602
公益事業債:				
第三者値付業者	-	7,897		7,897

				마삐 다
公益事業債合計		7,897		7,897
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者		1,416		1,416
外国政府及び国際機関合計		1,416		1,416
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者	-	6,514	-	6,514
仲介業者 / その他		58	26	84
銀行及び金融機関合計		6,572	26	6,598
その他の企業:				
第三者値付業者		28,605		28,605
その他の企業合計	<u>-</u>	28,605		28,605
期限付証券合計	18,683	46,641	249	65,573
永久証券:				
銀行及び金融機関:				
第三者值付業者	-	2,289	-	2,289
仲介業者 / その他	<u>-</u>		149	149
銀行及び金融機関合計	<u>-</u>	2,289	149	2,438
その他の企業:				
第三者值付業者	<u>-</u>	231		231
その他の企業合計	<u>-</u>	231		231
永久証券合計	<u>-</u>	2,520	149	2,669
持分証券:				
第三者値付業者	19	6	-	25
仲介業者 / その他			3	3
持分証券合計	19	6	3	28
売却可能有価証券合計	\$ 18,702	\$ 49,167	\$ 401	\$ 68,270
		2014	4年	
(単位:百万ドル)	 活発な市場にお			
(12.27.11)	いて、同一の資			
	産に対して付さ	観察可能な重要	観察不可能な重要	
	れた見積価格 (レベル 1)	なインプット (レベル 2)	なインプット (レベル 3)	公正価値合計
満期保有有価証券(償却原価で計		(11/2	(2 (70 3)	
上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債				
第三者値付業者	\$ 23,218	\$ -	\$ -	\$ 23,218
国債及び政府機関債合計	23,218	<u> </u>		23,218
地方債:				
第三者值付業者		417		417
地方債合計		417		417

セット・バック証券:				
第三者値付業者		45		45
第二首 値 10 乗 1 仲介業者 / その他	-	15	- 21	15 31
モーゲージ・バック証券及びア	<u>-</u>		31	31
セット・バック証券合計	-	15	31	46
公益事業債:				
第三者值付業者	_	3,603	-	3,603
公益事業債合計	-	3,603		3,603
- 外国政府及び国際機関:				
第三者值付業者	-	2,814	-	2,814
- 外国政府及び国際機関合計	-	2,814	<u>-</u>	2,814
第三者值付業者	-	5,085		5,085
銀行及び金融機関合計 	-	5,085		5,085
- その他の企業:				
第三者值付業者	-	3,287	-	3,287
仲介業者 / その他	-	27		27
その他の企業合計	-	3,314	<u>-</u>	3,314
満期保有有価証券合計	\$ 23,218	\$ 15,248	\$ 31	\$ 38,497
(単位:百万ドル)	活発な市場にお いて、同一の資			
		観察可能な重要	観察不可能な重要	
	産に対して付さ れた見積価格	観察可能な重要 なインプット	観察不可能な重要 なインプット	
-	産に対して付さ			公正価値合計
- 売却可能有価証券(公正価値で計 上): 期限付証券:	産に対して付さ れた見積価格	なインプット	なインプット	公正価値合計
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1)	なインプット (レベル 2)	なインプット (レベル 3)	
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504	なインプット	\$ 15,432
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1)	なインプット (レベル 2)	なインプット (レベル 3)	
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債:	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504 1,051	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432 1,051
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504 1,051	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432 1,051
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者 地方債合計 モーゲージ・バック証券及びア	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504 1,051	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432 1,051
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者 地方債合計 モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券:	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504 1,051	なインプット (レベル 3)	\$ 15,432 15,432 1,051 1,051
上): 期限付証券: 国債及び政府機関債 第三者値付業者 国債及び政府機関債合計 地方債: 第三者値付業者 地方債合計 モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券: 第三者値付業者	産に対して付さ れた見積価格 (レベル 1) \$ 14,928	なインプット (レベル 2) \$ 504 504 1,051 1,051	なインプット (レベル 3) \$ - - -	\$ 15,432 15,432 1,051 1,051

				有価語
第三者值付業者		7,562	<u> </u>	7,562
公益事業債合計		7,562	<u>-</u>	7,562
外国政府及び国際機関:				
第三者值付業者		1,523	<u> </u>	1,523
外国政府及び国際機関合計		1,523		1,523
銀行及び金融機関:				
第三者值付業者	-	6,486	-	6,486
仲介業者 / その他			23	23
銀行及び金融機関合計		6,486	23	6,509
その他の企業:				
第三者值付業者	-	25,220	_	25,220
仲介業者/その他	-	2	-	2
その他の企業合計		25,222		25,222
期限付証券合計	14,928	42,750	392	58,070
永久証券:				<u> </u>
銀行及び金融機関:				
第三者值付業者	-	2,686	52	2,738
銀行及び金融機関合計	-	2,686	52	2,738
その他の企業:				<u> </u>
第三者值付業者	<u>-</u>	209	_	209
その他の企業合計		209	-	209
永久証券合計		2,895	52	2,947
持分証券:				
第三者值付業者	14	4	_	18
仲介業者 / その他	-	· -	3	3
持分証券合計	14		3	21
売却可能有価証券合計	\$ 14,942	 \$ 45,649	\$ 447	\$ 61,038
	, ,,,	=	- ·	
		2013	3年	
(光体,五下1911)	エジャナ担にか	2010	· + .	
(単位:百万ドル)	活発な市場にお いて、同一の資			
	産に対して付さ	観察可能な重要	観察不可能な重要	
	れた見積価格	なインプット	なインプット	
	(レベル 1)	(レベル 2)	(レベル 3)	公正価値合計
満期保有有価証券(償却原価で計				
上):				
期限付証券:				
国債及び政府機関債	A 00 700	r.	•	Ф 00 7 00
第三者值付業者	\$ 28,708	_	<u> </u>	\$ 28,708
国債及び政府機関債合計	28,708		-	28,708
地方債:				
第三者值付業者	-	440	· 	440
地方債合計	<u> </u>	440	· 	440

				1312
モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券:				
第三者値付業者	-	20	-	20
仲介業者 / その他			41	41
モーゲージ・バック証券及びア セット・バック証券合計		20	41	61
公益事業債:				
第三者値付業者		3,928		3,928
公益事業債合計		3,928		3,928
外国政府及び国際機関:				
第三者値付業者		3,040		3,040
外国政府及び国際機関合計		3,040		3,040
銀行及び金融機関:				
第三者値付業者		6,128		6,128
銀行及び金融機関合計		6,128		6,128
その他の企業:				
第三者値付業者	-	3,509	-	3,509
仲介業者 / その他		32		32
その他の企業合計		3,541		3,541
満期保有有価証券合計	\$ 28,708	\$ 17,097	\$ 41	\$ 45,846

以下は、当社が保有するその他の金融商品の公正価値の決定に関する説明である。

デリバティブ

当社は、一部の資産に関連するリスクを管理するため、デリバティブを使用している。しかし、デリバティブの公正価値ヒエラルキーは関連する資産のものとは必ずしも一致しない。デリバティブの価格評価に用いられるインプットは、金利、信用スプレッド、先物為替レートとスポットレート及び金利ボラティリティーなどである。

一部の期限付証券に関連する為替先物取引、通貨オプション及び金利スワップションの公正価値; 予測される円キャッシュ・フローの一部をヘッジするために用いられる為替先物取引及び通貨オプションの公正価値;当社が発行している優先及び劣後債の一部に関連する通貨スワップの公正価値並びに当社が発行する円建て社債に関連する金利スワップの公正価値は、受け取るあるいは支払うと予想される金額に基づいている。当社のスワップの公正価値の決定は、観察可能な市場インプットに基づいているため、それらはレベル2に分類されている。

当社が主たる受益者であるいずれのVIEに関連するデリバティブについても、当社は直接的な当事者ではない。その結果、公正価値には、VIEに関連する担保資産の信用リスクが考慮されている。当社はこれらのデリバティブの評価を、第三者である値付業者から取得している。これらのデリバティブの分析及び値付業者によって採用された方法の検証に基づき、当社は、これらのスワップのデュレーションが長期間であること、また長期的なインプットを導き出し、測定するためには観察可能な短期間のデータからの補正が必要となることから、現在のインプット又は観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、特別なインプット、仮定及び判断が必要であると判断した。その結果、当社の連結VIEに係るデリバティブは、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されている。

その他保険契約準備金

その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、日本社の年金商品である。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。本商品について、当社はその公正価値が解約返戻金と同額であると見積もった。これは、契約者が保険契約を解約する際、評価日に契約者に支払われる金額と類似している。当社は、ディスカウント・キャッシュ・フロー予測に対して解約返戻金が妥当かどうかを定期的にチェックしている。当社は、この評価へのインプットが観察不可能であるため、本評価をレベル3に分類している。

社債等

レベル3に分類される公募による社債の公正価値は、限られた数の外部の投資仲介業者から入手したものである。これらの投資仲介業者は、現在のプライシングの環境と市況を併せ考慮して見積もりを行っている。当社はこれらのインプットを観察不可能とみなしている。当社の円建て借入金の公正価値は、帳簿価額に近似している。

レベル3のロールフォワードとヒエラルキー・レベル間における区分変更

下表は、12月31日現在の当社のレベル3に分類された売却可能有価証券の公正価値の変動を示している。

						2014年					
		期	限付証券	\		永久 証券	持分証券		デリバテ	・ ィブ ⁽¹⁾	
(W/A . T.T. IN II .	モーゲー ジ・バッ ク証券及 びアセッ ト・エ	公益	外政及国際関	銀行 及び 金融	その他	銀行 ひ融 闘		金利ス	通貨ス	000	٨٠١
(単位:百万ドル) 期首残高	ク証券 \$ 369	事業債	_機関 \$ -	<u>機関</u> \$ 23	<u>の企業</u> \$ -	<u>機関</u> \$ 52	\$ 3	. <u>ワップ</u> . ・\$ 1	ワップ \$ (99)	CDS \$ (3)	<u>合計</u> \$ 346
当期純利益に計上さ れた資産運用実現 (損)益	ψ 309 -	Ψ - -	ψ - -	ψ 23 -	Ψ - -	ψ J2 -	. -	(1)	(191)	3	(189)
その他の包括(損)益 に計上された未実 現(損)益	(134)	-	_	3	-	8	-	-	(17)	_	(140)
購入、発行、売却及び済:	び決										
購入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	(60)	-	-	-	-	(60)
決済	(12)	-	-	-	-	-	-	-	95	-	83
レベル3への変更 ⁽²⁾	-	-	-	-	-	149	-	-	-	-	149
レベル3からの変更									-		<u>-</u>
期末残高	\$ 223	\$ -	\$ -	\$ 26	\$ -	\$ 149	\$ 3	\$ -	\$ (212)	\$ -	\$ 189

_ 資産運用実現(損)益											
に含まれる期末時											
点においても保有											
されているレベル											
3の資産及び負債											
に関連する未実現											
(損)益の変動	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$(1)	\$ (191)	\$ 3	\$ (189)

⁽¹⁾ デリバティブ資産及び負債はネット表示されている。

(2) 社内で計算された価格利用による

			2013年											
	其	阴限付証:	————— 券		永久 証券	持分 証券		デリバ	ティブ ⁽¹)				
モー ゲー ジック ひかり セッ		外国	銀行		銀行		金利							
ト・ バック	公益	及び 国際	及び	その他	及び		ス	通貨ス						
証券	事業債	機関	機関	の企業	機関		プ	ワップ	CDS	合計				
\$ 338	\$420	\$ 418	\$ 1,024	\$ 986	\$ 215	\$ 4	\$ 29	\$(172)	\$(65)	\$ 3,197				
-	-	-	-	_	-	-	(8)	84	29	105				
(72)	(20)	_	(4)	_	3	(1)	_	(11)	_	(105)				
	(==)		(' /		-	(·)		(,		(111)				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
-	(400)	-	-	-	-	-	(20)	-	33	(387)				
(13)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(13)				
125	-	-	-	-	49	-	-	-	-	174				
(2)		()	(227)	(222)	(- (-)					()				
	-					-	-	- (22)	- (2)	(2,625)				
\$ 369	 	\$ - 	\$ 23	\$ - 	\$ 52	\$ 3	\$ 1	\$ (99) ———	\$ (3)	\$ 346				
c	e	¢	¢.	e	¢.	¢	¢ (0)	Ф 0 <i>4</i>	1 20	\$ 105				
•	ゲジバ証びセトバ (13) (72) (13) (13)	モーゲージ・バック 証券 V セット・バック 事業債 * 338 * \$420	モーゲージ・バック 証券及 びア セッ	ゲージ・バック 証券及 びア 外国 投行 及び 及び 人び 人	モーゲージ・バック 証券及 びア 外国 セッ 政府 銀行 上・ 及び 及び 八ック 公益 国際 金融 その他 護券 事業債 機関 機関 の企業 \$ 338 \$ 420 \$ 418 \$ 1,024 \$ 986 \$ 1,024 \$ 986 \$ 1,024 \$ 986 \$ 1,024	モーゲージ・バック 証券及 びア 外国 投行 及び 及び 及び 及び 人 人 国際 金融 その他 機関 の企業 機関 の企業 機関 のな ままます は は ままます は は ままます は まままます は ままます は まままます は ままます は まままます は ままます は まままます は ままます は まままます は まままます は まままます は まままます は ままます は まままます は ままままます は まままます は まままます は まままます は まままます は ままままます は ままままます は ままままます は ままままます は ままままます は ままままます は まままままます は ままままままます は まままままままま	モーゲージ・バック 証券及 びア 外国 セッ 政府 銀行 人・ 及び 及び 人び	モーゲージ・バック 証券及 びア 外国 セッ 政府 銀行 銀行 金利ト・ 及び 及び 及び 人び	モーゲージ・パック 証券及 びア 外国 大小 及び 及び 人の 及び 人の	モーゲージ・バック 証券及び 及び 及び 及び スス アック (1797) (1797) (1897) (1986) (215)				

- ⁽¹⁾ デリバティブ資産及び負債はネット表示されている。
- ⁽²⁾ 価格設定のための重要なインプットの観察に対する可視性の欠如による。
- (3) 価格設定方法を、観察可能なマーケットデータを公正価値評価における重要なインプットとして利用する評価方法に変更したことによる。

レベル3への、及び/又はレベル3からの区分変更は、インプットの観察可能性の変化によるものである。2013年におけるレベル3からレベル2への最も重要な区分変更は、当社の期限前償還条項(コーラブル)付きのリバース・デュアル・カレンシー債(以下「RDC証券」)に関連するものであった。RDC証券は、元本償還が円、利払いがドルで行われる。ヒストリカル・ボラティリティーには、現在の市場参入者による将来のボラティリティーに関する予測が反映されていない可能性があるため、市場の標準的なアプローチでは、オプション又はオプションを伴う商品の評価には、インプライド・ボラティリティーを用いている。当社の従来の評価方法においては、これらの投資を評価するインプットとして過去の為替のボラティリティーを用いていた。これらのRDC証券の全体的な評価に対するこのインプットの重要性と、このインプットが観察不可能であるという判断から、当社は2011年12月31日に、これらの有価証券を公正価値ヒエラルキーのレベル3に変更することを決定した。2013年第1四半期に、当社はこれらの有価証券に対して新しい評価手法の利用を開始したが、その手法は、市場における比較可能な有価証券、観察可能な為替先物取引のカープ及びその他の市場インプットに依拠している。これらの項目の評価に対する重要なインプットは、現在、観察可能なデータを基にしていることから、当社は2013年第1四半期にこれらの債券を公正価値ヒエラルキーのレベル3からレベル2に変更した。

2013年第1四半期において当社は期限前償還条項(コーラブル)付きのRDC証券に加え、その他の社債をレベル3からレベル2に変更した。これらの有価証券の価格は、従前、ブローカー及び/又はアレンジャーから入手したもので、値付けの方法に関しては最低限の透明性しかなかった。RDC証券と同様に、これらその他の有価証券は、現在、上述のその他の私募証券に対する手法と同じ手法を用いて評価されている。

2013年及び2014年12月31日に終了した1年間において、レベル1とレベル2の間での区分変更はなかった。

公正価値感応度

レベル3の重要かつ観察不可能なインプットの感応度

下表は、12月31日における当社のレベル3の売却可能有価証券及びデリバティブの見積りに使用された 重要かつ観察不可能なインプットを要約したものである。本表では、金融商品全体の評価に影響を与える 可能性のあるインプット又はインプットのレンジを表示している。

		20111	.2/10.日元正	
(単位:百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)
資産:				
売却可能有価証券 (公正価値):				
期限付証券:				
モーゲージ・バック 証券及びアセット・ バック証券	\$ 223	コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A (d)

					<u></u>
		コンセンサス方式の	提供された		
銀行及び金融機関	26	プライシング	見積価格	N/A	(d)
永久証券:					
		コンセンサス方式の	提供された		
銀行及び金融機関	149	プライシング	見積価格	N/A	(d)
			 提供された		
持分証券	3	純資産価値	見積価格	\$1-\$677 (\$6)	
その他資産:					
		ディスカウント・			
通貨スワップ	8	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70%	(a)
			金利 (日本円)	0.53%-1.34%	(b)
			CDSスプレッド	16-105 bps	
			外国為替レート	20.50%	(c)
		ディスカウント・			
	98	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70%	(a)
			金利 (日本円)	0.53%-1.34%	(b)
			外国為替レート	20.50%	(c)
資産合計	\$ 507				

- (a) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- $^{(c)}$ 円 / ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。
- $^{(d)}$ N/Aは、プローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。

(単位:百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)	
負債:					
		ディスカウント・			
通貨スワップ	\$ 176	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70%	(a)
			金利(日本円)	0.53%-1.34%	(b)
			CDSスプレッド	16-105 bps	
			外国為替レート	20.50%	(c)
		ディスカウント・			
	111	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70%	(a)
			金利(日本円)	0.53%-1.34%	(b)
			CDSスプレッド	13-145 bps	

ディスカウント・

 \$	318				
			外国為替レート	20.50%	(c)
			金利(日本円)	0.53%-1.34%	(b)
	31	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	2.28%-2.70%	(a)
		ノイスカランド・			

- (a) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたイン プット
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- $^{(c)}$ 円 / ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。

(単位:百万ドル)	公正価値	評価技法	観察不可能な インプット	レンジ (加重平均)	
資産:		<u>нтішіх/д</u>		(加重十27)	
一 一 売却可能有価証券					
(公正価値):					
期限付証券:					
 モーゲージ・バック					
証券及びアセット・		コンセンサス方式の	提供された		
バック証券 \$	369	プライシング	見積価格	N/A	(e)
		コンセンサス方式の	提供された		
銀行及び金融機関	23	プライシング	見積価格	N/A	(e)
永久証券:					
		->> . 4 -> -+	4E /44 -2+ 4+ 4+		
銀行及び金融機関	52	コンセンサス方式の プライシング	提供された 見積価格	N/A	(e)
			 提供された		
持分証券	3	純資産価値	見積価格	\$1-\$774 (\$7)	
		ディスカウント・			
通貨スワップ	30	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利 (日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			CDSスプレッド	16-141 bps	
			外国為替レート	21.16%	(d)
		ディスカウント・			
	9	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利 (日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			CDSスプレッド	17-149 bps	
		ディスカウント・			
	65	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利 (日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			外国為替レート	21.16%	(d)

					有他
		ディスカウント・	ベース・		
CDS	1	キャッシュ・フロー	コリレーション	65%-76% (72%)	(a)
				65-106(92)	
			CDSスプレッド	bps	
			回収率	37.00%	
		ディスカウント・	ベース・		
金利スワップ	1	キャッシュ・フロー	コリレーション	65%-76% (72%)	(a)
				65-106(92)	
			CDSスプレッド	bps	
			回収率	37.00%	
	\$ 553				

- (a) 市場指数に応じたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントに対応するように設計された当社のトランシェに対するベース・コリレーションの加重平均レンジ
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- $^{(d)}$ 円 / ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。
- (e) N/Aは、プローカーから未調整の見積りを入手し、その見積り提供者の評価技法又は観察不可能なインプットに透明性が無い有価証券を表している。

(単位:百万ドル)			観察不可能な	レンジ	
	公正価値	評価技法 	インプット	(加重平均)	
負債: 					
		ディスカウント・			
通貨スワップ	\$ 99	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利(日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			CDSスプレッド	16-141 bps	
			外国為替レート	21.16%	(d)
		ディスカウント・			
	24	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利(日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			CDSスプレッド	11-189 bps	
		ディスカウント・			
	80	キャッシュ・フロー	金利(米ドル)	3.09%-3.96%	(b)
			金利(日本円)	0.93%-2.02%	(c)
			外国為替レート	21.16%	(d)
		ディスカウント・	ベース・		
CDS	4	キャッシュ・フロー	コリレーション	65%-76% (72%)	(a)
			CDSスプレッド	65-106(92) bps	

回収率

37.00%

負債合計 \$ 207

- (a) 市場指数に応じたアタッチメント・ポイント及びデタッチメント・ポイントに対応するように設計された当社のトランシェに対するベース・コリレーションの加重平均レンジ
- (b) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため米国の長期金利から導き出されたインプット
- (c) 満期までの期間が長い当社のスワップの特徴に対応するため日本の長期金利から導き出されたインプット
- $^{(d)}$ 円 / ドル為替レートの10年間の歴史的変動率に基づいている。

以下は、当社のレベル3に分類される有価証券及びデリバティブの公正価値の決定に使用される重要かつ 観察不可能なインプット又は評価技法についての考察である。

純資産価値

当社は、被投資会社によって発表されている財務諸表に基づいて公正価値が算出された非上場の持分証券を保有している。これらの証券は、活発な市場では取引されず、算出される評価は、被投資会社の財務報告を適時に利用できるかどうかに依存している。純資産価値は、持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

提供された見積価格

現在の市況と整合しない価値が含まれることにより、当社の見積価格が適切ではない場合、当社は限られた数の投資仲介業者に値付けを依頼する。また、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券については、投資仲介業者から未調整の見積価格の提示を受ける。これらの見積価格には拘束力は無く、その時点の最善のものとされる。提供された見積価格は、モーゲージ・バック証券及びアセット・バック証券、一部の銀行及び金融機関、一部のその他の企業、並びに持分証券の公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

金利、CDSスプレッド、外国為替レート

金利及び通貨スワップの評価に大きく影響するのは、金利、外国為替レート及びCDSスプレッドである。 当社のスワップ契約は、満期までの期間が長いため、当社の有するスワップの金利変動に対する感応度は 高まる。当社の円建て通貨スワップの大半は、ネットで負債のポジションにあるため、金利の上昇は負債 を減少させスワップの価値を増加させることになる。

また、通貨スワップには、スワップ契約終了時に元本の一括決済がある。円金利の上昇は、最終的に決済される外貨の価値を減少させ、スワップも価値を減少する。逆に、米ドル金利の上昇は、スワップの価値を増加させる。

同様の感応度の傾向が外国為替レートで観察される。米ドル/日本円の為替レート(スポット価格)が低下した局面で、スワップの最終決済額を日本円で受け取る場合、そのスワップの価値は円高により増加する。当社のスワップの大半は、契約終了時に日本円で支払いを受けるため、このような形で米ドル/日本円の為替レートの影響を受ける。最終的に円で受け取る未収金が無く、当社が金利を円で支払い、ドルで受け取る場合は、為替レートの低下がスワップの価値の減少につながる。

参照企業又は担保となる資産の債務不履行が発生した場合には、当社の大半のスワップ契約が消滅するという特性を有しているため、資金の交換は停止し、スワップ契約の当事者間ではさらなる支払いは行われない。この特性を評価するため、当社は予測されたキャッシュ・フローに対して参照企業の存続確率を適用する。存続確率にはキャッシュ・フローの現在価値を調整するためにCDSスプレッド及び回収率を使用する。プラスの価値を持つ消滅条項付きスワップ契約については、CDSスプレッドが拡大すると、最終的な支払いを受けられる可能性が低くなり、スワップの価値が減少する。

これらのスワップ契約はデュレーションが長く、また、長期のインプットを導き出し、測定するためには短期の観察可能なデータによる推測が必要であることから、現在のインプット又は現在の観察可能な市場データで確認することができない将来のキャッシュ・フローを評価するためには、一定のインプット、仮定及び判断が必要となる。

金利、CDSスプレッド及び外国為替レートは、通貨スワップの公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

ベース・コリレーション、CDSスプレッド及び回収率

当社のCDOは、個別のクレジット・デフォルト・スワップをバスケットとしたトランシェである。この種 のシンセティックCDOにおけるリスクは、個別銘柄のCDSのリスク及びそれらの相関関係によるものであ る。シンセティックCDOの評価は、金利、個別銘柄のCDSのデフォルトの可能性、財務モデリングツールを 利用したベース・コリレーションといった市場価格に対するキャリブレーションによって左右される。こ れらのトランシェに対する観察可能なデータは、数が限られているか、あるいは存在しないため、これら のベース・コリレーションはCDX及びiTraxx指数のような一般に市場で取引されているトランシェからデー タを入手する。これらの指数の過去の数値から、債務返済順位の異なるCDOの価格曲線を形成するための ベース・コリレーションを入手することが可能である。市場における指数の算出のために参照されている 企業が、評価の対象であるシンセティックCDOを形成している当社のポートフォリオに含まれる企業と一致 しないため、当社のポートフォリオに含まれる企業をそれらの指数が参照している企業と対応させるため にいくつかの手順が取られる。ベース・コリレーションが決定され、妥当なスプレッドが選択された上 で、評価額が計算される。ポートフォリオに関するCDSスプレッドが拡大すると、デフォルト及び損失の可 能性が高まるため、価値の減少につながる。ベース・コリレーションによる評価への影響は、市場トラン シェと、当社のポートフォリオをモデルとしたトランシェ間のリスクの状態の違い及びこれらのトラン シェのデタッチメント・ポイントの同等性を含む多くの要因によって左右される。一般的に、ベース・コ リレーションの上昇は、ジュニア・トランシェの価値を増加させるが、シニア・トランシェの価値は減少 させる。これにより、価値の増減につながる可能性がある。

当社のポートフォリオにおけるCDOトランシェは、下位のトランシェであり、これらのトランシェに対する信用補完が低水準であることから、株式に似た性質を示している。その結果、回収率の上昇がそれらの価値を減少させる傾向にある。

当社の金利スワップは、シンセティックCDOに関連している。これらのスワップの評価は、シンセティックCDOそのものに使用する評価技法と類似した方法で行っている。すなわち、ベース・コリレーション・モデルはシンセティックCDOとスワップの間の整合性を確実にするために使用されるものである。

ベース・コリレーション、CDSスプレッド及び回収率は、クレジット・デフォルト・スワップ及び金利スワップの公正価値の決定においては、観察不可能なインプットである。

当社の投資及び金融商品の詳細については、当報告書の注記1、3及び4を参照のこと。

6. 繰延新契約費と保険事業費

連結新契約費の繰延額は、2012年が17億ドル、2013年が14億ドルであったのに対し、2014年は13億ドルであった。12月31日に終了した各事業年度における日本社と米国社の繰延新契約費の推移は下表のとおりであった。

	2014年					2013年			
(単位 : 百万ドル)	日本社		÷			日本社		 米国社	
繰延新契約費:					-				
期首残高	\$	5,819	\$	2,979	\$	6,801	\$	2,857	
繰延額		790		548		893		555	
償却額		(649)		(459)		(641)		(433)	
為替変動の影響及びその他		(749)		(6)		(1,234)		-	
期末残高	\$	5,211	\$	3,062	\$	5,819	\$	2,979	

新契約費の繰延額に占める保険販売手数料の繰延額の割合は、2012年が84%、2013年が81%であったのに対し、2014年は77%であった。

保険事業費に占める人件費の割合は、2012及び2013年が51%であったのに対し、2014年は52%であった。広告宣伝費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業年度において下表のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)		2014年		2013年		2012年
広告宣伝費:	_				-	
日本社	\$	103	\$	112	\$	127
米国社	_	126	_	128		127
広告宣伝費合計	\$_	229	\$_	240	\$	254

減価償却費及びその他の償却費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業 年度において下表のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年		2	013年	2012年	
減価償却費	\$	47	\$	56	\$	60
その他の償却費		8		13		7
減価償却費その他の償却費合計	\$	55	\$	69	\$	67

リースとレンタル費は連結損益計算書の保険事業費に計上され、12月31日に終了した各事業年度において下表のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年	2014年			2012年	
リース及びレンタル費用						
日本社	\$	52	\$	55	\$	71
米国社		15		10		9

有価証券報告書

その他	1	1	1
リース及びレンタル費用合計	\$ 68	\$ 66	\$ 81

2012年と比較して、日本社の広告宣伝費、リース及びレンタル費が2013年及び2014年に減少しているのは、ドルに対して円安になったためである。

7. 保険契約準備金

保険契約準備金は、責任準備金、支払備金、未経過保険料及びその他の契約者からの預り金で構成され、2014年12月31日現在、それぞれ保険契約準備金の78%、4%、11%及び7%を占めていた。当社では、保険契約準備金が十分に積み立てられているかどうかを常に全体及び項目別に検証している。

12月31日現在における責任準備金の内訳は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)		負債額		予定利率			
	保険証券発行年	2014年	2013年	———————— 発行年	20年後		
補完保険:							
日本社:	2002-2014	\$ 3,900	\$ 3,370	1.25-2.5 %	1.25-2.5 %		
	1974-2013	3,449	3,889	2.7-2.75	2.25-2.75		
	1998-2014	10,641	11,763	3.0	3.0		
	1997-1999	2,461	2,842	3.5	3.5		
	1994-1996	3,023	3,483	4.0-4.5	4.0-4.5		
	1987-1994	14,394	16,727	5.5	5.5		
	1985-1991	1,923	2,262	5.25-6.75	5.25-5.5		
	1978-1984	2,260	2,699	6.5	5.5		
米国社:	2012-2014	588	345	3.0-3.75	3.0-3.75		
	2011	276	243	4.75	4.75		
	2005-2010	2,951	2,897	5.5	5.5		
	1988-2004	706	725	8.0	6.0		
	1986-2004	1,293	1,301	6.0	6.0		
	1981-1986	183	190	6.5-7.0	5.5-6.5		
	1998-2004	1,260	1,237	7.0	7.0		
	その他	21	22				
生命保険:							
日本社:	2013-2014	312	59	1.5-1.75	1.5-1.75		
	2001-2013	3,674	3,009	1.65-1.85	1.65-1.85		
	2011-2014	2,298	1,584	2.0	2.0		
	2009-2011	1,890	1,648	2.25	2.25		
	2005-2011	1,214	1,211	2.5	2.5		
	1985-2006	2,006	2,303	2.7	2.25		

	2007-2011	1,010	1,025	2.75	2.75
	1999-2011	1,944	2,164	3.0	3.0
	1996-2009	633	721	3.5	3.5
	1994-1996	884	1,021	4.0-4.5	4.0-4.5
米国社:	1956-2014	452	396	3.5-6.0	3.5-6.0
	合計	\$ 65,646	\$ 69,136		

連結損益計算書に反映されている責任準備金の加重平均利率は、日本の保険契約については2012年が4.0%、2013年が3.9%であったのに対し、2014年は3.8%であった。一方、米国の保険契約については、2012年が6.0%、2013年が5.8%であったのに対し、2014年は5.7%であった。

12月31日に終了した各事業年度における支払備金の変動は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2014年		2013年		2012年
補完保険支払備金期首残高	\$	3,537	\$ 3,781	\$	3,749
未収再保険金控除		9	10		-
期首残高(純額)	_	3,528	3,771	-	3,749
保険金給付金発生額	_			-	
当年度分		6,866	7,215		8,013
過年度分		(301)	(236)		(173)
当期保険金給付金発生額合計		6,565	6,979	-	7,840
差引当期保険金給付金支払額	_			-	
当年度発生分		4,532	4,834		5,453
過年度発生分		1,873	1,931	_	2,082
当期保険金給付金支払額合計		6,405	6,765		7,535
支払備金に対する為替変動の影響	_	(283)	(457)	-	(283)
期末残高(純額)		3,405	3,528		3,771
未収再保険金加算		7	9	-	10
補完保険支払備金期末残高		3,412	3,537	-	3,781
生命保険支払備金期末残高		218	226		253
期末支払備金合計	\$_	3,630	\$ 3,763	\$	4,034

過年度発生分の保険金給付金には、支払備金の有利な推移が反映されている。この有利な推移は主として、日本社の事業ラインによるものである。

2013年及び2014年12月31日現在、未経過保険料は主として前納未経過保険料で構成されていた。前納未経過保険料は、主として、一部の日本社の短期払保険商品の購入に伴って保険契約者から払い込まれる預り保険料である。この前納未経過保険料は、払込時に繰り延べられ、契約上の保険料払込期間にわたって保険料収入として認識される。2013年12月31日現在及び2014年12月31日現在、前納未経過保険料は、それぞれ未経過保険料の82%、80%を占めていた。

2013年及び2014年12月31日現在、その他保険契約準備金の構成要素で最大のものは、日本社の年金商品である。当社の年金商品の給付金及び保険料は定額である。これらの年金商品がその他保険契約準備金に占める割合は、2013年12月31日現在が93%、2014年12月31日現在が98%であった。

8.再保険

2013年9月30日付及び2014年10月1日付で、当社は売り止めとしている日本社の既契約医療保険のうちの一商品に関する入院給付のそれぞれ33.3%及び、16.7%を出再する共同保険式再保険契約を締結した。当社は、これらの取引に関連した利益を繰延利益負債として連結貸借対照表に計上した。2014年12月31日現在、連結貸借対照表上の責任準備金に含められた繰延利益負債は820百万ドルであり、当該保険契約期間に応じて償却される。これに対応する未収再保険金は、連結貸借対照表上、その他の資産に含まれており、2014年12月31日現在、838百万ドルであった。

2014年12月31日付で、当社は共同保険式再々保険契約を締結し、売り止めとしている日本社の既契約医療保険のうちの一商品に関する出再済の入院給付の8.35%を当社の子会社であるCAICを通じて引き受けた。この契約は、2014年12月31日現在の当社の連結財政状態及び経営成績に対して影響を及ぼさなかった。

下表は、12月31日で終了した事業年度における、元受保険料収入及び元受保険金給付金に係る再保険による影響と純額への調整を示している。

(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年
元受保険料収入	\$ 19,412	\$ 20,233
支払再保険料:		
日本社の販売を停止した医療保険の出再	(311)	(76)
その他	(39)	(34)
他社からの受再	10	12
保険料収入(純額)	\$ 19,072	\$ 20,135
元受保険金給付金	\$ 13,235	\$ 13,903
出再保険金及び責任準備金変動額:		
日本社の販売を停止した医療保険の出再	(276)	(67)
その他	(27)	(31)
他社からの受再	5	8
保険金給付金(純額)	\$ 12,937	\$ 13,813

再保険は、保険契約者に対する義務から当社を解放するものではない。再保険会社がその義務を履行できない場合でも、当社は出再された保険金請求に関する支払義務を引き続き負っている。

9 社債等

12月31日現在の社債等の概要は下表のとおりであった。

(単位:百万ドル) 2014年 2013年

	 	 · 有ſ
3.45%優先社債2015年8月満期	\$ 300	\$ 300
2.65%優先社債2017年2月満期	653 (1)	655 (1)
8.50%優先社債2019年5月満期	850	850
4.00%優先社債2022年2月満期	350 (2)	349 (2)
3.625%優先社債2023年6月満期	700	700
3.625%優先社債2024年11月満期	749 (2)	-
6.90%優先社債2039年12月満期	397 (2)	396 (2)
6.45%優先社債2040年8月満期	448 (2)	448 (2)
5.50%劣後債2052年9月満期	500	500
ユーロ円債:		
2.26% 2016年9月満期 (元本80億円)	66	76
円建てサムライ債:		
1.47% 2014年7月満期(元本287億円)	-	272
1.84% 2016年7月満期(元本158億円)	131	150
変動利付型 2014年7月満期(2013年1.30%、元本55億円)	-	52
円建て借入金:		
3.60% 2015年7月満期(元本100億円)	83	95
3.00% 2015年8月満期(元本50億円)	41	48
キャピタル・リース債務、2019年まで返済	 14	 6
社債等合計	\$ 5,282	\$ 4,897

⁽¹⁾ 元本に、満期までの期間で償却される発行プレミアムが加算されている。

2014年11月、親会社は米国において公募により、750百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利3.625%、半年払い)で、当社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、期限前償還については、(i)償還される額面の総額又は(ii)償還日現在で発生している未払利息を除き、償還日までの期間において支払予定の元利を国債利回りプラス20ベーシス・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって行うことができる。当社は、これらの優先社債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、金利負担を低減すべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、750百万ドルのドル建て債務を853億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.625%から円建ての年1.00%に低減させた。

2013年6月、親会社は米国において公募により、700百万ドルの優先社債を発行した。本社債は、10年満期固定利付型(年利3.625%、半年払い)で、当社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、期限前償還については、(i)償還される額面の総額又は(ii)償還日現在で発生している未払利息を除き、償還日までの期間において支払予定の元利を国債利回りプラス20ベーシス・ポイントの金利で半年ごとに割り引いた金額、のいずれか大きな金額に、償還される債券の額面に対して償還日前に発生した未払利息を加えた金額をもって行うことができる。当社は、これらの優先社債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、金利負担を低減すべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、700百万ドルのドル建て債務を698億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.625%から円建ての年1.50%に低減させた。

⁽²⁾ 元本から、満期までの期間で償却される発行ディスカウントが差し引かれている。

2012年9月、親会社は米国において公募により、40年満期の固定利付型(年利5.50%、四半期払い)の劣後債450百万ドルを発行した。当社は5年経過後の2017年9月26日以降、償還日を除いて、元本に発生済みの未払利息を加えた金額で、この劣後債の全額又は一部を償還することができる。全額償還しない場合は、償還後に少なくとも25百万ドルの元本が残存することが必要である。また、この劣後債の条件を記した契約書に明記されている税務上又は信用格付け上の事由が発生した場合にのみ、2017年9月26日より前に全額償還する可能性があるが、その場合は一部償還はできない。当社は、クロス・カレンシー金利スワップを締結し、この劣後債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換した。これらのスワップ契約を結ぶことで、当社は経済的に450百万ドルのドル建て債務を353億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年5.50%から円建ての年4.41%に低減させた。これらのスワップは、当初5年間の期限前償還禁止期間の満了後に終了する。2012年10月、本劣後債の引受人は、引受契約に則り、上述した劣後債元本50百万ドルを追加購入するオプションを行使した。当社は、この50百万ドルの債務を39億円の債務に経済的に転換するためにクロス・カレンシー金利スワップ契約を締結し、支払金利をドル建ての年5.50%から円建ての年4.42%に低減させた。これらのスワップは、当初5年間の期限前償還禁止期間の満了後に終了する。

2012年2月、親会社は米国において公募により、2本の優先社債合計750百万ドルを発行した。1本目は、発行金額400百万ドルの5年満期固定利付型(年利2.65%、半年払い)、2本目は、発行金額350百万ドルの10年満期固定利付型(年利4.00%、半年払い)であった。これらの債券は、当社の選択により、全額又は一部を随時償還することができる。また、償還については、(i)額面又は(ii)期限前償還日から満期日までに支払いが予定されている元利の償還時点における現在価値に発生済みで未払いの利息を加えた額のいずれか大きい額をもって行うことができる。当社は、これらの優先社債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、利息費用を減らすべく、クロス・カレンシー金利スワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、400百万ドルのドル建て債務を309億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年2.65%から円建ての年1.22%に低減させた。また、経済的な価値として350百万ドルのドル建て債務を270億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年4.00%から円建ての年2.07%に低減させた。2012年7月、親会社は2012年2月に発行した優先社債のシリーズへの追加となる250百万ドルの優先社債を発行した。これらのシニア債は、5年満期固定利付型(年利2.65%、半年払い)である。

2011年7月、親会社は、公募で3本のサムライ債計500億円を発行した。1本目は、発行金額287億円で3本目は55億円であったが、ともに2014年7月に償還された。2本目は、158億円の5年満期固定利付型(年利1.84%、半年払い)である。これらのサムライ債は、米国国籍保有者を販売対象としない。

2009年及び2010年に、当社は米国において公募で計20億ドルの優先社債を発行した。その内訳は以下のとおりである。2010年8月、当社は30年満期で450百万ドル、5年満期で300百万ドルの優先社債を発行した。2009年12月に、当社は30年満期で400百万ドルの優先社債を発行した。2009年5月、当社は10年満期で850百万ドルの優先社債を発行した。また、当社の選択によりこれらの社債のすべて、又は一部を何時でも償還することができる。償還価格は、(1)社債の額面額、又は(2)償還される部分について残存する元利支払予定額を償還日まで割り引いた現在価値に未払及び不払の利息を加えたもののいずれか大きい方である。

2006年9月、親会社は100億円10年満期のユーロ円債のトランシェを発行した。これらのユーロ円債は、年2回金利を支払い、それぞれの契約で定められた税務上の条件が満たされてはじめて満期前に償還することができる。これらのユーロ円債は、米国国籍保有者を販売対象としない。2009年、当社は公開市場でこれらのユーロ円債のうち20億円分(額面)を14億円で買入償却し、6億円の利益を計上した。

当社の円建て社債及び借入金については、ドルベースで見た場合の元本は、円とドルの為替レートの影響で上下する。当社は、円建て社債の大半を日本社に対する投資の為替リスクの非デリバティブ・ヘッジ に指定している。

2014年12月31日より後の各年における社債等の満期金額合計は以下のとおりである。

(単位 : 百万ドル)	長期 債務		=	キャピタル・ リース債務	社債等 合計
2015年	\$	424	\$	4	\$ 428
2016年		197		4	201
2017年		650		3	653
2018年		-		2	2
2019年		850		1	851
2020年以降		3,150	_		3,150
合計	\$	5,271	\$	14	\$ 5,285

2014年10月、親会社とアフラックは期間364日の双務的な極度信用供与枠1億ドルを設定した。借入れには、銀行によって提示され、借入実行時に双方が合意した金利が適用され、3ヶ月満期となる。この信用供与枠に係る設定手数料、当初経費及び財務制限条項はない。この信用供与枠による借入金は、一般事業資金として使用される。2014年12月31日現在、この1億ドルの信用供与枠による借入残高はなかった。この信用供与枠による最終借入可能日は2015年10月15日であり、同日から起算して3ヶ月以内に満期が到来する。

親会社とアフラックは、金融機関のシンジケート団との間で、期間5年、総額500億円のシニア無担保リボルビング・クレジット・ファシリティ契約を有している。この与信契約によって、日本円での借入れ又は日本円と同等の米ドルでの借入れを極度取引として行うことができる。借入れは、LIBORに1.125%の利鞘を上乗せした金利で実行される。さらに当社とアフラックは、信用供与枠に対して0.125%のファシリティ・フィーを支払うことが求められている。2014年12月31日現在、当社の500億円のリボルビング・クレジット契約による借入残高はなかった。本与信契約における借入れは、日本社における事業のための資本に関するコンティンジェンシー・プランなど全般的な事業目的のために使用される。この契約に基づく借入れは、与信契約の終了日に満了する。この契約は、四半期毎に特定の財務制限条項を遵守することを要求している。この与信契約は、2018年3月29日又は契約で定義されている債務不履行事由が発生した場合の契約の終了日のいずれか早い日に満了する。

2014年12月31日現在、当社は社債及びクレジット・ラインに関する契約条項をすべて満たしている。 2013年及び2014年において債務不履行事由も債務不履行も全く発生していない。

10. 法人税等

12月31日に終了した各事業年度における税引前当期純利益に係る法人税等の費用(利益)は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	外国		米国社		合計	
2014年:		_				
当期分	\$	995	\$ 84	\$	1,079	
繰延分		125	336		461	
法人税等合計	\$_	1,120	\$ 420	\$	1,540	
2013年:				-		
当期分	\$	934	\$ 302	\$	1,236	
繰延分	=	299	123		422	

有価証券報告書

法人税等合計	\$ 1,233	\$ 425	\$ 1,658
2012年:			
当期分	\$ 513	\$ 303	\$ 816
繰延分	950	(330)	620
法人税等合計	\$ 1,463	\$ (27)	\$ 1,436

日本では2012年4月1日から開始する事業年度から、法人税率が引き下げられた。税率は2012年4月1日から33.3%に引き下げられ、2015年1月1日には更に30.8%にまで引き下げられた。2011年12月31日現在、想定される一時差異の戻し入れの結果、繰延税金が、日本においては744百万ドル減少し、米国においてはこれに伴って外国税額控除が減少することにより、744百万ドルの増加となった。これらの一時差異の実際の戻し入れに基づき、法人税率の引き下げに対する影響の見積りを修正した結果、2012年12月31日現在、繰延税金が、日本においては374百万ドル増加し、これに伴い、米国においては374百万ドルの減少となった。

損益計算書上の法人税等の額は、米国の予想税率35%を税引前当期純利益に適用して計算される金額と 異なっている。12月31日に終了した各事業年度における差異の主な理由及び税効果は以下のとおりであっ た。

(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年		2012年
米国法定税率による法人税等	\$ 1,572	\$ 1,685	\$	1,506
外国税額控除額の使用	(32)	(37)		(53)
税務上損金に算入されない費用	5	6		8
その他(純額)	(5)	4		(25)
法人税等合計	\$ 1,540	\$ 1,658	\$_	1,436

12月31日に終了した各事業年度における法人税等の内訳は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)		2014年		2013年		2012年
損益計算書	\$	1,540	\$	1,658	\$	1,436
その他の包括(損)益:						
外貨換算未実現(損)益		(419)		253		363
保有有価証券未実現(損)益:						
当期保有有価証券未実現(損)益		2,237		(904)		904
当期純利益に含まれる保有有価証券 実現損(益)の組替修正額		19		19		(174)
当期デリバティブ未実現(損)益		(3)				(8)
当期プリバアイノ本美境(領)画				(4)		(0)
年金債務当期調整額		(31)		55		(7)
その他の包括(損)益項目に係る	_			_		
法人税費用(軽減効果)	_	1,803	_	(581)	_	1,078
株式払込剰余金(ストック・オプション行使)	_	(7)	_	(8)	_	(12)
法人税等合計	\$_	3,336	\$	1,069	\$_	2,502

上表のその他の包括(損)益に係る税効果には、2012年の繰延税金費用492百万ドル及び2013年の繰延税金費用614百万ドルが含まれていた。これらは日本社が米国社に代わって保有していたドル建て投資ポートフォリオに関連するものである。注記1で述べたとおり、2013年10月1日より前は、為替の変動があっても、この投資に対する外貨換算調整額は税引前のその他の包括利益には計上されなかったが、このドル建て投資に係る外貨換算損益相当額に関連した繰延税金費用(軽減効果)は、有価証券の売却又は償還までその他の包括利益の法人税等合計において認識される。その他の包括利益に係る課税額からこのドル建て投資に対する課税額を除いた結果、税引前その他の包括(損)益に係る実効税率は、2012年が32%、2013年が31%であった。

12月31日現在、一時差異に対する税効果により発生した繰延税金資産及び負債は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	2014年		2013年
繰延法人税等負債:	 		
繰延新契約費	\$ 2,209	\$	2,406
保有有価証券未実現利益	2,584		533
未収保険料	139		134
責任準備金	1,376		1,451
減価償却	51		54
その他	 20	_	22
繰延法人税等負債合計	 6,379		4,600
繰延税金資産:			
保有有価証券に係るその他の差異	1,331		1,129
非積立型退職金制度の給付額	16		16
その他未払費用	4		23
保険金給付金等	99		111
日本社に係る為替差損	327		189
後払報酬	226		182
キャピタル・ロス繰越額	 26		514
繰延税金資産合計	2,029		2,164
繰延法人税等負債純額	 4,350		2,436
法人税等負債	943		1,282
法人税等負債合計	\$ 5,293	\$	3,718

米国法人税の規定においては、非生命保険事業による損失のうち、生命保険事業の課税所得との相殺が認められるのは毎年35%のみである。米国法人税の計算上、失効する非生命保険事業に係る税務上の繰越欠損金が2031年には18百万ドル、2032年には17百万ドル、2033年には2百万ドル、2034年には1百万ドルあったが、2014年12月31日現在、利用可能な税額控除の繰越額はなかった。当社には、キャピタル・ゲインと相殺することのできるキャピタル・ロスの繰越額73百万ドルがあるが、2016年に失効する。

当社では、米国と日本において、中央政府に対して法人所得税、またいくつかの州もしくは県の関係当局に対して法人住民税の納税申告書を提出する。2010年までに納めた米国の連邦の法人税の申告書については、すでに税務調査の対象ではなくなっている。日本では、2011年までの納税申告について日本の国税庁の調査は終了した。

12月31日に終了した各事業年度の期首及び期末における未認識税軽減効果の増減は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)		2014年		2013年
期首残高	\$	328	\$	401
過年度の税金ポジションに対する増額		2		1
過年度の税金ポジションに対する減額	_	(21)	_	(74)
期末残高	\$_	309	\$	328

2014年12月31日現在における未認識税軽減効果に係る負債には、307百万ドルの税金ポジションが含まれている。この税金ポジションについては、最終的に控除される可能性が極めて高いが、その時期はまだ未確定である。2013年12月31日現在では、この税金ポジションは327百万ドルであった。税効果会計の影響により、利息と課徴金以外については、短期間において控除されることが認められなくても、年間の実効税率に影響を与えることはないが、税務当局に対する税金の支払時期が早まることになる。当社は、2014年12月31日現在、恒久的不確実性のためすでに約2百万ドルの費用を計上しているが、これは、仮に戻し入れられた場合でも、年間の実効税率に重要な影響を与えることはない。

当社は、未認識税軽減効果に係る利息と課徴金を法人税等として認識する。当社は、2012年に7百万ドル、2013年及び2014年に約11百万ドルの利息と課徴金を認識した。当社は、2013年12月31日現在で約26百万ドルの利息と課徴金を未払計上しているのに対して、2014年12月31日現在で約30百万ドルの利息と課徴金を未払計上している。

2014年12月31日現在、向こう1年間で未認識税軽減効果の総額が著しく増減するような重要性のある不確実な税金ポジションはなかった。

11. 株主持分

12月31日に終了した各事業年度における当社普通株式数の内訳は下表のとおりであった。

(単位 : 千株)	2014年	2013年	2012年
普通株式 発行済株式:			
期首残高	667,046	665,239	663,639
ストック・オプションの行使及び制限付株式の発行	1,086	1,807	1,600
期末残高	668,132	667,046	665,239
自己株式:			
期首残高	207,633	197,453	197,329
自己株式の取得:			
公開市場	19,660	13,212	1,948
その他	157	222	360
自己株式の処分:			
AFLストック・プランのために発行した株式	(1,251)	(1,365)	(1,670)
ストック・オプションの行使	(391)	(1,734)	(387)
その他	(121)	(155)	(127)
期末残高	225,687	207,633	197,453

期末発行済株式数(自己株式を除く)

442.445

459.413

467,786

有価証券報告書

株式に基づく報酬は基本1株当たり当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数に含まれていない。また、12月31日現在において、希薄化効果を有しないとみなされるため希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いられていない株式に基づく報酬の加重平均は以下のとおりであった。

(単位:千株)	2014年	2013年	2012年
希薄化効果のない株式に基づく報酬	1,215	2,198	5,880

12月31日に終了した各事業年度において1株当たり当期純利益の計算に用いられた加重平均株式数は以下のとおりであった。

(単位:千株)	2014年	2013年	2012年
基本1株当たり当期純利益の計算に用いた 加重平均発行済株式数	451,204	464,502	466,868
株式に基づく報酬による希薄化の影響	2,796	2,906	2,419
希薄化後1株当たり当期純利益の計算に用いた 加重平均発行済株式数	454,000	467,408	469,287

自己株式取得計画:当社は、2012年及び2013年において公開市場で普通株式をそれぞれ1.9百万株及び13.2百万株取得したのに対し、2014年は19.7百万株取得した。2014年12月31日現在、自己株式取得に係わる取締役会承認枠のうち29.6百万株が残存していた。

株主議決権:親会社の定款により、一般的に同一の実質株主による保有期間が連続48ヶ月に達するまでは、普通株式1株当たり1議決権としている。連続48ヶ月以上保有している場合は、1株当たり10議決権を付与することとしている。

その他の包括利益累計額の組替

下表は、12月31日に終了した事業年度の、項目別のその他の包括利益累計額の調整額である。

その他の包括利益累計額における変動

				2014年			
(単位:百万ドル)	外貨換算 等実現(損) 益		投資有価証 券に係る未 実現(損)益	デリバティ ブに係る未 実現(損)益	_	年金債務 調整額	 合計
期首残高	\$ (1,505)	\$	1,035	\$ (12)	\$	(81)	\$ (563)
組替前その他包括利益	(1,036)	_	3,672	(14)	_	(44)	2,578
その他包括利益からの 組替額	-		(35)	-		(1)	(36)
当期その他包括利益 (純額)	(1,036)		3,637	(14)		(45)	2,542

有価証券報告書

期末残高 \$ (2,541) \$ 4,672 \$ (26) \$ 1,979

上表の金額は全て税引後の金額である。

その他の包括利益累計額における変動

2013年

					20134				
(単位:百万ドル)		外貨換算 天実現(損) 益	_	投資有価証 券に係る未 実現(損)益	デリバティ ブに係る未 実現(損)益		年金債務調整額	_	合計
期首残高	\$	333	\$	2,570	\$ (5)	\$	(183)	\$	2,715
組替前その他包括利益		(1,833)		(1,499)	(7)		92		(3,247)
その他包括利益からの 組替額		(5)		(36)		_	10		(31)
当期その他包括利益 (純額)	_	(1,838)	_	(1,535)	(7)		102	_	(3,278)
期末残高	\$	(1,505)	\$_	1,035	\$ (12)	\$_	(81)	\$_	(563)

上表の金額は全て税引後の金額である。

下表は、12月31日に終了した事業年度の、その他の包括利益累計額の項目から組み替えられた金額を発生源ごとに要約したものである。

その他の包括利益累計額からの組み替え

(単位:百万ドル)		2014年					
その他包括利益累計額の項目詳細		その他包括利益累計額からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目				
売却可能有価証券に係る			売却及び償還				
未実現(損)益	\$	57					
		(3)	一時的でない減損による実現損失				
	_	54	税引前合計				
		(19)	税金(費用)又は収益	(1)			
	\$	35	税額(純額)				
確定給付年金項目の償却	=						
年金数理計算上の(損)益	\$	(15)	新契約費及び事業費	(2)			
過去勤務費用		17	新契約費及び事業費	(2)			
		(1)	税金(費用)又は収益	(1)			
	\$	1	税額(純額)				
当期組替金額合計	\$	36	税額(純額)				

^{(1) 35%}の税率に基づいている。

 $^{^{(2)}}$ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記14を参照のこと。)

その他の包括利益累計額からの組み替え

(単位:百万ドル)			2013年	
その他包括利益累計額の項目詳細		その他包括利益累計額 からの組替額	影響を受けた損益計算書上の 勘定科目	
為替換算未実現(損)益	\$	7	売却及び償還	
		(2)	税金(費用)又は収益	(1)
	\$	5	税額(純額)	
売却可能有価証券の 未実現(損)益	\$	255	売却及び償還	
		(199)	一時的でない減損による実現損失	
		56	税引前合計	
		(20)	税金(費用)又は収益	(1)
	\$	36	税額 (純額)	
確定給付型年金項目の償却	•			
保険計理上の(損)益	\$	(19)	新契約費及び事業費	(2)
過去勤務費用		4	新契約費及び事業費	(2)
		5	税金(費用)又は収益	(1)
	\$	(10)	税額(純額)	
当期組替額合計	\$	31	税額(純額)	
	:			

⁽¹⁾ 35%の税率に基づいている。

12. 株式に基づく報酬

2014年12月31日現在、当社は、2つの長期インセンティブ報酬制度のもとでの、株式に基づく報酬の制度を有している。

まず、2007年2月に新規付与が終了した1番目のストック・オプション制度では、従業員に対してはインセンティブ・ストック・オプション(以下「ISO」)ならびに非適格ストック・オプション(以下「NQSO」)を、非従業員取締役に対してはNQSOを付与することが認められていた。オプションの行使期間は10年間である。また、この制度のもとで付与されたオプションの行使価格は付与日における会社の普通株式1株の公正市場価値である。新規付与が終了する前に付与されたストック・オプションは、それぞれの規定に基づき引き続き有効である。

次に、2番目の長期インセンティブ報酬制度では、従業員に対しては、ISO、NQSO、制限付株式、制限付株式単位及び株式増価差額請求権を、非従業員取締役に対しては、NQSO、制限付株式及び株式増価差額請求権を付与することが認められている。ISO、NQSOの行使期間は10年である。株式に基づく報酬は、一般的に、勤務期間の長さ、もしくは勤務期間の長さと業績を合わせた基準に基づき、それぞれの権利が確定する。勤務期間の長さに基づく権利は、付与から3年後に確定する。業績に基づく権利確定については、通常、会社の財務業績に関連した目標の達成が条件として含まれている。2014年12月31日現在、この制度に

⁽²⁾ これらのその他の包括利益累計額の構成要素は、毎期の年金費用の計算に含まれている。(詳細については、注記14を参照のこと。)

基づく付与枠残はおよそ11.2百万株で、付与され残存している業績に基づく報酬は制限付株式のみであった。

米国の居住者に付与された株式に基づく報酬については、授権未発行株式で決済されるが、日本の居住者については、自己株式で決済される。

12月31日に終了した各事業年度において、株式に基づく報酬との関連で認識した費用の影響は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル、ただし1株あたり金額を除く)	_ 2	2014年		_	2012年	
継続事業による利益への影響	\$	41	\$	37	\$	37
税引前当期純利益への影響		41		37		37
当期純利益への影響		28	_	25	_	26
1株当たり当期純利益:						
基本	\$	0.06	\$	0.05	\$	0.06
希薄化後		0.06		0.05		0.06

当社では、付与された各オプションの公正価値をブラック・ショールズ・マートンの多変数オプション価格決定モデルを用いて見積もっている。予想ボラティリティーは、オプションの予想残存期間と同様の過去期間に基づき算出される。当社では、過去のデータを用いて、モデルで使用するオプションの行使と失効のパターンを予想している。類似したオプション行使パターンを持つ従業員をグループ化し、それぞれ個別に評価する。オプションの予想残存期間は、当社のオプション・モデルの結果から導き出され、付与されたオプションが残存すると予想される加重平均期間を表している。無リスク金利については、オプションの予想残存期間と類似する満期期間を持つ米国国債の金利に基づき算出される。付与日現在におけるオプションの加重平均公正価値は、2012年が16.84ドル、2013年が14.25ドル、2014年が16.24ドルであった。12月31日に終了した各事業年度において付与されたオプションの評価に用いられた仮定は以下のとおりであった。

	2014年	2013年	2012年
予想残存期間(単位:年)	6.3	6.6	6.5
予想ボラティリティー	30.0%	34.0%	38.0%
年間失効率	2.7	1.6	1.6
無リスク金利	2.8	1.8	2.1
配当利回り	2.3	2.6	1.3

下表は、ストック・オプションの付与ならびに行使などの状況を集計したものである。

(単位:千株)	ストック・オプション 対象株式数		1株当たり加重 平均行使価格		
2011年12月31日現在残高	14,563	\$	42.76		
2012年 付与	784		47.25		
2012年 失効	(134)		48.59		
2012年 行使	(2,476)	_	32.27		
2012年12月31日現在残高	12,737		45.00		

2013年 付与		703		52.86
2013年 失効		(179)		44.79
2013年 行使		(3,281)		40.52
2013年12月31日現在残高		9,980		47.03
2014年 付与		678		61.81
2014年 失効		(115)		52.01
2014年 行使		(1,236)		41.04
2014年12月31日現在残高		9,307	\$	48.84
(単位:千株)	2014年	2013年		2012年
期末現在行使できる株式数	7,497	8,042	_	10,635

2014年12月31日現在の未行使及び行使可能ストック・オプションに関する詳細は以下のとおりであった。

(単位:千株)	オ	プション未行使		行使可能オプション					
- 1株当たり 行使価格の範囲	未行使 株式数	加重平均 行使期間 残存年数	1株当たり 加重平均 行使価格		一 行使可能 株式数		1株当たり 加重平均 行使価格		
\$14.99-\$43.07	2,028	3.8	\$	34.46	1,945	\$	34.20		
43.28- 47.25	2,144	3.1		45.93	2,046		45.93		
47.33- 51.91	1,883	5.4		48.97	1,109		48.86		
52.14- 61.81	2,479	4.5		58.65	2,296		58.79		
61.84- 67.67	773	8.5		62.85	101		64.63		
\$14.99-\$67.67	9,307	4.5	\$	48.84	7,497	\$	47.51		

ストック・オプションの本源的価値は、行使価格が2014年12月31日現在の当社株式の終値61.09ドルを下回っているストック・オプションの行使価格と終値の差額である。2014年12月31日現在、付与済みのトック・オプションの本源的価値は116百万ドルで、加重平均残存期間は4.5年であった。一方、行使可能ストック・オプションの本源的価値は103百万ドルで、加重平均残存期間は3.6年であった。

12月31日に終了した各事業年度におけるストック・オプションの行使などの状況は以下のとおりであった。

(単位:百万ドル)	2014年	2013年	2012年
行使されたオプションの本源的価値合計	\$ 25	\$ 66	\$ 41
行使されたオプションから受け取った現金	39	113	35
行使されたオプション及び解除された			
制限付株式によって実現した税効果	17	30	24

制限付株式の価値は付与日における当社普通株式の公正市場価値に基づいている。下表は、12月31日に終了した各事業年度における制限付株式の付与などの状況を集計したものである。

(単位:千株)	株式数	付与	日現在の1株当 たり 加重平均 公正価値
制限付株式2011年12月31日現在残高	1,350	\$	40.92
2012年 付与	637		48.18
2012年 失効	(56)		48.22
2012年 権利確定	(568)	_	26.13
制限付株式2012年12月31日現在残高	1,363		50.19
2013年 付与	782		52.77
2013年 失効	(56)		48.63
2013年 権利確定	(418)	_	47.49
制限付株式2013年12月31日現在残高	1,671		52.12
2014年 付与	584		62.12
2014年 失効	(27)		52.66
2014年 権利確定	(348)		56.95
制限付株式2014年12月31日現在残高	1,880	\$	54.33
	-		

2014年12月31日現在、当社の財務諸表で認識していない制限付株式に関連する報酬費用の合計は45百万ドルであった。このうち、20百万ドル分(849千株)は、業績に基づく権利確定条件を持つものであった。当社では、約1.2年の加重平均期間にわたってこの費用を認識する予定である。制限付株式については、一旦権利が確定すると、他の契約上の条件は一切なくなる。

13. 法定保険会計及び配当制限

当社の保険子会社は、州保険監督当局に対して、当局が規定又は認可した法定会計基準に基づき、会社の経営成績及び財政状態を報告することが義務づけられている。法定会計基準は米国会計基準とは異なっているが、その差異は主として、新契約獲得費用を発生時に費用計上すること、異なる数理上の仮定を使用して責任準備金を計上すること、投資及び一部の資産並びに繰延税金を異なった基準で評価することである。

当社の最大の保険子会社であるアフラックは、ネブラスカ州保険局(以下「NEDOI」)が制定もしくは認可した会計基準に基づき作成された法定財務諸表を提出する。保険会社の財政状態及び経営成績の決定と報告、及びネブラスカ州保険法に基づく保険会社の支払い余力の決定に際して、NEDOIは、ネブラスカ州により制定もしくは認可された法定会計基準を認めている。ネブラスカ州は、制定もしくは認可されたこれらの会計基準の一部として、全米保険監督官協会(以下「NAIC」)の会計実務及び手続きに関するマニュアル(以下「SAP」)を採用している。それに加えて、NEDOIの局長は、制定された会計基準とは異なる特別な会計処理を認可する権利を有している。アフラックは、以下の2つの会計処理について、NEDOIの局長より明示的な認可を受けている。これらの会計処理は、法定会計基準に基づく純利益の計算に影響を与えず、また、当社のリスクベース自己資本の計算に係る規制上の措置の発動を妨げない。

アフラック日本社の営業拠点として使用するオフィスの賃借に係る差入保証金について、当社は認容 資産として報告している。これらの保証金は、日本に特有のもので、日本で事業を行ううえでは当然 のこととなっている。しかし、SAPでは、これらの資産は非認容資産となるものである。 ・ SAPが求める公正価値会計に代わり、当社は特定の保証付セパレート・アカウント・ファンディング・アグリーメントについて簿価会計を適用している。その裏づけとなるセパレート・アカウント資産には、2013年12月31日現在35百万ドルの未実現利益が発生していた。2014年6月、保証付セパレート・アカウント・ファンディング・アグリーメントは精算され、その時点でアフラックのセパレート・アカウント資産は一般勘定に移管された。

SAPに基づく当社の法定資本及び剰余金と、ネブラスカ州により認可されている会計処理に基づく法定資本及び剰余金との差額の調整は以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)			2013年	
法定資本及び剰余金 (ネブラスカ州法定会計基準)	\$	10,839	\$	9,630
州により認可された会計処理:				
差入保証金(日本社)		(36)		(41)
セパレート・アカウント・ファンディング・				
アグリーメント		-	_	35
法定資本及び剰余金(NAIC基準)	\$	10,803	\$_	9,624

2014年12月31日現在、アフラックの法定資本及び剰余金は、会社行動段階で求められる資本及び剰余金である12億ドルを大きく上回っていた。米国の法定会計基準に基づく当社の当期純利益は、2012年が23億ドル、2013年及び2014年が24億ドルであった。

日本社は日本の金融庁が規定した日本の法定会計基準に基づき、金融庁に対して経営成績及び財政状態を報告しなければならない。日本の法定会計基準に基づく日本社の法定資本及び剰余金は、2013年12月31日現在で42億ドル、2014年12月31日現在で56億ドルであった。日本の法定会計基準は、多くの点でGAAPと異なる。日本の法定会計基準では、新契約費は一括費用計上され、繰延税金負債の認識基礎が異なり、保険契約準備金の計上方法及び計算に用いる仮定が異なり、保険料収入は現金主義で認識され、再保険は異なる基準で認識され、投資については「責任準備金対応債券」という、別個の会計上の分類と取扱いがなされる区分に置くことができる。

親会社のキャッシュ・フローは、主に子会社から受け取る配当金と経営管理報酬に依存している。財務諸表上の連結利益剰余金の大部分は保険子会社の未処分利益である。監督官庁によって求められる会計基準が異なるため、保険子会社から親会社に対して支払うことのできる配当金、経営管理報酬及びその他の支払額は変動する可能性がある。これらの支払いは、保険契約者の利益を保護するための当局によるさまざまな制限や承認の対象となっている。当社の保険子会社は米国当局に対して適正なリスクベースの自己資本を、また日本社は日本の当局に対して十分なソルベンシー・マージンを維持しなければならない。また、ネブラスカ州保険監督当局の事前承認なしにアフラックから親会社に支払える配当金の最高額は、資産運用実現利益(ネット)を除外した前年度の法定会計原則に基づく純利益もしくは前年度末における法定資本及び剰余金の10%のいずれか大きい金額と規定されている。2015年にアフラックが宣言する配当金が24億ドルを超える場合には、承認が必要である。2014年、アフラックは親会社に対して15億ドルの配当宣言を行なった。

日本社は毎年、日本の法定会計基準に基づいて算出した年間純利益の一部を米国社に送金することができる。ただし、この送金は、ソルベンシー・マージンに関する条項に準拠し、日本の監督当局が課している保険契約者保護のための規定を満たしたうえで行われる。米国への利益送金額は日本社の金融庁ベースの当期純利益の増減によって変動する。金融庁ベースの当期純利益に影響を与える要因としては、日本の法定会計基準の規定や、日本社のドル建て資産及びその投資収益を円に換算した際の金額の変動などが挙

げられる。12月31日に終了した各事業年度における日本社から米国社への利益送金額は以下のとおりであった。

		ドルベース		円ベース					
(単位 : 百万ドル/十億円)	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年			
利益送金	\$1,704	\$771	\$422	181.4	76.8	33.1			

当社は、2014年7月に受領した利益送金525億円及び2014年12月に受領した利益送金500億円を経済的に ヘッジする一環として、為替先物取引及びオプションを利用した。その結果、円貨をドル貨に換金した 際、それぞれ7百万ドル、45百万ドルの余剰資金を得た。2014年12月31日現在、将来実行予定の利益送金 1,575億円の経済的なヘッジの一部として、当社は為替先物取引を利用していた。

14.福利厚生制度

年金及びその他の退職後給付制度

当社は日米両国において、実質的にすべての常勤従業員が対象となっている確定給付年金制度を運営している。更に、一部の日本社、米国社及び退職した従業員に対して、各国の税法に定められた上限を超える確定年金を給付する非積立型税制非適格追加退職金制度も運営している。2013年10月1日を発効日として、同日以降に雇用された新規の従業員及び同日以降再雇用された従業員の税制適格米国確定給付年金制度は凍結された。2013年第4四半期、この制度の現加入者は、無選択の401(K)確定拠出制度に移行する選択肢を与えられた。さらに2015年1月1日を発効日として、米国の税制非適格追加退職金制度は新規の従業員に対して凍結された。

当社は、一定の基準を満たした米国社の退職者、その受益者及び対象となる扶養家族に対して医療給付を行っている(「その他の退職後給付」)。医療給付制度は拠出制で非積立型である。2013年10月1日、定年退職後の医療保障が改訂され、2014年1月1日より、受給資格が次のとおりに制限された。(1)実年齢と勤務年数の合計が80年以上(80年ルール)という要件を満たしている会社従業員、(2)55歳以上かつ15年の勤続要件を満たす現役従業員、(3)5年以内に80年ルールの要件を満たす会社従業員、(4)55歳以上で、今後5年以内に15年の勤続要件を満たす現役従業員、(5)現存の定年退職者。2013年10月1日より有効となるこの変更は、従業員にとって不利な変更とみなされ、結果として、退職後給付債務が約51百万ドル減少し、その他の包括利益累計額(AOCI)と相殺される。2013年第4四半期から、この金額は向こう3年間の定期的な純期間年金給付費用の減少として償却される。退職後給付債務は、2013年10月1日現在の割引率4.75%を用いて再計算された。一部の現役従業員及び退職者に対しては、終身の医療費全額に関する追加の保障が与えられる。

12月31日現在において、当社の福利厚生制度の資産及び債務の状況は以下のとおりであった。

		年金給付制度								その他定年	後約	合付制度	
		日本				米国							
(単位 : 百万ドル)		2014年		2013年		2014年		2013年		2014年		2013年	
予測年金給付債務:	_		_				_		_	_	_		
年金給付債務期首残高	\$	270	\$	313	\$	601	\$	613	\$	46	\$	98	
勤務費用		15		16		20		22		1		5	
利息費用		9		10		38		23		2		3	
プランの変更		-		-		-		(4)		-		(51)	

													有仙
年金数理上の損(益)		21		(3)		74		(37)		(3)		(7)	
給付金及び費用支払額		(9)		(8)		(16)		(16)		(2)		(2)	
為替変動の影響		(39)		(58)		-		-		-		-	
年金給付債務期末残高	_	267	-	270		717		601		44	_	46	,
年金資産:	_		-		_		_		_				
期首年金資産公正価値		182		187		313		261		-		-	
年金資産の実際運用(損)益		12		13		26		39		-		-	
会社による拠出		24		26		18		29		2		2	
給付金及び費用支払額		(9)		(8)		(16)		(16)		(2)		(2)	
為替変動の影響		(26)		(36)		-		-			_	-	_
期末年金資産公正価値	_	183	-	182		341	_	313		-		-	•
制度の積立状況 ⁽¹⁾	\$	(84)	\$	(88)	\$	(376)	\$	(288)	\$	(44)	\$	(46)	
その他包括利益累計額において 認識された金額:	-		-				_				_		
年金数理上の純損(益)	\$	40	\$	33	\$	167	\$	111	\$	19	\$	25	
過去勤務費用(利益)		(2)		(2)		(4)		(4)		(28)		(45)	
会計基準変更時債務		-		1		-		-		-		-	
その他包括利益累計額において認 識された金額の合計	\$	38	\$	32	\$	163	\$	107	\$	(9)	\$	(20)	
年金給付債務累計	\$	235	\$	239	\$	611	\$	514		N/A	(2)	N/A	(2)

⁽¹⁾ 連結貸借対照表においてその他の負債として認識されている。

⁽²⁾ 該当なし

			年金給何		その他	定年後給付稅	制度		
	日本				米国				
	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
計算に用いた年金数 理上の仮定(加重 平均):									
純期間年金給付費用 の割引率	2.25%	2.25%	2.25%	4.75%	4.25%	4.75%	4.75%	4.25%	4.75%
年金給付債務の 割引率	1.75	2.25	2.25	4.50	4.75	4.25	4.50	4.75	4.25
年金資産の 長期期待収益率	2.00	2.00	2.50	7.50	7.50	7.50	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾
昇給率	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	4.00	4.00	4.00	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾	N/A ⁽¹⁾
健康管理費用変動率	N/A ⁽¹⁾	5.70 ⁽²⁾	6.40 ⁽²⁾	5.70 ⁽²⁾					

⁽¹⁾ 該当なし

^{(2) 2014}年、2013年及び2012年の健康管理費用変動率は、今後77年間で4.6%、78年間で4.7%、79年間で4.2%まで減少すると予測されている。

当社は、AA格の社債に関する指標(日本の年金制度については20年、米国の年金制度については17年の 残存期間のもの)に基づき、年金給付債務の割引率を設定している。また、米国の年金制度に係る割引率 の設定には、85年の補外して求めたイールド・カープを利用している。日本では、加入者の給与や将来の 給与の増加は、年金費用や関連する給付義務の決定要因にはならない。

当社では、過去のトレンド(日本の年金資産については過去10年あるいはそれ以上、米国の年金資産については過去15年)、予想される将来の市場動向、及び資産種類、資産クラス、持分証券、確定利付資産などを含む投資ポートフォリオの構成に基づき、年金資産の長期収益率の仮定を設定している。更に、当社の顧問年金数理人が数理実務基準(以下「ASOP」)に基づき、長期収益率に関する当社の仮定を評価している。ASOPにより、実際のポートフォリオの種類や資産構成と資産クラスなどは長期収益率に関する最善の見積り決定モデルに組み入れられる。当社はこれらの結果を用いて、当社自身の仮定の正確性を更に立証している。

想定される医療費の変動率は、当社の医療プランに計上される金額に大きな影響を与える。2014年12月 31日現在、医療費変動率が1パーセントポイント上昇及び減少した場合の影響は以下のとおりである。

純期間年金給付費用の内訳

12月31日に終了した各事業年度において連結損益計算書の新契約費及び事業費に含まれる年金及びその他の退職後給付費用には、以下の要素が含まれている。

			年金給化	寸制度			その他定年後給付制度			
		日本			米国					
(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年	<u>2013年</u>	2012年	2014年	2013年	2012年	
勤務費用	\$ 15	\$ 16	\$ 18	\$ 20	\$ 22	\$ 18	\$ 1	\$ 5	\$ 6	
利息費用	9	10	7	38	23	24	2	3	4	
年金資産の 期待運用益	(4)	(3)	(4)	(20)	(17)	(16)	-	-	-	
年金数理上の純損 失の償却	1	2	3	11	15	11	3	2	1	
過去勤務費用							(17)	(4)		
純期間年金給付費 用	\$ 21	\$ 25	\$ 24	\$ 49	\$ 43	\$ 37	\$ (11)	\$ 6	\$ 11	

12月31日に終了した各事業年度においてその他の包括利益累計額に認識されている金額は以下のとおりであった。

			その他定年後給付制度						
		日本			米国				
(単位 : 百万ドル)	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年	2014年	2013年	2012年
年金数理上の 純損(益)	\$ 12	\$ (14)	\$ (10)	\$ 67	\$ (59)	\$ 45	\$ (3)	\$ (7)	\$ 5
年金数理上の純損 失の償却	(1)	(2)	(3)	(11)	(15)	(11)	(3)	(2)	(1)
過去勤務費用(利 益)	-	-	-	-	(4)	(1)	-	(51)	2
過去勤務費用の償 却		<u> </u>	<u>-</u>				17	4	
合計	\$ 11	\$ (16)	\$ (13)	\$ 56	\$ (78)	\$ 33	\$11	\$ (56)	\$ 6

先述の2013年における定年退職後の医療保障の改定に伴う資格要件の変更に伴い、過去の労働に関連して51百万ドルの過去勤務利益が発生した。2014年に会計基準変更時債務は発生していない。また、2012年、2013年及び2014年に費用として償却された会計基準変更時債務の金額も重要ではなかった。2015年度における年金数理上の損失の償却額は、日本の年金制度では1百万ドル、米国の年金制度では15百万ドル、その他の退職後給付制度では2百万ドルと予想されている。2013年の制度の不利な改定に伴い、2015年のその他の退職後給付制度に係る過去勤務利益の繰戻しは、17百万ドルと予想されている。その他の退職後給付制度に係る過去勤務利益の償却額及び全ての退職後給付制度に係る会計基準変更時債務の償却額は、2015年においてはごく少額と見込まれている。

給付金支払額

下表は、予想される将来の勤務に応じた費用を反映した予想給付額を示している。

		年	金給付制	その他退職後	
(単位:百万ドル)		日本		米国	給付制度
2015年	\$	7	\$	20	\$ 2
2016年		11		21	2
2017年		8		28	3
2018年		7		26	3
2019年		9		27	4
2020年 - 2024年	_	63		159	22

資金拠出

2015年、当社は日本社の積立型確定給付年金制度に19百万ドル、米国社の積立型確定給付年金制度に10百万ドルを拠出する予定である。当社の税制非適格確定給付年金制度及びその他の退職後給付制度に対する積立方針は、年度中に支払われる給付金額を拠出することである。

制度資産

日本と米国の積立型確定給付年金制度の資産運用目標は、年金資産の購買力を維持し、長期にわたり、インフレ調整後の合理的な投資収益を獲得することである。当社は、年金給付と年金費用に対する資産を適切に積み立てることにより、この目標の達成に向けて努力している。目標を達成するために、当社は、良質な持分証券、確定利付証券及び短期金融商品を組み合わせた保守的でバランスの取れた分散型運用ポートフォリオを維持することを目指している。この戦略の一環として、当社は、運用有価証券のクオリティー、種類及び集中度に関して厳しい運用方針を定めている。これらの方針に沿って、日本の年金制度では、先物、オプション及びスワップなどのデリバティブ商品ならびに不動産、ベンチャー・キャピタル及び私募証券等の流動性の低い運用資産への投資を制限している。また、米国の年金制度では、貴金属、リミテッド・パートナーシップ及びベンチャー・キャピタルへの投資と不動産に対する直接投資を禁止している。更に、当社は信用取引による投資活動も禁止されている。

積立型確定給付年金制度の受託会社は、総資産に対する各資産クラスの割合を反映させて、資産配分におけるガイドラインを策定しており、それは毎年検証されている。2014年12月31日現在の資産配分目標は以下のとおりである。

	日本社年金制度	米国社年金制度
国内株式	-%	40%
海外株式	15	20
確定利付証券	70	40
その他	15	-
合計	100%	100%

12月31日現在、日本社の年金制度の資産の公正価値は下表のとおりである。これらの資産は、レベル1に分類される現金及び現金等価物を除いて、すべて公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類されている。

(単位 : 百万ドル)	2	014年	2	2013年	
日本社年金制度:					
海外株式	\$	34	\$	34	
確定利付証券:					
日本債券		72		60	
海外債券		44		43	
投資信託		-		21	
保険契約		22		24	
現金・預金及び現金等価物		11		_	
合計	\$	183	\$	182	

12月31日現在、米国社の年金制度の資産の公正価値は下表のとおりである。これらの資産はすべて公正価値とエラルキーにおいてレベル1に分類されている。

(単位: 百万ドル) 2014年 2013年

米国社年金制度:

投資信託:

大型株式ファンド	\$ 116	\$ 110
中型株式ファンド	14	19
不動産ファンド	10	9
海外ファンド	61	68
確定利付債券ファンド	136	103
アフラック・インコーポレーテッド普通株式	 4	 4
合計	\$ 341	\$ 313

レベル1の投資信託及び普通株式で構成される年金資産の公正価値は、活発な市場において同一の証券に対して付された常に入手可能な市場価格に基づき算出されている。レベル2の公正価値は、活発でない市場における類似資産の公表価格、金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、早期償還スピード、損失の深刻度、信用リスク、デフォルト率を含む観察可能なインプット、又は、その他の市場において裏付けられたインプットに基づき算出されている。

401(k)制度

当社は、米国の従業員の拠出金額の一部に相当する金額を当社が拠出する退職金制度「401(k)制度」を設けている。本制度において、従業員は給与天引きによる拠出を行っており、当社は各従業員の拠出金額の50%を拠出した。2012年、2013年及び2014年に当社が拠出した金額は年間の従業員に対する現金報酬の6%以下であった。

2014年1月1日、当社は、無選択型の401(k)制度に対して、年間2%の現金補助金の拠出を開始した。対象となるのは、2013年第4四半期の期中の移行期間において、確定給付年金制度から401(k)制度に移行した従業員及び2013年9月30より後に当社に入社した新入社員である。

連結損益計算書の新契約獲得費用及び事業費に含まれる、当社による401(k)制度への拠出は、2012年及び2013年ともに5百万ドル、2014年は7百万ドルであった。2014年12月31日現在、この制度のトラスティーは制度参加者のために、当社の普通株式約2百万株を保有していた。

株式ボーナス制度

米国社は、一定の基準を満たした米国内の保険募集人を対象に、株式を支給する株式ボーナス制度を設定している。当制度の参加者は、殆どすべての新規保険契約につき、年換算保険料の販売実績及び初年度継続率に応じて、親会社の普通株式を受け取る。この制度の費用は繰延新契約費に含まれており、その総額は2012年及び2013年がともに38百万ドルであったのに対して、2014年は36百万ドルであった。

15. その他契約債務及び偶発債務

当社は技術コンサルティング会社とアウトソーシング契約を3件締結している。第1の契約は日本社のためにメインフレーム・コンピューターのオペレーション及びサポートを実施することを目的とし、残存契約期間は1年、残存合計費用は48億円(2014年12月31日現在の為替レートで40百万ドル)である。第2の契約は分散システム・ミッド・レンジ・サーバーのコンピューターオペレーション及びサポートを実施することを目的とし、残存契約期間は1年、残存合計費用は39億円(2014年12月31日現在の為替レートで32百万ドル)である。第3の契約はソフトウェアの維持/開発サービスを日本社に対して提供することを目的とし、残存契約期間は3年、残存合計費用は44億円(2014年12月31日現在の為替レートで36百万ドル)である。

当社はまた、日本社のオペレーションに係るソフトウェアの維持/開発サービスの提供を目的とするアウトソーシング契約を経営コンサルティング及び技術サービス会社と締結している。この契約の残存期間は3年、残存合計費用は38億円(2014年12月31日現在の為替レートで31百万ドル)である。

当社は、情報テクノロジーとデータ・サービスについて、日本社のオペレーションに係るソフトウェアの維持/開発サービスの提供を目的とする2つのアウトソーシング契約を締結している。第1の契約は、残存契約期間2年、残存合計費用23億円(2014年12月31日現在の為替レートで19百万ドル)である。第2の契約は、残存契約期間3年、残存合計費用23億円(2014年12月31日現在の為替レートで19百万ドル)である。

当社は、契約に基づいて事務所スペースや設備を賃借しており、その終了年度は最長で2022年である。 取消不能のオペレーティング・リース契約に基づく今後のリース支払額の下限は、2014年12月31日現在、 以下のとおりであった。

(単位 : 百万ドル)	
2015年	\$ 55
2016年	29
2017年	19
2018年	11
2019年	7
2020年以降	8
今後の最低リース支払額合計	\$ 129

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

16. 連結四半期財務諸表 (無監査)からの抜粋

経営陣の見解として、下記の四半期財務情報は該当期間の経営成績を適正に表示しており、かつ監査済 みの年度財務諸表と一貫性があるものと認識している。

(単位:百万ドル、							
ただし1株当たりの	2014年		2014年		2014年		2014年
金額を除く)	3月31日		6月30日		9月30日		12月31日
保険料収入 (純額)	\$ 4,854	\$	4,888	\$	4,841	\$	4,489
投資収益 (純額)	827		843		841		808
資産運用実現(損)益	(46)		102		16		143
その他の利益	5	_	5	_	38	_	74
収益合計	5,640		5,838		5,736		5,514
保険金給付金及び事業費合計							
(純額)	4,536	_	4,600		4,662		4,439

						_	
税引前当期純利益	1,104		1,238		1,074		1,075
法人税等合計	372		428		368		372
当期純利益	\$ 732	\$	810	\$	706	\$	703
1株当たり当期純利益(基 本)	\$ 1.61	\$ \$	1.79	\$ \$	1.56	\$	1.57
1株当たり当期純利益 (希薄化後)	1.60		1.78		1.56		1.57

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

(単位:百万ドル、									
ただし1株当たりの		2013年		2013年		2013年		2013年	
金額を除く)		3月31日		6月30日		9月30日		12月31日	
保険料収入 (純額)	\$	5,184	\$	5,013	\$	5,028	\$	4,910	
投資収益 (純額)		833		813		821		826	
資産運用実現(損)益		156		201		22		20	
その他の利益	-	35		17		15		45	
収益合計		6,208	-	6,044	_	5,886	-	5,801	
保険金給付金及び									
事業費合計(純額)		4,847		4,686	i	4,817		4,773	
税引前当期純利益		1,361		1,358		1,069		1,028	
法人税等合計		469		469		367		353	
当期純利益	\$	892	\$	889	\$	702	\$	675	
1株当たり当期純利益(基			=		=		=		
本)	\$	1.91	\$	1.91	\$	1.51	\$	1.46	
1株当たり当期純利益									
(希薄化後) ————————————————————————————————————	:	1.90	_	1.90	_	1.50	_	1.45	

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

17. 後発事象

2015年1月1日以降、予定されていた運用ポートフォリオ多様化計画の下で、当社はバンク・ローン、ハイ・イールド社債及びミドルマーケット・ローンへの投資を拡大した。当社は、バンク・ローンに約750百万ドル、ハイ・イールド社債に約500百万ドル、ミドルマーケット・ローンに約300百万ドルの運用枠増枠を行い、それぞれ約700百万ドル、約135百万ドル、約5百万ドルの資金を投下した。当社は、新たな資産クラスとして、ハイ・イールド社債及びミドルマーケット・ローンへの投資を開始しており、当社の戦略的資産配分モデルのガイドラインの下で、運用ポートフォリオの多様化を図っている。

(7)附属明細表

. 登録会社の要約財務諸表

要約損益計算書(親会社単独)

		12月31日に終了した事業年度				
		2014年		2013年		2012年
(単位:百万ドル)	_					
収益:						
子会社からの受取配当金 ⁽¹⁾	\$	1,483	\$	962	\$	-
子会社からの経営指導料及びサービス料 ⁽¹⁾		272		292		249
投資収益 (純額)		13		11		20
子会社からの受取利息 ⁽¹⁾		6		7		7
資産運用実現(損)益		45		10		1
通貨スワップの金利部分の公正価値の変動		314		274		154
その他の収益(損失)		(11)		1		(7)
収益合計		2,122	_	1,557		424
営業費:						
支払利息		243		208		184
その他の営業費	_	88	_			72
光水華人打		004		007		050
営業費合計	_	331	_	287		256
税引前、子会社未分配利益中の持分調整前利益		1,791		1,270		168
		.,		.,=		
法人税等費用(税軽減額):						
当期分		1		-		1
繰延分		120		98		50
法人税等合計		121		98		51
子会社未分配利益中の持分調整前利益		1,670		1,172		117
子会社未分配利益中の持分 ⁽¹⁾	_	1,281	_	1,986		2,749
N/ ## (## **) N/		_				
当期純利益	\$_	2,951	\$_	3,158	\$	2,866

⁽¹⁾ 連結にあたり相殺消去した。

要約包括(損)益計算書(親会社単独)

		業年度				
	_	2014年		2013年		2012年
(単位:百万ドル)	_					
当期純利益	\$_	2,951	\$	3,158	\$	2,866
その他の包括(損)益(法人税等控除前):						
外貨換算調整額:						
外貨換算未実現(損)益の当期増減 - 親会社のみ		39		48		95
子会社の外貨換算未実現(損)益の 当期増減に対する親会社持分		(1,494)		(1,636)		(382)
保有有価証券未実現(損)益:						
当期未実現保有(損)益- 親会社のみ		9		(12)		15
子会社の有価証券の未実現(損)益に対する 親会社持分		5,938		(2,350)		1,645
当期純利益に含まれる子会社の実現損(益)の 組替修正額に対する親会社持分		(54)		(56)		497
デリバティブに係る未実現(損)益		(17)		(10)		(22)
年金債務当期調整額		(76)		157		(20)
その他の包括(損)益(法人税等控除前)		4,345		(3,859)		1,828
その他の包括(損)益項目に係る 法人税等(軽減効果)	_	1,803	_	(581)	_	1,078
その他の包括(損)益(法人税等控除後)	_	2,542	_	(3,278)		750
包括(損)益合計	\$_	5,493	\$	(120)	\$	3,616

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。 添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約貸借対照表(親会社単独)

		12月31日現在		
			2013年	
(単位:百万ドル、ただし1株あたり金額は除く)				
<u>資産</u>				
投資及び現金・預金:				
売却可能期限付証券(公正価値) (償却原価:2014年は419百万ドル、2013年は322百万ドル)	\$	437	\$	332

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。 添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約キャッシュ・フロー計算書(親会社単独)

負債及び株主持分合計

	12月31日に終了した事業年度						
	2014年		2013年	2	2012年		
(単位:百万ドル)	_		_				
営業活動によるキャッシュ・フロー:							
当期純利益	\$ 2,951	\$	3,158	\$	2,866		

24,411

19,996

⁽¹⁾ 連結にあたり相殺消去した。

			15
当期純利益と営業活動により調達した 純キャッシュ・フロー額の調整:			
子会社未分配利益中の持分 ⁽¹⁾	(1,281)	(1,986)	(2,749)
法人税等負債の増減	115	155	111
その他(純額)	(72)	11	(242)
営業活動により調達した(使用した)純資金	1,713	1,338	(14)
投資活動によるキャッシュ・フロー:			
期限付証券の売却	38	8	13
期限付証券の購入	(105)	(206)	(26)
その他の投資の売却(購入)	290	(298)	(3)
投資活動により調達した(使用した)純資金	223	(496)	(16)
財務活動によるキャッシュ・フロー:			
自己株式の取得	(1,210)	(813)	(118)
新規借入	750	700	1,506
債務返済額	(335)	-	(380)
株主への支払配当金	(654)	(635)	(603)
自己株式の再発行	33	88	70
ストック・オプションの行使による収入	23	41	21
子会社との債権債務の純変動 ⁽¹⁾	14	28	(21)
財務活動により調達した(使用した)純資金	(1,379)	(591)	475
現金・預金及び現金等価物純変動額	557	251	445
現金・預金及び現金等価物期首残高	1,081	830	385
現金・預金及び現金等価物期末残高	\$ 1,638	\$ 1,081	\$ 830

⁽¹⁾ 連結にあたり相殺消去した。

添付の要約財務諸表注記を参照のこと。 添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

要約財務諸表注記(親会社単独)

前掲の要約財務諸表は、アフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の連結財務諸表及びその注記と 共に読むべきである。

(A)社債等

12月31日現在における社債等の内訳は、以下のとおりであった。

2014年	2013年

			_		_ 有 [·]
(単位:百万ドル)					
3.45%優先社債 2015年8月満期	\$	300		\$ 300	
2.65%優先社債 2017年2月満期		653	(1)	655	(1)
8.50%優先社債 2019年5月満期		850		850	
4.00%優先社債 2022年2月満期		350	(2)	349	(2)
3.625%優先社債 2023年6月満期		700		700	
3.625%優先社債 2024年11月満期		749		-	
6.90%優先社債 2039年12月満期		397	(2)	396	(2)
6.45%優先社債 2040年8月満期		448	(2)	448	(2)
5.50%劣後債 2052年9月満期		500		500	
ユーロ円債:					
2.26% 2016年9月満期(元本100億円)		83		95	
円建てサムライ債:					
1.47% 2014年7月満期(元本287億円)		-		272	
1.84% 2016年7月満期(元本158億円)		131		150	
変動利付型 2014年7月満期(2013年は1.30%、元本55億円)		-		52	
円建て借入金					
3.60% 2015年7月満期(元本100億円)		83		95	
3.00% 2015年8月満期(元本50億円)	_	41	_	 48	_
社債等合計	\$	5,285		\$ 4,910	_
	_				_

^{(1)&}lt;br/>元本と、当該優先社債の満期までの期間で償却される発行プレミアムの合計

2009年度中に、日本社は公開市場において親会社によって発行された20億円の円建てユーロ債を購入し、これらの社債は2014年12月31日現在、残存している。これらの社債は、連結上は、全て消滅したことになる。しかし、これらの社債は満期を迎えるまで親会社の負債残高として残存する。

2015年1月1日以後の各年度の契約上の社債等返済額の合計は、以下のとおりであった。

(単位:百万ドル	万ドル)	:百万	(
----------	------	-----	---

2015年	\$ 424
2016年	214
2017年	650
2018年	-
2019年	850
2020年以降	 3,150
合計	\$ 5,288

社債等に関する詳細は、連結財務諸表注記9を参照。

(B)デリバティブ

 $^{^{(2)}}$ 当該優先社債の満期までの期間で償却される発行差金のネットである元本

有価証券報告書

2014年12月31日現在、当社の独立したデリバティブ契約は当社が発行する社債に関連したものである。それらのデリバティブ契約は、円建て変動利付社債に関する金利スワップ、2017年2月、2022年2月、2023年6月及び2024年11月満期の米ドル建て優先社債並びに2052年9月満期の米ドル建て劣後債に関連したクロス・カレンシー金利スワップである。当社は、トレーディングを目的としたデリバティブ取引又はレバレッジ効果のあるデリバティブ取引は行っていない。これらのデリバティブの詳細については、連結財務諸表注記1、4及び9参照。

(C)法人税等

会社とその適格米国内子会社は、連結連邦法人税申告書を提出している。未払法人税ないし還付法人税は、個別の法人税申告計算に基づいてそれぞれの主要子会社で計上されており、連結上の未払額と各子会社で計上された未払額の合計額との差額は親会社の財務諸表に反映されている。法人税についての詳細な情報については、連結財務諸表注記10を参照。

(D)配当制限

配当制限に関する情報については、連結財務諸表注記13を参照。

(E) キャッシュ・フローに関する補足的情報

	2014年		2	2013年		2012年	
(単位:百万ドル)	_						
利息支払額	\$	241	\$	205	\$	181	
現金の動きを伴わない財務活動:							
株主配当金再投資のために							
発行された自己株式		26		25		25	

アフラック・インコーポレーテッド及び子会社 12月31日現在

		繰延 新契約費		責任準備金 支払備金		未経過 保険料	その他保険 約者積立金
(単位:百万ドル)	_		_		_		
2014年							
日本社	\$	5,211	\$	60,036	\$	8,509	\$ 6,030
米国社		3,062		9,239		117	-
その他	_		_	1	_	<u> </u>	 1
合計	\$ =	8,273	\$ _	69,276	\$ _	8,626	\$ 6,031
2013年							
日本社	\$	5,819	\$	64,122	\$	10,520	\$ 5,660
米国社		2,979		8,775		122	201
その他	_		_	2	_		
合計	\$ _	8,798	\$ _	72,899	\$ _	10,642	\$ 5,861

四捨五入のため、セグメントごとの金額の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。

12月31日に終了した事業年度

	保険料収入 (純額)		投資収益 (純額)		保険金 給付金 (純額)		繰延 新契約 費償却	その他の 事業費	収入保険料
(単位:百万ドル)		_		_		_			
2014年									
日本社	\$ 13,861	\$	2,662	\$	10,084	\$	649	\$ 2,364	\$ 13,352
米国社	5,211		645		2,853		459	1,474	5,198
その他		_	12	_				354	
合計	\$ 19,072	\$ _	3,319	\$:	12,937	\$	1,108	\$ 4,192	\$ 18,550
2013年									
日本社	\$ 14,982	\$	2,651	\$	10,924	\$	641	\$ 2,495	\$ 15,960
米国社	5,153		632		2,889		433	1,431	5,144
その他		_	10					310	
合計	\$ 20,135	\$ _	3,293	\$ _	13,813	\$	1,074	\$ 4,236	\$ 21,104
2012年									
日本社	\$ 17,151	\$	2,845	\$	12,496	\$	716	\$ 2,937	\$ 23,662
米国社	4,996		613		2,834		400	1,397	4,988
その他	1	_	15	_			1	281	
合計	\$ 22,148	\$ _	3,473	\$	15,330	\$	1,117	\$ 4,615	\$ 28,650

四捨五入のため、セグメントごとの金額の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated(E05776) 有価証券報告書

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

アフラック・インコーポレーテッド及び子会社 12月31日に終了した事業年度

	総額	他社への 出再額	他社からの 受再額	純額	受再額の 純額比率
(単位:百万ドル)					
2014年:					
有効な生命保険	\$144,374	\$3,298	\$ <u> </u>	\$141,076	%
保険料:					
補完保険	\$ 14,648	\$ 339	\$ 10	\$ 14,319	- %
生命保険	4,764	11	-	4,753	
保険料合計	\$19,412	\$350	\$10	\$19,072	%
2013年:					
有効な生命保険	\$ <u>157,022</u>	\$3,245	\$ <u> </u>	\$153,777	%
保険料:					
補完保険	\$ 15,393	\$ 98	\$ 12	\$ 15,307	- %
生命保険	4,840	12		4,828	
保険料合計	\$20,233	\$110	\$12	\$20,135	%
2012年:					
有効な生命保険	\$ <u>173,791</u>	\$3,867	\$ <u> </u>	\$169,924	%
保険料:					
補完保険	\$ 17,541	\$ 19	\$ 14	\$ 17,536	- %
生命保険	4,626	14		4,612	
保険料合計	\$22,167	\$33	\$14	\$22,148	%

四捨五入のため、保険種類ごとの保険料の合計が、対応する連結財務諸表上の金額と合致しないことがある。

添付の独立登録監査人の監査報告書を参照のこと。

<u>次へ</u>

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Statements of Earnings Years Ended December 31,

(In millions, except for share and per-share amounts)	2014	2013	2012
Revenues:			
Net premiums, principally supplemental health insurance	\$ 19,072	\$ 20,135	\$ 22,148
Net investment income	3,319	3,293	3,473
Realized investment gains (losses):			
Other-than-temporary impairment losses realized	(31)	(199)	(977)
Sales and redemptions	215	262	474
Derivative and other gains (losses)	31	336	154
Total realized investment gains (losses)	215	399	(349)
Other income	122	112	92
Total revenues	22,728	23,939	25,364
Benefits and expenses:			
Benefits and claims, net	12,937	13,813	15,330
Acquisition and operating expenses:			
Amortization of deferred policy acquisition costs	1,108	1,074	1,117
Insurance commissions	1,436	1,528	1,744
Insurance expenses	2,261	2,222	2,415
Interest expense	317	293	261
Other operating expenses	178	193	195
Total acquisition and operating expenses	5,300	5,310	5,732
Total benefits and expenses	18,237	19,123	21,062
Earnings before income taxes	4,491	4,816	4,302
Income tax expense:			
Current	1,079	1,236	816
Deferred	461	422	620
Income taxes	1,540	1,658	1,436
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866
Net earnings per share:			
Basic	\$ 6.54	\$ 6.80	\$ 6.14
Diluted	6.50	6.76	6.11
Weighted-average outstanding common shares used in computing earnings per share (In thousands):			
Basic	451,204	464,502	466,868
Diluted	454,000	467,408	469,287

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Statements of Comprehensive Income (Loss) Years Ended December 31,

(In millions)	2014	2013	2012
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866
Other comprehensive income (loss) before income taxes:			
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period	(1,455)	(1,588)	(287)
Unrealized gains (losses) on investment securities:			
Unrealized holding gains (losses) on investment securities during period	5,947	(2,362)	1,660
Reclassification adjustment for realized (gains) losses on investment securities included in net earnings	(54)	(56)	497
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	(17)	(10)	(22)
Pension liability adjustment during period	(76)	157	(20)
Total other comprehensive income (loss) before income taxes	4,345	(3,859)	1,828
Income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	1,803	(581)	1,078
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	2,542	(3,278)	750
Total comprehensive income (loss)	\$ 5,493	\$ (120)	\$ 3,616

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Balance Sheets December 31,

(In millions)	2014	2013
Assets:		
Investments and cash:		
Securities available for sale, at fair value:		
Fixed maturities (amortized cost \$55,365 in 2014 and \$52,402 in 2013)	\$ 61,407	\$ 53,227
Fixed maturities - consolidated variable interest entities (amortized cost \$3,020 in 2014 and \$4,109 in 2013)	4,166	4,843
Perpetual securities (amortized cost \$2,035 in 2014 and \$2,524 in 2013)	2,240	2,479
Perpetual securities - consolidated variable interest entities (amortized cost \$405 in 2014 and \$463 in 2013)	429	468
Equity securities (cost \$19 in 2014 and \$17 in 2013)	28	21
Securities held to maturity, at amortized cost:		
Fixed maturities (fair value \$38,413 in 2014 and \$45,610 in 2013)	34,159	44,178
Fixed maturities - consolidated variable interest entities (fair value \$84 in 2014 and \$236 in 2013)	83	237
Other investments	171	463
Cash and cash equivalents	4,658	2,543
Total investments and cash	107,341	108,459
Receivables	842	1,165
Accrued investment income	762	798
Deferred policy acquisition costs	8,273	8,798
Property and equipment, at cost less accumulated depreciation	429	481
Other ⁽¹⁾	2,120	1,606
Total assets	\$ 119,767	\$ 121,307

⁽f) Includes \$106 in 2014 and 2013 of derivatives from consolidated variable interest entities See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

(continued)

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Balance Sheets (continued) December 31,

(In millions, except for share and per-share amounts)	2014	2013
Liabilities and shareholders' equity:		
Liabilities:		
Policy liabilities:		
Future policy benefits	\$ 65,646	\$ 69,136
Unpaid policy claims	3,630	3,763
Unearned premiums	8,626	10,642
Other policyholders' funds	6,031	5,861
Total policy liabilities	83,933	89,402
Income taxes	5,293	3,718
Payables for return of cash collateral on loaned securities	2,193	5,820
Notes payable	5,282	4,897
Other ⁽²⁾	4,719	2,850
Commitments and contingent liabilities (Note 15)		
Total liabilities	101,420	106,687
Shareholders' equity:		
Common stock of \$.10 par value. In thousands: authorized 1,900,000 shares in 2014 and 2013; issued 668,132 shares in 2014 and 667,046 shares in 2013	67	67
Additional paid-in capital	1,711	1,644
Retained earnings	22,156	19,885
Accumulated other comprehensive income (loss):	,	
Unrealized foreign currency translation gains (losses)	(2,541)	(1,505)
Unrealized gains (losses) on investment securities	4,672	1,035
Unrealized gains (losses) on derivatives	(26)	(12)
Pension liability adjustment	(126)	(81)
Treasury stock, at average cost	(7,566)	(6,413)
Total shareholders' equity	18,347	14,620
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 119,767	\$ 121,307

⁽²⁾ Includes \$318 in 2014 and \$207 in 2013 of derivatives from consolidated variable interest entities See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Statements of Shareholders' Equity Years Ended December 31,

(In millions, except for per-share amounts)	2014	2013	2012
Common stock:			
Balance, beginning of period	\$ 67	\$ 67	\$ 66
Exercise of stock options	0	0	1
Balance, end of period	67	67	67
Additional paid-in capital:			
Balance, beginning of period	1,644	1,505	1,408
Exercise of stock options	29	50	31
Share-based compensation	(3)	32	34
Gain (loss) on treasury stock reissued	41	57	32
Balance, end of period	1,711	1,644	1,505
Retained earnings:			
Balance, beginning of period	19,885	17,387	15,148
Net earnings	2,951	3,158	2,866
Dividends to shareholders (\$1.50 per share in 2014, \$1.42 per share in 2013, and \$1.34 per share in 2012)	(680)	(660)	(627)
Balance, end of period	22,156	19,885	17,387
Accumulated other comprehensive income (loss):			
Balance, beginning of period	(563)	2,715	1,965
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period, net of income taxes	(1,036)	(1,838)	(651)
Unrealized gains (losses) on investment securities during period, net of income taxes and reclassification adjustments	3,637	(1,535)	1,427
Unrealized gains (losses) on derivatives during period, net of income taxes	(14)	(7)	(14)
Pension liability adjustment during period, net of income taxes	(45)	102	(12)
Balance, end of period	1,979	(563)	2,715
Treasury stock:			
Balance, beginning of period	(6,413)	(5,696)	(5,641)
Purchases of treasury stock	(1,210)	(813)	(118)
Cost of shares issued	57	96	63
Balance, end of period	(7,566)	(6,413)	(5,696)
Total shareholders' equity	\$ 18,347	\$ 14,620	\$ 15,978

See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Aflac Incorporated and Subsidiaries Consolidated Statements of Cash Flows Years Ended December 31,

(In millions)	2014	2013	2012
Cash flows from operating activities:			
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866
Adjustments to reconcile net earnings to net cash provided by operating activities:			
Change in receivables and advance premiums	(7)	(8)	(199)
Increase in deferred policy acquisition costs	(225)	(404)	(643)
Increase in policy liabilities	3,614	6,806	12,005
Change in income fax liabilities	123	993	712
Realized Investment (gains) losses	(215)	(399)	349
Other, net	309	401	(138)
Net cash provided (used) by operating activities	6,550	10,547	14,952
Cash flows from investing activities:			
Proceeds from investments sold or matured:			
Securities available for sale:			
Fixed maturities sold	4,178	9,631	7,385
Fixed maturities matured or called	1,001	2,907	1,959
Perpetual securities sold	0	264	1,599
Perpetual securities matured or called	203	256	376
Securities held to maturity:	200	200	57.5
Fixed maturities matured or called	8.475	6.515	1.859
Costs of Investments acquired:	-,	-1	.,
Available-for-sale fixed maturities acquired	(10,978)	(22,967)	(19,533)
Available-for-sale equity securities acquired	(5)	0	0
Held-to-maturity fixed maturities acquired	(3,564)	(6,756)	(16,550)
Other Investments, net	272	(319)	(6)
Settlement of derivatives, net	(636)	(1,624)	0
Cash received (pledged or returned) as collateral, net	(3,217)	1,037	5,439
Other, net	30	(35)	520
Net cash provided (used) by investing activities	(4,241)	(11,091)	(16.952)
Cash flows from financing activities:	(4,241)	(11,031)	(10,502)
Purchases of treasury stock	(1,210)	(813)	(118)
Proceeds from borrowings	750	700	1,506
Principal payments under debt obligations	(335)	0	(341)
Dividends paid to shareholders	(654)	(635)	(603)
Change in Investment-type contracts, net	1,253	1,790	1,457
Treasury stock reissued	33	88	32
Other, net	16	6	12
Net cash provided (used) by financing activities		1,136	1,945
	(147)		
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	(47)	(90)	(153)
Net change in cash and cash equivalents	2,115	502	(208)
Cash and cash equivalents, beginning of period	2,543	2,041	2,249
Cash and cash equivalents, end of period	\$ 4,658	\$ 2,543	\$ 2,041
Supplemental disclosures of cash flow information:	A 4 445		5 700
Income taxes paid	\$ 1,416	\$ 754	\$ 788
Interest paid	241	210	178
Noncash Interest ⁽⁷⁾	76	82	83
Impairment losses included in realized investment losses	31	199	977
Noncash financing activities:			
Capitalized lease obligations	9	0	4
Treasury stock Issued for:			
Associate stock bonus	35	36	35
Shareholder dividend reinvestment	26	25	24
Share-based compensation grants	4	4	4

⁽The Consists primarily of accreted interest on discounted advance premiums See the accompanying Notes to the Consolidated Financial Statements.

Aflac Incorporated and Subsidiaries Notes to the Consolidated Financial Statements

1. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Description of Business

Aflac Incorporated (the Parent Company) and its subsidiaries (collectively, the Company) primarily sell supplemental health and life insurance in the United States and Japan. The Company's insurance business is marketed and administered through American Family Life Assurance Company of Columbus (Aflac), which operates in the United States (Aflac U.S.) and as a branch in Japan (Aflac Japan). American Family Life Assurance Company of New York (Aflac New York) is a wholly owned subsidiary of Aflac. Most of Aflac's policies are individually underwritten and marketed through independent agents. Additionally, Aflac U.S. markets and administers group products through Continental American Insurance Company (CAIC), branded as Aflac Group Insurance. Our insurance operations in the United States and our branch in Japan service the two markets for our insurance business. Aflac Japan's revenues, including realized gains and losses on its investment portfolio, accounted for 72% of the Company's total revenues in 2014, compared with 74% in 2013 and 77% in 2012. The percentage of the Company's total assets attributable to Aflac Japan was 82% at December 31, 2014, compared with 85% at December 31, 2013.

Basis of Presentation

We prepare our financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). These principles are established primarily by the Financial Accounting Standards Board (FASB). In these Notes to the Consolidated Financial Statements, references to GAAP issued by the FASB are derived from the FASB Accounting Standards Codification™ (ASC). The preparation of financial statements in conformity with GAAP requires us to make estimates when recording transactions resulting from business operations based on currently available information. The most significant items on our balance sheet that involve a greater degree of accounting estimates and actuarial determinations subject to changes in the future are the valuation of investments, deferred policy acquisition costs, liabilities for future policy benefits and unpaid policy claims, and income taxes. These accounting estimates and actuarial determinations are sensitive to market conditions, investment yields, mortality, morbidity, commission and other acquisition expenses, and terminations by policyholders. As additional information becomes available, or actual amounts are determinable, the recorded estimates will be revised and reflected in operating results. Although some variability is inherent in these estimates, we believe the amounts provided are adequate.

The consolidated financial statements include the accounts of the Parent Company, its subsidiaries and those entities required to be consolidated under applicable accounting standards. All material intercompany accounts and transactions have been eliminated.

Significant Accounting Policies

Translation of Foreign Currencies: The functional currency of Aflac Japan's insurance operations is the Japanese yen. We translate our yen-denominated financial statement accounts into U.S. dollars as follows. Assets and liabilities are translated at end-of-period exchange rates. Realized gains and losses on security transactions are translated at the exchange rate on the trade date of each transaction. Other revenues, expenses and cash flows are translated using average exchange rates for the period. The resulting currency translation adjustments are reported in accumulated other comprehensive income. We include in earnings the realized currency exchange gains and losses resulting from foreign currency transactions.

Prior to October 1, 2013, Aflac Japan maintained an investment portfolio of dollar-denominated securities on behalf of Aflac U.S., which served as an economic currency hedge of a portion of our investment in Aflac Japan. The functional currency for these investments was the U.S. dollar. The related investment income and realized/unrealized investment gains and losses were denominated in U.S. dollars. Since the functional currency of this portfolio was the U.S. dollar, there was no translation adjustment to record in other comprehensive income for these investments when the yen/dollar exchange rate changed. The foreign exchange gains and losses related to this portfolio continue to be taxable in Japan and the U.S. when the securities matured or were sold. Until maturity or sale, deferred tax expense or benefit associated with the foreign exchange gains or losses is recognized in income tax expense on other comprehensive income. As of October 1, 2013, these investments were transferred into the Aflac Japan investment portfolio. These investments began to have remeasurement and translation effects recorded in other comprehensive income in the fourth quarter of 2013.

We have designated a majority of the Parent Company's yen-denominated liabilities (Samurai and Uridashi notes and yen-denominated loans) as non-derivative hedges and designated foreign currency forwards and options as derivative hedges of the foreign currency exposure of our investment in Aflac Japan. Outstanding principal and related accrued interest on these Parent Company liabilities and the fair value of these derivatives are translated into U.S. dollars at end-of-period exchange rates. Currency translation adjustments and changes in the fair value of these derivatives are recorded as unrealized foreign currency translation gains (losses) in other comprehensive income and are included in accumulated other comprehensive income.

Insurance Revenue and Expense Recognition: The supplemental health and life insurance policies we issue are classified as long-duration contracts. The contract provisions generally cannot be changed or canceled during the contract period; however, we may adjust premiums for supplemental health policies issued in the United States within prescribed guidelines and with the approval of state insurance regulatory authorities.

Insurance premiums for most of the Company's health and life policies are recognized ratably as earned income over the premium payment periods of the policies. When revenues are reported, the related amounts of benefits and expenses are charged against such revenues, so that profits are recognized in proportion to premium revenues during the period the policies are expected to remain in force. This association is accomplished by means of annual additions to the liability for future policy benefits and the deferral and subsequent amortization of policy acquisition costs.

Premiums from the Company's products with limited-pay features are collected over a significantly shorter period than the period over which benefits are provided. Premiums for these products are recognized ratably over the scheduled premium payment period. At the policyholder's option, customers can also pay discounted advanced premiums for certain of these products. Advanced premiums are deferred and recognized ratably over the regularly scheduled premium payment period. For the Company's limited-pay products, any gross premium in excess of the net premium is deferred during the scheduled premium payment period and recognized into benefits in a constant relationship with insurance in force. Benefits are recorded as an expense when they are incurred. A liability for future policy benefits is recorded when premiums are recognized using the net premium method.

The calculation of deferred policy acquisition costs (DAC) and the liability for future policy benefits requires the use of estimates based on sound actuarial valuation techniques. For new policy issues, we review our actuarial assumptions and deferrable acquisition costs each year and revise them when necessary to more closely reflect recent experience and studies of actual acquisition costs. For policies in force, we evaluate DAC by major product groupings to determine that they are recoverable from future revenues, and any amounts determined not to be recoverable are charged against net earnings. We have not had any material charges to earnings for DAC that was determined not to be recoverable in any of the years presented in this Form 10-K.

Advertising expense is reported as incurred in insurance expenses in the consolidated statements of earnings.

Cash and Cash Equivalents: Cash and cash equivalents include cash on hand, money market instruments and other debt instruments with a maturity of 90 days or less when purchased.

Investments: Our debt securities consist of fixed-maturity securities, which are classified as either held to maturity or available for sale. Securities classified as held to maturity are securities that we have the ability and intent to hold to maturity or redemption and are carried at amortized cost. All other fixed-maturity debt securities, our perpetual securities and our equity securities are classified as available for sale and are carried at fair value. If the fair value is higher than the amortized cost for debt and perpetual securities, or the purchase cost for equity securities, the excess is an unrealized gain, and if lower than cost, the difference is an unrealized loss. The net unrealized gains and losses on securities available for sale, plus the unamortized unrealized gains and losses on debt securities transferred to the held-to-maturity portfolio, less related deferred income taxes, are recorded through other comprehensive income and included in accumulated other comprehensive income.

Amortized cost of debt and perpetual securities is based on our purchase price adjusted for accrual of discount, or amortization of premium, and recognition of impairment charges, if any. The amortized cost of debt and perpetual securities we purchase at a discount or premium will equal the face or par value at maturity or the call date, if applicable. Interest is reported as income when earned and is adjusted for amortization of any premium or discount.

We have investments in variable interest entities (VIEs). Criteria for evaluating VIEs for consolidation focuses on identifying which enterprise has the power to direct the activities of a variable interest entity that most significantly impact the entity's economic performance and (1) the obligation to absorb losses of the entity or (2) the right to receive benefits from the entity. We are the primary beneficiary of certain VIEs. While the VIEs generally operate within a defined set of

documents, there are certain powers that are retained by us that are considered significant in our conclusion that we are the primary beneficiary. These powers vary by structure but generally include the initial selection of the underlying collateral or, for collateralized debt obligations (CDOs), the reference credits to include in the structure; the ability to obtain the underlying collateral in the event of default; and the ability to appoint or dismiss key parties in the structure. In particular, our powers surrounding the underlying collateral were the most significant powers since those most significantly impact the economics of the VIE. We have no obligation to provide any continuing financial support to any of the entities in which we are the primary beneficiary. Our maximum loss is limited to our original investment. Neither we nor any of our creditors have the ability to obtain the underlying collateral, nor do we have control over the instruments in the VIEs, unless there is an event of default. For those entities where we are the primary beneficiary, the assets consolidated are fixed-maturity securities, perpetual securities and derivative instruments; collateral is reported separately under the captions fixed maturities- and perpetual securities- consolidated variable interest entities on our balance sheet.

For the collateralized mortgage obligations (CMOs) held in our fixed-maturity securities portfolio, we recognize income using a constant effective yield, which is based on anticipated prepayments and the estimated economic life of the securities. When estimates of prepayments change, the effective yield is recalculated to reflect actual payments to date and anticipated future payments. The net investment in CMO securities is adjusted to the amount that would have existed had the new effective yield been applied at the time of acquisition. This adjustment is reflected in net investment income.

We use the specific identification method to determine the gain or loss from securities transactions and report the realized gain or loss in the consolidated statements of earnings. Securities transactions are accounted for based on values as of the trade date of the transaction.

An investment in a fixed maturity or perpetual security is impaired if the fair value falls below book value. We regularly review our entire investment portfolio for declines in value. The majority of our investments are evaluated for other-than-temporary impairment using our debt impairment model. Our debt impairment model focuses on the ultimate collection of the cash flows from our investments. The determination of the amount of impairments under this model is based upon our periodic evaluation and assessment of known and inherent risks associated with the respective securities. Such evaluations and assessments are revised as conditions change and new information becomes available.

The determination of whether an impairment in value is other than temporary is based largely on our evaluation of the issuer's creditworthiness. Our team of experienced credit professionals must apply considerable judgment in determining the likelihood of the security recovering in value while we own it. Factors that may influence this include the overall level of interest rates, credit spreads, the credit quality of the underlying issuer, and other factors. This process requires consideration of risks which can be controlled to a certain extent, such as credit risk, and risks which cannot be controlled, such as interest rate risk.

If, after monitoring and analyses, management believes that fair value will not recover to amortized cost prior to the disposal of the security, we recognize an other-than-temporary impairment of the security. Once a security is considered to be other-than-temporarily impaired, the impairment loss is separated into two separate components: the portion of the impairment related to credit. We automatically recognize a charge to earnings for the credit-related portion of other-than-temporary impairments. Impairments related to factors other than credit are charged to earnings in the event we intend to sell the security prior to the recovery of its amortized cost or if it is more likely than not that we would be required to dispose of the security prior to recovery of its amortized cost; otherwise, non-credit-related other-than-temporary impairments are charged to other comprehensive income.

Our investments in perpetual securities that are rated below investment grade are evaluated for other-than-temporary impairment under our equity impairment model. Our equity impairment model focuses on the severity of a security's decline in fair value coupled with the length of time the fair value of the security has been below amortized cost and the financial condition and near-term prospects of the issuer.

We lend fixed-maturity securities to financial institutions in short-term security lending transactions. These securities continue to be carried as investment assets on our balance sheet during the terms of the loans and are not reported as sales. We receive cash or other securities as collateral for such loans. For loans involving unrestricted cash or securities as collateral, the collateral is reported as an asset with a corresponding liability for the return of the collateral.

Other investments include policy loans and other short-term investments with maturities of one year or less, but greater than 90 days, at the time of purchase and are stated at amortized cost, which approximates estimated fair value.

Derivatives and Hedging: Freestanding derivative instruments are reported in the consolidated balance sheet at fair value and are reported in other assets and other liabilities, with changes in value reported in earnings and/or other comprehensive income. These freestanding derivatives are interest rate swaps, foreign currency swaps, credit default swaps (CDSs), foreign currency forwards, foreign currency options, and options on interest rate swaps (or interest rate swaptions). Interest rate and foreign currency swaps are used within VIEs to hedge the risk arising from interest rate and currency exchange risk, while the CDSs are used to increase the yield and improve the diversification of the portfolio. Foreign currency forwards and options are used in hedging foreign exchange risk on U.S. dollar-denominated securities in Aflac Japan's portfolio. Foreign currency forwards and options are used to hedge certain portions of forecasted cash flows denominated in yen. Interest rate swaps are used to hedge the variability of interest cash flows associated with our variable interest rate notes, and cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, are used to economically convert certain dollar-denominated note obligations into yen-denominated principal and interest obligations. Interest rate swaptions are used to hedge interest rate risk for certain U.S. dollar-denominated available-forsale securities. We do not use derivatives for trading purposes, nor do we engage in leveraged derivative transactions.

From time to time, we purchase certain investments that contain an embedded derivative. We assess whether this embedded derivative is clearly and closely related to the asset that serves as its host contract. If we deem that the embedded derivative's terms are not clearly and closely related to the host contract, and a separate instrument with the same terms would qualify as a derivative instrument, the derivative is separated from that contract, held at fair value and reported with the host instrument in the consolidated balance sheet, with changes in fair value reported in earnings. If we have elected the fair value option, the embedded derivative is not bifurcated, and the entire investment is held at fair value with changes in fair value reported in earnings.

For those relationships where we seek hedge accounting, we formally document all relationships between hedging instruments and hedged items, as well as our risk-management objectives and strategies for undertaking various hedge transactions. This process includes linking derivatives and nonderivatives that are designated as hedges to specific assets or liabilities on the balance sheet. We also assess, both at inception and on an ongoing basis, whether the derivatives and nonderivatives used in hedging activities are highly effective in offsetting changes in fair values or cash flows of the hedged items. The assessment of hedge effectiveness determines the accounting treatment of noncash changes in fair value.

Changes in the fair value of any of our derivatives that are designated and qualify as cash flow hedges are recorded in other comprehensive income as long as they are deemed effective. Any hedge ineffectiveness is recorded immediately in current period earnings within derivative and other gains (losses). Periodic derivative net coupon settlements are recorded in the line item of the consolidated statements of earnings in which the cash flows of the hedged item are recorded.

Changes in the estimated fair value of derivative instruments that are designated and qualify as fair value hedges, including amounts measured as ineffectiveness, and changes in the estimated fair value of the hedged item related to the designated risk being hedged, are reported in current earnings within derivative and other gains (losses).

We have designated the majority of the Parent Company's yen-denominated liabilities (Samurai and Uridashi notes and yen-denominated loans) as nonderivative hedges and designated derivatives as hedges of the foreign currency exposure to our investment in Aflac Japan. At the beginning of each quarter, we make our net investment hedge designation. If the total of the designated Parent Company non-derivative and derivatives notional is equal to or less than our net investment in Aflac Japan, the hedge is deemed to be effective, and the exchange effect on the yen-denominated liabilities and the change in estimated fair value of the derivatives are reported in the unrealized foreign currency component of other comprehensive income. Should these designated net investment hedge positions exceed our net investment in Aflac Japan, the foreign exchange effect on the portion that exceeds our investment in Aflac Japan would be recognized in current earnings within derivative and other gains (losses).

Derivatives that are not designated as hedges are carried at fair value with all changes in fair value recorded in current period earnings within derivative and other gains (losses). We include the fair value of all freestanding derivatives in either other assets or other liabilities on the balance sheet.

We receive and pledge cash or other securities as collateral on open derivative positions. Cash received as collateral is reported as an asset with a corresponding liability for the return of the collateral. Cash pledged as collateral is recorded as a reduction to cash, and a corresponding receivable is recognized for the return of the cash collateral. We generally can repledge or resell collateral obtained by us, although we do not typically exercise such rights. Securities received as collateral are not recognized unless we were to exercise our right to sell that collateral or exercise remedies on that

collateral upon a counterparty default. Securities that we have pledged as collateral continue to be carried as investment assets on our balance sheet

Deferred Policy Acquisition Costs: Certain direct and incremental costs of acquiring new business are deferred and amortized with interest over the premium payment periods in proportion to the ratio of annual premium income to total anticipated premium income. Anticipated premium income is estimated by using the same mortality, persistency and interest assumptions used in computing liabilities for future policy benefits. In this manner, the related acquisition expenses are matched with revenues. Deferred costs include the excess of current-year commissions over ultimate renewal-year commissions and certain incremental direct policy issue, underwriting and sales expenses. All of these incremental costs are directly related to successful policy acquisition.

For some products, policyholders can elect to modify product benefits, features, rights or coverages by exchanging a contract for a new contract or by amendment, endorsement, or rider to a contract, or by the election of a feature or coverage within a contract. These transactions are known as internal replacements. For internal replacement transactions where the resulting contract is substantially unchanged, the policy is accounted for as a continuation of the replaced contract. Unamortized deferred acquisition costs from the original policy continue to be amortized over the expected life of the new policy, and the costs of replacing the policy are accounted for as policy maintenance costs and expensed as incurred. Internal replacement transactions that result in a policy that is not substantially unchanged are accounted for as an extinguishment of the original policy and the issuance of a new policy. Unamortized deferred acquisition costs on the original policy that was replaced are immediately expensed, and the costs of acquiring the new policy are capitalized and amortized in accordance with our accounting policies for deferred acquisition costs.

We measure the recoverability of DAC and the adequacy of our policy reserves annually by performing gross premium valuations on our business. Our testing indicates that our DAC is recoverable and our policy liabilities are adequate. (See the following discussion for further information regarding policy liabilities.)

Policy Liabilities: Future policy benefits represent claims that are expected to occur in the future and are computed by a net level premium method using estimated future investment yields, persistency and recognized morbidity and mortality tables modified to reflect our experience, including a provision for adverse deviation. These assumptions are generally established at the time a policy is issued.

Unpaid policy claims are estimates computed on an undiscounted basis using statistical analyses of historical claims experience adjusted for current trends and changed conditions. The ultimate liability may vary significantly from such estimates. We regularly adjust these estimates as new claims experience emerges and reflect the changes in operating results in the year such adjustments are made.

Other policy liabilities consist primarily of discounted advance premiums on deposit from policyholders in conjunction with their purchase of certain Aflac Japan limited-pay insurance products. These advanced premiums are deferred upon collection and recognized as premium revenue over the contractual premium payment period.

For internal replacements that are determined to not be substantially unchanged, policy liabilities related to the original policy that was replaced are immediately released, and policy liabilities are established for the new insurance contract.

Reinsurance: We enter into reinsurance agreements with other companies in the normal course of business. For each of our reinsurance agreements, we determine if the agreement provides indemnification against loss or liability relating to insurance risk in accordance with applicable accounting standards. Reinsurance premiums and benefits paid or provided are accounted for on bases consistent with those used in accounting for the original policies issued and the terms of the reinsurance contracts. Premiums, benefits and DAC are reported net of insurance ceded. See Note 8 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for additional information.

Income Taxes: Income tax provisions are generally based on pretax earnings reported for financial statement purposes, which differ from those amounts used in preparing our income tax returns. Deferred income taxes are recognized for temporary differences between the financial reporting basis and income tax basis of assets and liabilities, based on enacted tax laws and statutory tax rates applicable to the periods in which we expect the temporary differences to reverse. We record deferred tax assets for tax positions taken based on our assessment of whether the tax position is more likely than not to be sustained upon examination by taxing authorities. A valuation allowance is established for deferred tax assets when it is more likely than not that an amount will not be realized.

As discussed in the Translation of Foreign Currencies section above, Aflac Japan maintains certain dollardenominated investments that, prior to October 1, 2013, did not have any foreign currency translation adjustments recognized in other comprehensive income. However, the deferred tax expense or benefit associated with foreign exchange gains or losses on these investments is recognized in other comprehensive income (loss) until the securities mature or are sold. Total income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss) included a deferred tax expense of \$614 million in 2013 and \$492 million in 2012 for these dollar-denominated investments. Excluding these amounts from total taxes on other comprehensive income would result in an effective income tax rate on pretax other comprehensive income (loss) of 31% in 2013 and 32% in 2012.

Policyholder Protection Corporation and State Guaranty Association Assessments: In Japan, the government has required the insurance industry to contribute to a policyholder protection corporation. We recognize a charge for our estimated share of the industry's obligation once it is determinable. We review the estimated liability for policyholder protection corporation contributions on an annual basis and report any adjustments in Aflac Japan's expenses.

In the United States, each state has a guaranty association that supports insolvent insurers operating in those states. To date, our state guaranty association assessments have not been material.

Treasury Stock: Treasury stock is reflected as a reduction of shareholders' equity at cost. We use the weightedaverage purchase cost to determine the cost of treasury stock that is reissued. We include any gains and losses in additional paid-in capital when treasury stock is reissued.

Share-Based Compensation: We measure compensation cost related to our share-based payment transactions at fair value on the grant date, and we recognize those costs in the financial statements over the vesting period during which the employee provides service in exchange for the award.

Earnings Per Share: We compute basic earnings per share (EPS) by dividing net earnings by the weighted-average number of unrestricted shares outstanding for the period. Diluted EPS is computed by dividing net earnings by the weighted-average number of shares outstanding for the period plus the shares representing the dilutive effect of share-based awards.

Reclassifications: Certain reclassifications have been made to prior-year amounts to conform to current-year reporting classifications. Components of our deferred inventory were reclassified to separately reflect deferred foreign currency gains and losses which were previously apportioned to each component of the deferred inventory, see Note 10 of the Notes to the Consolidated Financial Statements. These reclassifications had no impact on net earnings or total shareholders' equity.

New Accounting Pronouncements

Recently Adopted Accounting Pronouncements

Presentation of an unrecognized tax benefit when a net operating loss carryforward, a similar tax loss, or a tax credit carryforward exists: In July 2013, the FASB issued guidance to amend the financial statement presentation of an unrecognized tax benefit when a net operating loss carryforward, a similar tax loss, or a tax credit carryforward exists. The new guidance essentially states that an unrecognized tax benefit, or a portion of an unrecognized tax benefit, should be presented in the financial statements as a reduction to a deferred tax asset for a net operating loss carryforward, a similar tax loss, or a tax credit carryforward. However, to the extent a net operating loss carryforward, a similar tax loss, or a tax credit carryforward is not available at the reporting date under the tax law of the applicable jurisdiction to settle any additional income taxes that would result from the disallowance of a tax position or the tax law of the applicable jurisdiction does not require the entity to use, and the entity does not intend to use, the deferred tax asset for such purpose, the unrecognized tax benefit should be presented in the financial statements as a liability and should not be combined with deferred tax assets. This accounting standard applies to all entities that have unrecognized tax benefits when a net operating loss carryforward, a similar tax loss, or a tax credit carryforward exists at the reporting date. This guidance is effective for annual reporting periods beginning on or after December 15, 2013, and interim periods within those annual periods and requires prospective presentation for all comparative periods presented. We adopted this guidance as of January 1, 2014. The adoption of this guidance did not have a significant impact on our financial statements

Derivatives and hedging: In July 2013, the FASB issued an update which allows entities to use the Federal Funds Effective Swap Rate, also referred to as the Overnight Index Swap Rate (OIS), as a benchmark interest rate for hedge accounting purposes. Previously the only acceptable benchmark rates for hedge accounting purposes under GAAP were U.S. Treasury rates and the London Interbank Offered Rate (LIBOR) swap rate. This update reflects the evolution of market hedging practices and is intended to provide more flexibility for hedge accounting purposes. We adopted this guidance in the third quarter of 2013 on a prospective basis for qualifying new or redesignated hedging relationships entered into on or after the effective date of July 17, 2013. The adoption of the guidance had no impact on our financial position or results of operations.

Reporting of amounts reclassified out of accumulated other comprehensive income: In February 2013, the FASB issued guidance that requires reclassification adjustments for items that are reclassified out of accumulated other comprehensive income to net income to be presented in statements where the components of net income and the components of other comprehensive income are presented or in the footnotes to the financial statements. Additionally, the amendment requires cross-referencing to other disclosures currently required for other reclassification items. We adopted this guidance as of January 1, 2013. The adoption of this guidance impacted our financial statement disclosures, but it did not have an impact on our financial position or results of operations.

Disclosures about offsetting assets and liabilities: In December 2011, the FASB issued guidance to amend the disclosure requirements about offsetting assets and liabilities. The new guidance essentially clarifies the FASB's intent concerning the application of existing offsetting disclosure requirements. Entities are required to disclose gross and net information about both instruments and transactions eligible for offset in the statement of financial position and instruments and transactions when those activities are subject to an agreement similar to a master netting arrangement. The scope of this guidance was clarified and revised in January 2013 to apply to derivatives, repurchase agreements, reverse repurchase agreements, securities borrowing and securities lending arrangements. The objective of this disclosure is to move toward consistency between U.S. GAAP and International Financial Reporting Standards (IFRS). We adopted this guidance as of January 1, 2013. The adoption of this guidance impacted our financial statement disclosures, but it did not have an impact on our financial position or results of operations.

Fees paid to the federal government by health insurers: In July 2011, the FASB issued guidance on the accounting for fees owed by health insurers as mandated by the Patient Protection and Affordable Care Act as amended by the Health Care and Education Reconciliation Act (the Acts). The Acts impose an annual fee on health insurers for each calendar year beginning on or after January 1, 2014. A health insurer's portion of the annual fee is payable by September 30 of the applicable calendar year once the entity provides health insurance for any U.S. health risk in that year. The annual fee for the health insurance industry will be allocated to individual health insurers based on the ratio of the amount of an entity's net premiums written during the preceding calendar year to the amount of health insurance for any U.S. health risk that is written during the preceding calendar year. The accounting guidance specifies that the liability for the fee should be estimated and recorded in full in the applicable calendar year in which the fee is payable with a corresponding deferred cost that is amortized to expense using a straight-line method of allocation unless another method better allocates the fee over the calendar year that it is payable. This guidance is effective for calendar years beginning after December 31, 2013. We adopted this guidance as of January 1, 2014. The adoption of this guidance did not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Presentation of comprehensive income: In June 2011, the FASB issued guidance to amend the presentation of comprehensive income. The amendment requires that all non-owner changes in shareholders' equity be presented either in a single continuous statement of comprehensive income or in two separate but consecutive statements. We adopted this guidance as of January 1, 2012 and elected the option to report comprehensive income in two separate but consecutive statements. The adoption of this guidance did not have an impact on our financial position or results of operations.

Fair value measurements and disclosures: In May 2011, the FASB issued guidance to amend the fair value measurement and disclosure requirements. Most of the amendments are clarifications of the FASB's intent about the application of existing fair value measurement and disclosure requirements. Other amendments change a particular principle or requirement for measuring fair value or disclosing information about fair value measurements. The new fair value measurement disclosures include additional quantitative and qualitative disclosures for Level 3 measurements, including a qualitative sensitivity analysis of fair value to changes in unobservable inputs, and categorization by fair value hierarchy level for items for which the fair value is only disclosed. We adopted this guidance as of January 1, 2012. The adoption of this guidance impacted our financial statement disclosures, but it did not affect our financial position or results of operations.

Accounting for costs associated with acquiring or renewing insurance contracts: In October 2010, the FASB issued amended accounting guidance on accounting for costs associated with acquiring or renewing insurance contracts. Under the previous guidance, costs that varied with and were primarily related to the acquisition of a policy were deferrable. Under the amended guidance, only incremental direct costs associated with the successful acquisition of a

new or renewal contract may be capitalized, and direct-response advertising costs may be capitalized only if they meet certain criteria. This guidance is effective on a prospective or retrospective basis for interim and annual periods beginning after December 15, 2011. We retrospectively adopted this guidance as of January 1, 2012. The retrospective adoption of this accounting standard resulted in an after-tax cumulative reduction to retained earnings of \$391 million and an after-tax cumulative reduction to unrealized foreign currency translation gains in accumulated other comprehensive income of \$67 million, resulting in a total reduction to shareholders' equity of \$458 million as of December 31, 2009, the opening balance sheet date in the period of adoption. The adoption of this accounting standard had an immaterial impact on net income in 2011 and all preceding years.

Accounting Pronouncements Pending Adoption

Derivatives and Hedging - Determining whether the host contract in a hybrid financial instrument issued in the form of a share is more akin to debt or equity: In November 2014, the FASB issued guidance to clarify how to evaluate the economic characteristics and risks of a host contract in a hybrid financial instrument that is issued in the form of a share. The guidance also clarifies that an entity should assess the substance of the relevant terms and features when considering how to weight those terms and features. The guidance is effective for annual periods and interim periods beginning after December 15, 2015. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Presentation of Financial Statements - Going Concern - Disclosure of uncertainties about an entity's ability to continue as a going concern: In August 2014, the FASB issued this amendment that provides U.S. GAAP guidance on management's responsibility in evaluating whether there is substantial doubt about a company's ability to continue as a going concern and about related footnote disclosures. For each reporting period, management will be required to evaluate whether there are conditions or events that raise substantial doubt about a company's ability to continue as a going concern within one year from the date the financial statements are issued. The amendment is effective for annual periods ending after December 15, 2016, and interim periods within annual periods beginning after December 15, 2016. Early application is permitted for annual or interim reporting periods for which the financial statements have not previously been issued. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Receivables - Troubled debt restructurings by creditors - classification of certain government-guaranteed mortgage loans upon foreclosure: In August 2014, the FASB issued updated guidance for troubled debt restructurings affecting creditors that hold government-guaranteed mortgage loans, including those guaranteed by the FHA and the VA. The guidance requires that a mortgage loan be derecognized and a separate other receivable be recognized upon foreclosure if certain conditions are met. The new guidance is effective for annual periods and interim periods within those annual periods, beginning after December 15, 2014. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Compensation - Stock Compensation - Accounting for share-based payments when the terms of an award provide that a performance target could be achieved after the requisite service period: In June 2014, the FASB issued this amendment that provides guidance on certain share-based payment awards that require a specific performance target that affects vesting and that could be achieved after the requisite service period be treated as a performance condition. A reporting entity should apply existing guidance to awards with performance conditions that affect vesting to account for such awards. The performance target should not be reflected in estimating the grant-date fair value of the award. Compensation cost should be recognized in the period in which it becomes probable that the performance target will be achieved and should represent the compensation cost attributable to the period(s) for which the requisite service has already been rendered. If the performance target becomes probable of being achieved before the end of the requisite service period, the remaining unrecognized compensation cost should be recognized prospectively over the remaining requisite service period. The total amount of compensation cost recognized during and after the requisite service period should reflect the number of awards that are expected to vest and should be adjusted to reflect those awards that ultimately vest. The requisite service period ends when the employee can cease rendering service and still be eligible to vest in the award if the performance target is achieved. The guidance is effective for annual periods and interim periods within those annual periods beginning after December 15, 2015. Early adoption is permitted. The adoption of this quidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Transfers and Servicing, Repurchase-to-Maturity Transactions, Repurchase Financings, and Disclosures: In June 2014, the FASB issued updated guidance for repurchase agreement and security lending transactions to change the accounting for repurchase-to-maturity transactions and linked repurchase financings to be accounted for as secured borrowings, consistent with the accounting for other repurchase agreements. The amendments also require new disclosures to increase transparency about the types of collateral pledged in repurchase agreements and similar transactions accounted for as secured borrowings. The new guidance is effective for annual periods and interim periods

within those annual periods, beginning after December 15, 2014. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Revenue from contracts with customers: In May 2014, the FASB issued updated guidance that affects any entity that either enters into contracts with customers to transfer goods or services or enters into contracts for the transfer of nonfinancial assets unless those contracts are within the scope of other standards (e.g., insurance contracts or lease contracts). The core principle of the guidance is that an entity should recognize revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. The amendments are effective for annual reporting periods beginning after December 15, 2016, including interim periods within that reporting period. Early application is not permitted. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Receivables - Troubled debt restructurings by creditors - Reclassification of residential real estate collateralized consumer mortgage loans upon foreclosure: In January 2014, the FASB issued updated guidance for troubled debt restructurings clarifying when an in substance repossession or foreclosure occurs, and when a creditor is considered to have received physical possession of residential real estate property collateralizing a consumer mortgage loan. The new guidance is effective for annual periods and interim periods within those annual periods, beginning after December 15, 2014. The adoption of this guidance will not have a significant impact on our financial position or results of operations.

Recent accounting guidance not discussed above is not applicable, did not have, or is not expected to have a material impact to our business.

2. BUSINESS SEGMENT AND FOREIGN INFORMATION

The Company consists of two reportable insurance business segments: Aflac Japan and Aflac U.S., both of which sell supplemental health and life insurance. Operating business segments that are not individually reportable and business activities not included in Aflac Japan or Aflac U.S. are included in the "Other business segments" category.

We do not allocate corporate overhead expenses to business segments. We evaluate and manage our business segments using a financial performance measure called pretax operating earnings. Our definition of operating earnings includes interest cash flows associated with notes payable and excludes the following items from net earnings on an after-tax basis: realized investment gains/losses (securities transactions, impairments, and the impact of derivative and hedging activities), nonrecurring items and other non-operating income (loss). We then exclude income taxes related to operations to arrive at pretax operating earnings. Information regarding operations by segment for the years ended December 31 follows:

(In millions)	2014	2013	2012
Revenues:			
Aflac Japan:			
Net earned premiums:			
Cancer	\$ 5,596	\$ 6,123	\$ 7,537
Medical and other health	3,770	4,282	5,244
Life insurance	4,495	4,577	4,370
Net investment income	2,662	2,651	2,845
Other income	32	55	57
Total Aflac Japan	16,555	17,688	20,053
Aflac U.S.:			
Earned premiums:			
Accident/disability	2,303	2,284	2,213
Cancer	1,279	1,283	1,282
Other health	1,371	1,334	1,259
Life insurance	258	252	242
Net investment income	645	632	613
Other income	3	6	19
Total Aflac U.S.	5,859	5,791	5,628
Other business segments	43	49	46
Total business segment revenues	22,457	23,528	25,727
Realized investment gains (losses)	171 (1)	389 (1)	(349)
Corporate	281	302	269
Intercompany eliminations	(248)	(308)	(276)
Other non-operating income (loss)	67	28	(7)
Total revenues	\$ 22,728	\$ 23,939	\$ 25,364

⁽f) Excluding a gain of \$44 in 2014 and \$10 in 2013 related to the interest rate component of the change in fair value of foreign currency swaps on notes payable which is classified as an operating gain when analyzing segment operations

(In millions)	2014	2013		2012	
Pretax earnings:					
Aflac Japan	\$ 3,458	\$	3,628	\$	3,904
Aflac U.S.	1,073		1,038		997
Other business segments	(2)		(1)		(3)
Total business segment pretax operating earnings	4,529		4,665		4,898
Interest expense, noninsurance operations	(198)		(198)		(184)
Corporate and eliminations	(78)		(68)		(56)
Pretax operating earnings	4,253		4,399		4,658
Realized investment gains (losses)	171 ⁽¹⁾		389 ⁽¹⁾		(349)
Other non-operating income (loss)	67		28		(7)
Total earnings before income taxes	\$ 4,491	\$	4,816	\$	4,302
Income taxes applicable to pretax operating earnings	\$ 1,456	\$	1,512	S	1,561
Effect of foreign currency translation on operating earnings	(117)		(357)		8

⁽f) Excluding a gain of \$44 in 2014 and \$10 in 2013 related to the interest rate component of the change in fair value of foreign currency swaps on notes payable which is classified as an operating gain when analyzing segment operations

Assets as of December 31 were as follows:

(In millions)	2014	2014 2013		
Assets:				
Aflac Japan	\$ 98,525	\$ 102,973	\$ 113,678	
Aflac U.S.	18,383	16,112	16,122	
Other business segments	128	155	154	
Total business segment assets	117,036	119,240	129,954	
Corporate	24,636	19,909	20,318	
Intercompany eliminations	(21,905)	(17,842)	(19,178)	
Total assets	\$ 119,767	\$ 121,307	\$ 131,094	

Yen-Translation Effects: The following table shows the yen/dollar exchange rates used for or during the periods ended December 31. Exchange effects were calculated using the same yen/dollar exchange rate for the current year as for each respective prior year.

	2014	2013	2012
Statements of Earnings:			
Weighted-average yen/dollar exchange rate	105.46	97.54	79.81
Yen percent strengthening (weakening)	(7.5)%	(18.2)%	(.1)%
Exchange effect on pretax operating earnings (in millions)	\$ (180)	\$ (534)	\$ 11

	2014	2013
Balance Sheets:		
Yen/dollar exchange rate at December 31	120.55	105.39
Yen percent strengthening (weakening)	(12.6)%	(17.8)%
Exchange effect on total assets (in millions)	\$ (10,706)	\$(17,836)
Exchange effect on total liabilities (in millions)	(12,025)	(19,806)

Transfers of funds from Aflac Japan: Aflac Japan makes payments to the Parent Company for management fees and to Aflac U.S. for allocated expenses and profit repatriations. Information on transfers for each of the years ended December 31 is shown below. See Note 13 for information concerning restrictions on transfers from Aflac Japan.

(In millions)	2014	2013	2012
Management fees	\$ 39	\$ 37	\$ 30
Allocated expenses	71	74	58
Profit repatriation	1,704	771	422
Total transfers from Aflac Japan	\$ 1,814	\$ 882	\$ 510

Property and Equipment: The costs of buildings, furniture and equipment are depreciated principally on a straightline basis over their estimated useful lives (maximum of 50 years for buildings and 20 years for furniture and equipment). Expenditures for maintenance and repairs are expensed as incurred; expenditures for betterments are capitalized and depreciated. Classes of property and equipment as of December 31 were as follows:

(In millions)	2014	2013
Property and equipment:		
Land	\$ 168	\$ 168
Buildings	393	444
Equipment and furniture	305	329
Total property and equipment	866	941
Less accumulated depreciation	437	460
Net property and equipment	\$ 429	\$ 481

Receivables: Receivables consist primarily of monthly insurance premiums due from individual policyholders or their employers for payroll deduction of premiums, net of an allowance for doubtful accounts. At December 31, 2014, \$386 million, or 45.8% of total receivables, were related to Aflac Japan's operations, compared with \$731 million, or 82.9%, at December 31, 2013.

3. INVESTMENTS

Net Investment Income

The components of net investment income for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	2014	2013	2012
Fixed-maturity securities	\$ 3,249	\$ 3,210	\$ 3,248
Perpetual securities	141	153	253
Equity securities and other	7	7	17
Short-term investments and cash equivalents	2	1	2
Gross investment income	3,399	3,371	3,520
Less investment expenses	80	78	47
Net investment income	\$ 3,319	\$ 3,293	\$ 3,473

Investment Holdings

The amortized cost for our investments in debt and perpetual securities, the cost for equity securities and the fair values of these investments at December 31 are shown in the following tables.

		20	14	
(In millions)	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities available for sale, carried at fair va	ilue:			
Fixed maturities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$ 17,341	\$ 1,740	\$ 0	\$19,081
Municipalities	88	9	0	97
Mortgage- and asset-backed securities	351	35	0	386
Public utilities	1,691	226	5	1,912
Sovereign and supranational	799	163	0	962
Banks/financial institutions	2,752	325	189	2,888
Other corporate	3,479	531	48	3,962
Total yen-denominated	26,501	3,029	242	29,288
Dollar-denominated:				
U.S. government and agencies	100	17	0	117
Municipalities	961	201	2	1,160
Mortgage- and asset-backed securities	185	31	0	216
Public utilities	5,061	960	36	5,985
Sovereign and supranational	343	111	0	454
Banks/financial institutions	2,943	775	8	3,710
Other corporate	22,291	2,682	330	24,643
Total dollar-denominated	31,884	4,777	376	36,285
Total fixed maturities	58,385	7,806	618	65,573
Perpetual securities:				
Yen-denominated:				
Banks/financial institutions	2,132	223	92	2,263
Other corporate	183	48	0	231
Dollar-denominated:				
Banks/financial institutions	125	50	0	175
Total perpetual securities	2,440	321	92	2,669
Equity securities	19	9	0	28
Total securities available for sale	\$ 60,844	\$ 8,136	\$ 710	\$68,270

		20	14	
(In millions)	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$20,023	\$3,195	\$ 0	\$23,218
Municipalities	346	71	0	417
Mortgage- and asset-backed securities	43	3	0	46
Public utilities	3,342	281	20	3,603
Sovereign and supranational	2,556	272	14	2,814
Banks/financial institutions	4,932	231	78	5,085
Other corporate	3,000	326	12	3,314
Total yen-denominated	34,242	4,379	124	38,497
Total securities held to maturity	\$34,242	\$ 4,379	\$ 124	\$38,497

		20	13	
(In millions)	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$14,936	\$ 431	\$ 33	\$15,334
Mortgage- and asset-backed securities	558	29	0	587
Public utilities	2,261	100	18	2,343
Sovereign and supranational	978	85	28	1,035
Banks/financial institutions	2,799	220	242	2,777
Other corporate	3,956	151	185	3,922
Total yen-denominated	25,488	1,016	506	25,998
Dollar-denominated:				
U.S. government and agencies	92	10	4	98
Municipalities	992	71	12	1,051
Mortgage- and asset-backed securities	163	21	0	184
Public utilities	4,931	471	183	5,219
Sovereign and supranational	404	85	1	488
Banks/financial institutions	3,318	447	33	3,732
Other corporate	21,123	1,347	1,170	21,300
Total dollar-denominated	31,023	2,452	1,403	32,072
Total fixed maturities	56,511	3,468	1,909	58,070
Perpetual securities:				
Yen-denominated:				
Banks/financial institutions	2,582	151	217	2,516
Other corporate	209	0	0	209
Dollar-denominated:				
Banks/financial institutions	196	35	9	222
Total perpetual securities	2,987	186	226	2,947
Equity securities	17	5	1	21
Total securities available for sale	\$59,515	\$3,659	\$2,136	\$61,038

	2013			
(In millions)	Cost or Amortized Cost	Gross Unrealized Gains	Gross Unrealized Losses	Fair Value
Securities held to maturity, carried at amortized cost:				
Fixed maturities:				
Yen-denominated:				
Japan government and agencies	\$27,362	\$1,347	\$ 1	\$28,708
Municipalities	399	41	0	440
Mortgage- and asset-backed securities	58	3	0	61
Public utilities	3,900	150	122	3,928
Sovereign and supranational	2,941	171	72	3,040
Banks/financial institutions	6,310	146	328	6,128
Other corporate	3,445	183	87	3,541
Total yen-denominated	44,415	2,041	610	45,846
Total securities held to maturity	\$44,415	\$2,041	\$ 610	\$45,846

The methods of determining the fair values of our investments in fixed-maturity securities, perpetual securities and equity securities are described in Note 5.

During 2014, we reclassified three investments from the held-to-maturity portfolio to the available-for-sale portfolio as a result of the issuers being downgraded to below investment grade. At the time of the transfer, the securities had an aggregate amortized cost of \$424 million and an aggregate unrealized loss of \$54 million. During 2013, we reclassified two investments from the held-to-maturity portfolio to the available-for-sale portfolio as a result of the issuer being downgraded to below investment grade. At the time of the transfer, the securities had an aggregate amortized cost of \$492 million and an aggregate unrealized loss of \$153 million. During 2012, we reclassified seven investments from the held-to-maturity portfolio to the available-for-sale portfolio as a result of the issuers being downgraded to below investment grade. At the time of the transfer, the securities had an aggregate amortized cost of \$1.2 billion and an aggregate unrealized loss of \$290 million.

Contractual and Economic Maturities

The contractual maturities of our investments in fixed maturities at December 31, 2014, were as follows:

	Aflac .	Japan	Aflac	Aflac U.S.		
(In millions)	Amortized Cost	Fair Value	Amortized Cost	Fair Value		
Available for sale:						
Due in one year or less	\$ 369	\$ 390	\$ 65	\$ 69		
Due after one year through five years	1,519	1,771	628	724		
Due after five years through 10 years	10,351	10,979	1,472	1,561		
Due after 10 years	34,018	38,595	9,103	10,540		
Mortgage- and asset-backed securities	405	461	36	46		
Total fixed maturities available for sale	\$46,662	\$52,196	\$11,304	\$12,940		
Held to maturity:						
Due after one year through five years	1,520	1,631	0	0		
Due after five years through 10 years	1,937	2,130	0	0		
Due after 10 years	30,742	34,690	0	0		
Mortgage- and asset-backed securities	43	46	0	0		
Total fixed maturities held to maturity	\$34,242	\$38,497	\$ 0	\$ 0		

At December 31, 2014, the Parent Company had a portfolio of available-for-sale fixed-maturity securities totaling \$419 million at amortized cost and \$437 million at fair value, which is not included in the table above.

Expected maturities may differ from contractual maturities because some issuers have the right to call or prepay obligations with or without call or prepayment penalties.

The majority of our perpetual securities are subordinated to other debt obligations of the issuer, but rank higher than the issuer's equity securities. Perpetual securities have characteristics of both debt and equity investments, along with unique features that create economic maturity dates for the securities. Although perpetual securities have no contractual maturity date, they have stated interest coupons that were fixed at their issuance and subsequently change to a floating short-term interest rate after some period of time. The instruments are generally callable by the issuer at the time of changing from a fixed coupon rate to a new variable rate of interest, which is determined by the combination of some market index plus a fixed amount of basis points. The net effect is to create an expected economic maturity date for the instrument. The economic maturities of our investments in perpetual securities, which were all reported as available for sale at December 31, 2014, were as follows:

	Aflac J	apan	Aflac U.S.	
(In millions)	Amortized Cost	Fair Value	Amortized Cost	Fair Value
Due in one year or less	\$ 306	\$ 300	\$ 5	\$ 5
Due after one year through five years	624	674	0	0
Due after 10 years	1,466	1,635	39	55
Total perpetual securities available for sale	\$2,396	\$2,609	\$ 44	\$ 60

Investment Concentrations

Our investment process begins with an independent approach to underwriting each issuer's fundamental credit quality. We evaluate independently those factors which we believe could influence an issuer's ability to make payments under the contractual terms of our instruments. This includes a thorough analysis of a variety of items including the issuer's country of domicile (including political, legal, and financial considerations); the industry in which the issuer competes (with an analysis of industry structure, end-market dynamics, and regulation); company specific issues (such as management, assets, earnings, cash generation, and capital needs); and contractual provisions of the instrument (such as financial covenants and position in the capital structure). We further evaluate the investment considering broad business and portfolio management objectives, including asset/liability needs, portfolio diversification, and expected income

Investment exposures that individually exceeded 10% of shareholders' equity as of December 31 were as follows:

		2014			2013	
(In millions)	Credit Rating	Amortized Cost	Fair Value	Credit Rating	Amortized Cost	Fair Value
Japan National Government(1)	Α	\$37,021	\$41,878	AA	\$41,924	\$43,619

⁽¹⁾JGBs or JGB-backed securities

Banks and Financial Institutions

One of our largest investment sector concentrations as of December 31, 2014, was banks and financial institutions. Within the countries we approve for investment opportunities, we primarily invest in financial institutions that are strategically crucial to each approved country's economy. The bank and financial institution sector is a highly regulated industry and plays a strategic role in the global economy.

Our total investments in the bank and financial institution sector as of December 31, including those classified as perpetual securities, were as follows:

	2014	4	2013		
	Total Investments in Banks and Financial Institutions Sector (in millions)	Percentage of Total Investment Portfolio	Total Investments in Banks and Financial Institutions Sector (in millions)	Percentage of Total Investment Portfolio	
Fixed maturities:					
Amortized cost	\$10,627	11%	\$12,427	12%	
Fair value	11,683	11	12,637	12	
Perpetual securities:					
Upper Tier II:					
Amortized cost	\$ 1,554	2%	\$ 1,920	2%	
Fair value	1,645	1	1,913	2	
Tier I:					
Amortized cost	703	1	858	1	
Fair value	793	1	825	1	
Total:					
Amortized cost	\$12,884	14%	\$15,205	15%	
Fair value	14,121	13	15,375	15	

Realized Investment Gains and Losses

Information regarding pretax realized gains and losses from investments for the years ended December 31 follows:

(In millions)	2014	2013	2012
Realized investment gains (losses) on securities:			
Fixed maturities:			
Available for sale:			
Gross gains from sales	\$ 192	\$ 316	\$ 427
Gross losses from sales	(12)	(87)	(48
Net gains (losses) from redemptions	34	34	2
Other-than-temporary impairment losses	(31)	(128)	(734
Held to maturity:			
Net gains (losses) from redemptions	1	0	4
Total fixed maturities	184	135	(349
Perpetual securities:			
Available for sale:			
Gross gains from sales	0	0	127
Gross losses from sales	0	(1)	(98
Net gains (losses) from redemptions	0	0	60
Other-than-temporary impairment losses	0	(70)	(243
Total perpetual securities	0	(71)	(154
Equity securities:			
Other-than-temporary impairment losses	0	(1)	0
Total equity securities	0	(1)	0
Derivatives and other:			
Derivative gains (losses)	31	326	151
Other	0	10	3
Total derivatives and other	31	336	154
Total realized investment gains (losses)	\$ 215	\$ 399	\$ (349)

Other-than-temporary Impairment

The fair values of our debt and perpetual security investments fluctuate based on changes in interest rates, foreign exchange, and credit spreads in the global financial markets. Fair values can also be heavily influenced by the values of the assets of the issuer and expected ultimate recovery values upon a default, bankruptcy or other financial restructuring. Credit spreads are most impacted by the general credit environment and global market liquidity. Interest rates are driven by numerous factors including, but not limited to, supply and demand, governmental monetary actions, expectations of inflation and economic growth. We believe that fluctuations in the fair values of our investment securities related to general changes in the level of credit spreads or interest rates have little bearing on underlying credit quality of the issuer, and whether our investment is ultimately recoverable. Generally, we consider such declines in fair values to be temporary even in situations where an investment remains in an unrealized loss position for a year or more.

However, in the course of our credit review process, we may determine that it is unlikely that we will recover our investment in an issuer due to factors specific to an individual issuer, as opposed to general changes in global credit spreads or interest rates. In this event, we consider such a decline in the investment's fair value, to the extent it is below the investment's cost or amortized cost, to be an other-than-temporary impairment of the investment and reduce the book value of the investment to its fair value.

In addition to the usual investment risk associated with a debt instrument, our perpetual security holdings are largely issued by banks that are integral to the financial markets of the sovereign country of the issuer. As a result of the issuer's position within the economy of the sovereign country, our perpetual securities may be subject to a higher risk of nationalization of their issuers in connection with capital injections from an issuer's sovereign government. We cannot be assured that such capital support will extend to all levels of an issuer's capital structure. In addition, certain governments or regulators may consider imposing interest and principal payment restrictions on issuers of hybrid securities to preserve cash and preserve the issuer's capital. Beyond the cash flow impact that additional deferrals would have on our portfolio, such deferrals could result in ratings downgrades of the affected securities, which in turn could result in a reduction of fair

value of the securities and increase our regulatory capital requirements. We consider these factors in our credit review process.

When determining our intention to sell a security prior to recovery of its fair value to amortized cost, we evaluate facts and circumstances such as, but not limited to, future cash flow needs, decisions to reposition our security portfolio, and risk profile of individual investment holdings. We perform ongoing analyses of our liquidity needs, which includes cash flow testing of our policy liabilities, debt maturities, projected dividend payments and other cash flow and liquidity needs. Our cash flow testing includes extensive duration analysis of our investment portfolio and policy liabilities. Based on our analyses, we have concluded that we have sufficient excess cash flows to meet our liquidity needs without selling any of our investments prior to their maturity.

The following table details our pretax other-than-temporary impairment losses by investment category that resulted from our impairment evaluation process for the years ended December 31.

(In millions)	2014	2013	2012
Perpetual securities	\$ 0	\$ 70	\$ 243
Corporate bonds	31	102	345
Mortgage- and asset-backed securities	0	0	3
Sovereign and supranational	0	26	386
Equity securities	0	1	0
Total other-than-temporary impairment losses realized (1)	\$ 31	\$ 199	\$ 977

⁽f) Includes \$45 and \$597 for the years ended December 31, 2013 and 2012, respectively, for credit-related impairments; \$26 and \$27 for the years ended December 31, 2013 and 2012, respectively, for impairments due to severity and duration of decline in fair value; and \$31, \$128 and \$353 for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012, respectively, from change in intent to sell securities

Unrealized Investment Gains and Losses

Information regarding changes in unrealized gains and losses from investments for the years ended December 31 follows:

(In millions)	2014	2013	2012	
Changes in unrealized gains (losses):				
Fixed maturities:				
Available for sale	\$ 5,629	\$ (2,281)	\$ 1,624	
Transferred to held to maturity	(10)	(9)	(14)	
Perpetual securities:				
Available for sale	269	(129)	547	
Equity securities	5	1	0	
Total change in unrealized gains (losses)	\$ 5,893	\$ (2,418)	\$ 2,157	

Effect on Shareholders' Equity

The net effect on shareholders' equity of unrealized gains and losses from investment securities at December 31 was as follows:

(In millions)	2014	2013
Unrealized gains (losses) on securities available for sale	\$7,426	\$1,523
Unamortized unrealized gains on securities transferred to held to maturity	0	11
Deferred income taxes	(2,754)	(499)
Shareholders' equity, unrealized gains (losses) on investment securities	\$4,672	\$1,035

Gross Unrealized Loss Aging

The following tables show the fair values and gross unrealized losses of our available-for-sale and held-to-maturity investments that were in an unrealized loss position, aggregated by investment category and length of time that individual securities have been in a continuous unrealized loss position at December 31.

	2014					
(In millions)	Total		Less than 12 months		12 months or longer	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses
Fixed Maturities:						
Municipalities:						
Dollar-denominated	75	2	53	1	22	1
Public utilities:						
Dollar-denominated	1,001	36	164	7	837	29
Yen-denominated	805	25	98	1	707	24
Sovereign and supranational:						
Yen-denominated	359	14	0	0	359	14
Banks/financial institutions:						
Dollar-denominated	205	8	53	5	152	3
Yen-denominated	1,828	267	166	0	1,662	267
Other corporate:						
Dollar-denominated	8,072	330	1,901	62	6,171	268
Yen-denominated	1,151	60	122	2	1,029	58
Total fixed maturities	13,496	742	2,557	78	10,939	664
Perpetual securities:						
Yen-denominated	783	92	194	5	589	87
Total perpetual securities	783	92	194	5	589	87
Total	\$14,279	\$ 834	\$ 2,751	\$ 83	\$11,528	\$ 751

(In millions)	2013						
	T	Total		Less than 12 months		12 months or longer	
	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	Fair Value	Unrealized Losses	
Fixed Maturities:							
Japan government and agencies:							
Yen-denominated	\$ 8,869	\$ 34	\$ 8,869	\$ 34	\$ 0	\$ 0	
Municipalities:							
Dollar-denominated	177	12	145	8	32	4	
Public utilities:							
Dollar-denominated	2,023	183	1,740	143	283	40	
Yen-denominated	2,519	140	1,816	54	703	86	
Sovereign and supranational:							
Dollar-denominated	12	1	12	1	0	0	
Yen-denominated	1,152	100	791	34	361	66	
Banks/financial institutions:							
Dollar-denominated	547	33	454	23	93	10	
Yen-denominated	4,533	570	2,322	107	2,211	463	
Other corporate:							
Dollar-denominated	11,588	1,170	8,504	733	3,084	437	
Yen-denominated	3,372	272	2,296	152	1,076	120	
U.S. government and agencies:							
Dollar-denominated	36	4	36	4	0	0	
Total fixed maturities	34,828	2,519	26,985	1,293	7,843	1,226	
Perpetual securities:							
Dollar-denominated	59	9	52	8	7	1	
Yen-denominated	1,322	217	748	74	574	143	
Total perpetual securities	1,381	226	800	82	581	144	
Equity securities	5	1	5	1	0	0	
Total	\$36,214	\$2,746	\$27,790	\$1,376	\$ 8,424	\$1,370	

Analysis of Securities in Unrealized Loss Positions

The unrealized losses on our investments have been primarily related to general market changes in interest rates, foreign exchange rates, and/or the levels of credit spreads rather than specific concerns with the issuer's ability to pay interest and repay principal.

For any significant declines in fair value, we perform a more focused review of the related issuers' credit profile. For corporate issuers, we evaluate their assets, business profile including industry dynamics and competitive positioning, financial statements and other available financial data. For non-corporate issuers, we analyze all sources of credit support, including issuer-specific factors. We utilize information available in the public domain and, for certain private placement issuers, from consultations with the issuers directly. We also consider ratings from Nationally Recognized Statistical Rating Organizations (NRSROs), as well as the specific characteristics of the security we own including seniority in the issuer's capital structure, covenant predictions, or other relevant features. From these reviews, we evaluate the issuers' continued ability to service our investment through payment of interest and principal.

The following table provides more information on our unrealized loss position as of December 31.

		2014			2013	
(in millions)	Investments in an Unrealized Loss Position	Gross Unrealized Losses	Gross Unrealized Losses that are Investment Grade	investments in an Unrealized Loss Position	Gross Unrealized Losses	Gross Unrealized Losses that are Investment Grade
Fixed Maturities:						
Japan government and agencies	0%	0%	0%	25%	1%	100%
Public utilities	13	7	100	13	12	98
Sovereign and supranational	3	2	100	3	4	100
Banks/financial Institutions	14	33	31	14	22	64
Other corporate	65	47	88	41	53	91
Total fixed maturities	95%	89%		96%	92%	
Perpetual securities	5	11	100	4	8	90
Total	100%	100%		100%	100%	

Assuming no credit-related factors, as investments near maturity, unrealized gains and losses are expected to diminish. Based on our credit analysis, we believe that the issuers of our investments in the sectors shown in the table above have the ability to service their obligations to us.

Perpetual Securities

The majority of our investments in Upper Tier II and Tier I perpetual securities are in highly-rated global financial institutions. Upper Tier II securities have more debt-like characteristics than Tier I securities and are senior to Tier I securities, preferred stock, and common equity of the issuer. Conversely, Tier I securities have more equity-like characteristics, but are senior to the common equity of the issuer, and they may also be senior to certain preferred shares; depending on the individual security; the issuer's capital structure and the regulatory jurisdiction of the issuer.

Details of our holdings of perpetual securities as of December 31 were as follows:

Perpetual Securities

			2014			2013	
(In millions)	Credit Rating	Amortized Cost	Fair Value	Unrealized Gain (Loss)	Amortized Cost	Fair Value	Unrealized Gain (Loss)
Upper Tier II:							
	Α	\$ 61	\$ 87	\$ 26	\$ 145	\$ 183	\$ 38
	BBB	1,330	1,333	3	1,563	1,532	(31)
	BB or lower	163	225	62	212	198	(14)
Total Upper Tier II		1,554	1,645	91	1,920	1,913	(7)
Tier I:							
	BBB	519	556	37	746	706	(40)
	BB or lower	184	237	53	112	119	7
Total Tier I		703	793	90	858	825	(33)
Other subordinated - non-banks:							
	BB or lower	183	231	48	209	209	0
Total		\$2,440	\$2,669	\$ 229	\$2,987	\$2,947	\$ (40)

Assuming no credit-related factors develop, as investments near maturity, the unrealized gains or losses are expected to diminish. Based on our credit analysis, we believe that the issuers of our investments in these sectors have the ability to service their obligations to us.

Variable Interest Entities (VIEs)

As a condition to our involvement or investment in a VIE, we enter into certain protective rights and covenants that preclude changes in the structure of the VIE that would alter the creditworthiness of our investment or our beneficial interest in the VIE.

Our involvement with all of the VIEs in which we have an interest is passive in nature, and we are not the arranger of these entities. We have not been involved in establishing these entities, except as it relates to our review and evaluation of the structure of these VIEs in the normal course of our investment decision-making process. Further, we are not, nor have we been, required to purchase any securities issued in the future by these VIEs.

Our ownership interest in the VIEs is limited to holding the obligations issued by them. All of the VIEs in which we invest are static with respect to funding and have no ongoing forms of funding after the initial funding date. We have no direct or contingent obligations to fund the limited activities of these VIEs, nor do we have any direct or indirect financial guarantees related to the limited activities of these VIEs. We have not provided any assistance or any other type of financing support to any of the VIEs we invest in, nor do we have any intention to do so in the future. The weighted-average lives of our notes are very similar to the underlying collateral held by these VIEs where applicable.

Our risk of loss related to our interests in any of our VIEs is limited to our investment in the debt securities issued by them.

VIEs - Consolidated

The following table presents the amortized cost, fair value and balance sheet caption in which the assets and liabilities of consolidated VIEs are reported as of December 31.

Investments in Consolidated Variable Interest Entities

	201	4	201	13
(In millions)	Amortized Cost	Fair Value	Amortized Cost	Fair Value
Assets:				
Fixed maturities, available for sale	\$3,020	\$4,166	\$4,109	\$4,843
Perpetual securities, available for sale	405	429	463	468
Fixed maturities, held to maturity	83	84	237	236
Other assets	106	106	106	106
Total assets of consolidated VIEs	\$3,614	\$4,785	\$4,915	\$5,653
Liabilities:				
Other liabilities	\$ 318	\$ 318	\$ 207	\$ 207
Total liabilities of consolidated VIEs	\$ 318	\$ 318	\$ 207	\$ 207

We are substantively the only investor in the consolidated VIEs listed in the table above. As the sole investor in these VIEs, we have the power to direct the activities of a variable interest entity that most significantly impact the entity's economic performance and are therefore considered to be the primary beneficiary of the VIEs that we consolidate. We also participate in substantially all of the variability created by these VIEs. The activities of these VIEs are limited to holding debt and perpetual securities and interest rate, foreign currency, and/or CDSs, as appropriate, and utilizing the cash flows from these securities to service our investment. Neither we nor any of our creditors are able to obtain the underlying collateral of the VIEs unless there is an event of default or other specified event. For those VIEs that contain a swap, we are not a direct counterparty to the swap contracts and have no control over them. Our loss exposure to these VIEs is limited to our original investment. Our consolidated VIEs do not rely on outside or ongoing sources of funding to support their activities beyond the underlying collateral and swap contracts, if applicable. With the exception of our investment in senior secured bank loans through unit trust structures, the underlying collateral assets and funding of our consolidated VIEs are generally static in nature and the underlying collateral and the reference corporate entities covered by any CDS contracts were all investment grade at the time of issuance.

We are exposed to credit losses within any consolidated CDOs that could result in principal losses to our investments. We have mitigated our risk of credit loss through the structure of the VIE, which contractually requires the subordinated

tranches within these VIEs to absorb the majority of the expected losses from the underlying credit default swaps. We currently own only senior mezzanine CDO tranches. Based on our statistical analysis models and the current subordination levels in our CDOs, each of these VIEs can sustain a reasonable number of defaults in the underlying reference entities in the CDSs with no loss to our investment.

VIEs - Not Consolidated

The table below reflects the amortized cost, fair value and balance sheet caption in which our investment in VIEs not consolidated are reported as of December 31.

Investments in Variable Interest Entities Not Consolidated

	201	4	201	13
(In millions)	Amortized Cost	Fair Value	Amortized Cost	Fair ∀alue
Assets:				
Fixed maturities, available for sale	\$ 6,104	\$ 6,937	\$ 6,724	\$ 6,916
Perpetual securities, available for sale	324	330	370	378
Fixed maturities, held to maturity	2,564	2,829	2,949	3,039
Total investments in VIEs not consolidated	\$ 8,992	\$10,096	\$10,043	\$10,333

The VIEs that we are not required to consolidate are investments that are in the form of debt obligations from the VIEs that are irrevocably and unconditionally guaranteed by their corporate parents or sponsors. These VIEs are the primary financing vehicles used by their corporate sponsors to raise financing in the international capital markets. The variable interests created by these VIEs are principally or solely a result of the debt instruments issued by them. We do not have the power to direct the activities that most significantly impact the entity's economic performance, nor do we have (1) the obligation to absorb losses of the entity or (2) the right to receive benefits from the entity. As such, we are not the primary beneficiary of these VIEs and are therefore not required to consolidate them. These VIE investments comprise securities from 191 separate issuers with an average credit rating of BBB.

Securities Lending and Pledged Securities

We lend fixed-maturity securities to financial institutions in short-term security-lending transactions. These short-term security-lending arrangements increase investment income with minimal risk. Our security lending policy requires that the fair value of the securities and/or unrestricted cash received as collateral be 102% or more of the fair value of the loaned securities. The following table presents our security loans outstanding and the corresponding collateral held as of December 31:

(In millions)	2014	2013
Security loans outstanding, fair value	\$ 2,149	\$ 5,656
Cash collateral on loaned securities	2,193	5,820

Certain fixed-maturity securities have been pledged as collateral as part of derivative transactions. For additional information regarding pledged securities related to derivative transactions, see Note 4.

At December 31, 2014, debt securities with a fair value of \$13 million were on deposit with regulatory authorities in the United States (including U.S. territories) and Japan. We retain ownership of all securities on deposit and receive the related investment income.

For general information regarding our investment accounting policies, see Note 1.

4. DERIVATIVE INSTRUMENTS

Our freestanding derivative financial instruments consist of: (1) foreign currency swaps, credit default swaps, and interest rate swaps that are associated with investments in special-purpose entities, including VIEs where we are the primary beneficiary; (2) foreign currency forwards and options used in hedging foreign exchange risk on U.S. dollar-denominated securities in Aflac Japan's portfolio; (3) foreign currency forwards and options used to hedge certain portions of forecasted cash flows denominated in yen; (4) swaps associated with our notes payable, consisting of an interest rate swap for our variable interest rate yen-denominated debt and cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, associated with certain senior notes and our subordinated debentures; and (5) options on interest rate swaps (or interest rate swaptions) and futures used to hedge interest rate risk for certain available-for-sale securities. We do not use derivative financial instruments for trading purposes, nor do we engage in leveraged derivative transactions. Some of our derivatives are designated as cash flow hedges, fair value hedges or net investment hedges; however, other derivatives do not qualify for hedge accounting. We utilize a net investment hedge to mitigate foreign exchange exposure resulting from our net investment in Aflac Japan. In addition to designating derivatives as hedging instruments, we have designated the majority of our yen-denominated Samurai and Uridashi notes and yen-denominated loans as nonderivative hedging instruments for this net investment hedge.

Derivative Types

We enter into foreign currency swaps pursuant to which we exchange an initial principal amount in one currency for an initial principal amount of another currency, with an agreement to re-exchange the currencies at a future date at an agreed upon exchange rate. There may also be periodic exchanges of payments at specified intervals based on the agreed upon rates and notional amounts. Foreign currency swaps are used primarily in the consolidated VIEs in our Aflac Japan portfolio to convert foreign-denominated cash flows to yen, the functional currency of Aflac Japan, in order to minimize cash flow fluctuations. We also use foreign currency swaps to economically convert certain of our dollar-denominated senior note and subordinated debenture principal and interest obligations into yen-denominated obligations.

Foreign currency forwards and options with short-term maturities are executed for the Aflac Japan segment in order to hedge the currency risk on the fair value of certain fixed-maturity dollar-denominated securities. In forward transactions, Aflac Japan agrees with another party to buy a fixed amount of yen and sell a corresponding amount of U.S. dollars at a specified future date. Aflac Japan also executes foreign currency option transactions in a collar strategy, where Aflac Japan agrees with another party to simultaneously purchase a fixed amount of U.S. dollar put options and sell U.S. dollar call options. The combination of these two actions results in no net premium being paid (i.e. a costless or zero-cost collar). The foreign currency forwards and options are used in fair value hedging relationships to mitigate the foreign exchange risk associated with dollar-denominated investments supporting yen-denominated liabilities.

Foreign currency forwards and options are also used to hedge the currency risk associated with the net investment in Aflac Japan. In these forward transactions, Aflac agrees with another party to buy a fixed amount of U.S. dollars and sell a corresponding amount of yen at a specified future date. In the option transactions, we use a combination of foreign currency options to protect expected future cash flows by simultaneously purchasing yen put options (options that protect against a weakening yen) and selling yen call options (options that limit participation in a strengthening yen). The combination of these two actions results in no net premium being paid (i.e. a costless or zero-cost collar). Aflac also enters into foreign currency options that give it the right, but not the obligation, to sell yen and buy U.S. dollars at specified future dates at contracted prices.

Our CDSs are used to assume credit risk related to an individual security or an index. The only CDS derivatives that we have entered into relate to components of certain of our investments in VIEs. These CDS contracts entitle the consolidated VIE to receive periodic fees in exchange for an obligation to compensate the derivative counterparties should the reference security issuers experience a credit event, as defined in the contract.

Interest rate swaps involve the periodic exchange of cash flows with other parties, at specified intervals, calculated using agreed upon rates or other financial variables and notional principal amounts. Typically, at the time a swap is entered into, the cash flow streams exchanged by the counterparties are equal in value. No cash or principal payments are exchanged at the inception of the contract. Interest rate swaps are primarily used to convert interest receipts on floating-rate fixed-maturity securities contracts to fixed rates. These derivatives are predominantly used to better match cash receipts from assets with cash disbursements required to fund liabilities.

Interest rate swaptions are options on interest rate swaps. Interest rate collars are combinations of two swaption positions and are executed in order to hedge certain dollar-denominated available-for-sale securities that are held in the Aflac Japan segment. We use collars to protect against significant changes in the fair value associated with interest rate

changes of our dollar-denominated available-for-sale securities. In order to maximize the efficiency of the collars while minimizing cost, we set the strike price on each collar so that the premium paid for the 'payer leg' is offset by the premium received for having sold the 'receiver leg'.

Periodically, depending on general economic conditions, we may enter into other derivative transactions.

Credit Risk Assumed through Derivatives

For the interest rate, foreign currency, and credit default swaps associated with our VIE investments for which we are the primary beneficiary, we bear the risk of foreign exchange or interest rate loss due to counterparty default even though we are not a direct counterparty to those contracts. We are a direct counterparty to the interest rate and foreign currency swaps that we have entered into in connection with certain of our senior notes, subordinated debentures, and Samurai notes; foreign currency forwards; foreign currency options; and interest rate swaptions, and therefore we are exposed to credit risk in the event of nonperformance by the counterparties in those contracts. The risk of counterparty default for our VIE swaps, foreign currency swaps, certain foreign currency forwards, foreign currency options and interest rate swaptions is mitigated by collateral posting requirements the counterparties to those transactions must meet. As of December 31, 2014, there were 16 counterparties to our derivative agreements, with five comprising 80% of the aggregate notional amount. The counterparties to these derivatives are financial institutions with the following credit ratings as of December 31:

			2	014					2013						
(In millions)	A	otional mount erivatives	Deri	sset vatives r Value	De	iability rivatives iir Value	Α	lotional mount erivatives	Deri	sset vatives Value	Der	ability ivatives r Value			
Counterparties' credit rating:															
AA	\$	1,098	\$	39	\$	(36)	\$	161	\$	1	\$	(7)			
A		22,564		763		(2,387)		22,314		487		(830)			
Total	\$	23,662	\$	802	\$	(2,423)	\$	22,475	\$	488	\$	(837)			

We engage in derivative transactions directly with unaffiliated third parties under International Swaps and Derivative Association, Inc. (ISDA) agreements and other documentation. Most of the ISDA agreements also include Credit Support Annex (CSA) provisions, which generally provide for two-way collateral postings, in certain cases at the first dollar of exposure and in other cases once various rating and exposure threshold levels are triggered. We mitigate the risk that counterparties to transactions might be unable to fulfill their contractual obligations by monitoring counterparty credit exposure and collateral value while generally requiring that collateral be posted at the outset of the transaction or that additional collateral be posted upon the occurrence of certain events or circumstances. In addition, a significant portion of the derivative transactions have provisions that require collateral to be posted upon a downgrade of our long-term debt ratings or give the counterparty the right to terminate the transaction upon a downgrade of Aflac's financial strength rating. The actual amount of collateral required to be posted to counterparties in the event of such downgrades, or the aggregate amount of payments that we could be required to make, depends on market conditions, the fair value of outstanding affected transactions, and other factors prevailing at and after the time of the downgrade.

Collateral posted by us to third parties for derivative transactions was \$1.6 billion at December 31, 2014, which consisted entirely of pledged securities, compared with \$8 million at December 31, 2013, which consisted of \$7 million of pledged securities and \$1 million of cash. This collateral can generally be repledged or resold by the counterparties. The aggregate fair value of all derivative instruments with credit-risk related contingent features that were in a net liability position by counterparty was \$2.1 billion and \$18 million as of December 31, 2014 and 2013, respectively. If the credit-risk-related contingent features underlying these agreements had been triggered on December 31, 2014, we estimate that we would be required to post a maximum of \$482 million of additional collateral to these derivative counterparties. Collateral obtained by us from third parties for derivative transactions was \$619 million and \$295 million at December 31, 2014 and 2013, respectively. We generally can repledge or resell collateral obtained by us, although we do not typically exercise such rights.

Certain of our consolidated VIEs have credit default swap contracts that require them to assume credit risk from an asset pool. Those consolidated VIEs will receive periodic payments based on an agreed upon rate and notional amount and will only make a payment by delivery of associated collateral, which consists of highly rated asset-backed securities, if there is a credit event. A credit event payment will typically be equal to the notional value of the swap contract less the value of the referenced obligations. A credit event is generally defined as a default on contractually obligated interest or

principal payments or bankruptcy of the referenced entity. The diversified portfolios of corporate issuers are established within sector concentration limits.

The following tables present the maximum potential risk, fair value, weighted-average years to maturity, and underlying referenced credit obligation type for credit default swaps within consolidated VIE structures as of December 31.

								:	2014												
				than year			On				Thre five :	e to rears				e to ears			То	tal	
(in millions)	Credit Rating	Maxir poter ris	ntial	Estim fair v		pot	dmum lential isk		nated value	pot	dmum lential risk	Estim fair v		pot	ilmum ential isk		imated value	pot	dmum iential risk	Estin fair v	
index exposure:																					
Corporate bonds:																					
	٨	*	0		0		0	*	0		(83)		0		0	*	0		(83)	*	
Total		*	0	*	0	•	0	*	0		(83)		0	*	0	*	0		(83)	*	-
				than year			On	e to	2013		Thre	e to			Flw ten y	e to ears			То	ital	_
(in millions)	Credit Rating	Maxir poter ris	ntial	Estim fair v		pot	dmum ential isk		nated value	pot	dmum lential risk	Estim fair v		pot	ilmum ential isk		mated value	pot	dmum iential risk	Estin fair v	
Index exposure:																					
Corporate bonds:																					
	٨	ş	0	\$	0	5	(112)	Ş	- 1	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	5	(112)	\$	
	BBB		0		0		0		0		0		0		(95)		(4)		(95)		(
						5	(112)	5	- 1					_	(95)			_	(207)	_	(2

Accounting for Derivative Financial Instruments

Freestanding derivatives are carried in our consolidated balance sheets either as assets within other assets or as liabilities within other liabilities at estimated fair value. See Note 5 for a discussion on how we determine the fair value of our derivatives. Accruals on derivatives are recorded in accrued investment income or within other liabilities in the consolidated balance sheets.

If a derivative is not designated as an accounting hedge or its use in managing risk does not qualify for hedge accounting, changes in the estimated fair value of the derivative are generally reported within derivative and other gains (losses), which is a component of realized investment gains (losses). The fluctuations in estimated fair value of derivatives that have not been designated for hedge accounting can result in volatility in net earnings.

Hedge Documentation and Effectiveness Testing

To qualify for hedge accounting treatment, a derivative must be highly effective in mitigating the designated risk of the hedged item. At the inception of the hedging relationship, we formally document all relationships between hedging instruments and hedged items, as well as our risk-management objective and strategy for undertaking each hedge transaction. We document the designation of each hedge as either (i) a hedge of the variability of cash flows to be received or paid related to a recognized asset or liability or the hedge of a forecasted transaction ("cash flow hedge"); (ii) a hedge of the estimated fair value of a recognized asset or liability ("fair value hedge"); or (iii) a hedge of a net investment in a foreign operation. The documentation process includes linking derivatives and nonderivatives that are designated as hedges to specific assets or groups of assets or liabilities on the statement of financial position or to specific forecasted transactions and defining the effectiveness and ineffectiveness testing methods to be used. At the hedge's inception and on an ongoing quarterly basis, we also formally assess whether the derivatives that are used in hedging transactions have been, and are expected to continue to be, highly effective in offsetting their designated risk. Hedge effectiveness is assessed using qualitative and quantitative methods.

For assessing hedge effectiveness of cash flow hedges, qualitative methods may include the comparison of critical terms of the derivative to the hedged item, and quantitative methods include regression or other statistical analysis of changes in cash flows associated with the hedge relationship. Hedge ineffectiveness of the hedge relationships is measured each reporting period using the "Hypothetical Derivative Method." For derivative instruments that are designated and qualify as cash flow hedges, the effective portion of the gain or loss on the derivative is reported as a

component of other comprehensive income (loss) and reclassified into earnings in the same period or periods during which the hedged transaction affects earnings. Gains and losses on the derivative representing hedge ineffectiveness are recognized in current earnings within derivative and other gains (losses). All components of each derivative's gain or loss are included in the assessment of hedge effectiveness.

For assessing hedge effectiveness of fair value hedges, qualitative methods may include the comparison of critical terms of the derivative to the hedged item, and quantitative methods include regression or other statistical analysis of changes in cash flows associated with the hedge relationship. Hedge ineffectiveness of the hedge relationships is measured each reporting period using the dollar offset method. For derivative instruments that are designated and qualify as fair value hedges, changes in the estimated fair value of the derivative, including amounts measured as ineffectiveness, and changes in the estimated fair value of the hedged item related to the designated risk being hedged, are reported in current earnings within derivative and other gains (losses).

For the hedge of our net investment in Aflac Japan, we have designated Parent Company yen-denominated liabilities as non-derivative hedging instruments and have designated certain foreign currency forwards and options as derivative hedging instruments. We make our net investment hedge designation at the beginning of each quarter. For assessing hedge effectiveness of net investment hedges, if the total of the designated Parent Company non-derivative and derivatives notional is equal to or less than our net investment in Aflac Japan, the hedge is deemed to be effective. If the hedge is effective, the related exchange effect on the yen-denominated liabilities is reported in the unrealized foreign currency component of other comprehensive income. For derivatives designated as net investment hedges, Aflac follows the forward-rate method. According to that method, all changes in fair value, including changes related to the forward-rate component of foreign currency forward contracts and the time value of foreign currency options, are reported in the unrealized foreign currency component of other comprehensive income. Should these designated net investment hedge positions exceed our net investment in Aflac Japan, the foreign exchange effect on the portion that exceeds our investment in Aflac Japan would be recognized in current earnings within derivative and other gains (losses).

Discontinuance of Hedge Accounting

We discontinue hedge accounting prospectively when (1) it is determined that the derivative is no longer highly effective in offsetting changes in the estimated cash flows or fair value of a hedged item; (2) the derivative is dedesignated as a hedging instrument; or (3) the derivative expires or is sold, terminated or exercised.

When hedge accounting is discontinued on a cash flow hedge or fair value hedge, the derivative is carried in the consolidated balance sheets at its estimated fair value, with changes in estimated fair value recognized in current period earnings. For discontinued cash flow hedges, including those where the derivative is sold, terminated or exercised, amounts previously deferred in other comprehensive income (loss) are reclassified into earnings when earnings are impacted by the cash flow of the hedged item.

Derivative Balance Sheet Classification

The tables below summarize the balance sheet classification of our derivative fair value amounts, as well as the gross asset and liability fair value amounts, at December 31. The fair value amounts presented do not include income accruals. The notional amount of derivative contracts represents the basis upon which pay or receive amounts are calculated. Notional amounts are not reflective of credit risk.

		20	14	
(In millions)	Net Der	ivatives	Asset Derivatives	Liability Derivatives
Hedge Designation/ Derivative Type	Notional Amount	Fair Value	Fair Value	Fair Value
Cash flow hedges:				
Foreign currency swaps	\$ 75	\$ (15)	\$ 0	\$ (15)
Total cash flow hedges	75	(15)	0	(15)
Fair value hedges:				
Foreign currency forwards	12,388	(1,791)	0	(1,791)
Foreign currency options	697	(32)	0	(32)
Interest rate swaptions	2,502	(159)	0	(159)
Total fair value hedges	15,587	(1,982)	0	(1,982)
Net investment hedge:				
Foreign currency forwards	1,307	54	56	(2)
Total net investment hedge	1,307	54	56	(2)
Non-qualifying strategies:				
Foreign currency swaps	5,765	443	746	(303)
Credit default swaps	83	0	0	0
Foreign currency forwards	784	(119)	0	(119)
Foreign currency options	53	(1)	0	(1)
Interest rate swaptions	8	(1)	0	(1)
Total non-qualifying strategies	6,693	322	746	(424)
Total derivatives	\$23,662	\$(1,621)	\$802	\$ (2,423)
Balance Sheet Location				
Other assets	\$ 6,531	\$ 802	\$802	\$ 0
Other liabilities	17,131	(2,423)	0	(2,423)
Total derivatives	\$23,662	\$(1,621)	\$802	\$ (2,423)

		201	3	
(In millions)	Net Der	rivatives	Asset Derivatives	Liability Derivatives
Hedge Designation/ Derivative Type	Notional Amount	Fair Value	Fair Value	Fair Value
Cash flow hedges:				
Foreign currency swaps	\$ 75	\$ 3	\$ 3	\$ 0
Interest rate swaps	52	0	0	0
Total cash flow hedges	127	3	3	0
Fair value hedges:				
Foreign currency forwards	11,249	(582)	0	(582)
Interest rate swaptions	4,500	(12)	20	(32)
Total fair value hedges	15,749	(594)	20	(614)
Net investment hedge:				
Foreign currency forwards	356	17	17	0
Foreign currency options	95	3	4	(1)
Total net investment hedge	451	20	21	(1)
Non-qualifying strategies:				
Foreign currency swaps	5,829	224	442	(218)
Credit default swaps	207	(3)	1	(4)
Interest rate swaps	112	1	1	0
Total non-qualifying strategies	6,148	222	444	(222)
Total derivatives	\$22,475	\$(349)	\$ 488	\$(837)
Balance Sheet Location				
Other assets	\$ 5,308	\$ 488	\$ 488	\$ 0
Other liabilities	17,167	(837)	0	(837)
Total derivatives	\$22,475	\$(349)	\$ 488	\$(837)

Cash Flow Hedges

Certain of our consolidated VIEs have foreign currency swaps that qualify for hedge accounting treatment. For those that have qualified, we have designated the derivative as a hedge of the variability in cash flows of a forecasted transaction or of amounts to be received or paid related to a recognized asset ("cash flow" hedge). We expect to continue this hedging activity for a weighted-average period of approximately 11 years. The remaining derivatives in our consolidated VIEs that have not qualified for hedge accounting have been designated as held for other investment purposes ("non-qualifying strategies").

We had an interest rate swap agreement related to 5.5 billion yen variable interest rate Samurai notes that we issued in July 2011 and redeemed in July 2014 (see Note 9). By entering into this contract, we swapped the variable interest rate to a fixed interest rate of 1.475%. We had designated this interest rate swap as a hedge of the variability in our interest cash flows associated with the variable interest rate Samurai notes.

Fair Value Hedges

We designate and account for certain foreign currency forwards and options as fair value hedges when they meet the requirements for hedge accounting. These foreign currency forwards and options hedge the foreign currency exposure of certain dollar-denominated fixed maturity securities within the investment portfolio of our Aflac Japan segment. We recognize gains and losses on these derivatives and the related hedged items in current earnings within derivative and other gains (losses). The change in the fair value of the foreign currency forwards related to the changes in the difference between the spot rate and the forward price is excluded from the assessment of hedge effectiveness. The change in fair value of the foreign currency option related to the time value of the option is excluded from the assessment of hedge effectiveness.

We designate and account for interest rate swaptions as fair value hedges when they meet the requirements for hedge accounting. These interest rate swaptions hedge the interest rate exposure of certain dollar-denominated fixed maturity

securities within the investment portfolio of our Aflac Japan segment. We recognize gains and losses on these derivatives and the related hedged items in current earnings within derivative and other gains (losses). The change in the fair value of the interest rate swaptions related to the time value of the option is excluded from the assessment of hedge effectiveness.

The following table presents the gains and losses on derivatives and the related hedged items in fair value hedges for the years ended December 31.

Fair Value Hedging Relationships

(In millions)				Hee	dging Deriva	tives		edged tems	
Hedging Derivatives	Hedged Items		Total Gains .osses)	i	Gains (Losses) Excluded from ectiveness Testing	li	Gains (Losses) ncluded in fectiveness Testing	 Gains osses)	effectiveness ecognized for Fair Value Hedge
2014:									
Foreign currency forwards	Fixed-maturity securities	\$	(1,835)	\$	(38)	\$	(1,797)	\$ 1,819	\$ 22
Foreign currency options	Fixed-maturity securities		(41)		(4)		(37)	38	1
Interest rate swaptions	Fixed-maturity securities		(318)		(36)		(282)	316	34
2013:				Т					
Foreign currency forwards	Fixed-maturity securities	\$	(1,735)	\$	(25)	\$	(1,710)	\$ 1,700	\$ (10)
Interest rate swaptions	Fixed-maturity securities		17		17		0	0	0
2012:		-							
Foreign currency forwards	Fixed-maturity securities	\$	(535)	\$	(8)	\$	(527)	\$ 528	\$ 1

Net Investment Hedge

Our primary exposure to be hedged is our net investment in Aflac Japan, which is affected by changes in the yen/ dollar exchange rate. To mitigate this exposure, we have designated a majority of the Parent Company's yen-denominated liabilities (Samurai and Uridashi notes and yen-denominated loans - see Note 9) as nonderivative hedges and designated foreign currency forwards and options as derivative hedges of the foreign currency exposure of our net investment in Aflac Japan.

We used foreign exchange forwards and options to economically hedge foreign exchange risk on 52.5 billion yen and 50.0 billion yen of repatriation received from Aflac Japan in July 2014 and December 2014, respectively. As of December 31, 2014, we had entered into foreign exchange forwards as part of an economic hedge on 157.5 billion yen of future profit repatriation.

Our net investment hedge was effective for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012.

Non-qualifying Strategies

For our derivative instruments in consolidated VIEs that do not qualify for hedge accounting treatment, all changes in their fair value are reported in current period earnings within derivative and other gains (losses). The amount of gain or loss recognized in earnings for our VIEs is attributable to the derivatives in those investment structures. While the change in value of the swaps is recorded through current period earnings, the change in value of the available-for-sale fixed income or perpetual securities associated with these swaps is recorded through other comprehensive income.

We have cross-currency interest rate swap agreements related to our \$750 million senior notes due November 2024, \$700 million senior notes due June 2023, \$400 million senior notes due February 2017, \$350 million senior notes due February 2022, and \$500 million subordinated debentures due September 2052. Changes in the values of these swaps are recorded through current period earnings. For additional information regarding these swaps, see Note 9.

Impact of Derivatives and Hedging Instruments

The following table summarizes the impact to realized investment gains (losses) and other comprehensive income (loss) from all derivatives and hedging instruments for the years ended December 31.

	20	114	20	113	20	12
(In millions)	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss) ⁽⁷⁾	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss) ^(f)	Realized Investment Gains (Losses)	Other Comprehensive Income (Loss)
Qualifying hedges:						
Cash flow hedges:						
Foreign currency swaps	\$ (2)	\$ (17)	\$ (2)	\$ (10)	\$ (3)	\$ (22)
Total cash flow hedges	(2)	(17)	(2)	(10)	(3)	(22)
Fair value hedges:						
Foreign currency forwards @	(16)	0	(35)	0	(7)	0
Foreign currency options (3)	(3)	0	0	0	0	0
Interest rate swaptions (8)	(2)	0	17	0	0	0
Total fair value hedges	(21)	0	(18)	0	(7)	0
Net investment hedge:						
Non-derivative hedging Instruments	0	39	0	155	0	96
Foreign currency swaps	0	0	0	(104)	0	0
Foreign currency forwards	0	89	0	24	0	0
Foreign currency options	0	(3)	0	4	0	0
Total net investment hedge	0	125	0	79	0	96
Non-qualifying strategies:						
Foreign currency swaps	151	0	346	0	111	0
Foreign currency forwards	(11)	0	0	0	0	0
Foreign currency options	0	0	11	0	0	0
Credit default swaps	3	0	31	0	64	0
Interest rate swaps	(1)	0	(8)	0	(14)	0
Interest rate swaptions	1	0	(29)	0	0	0
Futures	(89)	0	(5)	0	0	0
Total non-qualifying strategies	54	0	346	0	161	0
Total	\$ 31	\$ 108	\$ 326	\$ 69	\$ 151	5 74

⁽T) Cash flow hedge Items are recorded as unrealized gains (losses) on derivatives and net investment hedge Items are recorded in the unrealized foreign currency translation gains (losses) line in the consolidated statement of comprehensive income (loss)

foreign currency translation gains (losses) line in the consolidated statement of comprehensive income (loss).

(in impact shown net of effect of hedged items (see Fair Value Hedges section of this Note 4 for further detail)

There was no gain or loss reclassified from accumulated other comprehensive income (loss) into earnings related to our designated cash flow hedges and net investment hedge for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012. As of December 31, 2014, deferred gains and losses on derivative instruments recorded in accumulated other comprehensive income that are expected to be reclassified to earnings during the next twelve months are immaterial.

Offsetting of Financial Instruments and Derivatives

Certain of the Company's derivative instruments are subject to enforceable master netting arrangements that provide for the net settlement of all derivative contracts between the Company and a counterparty in the event of default or upon the occurrence of certain termination events. Collateral support agreements with certain of the master netting arrangements provide that the Company will receive or pledge financial collateral in the event either minimum thresholds, or in certain cases ratings levels, have been reached.

We have securities lending agreements with unaffiliated financial institutions that post collateral to us in return for the use of our fixed maturity securities (see Note 3). When we have entered into securities lending agreements with the same counterparty, the agreements generally provide for net settlement in the event of default by the counterparty. This right of set-off would allow us to keep and apply collateral received if the counterparty failed to return the securities borrowed from us as contractually agreed. For additional information on the Company's accounting policy for securities lending, see Note 1.

The tables below summarize our derivatives and securities lending transactions as of December 31, and as reflected in the tables, in accordance with GAAP, our policy is to not offset these financial instruments in the Consolidated Balance Sheets.

Offsetting of Financial Assets and Derivative Assets

					201	4					
								 s Amour in Balan		ot Offset leet	
(In millions)	Amo Reco	oss unt of gnized sets	(ollateral	Net nount		
Derivative assets:											
Foreign currency swaps	\$	746		\$	0	\$	746	\$ 0	\$	(568)	\$ 178
Foreign currency forwards		56			0		56	0		(51)	5
Total derivative assets, subject to a master netting arrangement or offsetting arrangement		802			0		802	0		(619) ⁽¹⁾	183
Securities lending and similar arrangements	- 2	2,149			0		2,149	0		(2,149)	0
Total	\$ 2	2,951		\$	0	\$	2,951	\$ 0	\$	(2,768)	\$ 183

⁽f) Consists of \$153 of piedged securities and \$466 of cash.

2013

						Gross Amounts Not Offset in Balance Sheet				
(In millions)	Gross Amount of Recognized Assets	Am Off:	oss ount set in se Sheet	As Prese	mount of ssets ented in ce Sheet	Valu Fina	ying ue of ncial ments		ollateral eceived	let lount
Derivative assets:										
Foreign currency swaps	\$ 445	s	0	\$	445	s	0	\$	(276)	\$ 169
Foreign currency forwards	17		0		17		0		(16)	1
Foreign currency options	4		0		4		0		(3)	- 1
Credit default swaps	1		0		1		0		0	1
Interest rate swaps	1		0		1		0		0	1
Interest rate swaptions	20		0		20		0		0	20
Total derivative assets, subject to a master netting arrangement or offsetting arrangement	488		0		488		0		(295) ⁽¹⁾	193
Securities lending and similar arrangements	5,656		0		5,656		0		(5,656)	0
Total	\$ 6,144	\$	0	\$ (6,144	\$	0	\$	(5,951)	\$ 193

⁽¹⁾ Consists entirely of cash.

Offsetting of Financial Liabilities and Derivative Liabilities

			201	4					
						Offset et			
(In millions)	Gross Gross Amount of Amount Recognized Offset in Liabilities Balance Shee		ount et in	Net Amount of Liabilities Presented in Balance Sheet	Carrying Value of Financial Instruments		Collateral Pledged		Net Amount
Derivative liabilities:									
Foreign currency swaps	\$ (318)	\$	0	\$ (318)	\$	0	\$	0	\$ (318)
Foreign currency forwards	(1,912)		0	(1,912)		0	1	,439	(473)
Foreign currency options	(33)		0	(33)		0		24	(9)
Interest rate swaptions	(160)		0	(160)		0		158	(2)
Total derivative liabilities, subject to a master netting arrangement or offsetting arrangement	(2,423)		0	(2,423)		0	1	,621 ⁽¹⁾	(802)
Securities lending and similar arrangements	(2,193)		0	(2,193)	2	,149		0	(44)
Total	\$ (4,616)	\$	0	\$(4,616)	\$ 2	,149	\$ 1	,621	\$ (846)

⁽f) Consists entirely of pledged securities.

			20	113			
						nts Not Offset ice Sheet	
(In millions)	Gross Amount of Recognized Liabilities	Ar Of	iross nount fset in ice Sheet	Net Amount of Liabilities Presented in Balance Sheet	Carrying Value of Financial Instruments	Collateral Pledged	Net Amount
Derivative liabilities:							
Foreign currency swaps	\$ (218)	\$	0	\$ (218)	\$ 0	\$ 1	\$ (217)
Foreign currency forwards	(582)		0	(582)	0	0	(582)
Foreign currency options	(1)		0	(1)	0	0	(1)
Credit default swaps	(4)		0	(4)	0	0	(4)
Interest rate swaptions	(32)		0	(32)	0	7	(25)
Total derivative liabilities, subject to a master netting arrangement or offsetting arrangement	(837)		0	(837)	0	8 (9)	(829)
Securities lending and similar arrangements	(5,820)		0	(5,820)	5,656	0	(164)
Total	\$ (6,657)	\$	0	\$(6,657)	\$ 5,656	\$ 8	\$ (993)

⁽¹⁾ Consists of \$7 of pledged securities and \$1 of cash.

For additional information on our financial instruments, see the accompanying Notes 1, 3 and 5.

5. FAIR VALUE MEASUREMENTS

Fair Value Hierarchy

GAAP specifies a hierarchy of valuation techniques based on whether the inputs to those valuation techniques are observable or unobservable. These two types of inputs create three valuation hierarchy levels. Level 1 valuations reflect quoted market prices for identical assets or liabilities in active markets. Level 2 valuations reflect quoted market prices for similar assets or liabilities in an active market, quoted market prices for identical or similar assets or liabilities in non-active

markets or model-derived valuations in which all significant valuation inputs are observable in active markets. Level 3 valuations reflect valuations in which one or more of the significant inputs are not observable in an active market.

The following tables present the fair value hierarchy levels of the Company's assets and liabilities that are measured and carried at fair value on a recurring basis as of December 31.

	2014									
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value						
Assets:										
Securities available for sale, carried at fair value:										
Fixed maturities:										
Government and agencies	\$ 18,683	\$ 515	\$ 0	\$19,198						
Municipalities	0	1,257	0	1,257						
Mortgage- and asset-backed securities	0	379	223	602						
Public utilities	0	7,897	0	7,897						
Sovereign and supranational	0	1,416	0	1,416						
Banks/financial institutions	0	6,572	26	6,598						
Other corporate	0	28,605	0	28,605						
Total fixed maturities	18,683	46,641	249	65,573						
Perpetual securities:										
Banks/financial institutions	0	2,289	149	2,438						
Other corporate	0	231	0	231						
Total perpetual securities	0	2,520	149	2,669						
Equity securities	19	6	3	28						
Other assets:										
Foreign currency swaps	0	640	106	746						
Foreign currency forwards	0	56	0	56						
Total other assets	0	696	106	802						
Other investments	171	0	0	171						
Cash and cash equivalents	4,658	0	0	4,658						
Total assets	\$ 23,531	\$49,863	\$ 507	\$73,901						
iabilities:										
Foreign currency swaps	\$ 0	\$ 0	\$ 318	\$ 318						
Foreign currency forwards	0	1,912	0	1,912						
Foreign currency options	0	33	0	33						
Interest rate swaptions	0	160	0	160						
Total liabilities	\$ 0	\$ 2,105	\$ 318	\$ 2,423						

		201	3	
In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:				
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturities:				
Government and agencies	\$14,928	\$ 504	\$ 0	\$15,432
Municipalities	0	1,051	0	1,051
Mortgage- and asset-backed securities	0	402	369	771
Public utilities	0	7,562	0	7,562
Sovereign and supranational	0	1,523	0	1,523
Banks/financial institutions	0	6,486	23	6,509
Other corporate	0	25,222	0	25,222
Total fixed maturities	14,928	42,750	392	58,070
Perpetual securities:				
Banks/financial institutions	0	2,686	52	2,738
Other corporate	0	209	0	209
Total perpetual securities	0	2,895	52	2,947
Equity securities	14	4	3	21
Other assets:				
Foreign currency swaps	0	341	104	445
Foreign currency forwards	0	17	0	17
Foreign currency options	0	4	0	4
Credit default swaps	0	0	1	1
Interest rate swaps	0	0	1	1
Interest rate swaptions	0	20	0	20
Total other assets	0	382	106	488
Other investments	463	0	0	463
Cash and cash equivalents	2,543	0	0	2,543
Total assets	\$17,948	\$46,031	\$ 553	\$64,532
iabilities:				
Foreign currency swaps	\$ 0	\$ 15	\$ 203	\$ 218
Foreign currency forwards	0	582	0	582
Foreign currency options	0	1	0	1
Credit default swaps	0	0	4	4
Interest rate swaptions	0	32	0	32
Total liabilities	\$ 0	\$ 630	\$ 207	\$ 837

The following tables present the carrying amount and fair value categorized by fair value hierarchy level for the Company's financial instruments that are not carried at fair value as of December 31.

	2014								
(In millions)	Carrying Value	Activ	ed Prices in ve Markets Identical Assets Level 1)	Signit Obser Inp (Lev	uts	Unol	nificant bservable nputs evel 3)	F	otal air ilue
Assets:									
Securities held to maturity, carried at amortized cost:									
Fixed maturities:									
Government and agencies	\$ 20,023	\$	23,218	\$	0	\$	0	\$	23,218
Municipalities	346		0		417		0		417
Mortgage and asset-backed securities	43		0		15		31		46
Public utilities	3,342		0	3	,603		0		3,603
Sovereign and supranational	2,556		0	2	2,814		0		2,814
Banks/financial institutions	4,932		0	5	,085		0		5,085
Other corporate	3,000		0	3	3,314		0		3,314
Total assets	\$ 34,242	\$	23,218	\$ 15	,248	\$	31	\$	38,497
Liabilities:									
Other policyholders' funds	\$ 6,031	\$	0	\$	0	\$	5,905	\$	5,905
Notes payable (excluding capital leases)	5,268		0		0		5,835		5,835
Total liabilities	\$ 11,299	\$	0	\$	0	\$	11,740	\$	11,740

			2013	3	
(In millions)	Carrying Value	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Assets:					
Securities held to maturity, carried at amortized cost:					
Fixed maturities:					
Government and agencies	\$ 27,362	\$28,708	\$ 0	\$ 0	\$28,708
Municipalities	399	0	440	0	440
Mortgage and asset-backed securities	58	0	20	41	61
Public utilities	3,900	0	3,928	0	3,928
Sovereign and supranational	2,941	0	3,040	0	3,040
Banks/financial institutions	6,310	0	6,128	0	6,128
Other corporate	3,445	0	3,541	0	3,541
Total assets	\$ 44,415	\$28,708	\$17,097	\$ 41	\$45,846
Liabilities:					
Other policyholders' funds	\$ 5,861	\$ 0	\$ 0	\$ 5,715	\$ 5,715
Notes payable (excluding capital leases)	4,891	0	0	5,241	5,241
Total liabilities	\$ 10,752	\$ 0	\$ 0	\$10,956	\$10,956

Fair Value of Financial Instruments

U.S. GAAP requires disclosure of the fair value of certain financial instruments including those that are not carried at fair value. The carrying amounts for cash and cash equivalents, other investments, receivables, accrued investment income, accounts payable, cash collateral and payables for security transactions approximated their fair values due to the short-term nature of these instruments. Liabilities for future policy benefits and unpaid policy claims are not financial instruments as defined by GAAP.

Fixed maturities, perpetual securities, and equity securities

We determine the fair values of our fixed maturity securities, perpetual securities, and privately issued equity securities using the following approaches or techniques: price quotes and valuations from third party pricing vendors (including quoted market prices readily available from public exchange markets) and non-binding price quotes we obtain from outside brokers.

A third party pricing vendor has developed valuation models to determine fair values of privately issued securities to reflect the impact of the persistent economic environment and the changing regulatory framework. These models are discounted cash flow (DCF) valuation models, but also use information from related markets, specifically the CDS market to estimate expected cash flows. These models take into consideration any unique characteristics of the securities and make various adjustments to arrive at an appropriate issuer-specific loss adjusted credit curve. This credit curve is then used with the relevant recovery rates to estimate expected cash flows and modeling of additional features, including illiquidity adjustments, if necessary, to price the security by discounting those loss adjusted cash flows. In cases where a credit curve cannot be developed from the specific security features, the valuation methodology takes into consideration other market observable inputs, including: 1) the most appropriate comparable security(ies) of the issuer; 2) issuer-specific CDS spreads; 3) bonds or CDS spreads of comparable issuers with similar characteristics such as rating, geography, or sector; or 4) bond indices that are comparative in rating, industry, maturity and region.

The pricing data and market quotes we obtain from outside sources, including third party pricing services, are reviewed internally for reasonableness. If a fair value appears unreasonable, we will re-examine the inputs and assess the reasonableness of the pricing data with the vendor. Additionally, we may compare the inputs to relevant market indices

and other performance measurements. The output of this analysis is presented to the Company's Valuation and Classifications Subcommittee, or VCS. Based on the analysis provided to the VCS, the valuation is confirmed or may be revised if there is evidence of a more appropriate estimate of fair value based on available market data. We have performed verification of the inputs and calculations in any valuation models to confirm that the valuations represent reasonable estimates of fair value.

The fixed maturities classified as Level 3 consist of securities for which there are limited or no observable valuation inputs. For Level 3 securities that are investment grade, we estimate the fair value of these securities by obtaining non-binding broker quotes from a limited number of brokers. These brokers base their quotes on a combination of their knowledge of the current pricing environment and market conditions. We consider these inputs to be unobservable. For Level 3 investments that are below-investment-grade securities, we consider a variety of significant valuation inputs in the valuation process, including forward exchange rates, yen swap rates, dollar swap rates, interest rate volatilities, credit spread data on specific issuers, assumed default and default recovery rates, and certain probability assumptions. In obtaining these valuation inputs, we have determined that certain pricing assumptions and data used by our pricing sources are difficult to validate or corroborate by the market and/or appear to be internally developed rather than observed in or corroborated by the market. The use of these unobservable valuation inputs causes more subjectivity in the valuation process for these securities.

Historically, we have not adjusted the quotes or prices we obtain from the pricing services and brokers we use.

The following tables present the pricing sources for the fair values of our fixed maturities, perpetual securities, and equity securities as of December 31.

		20	14	
(In millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value
Securities available for sale, carried at fair value:				
Fixed maturities:				
Government and agencies:				
Third party pricing vendor	\$ 18,683	\$ 515	\$ 0	\$ 19,198
Total government and agencies	18,683	515	0	19,198
Municipalities:				
Third party pricing vendor	0	1,257	0	1,257
Total municipalities	0	1,257	0	1,257
Mortgage- and asset-backed securities:				
Third party pricing vendor	0	379	0	379
Broker/other	0	0	223	223
Total mortgage- and asset-backed securities	0	379	223	602
Public utilities:				
Third party pricing vendor	0	7.897	0	7.897
Total public utilities	0	7,897	0	7,897
Sovereign and supranational:	-	1,001	-	7,007
Third party pricing vendor	0	1,416	0	1,416
Total sovereign and supranational	0	1,416	0	1,416
Banks/financial institutions:		1,410		1,410
Third party pricing vendor	0	6,514	0	6,514
Broker/other	0	58	26	84
Total banks/financial institutions	0	6,572	26	6,598
	•	6,372	26	6,330
Other corporate:	0	28,605	0	28,605
Third party pricing vendor	0			
Total other corporate		28,605	0	28,605
Total fixed maturities	18,683	46,641	249	65,573
Perpetual securities:				
Banks/financial Institutions:				
Third party pricing vendor	0	2,289	0	2,289
Broker/other	0		149	149
Total banks/financial institutions	0	2,289	149	2,438
Other corporate:		204		
Third party pricing vendor	0	231	0	231
Total other corporate Total perpetual securities	0	2,520	149	2,669
Equity securities:		2,320	143	2,663
Third party pricing vendor	19	6	0	25
Broker/other	0	0	3	3
Total equity securities	19	6	3	28
Total securities available for sale	\$ 18,702	\$ 49,167	\$ 401	\$ 68,270

	2014								
in millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value					
Securities held to maturity, carried at amortized cost:									
Fixed maturities:									
Government and agencles:									
Third party pricing vendor	\$ 23,218	\$ 0	\$ 0	\$ 23,218					
Total government and agencies	23,218	0	0	23,218					
Municipalities:									
Third party pricing vendor	0	417	0	417					
Total municipalities	0	417	0	417					
Mortgage- and asset-backed securities:									
Third party pricing vendor	0	15	0	15					
Broker/other	0	0	31	31					
Total mortgage- and asset-backed securities	0	15	31	46					
Public utilities:									
Third party pricing vendor	0	3,603	0	3,603					
Total public utilities	0	3,603	0	3,603					
Sovereign and supranational:									
Third party pricing vendor	0	2,814	0	2,814					
Total sovereign and supranational	0	2,814	0	2,814					
Banks/financial institutions:									
Third party pricing vendor	0	5,085	0	5,085					
Total banks/financial institutions	0	5,085	0	5,085					
Other corporate:									
Third party pricing vendor	0	3,287	0	3,287					
Broker/other	0	27	0	27					
Total other corporate	0	3,314	0	3,314					
Total securities held to maturity	\$ 23,218	\$ 15,248	\$ 31	\$ 38,497					

d Prices in Markets dentical seets evel 1) 14,928 0 0 0 0	1,0 1,0 4	04 04 51 51	Significa Unobserva Inputs (Level 3	able		Total Fair Value 15,432 15,432 1,051
0 0 0 0	1,0 1,0 4	04 51 51	\$	0	\$	15,432
0 0 0 0	1,0 1,0 4	04 51 51	\$	0	\$	15,432
0 0 0 0	1,0 1,0 4	04 51 51	\$	0	\$	15,432
0 0 0 0	1,0 1,0 4	04 51 51	\$	0	\$	15,432
0 0 0 0 0	1,0 1,0	51 51 02		0		1,051
0 0 0	1,0	51				
0 0 0	1,0	51				
0	4	02		0		1,051
0						
0						
0	4			0		402
	4	0	3	69		369
0		02	3	69		771
0						
	7,5	62		0		7,562
0	7,5	62		0		7,562
0	1,5	23		0		1,523
0	1,5	23		0		1,523
0	6,4	86		0		6,486
0		0	:	23		23
0	6,4	86		23		6,509
0	25,2	20		0		25,220
0		2		0		2
0	25,2	22		0		25,222
14,928	42,7	50	3	92		58,070
0	2,6	86		52		2,738
0	2,6	86		52		2,738
0	2	09		0		209
0	2	09		0		209
0	2,8	95		52		2,947
14		4		0		18
0		0		3		2
14		4		3		21
	0 0 0 0 0 0 0 14,928	0 1,5 0 6,4 0 0 6,4 0 0 25,2 0 0 25,2 0 0 25,2 0 0 2,6 0 2,6 0 2,6	0 1,523 0 6,486 0 0 0 5,486 0 25,220 0 2 2 0 25,222 14,928 42,750 0 2,686 0 2,686 0 209 0 209 0 2,895	0 1,523 0 6,486 0 0 0 0 6,486 0 25,220 0 2 2 0 25,222 14,928 42,750 3 0 2,686 0 2,686 0 209 0 209 0 209 0 2,895	0 1,523 0 0 6,486 0 0 0 23 0 6,486 23 0 25,220 0 0 2 0 0 25,222 0 14,928 42,750 392 0 2,686 52 0 2,686 52 0 209 0 0 209 0 0 2,895 52 14 4 0	0 1,523 0 0 6,486 0 0 0 23 0 6,486 23 0 25,220 0 0 2 0 0 25,222 0 0 25,222 0 0 42,750 392 0 2,686 52 0 2,686 52 0 209 0 0 2,895 52 14 4 0

	2013								
in millions)	Quoted Prices in Active Markets for identical Assets (Level 1)	Significant Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Total Fair Value					
securities held to maturity, carried at amortized cost:									
Fixed maturities:									
Government and agencies:									
Third party pricing vendor	\$ 28,708	\$ 0	\$ 0	\$ 28,708					
Total government and agencies	28,708	0	0	28,708					
Municipalities:									
Third party pricing vendor	0	440	0	440					
Total municipalities	0	440	0	440					
Mortgage- and asset-backed securities:									
Third party pricing vendor	0	20	0	20					
Broker/other	0	0	41	41					
Total mortgage- and asset-backed securities	0	20	41	61					
Public utilities:									
Third party pricing vendor	0	3,928	0	3,928					
Total public utilities	0	3,928	0	3,928					
Sovereign and supranational:									
Third party pricing vendor	0	3,040	0	3,040					
Total sovereign and supranational	0	3,040	0	3,040					
Banks/financial institutions:									
Third party pricing vendor	0	6,128	0	6,128					
Total banks/financial institutions	0	6,128	0	6,128					
Other corporate:									
Third party pricing vendor	0	3,509	0	3,509					
Broker/other	0	32	0	32					
Total other corporate	0	3,541	0	3,541					
Total securities held to maturity	\$ 28,708	\$ 17,097	\$ 41	\$ 45,846					

The following is a discussion of the determination of fair value of our remaining financial instruments.

Derivatives

We use derivative instruments to manage the risk associated with certain assets. However, the derivative instrument may not be classified in the same fair value hierarchy level as the associated asset. Inputs used to value derivatives include, but are not limited to, interest rates, credit spreads, foreign currency forward and spot rates, and interest volatility.

The fair values of the foreign currency forwards, options, and interest rate swaptions associated with certain fixed-maturity securities; the foreign currency forwards and options used to hedge certain portions of forecasted yen cash flows; the foreign currency swaps associated with certain senior notes and our subordinated debentures; and the interest rate swap associated with our yen-denominated notes are based on the amounts we would expect to receive or pay. The determination of the fair value of these derivatives is based on observable market inputs, therefore they are classified as Level 2.

For derivatives associated with VIEs where we are the primary beneficiary, we are not the direct counterparty to the swap contracts. As a result, the fair value measurements incorporate the credit risk of the collateral associated with the VIE. We receive valuations from a third party pricing vendor for these derivatives. Based on an analysis of these derivatives and a review of the methodology employed by the pricing vendor, we determined that due to the long duration of these swaps and the need to extrapolate from short-term observable data to derive and measure long-term inputs, certain inputs, assumptions and judgments are required to value future cash flows that cannot be corroborated by current inputs or current observable market data. As a result, the derivatives associated with our consolidated VIEs are classified as Level 3 of the fair value hierarchy.

Other policyholders' funds

The largest component of the other policyholders' funds liability is our annuity line of business in Aflac Japan. Our annuities have fixed benefits and premiums. For this product, we estimated the fair value to be equal to the cash surrender value. This is analogous to the value paid to policyholders on the valuation date if they were to surrender their policy. We periodically check the cash value against discounted cash flow projections for reasonableness. We consider our inputs for this valuation to be unobservable and have accordingly classified this valuation as Level 3.

Notes payable

The fair values of our publicly issued notes payable classified as Level 3 were obtained from a limited number of independent brokers. These brokers base their quotes on a combination of their knowledge of the current pricing environment and market conditions. We consider these inputs to be unobservable. The fair values of our yendenominated loans approximate their carrying values.

Level 3 Rollforward and Transfers between Hierarchy Levels

The following tables present the changes in fair value of our available-for-sale investments and derivatives classified as Level 3 as of December 31.

				2014							
			Fixed Maturitie	6		Perpetual Securities	Equity Securities	Dertvativec ⁽¹⁾			
(in millions)	Mortgage- and Asset- Backed Securilles	Public Utilities	Sovereign and Supranational	Banks/ Financial Institutions	Other Corporate	Banks/ Financial Institutions		Interest Rate Swaps	Foreign Currency Swaps	Credit Default Swaps	Total
Balance, beginning of period	\$ 369	\$ 0	\$ 0	\$ 23	\$ 0	\$ 52	\$ 3	\$ 1	\$ (99)	\$ (3)	\$ 346
Realized investment gains (losses) included in earnings	0	0	0	0	0	0	0	(1)	(191)	3	(189)
Unrealized gains (losses) included in other comprehensive income (loss)	(134)	0	0	3	0	8	0	0	(17)	0	(140
Purchases, Issuances, sales and settlements:											
Purchases	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Issuances	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Sales	0	0	0	0	0	(60)	0	0	0	0	(60
Settlements	(12)	0	0	0	0	0	0	0	95	0	83
Transfers into Level 3 ⁽²⁾	0	0	0	0	0	149	0	0	0	0	149
Transfers out of Level 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Balance, end of period	\$ 223	\$ 0	\$ 0	\$ 26	\$ D	\$ 149	\$ 3	\$ 0	\$ (212)	\$ 0	\$ 189
Changes in unrealized gains (losses) relating to Level 3 assets and liabilities still held at the end of the period included in realized investment gains (losses)	\$ 0	s 0	\$ 0	\$ 0	s 0	s o		\$ (1)	\$ (191)	5 3	\$ (189

⁽¹⁾ Derivative assets and ilabilities are presented net

132

							_	013													
					Fixed	Maturitie	6				P. 84	erpețual eourities	Equ Seour	tties			Dertv	atives"	v		
(In millions)	As Ba	tgage- ind iset- cked urities	Ę.	ublic dittes		ereign and national	F	Sanks/ nancial titutions	Co	Other porate	F	Banks/ Inancial stitutions			R	erest iale iaps	Cur	reign rency waps	Cre Def Swi	ault	Total
Balance, beginning of period	\$	338	Ş	420	Ş	418	Ş	1,024	\$	986	\$	215	\$	4	\$	29	\$	(172)	\$	(65)	\$3,197
Realized investment gains (losses) included in earnings		0		0		0		0		0		0		0		(8)		84		29	105
Unrealized gains (losses) included in other comprehensive income (loss)		(72)		(20)		0		(4)		0		3		(1)		0		(11)		0	(105
Purchases, Issuances, sales and settlements:																					
Purchases		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	0
Issuances		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0	0
Sales .		0		(400)		0		0		0		0		0		(20)		0		33	(387
Settlements		(13)		0		0		0		0		0		0		0		0		0	(13
Transfers into Level 3 ⁽²⁾		125		0		0		0		0		49		0		0		0		0	174
Transfers out of Level 3 ⁽⁸⁾		(9)		0		(418)		(997)		(986)		(215)		0		0		0		0	(2,629
Balance, end of period	\$	369	ş	0	Ş	0	Ş	23	5	0	5	52	5	3	\$	1	Ş	(99)	\$	(3)	\$ 346
Changes in unrealized gains (losses) relating to Level 3 assets and liabilities still held at the end of the period included in realized investment gains (losses)	,		5		5		s		s		5		s	_	<u> </u>	(8)	ξ.	84	5	29	\$ 105

⁽II) Derivative assets and itabilities are presented net
(II) Due to a lack of visibility to observe significant inputs to price
(III) Due to a lack of visibility to observe significant inputs to price
(III) A result of changing our pricing methodology to a valuation method that uses observable market data as significant inputs to estimate fair value

Transfers into and/or out of Level 3 are attributable to a change in the observability of inputs. The most significant transfer out of Level 3 into Level 2 during 2013 related to our callable reverse dual-currency bonds (RDCs). RDCs are securities that have principal denominated in yen while paying U.S. dollar (USD) coupons. The market standard approach is to use implied volatility to value options or instruments with optionality because historical volatility may not represent current market participants' expectations about future volatility. Under our previous valuation approach, we used historical foreign exchange volatility as an input for valuing these investments. Given the importance of this input to the overall valuation of these RDCs and the determination of this input to be unobservable, we made the decision at December 31, 2011 to move these holdings to Level 3 of the fair value hierarchy. During the first quarter of 2013, we implemented a new valuation methodology for these securities that relies on comparable securities in the market, the observable forward foreign exchange curve and other market inputs. Given that the significant inputs to the valuation of these items are now based on observable data, in the first quarter of 2013, we transferred these bonds from Level 3 to Level 2 of the fair value hierarchy.

In addition to the callable RDCs, we transferred certain other corporate securities from Level 3 to Level 2 in the first quarter of 2013. Prices for these securities were previously obtained from brokers and/or arrangers with minimal transparency around how the valuation was determined. Similar to the RDCs, these securities are now valued using the same methodology described above for our other privately issued securities.

There were no transfers between Level 1 and 2 for the years ended December 31, 2014 and 2013.

Fair Value Sensitivity

Level 3 Significant Unobservable Input Sensitivity

The following tables summarize the significant unobservable inputs used in the valuation of our Level 3 available-for-sale investments and derivatives as of December 31. Included in the tables are the inputs or range of possible inputs that have an effect on the overall valuation of the financial instruments.

	201	14			
in millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable input	Range (Weighted Average	
Assets:					П
Securities available for sale, carried at fair value:					Τ
Fixed maturities:					П
Mortgage- and asset-backed securities	\$ 223	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	_
Banks/financial institutions	28	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	П
Perpetual securities:					_
Banks/financial institutions	149	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	Т
Equity securities	3	Net asset value	Offered quotes	\$1 - \$677 (\$6)	Τ
Other assets:					Т
Foreign currency swaps	8	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.28% - 2.70%	_
			Interest rates (JPY)	.53% - 1.34%	
			CD8 spreads	16 - 105 bps	
			Foreign exchange rates	20.50%	
	88	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.28% - 2.70%	
			Interest rates (JPY)	.53% - 1.34%	
			Foreign exchange rates	20.50%	
Total assets	\$ 607				Т

135

	20	14			
in millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable input	Range (Weighted Average	9)
labilities:					П
Foreign currency swaps	\$ 178	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.28% - 2.70%	_
			Interest rates (JPY)	.53% - 1.34%	
			CD8 spreads	16 - 105 bps	
			Foreign exchange rates	20.50%	
	111	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.28% - 2.70%	
			Interest rates (JPY)	.53% - 1.34%	
			CDS spreads	13 - 145 bps	
	31	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	2.28% - 2.70%	
			Interest rates (JPY)	.53% - 1.34%	
			Foreign exchange rates	20.50%	
Total liabilities	\$ 318				_

⁽a) inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps (b) inputs derived from U.S. along-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps (c) Based on 10 year volatility of JPWUSD exchange rate

⁽a) inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps
(b) inputs derived from Japan long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps
(c) Based on 10 year volatifity of JPYUSD exchange rate
(d) NNA represents securities where we receive urraquisted broker quotes and for which there is no transparency into the providers' valuation techniques or unobservable inputs.

	20	13			
n millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable input	Range (Weighted Average)	,
ssets:					I
Seourities available for sale, carried at fair value:					
Fixed maturities:					Ī
Mortgage- and asset-backed securities	\$ 369	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	
Banks/financial institutions	23	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	
Perpetual securities:		-			
Banks/financial institutions	52	Consensus pricing	Offered quotes	N/A	Ī
Equity securities	3	Net asset value	Offered quotes	\$1-\$774 (\$7)	
Other assets:					Ī
Foreign currency swaps	30	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	
			CD8 spreads	16 - 141 bps	
			Foreign exchange rates	21.16%	
	9	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	
			CD8 spreads	17 - 149 bps	
	65	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	
			Foreign exchange rates	21.16%	
Credit default swaps	1	Discounted cash flow	Base correlation	65% - 76% (72%)	Ī
			CD8 spreads	65 - 106 (92) bps	
			Recovery rate	37.00%	
Interest rate swaps	1	Discounted cash flow	Base correlation	65% - 76% (72%)	Ī
			CD8 spreads	65 - 106 (92) bps	
			Recovery rate	37.00%	
Total assets	\$ 553				۰

Total assets \$ 553

(i) Weighted-average range of base correlations for our bespoke tranches for attachment and detachment points corresponding to market indices
(ii) inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps
(iii) inputs derived from Japan long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps
(iii) Based on 10 year violatify of JPVIUSD exchange rate
(iii) Rade on 10 year violatify of JPVIUSD exchange rate
(iii) NIA represents securities where we receive unadjusted broker quotes and for which there is no transparency into the providers' valuation techniques or unobservable inputs.

	201	13			
n millions)	Fair Value	Valuation Technique(s)	Unobservable input	Range (Weighted Average)
labilities:					Т
Foreign currency swaps	\$ 99	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	6
			CD8 spreads	16 - 141 bps	
			Foreign exchange rates	21.16%	6
	24	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	6
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	6
			CD8 spreads	11 - 189 bps	
	80	Discounted cash flow	Interest rates (USD)	3.09% - 3.96%	A
			Interest rates (JPY)	.93% - 2.02%	6
			Foreign exchange rates	21.16%	6
Credit default swaps	4	Discounted cash flow	Base correlations	65% - 76% (72%)	0
			CD8 spreads	65 - 106 (92) bps	
			Recovery rate	37.00%	
Total liabilities	\$ 207				

⁽a) Weighted-average range of base correlations for our bespoke tranches for attachment and detachment points corresponding to market indices (b) inputs derived from U.S. long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps (c) Inputs derived from Japan long-term rates to accommodate long maturity nature of our swaps (d) Based on 10 year volatility of JPY/USD exchange rate

The following is a discussion of the significant unobservable inputs or valuation technique used in determining the fair value of securities and derivatives classified as Level 3.

Net Asset Value

We hold certain unlisted equity securities whose fair value is derived based on the financial statements published by the investee. These securities do not trade on an active market and the valuations derived are dependent on the availability of timely financial reporting of the investee. Net asset value is an unobservable input in the determination of fair value of equity securities.

Offered Quotes

In circumstances where our valuation model price is overridden because it implies a value that is not consistent with current market conditions, we will solicit bids from a limited number of brokers. We also receive unadjusted prices from brokers for our mortgage and asset-backed securities. These quotes are non-binding but are reflective of valuation best estimates at that particular point in time. Offered quotes are an unobservable input in the determination of fair value of mortgage- and asset-backed securities, certain banks/financial institutions, certain other corporate, and equity securities investments.

Interest Rates, CDS Spreads, Foreign Exchange Rates

The significant drivers of the valuation of the interest and foreign exchange swaps are interest rates, foreign exchange rates and CDS spreads. Our swaps have long maturities that increase the sensitivity of the swaps to interest rate fluctuations. Since most of our yen-denominated cross currency swaps are in a net liability position, an increase in interest rates will decrease the liabilities and increase the value of the swap.

Foreign exchange swaps also have a lump-sum final settlement of foreign exchange principal receivables at the termination of the swap. An increase in yen interest rates will decrease the value of the final settlement foreign exchange receivables and decrease the value of the swap, and an increase in USD interest rates increase the swap value.

A similar sensitivity pattern is observed for the foreign exchange rates. When the spot U.S. dollar/Japanese yen (USD/JPY) foreign exchange rate decreases and the swap is receiving a final exchange payment in JPY, the swap value will increase due to the appreciation of the JPY. Most of our swaps are designed to receive payments in JPY at the termination and will thus be impacted by the USD/JPY foreign exchange rate in this way. In cases where there is no final foreign exchange receivable in JPY and we are paying JPY as interest payments and receiving USD, a decrease in the foreign exchange rate will lead to a decrease in the swap value.

The extinguisher feature in most of our swaps results in a cessation of cash flows and no further payments between the parties to the swap in the event of a default on the referenced or underlying collateral. To price this feature, we apply the survival probability of the referenced entity to the projected cash flows. The survival probability uses the CDS spreads and recovery rates to adjust the present value of the cash flows. For extinguisher swaps with positive values, an increase in CDS spreads decreases the likelihood of receiving the final exchange payments and reduces the value of the swap.

Due to the long duration of these swaps and the need to extrapolate from short-term observable data to derive and measure long-term inputs, certain inputs, assumptions and judgments are required to value future cash flows that cannot be corroborated by current inputs or current observable market data.

Interest rates, CDS spreads, and foreign exchange rates are unobservable inputs in the determination of fair value of foreign currency swaps.

Base Correlations, CDS Spreads, Recovery Rates

Our CDOs are tranches on baskets of single-name credit default swaps. The risks in these types of synthetic CDOs come from the single-name CDS risk and the correlations between the single names. The valuation of synthetic CDOs is dependent on the calibration of market prices for interest rates, single name CDS default probabilities and base correlation using financial modeling tools. Since there is limited or no observable data available for these tranches, these base correlations must be obtained from commonly traded market tranches such as the CDX and iTraxx indices. From the historical prices of these indices, base correlations can be obtained to develop a pricing curve of CDOs with different seniorities. Since the reference entities of the market indices do not match those in our portfolio underlying the synthetic CDO to be valued, several processing steps are taken to map the securities in our portfolio to the indices. With the base correlation determined and the appropriate spreads selected, a valuation is calculated. An increase in the CDS spreads in the underlying portfolio leads to a decrease in the value due to higher probability of defaults and losses. The impact on the valuation due to base correlation depends on a number of factors, including the riskiness between market tranches and the modeled tranche based on our portfolio and the equivalence between detachment points in these tranches. Generally speaking, an increase in base correlation will decrease the value of the senior tranches while increasing the value of junior tranches. This may result in a positive or negative value change.

The CDO tranches in our portfolio are junior tranches and, due to the low level of credit support for these tranches, exhibit equity-like behavior. As a result, an increase in recovery rates tends to cause their values to decrease.

Our interest rate swaps are linked to the underlying synthetic CDOs. The valuation of these swaps is performed using a similar approach to that of the synthetic CDOs themselves; that is, the base correlation model is used to ensure consistency between the synthetic CDOs and the swaps.

Base correlations, CDS spreads, and recovery rates are unobservable inputs in the determination of fair value of credit default swaps and interest rate swaps.

For additional information on our investments and financial instruments, see the accompanying Notes 1, 3 and 4.

6. DEFERRED POLICY ACQUISITION COSTS AND INSURANCE EXPENSES

Consolidated policy acquisition costs deferred were \$1.3 billion in 2014, compared with \$1.4 billion in 2013 and \$1.7 billion in 2012. The following table presents a rollforward of deferred policy acquisition costs by segment for the years ended December 31.

	20	14	20	13
(In millions)	Japan	U.S.	Japan	U.S.
Deferred policy acquisition costs:				
Balance, beginning of year	\$ 5,819	\$2,979	\$6,801	\$2,857
Capitalization	790	548	893	555
Amortization	(649)	(459)	(641)	(433)
Foreign currency translation and other	(749)	(6)	(1,234)	0
Balance, end of year	\$ 5,211	\$3,062	\$5,819	\$2,979

Commissions deferred as a percentage of total acquisition costs deferred were 77% in 2014, compared with 81% in 2013 and 84% in 2012.

Personnel, compensation and benefit expenses as a percentage of insurance expenses were 52% in 2014, compared with 51% in 2013 and 2012. Advertising expense, which is included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, was as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2014	2013	2012
Advertising expense:			
Aflac Japan	\$ 103	\$ 112	\$ 127
Aflac U.S.	126	128	127
Total advertising expense	\$ 229	\$ 240	\$ 254

Depreciation and other amortization expenses, which are included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2014	2013	2012
Depreciation expense	\$ 47	\$ 56	\$ 60
Other amortization expense	8	13	7
Total depreciation and other amortization expense	\$ 55	\$ 69	\$ 67

Lease and rental expense, which are included in insurance expenses in the consolidated statements of earnings, were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2014	2013	2012
Lease and rental expense:			
Aflac Japan	\$ 52	\$ 55	\$ 71
Aflac U.S.	15	10	9
Other	1	1	1
Total lease and rental expense	\$ 68	\$ 66	\$ 81

Advertising, lease and rental expense decreased for Aflac Japan in 2014 and 2013 compared with 2012 due to the weakening of the yen relative to the U.S. dollar.

7. POLICY LIABILITIES

Policy liabilities consist of future policy benefits, unpaid policy claims, unearned premiums, and other policyholders' funds, which accounted for 78%, 4%, 11% and 7% of total policy liabilities at December 31, 2014, respectively. We regularly review the adequacy of our policy liabilities in total and by component.

The liability for future policy benefits as of December 31 consisted of the following:

		Liability	Amounts	Interes	st Rates
(In millions)	Policy Issue Year	2014	2013	Year of Issue	In 20 Years
Health insurance:					
Japan:	2002 - 2014	\$ 3,900	\$ 3,370	1.25 - 2.5 %	1.25 - 2.5 %
	1974 - 2013	3,449	3,889	2.7 - 2.75	2.25 - 2.75
	1998 - 2014	10,641	11,763	3.0	3.0
	1997 - 1999	2,461	2,842	3.5	3.5
	1994 - 1996	3,023	3,483	4.0 - 4.5	4.0 - 4.5
	1987 - 1994	14,394	16,727	5.5	5.5
	1985 - 1991	1,923	2,262	5.25 - 6.75	5.25 - 5.5
	1978 - 1984	2,260	2,699	6.5	5.5
U.S.:	2012 - 2014	588	345	3.0 - 3.75	3.0 - 3.75
	2011	276	243	4.75	4.75
	2005 - 2010	2,951	2.897	5.5	5.5
	1988 - 2004	706	725	8.0	6.0
	1986 - 2004	1,293	1,301	6.0	6.0
	1981 - 1986	183	190	6.5 - 7.0	5.5 - 6.5
	1998 - 2004	1,260	1.237	7.0	7.0
	Other	21	22		
Life insurance:					
Japan:	2013 - 2014	312	59	1.5 - 1.75	1.5 - 1.75
oupun.	2001 - 2013	3,674	3,009	1.65 - 1.85	1.65 - 1.85
	2011 - 2014	2,298	1,584	2.0	2.0
	2009 - 2011	1,890	1,648	2.25	2.25
	2005 - 2011	1,214	1,211	2.5	2.5
	1985 - 2006	2,006	2,303	2.7	2.25
	2007 - 2011	1,010	1,025	2.75	2.75
	1999 - 2011	1,944	2,164	3.0	3.0
	1996 - 2009	633	721	3.5	3.5
	1994 - 1996	884	1,021	4.0 - 4.5	4.0 - 4.5
U.S.:	1956 - 2014	452	396	3.5 - 6.0	3.5 - 6.0
Total		\$ 65,646	\$ 69,136		

The weighted-average interest rates reflected in the consolidated statements of earnings for future policy benefits for Japanese policies were 3.8% in 2014, compared with 3.9% in 2013 and 4.0% in 2012; and for U.S. policies, 5.7% in 2014, compared with 5.8% in 2013 and 6.0% in 2012.

Changes in the liability for unpaid policy claims were as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2014	2013	2012
Unpaid supplemental health claims, beginning of year	\$ 3,537	\$ 3,781	\$ 3,749
Less reinsurance recoverables	9	10	0
Net balance, beginning of year	3,528	3,771	3,749
Add claims incurred during the year related to:			
Current year	6,866	7,215	8,013
Prior years	(301)	(236)	(173)
Total incurred	6,565	6,979	7,840
Less claims paid during the year on claims incurred during:			
Current year	4,532	4,834	5,453
Prior years	1,873	1,931	2,082
Total paid	6,405	6,765	7,535
Effect of foreign exchange rate changes on unpaid claims	(283)	(457)	(283)
Net balance, end of year	3,405	3,528	3,771
Add reinsurance recoverables	7	9	10
Unpaid supplemental health claims, end of year	3,412	3,537	3,781
Unpaid life claims, end of year	218	226	253
Total liability for unpaid policy claims	\$ 3,630	\$ 3,763	\$ 4,034

The incurred claims development related to prior years reflects favorable development in the unpaid policy claims liability. This favorable development is primarily in our lines of business in Japan.

As of December 31, 2014 and 2013, unearned premiums consisted primarily of discounted advance premiums on deposit. Discounted advance premiums are premiums on deposit from policyholders in conjunction with their purchase of certain Aflac Japan limited-pay insurance products. These advanced premiums are deferred upon collection and recognized as premium revenue over the contractual premium payment period. These advanced premiums represented 80% of the December 31, 2014 and 82% of the December 31, 2013 unearned premiums balances.

As of December 31, 2014 and 2013, the largest component of the other policyholders' funds liability is our annuity line of business in Aflac Japan. Our annuities have fixed benefits and premiums. These annuities represented 98% of the December 31, 2014 and 93% of the December 31, 2013 other policyholders' funds liability.

8. REINSURANCE

Effective October 1, 2014 and September 30, 2013, we entered into coinsurance reinsurance transactions whereby we ceded 16.7% and 33.3%, respectively, of the hospital benefit of one of Aflac Japan's closed medical in-force blocks of business. We recorded the gain related to these transactions as a deferred profit liability on business sold through reinsurance on our consolidated balance sheets. The deferred profit liability of \$820 million, as of December 31, 2014, included in future policy benefits in the consolidated balance sheet, is being amortized into income over the expected lives of the policies. The corresponding reinsurance recoverable is included in other assets in the consolidated balance sheet and totaled \$838 million as of December 31, 2014.

Effective December 31, 2014, we entered into a retrocession coinsurance reinsurance transaction whereby we assumed 8.35% of the reinsured hospital benefit of one of Aflac Japan's closed medical in-force blocks of business through our subsidiary CAIC. The agreement had no impact on the consolidated balance sheet and statement of operations as of December 31, 2014.

The following table reconciles direct premium income and direct benefits and claims to net amounts after the effect of reinsurance for the years ended December 31.

(In millions)	2014	2013
Direct premium income	\$ 19,412	\$ 20,233
Ceded to other companies:		
Ceded Aflac Japan closed medical block	(311)	(76)
Other	(39)	(34)
Assumed from other companies	10	12
Net premium income	\$ 19,072	\$ 20,135
Direct benefits and claims	\$ 13,235	\$ 13,903
Ceded benefits and change in reserves for future benefits:		
Ceded Aflac Japan closed medical block	(276)	(67)
Other	(27)	(31)
Assumed from other companies	5	8
Benefits and claims, net	\$ 12,937	\$ 13,813

Reinsurance does not relieve us from our obligations to policyholders. In the event that the reinsurer is unable to meet their obligations, we remain liable for the reinsured claims.

9. NOTES PAYABLE

A summary of notes payable as of December 31 follows:

(In millions)	2014	2013
3.45% senior notes due August 2015	\$ 300	\$ 300
2.65% senior notes due February 2017	653 ^(†)	655 ⁽¹⁾
8.50% senior notes due May 2019	850	850
4.00% senior notes due February 2022	350 ⁽²⁾	349 ⁽²⁾
3.625% senior notes due June 2023	700	700
3.625% senior notes due November 2024	749 ⁽²⁾	0
6.90% senior notes due December 2039	397 ⁽²⁾	396 ⁽²⁾
6.45% senior notes due August 2040	448 (2)	448 (2)
5.50% subordinated debentures due September 2052	500	500
Yen-denominated Uridashi notes:		
2.26% notes due September 2016 (principal amount 8 billion yen)	66	76
Yen-denominated Samurai notes:		
1.47% notes paid July 2014 (principal amount 28.7 billion yen)	0	272
1.84% notes due July 2016 (principal amount 15.8 billion yen)	131	150
Variable interest rate notes paid July 2014 (1.30% in 2013, principal amount 5.5 billion yen)	0	52
Yen-denominated loans:		
3.60% loan due July 2015 (principal amount 10 billion yen)	83	95
3.00% loan due August 2015 (principal amount 5 billion yen)	41	48
Capitalized lease obligations payable through 2019	14	6
Total notes payable	\$ 5,282	\$ 4,897

⁽f) Principal amount plus an issuance premium that is being amortized over the life of the notes

In November 2014, the Parent Company issued \$750 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 3.625% per annum, payable semi-annually, and have a ten-year maturity. These notes are redeemable at our option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the treasury rate plus 20 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date. We entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the dollar-denominated principal and interest on the senior notes we issued into yen-denominated obligations. By entering into the swaps, we economically converted our \$750 million liability into an 85.3 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 3.625% in dollars to 1.00% in yen.

In June 2013, the Parent Company issued \$700 million of senior notes through a U.S. public debt offering. The notes bear interest at a fixed rate of 3.625% per annum, payable semi-annually, and have a ten-year maturity. These notes are redeemable at our option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the aggregate principal amount of the notes to be redeemed or (ii) the amount equal to the sum of the present values of the remaining scheduled payments for principal of and interest on the notes to be redeemed, not including any portion of the payments of interest accrued as of such redemption date, discounted to such redemption date on a semiannual basis at the treasury rate plus 20 basis points, plus in each case, accrued and unpaid interest on the principal amount of the notes to be redeemed to, but excluding, such redemption date. We entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the dollar-denominated principal and interest on the senior notes we issued into yen-denominated obligations. By entering into these swaps, we economically converted our \$700 million liability into a 69.8 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 3.625% in dollars to 1.50% in yen.

⁽²⁾ Principal amount net of an issuance discount that is being amortized over the life of the notes

In September 2012, the Parent Company issued \$450 million of subordinated debentures through a U.S. public debt offering. The debentures bear interest at a fixed rate of 5.50% per annum, payable quarterly, and have a 40-year maturity. In five years, on or after September 26, 2017, we may redeem the debentures, in whole or in part, at their principal amount plus accrued and unpaid interest to, but excluding, the date of redemption; provided that if the debentures are not redeemed in whole, at least \$25 million aggregate principal amount of the debentures must remain outstanding after giving effect to such redemption. The debentures may only be redeemed prior to September 26, 2017, in whole but not in part, upon the occurrence of certain tax events or certain rating agency events, as specified in the indenture governing the terms of the debentures. We entered into cross-currency interest rate swaps to convert the dollar-denominated principal and interest on the subordinated debentures we issued into yen-denominated obligations. By entering into these swaps, we economically converted our \$450 million liability into a 35.3 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 5.50% in dollars to 4.41% in yen. The swaps will expire after the initial five-year non-callable period for the debentures. In October 2012, the underwriters exercised their option, pursuant to the underwriting agreement, to purchase an additional \$50 million principal amount of the debentures discussed above. We entered into a crosscurrency interest rate swap to economically convert this \$50 million liability into a 3.9 billion yen liability and reduce the interest rate from 5.50% in dollars to 4.42% in yen. The swap will expire after the initial five-year non-callable period for the debentures.

In February 2012, the Parent Company issued two series of senior notes totaling \$750 million through a U.S. public debt offering. The first series, which totaled \$400 million, bears interest at a fixed rate of 2.65% per annum, payable semiannually, and has a five-year maturity. The second series, which totaled \$350 million, bears interest at a fixed rate of 4.00% per annum, payable semiannually, and has a 10-year maturity. These notes are redeemable at our option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the principal amount of the notes or (ii) the present value of the remaining scheduled payments of principal and interest to be redeemed, discounted to the redemption date, plus accrued and unpaid interest. We entered into cross-currency interest rate swaps to reduce interest expense by converting the dollar-denominated principal and interest on the senior notes we issued into yen-denominated obligations. By entering into these swaps, we economically converted our \$400 million liability into a 30.9 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 2.65% in dollars to 1.22% in yen. We also economically converted our \$350 million liability into a 27.0 billion yen liability and reduced the interest rate on this debt from 4.00% in dollars to 2.07% in yen. In July 2012, the Parent Company issued \$250 million of senior notes that are an addition to the original first series of senior notes issued in February 2012. These notes have a five-year maturity and a fixed rate of 2.65% per annum, payable semiannually.

In July 2011, the Parent Company issued three series of Samurai notes totaling 50 billion yen through a public debt offering. The first series, which totaled 28.7 billion yen, and the third series, which totaled 5.5 billion yen, were redeemed in July 2014. The second series, which totaled 15.8 billion yen, bears interest at a fixed rate of 1.84% per annum, payable semiannually, and has a five-year maturity. These Samurai notes are not available to U.S. persons.

In 2010 and 2009, we issued senior notes through U.S. public debt offerings; the details of these notes are as follows. In August 2010, we issued \$450 million and \$300 million of senior notes that have 30-year and five-year maturities, respectively. In December 2009, we issued \$400 million of senior notes that have a 30-year maturity. In May 2009, we issued \$850 million of senior notes that have a 10-year maturity. These senior notes pay interest semiannually and are redeemable at our option in whole at any time or in part from time to time at a redemption price equal to the greater of: (i) the principal amount of the notes or (ii) the present value of the remaining scheduled payments of principal and interest to be redeemed, discounted to the redemption date, plus accrued and unpaid interest.

In September 2006, the Parent Company issued a tranche of Uridashi notes totaling 10 billion yen with a 10-year maturity. These Uridashi notes pay interest semiannually, may only be redeemed prior to maturity upon the occurrence of a tax event as specified in the respective bond agreement and are not available to U.S. persons. During 2009, we extinguished 2.0 billion yen (par value) of these Uridashi notes by buying the notes on the open market at a cost of 1.4 billion yen, yielding a gain of .6 billion yen.

For our yen-denominated notes and loans, the principal amount as stated in dollar terms will fluctuate from period to period due to changes in the yen/dollar exchange rate. We have designated the majority of our yen-denominated notes payable as a nonderivative hedge of the foreign currency exposure of our investment in Aflac Japan. The aggregate contractual maturities of notes payable during each of the years after December 31, 2014, are as follows:

(In millions)	Long-term Debt	Capitalized Lease Obligations	Total Notes Payable
2015	\$ 424	\$ 4	\$ 428
2016	197	4	201
2017	650	3	653
2018	0	2	2
2019	850	1	851
Thereafter	3,150	0	3,150
Total	\$ 5,271	\$14	\$5,285

In October 2014, the Parent Company and Aflac entered into a 364-day uncommitted bilateral line of credit that provides for borrowings in the amount of \$100 million. Borrowings will bear interest at the rate quoted by the bank and agreed upon at the time of making such loan and will have a three-month maturity period. There are no related facility fees, upfront expense or financial covenant requirements. Borrowings under this credit agreement may be used for general corporate purposes. As of December 31, 2014, we did not have any borrowings outstanding under our \$100 million credit agreement. Borrowings under the financing agreement will mature no later than three months after the last drawdown date of October 15, 2015.

The Parent Company and Aflac have a senior unsecured revolving credit facility agreement with a syndicate of financial institutions that provides for borrowings in the amount of 50 billion yen. This credit agreement provides for borrowings in Japanese yen or the equivalent of Japanese yen in U.S. dollars on a revolving basis. Borrowings will bear interest at LIBOR plus the applicable margin of 1.125%. In addition, the Parent Company and Aflac are required to pay a facility fee of .125% on the commitments. As of December 31, 2014, we did not have any borrowings outstanding under our 50 billion yen revolving credit agreement. Borrowings under the credit agreement may be used for general corporate purposes, including a capital contingency plan for our Japanese operations. Borrowings under the financing agreement mature at the termination date of the credit agreement. The agreement requires compliance with certain financial covenants on a quarterly basis. This credit agreement will expire on the earlier of March 29, 2018, or the date of termination of the commitments upon an event of default as defined in the agreement.

We were in compliance with all of the covenants of our notes payable and lines of credit at December 31, 2014. No events of default or defaults occurred during 2014 and 2013.

10. INCOME TAXES

The components of income tax expense (benefit) applicable to pretax earnings for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	Foreign	U.S.	Total
2014:			
Current	\$ 995	\$ 84	\$ 1,079
Deferred	125	336	461
Total income tax expense	\$ 1,120	\$ 420	\$ 1,540
2013:			
Current	\$ 934	\$ 302	\$ 1,236
Deferred	299	123	422
Total income tax expense	\$ 1,233	\$ 425	\$ 1,658
2012:			
Current	\$ 513	\$ 303	\$ 816
Deferred	950	(330)	620
Total income tax expense	\$ 1,463	\$ (27)	\$ 1,436

Japan enacted an income tax rate reduction effective for fiscal years beginning after March 31, 2012. The rate was reduced to 33.3% effective April 1, 2012, and an additional reduction to 30.8% became effective January 1, 2015. The estimated reversal of the temporary differences resulted in a decrease to deferred taxes in Japan of \$744 million and a corresponding increase in U.S. deferred taxes, due to the loss of foreign tax credits, of \$744 million as of December 31, 2011. Based on the actual reversal pattern of these temporary differences, we revised our estimate of the impact of the tax rate reduction, resulting in an increase to deferred taxes in Japan of \$374 million and a corresponding decrease in U.S. deferred taxes of \$374 million as of December 31, 2012.

Income tax expense in the accompanying statements of earnings varies from the amount computed by applying the expected U.S. tax rate of 35% to pretax earnings. The principal reasons for the differences and the related tax effects for the years ended December 31 were as follows:

(In millions)	2014	2013	2012
Income taxes based on U.S. statutory rates	\$ 1,572	\$ 1,685	\$ 1,506
Utilization of foreign tax credit	(32)	(37)	(53)
Nondeductible expenses	5	6	8
Other, net	(5)	4	(25)
Income tax expense	\$ 1,540	\$ 1,658	\$ 1,436

Total income tax expense for the years ended December 31 was allocated as follows:

(In millions)	2014	2013	2012
Statements of earnings	\$ 1,540	\$ 1,658	\$ 1,436
Other comprehensive income (loss):			
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period	(419)	253	363
Unrealized gains (losses) on investment securities:			
Unrealized holding gains (losses) on investment securities during period	2,237	(904)	904
Reclassification adjustment for realized (gains) losses on investment securities included in net earnings	19	19	(174)
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	(3)	(4)	(8)
Pension liability adjustment during period	(31)	55	(7)
Total income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	1,803	(581)	1,078
Additional paid-in capital (exercise of stock options)	(7)	(8)	(12)
Total income taxes	\$ 3,336	\$ 1,069	\$ 2,502

The tax effect on other comprehensive income (loss) shown in the table above included a deferred income tax expense of \$614 million in 2013 and \$492 million in 2012, related to certain dollar-denominated investments that Aflac Japan maintained on behalf of Aflac U.S. As discussed in Note 1, prior to October 1, 2013, there was no translation adjustment to record in pretax other comprehensive income for the portfolio when the yen/dollar exchange rate changed, however deferred tax expense or benefit associated with the foreign exchange translation gains or losses on these dollar-denominated investments is recognized in total income tax expense on other comprehensive income until the securities mature or are sold. Excluding the tax amounts for these dollar-denominated investments from total taxes on other comprehensive income would result in an effective income tax rate on pretax other comprehensive income (loss) of 31% in 2013 and 32% in 2012.

The income tax effects of the temporary differences that gave rise to deferred income tax assets and liabilities as of December 31 were as follows:

(In millions)	2014	2013
Deferred income tax liabilities:		
Deferred policy acquisition costs	\$ 2,209	\$ 2,406
Unrealized gains on investment securities	2,584	533
Premiums receivable	139	134
Policy benefit reserves	1,376	1,451
Depreciation	51	54
Other	20	22
Total deferred income tax liabilities	6,379	4,600
Deferred income tax assets:		
Other basis differences in investment securities	1,331	1,129
Unfunded retirement benefits	16	16
Other accrued expenses	4	23
Policy and contract claims	99	111
Foreign currency loss on Japan branch	327	189
Deferred compensation	226	182
Capital loss carryforwards	26	514
Total deferred income tax assets	2,029	2,164
Net deferred income tax liability	4,350	2,436
Current income tax liability	943	1,282
Total income tax liability	\$ 5,293	\$ 3,718

Under U.S. income tax rules, only 35% of non-life operating losses can be offset against life insurance taxable income each year. For current U.S. income tax purposes, there were non-life operating loss carryforwards of \$18 million, \$17 million, \$2 million and \$1 million expiring in 2031, 2032, 2033 and 2034, respectively, and no tax credit carryforwards available at December 31, 2014. The Company has capital loss carryforwards of \$73 million available to offset capital gains, which expire in 2016.

We file federal income tax returns in the United States and Japan as well as state or prefecture income tax returns in various jurisdictions in the two countries. U.S. federal income tax returns for years before 2010 are no longer subject to examination. In Japan, the National Tax Agency (NTA) has completed exams through tax year 2011.

A reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits is as follows for the years ended December 31:

(In millions)	2014	2013
Balance, beginning of year	\$328	\$401
Additions for tax positions of prior years	2	1
Reductions for tax positions of prior years	(21)	(74)
Balance, end of year	\$309	\$328

Included in the balance of the liability for unrecognized tax benefits at December 31, 2014, are \$307 million of tax positions for which the ultimate deductibility is highly certain, but for which there is uncertainty about the timing of such deductibility, compared with \$327 million at December 31, 2013. Because of the impact of deferred tax accounting, other than interest and penalties, the disallowance of the shorter deductibility period would not affect the annual effective tax rate, but would accelerate the payment of cash to the taxing authority to an earlier period. The Company has accrued approximately \$2 million as of December 31, 2014, for permanent uncertainties, which if reversed would not have a material effect on the annual effective rate.

The Company recognizes accrued interest and penalties related to unrecognized tax benefits in income tax expense. We recognized approximately \$11 million in interest and penalties in 2014 and 2013, and \$7 million in 2012. The Company has accrued approximately \$30 million for the payment of interest and penalties as of December 31, 2014, compared with \$26 million a year ago.

As of December 31, 2014, there were no material uncertain tax positions for which the total amounts of unrecognized tax benefits will significantly increase or decrease within the next 12 months.

11. SHAREHOLDERS' EQUITY

The following table is a reconciliation of the number of shares of the Company's common stock for the years ended December 31.

(In thousands of shares)	2014	2013	2012
Common stock - issued:			
Balance, beginning of period	667,046	665,239	663,639
Exercise of stock options and issuance of restricted shares	1,086	1,807	1,600
Balance, end of period	668,132	667,046	665,239
Treasury stock:			
Balance, beginning of period	207,633	197,453	197,329
Purchases of treasury stock:			
Open market	19,660	13,212	1,948
Other	157	222	360
Dispositions of treasury stock:			
Shares issued to AFL Stock Plan	(1,251)	(1,365)	(1,670)
Exercise of stock options	(391)	(1,734)	(387)
Other	(121)	(155)	(127)
Balance, end of period	225,687	207,633	197,453
Shares outstanding, end of period	442,445	459,413	467,786

Outstanding share-based awards are excluded from the calculation of weighted-average shares used in the computation of basic EPS. The following table presents the approximate number of share-based awards to purchase shares, on a weighted-average basis, that were considered to be anti-dilutive and were excluded from the calculation of diluted earnings per share at December 31:

(In thousands)	2014	2013	2012
Anti-dilutive share-based awards	1,215	2,198	5,880

The weighted-average shares used in calculating earnings per share for the years ended December 31 were as follows:

(In thousands of shares)	2014	2013	2012
Weighted-average outstanding shares used for calculating basic EPS	451,204	464,502	466,868
Dilutive effect of share-based awards	2,796	2,906	2,419
Weighted-average outstanding shares used for calculating diluted EPS	454,000	467,408	469,287

Share Repurchase Program: During 2014, we purchased 19.7 million shares of our common stock in the open market, compared with 13.2 million shares in 2013 and 1.9 million shares in 2012. As of December 31, 2014, a remaining balance of 29.6 million shares of our common stock was available for purchase under share repurchase authorizations by our board of directors.

Voting Rights: In accordance with the Parent Company's articles of incorporation, shares of common stock are generally entitled to one vote per share until they have been held by the same beneficial owner for a continuous period of 48 months, at which time they become entitled to 10 votes per share.

Reclassifications from Accumulated Other Comprehensive Income

The table below is a reconciliation of accumulated other comprehensive income by component for the years ended December 31.

Changes in Accumulated Other Comprehensive Income

		2014						
(In millions)	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses)	Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Ga (Los	alized ains sses) ivatives	Lia	nsion ability ıstment		Total
Balance, beginning of period	\$ (1,505)	\$ 1,035	\$	(12)	\$	(81)	\$	(563)
Other comprehensive income before reclassification	(1,036)	3,672		(14)		(44)		2,578
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive income	0	(35)		0		(1)		(36)
Net current-period other comprehensive income	(1,036)	3,637		(14)		(45)		2,542
D-1	A 10 F443	A 4.070	_				•	4.070
Balance, end of period Ill amounts in the table above are net	\$ (2,541) t of tax.	\$ 4,672	\$	(26)	\$	(126)		1,979
	of tax.	2013	\$	(26)	\$	(126)	\$	1,979
			Unre Ga (Los	alized ains sses) ivatives	Pe	ension ability ustment		Total
III amounts in the table above are net	Unrealized Foreign Currency Translation Gains	2013 Unrealized Gains (Losses) on Investment	Unre Ga (Los	alized	Pe	ension		
Il amounts in the table above are net	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses)	2013 Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities	Unre Ga (Los on Der	alized ains sses) ivatives	Pe Lia Adju	ension ability ustment		Total
(In millions) Balance, beginning of period Other comprehensive income before	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses) \$ 333	2013 Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities \$ 2,570	Unre Ga (Los on Der	alized ains sses) ivatives (5)	Pe Lia Adju	ension ability istment (183)		Total 2,715
(In millions) Balance, beginning of period Other comprehensive income before reclassification Amounts reclassified from accumulated other	Unrealized Foreign Currency Translation Gains (Losses) \$ 333	2013 Unrealized Gains (Losses) on Investment Securities \$ 2,570 (1,499)	Unre Ga (Los on Der	alized ains sses) ivatives (5)	Pe Lia Adju	ension ability ustment (183)		Total 2,715 (3,247)

All amounts in the table above are net of tax.

The table below summarizes the amounts reclassified from each component of accumulated other comprehensive income based on source for the years ended December 31.

Reclassifications Out of Accumulated Other Comprehensive Income

In millions)	2	014		
Details about Accumulated Other Comprehensive Income Components	Amount Red Accumul Comprehe	ated C	Other	Affected Line Item in the Statements of Earnings
Inrealized gains (losses) on available-for-sale securities	\$	57		Sales and redemptions
		(3)		Other-than-temporary impairment losses realized
		54		Total before tax
		(19)		Tax (expense) or benefit(1)
	\$	35		Net of tax
Amortization of defined benefit pension items:				
Actuarial gains (losses)	\$	(15)		Acquisition and operating expenses(2)
Prior service (cost) credit		17		Acquisition and operating expenses(2)
		(1)		Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$	1		Net of tax
Total reclassifications for the period	\$	36		Net of tax

⁽f) Based on 35% tax rate
(f) Based on 35% tax rate

(In millions)	2	2013		
Details about Accumulated Other Comprehensive Income Components	Amount Reclassified from Accumulated Other Comprehensive Income		d Other	Affected Line Item in the Statements of Earnings
Unrealized foreign currency translation gains (losses)	\$	7		Sales and redemptions
		(2)		Tax (expense) or benefit ⁽¹⁾
	\$	5		Net of tax
Unrealized gains (losses) on available-for-sale securities	\$	255		Sales and redemptions
		(199)		Other-than-temporary impairment losses realized
		56		Total before tax
		(20)		Tax (expense) or benefit(1)
	\$	36		Net of tax
Amortization of defined benefit pension items:				
Actuarial gains (losses)	\$	(19)		Acquisition and operating expenses(2)
Prior service (cost) credit		4		Acquisition and operating expenses ⁽²⁾
		5		Tax (expense) or benefit(1)
	\$	(10)		Net of tax
Total reclassifications for the period	\$	31		Net of tax

⁽⁹⁾ Based on 35% tax rate
(2) These accumulated other comprehensive income components are included in the computation of net periodic pension cost (see Note 14 for additional details).

12. SHARE-BASED COMPENSATION

As of December 31, 2014, the Company has outstanding share-based awards under two long-term incentive compensation plans.

The first plan, which expired in February 2007, is a stock option plan which allowed grants for incentive stock options (ISOs) to employees and non-equalifying stock options (NQSOs) to employees and non-employee directors. The options have a term of 10 years. The exercise price of options granted under this plan is equal to the fair market value of a share of the Company's common stock at the date of grant. Options granted before the plan's expiration date remain outstanding in accordance with their terms.

The second long-term incentive compensation plan allows awards to Company employees for ISOs, NQSOs, restricted stock, restricted stock units, and stock appreciation rights. Non-employee directors are eligible for grants of NQSOs, restricted stock, and stock appreciation rights. The ISOs and NQSOs have a term of 10 years, and the share-based awards generally vest upon time-based conditions or time- and performance-based conditions. Time-based vesting generally occurs after three years. Performance-based vesting conditions generally include the attainment of goals related to Company financial performance. As of December 31, 2014, approximately 11.2 million shares were available for future grants under this plan, and the only performance-based awards issued and outstanding were restricted stock awards.

Share-based awards granted to U.S.-based grantees are settled with authorized but unissued Company stock, while those issued to Japan-based grantees are settled with treasury shares.

The following table presents the impact of the expense recognized in connection with share-based awards for the periods ended December 31.

(In millions, except for per-share amounts)	2014	2013	2012
Impact on earnings from continuing operations	\$ 41	\$ 37	\$ 37
Impact on earnings before income taxes	41	37	37
Impact on net earnings	28	3 25	26
Impact on net earnings per share:			
Basic	\$.06	\$.05	\$.06
Diluted	.06	.05	.06

We estimate the fair value of each stock option granted using the Black-Scholes-Merton multiple option approach. Expected volatility is based on historical periods generally commensurate with the estimated terms of the options. We use historical data to estimate option exercise and termination patterns within the model. Separate groups of employees that have similar historical exercise patterns are stratified and considered separately for valuation purposes. The expected term of options granted is derived from the output of our option model and represents the weighted-average period of time that options granted are expected to be outstanding. We base the risk-free interest rate on the Treasury note rate with a term comparable to that of the estimated term of the options. The weighted-average fair value of options at their grant date was \$16.24 per share for 2014, compared with \$14.25 for 2013 and \$16.84 in 2012. The following table presents the assumptions used in valuing options granted during the years ended December 31.

	2014	2013	2012
Expected term (years)	6.3	6.6	6.5
Expected volatility	30.0	% 34.0	% 38.0 %
Annual forfeiture rate	2.7	1.6	1.6
Risk-free interest rate	2.8	1.8	2.1
Dividend yield	2.3	2.6	1.3

The following table summarizes stock option activity.

(In thousands of shares)	Stock Option Shares		ghted-Average kercise Price Per Share
Outstanding at December 31, 2011	14,563		\$ 42.76
Granted in 2012	784		47.25
Canceled in 2012	(134)		48.59
Exercised in 2012	(2,476)		32.27
Outstanding at December 31, 2012	12,737		45.00
Granted in 2013	703		52.86
Canceled in 2013	(179)		44.79
Exercised in 2013	(3,281)		40.52
Outstanding at December 31, 2013	9,980		47.03
Granted in 2014	678		61.81
Canceled in 2014	(115)		52.01
Exercised in 2014	(1,236)		41.04
Outstanding at December 31, 2014	9,307		\$ 48.84
(In thousands of shares)	2014	2013	2012
Shares exercisable, end of year	7,497	8,042	10,635

The following table summarizes information about stock options outstanding and exercisable at December 31, 2014.

(In thousands of shares)	Op	tions Outstandir	ng	Options Exercisable			
Range of Exercise Prices Per Share	Stock Option Shares Outstanding	WgtdAvg. Remaining Contractual Life (Yrs.)	WgtdAvg. Exercise Price Per Share	Stock Option Shares Exercisable	WgtdAvg. Exercise Price Per Share		
\$ 14.99 - \$ 43.07	2,028	3.8	\$ 34.46	1,945	\$ 34.20		
43.28 - 47.25	2,144	3.1	45.93	2,046	45.93		
47.33 - 51.91	1,883	5.4	48.97	1,109	48.86		
52.14 - 61.81	2,479	4.5	58.65	2,296	58.79		
61.84 - 67.67	773	8.5	62.85	101	64.63		
\$ 14.99 - \$ 67.67	9,307	4.5	\$ 48.84	7,497	\$ 47.51		

The aggregate intrinsic value represents the difference between the exercise price of the stock options and the quoted closing common stock price of \$61.09 as of December 31, 2014, for those awards that have an exercise price currently below the closing price. As of December 31, 2014, the aggregate intrinsic value of stock options outstanding was \$116 million, with a weighted-average remaining term of 4.5 years. The aggregate intrinsic value of stock options exercisable at that same date was \$103 million, with a weighted-average remaining term of 3.6 years.

The following table summarizes stock option activity during the years ended December 31.

(In millions)	2014	2013	2012
Total intrinsic value of options exercised	\$ 25	\$ 66	\$41
Cash received from options exercised	39	113	35
Tax benefit realized as a result of options exercised and restricted stock releases	17	30	24

The value of restricted stock awards is based on the fair market value of our common stock at the date of grant. The following table summarizes restricted stock activity during the years ended December 31.

(In thousands of shares)	Shares	Weighted-Average Grant-Date Fair Value Per Share
Restricted stock at December 31, 2011	1,350	\$ 40.92
Granted in 2012	637	48.18
Canceled in 2012	(56)	48.22
Vested in 2012	(568)	26.13
Restricted stock at December 31, 2012	1,363	50.19
Granted in 2013	782	52.77
Canceled in 2013	(56)	48.63
Vested in 2013	(418)	47.49
Restricted stock at December 31, 2013	1,671	52.12
Granted in 2014	584	62.12
Canceled in 2014	(27)	52.66
Vested in 2014	(348)	56.95
Restricted stock at December 31, 2014	1,880	\$ 54.33

As of December 31, 2014, total compensation cost not yet recognized in our financial statements related to restricted stock awards was \$45 million, of which \$20 million (849 thousand shares) was related to restricted stock awards with a performance-based vesting condition. We expect to recognize these amounts over a weighted-average period of approximately 1.2 years. There are no other contractual terms covering restricted stock awards once vested.

13. STATUTORY ACCOUNTING AND DIVIDEND RESTRICTIONS

Our insurance subsidiaries are required to report their results of operations and financial position to state insurance regulatory authorities on the basis of statutory accounting practices prescribed or permitted by such authorities. Statutory accounting practices primarily differ from U.S. GAAP by charging policy acquisition costs to expense as incurred, establishing future policy benefit liabilities using different actuarial assumptions as well as valuing investments and certain assets and accounting for deferred taxes on a different basis.

Aflac, the Company's most significant insurance subsidiary, reports statutory financial statements that are prepared on the basis of accounting practices prescribed or permitted by the Nebraska Department of Insurance (NEDOI). The NEDOI recognizes statutory accounting principles and practices prescribed or permitted by the state of Nebraska for determining and reporting the financial condition and results of operations of an insurance company, and for determining a company's solvency under Nebraska insurance law. The National Association of Insurance Commissioners' (NAIC) Accounting Practices and Procedures Manual (SAP) has been adopted by the state of Nebraska as a component of those prescribed or permitted practices. Additionally, the Director of the NEDOI has the right to permit other specific practices which deviate from prescribed practices. Aflac has been given explicit permission by the Director of the NEDOI for two such permitted practices. These permitted practices, which do not impact the calculation of net income on a statutory basis or prevent the triggering of a regulatory event in the Company's risk-based capital calculation, are as follows:

- Aflac has reported as admitted assets the refundable lease deposits on the leases of commercial office space
 which house Aflac Japan's sales operations. These lease deposits are unique and part of the ordinary course of
 doing business in the country of Japan; these assets would be non-admitted under SAP.
- Aflac utilized book value accounting for certain guaranteed separate account funding agreements instead of fair
 value accounting as required by SAP. The underlying separate account assets had an unrealized gain of \$35
 million as of December 31, 2013. In June 2014, the guaranteed separate account funding agreements were
 settled and at that time, Aflac's separate account assets were transferred to the general account.

A reconciliation of Aflac's capital and surplus between SAP and practices permitted by the state of Nebraska is shown below:

(In millions)	2014	2013
Capital and surplus, Nebraska state basis	\$10,839	\$ 9,630
State Permitted Practice:		
Refundable lease deposits – Japan	(36)	(41)
Separate Account Funding Agreements	0	35
Capital and surplus, NAIC basis	\$10,803	\$ 9,624

As of December 31, 2014, Aflac's capital and surplus significantly exceeded the required company action level capital and surplus of \$1.2 billion. As determined on a U.S. statutory accounting basis, Aflac's net income was \$2.4 billion in 2014 and 2013 and \$2.3 billion in 2012.

Aflac Japan must report its results of operations and financial position to the Japanese Financial Services Agency (FSA) on a Japanese regulatory accounting basis as prescribed by the FSA. Capital and surplus of the Japan branch, based on Japanese regulatory accounting practices, was \$5.6 billion at December 31, 2014, compared with \$4.2 billion at December 31, 2013. Japanese regulatory accounting practices differ in many respects from U.S. GAAP. Under Japanese regulatory accounting practices, policy acquisition costs are expensed immediately; deferred income tax liabilities are recognized on a different basis; policy benefit and claim reserving methods and assumptions are different; premium income is recognized on a cash basis; reinsurance is recognized on a different basis; and investments can have a separate accounting classification and treatment referred to as "policy reserve matching bonds," or "PRM."

The Parent Company depends on its subsidiaries for cash flow, primarily in the form of dividends and management fees. Consolidated retained earnings in the accompanying financial statements largely represent the undistributed earnings of our insurance subsidiary. Amounts available for dividends, management fees and other payments to the Parent Company by its insurance subsidiary may fluctuate due to different accounting methods required by regulatory authorities. These payments are also subject to various regulatory restrictions and approvals related to safeguarding the interests of insurance policyholders. Our insurance subsidiary must maintain adequate risk-based capital for U.S. regulatory authorities and our Japan branch must maintain adequate solvency margins for Japanese regulatory authorities. Additionally, the maximum amount of dividends that can be paid to the Parent Company by Aflac without prior approval of Nebraska's director of insurance is the greater of the net income from operations, which excludes net realized investment gains, for the previous year determined under statutory accounting principles, or 10% of statutory capital and surplus as of the previous year-end. Dividends declared by Aflac during 2015 in excess of \$2.4 billion would require such approval. Aflac declared dividends of \$1.5 billion during 2014.

A portion of Aflac Japan earnings, as determined on a Japanese regulatory accounting basis, can be repatriated each year to Aflac U.S. after complying with solvency margin provisions and satisfying various conditions imposed by Japanese regulatory authorities for protecting policyholders. Profit repatriations to the United States can fluctuate due to changes in the amounts of Japanese regulatory earnings. Among other items, factors affecting regulatory earnings include Japanese regulatory accounting practices and fluctuations in currency translation of Aflac Japan's dollar-denominated investments and related investment income into yen. Profits repatriated by Aflac Japan to Aflac U.S. were as follows for the years ended December 31:

		In Dollars				
(In millions of dollars and billions of yen)	2014	2013	2012	2014	2013	2012
Profit repatriation	\$1,704	\$771	\$422	181.4	76.8	33.1

We had entered into foreign exchange forwards and options as part of an economic hedge on 52.5 billion yen of profit repatriation received in July 2014 and 50.0 billion yen of repatriation received in December 2014, resulting in \$7 million and \$45 million of additional funds received, respectively, when the yen was exchanged into dollars. As of December 31, 2014, we had foreign exchange forwards as part of a hedging strategy on 157.5 billion yen of future profit repatriation.

14. BENEFIT PLANS

Pension and Other Postretirement Plans

We have funded defined benefit plans in Japan and the United States, which cover substantially all of our full-time employees. Additionally, we maintain non-qualified, unfunded supplemental retirement plans that provide defined pension benefits in excess of limits imposed by federal tax law for certain Japanese, U.S. and former employees. Effective October 1, 2013, the U.S. tax-qualified defined benefit plan was frozen to new employees hired on or after October 1, 2013 and to employees rehired on or after October 1, 2013. During the fourth quarter of 2013, active participants in this plan were given the option to exit the benefit plan and receive a nonelective 401(k) employer contribution. Additionally, effective January 1, 2015, the U.S. non-qualified supplemental retirement plan was frozen to new participants.

We provide certain health care benefits for eligible U.S. retired employees, their beneficiaries and covered dependents ("other postretirement benefits"). The health care plan is contributory and unfunded. On October 1, 2013, a change was made to postretirement medical benefits to limit the eligibility for the benefits beginning January 1, 2014 to include the following: (1) active employees whose age plus service, in years, equals or exceeds 80 (rule of 80); (2) active employees who are age 55 or older and have met the 15 years of service requirement; (3) active employees who will meet the rule of 80 in the next five years; (4) active employees who are age 55 or older and who will meet the 15 years of service requirement within the next five years; and (5) current retirees. Effective October 1, 2013, this change was accounted for as a negative plan amendment and resulted in a reduction to the postretirement benefit obligation of approximately \$51 million, with an offset to accumulated other comprehensive income (AOCI). Starting in the fourth quarter of 2013, this reduction is being amortized as a reduction to net periodic benefit cost over three years. The postretirement plan obligation was remeasured using a discount rate of 4.75% as of October 1, 2013. For certain employees and former employees, additional coverage is provided for all medical expenses for life.

Information with respect to our benefit plans' assets and obligations as of December 31 was as follows:

		Pension B	Other			
	Jap	an	U.S	S.	_ Postretireme	nt Benefits
(In millions)	2014	2013	2014	2013	2014	2013
Projected benefit obligation:						
Benefit obligation, beginning of year	\$ 270	\$ 313	\$ 601	\$ 613	\$ 46	\$ 98
Service cost	15	16	20	22	1	5
Interest cost	9	10	38	23	2	3
Plan amendments	0	0	0	(4)	0	(51)
Actuarial (gain) loss	21	(3)	74	(37)	(3)	(7)
Benefits and expenses paid	(9)	(8)	(16)	(16)	(2)	(2)
Effect of foreign exchange rate changes	(39)	(58)	0	0	0	0
Benefit obligation, end of year	267	270	717	601	44	46
Plan assets:						
Fair value of plan assets, beginning of year	182	187	313	261	0	0
Actual return on plan assets	12	13	26	39	0	0
Employer contributions	24	26	18	29	2	2
Benefits and expenses paid	(9)	(8)	(16)	(16)	(2)	(2)
Effect of foreign exchange rate changes	(26)	(36)	0	0	0	0
Fair value of plan assets, end of year	183	182	341	313	0	0
Funded status of the plans ^(f)	\$ (84)	\$ (88)	\$(376)	\$(288)	\$(44)	\$(46)
Amounts recognized in accumulated other comprehensive income:						
Net actuarial (gain) loss	\$ 40	\$ 33	\$ 167	\$ 111	\$ 19	\$ 25
Prior service (credit) cost	(2)	(2)	(4)	(4)	(28)	(45)
Transition obligation	0	1	0	0	0	0
Total included in accumulated other comprehensive income	\$ 38	\$ 32	\$ 163	\$ 107	\$ (9)	\$(20)
Accumulated benefit obligation	\$ 235	\$ 239	\$ 611	\$ 514	N/A (2)	N/A (2

⁽⁹⁾ Recognized in other liabilities in the consolidated balance sheets
(2) Not applicable

		Pension Benefits									Other							
	Japan							U.S.				Postretirement Benefits						
	2014		2013		2012		2014		2013		2012		2014		2013		2012	
Weighted-average actuarial assumptions:																		
Discount rate - net periodic benefit cost	2.25%	6	2.259	6	2.259	6	4.75%	6	4.25%	6	4.759	6	4.75%	6	4.259	6	4.759	6
Discount rate - benefit obligations	1.75		2.25		2.25		4.50		4.75		4.25		4.50		4.75		4.25	
Expected long-term return on plan assets	2.00		2.00		2.50		7.50		7.50		7.50		N/A	(O	N/A	m	N/A	(1)
Rate of compensation increase	N/A	m	N/A	m	N/A	æ	4.00		4.00		4.00		N/A	m	N/A	m	N/A	m
Health care cost trend rates	N/A	(1)	N/A	(1)	N/A	(1)	N/A	(1)	N/A	(1)	N/A	(1)	5.70	(2)	6.40	(2)	5.70	(2)

⁽²⁾ Not applicable
(2) For the years 2014, 2013 and 2012, the health care cost trend rates are expected to trend down to 4.6% in 78 years, 4.6% in 78 years, and 4.7% in 79 years, respectively.

We determine our discount rate assumption for our pension retirement obligations based on indices for AA corporate bonds with an average duration of approximately 20 years for the Japan pension plans and 17 years for the U.S. pension plans, and determination of the U.S. pension plans discount rate utilizes the 85-year extrapolated yield curve. In Japan, participant salary and future salary increases are not factors in determining pension benefit cost or the related pension benefit obligation.

We base our assumption for the long-term rate of return on assets on historical trends (10-year or longer historical rates of return for the Japanese plan assets and 15-year historical rates of return for the U.S. plan assets), expected future market movement, as well as the portfolio mix of securities in the asset portfolio including, but not limited to, style, class and equity and fixed income allocations. In addition, our consulting actuaries evaluate our assumptions for long-term rates of return under Actuarial Standards of Practice (ASOP). Under the ASOP, the actual portfolio type, mix and class is modeled to determine a best estimate of the long-term rate of return. We in turn use those results to further validate our own assumptions.

Assumed health care cost trend rates have a significant effect on the amounts reported for the health care plan. A one-percentage point increase and decrease in assumed health care cost trend rates would have the following effects as of December 31, 2014:

(In millions)		
One percentage point increase:		
Increase in total service and interest costs	\$ 6 0)
Increase in postretirement benefit obligation	3	3
One percentage point decrease:		
Decrease in total service and interest costs	\$ 6 ()
Decrease in postretirement benefit obligation	2	2

Components of Net Periodic Benefit Cost

Pension and other postretirement benefit expenses, included in acquisition and operating expenses in the consolidated statements of earnings for the years ended December 31, included the following components:

			Other								
		Japan			U.S.		Postret	Postretirement Benefit			
(In millions)	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012		
Service cost	\$15	\$16	\$18	\$20	\$22	\$18	\$ 1	\$ 5	\$ 6		
Interest cost	9	10	7	38	23	24	2	3	4		
Expected return on plan assets	(4)	(3)	(4)	(20)	(17)	(16)	0	0	0		
Amortization of net actuarial loss	1	2	3	11	15	11	3	2	1		
Amortization of prior service cost (credit)	0	0	0	0	0	0	(17)	(4)	0		
Net periodic (benefit) cost	\$21	\$25	\$24	\$49	\$43	\$37	\$(11)	\$ 6	\$11		

Changes in Accumulated Other Comprehensive Income

The following table summarizes the amounts recognized in other comprehensive loss (income) for the years ended December 31:

		Pension Benefits					Other		
		Japan			U.S.		Postre	tirement B	enefits
(In millions)	2014	2013	2012	2014	2013	2012	2014	2013	2012
Net actuarial loss (gain)	\$ 12	\$ (14)	\$(10)	\$ 67	\$(59)	\$45	\$ (3)	\$ (7)	\$ 5
Amortization of net actuarial loss	(1)	(2)	(3)	(11)	(15)	(11)	(3)	(2)	(1)
Prior service cost (credit)	0	0	0	0	(4)	(1)	0	(51)	2
Amortization of prior service cost	0	0	0	0	0	0	17	4	0
Total	\$ 11	\$ (16)	\$(13)	\$ 56	\$(78)	\$33	\$ 11	\$(56)	\$ 6

Prior service credits of \$51 million were incurred in 2013 for the plan amendment related to the change in eligibility for postretirement medical benefits mentioned above. No transition obligations arose during 2014, and the transition obligations amortized to expense were immaterial for the years ended December 31, 2014, 2013 and 2012. Amortization of actuarial losses to expense in 2015 is estimated to be \$1 million for the Japanese plans, \$15 million for the U.S. plans and \$2 million for the other postretirement benefits plan. Amortization of prior service credits in 2015 is estimated to be \$17 million for the other postretirement benefits plan due to the negative plan amendment in 2013. The amortization of prior service costs and credits for other plans and transition obligations for all plans is expected to be negligible in 2015.

Benefit Payments

The following table provides expected benefit payments, which reflect expected future service, as appropriate.

	Pension	Other	
(In millions)	Japan	U.S.	Postretirement Benefits
2015	\$ 7	\$ 20	\$ 2
2016	11	21	2
2017	8	28	3
2018	7	26	3
2019	9	27	4
2020-2024	63	159	22

Funding

We plan to make contributions of \$19 million to the Japanese funded defined benefit plan and \$10 million to the U.S. funded defined benefit plan in 2015. The funding policy for our non-qualified supplemental defined benefit pension plans and other postretirement benefits plan is to contribute the amount of the benefit payments made during the year.

Plan Assets

The investment objective of our Japanese and U.S. funded defined benefit plans is to preserve the purchasing power of the plan's assets and earn a reasonable inflation-adjusted rate of return over the long term. Furthermore, we seek to accomplish these objectives in a manner that allows for the adequate funding of plan benefits and expenses. In order to achieve these objectives, our goal is to maintain a conservative, well-diversified and balanced portfolio of high-quality equity, fixed-income and money market securities. As a part of our strategy, we have established strict policies covering quality, type and concentration of investment securities. For our Japanese plan, these policies include limitations on investments in derivatives including futures, options and swaps, and low-liquidity investments such as real estate, venture capital investments, and privately issued securities. For our U.S. plan, these policies prohibit investments in precious metals, limited partnerships, venture capital, and direct investments in real estate. We are also prohibited from trading on margin.

The plan fiduciaries for our funded defined benefit plans have developed guidelines for asset allocations reflecting a percentage of total assets by asset class, which are reviewed on an annual basis. Asset allocation targets as of December 31, 2014 were as follows:

	Japan Pension	U.S. Pension
Domestic equities	0%	40%
International equities	15	20
Fixed income securities	70	40
Other	15	0
Total	100%	100%

The following table presents the fair value of Aflac Japan's pension plan assets that are measured at fair value on a recurring basis as of December 31. All of these assets are classified as Level 2 in the fair value hierarchy, except cash and cash equivalents which are classified as Level 1.

(In millions)	2014	2013
Japan pension plan assets:		
International equity securities	\$ 34	\$ 34
Fixed income securities:		
Japanese bonds	72	60
International bonds	44	43
Mutual funds	0	21
Insurance contracts	22	24
Cash and cash equivalents	11	0
Total	\$ 183	\$ 182

The following table presents the fair value of Aflac U.S.'s pension plan assets that are measured at fair value on a recurring basis as of December 31. All of these assets are classified as Level 1 in the fair value hierarchy.

(In millions)	2014	2013
U.S. pension plan assets:		
Mutual funds:		
Large cap equity funds	\$ 116	\$ 110
Mid cap equity funds	14	19
Real estate equity funds	10	9
International equity funds	61	68
Fixed income bond funds	136	103
Aflac Incorporated common stock	4	4
Total	\$ 341	\$ 313

The fair values of our pension plan investments categorized as Level 1, consisting of mutual funds and common stock, are based on quoted market prices for identical securities traded in active markets that are readily and regularly available to us. The fair values of our pension plan investments classified as Level 2 are based on quoted prices for similar assets in markets that are not active, other inputs that are observable, such as interest rates, yield curves, volatilities, prepayment speeds, loss severities, credit risks, and default rates, or other market-corroborated inputs.

401(k) Plan

The Company sponsors a 401(k) plan in which we match a portion of U.S. employees' contributions. The plan provides for salary reduction contributions by employees and, in 2014, 2013, and 2012, provided matching contributions by the Company of 50% of each employee's contributions which were not in excess of 6% of the employee's annual cash compensation.

On January 1, 2014, the Company began providing a nonelective contribution to the 401(k) plan of 2% of annual cash compensation for employees who elected to opt out of the future benefits of the U.S. defined benefit plan during the

election period provided during the fourth quarter of 2013 and for new U.S. employees who started working for the Company after September 30, 2013.

The 401(k) contributions by the Company, included in acquisition and operating expenses in the consolidated statements of earnings, were \$7 million in 2014 and \$5 million in both 2013 and 2012. The plan trustee held approximately two million shares of our common stock for plan participants at December 31, 2014.

Stock Bonus Plan

Aflac U.S. maintains a stock bonus plan for eligible U.S. sales associates. Plan participants receive shares of Aflac Incorporated common stock based on their new annualized premium sales and their first-year persistency of substantially all new insurance policies. The cost of this plan, which was capitalized as deferred policy acquisition costs, amounted to \$36 million in 2014, compared with \$38 million in 2013 and 2012.

15. COMMITMENTS AND CONTINGENT LIABILITIES

We have three outsourcing agreements with a technology and consulting corporation. The first agreement provides mainframe computer operations and support for Aflac Japan. It has a remaining term of one year and an aggregate remaining cost of 4.8 billion yen (\$40 million using the December 31, 2014, exchange rate). The second agreement provides distributed mid-range server computer operations and support for Aflac Japan. It has a remaining term of one year and an aggregate remaining cost of 3.9 billion yen (\$32 million using the December 31, 2014, exchange rate). The third agreement provides application maintenance and development services for Aflac Japan. It has a remaining term of three years and an aggregate remaining cost of 4.4 billion yen (\$36 million using the December 31, 2014, exchange rate).

We have an outsourcing agreement with a management consulting and technology services company to provide application maintenance and development services for our Japanese operation. The agreement has a remaining term of three years with an aggregate remaining cost of 3.8 billion yen (\$31 million using the December 31, 2014, exchange rate).

We have two outsourcing agreement with information technology and data services companies to provide application maintenance and development services for our Japanese operation. The first agreement has a remaining term of two years with an aggregate remaining cost of 2.3 billion yen (\$19 million using the December 31, 2014, exchange rate). The second agreement has a remaining term of three years with an aggregate remaining cost of 2.3 billion yen (\$19 million using the December 31, 2014, exchange rate).

We lease office space and equipment under agreements that expire in various years through 2022. Future minimum lease payments due under non-cancelable operating leases at December 31, 2014, were as follows:

(In millions)	
2015	\$ 55
2016	29
2017	19
2018	11
2019	7
Thereafter	8
Total future minimum lease payments	\$129

We are a defendant in various lawsuits considered to be in the normal course of business. Members of our senior legal and financial management teams review litigation on a quarterly and annual basis. The final results of any litigation cannot be predicted with certainty. Although some of this litigation is pending in states where large punitive damages, bearing little relation to the actual damages sustained by plaintiffs, have been awarded in recent years, we believe the outcome of pending litigation will not have a material adverse effect on our financial position, results of operations, or cash flows.

16. UNAUDITED CONSOLIDATED QUARTERLY FINANCIAL DATA

In management's opinion, the following quarterly financial information fairly presents the results of operations for such periods and is prepared on a basis consistent with our annual audited financial statements.

(In millions, except for per-share amounts)	March 31, 2014	June 30, 2014	September 30, 2014	December 31, 2014
Net premium income	\$4,854	\$4,888	\$4,841	\$4,489
Net investment income	827	843	841	808
Realized investment gains (losses)	(46)	102	16	143
Other income	5	5	38	74
Total revenues	5,640	5,838	5,736	5,514
Total benefits and expenses	4,536	4,600	4,662	4,439
Earnings before income taxes	1,104	1,238	1,074	1,075
Total income tax	372	428	368	372
Net earnings	\$ 732	\$ 810	\$ 706	\$ 703
Net earnings per basic share	\$ 1.61	\$ 1.79	\$ 1.56	\$ 1.57
Net earnings per diluted share	1.60	1.78	1.56	1.57

Quarterly amounts may not agree in total to the corresponding annual amounts due to rounding.

(In millions, except for per-share amounts)	March 31, 2013	June 30, 2013	September 30, 2013	December 31, 2013
Net premium income	\$5,184	\$5,013	\$5,028	\$4,910
Net investment income	833	813	821	826
Realized investment gains (losses)	156	201	22	20
Other income	35	17	15	45
Total revenues	6,208	6,044	5,886	5,801
Total benefits and expenses	4,847	4,686	4,817	4,773
Earnings before income taxes	1,361	1,358	1,069	1,028
Total income tax	469	469	367	353
Net earnings	\$ 892	\$ 889	\$ 702	\$ 675
Net earnings per basic share	\$ 1.91	\$ 1.91	\$ 1.51	\$ 1.46
Net earnings per diluted share	1.90	1.90	1.50	1.45

Quarterly amounts may not agree in total to the corresponding annual amounts due to rounding.

17. SUBSEQUENT EVENTS

Subsequent to December 31, 2014, in the execution of planned investment portfolio diversification, we expanded our investments in bank loans, high yield corporate bonds and middle market loans. We increased the allocation to our bank loan investment program by approximately \$750 million, of which approximately \$700 million has been funded; our high yield corporate bonds program by approximately \$500 million, of which approximately \$135 million has been funded; and our middle market loan program by approximately \$300 million, of which approximately \$5 million has been funded. The Company is beginning to invest in high yield corporate bonds and middle market loans as new as set classes that help diversify the investment portfolio within the guidelines of our strategic asset allocation model.

Aflac Incorporated (Parent Only) Condensed Statements of Earnings

	Years	Years ended December 31,			
(In millions)	2014	2013	2012		
Revenues:					
Dividends from subsidiaries ⁽¹⁾	\$ 1,483	\$ 962	\$ 0		
Management and service fees from subsidiaries ⁽¹⁾	272	292	249		
Net investment income	13	11	20		
Interest from subsidiaries ⁽¹⁾	6	7	7		
Realized investment gains (losses)	45	10	1		
Change in fair value of the cross-currency interest rate swaps	314	274	154		
Other income (loss)	(11)	1	(7)		
Total revenues	2,122	1,557	424		
Operating expenses:					
Interest expense	243	208	184		
Other operating expenses	88	79	72		
Total operating expenses	331	287	256		
Earnings before income taxes and equity in undistributed earnings of subsidiaries	1,791	1,270	168		
Income tax expense (benefit):					
Current	1	0	1		
Deferred	120	98	50		
Total income taxes	121	98	51		
Earnings before equity in undistributed earnings of subsidiaries	1,670	1,172	117		
Equity in undistributed earnings of subsidiaries ⁽¹⁾	1,281	1,986	2,749		
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866		

^(*)Eliminated in consolidation

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

Aflac Incorporated (Parent Only) Condensed Statements of Comprehensive Income (Loss)

	Years ended December 31,			
(In millions)	2014	2013	2012	
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866	
Other comprehensive income (loss) before income taxes:				
Foreign currency translation adjustments:				
Unrealized foreign currency translation gains (losses) during period - parent only	39	48	95	
Equity in unrealized foreign currency translation gains (losses) of subsidiaries during period	(1,494)	(1,636)	(382)	
Unrealized gains (losses) on investment securities:				
Unrealized holding gains (losses) on investment securities during period - parent only	9	(12)	15	
Equity in unrealized holding gains (losses) on investment securities held by subsidiaries during period	5,938	(2,350)	1,645	
Equity in reclassification adjustment for realized (gains) losses of subsidiaries included in net earnings	(54)	(56)	497	
Unrealized gains (losses) on derivatives during period	(17)	(10)	(22)	
Pension liability adjustment during period	(76)	157	(20)	
Total other comprehensive income (loss) before income taxes	4,345	(3,859)	1,828	
Income tax expense (benefit) related to items of other comprehensive income (loss)	1,803	(581)	1,078	
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	2,542	(3,278)	750	
Total comprehensive income (loss)	\$ 5,493	\$ (120)	\$ 3,616	

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements. See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

Aflac Incorporated (Parent Only) Condensed Balance Sheets

	Decem	er 31,	
(In millions, except for share and per-share amounts)	2014	2013	
Assets:			
Investments and cash:			
Fixed maturity securities available for sale, at fair value (amortized cost \$419 in 2014 and \$322 in 2013)	\$ 437	\$ 332	
Investments in subsidiaries ⁽¹⁾	21,430	17,678	
Other investments	24	313	
Cash and cash equivalents	1,638	1,081	
Total investments and cash	23,529	19,404	
Due from subsidiaries ⁽¹⁾	116	128	
Other assets	766	464	
Total assets	\$24,411	\$19,996	
Liabilities and shareholders' equity:			
Liabilities:			
Income taxes	\$ 6	\$ (120)	
Employee benefit plans	282	246	
Notes payable	5,285	4,910	
Other liabilities	491	340	
Total liabilities	6,064	5,376	
Shareholders' equity:			
Common stock of \$.10 par value. In thousands: authorized 1,900,000 shares in 2014 and 2013; issued 668,132 shares in 2014 and 667,046 shares in 2013	67	67	
Additional paid-in capital	1,711	1,644	
Retained earnings	22,156	19,885	
Accumulated other comprehensive income (loss):			
Unrealized foreign currency translation gains	(2,541)	(1,505)	
Unrealized gains (losses) on investment securities	4,672	1,035	
Unrealized gains (losses) on derivatives	(26)	(12)	
Pension liability adjustment	(126)	(81)	
Treasury stock, at average cost	(7,566)	(6,413)	
Total shareholders' equity	18,347	14,620	
Total liabilities and shareholders' equity	\$24,411	\$19,996	

⁽¹⁾Eliminated in consolidation
See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.
See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

Aflac Incorporated (Parent Only) Condensed Statements of Cash Flows

	Years ended December 31,			
(In millions)	2014	2013	2012	
Cash flows from operating activities:				
Net earnings	\$ 2,951	\$ 3,158	\$ 2,866	
Adjustments to reconcile net earnings to net cash provided from operating activities:				
Equity in undistributed earnings of subsidiaries ⁽¹⁾	(1,281)	(1,986)	(2,749)	
Change in income tax liabilities	115	155	111	
Other, net	(72)	11	(242)	
Net cash provided (used) by operating activities	1,713	1,338	(14)	
Cash flows from investing activities:				
Fixed maturity securities sold	38	8	13	
Fixed maturity securities purchased	(105)	(206)	(26)	
Other investments sold (purchased)	290	(298)	(3)	
Net cash provided (used) by investing activities	223	(496)	(16)	
Cash flows from financing activities:				
Purchases of treasury stock	(1,210)	(813)	(118)	
Proceeds from borrowings	750	700	1,506	
Principal payments under debt obligations	(335)	0	(380)	
Dividends paid to shareholders	(654)	(635)	(603)	
Treasury stock reissued	33	88	70	
Proceeds from exercise of stock options	23	41	21	
Net change in amount due to/from subsidiaries ⁽¹⁾	14	28	(21)	
Net cash provided (used) by financing activities	(1,379)	(591)	475	
Net change in cash and cash equivalents	557	251	445	
Cash and cash equivalents, beginning of period	1,081	830	385	
Cash and cash equivalents, end of period	\$ 1,638	\$ 1,081	\$ 830	

⁽¹⁾Eliminated in consolidation

See the accompanying Notes to Condensed Financial Statements.

See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

Aflac Incorporated (Parent Only) Notes to Condensed Financial Statements

The accompanying condensed financial statements should be read in conjunction with the consolidated financial statements and notes thereto of Aflac Incorporated and Subsidiaries included in Part II, Item 8 of this report.

(A) Notes Payable

A summary of notes payable as of December 31 follows:

(In millions)	2014	2013
3.45% senior notes due August 2015	\$ 300	\$ 300
2.65% senior notes due February 2017	653 ⁽¹⁾	655 ⁽¹⁾
8.50% senior notes due May 2019	850	850
4.00% senior notes due February 2022	350 ⁽²⁾	349 ⁽²⁾
3.625% senior notes due June 2023	700	700
3.625% senior notes due November 2024	749	0
6.90% senior notes due December 2039	397 ⁽²⁾	396 ⁽²⁾
6.45% senior notes due August 2040	448 (2)	448 (2)
5.50% subordinated debentures due September 2052	500	500
Yen-denominated Uridashi notes:		
2.26% notes due September 2016 (principal amount 10 billion yen)	83	95
Yen-denominated Samurai notes:		
1.47% notes paid July 2014 (principal amount 28.7 billion yen)	0	272
1.84% notes due July 2016 (principal amount 15.8 billion yen)	131	150
Variable interest rate notes paid July 2014 (1.30% in 2013, principal amount 5.5 billion yen)	0	52
Yen-denominated loans:		
3.60% loan due July 2015 (principal amount 10 billion yen)	83	95
3.00% loan due August 2015 (principal amount 5 billion yen)	41	48
Total notes payable	\$5,285	\$4,910

^(f) Principal amount plus an issuance premium that is being amortized over the life of the notes

During 2009, Aflac Japan bought on the open market 2.0 billion yen of yen-denominated Uridashi notes issued by the Parent Company which are outstanding as of December 31, 2014. In consolidation, those notes have been extinguished; however, they remain an outstanding liability for the Parent Company until their maturity date.

The aggregate contractual maturities of notes payable during each of the years after December 31, 2014, are as follows:

(In millions)	
2015	\$ 424
2016	214
2017	650
2018	0
2019	850
Thereafter	3,150
Total	\$5,288

For further information regarding notes payable, see Note 9 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

⁽²⁾ Principal amount net of an issuance discount that is being amortized over the life of the notes

(B) Derivatives

At December 31, 2014, the Parent Company's outstanding freestanding derivative contracts were swaps associated with our notes payable, consisting of cross-currency interest rate swaps, also referred to as foreign currency swaps, associated with our senior notes due in February 2017, February 2022, June 2023 and November 2024, and subordinated debentures due in September 2052. We do not use derivative financial instruments for trading purposes, nor do we engage in leveraged derivative transactions. For further information regarding these derivatives, see Notes 1, 4 and 9 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

(C) Income Taxes

The Parent Company and its eligible U.S. subsidiaries file a consolidated U.S. federal income tax return. Income tax liabilities or benefits are recorded by each principal subsidiary based upon separate return calculations, and any difference between the consolidated provision and the aggregate amounts recorded by the subsidiaries is reflected in the Parent Company financial statements. For further information on income taxes, see Note 10 of the Notes to the Consolidated Financial Statements.

(D) Dividend Restrictions

See Note 13 of the Notes to the Consolidated Financial Statements for information regarding dividend restrictions.

(E) Supplemental Disclosures of Cash Flow Information

(In millions)	2014	2013	2012
Interest paid	\$ 241	\$ 205	\$ 181
Noncash financing activities:			
Treasury stock issued for shareholder dividend reinvestment	26	25	25

SCHEDULE III SUPPLEMENTARY INSURANCE INFORMATION

Aflac Incorporated and Subsidiaries Years ended December 31,

(In millions)	Deferred Policy Acquisition Costs	uisition Benefits & Unpaid Unearned		Other Policyholders' Funds		
2014:						
Aflac Japan	\$ 5,211	\$ 60,036	\$ 8,509	\$ 6,030		
Aflac U.S.	3,062	9,239	117	0		
All other	0	1	0	1		
Total	\$ 8,273	\$ 69,276	\$ 8,626	\$ 6,031		
2013:						
Aflac Japan	\$ 5,819	\$ 64,122	\$ 10,520	\$ 5,660		
Aflac U.S.	2,979	8,775	122	201		
All other	0	2	0	0		
Total	\$ 8,798	\$ 72,899	\$ 10,642	\$ 5,861		

Segment amounts may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding.

Years Ended December 31,

(In millions)	Net remium evenue	Net estment ncome		enefits and laims, net	Defe	rtization of rred Policy sition Costs	O	Other perating openses	emiums Written
2014:									
Aflac Japan	\$ 13,861	\$ 2,662	\$	10,084		649	\$	2,364	\$ 13,352
Aflac U.S.	5,211	645		2,853		459		1,474	5,198
All other	0	12		0		0		354	0
Total	\$ 19,072	\$ 3,319	\$	12,937		1,108	\$	4,192	\$ 18,550
2013:									
Aflac Japan	\$ 14,982	\$ 2,651	5	10,924	5	641	\$	2,495	\$ 15,960
Aflac U.S.	5,153	632		2,889		433		1,431	5,144
All other	0	10		0		0		310	0
Total	\$ 20,135	\$ 3,293	9	13,813		1,074	\$	4,236	\$ 21,104
2012:									
Aflac Japan	\$ 17,151	\$ 2,845	5	12,496	5	716	\$	2,937	\$ 23,662
Aflac U.S.	4,996	613		2,834		400		1,397	4,988
All other	1	15		0		1		281	0
Total	\$ 22,148	\$ 3,473	9	15,330	5	1,117	\$	4,615	\$ 28,650

Segment amounts may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding. See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

SCHEDULE IV REINSURANCE

Aflac Incorporated and Subsidiaries Years Ended December 31,

(In millions)	Gross Amount	Ceded to Other Companies	Assumed from Other companies	Net Amount	Percentage of Amount Assumed to Net
2014:					
Life insurance in force	\$ 144,374	\$ 3,298	\$ 0	\$ 141,076	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 14,648	\$ 339	\$ 10	\$ 14,319	0%
Life insurance	4,764	11	0	4,753	0
Total earned premiums	\$ 19,412	\$ 350	\$ 10	\$ 19,072	0%
2013:					
Life insurance in force	\$ 157,022	\$ 3,245	\$ 0	\$ 153,777	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 15,393	\$ 98	\$ 12	\$ 15,307	0%
Life insurance	4,840	12	0	4,828	0
Total earned premiums	\$ 20,233	\$ 110	\$ 12	\$ 20,135	0%
2012:					
Life insurance in force	\$ 173,791	\$ 3,867	\$ 0	\$ 169,924	0%
Premiums:					
Health insurance	\$ 17,541	\$ 19	\$ 14	\$ 17,536	0%
Life insurance	4,626	14	0	4,612	0
Total earned premiums	\$ 22,167	\$ 33	\$ 14	\$ 22,148	0%

Premiums by type may not agree in total to the corresponding consolidated amounts due to rounding. See the accompanying Report of Independent Registered Public Accounting Firm.

2 【主な資産及び負債の内容】

本項に記載すべき事項は、連結財務諸表注記に記載されている。

3 【その他】

(1)決算日後の状況

当社は、連結財務諸表及び注記における認識及び開示のため、2015年1月1日以降に発生した後発事象について評価した。同日以降、本有価証券報告書提出日までの期間に、2014年12月31日における当社の財務状況又は事業に重大な影響を与える事象は発生しなかった。

2015年3月、親会社は米国において公募により、2本の優先社債合計10億ドルを発行した。1本目は、発行金額550百万ドル、5年満期固定利付型(年利2.40%、半年払い)、2本目は、発行金額450百万ドル、10年満期固定利付型(年利3.25%、半年払い)である。当社は、これらの優先社債のドル建て元本及び利息を円建て債務に転換することにより、利息費用を低減すべく、クロス・カレンシースワップ契約を結んだ。これらの通貨スワップ契約を結ぶことで、当社は経済的な価値として、550百万ドルのドル建て債務を670億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年2.40%から円建ての年0.24%に低減させるとともに、450百万ドルのドル建て債務を550億円の円建て債務に転換し、支払金利をドル建ての年3.25%から円建ての年0.82%に低減させた。

2015年4月、親会社は、2015年3月に発行した固定利付型優先社債により調達した10億ドルを、2019年5月償還期限の固定利付型(年利8.50%)の優先社債850百万ドルの早期償還及びこれに伴う同社債保有者へのプレミアムの支払総額230百万ドルの一部に充当した。

(2) 当連結年度に関連する四半期連結業績(無監査)

(百万ドル、百万円、ただし、1株当たりの金額を除く)

(累計期間)	第1四半期 (2014年1月1日から 2014年3月31日)	第2四半期 (2014年1月1日から 2014年6月30日)	第3四半期 (2014年1月1日から 2014年9月30日)	第4四半期 (2014年1月1日 から 2014年12月31日)
収益合計	\$5,640 /689,941	\$11,478 /1,404,104	\$17,214 /2,105,789	\$22,728 /2,780,316
税引前当期純利益	\$1,104 /135,052	\$2,342 /286,497	\$3,416 /417,879	\$4,491 /549,384
当期純利益	\$732 /89,546	\$1,542 /188,633	\$2,248 /274,998	\$2,951 /360,996
1株当たり 当期純利益(基本)	\$1.61 /196.95	\$3.40 /415.92	\$4.96 /606.76	\$6.54 /800.04
1株当たり 当期純利益 (希薄化後)	\$1.60 /195.73	\$3.38 /413.48	\$4.93 /603.09	\$6.50 /795.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(2014年1月1日から	(2014年4月1日から	(2014年7月1日から	(2014年10月1日から
	2014年3月31日)	2014年6月30日)	2014年9月30日)	2014年12月31日)
1株当たり	\$1.61	\$1.79	\$1.56	\$1.57
当期純利益(基本)	/196.95	/218.97	/190.83	/192.06

EDINET提出書類 AFLAC Incorporated(E05776)

有価証券報告書

1株当たり	\$1.60	\$1.78	\$1.56	\$1.57
当期純利益	/195.73	/217.75	/190.83	/192.06
(希薄化後)				

端数計算をしているため、各四半期の合計が年間の合計と一致しない場合がある。

(3)訴訟

当社は、業務において通常発生しうるさまざまな訴訟で被告となっている。当社の法務及び財務担当上級役員チームのメンバーはそれぞれ四半期ごと及び年ごとにこれらの案件について検討している。訴訟の最終結果を確実に予測することは困難である。訴訟の中には、近年において原告が被った現実の被害額からかけ離れた多額の懲罰的賠償請求が認められた州で係争中のものもあるが、当社は、係争中の訴訟の結果が当社の財政状態と経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことはないと考えている。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の差異】

この有価証券報告書に記載されている財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則 (以下「米国の会計原則」という)に準拠して作成されている。したがって、当該財務書類の作成に当たり採用された会計処理の原則及び手続並びに表示方法は、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則 (以下「日本の会計原則」という)に準拠して作成される場合とは異なるものがある。その主な差異の要約 は、以下のとおりである。

(1)保険会計

米国の会計原則は、保険会社の財務諸表を州保険監督機関の規定する会計実務から、一般に認められた会計原則に修正することを求めている。日本では、法令によって規定された会計実務を一般に認められたものとみなしている。米国の会計原則と日本の会計原則の主な相違点は、以下のとおりである。

- (a)米国では、保険料収入は、発生主義により保険契約上の保険料払込期間にわたって比例的に稼得収益 として認識する。日本では、現金主義により認識される。
- (b)米国では、新保険契約を獲得するための費用は、資産化され、責任準備金の計算に用いられた予定保 険料払込期間にわたって、認識された保険料収入に比例して費用化される。日本では、そのような費 用は、発生時に費用として処理される。
- (c)米国では、責任準備金は、保険会社のそれぞれの保険種類ごとの、経験による見積投資利益率、解約率、罹病率及び死亡率を使用し、平準純保険料方式により計算される。日本では、金融庁によって許可された一定の前提条件と算出方法により計算される。

(2)複合金融商品に組み込まれたデリバティブの区分処理

日本の会計原則においては、次のすべての要件を満たした場合、複合金融商品(金融資産あるいは金融 負債)に組み込まれたデリバティブは区分して評価する必要がある。1)組込デリバティブのリスクが現物 の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること 2)組込デリバティブと同一条件の独立したデリバ ティブが、デリバティブの特徴を満たすこと、3)当該複合金融商品について、公正価値の変動による評価差額が当期の損益に反映されていないこと。これらの要件を満たす場合には、組込デリバティブは金融資産又は負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理しなければならない。

一方で米国の会計原則においては、組込デリバティブを区分処理することが求められるか否かを決定するにあたり、上述の日本の会計原則において要求される1)の要件の代わりに組込デリバティブの経済的特徴及びリスクがホスト契約と明らかに密接に関連しているか否かについての評価が求められる。

(3)変動持分事業体の連結

米国の会計原則のもとでは、定性的なアプローチに基づいて変動持分事業体(以下「VIE」という)を連結すべきか否かを評価することが要求されている。企業は、VIEの経済的なパフォーマンスに最も重要な影響を与えるVIEの活動を指揮する権限を有し、かつ(1)VIEの損失を吸収する義務、又は(2)VIEから利益を受け取る権利を有している場合には、VIEを連結することが求められている。日本の会計原則のもとでは、特定目的会社に対して米国の会計原則とは異なる連結の要件が適用されるが、当社が保有するVIEについては連結することは求められていない。

(4)永久証券の減損

米国の会計原則のもとでは、2008年6月30日以前の期間においては当社が保有する永久証券は持分証券減損モデルを適用して一時的でない減損の評価が行われていた。2008年6月30日後は、当社が保有する永久証券は当社の債券減損モデルを適用して一時的でない減損の評価が行われる。ただし、格付けが非投資適格級に引き下げられた一部の証券については、当社の持分証券減損モデルを適用している。日本の会計原則のもとでは、すべての期間において、永久証券については債券減損モデルを適用することになる。

(5)投資に関する会計

日本の会計基準の下では、「責任準備金対応債券」(以下「PRM」)と呼ばれる保有目的区分がある。この保有目的区分は、資産及び負債のデュレーション・マッチングの適切な管理を推進する保険会社の財務上の特性に配慮したものである。PRMは、資産及び関連する保険契約負債の評価方法の整合性を保つため償却原価で評価される。米国の会計基準の下では、同様の保有目的区分はなく、日本の会計基準の下でPRMに区分される有価証券は、米国会計基準上、売却可能有価証券に分類される。PRMに区分される有価証券は、売却可能有価証券と異なり、株主持分において未実現損益を認識する必要はない。

(6)再保険

米国の会計原則の下では、再保険契約締結時点での利益計上が認められていない。再保険契約におけるすべての利益は、その契約期間にわたり、繰延利益負債によって相殺される。日本の会計原則の下では、保険業法施行規則において、再保険契約締結時点での出再責任準備金の控除が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令、第8号様式、記載上の注意に基づき記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

- 1. 日本における株式事務等の概要
 - (1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

日本においては、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。しかし、株式会社証券保管振替機構(以下、「保振機構」)又は保管機関(以下に定義する。)のノミニー名義となっている当社株式の実質株主(以下、「実質株主」)に対する株式事務は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則第69条第2項により保振機構から三井住友信託銀行株式会社(以下、「株式事務取扱機関」)が委任を受けこれを取り扱う。

東京証券取引所(以下、「取引所」)に上場された当社株式は、保振機構の外国株券等保管振替決済制度(以下、「決済制度」)に従い、保振機構の名義で、保振機構が現地保管機関として指定した米国の現地保管機関(以下、「保管機関」)により米国内で保管され、保振機構又は保管機関のノミニー名義で当社の株主名簿に登録される。従って当社株式の取引所取引の決済に当たっては、取引所の参加者である証券会社間では保振機構に開設した当該参加者の外国株券等の口座間の振替決済により処理されることになり、また同一参加証券会社の顧客間の決済については、当該両顧客が当該証券会社に外国証券取引口座約款(以下、「外国証券取引口座約款」)を提出して開設した外国証券取引口座間の振替決済が行われるため、通常当社株主名簿上における株式名簿書換は行われない。

但し、保振機構への新たな預託を保管機関に行った場合、あるいは参加者の指定する現地口座への交付が行われた場合、前者では、保振機構が米国内における株式名義書換の手続きに従って名義書換手続きを行うよう必要な措置を行い、後者の場合は交付を受けた参加者が必要な名義変更手続きを行う。

一方、GBCCによれば、当社は、その株主名簿上の登録名義人を当該株式の事実上の所有者として取り扱う権利を有し、同法が要求する場合を除いては、他の者の当該株式に対する衡平法上その他の権利若しくは利益を承認する義務を負わない。従って、取引所における取引により当社の株式を取得し、それを取引所の定める上記保管制度に従って保有している投資家、すなわち実質株主は、配当を受領する権利、議決権などの権利を、保振機構を通じて行使することとなる。

以下に記載するものは、上記決済制度に基づき締結される保振機構及び保管機関間の保管契約、保振機構、株式事務取扱機関及び当社間の株式事務委任に関する契約、保振機構、配当金支払取扱銀行及び当社間の配当金支払事務委任に関する契約等に基づく実質株主の配当を受領する権利、議決権などの権利を保振機構を通じて間接的に行使するための、実質株主に関する株式事務等の概要である(この株式事務等は、今後変更されることがあり得るし、上記の記載は、投資家が必要な外国為替管理法上の許可を得て株券の保管及び当社の株主名簿上の登録名義人につきこれと異なる取り決めをした場合には適用されない。)。

- (2) 株主に対する特典 なし。
- (3) 株式の譲渡制限 なし。
- (4) その他株式事務に関する事項

(イ)決算期

毎年12月31日

(口)年次株主総会

毎年5月の第1月曜日(当該日が法定休日に当たる場合は、翌営業日)又は取締役会が決める日に開催される。

(八)基準日

株主総会又はその延会の通知を受け若しくは議決権を行使し配当金の支払いを受ける株主を確定するため、当社の取締役会は、事前に株主確定のための基準日を定めることができる。基準日はかかる株主の確定を要する特定の行為がなされる日より70日前以降の日でかつ、株主総会の場合には、その10日以上前の日でなければならない。

(二)株券の種類

任意の株数を表示できる。

(ホ)株券に関する手数料

日本における当社株式の実質株主は、日本の証券会社に外国証券 取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に 従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。米国内におい ては、当社名義書換代理人又は登録機関は当社株式の名義書換又 は登録手数料を株主より徴収しない。

(へ)公告掲載新聞名

実質株主のために当社は、一定の事項を、株式会社東京証券取引 所のホームページにおいて開示する場合を除き、日本国内におい て発行される日本経済新聞に掲載して公告する。

2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続き等

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続き

日本における当社株式の実質株主は株式事務取扱機関に指図することにより議決権を行使することができる。実質株主は、原則として1株当たり1議決権を有する。但し、一定の条件を満たす株式について(本報告書第一部 第1 1.(2)(8)(a) 項を参照されたい。)、実質株主は1株当たり10議決権を有する。議決権代理行使の勧誘が行われる場合、株式事務取扱機関は、当社から適切な数の議決権代理行使指図書参考書類を受領し、これを関連する基準日現在で同機関が作成した実質株主明細表に基づき実質株主に交付する。但し、上記の議決権代理行使につき実質株主からの指示がない場合には、当該実質株主の所有する当社の普通株式についての議決権は行使されない。

(2) 配当請求等に関する手続き

株式事務取扱機関は、当社から配当金額、配当金支払日等の配当支払に関する通知を受けたときはこれを基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に通知する。

配当金は、保振機構が当社から保管機関を経由して一括受領し、これを配当金支払取扱銀行に交付し、配当金支払取扱銀行は、株式事務取扱機関が作成した実質株主明細表に基づき、銀行口座振込又は郵便振替払出証書により実質株主へ交付する。

株式配当、株式分割については決済制度に基づき行うこととなるが、原則として保振機構を通じて実質株主の口座に振り込まれる。但し、割当株数が1株未満の株式については売買処分し、売却代金は、株式事務取扱機関を通じ実質株主に交付される。

登録株主としての保振機構に新株引受権が付与された場合には、実質株主が新株式の引受を希望し、 証券会社を通じて保振機構に払込代金を支払うときは、保振機構が新株引受権を行使して新株を引き受

有価証券報告書

け、当該新株式が実質株主の口座に振り込まれる。それ以外の場合又は保振機構が当該新株引受権を行使することが不可能であると認める場合には、保振機構が当該新株引受権を米国において売却処分する。その処分代金は、保振機構から株式事務取扱機関経由でそれに対する権利を有する実質株主に対して支払われる。ただし、保振機構が米国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当該新株引受権の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株引受権等はその効力を失う。

(3) 株式の移転に関する手続き

米国においては、当社株式の移転には、当該株式を表章する株券に適法な裏書をして交付するか、又は正当に作成された株式譲渡委任状を添えて株券を交付するとともに株式の譲渡に関する税金の完納を要する。

日本においては、実質株主は当社株式の株券を保有せず、実質株主は当社株式に関する権利を取引所の取引により譲渡することができる。この場合、取引の決済は、証券会社に開設された口座間の振替か、又は保振機構に開設された証券会社の口座間の振替によって行われる。

(4) 日本における課税上の取扱い

当社の実質株主のうち、日本の居住者である個人(以下、本(4)において「個人株主」)が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税・地方住民税、ならびに個人株主が保有する当社株式について相続が開始した場合における相続税及び贈与がなされた場合における贈与税、ならびに内国法人である当社の実質株主(以下、本(4)において「法人株主」)が保有する当社株式についての配当及び売買損益に係る所得税及び法人税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。但し、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、当社株式が上場株式であることを前提とする。

なお、以下の記述の内容は、別途明示しない限り本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、適用ある諸法令の改正により変更されることがある。また、以下の記述の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

<個人株主>

(1) 配当

個人株主が日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において 当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額(もしあれば)を米国における当該配当の支 払額から控除した後の金額に対して、通常の20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税 (ただし、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%の税率で、源泉徴 収(地方住民税については特別徴収)により課税される。(配当金交付時になされるこれらの源泉徴収 (地方住民税については特別徴収)を、以下、「支払取扱者源泉徴収」という。)

個人株主が受領した当社株式の配当については、日本で累進税率(最高限界税率は、所得税と地方住民税を合計した55%に復興特別所得税(ただし、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計55.945%である。)により、総合課税の対象となる配当所得として確定申告をしなければならない。但し、支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の3%以上を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額について確定申告を要する所得に含めないことができる(これを「配当申告不要制度」という。)ので、かかる個人株主が当社株式について受領する配当に関しては、総合課税の対象となる配当所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下「配当申告分離課税」)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件及び制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる(なお、平成28年1月1日付で施行予定の改正租税特別措置法に基づき、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税が選択された場合には、当該配当所得及び上場株式等の譲渡損失のほか、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債の利子、平成28年1月1日以後に償還された特定公社債の償還差損益、および平成28年1月1日以後に譲渡された特定公社債の譲渡損益等も、かかる損益通算の対象に原則として含まれることとなる予定である。)。他方、個人株主が、当社株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、当社株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、通常の20%(所得税15%及び地方住民税5%)に復興特別所得税(ただし、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計20.315%である。

なお、個人株主が当社株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた当社株式の配当に課された米国源泉所得税(もしあれば)は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた当社株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

(2) 売買損益

個人株主による当社株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様である。

(3) 相続税・贈与税

日本に住所を有する個人、 日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人(当該個人、相続若しくは遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。)又は贈与をした者が、相続若しくは遺贈に係る相続の開始又は贈与前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。)又は 日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有しない個人(相続若しくは遺贈に係る被相続人又は贈与をした者が相続若しくは遺贈に係る相続開始又は贈与の時において日本に住所を有していた場合に限る。)が、当社株式を相続した場合若しくは当社株式の遺贈を受けた場合又は当社株式の贈与を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税又は贈与税が課されるが、適用ある法令に定める要件および制限に従って、米国で課された相続税又は贈与税に相当する税の税額につき控除が認められる場合がある。

<法人株主>

(1) 配当

法人株主(公共法人等を除く。)が、日本における支払の取扱者を通じて当社株式の配当の交付を受ける場合は、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額(もしあれば)を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、通常の15%(所得税)に復興特別所得税(ただし、平成49年12月31日まで)の税率(所得税額の2.1%)を加えた合計15.315%の税率で、源泉徴収により課税される。法人株主が受け取った当社株式の配当は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金の額に算入される。但し、法人税の確定申告において、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税(もしあれば)については外国税額控除を、日本における支払いの取扱者から交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された所得税については所得税額控除を、それぞれ適用ある法令に定める要件及び制限に従って受けることができる。

(2) 売買損益

法人株主による当社株式の売却による損益に対する課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と原則として同様であり、法人株主による当社株式の売却に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、法令上非課税とされる場合を除き、法人税の課税標準である所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入される。

(5) その他諸通知報告

日本における当社株式の実質株主に対し、株主総会等に関する通知が行われる場合には、株式事務取扱機関は通知を当社から受領し、これを一定基準日現在の実質株主明細表に基づき実質株主に交付するか、所定の方法により公告を行う。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】 該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は本年度期首より本報告書提出日までに金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、下記の書類を提出した。

	書類名	提出年月日
1.	· 発行登録書	2014年3月4日
2.	訂正発行登録書	2014年4月9日
3.	2013年度有価証券報告書	2014年4月18日
4.	確認書	2014年4月18日
5.	内部統制報告書	2014年4月18日
6.	訂正発行登録書	2014年4月18日
7.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく報告書)	2014年5月9日
8.	訂正発行登録書	2014年5月9日
9.	2014年度第1四半期報告書	2014年6月6日
10.	確認書	2014年6月6日
11.	訂正発行登録書	2014年6月6日
12.	2013年度訂正有価証券報告書	2014年6月16日
13.	確認書	2014年6月16日
14.	訂正発行登録書	2014年6月16日
15.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	2014年7月10日
16.	訂正発行登録書	2014年7月10日
17.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告書)	2014年8月15日
18.	訂正発行登録書	2014年8月15日
19.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	2014年8月26日

有価証券報告書

		1月11世
20.	訂正発行登録書	2014年8月26日
21.	2014年度第2四半期報告書	2014年9月5日
22.	確認書	2014年9月5日
23.	訂正発行登録書	2014年9月5日
24.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告書)	2014年10月8日
25.	訂正発行登録書	2014年10月8日
26.	2014年度第3四半期報告書	2014年12月5日
27.	確認書	2014年12月5日
28.	訂正発行登録書	2014年12月5日
29.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく報告書)	2015年1月15日
30.	訂正発行登録書	2015年1月15日
31.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告書)	2015年3月9日
32.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告書)	2015年3月9日
33.	訂正発行登録書	2015年3月9日
34.	臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告書)	2015年4月9日
35.	訂正発行登録書	2015年4月9日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

独立登録監査人の同意書 (翻訳)

アフラック・インコーポレーテッド 取締役会 御中

私どもは、アフラック・インコーポレーテッド及び子会社の2014年及び2013年12月31日現在の連結貸借対照 表並びに2014年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結 株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに関連する附属明細表についての2015年2月26日付の私 どもの監査報告書を本有価証券報告書に記載することを承諾いたします。

また、本有価証券報告書の「経理の状況」の冒頭において私どもに言及することを承諾いたします。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市 2015年4月15日 次へ

独立登録監査人の監査報告書 (翻訳)

アフラック・インコーポレーテッドの取締役会及び株主各位:

私どもは、添付のアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社(以下「会社」)の2014年及び2013年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2014年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を実施した。これらの連結財務諸表については会社の経営陣が責任を負うものである。私どもの責任は、私どもが実施した監査に基づいてこれらの連結財務諸表について意見を表明することである。

私どもは、米国公開会社会計監視委員会の監査基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務諸表に重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。監査は、財務諸表上の金額や開示を裏付ける証拠を、試査により検証することを含んでいる。また監査は、財務諸表全般の表示を検討すると同時に、経営陣が適用した会計原則及び経営陣が行った重要な見積りの評価を含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明の合理的な基礎を提供しているものと信じている。

私どもの意見では、上記の連結財務諸表はすべての重要な点においてアフラック・インコーポレーテッド及びその子会社の2014年及び2013年12月31日現在の財政状態並びに2014年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。

私どもはまた、米国公開会社会計監視委員会の監査基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (COSO)が発行した「内部統制 - 統合的枠組み(2013)」の基準に基づき、2014年12月31日現在におけるアフラック・インコーポレーテッドの財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施した。2015年2月26日付の私どもの報告書では、会社の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定意見を表明している。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市 2015年2月26日 次へ

独立登録監査人の監査報告書 (翻訳)

アフラック・インコーポレーテッドの取締役会及び株主各位:

私どもは、アフラック・インコーポレーテッド及び子会社(以下「会社」)の2014年及び2013年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2014年12月31日をもって終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括(損)益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について2015年2月26日付で監査報告を行った。私どもは、上記連結財務諸表の監査に関連して、有価証券報告書の第6.1(7)に記載されている連結附属明細表の監査も実施した。これらの附属明細表は、会社の経営陣が責任を負うものである。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて附属明細表に対する意見を表明することにある。

私どもの意見では、上記の附属明細表は、基本連結財務諸表全体との関連を考慮すると、全ての重要な点において適正に情報を表示している。

KPMG LLP

ジョージア州 アトランタ市 2015年2月26日 次へ

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors

Aflac Incorporated:

We consent to the use of our reports dated February 26, 2015 with respect to the consolidated balance sheets of Aflac Incorporated and subsidiaries as of December 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014, and all related financial statement schedules, included herein.

We also consent to the reference of our firm under the heading "Financial Condition" in the Securities Report.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia April 15, 2015

次へ

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders

Aflac Incorporated:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Aflac Incorporated and subsidiaries (the Company) as of December 31, 2014 and 2013, and the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Aflac Incorporated and subsidiaries as of December 31, 2014 and 2013, and the results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), Aflac Incorporated's internal control over financial reporting as of December 31, 2014, based on criteria established in Internal Control — Integrated Framework(2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated February 26, 2015, expressed an unqualified opinion on the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia

February 26, 2015

次へ

EDINET提出書類AFLAC Incorporated(E05776)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders

Aflac Incorporated:

Under date of February 26, 2015, we reported on the consolidated balance sheets of Aflac Incorporated and subsidiaries (the Company) as of December 31, 2014, and 2013, and the related consolidated statements of earnings, comprehensive income (loss), shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2014, which are included herein. In connection with our audits of the aforementioned consolidated financial statements, we also audited the related consolidated financial statement schedules as listed in Section VI.1(7). These financial statement schedules are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statement schedules based on our audits.

In our opinion, such financial statement schedules, when considered in relation to the basic consolidated financial statements taken as a whole, present fairly, in all material respects, the information set forth therein.

/s/KPMG LLP

Atlanta, Georgia

February 26, 2015